

國學院大學學術情報リポジトリ

中世鷹狩の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Yamana, Takahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002407

中世鷹狩の研究

山名隆弘著

目次

序論

第一章 放鷹術の渡来と受容

はじめに

第一節 放鷹術の渡来伝承

第二節 鷹を「腕上に居える」人物像埴輪

第三節 魂ま覓ぎの鳥

結び

第二章 天皇の放鷹

はじめに

第一節 桓武天皇と王臣の養鷹

第二節 嵯峨天皇と『新修鷹経』

9

23

23

24

32

39

44

45

45

49

62

第三節 野行幸と大臣家大饗

(一) 野行幸

(二) 大臣家大饗

結び

第三章 放生と贄鷹

はじめに

第一節 鷹飼の罪業観と放生

第二節 鎌倉幕府の鷹狩停止令

第三節 諏訪大明神の贄鷹

(一) 神鷹

(二) 贄鷹

(三) 四句の偈頌(げしゆ)(諏訪の勘文)

(四) 諏訪円忠と鷹術

(五) 小括 諏訪社狩獵神事の特異性

187 176 173 170 165 161 144 120 117 117 111 98 84 83

第四章 鷹狩の流行と鷹術の需要

はじめに

第一節 『真名本 曾我物語』と『嵯峨野物語』

(一) 『真名本 曾我物語』と鷹の由緒

(二) 『嵯峨野物語』の成立

(三) 『白鷹記』と足利将軍家

第二節 『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』

(一) 鷹経弁疑論の登場

(二) 『蒙求臂鷹往来』の意義と影響

(三) 小括 — 蒙求臂鷹往来の位置付け —

第三節 近衛龍山と鷹

はじめに

(一) 鷹の故実家伊勢氏と近衛龍山

(二) 病鷹の治療

(三) 龍山公鷹百首

(四) 鷹書としての龍山公鷹百首

結び

319 314 284 274 269 268 268 265 257 220 220 210 202 194 194 193 193

第五章 織田信長と鷹狩

はじめに

第一節 信長の鷹狩の独創性

第二節 信長の鷹山猟と参内

第三節 逸物の鷹を求めて

第四節 盟約締結の儀礼と鷹

結び

第六章 太閤秀吉の鷹狩

はじめに

第一節 鷹野便り

第二節 大鷹野

第三節 文禄期の鷹狩熱

結び

第七章 伊達政宗の鷹と鷹狩

はじめに

399 399 398 384 371 360 359 359 355 345 339 331 322 321 321

	第一節	伊達輝宗と鷹	400
	第二節	信長と伊達の鷹	405
	第三節	目赤 <small>めあかのつるとり</small> 鶴取の鷹	410
	第四節	鷹野初め	423
	第五節	伊達政宗の鷹と徳川家康	426
	第六節	仙台藩主伊達政宗の鷹狩	436
	(一)	鷹場	437
	(二)	鷹狩	441
	(三)	鷹の贈答	444
	(四)	鷹の鳥料理	446
	(五)	鷹の確保策	456
	(六)	鷹匠	461
結び			476
第八章	徳川家康と鷹狩		477
はじめに			477
第一節	浅井了意の鷹狩批判		478

第二節 乱世の鷹と徳川家康

第三節 徳川家康の鷹確保策

第四節 鷹の数寄者、家康

第五節 大御所時代の鷹狩

結
び

第九章 江戸初期大名の鷹と鷹狩

はじめに

第一節 佐竹義宣と鷹

第二節 松前の鷹

第三節 細川忠興と鷹

(一) 御鷹の下賜と鷹の鶴

(二) 鷹の貸借と高麗鷹の入手

(三) 鷹匠と鷹の調教

(四) 鷹の鳥の料理

(五) 鷹野のこと

結
び

559 552 547 545 539 538 537 525 514 513 513 511 508 501 491 481

第四節 鷹絵額と酒井忠勝

はじめに

(一) 神前に鷹を供える儀礼

(二) 東照宮の鷹絵額

(三) 酒井忠勝の鷹

結び

結論

593

590

576

565

560

560

547

序論

一、研究の背景

鷹・鷓・雉などの幼鳥を巢の中から捕獲するか、または成鳥を罟網で捉えたものを養調して狩りに駆使用する技術は、古く草原アジアに発達し中国に伝わり、やがて朝鮮半島に及んだが、五世紀頃、百済から渡来した人々によって我国・仁徳朝に伝えられたという。

この狩猟文化は、渡来者の居住地たる河内・和泉・山城南部地方の淀川流域一帯を中心に、朝廷の特別な保護のもとに伝承された。この流域一帯は、渡り鳥の飛来地であり鷹狩の猟場としてすぐれていると同時に、古代国家の都城域に接している。

同地域は、天皇・貴族たちの鷹狩(放鷹)のために独占された禁野であり続けた。

そして鷹狩の技術をもった渡来者の子孫を中心として、鷹飼者(鷹師・鷹匠などとも)は、天皇・貴

族の放鷹に出仕する一方では、朝廷供御人という職能によって御厨子所の鳥料理のための獲物を供給し続けたのである。古代国家が私養鷹の禁止策を講じたのは、主として、放鷹が中国・周辺王朝の皇帝また王の権威の象徴となる遊獵であったと同じように、天皇もまたこれを独占するためであったし、一方では、供御人と御厨子所の特権を保護するためであったろう。国衙の鷹飼を制限し、国司から貢鷹を迫ったのは、天皇と中央貴族が鷹を独占するためであったと考えられる。このような古代における放鷹・養鷹の研究また桓武・嵯峨両天皇の特殊な鷹狩熱等についての研究はかなりすすんでいる。

一方、近世における徳川將軍家の鷹及び鷹場の独占策をはじめ、幕領・藩領における鷹巢山の占有と諸大名による將軍家への鷹献上、將軍家から朝廷に対する鷹の獲物献上と諸大名に対する鷹の獲物下賜などの儀礼についての研究は多くみられる。古代の淀川流域における禁野と共通するように、江戸城周辺の広大な將軍家鷹場が成立したといえよう。

このように、古代と近世両期に関する鷹狩の研究は、一九七〇年代に入って盛んになったが、中世の研究についてはまだ総括的なものが無い。

しかしながら、中世の文献・史料には、鷹狩に関する事例が頻出する。それらの史料を集めてくるうちに、鎌倉・室町両幕府の將軍家が、古代国家の天皇のように鷹を独占して行こうとする動きがよみとれ、やがて戦国大名もまた分国内において、鷹確保にのりだしていることが明らかとなった。そうして

織田信長・豊臣秀吉・徳川家康たちは、きわめて先鋭的にその方向を現実化して行くことになったのである。

二、着想に至った経緯

既に五十年以上前になるが、私は國學院大學の卒業論文「戦国武将と鷹狩」を提出した。主査は桑田忠親・副査は高柳光寿の両先生であった。両先生の指導と評語は私を感奮興起せしめ、胸奥にとどまり続けた。その後、高校教育の場に身を投じつつ、母校の米原正義・二木謙一両教授の助言を得ながら織田信長・豊臣秀吉・徳川家康・近衛前久(龍山)らと鷹狩に関する論文を『國學院雑誌』と『國史學』に発表することができた。そして定年退職後、これらを一本にまとめ、そのほかに二・三の論文を収載して平成十八年(二〇〇六)『戦国大名と鷹狩の研究』を上梓したのである。

同書を入手した研究者の中に特筆すべきは「放鷹文化研究会」のメンバーが居たことであって、福田晃氏や二本松康宏氏から中世の鷹書の研究論文数篇の恵与にあずかった。この結果、平成十二年(二〇〇〇)以降、相次いだ鷹書研究の成果によって、中世鷹狩の流行の広さと深さを改めて認識するに至っ

たのである。特に鎌倉〜南北朝期において、古代末期以来の「鷹の家」として知られる西園寺家と持明院家の存在および諏訪社の贄鷹にかかわる『神道集』・『真名本 曾我物語』及び『諏方明神画詞』などの伝承等は、中世の鷹狩を考察する上で大きな問題を投げかけていることが分かった。また、喜舎場一隆氏は五十年にわたって、私の向学心をよびさまし続けてくれた。平成二十三年（二〇一一年）三月十日、東日本大震災の直撃をうけ、研究は頓挫しかかった。喜舎場氏は翌年三月急逝され、私は決意して國學院大學大学院（博士課程後期）に入学し、千々和到先生のもとで、研究の幅を広げ、研究の方法を根本から見直すこととなった。

今までの私の研究は、戦国大名と鷹狩の考察に重点を置いたものであったが、これを中世全体の鷹狩を視野に入れた研究へと展開させることになったのである。さらに、中世の鷹狩の種々相をとらえようとするとき、古代の鷹狩の特質と対比させることも不可欠であると考えるに至った。

三、研究目的と方法

古代の鷹狩の特質は、第一に渡来人によって導入された当初より朝廷占有の狩猟技術であり続けたと

いう点にある。さらに、中国皇帝や周辺王朝の諸王が鷹狩を王権の象徴としていたと同様に、天皇もまた鷹の貢上・鷹狩場(禁野)の占有・鷹飼人の独占・鷹巢山の確保・鷹餌の恒常的入手策などを講ずることになっていったという点である。

第二に、天皇は中国皇帝下の五坊の制のごとく、律令官制下に兵部省放鷹司を置き、緻密な養鷹の手段・葉餌法・鷹の儀礼などについても高度な要求を続けていたと考えられる。放鷹司・主鷹司はやがて藏人所に吸収される。

第三に天皇の鷹狩が直面した問題があった。それは、仏教信仰上、殺生禁断を破ることは許されないからであり、殺生の戒を守るために、白河上皇のように鷹を山野に解放し、また鷹狩を禁じざるを得なくなる。

しかしながら、狩猟の欲望を絶ちきれないとすればどうすべきか。神仏のゆるしを得るしかない。ここに放生会が生まれ、宇佐八幡や石清水八幡が率先してこれを実施するにいたる。また六斎日の狩猟が禁止される。つまり、放生会及び六斎日は狩猟による穢れを除祓して、ゆるしを得るために設定されたのであるが、一方でこれは、その日以外には狩猟が行なわれていたということの意味するものであった。

第四に、征夷大將軍坂上田村麻呂は「調鷹相馬」の家として知られるが、九く十世紀に武力をもつて進出する勢力が鷹狩を好んだことが注目される。この動きは荘園公領を経営する地方豪族層にも波及し

て行く。

第五に、在地の山野に鷹を仕う民衆が存在していたことも推定できる。鷹巣山の巢鷹を捕獲・調養する技術をもつほどの人間が、鷹の子を上層の有力者に進上(貢上)するとともに、自ら私鷹を狩りに使ったとみることは考えられよう。

以上の五点を理解したうえで中世の鷹狩をとらえれば、どのようなつながりが認められるであろうか。

① 鎌倉幕府の成立によって、源頼朝は鷹狩を行うことになったであろうか。この疑問を『真名本曾我物語』によって解明できるであろうか。②の問題とともに考えてみたい。

② 幕府は頻りに「諸社贄鷹ノ外」の鷹狩を禁止している。贄鷹は古代において、諸神社にみられるが、これは鷹を神前につなぐこと(神鷹という)とは別に、鷹狩の獲物を神に献上するという儀礼である。贄鷹は殺生禁断及び放生の思想とは乖離する。なぜなら、贄鷹を口実にすれば鷹狩は横行するわけであって、中世においてはおそらく古代国家的私養鷹の制禁は破棄されるであろうことが予測できる。

③ 守護・地頭らは、荘園公領の在地支配において「在家・田畠・山野・狩倉」を包括的に相続経営していたのだが、狩倉は猪鹿兎等の獵場であるばかりでなく鷹場でもあつたらう。十四世紀に入るといわゆる悪党勢力は、これら狩倉に対する侵略もみせるようになり、鶉飼と鷹狩にも大いに

力を振うにいたる。

- ④ このような新興勢力の動きを制圧する口実として、守護・地頭たちは古代法的な「殺生禁断と放生」を振りかざすが、それは二律背反に他ならず、その結果、鷹狩を含む狩猟全体の免罪符（諏訪の勘文）が必要となるのであった。

- ⑤ 〈諏訪の勘文〉とは何か。それは、鷹狩の獲物になる動物は、餌食となることによって成仏を遂げるのだという考え方のことである。だから鷹狩は罪業にはならないというわけである。

- ⑥ 南北朝の動乱期に登場する諏訪円忠によって喧伝された諏訪流鷹術は、このような時代の要請に応じて拡大したとみることができる。古代的殺生戒から解放されて、在地領主層の要求に呼応する鷹飼（鷹匠・鷹仕）の職能者が登場したといえよう。

- ⑦ 南北朝期から応仁・文明の乱期にかけて、守護大名と国人領主層に、鷹狩が流行し始めた大きな理由は〈殺生禁断戒〉からの解放があったからではなかったか。それゆえ、朝廷伝統の鷹術と諏訪流に代表される鷹術の書が盛んに筆写・伝書されて地方に流布することにもなったと考えられる。

- ⑧ 戦国大名の間に鷹狩が流行したのは、伝統的権威・儀礼に対する熱望もさることながら、「鷹の鳥」を絶好の美物（食物）として歓迎する欲求―武士の膂力を強健ならしめるエネルギー源―が高まっていたからであろう。茶の湯の懷石に「鷹の鳥」が珍重されたことも見逃せない。

四、研究史と課題

鷹狩史の研究は昭和六年（一九三一）刊の『放鷹』（宮内省式部職発行・吉川弘文館）という七一頁の大冊をもって一旦は完成されたかにみえる。特に明治以降、徳川幕府と諸藩の鷹狩は全廃され、細ぼそと続いていた宮中の放鷹もまた停廃に及んだ。したがって、一般武士・公家及び庶民は近世を通じて鷹狩の経験をもたなかつたから、近代国家・国民各層からこの伝統は急速に衰滅していったのである。『放鷹』が「朝鮮放鷹史」をおよそ一〇〇頁載せているのは朝鮮総督府治下の時代のゆえであるが、我国古代の放鷹術が百濟より伝来したとか、中世に高麗の鷹が好評であったことを理解する上でも貴重である。

衰滅の一途をたどっていた鷹狩は、第二次大戦後、スポーツとしての鷹狩や伝統文化としての狩猟技術の継承という面から、少しずつ見直されてきた。とはいえ、一九七〇年代以降の高度経済成長に伴う自然環境の変貌によるオオタカなどの絶滅危惧種指定、動物愛護思想の浸透によって、鷹飼育と鷹狩は多くの制約下に置かれたまま今日に至っている。

しかしながら、戦後の国際化・情報化の波の中で、ユーラシア大陸やアラビア半島産油国、あるいは英・米・仏などにおける鷹狩の知見が得られるようになると、相対的に日本の鷹狩史について、関心が

高まってきたのも事実である。近年は「放鷹文化研究会」や「鷹書研究会」の活動がめざましい。

先述した『放鷹』は、昭和五八年（一九八三）に復刻版が発行され、その五年後発刊の『国史大辞典

9 たか―て』（昭和六三年吉川弘文館）において、「鷹狩」「鷹狩装束」の二項は約五十点のカラー図絵・写真を載せて、

簡にして要を得た解説を施している（加藤秀幸氏執筆、「鷹狩装束」の項は鈴木敬三氏執筆）。

古代では秋吉正博氏の『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版二〇〇四年）、弓野正武氏の「鷹飼渡」と下毛野氏―古

代に於ける一行事と下毛野氏の系譜について」（『史観』第93冊一九七四年）などがある。また、近世では『鷹場史料の

読み方・調べ方』（村上直・根崎光男著雄山閣出版一九八五年）に代表されるように、地方文書の研究から幕藩の鷹政策がとらえら

れている。近年の研究には、佐藤孝之氏『近世山村地域史の研究』（吉川弘文館二〇一三年）があり、山中領「御巢鷹山」

に関する精緻な研究がある。さらに、本研究に直接的につながるものとしては根崎光男氏の『江戸幕府

放鷹制度の研究』（吉川弘文館二〇〇八年）がある。諸大名による將軍家への鷹と鷹の鶴献上の儀礼などに関する研究

には、大友一雄氏の『日本近世国家の権威と儀礼』（吉川弘文館一九九九年）をはじめ、菊池勇夫氏・長谷川成一氏の

研究がある（次頁一覽表）。

では、中世の鷹狩史はどうであろうか。中世前期（院政期―鎌倉期）の研究史は数えるほどであり、

後期（南北朝期―戦国末期）においても、決して多いとはいえない。

私は、國學院大學大学院千々和ゼミ（二〇一三年十月十一日）において、「中世後期鷹狩の研究―研究

史と課題」を報告した。三十篇の先行研究について、内容的に分類してみると次の四類型に分けられる。

(A) 鷹術の流派と鷹書の研究

(B) 鷹の儀礼に関する研究

(C) 狩猟文化史における鷹狩の研究

(D) 戦国大名と鷹狩の研究

これを一覧表にして示せば、以下のようになる。

「中世後期鷹狩の研究」研究史一覧

(ただし、平成二十五年十月十一日現在)

類型	研究者名	論 文 名	収載誌(又は出版社)名	発表年・月
A	島田 勇雄	放鷹諸流と鷹飼との関係についての試論 —武家礼式における小笠原流諸派の放鷹書の基本的研究—	神戸大学文学部紀要 四	一九七四 (昭和四九)
A	山本 一	名古屋市蓬左文庫蔵「鷹百首和歌」(解題・翻刻)	片桐洋一編『王朝文学の本質と変容 韻文編』和泉書院	二〇〇一 (平成一三)
A	宮永 一美	戦国武将の養鷹と鷹書の伝授	二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館	二〇〇六 (平成一八)
A	黒木 祥子	立命館大学西園寺文庫蔵『西園寺家鷹秘伝』について	立命館大学 人文学部紀要三	二〇一〇 (平成二二)
A	二本松泰子	中世鷹書の文化伝承	三弥井書店	二〇一一 (平成二三)
A	中澤 克明	公家の「鷹の家」を探る—『基盛朝臣鷹狩記』は基盛の著作か	日本歴史 七七三号	二〇一一 (平成二四)
A	大坪 舞	鷹書説話と和歌・講釈—近衛前久『龍山公鷹百首』を中心として	説話史学研究 四七	二〇一一 (平成二四)
A	大坪 舞	持明院基春による鷹書編纂—『責鷹似鳩拙抄』と持明院家旧蔵書の比較を通して—	立命館文学 六三〇号	二〇一三 (平成二五) 三月

序 論

D	芥川 龍男	戦国武将と鷹狩―太閤秀吉の日向鷹巢奉行設置をめぐって―	の政治と文化	一九八〇 (昭和五五) 六月
D	横田 信義	近世初期商人の二性格―徳川家康の商人使者を中心に―	國學院大學大學院紀要	一九七二 (昭和四七)
D	山名 隆弘	織田信長と鷹狩	國史學	一九七〇 (昭和四五) 九月
D	山名 隆弘	太閤秀吉の鷹狩	國學院雜誌	一九六九 (昭和四四) 十月
C	大塚 紀子	日本の鷹狩にみる伝統と変容	大日光 (七八)	二〇〇八 (平成二〇)
C	中澤 克明	日本中世狩猟文化試論序説	雄編『狩猟と供儀の文化誌』 森話社	二〇〇七 (平成一九)
C	中澤 克明	鷹書の世界―鷹狩と諏訪信仰―	中村生雄・三浦佑之・赤坂憲 吉川弘文館『芸能の中世』	二〇〇〇 (平成一二)
C	芥川 龍男	戦国武将の教養―その一側面としての鷹狩・狩猟―	『日本中世の史的展開』 文献出版	一九九七 (平成九)
B	根崎 光男	近世の鷹狩をめぐる將軍と天皇・公家	人間環境論集	二〇〇六 (平成一八) 三
B	盛本 昌広	豊臣政権の贈答儀礼と鷹狩	中央史学 二三	二〇〇〇 (平成一二)
B	長谷川 成一	近世国家と東北大名	吉川弘文館	一九九八 (平成一〇) 七月
B	盛本 昌広	戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼	歴史学研究	一九九四 (平成六)
B	大友 一雄	鷹をめぐる贈答儀礼の構造―將軍(徳川)権威の一側面	國史學	一九九二 (平成四)
B	菊池 勇夫	鷹儀礼にみる松前藩の位置	『幕藩体制と蝦夷他』雄山閣	一九八三 (昭和五八)
A	大坪 舞	伝二条良基作「鷹書」瞥見―付・岩国徴古館蔵「鷹百首和歌」 翻刻―	立命館文学 平安文学研究 第四輯	二〇一三 (平成二五) 三月

D	山名 隆弘	徳川家康と鷹狩	國學院雜誌	一九八一 (昭和五六) 三月
D	工藤 英三	徳川家康の鷹狩	日本体育学会大会号 (36)	一九八五 (昭和六〇)
D	曾根 勇二	豊臣政権と御鷹場―御鷹場設定について―	白山史学二二	一九八六 (昭和六一)
D	斎藤 司	豊臣政権による鷹支配の一断面	地方史研究 37巻1号	一九八七 (昭和六二)
D	山名 隆弘	近衛龍山と鷹	國學院雜誌	一九八八 (昭和六三) 十一月
D	山名 隆弘	戦国大名と鷹狩の研究	纂修堂	二〇〇六 (平成一八) 七月
D	畑 和良	宇喜多秀家と「鷹」―「千原家家記」所収宇喜多秀家判物写について―	岡山地方史研究 一一六号	二〇〇九 (平成二二)

(敬称略)

このほか、古代の放鷹史に関わる論文及び狩猟文化・鷹狩に関する著書等、参考にしたものについては、各章・節に明記して置いた。

ところで、中世における鷹狩の研究史を概観してみると、次のような課題が浮かび上がってくると思う。まず一つは、鷹をどのようにして捕らえ養調するのか。鷹飼・犬飼餌取たちのように、鷹をめぐって、歴史上どんな人間集団が動くのか、鷹の傷病をどうしたのか、という飼鷹術の基本が以上(A)～(D)の論文からは少しも解らない。

私はこれを代表的な鷹書を検討することによって、少しでも解決したいと考えるものである。

次に、鷹の儀礼について、(B)に於ては、放鷹術が天皇・王臣・貴族によって撰取された文化であるゆえにつきまとう礼式であったことが余り意識されていないという問題がある。鷹は、神威・仏菩薩を象徴する鳥であると信仰されたことが、一層この儀礼を宗教的で精緻なものにしたであろうという推定に立ってみなければならぬのだが、先行研究に於ては、この点も不十分である。

第三に、中世及び近世初期に至る鷹狩を構成する要素は、古代においてほとんど出揃っていたと考えることはできないか。鷹書の原典としての『新修鷹経』。鷹の儀礼の原点としての「大臣家大饗」、豊臣・徳川両政権における鷹野の原型としての「野行幸」などを重視すべきではないか。先行研究では、研究对象をえぐりとる余り、前代からの継続性について軽視していることが多いように思われる。

第四に(C)にみられるように、狩猟神事を中心とする信濃国諏訪社の我国放鷹史上の位置付けについては難しい問題が多い。特に諏訪田忠の「諏訪大明神画詞」作成を避けて通れないと考える。伝承文学研究の成果に学びながら、鷹の故実・伝承のことについて考察してみた。

最後に、(D)についてであるが、本来、私がテーマとしたものであって、個別・具体的に戦国大名と鷹狩を実証的に研究している。

しかし、この研究に於ても、(A)(B)(C)と同様に、古代～中世前期の鷹狩に関する考察を軽視して

おり、私自身、織田信長や豊臣秀吉の独異性とか、徳川家康の鷹数寄心に傾斜しすぎていたと反省するものである。

本論文で私は、初出時の論考も誤りを是正し、さらに伊達政宗・佐竹義宣・細川忠興らの鷹狩に関する論文を新たに加えた。また、以上の研究を通して、『鷹経弁疑論』や『蒙求臂鷹往来』という鷹書を全面的に考証することによって、中世の鷹狩の本質に迫ることを試みたのであって、このような研究はこれまでなかったと思う。

なお、本論文では「放鷹」という用語を多用しているにも拘らず、「鷹狩の研究」としていることについて付言したい。「放鷹」は天皇・王臣・公家等上層の者の用語としている。足利将軍や徳川将軍もこれを称している。儀礼性・権威性・遊戯性を帯びた狩猟である。一方「鷹狩」は公家以外の在地の武士や神社贄鷹、庶人たちの場合によく使われた言葉である。こちらは、鷹のえものの用途を明確に定めた広義の生産手段的狩猟である。そこで本論文は、この双方を包含して、公家・武家・社家・庶人全体に及ぶ鷹をつかった狩猟という意味で、「中世鷹狩史の研究」と名付けたものである。

第一章 放鷹術の渡来と受容

はじめに

放鷹術は応神・仁徳期(五世紀)に、朝鮮半島からの渡来人によって、我国に伝えられたといわれる。『日本書紀』卷第十の応神紀七年秋九月の条に見えるように、「高麗人・百濟人・任那人、新羅人」が来朝して農地経営上に必須の水利として「韓人池」を築造したり、同十四年春二月には百濟王が「縫衣工女」を貢じたというような記事が頻出する。さらに同年、百濟の人阿直伎は良馬二匹をもたらし、自らこれを掌飼したという。飼馬・乗馬の術は放鷹術と強いつながりをもつことになる。

また、秦の始皇帝の遺民と名告る秦氏の弓月君が百濟の百數十県の人民を率いて渡来したという。百濟からはその滅亡(六六〇年)前後の時期に至るまで数波にわたって渡来・亡命を続けて、摂津・河内・和泉・

大和・山城などの各地に住みついた。大和川下流域や淀川中・下流域の開拓は、彼等によるところ大であるが、同時にその地帯は鷹狩の獲物が群棲する山野であったことも指摘しておきたい。

我国における放鷹術の受容は百済系渡来人とその子孫たちによって担われたことは明らかである。本章はこれらの動向を中心に論ずる。

第一節 放鷹術の渡来伝承

仁徳天皇紀によれば「百済ノ王之ノ族酒ノ君」なる者が放鷹術をもたらしたという。このことは『日本書紀』では三段に分けて記されている（日本古典文学大系『日本書紀上』岩波書店一九六七年）。

(A) 〔癸丑〕 一年春三月、遣_テ紀ノ角ノ宿禰_ヲ於百済ニ、始_テ分_ニ國郡壇場_ヲ、具録_ニ郷土所出_ヲ、是時^①百済王_ノ族酒_ノ君_無レ禮、由_レ是_ニ紀角宿禰_訶責百済王_一ヲ、^②時百済王懼_之、以_ニ鐵鎖_一縛_ニ酒_ノ君_一附_ニ襲津彦_一而進上、爰_ニ酒君來_之、則逃_ニ匿_于石川錦織_ノ首許呂斯_ガ之家_ニ、則欺_之曰、天皇既赦_ニ臣罪_一、故_ニ寄_レ汝_ニ而活焉、久_テ之天皇遂_ニ赦_ス其罪_一。

(B) 卅三年^① 秋九月庚子朔、^② 依網屯倉^③ 阿弭古、捕^④ 異鳥^⑤、献^⑥ 於天皇^⑦、曰、臣每^⑧ 張^⑨ 網^⑩ 捕^⑪ 鳥^⑫、

未^⑬ 曾得^⑭ 是鳥之類^⑮、故奇而献^⑯ 之、天皇召^⑰ 酒君^⑱、示^⑲ 鳥^⑳、曰、是何^㉑ 鳥矣、^㉒ 酒君對^㉓ 言、此鳥之

類^㉔、多在^㉕ 百濟^㉖、得^㉗ 馴^㉘ 而能從^㉙ 人^㉚、亦捷飛^㉛ 之^㉜ 掠^㉝ 諸^㉞ 鳥^㉟、百濟^㊱ 俗號^㊲ 此鳥^㊳ 曰^㊴ 俱知^㊵、

是今^㊶ 時^㊷、乃授^㊸ 酒君^㊹ 一令^㊺ 養馴^㊻、^㊼ 未^㊽ 幾時^㊾ 而得^㊿ 馴[㋀]、[㋁] 酒君則以[㋂] 韋縉[㋃] 著[㋄] 其足[㋅]、以[㋆] 小鈴[㋇] 著[㋈] 其

尾[㋉]、[㋊] 居[㋋] 腕上[㋌]、[㋍] 献[㋎] 于天皇[㋏]、[㋐] 是日[㋑]、幸[㋒] 百舌野[㋓] 而遊獵[㋔]、時[㋕] 雌雉[㋖] 多[㋗] 起[㋘]、乃放[㋙] 鷹[㋚] 令[㋛] 捕[㋜]、

忽[㋝] 獲[㋞] 數十雉[㋟]、

(C) 是月、甫定[㋠] 鷹甘部[㋡]、故時人号[㋢] 其養[㋣] 鷹之処[㋤]、曰[㋥] 鷹甘邑[㋦] 也、

(A) は(B) ③の「酒君」が尋常ではない姿で我国に連れて来られたことを物語っている。「酒君」の名は、

「雄略紀十五年」が伝える「秦造酒」^{はたのみやこさけ}と同族かと考えられるけれども、①のように「百済王族」という

矜持ゆえに、激しく抵抗したかと思われる。②その結果、百済王によって鉄鎖で緊縛された。③酒君は

「応神紀」^{八年・十四年・二十年}などが載せる渡来者集団の中に所属させられて行った。酒君はおそらく、鷹飼術を百

済において会得していたのではないだろうか。

(B)はまず①「秋九月」は、鷹狩の好季節であるという点である。獲物の雌雉は春に営巢・産卵・育雛を終えて、繁殖した幼鳥もすでに活動しているときである。ゆえに(B)末尾にたちまちに、雉数十羽を捕えることができたのであった。②は「崇神紀六十二年」にいう「依網池」一帯の屯倉を管掌する伴造の一族「山部阿弭古」(景行天皇紀十八年)のことであろう。山部氏は依網池の周辺にある低い山並が形成する谷合い(山口)を管理していたかと思われるが、阿弭古はつねに絹網を仕掛けて渡鳥や留鳥などを捕える職掌を担っていたことが分かる。これは「鳥取部・鳥養部」の職能に相似ている。

さて、仁徳天皇は阿弭古が捕えた奇なる鳥を具さに知りたくて、③酒君に訊いたとある。「百濟俗、此の鳥を号けて俱知」(1)と言うとあるが、「是れ、今時の鷹なり」と記している。すでに「神武天皇即位前紀戊午年八月」条に「区旒羅」が登場していることと、どう関連づければよいのか。この時も「菟田の高城に鳴絹張る 我が待つや 鳴は障らず いすくはし 鷹等障り」という歌謡によまれているように、前出の阿弭古同様、罾をかけており、同じく「くち」が罾にとびこんできたのである。

神武から仁徳までの時間は永く、右の二つの例話は時代考証の対象とはなるまいが、次のような点は指摘できよう。

第一は、古代において野鳥を捕獲するには「網を張る」あるいは「罾を張る」方法を用いたという点である(2)。山部阿弭古や鳥取部のように、自然条件と野鳥の習性を熟知している者のみ為し得る技

術であった。

第二は、右の例話に共通して「くち」・「くちら」すなわち鷹が掛かっているという点である。我国に生息する鷹の多くは、雁・鴨・鶴・白鳥などの渡り鳥を追って、シベリアや北海道方面より飛来する。したがって、それらの野鳥をめがけた鷹が偶々、⁽³⁾ 罊に掛かることもあるということになる。

さて、(B)は、『日本書紀』撰修当時、すでに朝廷・貴族において行われていた放鷹の由縁を説くために「仁徳天皇の四十三年」条に掲出されたと考えられる。特に放鷹術は、百済国より伝来したものであるということが強調されなければならなかった。

③酒君については先述したが、『新撰姓氏録』右京諸蕃によって、「出^レ自^二百済国酒王^一」とあり、その一族に刑部・百濟公・六人部連などが知られている。酒君の言にあるように、「俱知」(鷹)は百済に於ては、馴養すればよく人に従い、敏捷に飛んで諸鳥を掠略するのだと言っている。

仁徳天皇は、すでに酒君の養鷹の評判を知っていたに相違なく、その「俱知」を酒君に調養させようとしたのである。「秦酒公」の後裔は宇陀^(多)・交野などの禁野に於て、鷹狩に従事することになった。

ところで、網掛鷹^{あがけたか}を鷹部屋に入れて調養し狩りに使えるようにするには百日余の時間を要する。「幾時^{いくばく}もあらずして馴^{なつ}くる」とあるけれども、本当であろうか。それはさておき、⑤酒君は「韋^{をしかは}の縉^{あしを}を以て其の足に著け」たとあるのは、鷹をつかう時の鉄則である。鷹の両足首に柔らかかなおし革の紐を結

わえつける。長さ二十数センチの革を房状に垂らし、片足または両足の縉(足緒)を鷹飼いが左手で握り飛び放れるのを防ぐのである。(4)

なお、(B)には無いが、鷹の足の四趾の爪は鉤型になっており、実に鋭利な小刀や鉤のようであって獲物の皮膚を破り肉に食いこむ。ゆえに鷹をつかう者は手首を防護するために「鞞えがけ」をはめる。また、「鞞たかたぬき」と称する革の小手も必要である。鷹の訓練に入る第一歩は、鷹の両足の四趾の爪を削り、危害を防ぐために嘴も滑らかにするのである。訓練が終る頃には爪も嘴も、元の野性に復する。

次に「小鈴を以て其の尾に著け」とは何か。専ら、空中で獲物をつかむ隼には著けないが、鷹や鶴に叢中の雉や鶉をねらわせる時に著ける。雉や鶉は深い叢中に逃げこむために、追撃する鷹の姿が見つけにくくなるから、獲物を捉えた鷹の位置が分かるように小鈴を著けるのである。高麗・百済はもとより、この付け方は諸地域に共通している。(5)

⑥「腕ただむきの上に居すゑて、天皇に献こぶしる」とあるが、ふつう、鷹は拳こぶしに据ひえるとか、臂ひじにする(据ひえると表ひ現する。腕は臂に同じである。要するに鷹の据え方というのは、「縉あしお」を把握するわけだから手首に近い位置でなくてはならない。鷹仕いは「縉あしお」を握りつつ、鷹と一体となって獲物の動きを察知し、好機をとらえて(左腕投手が、スリークォーターのフォームで投球するようにして)鷹に初動速を加えて放つのである。ところで、⑦のごとく、酒君は馴養した鷹を天皇に献上した。いわば、後世によく認められる通り

の貴人に対する「御鷹進献」の儀礼が早くも示されているということになる。仁徳天皇が直接この儀礼を受けたとすれば、天皇は、手首に鞆と鞆を具えていなければならない。それから、⑧に見えるように、天皇の側近には幾人かの鷹仕をはじめ、獲物を追い立てるための犬飼や鳥見・勢子の集団が居たであろう。そうでなければ、「雌雉」^{めきし}を数十羽、捕らしめるのは難しいからである。酒君が献上したその日に天皇が「遊獵」^{かり}したというのも、計画的な放鷹であったことを裏付けていよう。また、「俱知」捕獲の日が「秋九月の庚子朔」^{あきながつき かのえのつだひ}であったとしても、百舌野遊獵^{もずの}は、それから三、四か月後であったと推定される。翌くる新年の初鳥狩（初鷹野）であった可能性がある。

要するに(B)は、放鷹術伝来の時を、仁徳天皇の四十三年としているけれども、酒君ひとりのよく為し得ることではなく、依網池また百舌野などの地域に放鷹術に長けた百済からの渡来系氏族が存在したことを物語っている。したがって、放鷹術の伝来は、もつと以前に遡るとみてよいであろう。

このような理解に立てば、(C)の記事の意味は深くなる。つまり、(B)の天皇遊獵に扈從^{こじゅう}した人々が「鷹甘部」^{たかかいべ}に編成されたと考えられる。かれらの多くは百済系の人々であって、「鷹甘邑」^{たかかいのむら}に居住して養鷹に従事したのであった。

なお、(C)の鷹甘部は、大宝二年(七〇二)に兵部省放鷹司が置かれて、鷹養戸十七戸が定められている。これは、おそらく(C)の系譜を受け継ぐ鷹甘邑の人々を指すのであろう。その後、神龜三年(七二六)には

縮小されて「鷹戸十戸」となり、天平宝字二年(七五八)には「兵部省主鷹司」が設置された。

八世紀を通じて、放鷹に関する政策は動揺をくりかえしている。国分寺・国分尼寺また南部六宗に顕現しているように、仏教思想上、殺生禁断と放生のことが強制されたから、養鷹は禁止されるに至った。(6)

しかしながら、鷹狩を好んだ桓武天皇や嵯峨天皇になると、積極的に放鷹制度の改編に着手する。すなわち、延暦十年(七九一)には鷹戸を廃止するが、これは奈良時代を通じて、殺生禁断令にも拘らず行われてきた諸衛府の鷹飼を、むしろ統合して支配しようとした政策であった。

九世紀に桓武・嵯峨両天皇が実施した養鷹禁制策は数度に及ぶが、それらは、前代の殺生禁断が理由ではない。ひとえに、天皇が放鷹を独占せんがために、諸王・諸臣はじめ国司などの鷹飼育を禁じたのであった。嵯峨天皇は藏人所を重視したが、主鷹司の鷹飼をも、藏人所に吸収するにいたった。

以上の動きは要するに、仁徳天皇の例に認められるように、古代社会においては鷹飼と放鷹は、天皇に帰せられるべきものであり続けるといふ特殊性をもっていたことが分かるのである。

ところで、鷹狩の技術もまた、鷹甘邑に比定される河内地方や和泉の百舌野、また依網池、交野などの淀川下流域などに集約して形成・継承をされたといえよう。そして、その地域が、百済系渡来者の諸氏族が定住したところであることも見逃せない。

このように考えたとき、(B)・(C)が伝える内容はきわめて濃厚であることが理解されよう。我国の鷹狩

の源流であり原形質と評価してよいのである。

注

(1) A、新村出氏は「支那放鷹」の由来を考察して、鷹狩は「土耳其鞭韃族に発し、民族移動期に西欧に拡がり、一方、匈奴族の手によって東亜に流行し夷狄侵入期に中国に広まった。」としている。そして、『日本書紀』に明記する通り、仁徳天皇の代で西暦四五世紀の際に当り、漢土に於ては、五胡の乱最中、前秦後魏の興亡時代より南北兩朝の初に至る頃であった。此時分には朝鮮半島にも鷹狩は普通であったと見える。北は遼東より満蒙の原野に亘って、鷹鷂の名産地で、斯技の進歩も著しかったと考えられる。」と述べている。

(東洋文庫・五九六『南蛮更紗』
所収「鷹狩」(明治四十三年十月及十一月「藝文」)

B、その後、白鳥庫吉氏は、「仁徳紀」が伝える放鷹術伝来のことについて批判を加え、その伝承は、後世の仮託に過ぎないとしている。一方、放鷹術の起源については、新村出氏と同じく「此の技術がトルコに始まって蒙古や満洲に傳つただけは確かである。」と述べている。なお、「仁徳紀」のいう「俱知」の語は、百濟語や漢語にいう「鶻(すなわち隼)のことであろうとしている。(『白鳥庫吉全集第一卷』昭和四十五年、岩波書店 所収「本邦の鷹匠起源傳説に就いて」(大正十五年三月「民族」第一編第三號))

(2) 絹(網)は、実に細い縵り糸を利用してこしらえたものである。字義が示すように、生糸または馬尾のような長くて勁い織紐をつかったであろう。昭和二十二年の狩猟法改正で禁止された霞網のようなものである。

(3) このように鷹の習性を見抜いて、鷹狩用の鷹・隼を網でとらえる方法がうまれる。こうして鷹仕の手で調養される鷹を「網掛鷹あがけだか」と称する。

(4) 漢諸王朝はじめ高麗・百濟、また、アジア諸地方における鷹の扱い方は、概ね右臂に据えるのである。騎乗して鷹をつかう場合、左手で手綱をさばくので右臂に鷹を据えるからといわれている。我国では、古代以来、左臂に据えるものとされている。

(5) 第二節に於て述べる「埴輪の鷹」にも小鈴が付けられている。古墳時代の毛野地方には優れた金工技術があったことはよく知られていて、多くの「鈴鏡」の出土例があるが、鷹の小鈴も実際に作られていたと考えられる。〔群馬県史・通史篇Ⅰ〕

なお、「三国史記」景文王(九年七月条)によれば、唐への入貢時に、「金花鷹鈴子二百顆、金花鶴子鈴二百顆」を献じたことが見えており、放鷹術とともに小鈴なども朝鮮半島から伝来したとも考えられる。

(6) 天平宝字八年(七六四)には放鷹司の停止と放生司の設置が行われている。また、宝龜四年(七七三)には養鷹が禁止されている。(秋吉正博氏『日本古代養鷹の研究』二〇〇四年 思文閣出版)

第二節 鷹を「腕上に居える」人物像埴輪

本節の表題は前掲「仁徳紀の表現」を引用したものである。仁徳天皇の時代(五世紀頃)は古墳文化の最盛期であり、これまで鷹を居(据)える人物像埴輪あるいは鷹の一部分を表わした断片の出土例が報告されている。管見では5篇の論考があるが⁽¹⁾、ほかには『日本原始美術大系 3 土偶 埴輪』

(責任編集 坪井清足氏 本巻編集 永山光一氏・水野正好氏 講談社一九七七年(昭和五十二年)七月) という写真図録があつて、「175図 鷹飼人」(出土地不詳 高58・0cm) (2) ならびに「200図 鷹飼人」(群馬県佐波郡境町 後期 重文) ・「201図 鷹飼人」(群馬県太田市脇屋字スワノ下オクマン山古墳 後期) などの写真(大版)を収載している。ちなみに「175図」について、次のような説明を加えている。

鷹飼人は下半身を失うが他の諸例からすれば堂々たる全身像である。礼装の男子像と同様寛かな袴に脚緒の鈴をつけ杵をはくものと思われる。尖頭のつばの広い帽を被り、籠手をした両手のうち前に曲げた腕に韋縉あしかわを巻き、鷹をとめている。尾鈴をつけた鷹は、羽根を描き鋭い嘴を内にむけて据えられている。前にすぐれた刀をさげ、腰に鞆をつけ、頸玉を連ねるなど、数多い鷹飼人像に共通する衣装を示している。当時、鷹狩が貴族や王者の遊びであり、また中国や朝鮮から導入された技法であり、きわめて重視されていたため、鷹飼人は社会的にも政治的にも高く位置づけられ、全身像の表現となったのであろうか。

ところで、注記(1)に掲出した先行論文のうち、(ウ)の筆者・加藤秀幸氏は、東大史料編纂所近世史料部在任当時、「細川家史料、三斎忠興の書状を編纂刊行」の過程で、史料解釈の必要に迫られて、自ら鷹の飼育を行っていたという。私は二木謙一氏に加藤氏を紹介されて教示を受けたことがある。(3)

(ウ)において、加藤氏は、「鷹匠埴輪」のうち前出「201図・オクマン山古墳」について詳記している。たとえば「鷹は左手遣い、内前方向で自然である。体形が良い。先端を少し欠くも嘴も良い。足の指先長大で、内爪・鳥捌・反籠等前方三本の各指の特徴も大まかに数は省略されてはいるが、よくとらえられている。後側には懸爪(後爪)らしきものが何れの脚のか一本のみ認められる。」などとあって、実際に鷹を飼育していた加藤秀幸氏が、愛鷹を観察する眼を以って描写していることが分かる。さらに分析を続けたあと「現在では最も信ずるに足る、出土状況も明確な鷹匠埴輪の優品」と評価している。

さて、「鷹匠埴輪」にはもう一つの優品が知られている。前出「200図・大和文華館蔵・重文」であつて、末永雅雄氏の論考がある。同氏は「鷹匠埴輪の出土を関東地方の古墳に限るように考えるのは、埴輪の全体を見る観察としては正しいとはいえないのではなからうか」と指摘し、大和・河内から出土する可能性に触れている。また、鈴・籠手(たかたぬき)・帽子などを考察し、特に腰前右方から左大腿上に装着された「刀子」に着目し、これは「挿革にすっぽりと挿込んで」いたものだとして述べている。加藤秀幸氏は帽子の形状について注目し、その相異は、前者が「鷹匠人物」であるのに対し、後者は「被葬者」であることを示しているのだろうかという問いかけている。

だが、通常つかわれる「鷹匠埴輪」なる用語は、再検討する必要があるのではないか。このことについては注(1)に記したように、末永雅雄氏は、「鷹匠という職能・身分に特定してよいかどうか」を問

題にしており、塚田良道氏も「鷹匠という職能をもつ人物というよりも、鷹を腕にのせる支配者階級の人物」と見ている。

以上の論点をふまえつつ、私は本項において——鷹を「腕上に居え」る人物像埴輪——という表現を用いた。つまり、鷹匠に特定せず、先述『仁徳紀』の酒君あるいは仁徳天皇双方を包含する表現としたのである。言い換えれば、百済系渡来者、酒君（鷹甘部の伴造）のような人物の像であり、また鷹の献上を受ける天皇または王族臣下たちの像であったかもしれない。五・六世紀の天皇が後述するように桓武・嵯峨両天皇のように自ら鷹を腕上に据えて狩りに出たことは考えられる。毛野地方を経略する王臣・豪族等が正装して鷹狩に出たこともあったであろう。そのような意味で、『国宝・重要文化財大全』9 考古資料（文化庁監修・毎日新聞社・九七年（平成九））において、オクマン山出土（大和文華館）のものに「埴輪鷹狩男子像」と名付けているのは至当であろう。

以上は本研究にとって、基本的に大切な三つの要素を含んでいる。その要素とは何かといえ、第一に鷹匠という用語についてである。まずこの用語は古代ではほとんど使われていない。古代では鷹飼・鷹仕の語が常用され、中世では鷹飼・掌飼・鷹師の語が用いられ、近世においては幕藩体制下の職制が整備されて、鷹師・鷹匠というのが一般的となる。古代では鷹飼とは別に鶴鷹飼という職掌もあった。なお、古代より近世までを通じて、これらの鷹飼たちは、オオタカ（蒼鷹）・ハイタカ（鷲）・ハヤブサ（隼）・

コノリ（兄鶴）なども併せて馴養したのであるが、しだいに得手、不得手も生じ、鶴飼・隼鷹師など専門に分化する傾向にあった。オオタカ・ハイタカ・ハヤブサ・コノリなどはねらう獲物によって使い分けられたのである。したがっていわゆる鷹匠が拳に据えているものが全てオオタカとは限らない、というわけである。

第二に、訓練された鷹であるならば、誰にでも仕いこなせるわけではないという点である。

鷹を左手（正確には左臂また左手首）に据える際、この手は水平に保ちかつ不動でなければならない。したがって、相当の筋力を必要とし、訓練を重ねることが要求されるのである。左上の鷹は、頭部（嘴）を据え手の胸部また顔面に向けており、油断すれば攻撃を受け負傷することもある。

その鷹と寝食を共にするほどの鷹匠にしか難しいことなのである。よって、いかに天皇・貴族・将軍・大名であろうと、誰でも鷹を巧みに操るわけにはいかなかったと言えよう。したがって、天皇・貴族・将軍・大名たちが鷹狩を楽しむためには、常に身边に鷹匠を随従する必要があったのである。

第三に、本節で考察した「鷹匠埴輪」のように、鷹を扱う者には独特な服装があった、という点である。その基本は帽子を冠り、腰に餌袋を付けまた直刀を帯び、手首の動脈を鷹の爪から護るために革製の鞆と鞆を用いている。本節の服装はおそらく直伝のものであろうが、平安時代の大臣大饗や野行幸の儀礼になると、右の基本型に装飾が施されてゆく。しかし、この基本は近世に到っても継承されたの

は言うまでもない。

注

- (1) (ア) 寺島 格氏「鷹狩と埴輪鷹」(埼玉県郷土文化会『武蔵野史談』昭和二十七年(一九五二)四月)
- (イ) 末永雅雄氏「鷹匠埴輪」(大和文華館『大和文華』第三十七号 昭和三十七年(一九六二)五月)
- (ウ) 加藤秀幸氏「鷹・鷹匠、鶺鴒・鶺鴒匠埴輪試論」(『日本歴史』第三三六号 昭和五十一年(一九七六)四月)
- (エ) 塚田良道氏「鷹匠」と「馬飼」(同志社大学考古学シリーズ『考古学』生活文化一九九二年(平成四)四月)
- (オ) 賀来孝代氏「鶺鴒・鷹狩を表す埴輪」(早稲田大学考古学会『古代』第二七号 二〇〇四年(平成十六)十二月)
- (2) 『日本原始美術大系3』の「175 凶・鷹買人」キャプションには「出土地不詳……」とあるが、これは加藤秀幸氏論文の通り、「オクマン山出土」とするべきである。『同大系3』の「201 凶」解説文では、「オクマン山古墳」としてあるから、錯誤が生じるのである。なお、この解説文には、「鷹が左向きに表現されているが、これは復原の際に誤ったものと考えられている。」とある。
- (3) 昭和五十六年四月発行の『國學院雜誌』(第82巻第4号)に私は「徳川家康と鷹狩」を載せたが、その抜刷を受け取った加藤秀幸氏の返信(昭和五十七年一月二十二日付)に「史料を博搜され、大層有益でした。兄鷹^あ弟鷹^せは、しょう・だいのみで、鷹は訓みません。目赤はすこし調べたいと思います。田中清六は面白いですね。」とある。♂雄の鷹をしょうとよみ、♀雌はだいとよむのであるということ。目赤とあるのは目赤鶺鴒取鷹にかかわる。田中清六は鷹買の商人である。これらは、本書第八章(四七三頁・四七五頁)に詳しい。なお、『國史大辞典9』―「鷹狩」は加藤秀幸氏の執筆になる。

(4) 塚田良道氏は(1)エにおいて、「^(図1)太田市オクマン山古墳例では、烏帽子のように頭部上半の前屈する鍔つき
の帽子をかぶり、みずらを紐によって巻き上げ、腹部には三角文のはいった大帯を巻く、堂々たる足のある立
像として表現されている。」とし、「^(図2)境町上武士出土例(大和文華館所蔵―山名注)では、額の帯の部分に二箇
の突出のある鉢形帽をかぶり、みずらを紐によって巻き上げた、やはり足のある立像として表現されている。」
と述べ、次の図を載せている。



なお、『群馬県史 通史編1 原始古代1』(平成二年刊)によれば、オクマン山古墳とは観音山古墳のこと
である。この古墳の埴輪は、葬送祭祀に仕える人々のグループとは別に、貴人・武人・飾り馬・鷹匠(マ)のグルー
プを明らかに区別してならべていた、という。さらに、「前方部全面には飾り馬を主体に鷹匠(マ)を配しているが、
これなどは首長であった被葬者の権力の強大さと財力の豊かさを象徴的に表し」と言及している。

第三節 魂覓ぎの鳥

再び『日本書紀』を引用したい。「景行天皇紀・四十年是歲」に次のように見えている。日本武尊を伊勢国の能褒野陵に葬った記事に続く。

(A) 時^①日本武尊化^②白鳥^③、從^④陵出之、指^⑤倭国^⑥而飛之、群臣等、因以、開^⑦其棺槨^⑧而視之、明衣空留而、屍骨無之、於是、遣^⑨使者^⑩追^⑪尋白鳥^⑫、則停^⑬於倭琴彈原^⑭、仍於其處造^⑮陵焉、^⑯白鳥更飛至^⑰河内^⑱、留^⑲舊市邑^⑳、亦其處作^㉑陵、故時人號^㉒是三陵^㉓、曰^㉔白鳥陵^㉕、^㉖然遂高^㉗翔上^㉘天、徒葬^㉙衣冠^㉚、因欲^㉛錄^㉜功名^㉝、即定^㉞武部^㉟也、

一方『古事記』(中卷)(岩波古典文学大系)においては、「倭建命」の能煩野陵の記事に続いて、次のように見える。
(B) 於^①是化^②八尋白智鳥^③、翔^④天而向^⑤濱飛行^⑥、智字、以音爾其后及御子等、於^⑦其小竹之荇杙^⑧雖^⑨足跡破^⑩、忘^⑪其痛^⑫以哭追^⑬、

この①八尋白智鳥^①は天に飛翔しやがて浜辺に向かったとあり、后たちは足の負傷の痛みをこらえ、さ

らにその鳥を海の磯に見つける。四首の歌(天皇の大葬に歌うとあるが、ここでは略す)を掲げる。そしてまた次のようにある。

(B) 故^一自^二其國^一飛翔行、留^二河内國之志幾^一、故於^二其地^一作^二御陵^一鎮坐也、即號^二其陵^一、謂^二白鳥御陵^一也、然亦自^二其地^一更翔^レ天以飛行、

すでに明らかのように、日本武尊の魂は白鳥となって、ついに④・⑤のごとく、天空に飛翔し去った。そして、いったん白鳥が翼を休めた地に陵墓をつくったのは、その所を日本武尊の鎮魂・慰霊の齋場として祭祀を営むためであったと考えられる。

では②にいう「使者」とはどのような役割をもつ者であったのか。白鳥を追い尋ねて、捕える者でなければならぬのである。

そこで重視したいのは、この「景行紀」の直前にみえる「垂仁紀」の中にある「譽津別命」^{ほむつわかのみこと}の次のような所伝である。垂仁天皇が愛情を注いだこの皇子は壮年になっても言葉が発せられなかったという。

(C) ○冬十月乙丑朔壬申、天皇立^二於大殿前^一、譽津別皇子侍之、時^①有^二鳴鶴^一、度^二大虚^一、皇子仰觀^レ鶴曰、是何物耶、天皇則知^二皇子見^レ鶴得^レ言而喜、詔^二左右^一曰、誰能捕^二是鳥^一獻之、於是、

鳥取造祖天湯河板舉奏言、臣必捕、即天皇勅^二湯河板舉^一、板舉、此云^二扞難^一曰、汝獻^二是鳥^一、必敦賞矣、
 時湯河板舉遠^②望^二鵠飛之方^一、追尋詣^二出雲^一、而捕獲、或曰得^二于但馬國^一、○十一月甲午朔乙
 未、湯河板舉獻^レ鵠也、譽津別命弄^二是鵠^一、^③遂得^二言語^一、由^レ是、以敦賞^二湯河板舉^一、則賜^レ
 姓而曰^二鳥取造^一、因亦定^二鳥取部・鳥養部・譽津部^一、

①冬の蒼空を渡る鵠(白鳥)の一群(①)を仰ぎ観てはじめて譽津別皇子は言葉を発しようとしたことが分かる。垂仁天皇は鵠が「言霊」を宿す鳥と感じたのであろうか、これを皇子のために捕獲せんとしたのであった。湯河板^{ゆがわた}拳^なたちが鵠を追い求めたというが、『古事記』中巻においては、使者を「山邊^{やまべ}之大^{のおお}鵠^な人^な名^な」此者としており、「紀伊国↓播磨国↓因幡国↓丹波国↓但馬国↓近江国↓美濃国↓尾張国↓信濃国↓越国」という順序になっている(2)。

(C)における湯河板拳は功績により「鳥取造」と賜姓され、鳥取部・鳥養部を率いたと伝える。網縄や籾竿^{もちざお}を使って野鳥を捕獲する部曲が鳥取部であり、生け捕りした野鳥を池や籠などで飼育するのが鳥養部である。ところが前出『古事記』では、山邊大鵠を使者としている。この人名はまさに「大鷹」が擬人化されたものであると推察できよう。

以上を要するに、白鳥と化した日本武尊を追尋ねる使者は、鳥取や放鷹の技能をもった者であったと

みてよい⁽³⁾。

(A)・(C)の所伝は我国古代において、鵠(白鳥)が魂の鳥であるという理会が存在したことをものごとくみている。

この指摘は既に、折口信夫氏によってなされており、鷹についても、「逸れ行くたましひをつきとめ、もたらし歸るもの、と考えた方面も忘れるわけには行くまい。たましひの鳥であつて、同時にたま覓ぎの鳥なのだ。」⁽⁴⁾と言及している。折口氏はこのほかにも、冬の鎮魂祭と小鳥狩り、鳥の使、鷹の尾鈴の音と呪術などについても指摘した。特に注目すべき点は、はる(春)とふゆ(冬)という言葉の本来の意味について述べた中で、「ふゆは靈を分割することだ。その事を、日本で古くからみたまのふゆと稱してゐる。貴人が御靈を分割して、人々にも與へられることである。」とも述べ、また「はるになるとそれを逆に臣下から自分の靈を献上する。自分たちの生命・活動力の源になるものを、目上にさしあげるのである。」と敷衍している。

折口信夫氏のこれらの学説が示唆していることは以下のような点である。

①我国古代の放鷹術の受容を促進したのは「魂の鳥―白鳥―を追い求めて行く魂覓ぎの鳥＝鷹」に対する強い信仰心があったからであろう。

②鷹狩という狩猟の主たる獲物―雲雀・鶉・雉・鴨・白鳥・鶴など―が珍重され、それらを神前に供

えたり、貴人に進献し、また臣下に下賜したりする儀礼が盛んになるのは、それらの鳥に込められた古代以来の信仰心が流れていたからではないだろうか。

注

(1) 白鳥はふつう、七羽・九羽・十二羽ぐらいずつの群れをつくっている。単独という状態は考えられない。「鵠」とは「コウ・クウ」と高音で啼く状から名付けられたのであろう。

白鳥は三月末～九月末を東シベリアの河川・湖沼地帯で営巢し、幼鳥を育て、日本列島に飛来して越冬するのは十月初～三月ということになる。

(2) 岩波古典文学大系『古事記 祝詞』一九七頁の頭注参照。なお『同書』では譽津別皇子は捕獲された鵠を見ても期待したように言葉が発しなかった、とある。物言えぬ理由を太占ふかじまにによって占うと、出雲大神の崇りによることが判り、皇子は従者とともに出雲に詣でた結果、はじめて「物語り」できたと伝えている。

なお、福田晃氏は「放鷹文化序説―もの言わぬホムツワケ再生譚」(『伝承文学研究』六十三号、平成二十六年八月)において、譽津別の伝承と白鳥―鷹―タタラ鍛冶の関連性について考察している。

(3) (A)～(C)によって、放鷹術の伝来を記紀では仁徳天皇の時代としているが、それより早く、垂仁・景行両天皇の頃にはすでに渡来していたことが想像できる。高句麗や新羅からの渡来者の中にも放鷹術をよくする者もいたであろう。

(4) 『折口信夫全集』第十七卷「鷹狩りと操り芝居と」。本文―線は同書による。魂の鳥は、その筆頭に鵠(白鳥)を上げるが、ほかには雁・鶴・鷺あるいは「臨時に突拍子もなく出現する事によって、日常見なれた鳥すらも」

考えられるとしている。そして、「鷹も此鳥の一つとして数えられる」とする。

結 び

放鷹術が古代日本に渡来した当初から、天皇・親王・王臣などによって受容されたことは通説となっている。また、古代信仰の中で、鳥（なかならず白鳥）をとらえる鷹は、魂覓ぎの鳥であり、かつ魂の鳥であるという説が存在していることも明らかである。放鷹をめぐる右の二説の在り方は、古代・中世を通じて変容しつつも連続して行くと考えられる。

なお、鷹を「腕上に居える」人物像埴輪について、若干の考察をしたが、それは鷹飼（鷹匠）という職能者の存在を抜きにしては本研究は成り立たないことを意識したからに他ならない。

第二章 天皇の放鷹

はじめに

すでに前章第一節で見たように、仁徳天皇は百舌野遊獵の時、「放鷹」して雉をとらえたという。「放鷹」という用語の初見であるが、この用語そのものも中国・朝鮮から伝来したと考えられる。我国では、古代〜近世を通してしばしば使われていたが⁽¹⁾、古代における天皇・王臣・貴族たちの場合、一貫して「放鷹」という用語を使っている。弘仁二年(八一二)成立の『新修鷹経』においても「放鷹」の表現を用いている。中世においても公家社会ではこの用語であって、「鷹狩」という言葉は在地武士・一般庶人で広く用いられ、鎌倉幕府は「鷹狩停止令」のように鷹狩を多用している。室町幕府および江戸幕府では「放鷹」を使うが、戦国大名は「鷹狩」、また「鷹野」を用いていた。本論文では古代における

天皇・王臣などに限定して「放鷹」を用い、通常は鷹狩という用語を使うことにしている。

本章に関する先行研究は典拠とする文献(六国史・類聚国史・政事要略・日記・和歌集・物語等)が豊富なこともあって進んでいるといえよう。『放鷹』の内容とは異なる観点から取組まれた研究者には、弓野正武氏・林陸朗氏・榎村寛之氏・秋吉正博氏等がいる。また、古代律令国家の鷹制度は隋・唐などの鷹坊制度の影響を受けていたことは想定できるが、この点について、今村与志雄氏の研究は大いに参考になる⁽²⁾。従って本章においては、先行研究に学びながら、それらの論旨と重複することは避け、私は別な観点に立って、以下の三節に分けて古代放鷹を考察したい。それはあくまでも、本論文の主題―中世鷹狩史の研究―上の展望と課題を考えるからにほかならない。

展望とはどのようなものか。

①(第一節)桓武・嵯峨両天皇の時代における放鷹流行と王臣・六衛府官人の養鷹熱は中世鷹狩の原形をかたちづくって行ったと考えられる。

②(第二節)『新修鷹経』の頒布は膨大な質量をもつ中世鷹書の原典となり、たえず顧みられることになったと推量される。鷹書の原型ははどのようなものであったか考察したい。

③(第三節)天皇の「野行幸」という儀礼はなぜ大規模になったのか。「野行幸」と同様の意図をもった鷹狩は中世・天下統一権力に引き継がれるであろうか。

また、大臣家大饗に「鷹飼渡」が行われるのはなぜか。貴人に鷹を披露するというのはどんな意味をもつのか。それらは中世にどのようなように引き継がれるのであろう。

注

(1) 徳川將軍家の場合は政治的意図をもってか、「放鷹」の語を多用している。統一権力者の権威の表現が「放鷹」という用語にはこめられていると考えられる。

(2) ①今村与志雄氏には、

「唐代の鷹狩について(上)・(下)」

一九六三(昭和三十八)・一九六四(昭和三十九)年 東京都立大学『人文学報』(36)・(42)があつて、次のような内容が見えている。

・白楽天・杜甫・王建などの詩文、新唐書、遼史、あるいはマルコポーロの見聞録等々を博搜して、唐代を中心とした放鷹史を論じている。鷹・鶴・鷓などの名産地やトルコ・西域などの鷹狩についても詳しい。

・唐の皇帝が海東青(遼東からアムール河流域に至る東シベリア地方産の名鷹)の貢上を求めた事例も取上げている。

・長安城都には鷹商人の店舗が在つて鷹に耽溺する人民に売りさばっていた、ともみえる。

・「鷹狩文献」(鷹書)に関しては『鷹経』、『鷹賦』などが、我国に伝えられたことに言及している。

②弓野正武氏には、(ア)「鷹飼渡」と下毛野氏——古代に於ける一行事と下毛野氏の系譜について——

一九七六(昭和五十二)年三月『史観』93号、(イ)「平安時代の鷹狩について」一九七八(昭和五十三)年五月『民衆史研究』第16号、(ウ)「古代養鷹史の一側面」一九八四(昭和五十九)年九月『律令制と古代社会』竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会などがある。弓野氏の研究成果に学ぶことは多いが、特に古代にとどまらず、中世鷹狩史へつながって行く要素がいくつかあることに気付かされる。

③ 林陸朗氏には、「桓武天皇と遊獵」一九八七(昭和六十二年)『栃木史学』創刊号があつて、長岡・平安両京の造都と蝦夷征伐を推進する天皇が新都周辺で頻繁に放鷹を続けていたことを論じている。

④ 榎村寛之氏の「野行幸の成立―古代の王権儀礼としての狩獵の変質―」一九九三年(平成五)『ヒストリア』141号は大規模な「野行幸」の史的意義を論じたものである。

⑤ 秋吉正博氏の(ア)『日本古代養鷹の研究』二〇〇四(平成十六)年二月 思文閣出版は、律令国家の養鷹制度を克明に論じており、(イ)『新修鷹経』の構成―「鷹賦」との関係―二〇〇五(平成十七)年三月 八洲学園大学紀要とともに、古代放鷹史にとって不可欠の研究成果と考えられる。

第一節 桓武天皇と王臣の養鷹

中世の鷹狩史がこれまで体系的に把握されていなかったのに対比すれば、古代放鷹史は或る程度、整序され、かつ「平安文学」や「貴族の日記」などに数多く取り上げられており、理解が進んでいるといえよう。「六国史」や「類聚国史」などに記載されていることも大いに作用している。

放鷹術の渡来以降、天皇の遊獵に使われる鷹の調養はしだいに重要視されて、律令制定時には兵部省放鷹司下に鷹養戸十七戸が定められた。これは中国(隋・唐)における鷹坊制⁽¹⁾にならったものといえる。この放鷹司は天平宝字二年(七五八)に主鷹司と改称された。

奈良時代には鎮護国家の仏教が隆盛であり、戒律によって殺生は禁止され、また女帝が続いたことも相俟って、天皇の放鷹は停滞していた。他方、長屋王・橘奈良麿・大伴家持などの王臣・貴族たちの中には放鷹を好む者もおり、階層的かつ地域的に流行する動きに対して、詔勅や太政官府によって養鷹禁制が出された。これを一覧表にすると次のようになる。

〔養鷹禁制〕

記号	年・月・日	西暦	天皇	勅・符	典 拠
ア	神亀五・八・甲午	七二八	聖武	詔	続日本紀
イ	宝亀四・正・十六	七七三	光仁	騰勅符	三代格
ウ	延暦十四・三・辛未	七九五	桓武	勅	日本紀略
エ	延暦二十三・十・二十三	八〇四	桓武	勅	日本後紀
オ	大同三・九・二十三	八〇八	平城	太政官符	三代格
カ	弘仁八・九・二十三	八一七	嵯峨	宣旨	政事要略
キ	斉衡二・四・十	八五五	文徳	勅	日本文徳実録
ク	貞観元・八・十三	八五九	清和	太政官符	（類従三代格） 日本三代実録
ケ	貞観五・三・十五	八六三	清和	太政官符	（三代格） 日本三代実録
コ	貞観八・十・二十	八六六	清和		日本三代実録

ひと口に養鷹禁制といっても、内容的には軽重の差があるし、適用範囲や目的にも違いが読み取れる。たとえば、アは「朕有^レ所^レ思不^レ欲^二養鷹^一、天下之人亦宜^レ勿^レ養」とあつて、聖武天皇自身が養鷹を欲しないゆえに、天下の人もまた養鷹するなかれ、というのである。イにおいても、この方針は受けつがれているが、ウになると「禁私鷹」という変化がみられる。つまり、放鷹を好む天皇や太政官などの公許を得ない養鷹が禁止されていく。そして、私養鷹を禁じながら一方では特許を与えた人々のもとに鷹の調養が流行するという結果につながるのである。このことを具体例を上げて検討しよう。

A 太政官符

應^レ禁^三断飼^二鷹鷄^一事

右^二檢^一案内^一、太政官去寶龜四年正月十六日下^二彈正臺左右京職五畿内七道諸國^一騰^一 勅符^一、養^レ鷹^{カフコハ}者先既禁断、頃年以來無^レ事棄^レ日、時暫遊覽、^①特聽^二一二陪侍者^一令^レ得^レ養、欲^レ送^二無^レ豈之餘景^一、實非^二几庶之通務^一、如聞、^②京畿諸國郡司百姓及王臣子弟、或詐稱^二特聽^一、或假^二勢侍臣^一、^③爭養^二鷹鷄^一、競馳^二郊野^一、允^{マコト}違^二禁制^一、理須^二懲肅^一、所司承知、嚴加^二禁断^一、莫^レ令^二更然^一、若猶不^レ改者、六位已下不^レ論^二蔭贖^一科^二違勅罪^一、五位已上錄^レ名言上者、被^二右大臣宣^一、^{藤内丸}奉^レ勅、私飼^二鷹鷄^一已經^二禁断^一、今一切欲^レ制、^④事不^レ獲^レ已、宜^下聽^二親王及觀察使已上并六衛府次官以上^一特令^上得^レ飼、^⑤但馳^二逐田畝^一損^二傷民產^一之類^一、令^二所司錄^レ名言上^一、其所^レ聽人等太政官給^二

隨身ノ驗シレシ一所、由レ加二檢校一然後聽レ飼、若無二官驗一輒飼レ鷹者、^⑥六位已下禁レ身副レ鷹進上、五位已上録レ名言上、阿容不レ言者同科二違勅罪一、

(八〇八)
大同三年九月廿三日

(『類從三代格』卷十九 禁制事)

これは後述するように、放鷹を好んだ桓武天皇の時代直後の状況を反映した政策であることに注意したい。①「一二陪侍者」に特に養鷹を聴聴したけれども、もはやおさえきれなくなっていたのである。②七道諸国にこの政策を施行したいの言うまでもないが、特に「京畿諸国」の王臣子弟はもとより郡司百姓までが、特許を得ていると詐称したり、あるいは権勢者の威を借りて競って養鷹をしている現状である。③において注意すべきは、鷹(オオタカ)と鷗(ハヤブサ≡隼)の語のことである。狩猟能力では鷗の方が急降下する速さや飛翔中の諸鳥を蹴落す力が秀れているという。中国の皇帝が希求してやまなかつた海東青とは鷗のことだったとする説がある。「鷹鷗」は熟語として大陸・半島の慣用語であったと思われる。

④天皇及び太政官などが鷹鷗を独占することは難しかったらしい。「親王及觀察使」や「六衛府次官以上」などには、特に飼養を許している。かれらはこの政策を厳重に施行する立場にあつたのである。觀察使はこの政策を打出した平城天皇の時に限って参議の代わりに置かれた令外官であり、上級官人で

ある。畿内七道に派遣されて、国司の治政を監察した。六衛府は左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府の総称であり、平安初期に成立した。六衛府官人の養鷹が特に許されている点は注目したい。六衛府官人は後述する野行幸と大臣家大饗に深く関わっているからである。

⑤～⑥ここで最も警戒すべきことは、これら六衛府官人の調鷹と鷹狩の横行についてであった。平安京の郊外は極めて恵まれた猟野であったから、鷹狩によって田畝を荒し、民産を損傷するおそれがあった。調鷹の許可証は随身の験を検定したのちに付与しなければならず、この手続きを経ない時は厳罰に処すとしたのである。

しかしながら、かれら衛門府官人は国家の中枢において警察裁判を担当する検非違使庁の構成員でもあって、常に宮廷の儀礼上も不可欠の存在となっていた。競馬・相撲・賭弓などと並んで、天皇の放鷹や大饗の鷹飼渡に関与していたのである。

それでは、親王・王臣に対する養鷹の許可は具体的にどのようなようであったろうか。『日本三代実録』に次のような例がある。

B、(貞観二年閏十月) 四日庚戌、詔^二二品行^①兵部卿忠良親王^一、聽^下以^二私鷹二聯^一、狩^②中五畿内國禁野邊^上、

C、(貞観二年十一月) 三日己卯、詔^二參議正三位行右衛門督^①源朝臣融^一、賜^二大和國宇陀野^一、為^二臂^レ

鷹從^レ禽之地^一、

D、(貞観三年二月五日己巳) 詔^二大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定^一、聽^下以^二①私鷹^一、各^二三聯^一遊

②獮^二山城、河内、和泉、攝津等國禁野之外^一、

E、(貞観八年十一月廿九日庚午)是日、勅聽^三二品仲野親王養^二鷹三聯、鶴一聯^一、正三位行中納言陸奥出羽按察使源朝臣融鷹三聯、鶴二聯、從五位下行内膳正連扶王鷹一聯、從五位上行丹波權守坂上大宿祢貞守鷹一聯、從五位下行近江權大掾安倍朝臣三寅鷹三聯、

以上について若干の説明を加えたい。

B、①忠良親王は貞観八年(八六六)にも「鷹二聯、鶴二聯」の調養を許されている。そして②五畿内国に所在する禁野(天皇の獵野)辺りでの鷹狩を認められている。D②と対比して明らかのように「禁野之外」ではなく「禁野邊」であるという待遇を受けたことが分かる。

C、①源融は嵯峨天皇の皇子で臣籍に降下した。同じく皇子の左大臣源信は「鷹三聯、鶴二聯」を許されている(『日本三代実録』貞観八年十一月十八日条)。②源融は禁野として、大和国宇陀野そのものを下賜されている。「臂鷹」とあって、源融が自ら放鷹していたさまが想像できよう。

E、における皇族・貴族五名に許された鷹は計十一聯、鶴は三聯をかぞえる。いったい、これらの鷹・

鶴などはどのようにして兵部省主鷹司また蔵人所鷹飼によつて飼育されたのであろうか。二つの方策が講じられていたと考えられる。第一は良鷹の産地の国司から貢上させることである。そして第二には畿内国近辺において巢鷹を確保したり、成鳥を罫に掛けて捉えることであつた。次の史料によつて、この状況が分かる。

F、太政官符

応禁制養鷹鶴事

右右大臣宣、奉_レ勅_ヲ、^①例貢御鷹停止既訖、宜_下亦禁制_中、^②下_二飼巢鷹_一并_上網_二捕鷹_一等、又無心之輩、

^③寄_二事_ヲ貢御_ニ妄放_二喩牒_一、費_二公乘_一、若有_二此類_一禁_レ身言_上、

(八五九)
貞觀元年八月十三日

G、(貞觀五年三月十五日丁丑)是日、^①禁_三諸國牧宰私養_二鷹鶴_一、先_レ是、貞觀元年八月、頒_下詔命_一、

不_レ貢_二御鷹_一、^②亦制_二國司養_レ鷹逐_レ鳥、或聞、^③多養_二鷹鶴_一、尚好_二殺生_一、故以獵徒縱_二横部内

一、故重制焉、

(『類從三代格』後篇
卷第十九 禁制事)

F、①は国々から定例の「御鷹」が貢上されていたことを示している⁽²⁾。②「下飼」は「下ろし飼」と読むのであろう。「巢おろしの鷹」という表現がある。②までを禁じたのはG①に明らかかなように諸国の国司を対象としているからである。なお、ここに見える「御鷹」という言葉について考えてみたい。撰関期(十世紀～十一世紀後半)に成立の「侍中群要」(『続々群書類従』第七 法政部)によれば、「臨時雑事」の項に「御覧御馬・御覧鶉」と共に、「御覧御鷹」があり、「此時侍臣臂^レ之参^ニ御前^一御覧之後召^ニ御鷹飼等^一各令^ニ分給^一」と伝えている。これは、天皇が天皇に進献された御鷹を御覧になるということである。天皇の鷹以外に「御」という尊称は付けないのが原則であった。

F、③のように「御鷹」の貢上に事寄せて、馭馬を利用している者があつたことを示している。また、G、②は国司の養鷹と鷹狩を制禁しているが、国司以外の在地勢力などが③のように、「殺生を好む」と指摘している。そのような「獵徒」が地方に増長しているという。あたかも、天皇・貴族の放鷹は遊獵また儀礼であつて、在地の鷹狩は殺生と断じていることにほかならない。

ところで、以上のA～Gは九世紀初頭の平城天皇期から九世紀後半期・清和天皇の在位期に及ぶ史料である。天皇は平城―嵯峨―淳和―仁明―文徳―清和の在位期間であり、律令国家再建期また弘仁・貞観文化の時代に当たる。そして、この期間の放鷹のありように最も決定的な影響を与えたのは桓武天皇

(在位 七八一 天応元—大同元 八〇六)であつたといえよう。これについては、前掲・林陸朗氏論文及び村尾次郎氏『桓武天皇』(人物叢書・吉川弘文館・昭和三十八年)に譲りたいが、ここでは最も特徴的な点について触れておきたい。

桓武天皇がよほどの鷹好きであつたことは、醍醐天皇(在位 八九七 寛平九—延長八) 九三〇が、新帝・宇多天皇(在位 八九七 仁和三—寛平九)に与えた「寛平遺誠」に次のように伝えられていて明らかである。

延暦の帝王は、日ごとに南殿の帳の中に御して、政務の後に、衣冠を解き脱ぎて、臥し起き飲食し おんじきたまひき、また鷹司の御鷹を呼び餌しめたまひき、或時は御手ら觜爪等の好むべきものを作りたまひき、(3)

(『古代政治社会思想』
日本思想・岩波書店)

鷹司は近衛府に属する養鷹の職のことである。鷹鳥屋で飼養する鷹の嘴や爪は、小刀で適度に削つて整形する必要があつて、素人では無理である。従つて、桓武天皇は鷹術に秀でていたことを示している。桓武天皇の放鷹回数には歴代天皇の中でも随一といえようか。『類従国史』(卷三十二・天皇遊獵)によれば、合計一二八回に及び、特に延暦十一年(七九二)に十四回、十二年に十三回、十三年は十三回、十四年・十回、十五年・十三回、十六年・十五回、そして十七年には十一回をかぞえる。延暦十三年(七九四)十月は平安京遷都が実現し、同十六年(七九七)十一月には坂上田村麻呂を征夷大將軍に任命している。この「軍

事と造作(都)」という大事業と放鷹は切離して評価すべきことであろうか。

さらに桓武天皇の遊獵先をみると、山城国では大原野(乙訓郡)・栗前野(久世郡)・北野(葛野郡)・日野(宇治郡)、摂津国では水生野(島上郡)、河内国の交野(交野郡)などで合計八十八回に及ぶ。その遊獵のつど、桓武天皇は有力貴族を率いて行き忠誠を誓わせたり、臣下に位階や賜物を遣わし、また、国司・郡司らの貢献を受けていたのである。

次の史料はその一端にすぎないが、百済王家を処遇している点で注目されよう。

(延暦十年(七九二))

○^(九月廿二)庚辰、(九月)廿二、下野ノ守正五位上百済王俊哲^ヲ為^ニ兼陸奥鎮守將軍^ト ○冬十月^{戊子朔}丁酉、行^コ幸^{シテ}交

野^ニ、放^レ鷹^ヲ遊獵^ス、以^ニ右大臣^{〔羅織〕}ノ別業^ヲ為^ニ行宮^ト ○己亥、右大臣率^{ヒテ}百済ノ王等^一ヲ、奏^{セシム}百済

ノ樂^ヲ、授^フ正五位下藤原朝臣乙叡^ニ從四位下^一ヲ、從五位下百済ノ王玄風、百済ノ王善貞^ニ並^ニ從五位上、

從五位下藤原朝臣浄子^ニ正五位下、正六位上百済ノ王貞孫^ニ從五位下 ○庚子^{十三}、車駕還宮 ○壬子^{廿五}、仰

^ニ東海、東山^ニ道ノ諸国^ニ令^レ作^ラ征箭^三万四千五百餘具^ヲ、

(「統日本紀」
卷四十)

交野は桓武天皇の外戚・百済王氏の本拠地であった。我国に放鷹術をもたらした百済王の末裔たちの

中には、好んで鷹を飼い馴らす者がいたであろう。右の史料に見える百済王家の人々への叙任が放鷹のときに行われていた事情が察せられよう。また、交野の行宮において百済楽を奏させたとあるが、後節で触れる「放鷹楽」の先蹤であった可能性がある。

頻繁な桓武天皇の放鷹が「軍事と造作」と同時期に行われていたことの意味について考えてみたい。両事業ともに権力の命運をかけたものであるが、桓武天皇は国家の中枢を獵野に動員することによって權威を誇示し大都城に近接した地域の衆庶を刮目させたであろう。獵野と行宮に従う王臣・官人とその鷹飼・犬飼たちも鷹を臂に据え狩犬を牽き連れていたろう。

ところで、次に取上げた「坂上田村麻呂薨伝(弘仁二年)」には、かれが桓武天皇の放鷹にも扈従していたことを推察させる、次のような一文がみえている。

○丙辰(廿三五月)、大納言正三位兼右近衛大将兵部卿坂上田村麻呂薨、正四位上犬養之孫、從三位菟田麻呂之子也、其先^①阿智使主、後漢靈帝之曾孫也、漢祚遷^レ魏、避^二帶方^一、譽田天皇之代、變^二部落^一内附、^②家世尚^レ武、調^レ鷹相^レ馬、子孫傳^レ業、相次不^レ絶、田村麻呂、赤面黃鬚、勇力過^レ人、有^二將師之量^一、^③帝壯^レ之、延曆廿三年拜^二征夷大將軍^一、以^レ功叙^二從三位^一、但往還之間、從者無^レ限、人馬難^レ給、累路多^レ費、^④大同五年轉^二大納言^一、兼^二右近衛大將^一、頻將^二邊兵^一、每^レ出有^レ功、寬容待^レ士、

能得^二死力^一、薨^二于粟田別業^一、贈^二從二位^一、時年五十四、

(「日本後紀」
卷二十一)

坂上田村麻呂(天平宝字二^{七五八}—弘仁二^{八二一})は、①『日本書紀』が伝える応神天皇十五年条の阿智使主(阿直岐に同じ)の子孫であるという。阿直岐は良馬二匹を貢上して馬養に任じ、またよく経書・典籍を読み、のちに百濟から王仁を招く労をとったという。②尚武の家であり馬養の術にすぐれ、かつ調鷹を司った一族であったことは推測に難くない。田村麻呂の祖父の名を犬養といい、弟に鷹主と鷹養・雄弓らがいるのも、「尚武調養相馬」の家を証していよう。桓武天皇の生涯にとってまことにふさわしい武芸の家であり、③それゆえ、田村麻呂こそ征夷大將軍にふさわしいと判断したのであろう。征夷軍に鷹犬を伴う一団の姿があつたに相違なく、関東また陸奥の地において、鷹狩を催し、その獲物が将兵の士気を高揚させたとも考えられる⁽⁴⁾。なお、④にあるように、「右近衛大将」が近衛府の鷹飼を掌握していたことも首肯できる。

注

(1) 五坊の制ともいう。唐の玄宗皇帝の開元初年には設置されていたが、その組織は「鷗・鷗・鷹・鷓・狗」の五坊から成っていた。この職に任ぜられたのは皇帝側近の寵臣や宦官であった。(今村志雄氏「唐代の鷹狩について」(上)『人文学報』36)一九六三)

(2) 源為憲の「口遊」(『統群書類従』第三十二輯上 雑部)によれば、天禄元年(九七〇)十二月二十七日条として、「貢鷹期」を次の〔 〕内のように記録している。(月日順は出典のまま)

八月十六日	甲斐国
八月十二日	信乃 <small>(マ)</small>
八月十三日	下野国
八月廿五日	陸奥
八月廿九日	出羽
九月十日	越後国
九月十三日	安芸国
九月廿四日	大宰府

謂之貢鷹期

- このことについて、秋吉正博氏は『日本古代養鷹の研究』(思文閣出版 二〇〇四年)において、七〜十世紀における律令国家の地方支配と貢鷹制度を結びつけて論及しているが、次の二点については触れていない。
- ①貢鷹の期日は各国衙出發日か、それとも京着日か。
 - ②貢鷹国は、その後も鷹出所国として継続されたか。
- 私の考え方は次のようである。
- ①期日は京着日であろう。巢鷹調養の完了をまって出發したとみる。
 - ②その後も、中世においても名鷹の産地であった。

また、三善清行が延喜七年(九〇七)にまとめた『藤原保則伝』(『日本古代思想大系』所収)には「権門の子の年来善き馬良き鷹を求むる者、猥しく聚ること雲のごとし。」と見え、補注に「良き鷹」を次のように説く。『古事談』巻四に「西国之鷹モ賢クハ敢テ信乃鷹、奥鷹ニ不劣之物也」。

(3) 二条良基の「嵯峨野物語」(『新校群書類従』第十五卷 鷹部)にも同様の伝聞があるが、「南殿の御帳の中にて、鷹所をめして御椅子のうへにて、われとすへさせ給て、爪をきり、はしをなをさせ給けり。」としている。

(4) 後世(鎌倉〜南北朝期)、『神道集』・『真名本・曾我物語』あるいは『諏方大明神画詞』などに、諏訪社と坂上田村麻呂の深い結びつきをうかがわせる伝承が記録されている。また、諏訪信仰と鷹の密接な関係を考えるとき、坂上田村麻呂の存在をぬきにして語ることはできないであろう。

第二節 嵯峨天皇と『新修鷹経』

桓武天皇の皇子・嵯峨天皇（在位 八〇九—八二三）もまた放鷹を好んだ。生涯七十一回をかぞえる。狩野は水生野と栗前野・北野が多いのは父帝と同じであるが、芹川野が急に増えている。嵯峨天皇が我国放鷹史上特筆されるのは、後世鷹書の原典となった『新修鷹経』をつくったからである。

『新修鷹経』について、『嵯峨野物語』は次のように伝えている。

「又嵯峨天皇ことにこのませ給けるとて、弘仁二年（八一）に、新修鷹経を鷹所へ出さる、別当親王大臣連署して、是を天下に弘行せらる、」^(一)とある。

『新修鷹経』登場の史的背景は以下のように考えられる。その第一は、桓武天皇による頻繁な放鷹に触発されて坂上田村麻呂の例にも見たように、各階層で鷹を飼う者が増えていたことにある。第二は、唐の皇帝（太宗・玄宗）が盛んに放鷹し、それらが杜甫の詩に詠まれて我国に伝わってきたことに影響を受けたと考えられる。第三は、六朝の詩賦を織りこんだ唐の『鷹経』が遣唐使によってもたらされ、兵部省主鷹司によつて学習されつつあったことなどであろう。そして、第四には、養鷹の困難さは鷹好きな人々の悩みの種であり、調鷹術に収拾のつかぬ混乱が生じており、鷹術の経験知を集め、遣唐使や新

羅使・渤海使たちのもたらす彼地の知識を混合し整序する必要に迫られていたと考える。

それでは、先行研究ではどのように指摘しているであろうか。新村出氏は『南蛮更紗』（東洋文庫五九六）において、『新修鷹経』は明らかに唐朝の旧撰を襲いだものであり、六朝の詩賦をも取つてある、と指摘している。また、秋吉正博氏の『『新修鷹経』の構成』（二〇〇五年八洲学園大学紀要）によれば、『新修鷹経』の編纂は「隋魏彦深鷹賦」（『初学記』卷三十 鷹第四）・「晋孫楚鷹賦」（部分か）（『芸文類聚』卷九十一、鳥部中、鷹）・「晋傳玄鷹賦」（部分か）（『芸文類聚』卷九十一、鳥部中、鷹）などに学びながら行われた、と指摘している。これらの鷹賦を旧修とし、わが国の鷹経を新修としたのだという。なお同氏の『日本古代養鷹の研究』（二〇〇四年）では、主鷹司鷹飼三十人の調鷹法修得上、『新修鷹経』が必須であったと言及している。また、今村与志雄氏は「唐代の鷹狩について（上）―（下）」（前出・本書四七頁）において、「（新修鷹経は）唐より渡来したものを鷹所に下附したのではないか、序文の「朕」字からして、隋唐の帝王の撰か」としているけれども、私は秋吉氏の指摘を妥当と考える。

ところで、『新修鷹経 序』に次のように見えている。

「朕每因_ニ務隙_ニ、不_レ癢_ニ翫好_一。^①愛_下其随_ニ指授_ニ以_テ応_シ機_ニ、任_ニ馴擾_ニ以_テ効_上ムルコトヲ力_ラ、（略）寔_ニ②有_ニ相法_一、調養瘳治、非_レ無_ニ厥術_一、所以_ヘニ斟_ニ酌古今_一ヲ、随_レ類_ニ甄別_ス、懼_フハ覽_ル之_ヲ者_ニ未_レ

詳_{カラ}、重複_③示_スニ以_テ圖像_一ヲ、勒_メ成_ニ三卷_一ト、名_テ曰_ニ新修鷹経_一、

ここでは、①自分はずねに政務の中で放鷹のたのしみを忘れることはない。指図のままに機に応じ飼
い馴らした通りに鷹が働くのを愛する。②鷹の良悪を観る方法、調養・療治の術がある。③図像を掲げ
②、三巻を成し、新修鷹経と名付ける。と宣言しているのである。

「序」に次いで上巻では、まず「形相」すなわち全体の容姿の見方について述べ、良鷹と醜鷹の特徴
を説く。また鷹体の部位別に良悪の差異を細かに示す。すなわち、頭・目・鼻・嘴・頸・肩・胸腹・背・
翼羽・尾・毛・臀・腰・髀・脛・足・指・爪の順に簡潔にして要を得た短文である。これらを表わすた
めに九種の図像を付している。

以上の十八部位の説明文の平均字数は五十二字であり、翼羽(一〇六字)、目(九十一字)、脛(同)は字数
が多い。

つぎに中巻では「^①養_レ鷹法・^②入田放鷹法・^③夏養_レ鷹法・^④養_二雛鷹_一法・^⑤著_二脚絆_一法・^⑥繫_レ鷹法・
^⑦僵_レ鷹法・^⑧著_レ鈴繫_ク法・^⑨攻_レ觜法・^⑩攻_レ爪法・^⑪禁忌法・^⑫繫_レ格禁・^⑬鷹屋禁・^⑭放_レ鷹禁・^⑮吐_レ毛禁・
^⑯拭_レ觜禁・^⑰走_レ馬禁・^⑱穢_ル器禁・^⑲汗手禁・^⑳飲_レ酒禁」という二十項目にわたる禁則を簡潔に説いて
いる。しかしながら、②～⑧の文字数は平均約四〇〇字(最大は②で七四〇字、最小は⑥で一九〇字を費して
いる。⑨～⑳は⑨が一〇〇字余だが、ほかは五〇字前後であって、②～⑧までが調養にとってひじょうに肝要なこと

を示している。(3)

さて、『新修鷹経』の大綱とも評すべき「調鷹」という文章(九十五字)がある。すなわち、「鷹^ノ性不^レ同、調^モ亦須^レ別、天性快^キ者、本^{ヨリ}不^レ須^レ調」と断じ、鷹は個体差が大きいと指摘する。さらに鷹を馴養する基本は餌の制禦によって飢飽を巧みに用いることにあるが、これも個体による違いが大きいゆえに「察^{スル}ハ之為^レ易^ト、調^ルコトハ之實^ニ難^シ」と言う。したがって今、「衆術の異同」(多くの掌飼^ニ鷹飼^ニの術の異同)を稽^{かんが}えて、その善いとするものをえらんで、これを述べるものである、としている。実際のところ弘仁十一年(八二〇)当時には、兵部省に主鷹司鷹飼三十人と犬飼(犬三十牙)が属しており、かれらの議論も集約して載せられていったと推察する。

つまり、①～⑧などは、放鷹術渡来より四百年この方の調養の経験知が凝縮されたものとみてよいのである。魏・隋・唐などの鷹経や鷹賦がもたらされてきたにせよ、大陸・半島の調養技術をもろに使うことは不適切であつたらう。彼我における気候・風土及び餌・獲物の種類や生態の違いによって、調養の方法などは根本から見直されなければならなかったと考えられる(4)。

以下①～④について、その要点を取り上げてみたい。

まず、①「養^レ鷹法」について見てみよう。鷹を飼養するための屋(鷹屋また鷹部屋)の敷地については、陽が当たり高燥の地がよい、とする(5)。窓を作り日よけの暖簾をかけ陽陰によって揚げ下げする。中

に架を置き「格帳」^{ホコタレ}を懸け、架の前に掌飼の寢床をおき「燈鑑」を設ける。これは鷹の眼を馴らすためであり、鷹を「日夜護視」するためでもある。

晴天で暖かな日は庭中の架に繋いで日光浴をさせる。時々水浴をさせ「體色汚穢」を除くようにする。鷹を肥えさせるため、餌としては「馬 豕 兔鼠雞雉ノ穴」^(いのしし)を哺ませよ。穴は「長サ寸許、廣サ半寸」の大きさに薄く切れ。これを温湯⁽⁶⁾にひたして箸で摘み、十遍ほど攪ぜ^{かきま}、それを五回与えるが、そのつど湯を換え、そして手を洗い、湯はにごりなく清澄にせよ。このように「湯がき」するうちに容器の底にたまった「微液」を日光に当てたものと「丸」すなわち「鳥の肝」の碁石状四、五ヶばかりの分量に糝みからめた穴を与える(これは、餌に飽きさせないためである)。

入田放鷹の五、六日前の穴やり調整は肝要である。もし肥太しているなら、なお十日ばかり(餌をやらずに)調整する。(或いは一日或いは二、三日前から餌をやらぬこともある。)

ところで、煩を厭わずに述べてきたが、実は鷹飼にとって「シシノ・アテヤウⅡ肉の当様⁽⁷⁾」の成否はのっぴきならない術であったのである。それゆえ、なおしばらく、養鷹の要諦について紹介しておきたい。

瘦せを調えるためには「豕兔ノ穴」を切り、温湯にひたし、しばらく湯をきってから哺ませよ。「馬鼠ノ穴」(馬鼠とは鼠の種類か)は切つて温湯にひたし、箸でゆがくこと二遍、さらに湯を換えて二度、汁

を除去して哺ませるが、馬鼠の塩からいものは鷹を傷めるから必ず湯で濯ぐのである。

「オキジ雞雉水鳥ノ穴」は胸肉の塊りを温湯にひたし空気で乾かしてたがみ鞆にのせ、それをついは啄ませよ。水鳥を必ずしも哺まぬなら雞小鳥を哺ませてもよい。鶴は「鶉雀鼠」を与えよ。もし甚だ瘦せていれば、日に

二、三遍、哺ませよ(7)。

「アケスニル凡巢鷹者、勝撃之時、漸ク呼レ穴、旬日ニ以ニ雞雉オキジノ雛一、投ウチ與フ之、及鶉小鳥與也五六度、然後著レ鈴、

入レ田ニ放チ野雞オキジ一、不レ論ニ雌雄一、隨レ獲則與ヘヨ、」巢鷹を養つて初めての放鷹に臨む際の穴シホについて

述べた部分である。その前十日間のうち五・六度オキジのヒナを小屋内に投げ放ち、獲らせるとしてゐる。巢鷹は生まれてより一度も狩りの経験が無いので、狩猟本能を覚醒しなければならぬわけである。鶴にはオキジのヒナ及び鶉の幼鳥を投与する、という。鶴には雉のほかに鶉を獲らせるねらいがあるからである。数回、このやり方をした後に、尾鈴をつけて田野に出て雉を放ち、獲らせて、雌雄どちらでも獲った雉を与えよ、とある。巢鷹はこのようにして調養するのだが「已調習シ、然ノ後隨ニ其肥瘦一、而飢飽セヨ、」とあつて、いったん雉の雛・鶉の幼鳥などの狩りと味を覚えさせた後、さらに本格的な狩りにそなえて飢飽を巧みに使つて肥瘦をコントロールするのである。しかし、割注して「鶴者不レ厭レ肥、縦雖ニ肥溢一、不ニ肯爲レ用、猶須ニ經年調一」と述べ、鶴については肥えるのをかまわずに、なお時間をかけて調習すべきだと述べている。

巢鷹（巢鷁）の一方、羅鷹（仕掛け網で捕えた鷹）の調養法は異なる。羅鷹は闇屋中に繋いでおき、夜の初めから灯の側に撃^すえて夜中眠らせないで明日の正午に至る。こうしてくりかえすこと三日三夜、手なずけたりつき離したりした後に食をととのえる。「撃^{スヘ}テ使^テ著^レ手、人ノ闇處撃^ル」市上^{ノホトリニ}一、是^モ好^シ、避^ニ塵^ニ烟屍等一可^レ撃^之」すなわち人が騒がしい市街に撃^{すえ}て歩くのもよい。汚れたところは避けよという。これは放鷹に出る時、環境に「駭怖」させないためだという。

羅鷹に穴を与えるには雞雉を用いる。鼠は切つて温湯にひたし、少しのち鼠の皮で肉をつつみ、細縄で十字に結わえ、また温湯にひたし、空気にさらし、その後皮をひらいて肉を出し、また湯をそそいで与えよ、と述べている。

やや馴れてきたら、呼び寄せて食を与えるが、数日かけて呼び馴らし、その後、（生きたままの）雞雉を投げ与えよ。こうして、熟練した後に（巢鷹の項で述べたと同じ方法で）肥瘦を調べて「擧^{ツキギスエ}撃^ス」るのである。

以上①「養鷹法」を完全に修練したうえで、次に②「入田放鷹法」の習得に取り組むということになるだろう。

ところで「入田」とは何のことか。放鷹を「田獵」と称する理由につながるのだが、それは獵場の多くは秋冬の刈り取り後の水田であることを意味している。雁・鴨・白鳥などの渡り鳥が飛来し、落穂・田蝶・土鱒・枯葦の根などを餌にする。また、水田周辺の野原の雉も放鷹の獲物となる。

それでは、しばらくの間③「入田放鷹法」を解説してみたい。

入田して鷹に捉らせる鳥数は多いのがよいか少ないのがよいか、といえば少ない方がよい。それは、人より遅れまい、利を流すまいとして多くを好めば、鷹は疲弊してそれ以上力を尽くすのをいやがるからである。多寡は時に随って折中したらよい。

(さて、いよいよ)鷹を放った後は、「先静^ニ駐^レ馬、以^レ目送^レ鷹、日記訖^テ後^ニ舉^レ鞭馳進^メ、」とある。馬上より鷹が飛び行く先を目視し目当てを定めて、馬を走らせるのである。そして、数歩手前で下馬し接近する。(獲物を追い詰めた)鷹が草から起き上がった時、(犬飼は)犬を走らせ獲物を嗅ぎとらせるが、犬は長葛の綱を使って制御し、鳥を獲る時の鷹を害しないようにせよ。もし、草が深く鷹が獲物を追いつめきれない時は、いったん呼上げ、その後、犬に嗅がせよ。もしも、鷹が獲物を見失って草より出て、近くの木に上れば、近づいて鷹の眼の向うところまた「地之形態」を察して、犬を遣わし鳥を尋ねよ。「越^レ嶮即立^ニ岑^ノ上^ニ、遙揚^レ聲呼^ハ鷹、」犬に随って飛逐うものである。もし鷹が応じないならば呼び還せ。その鷹が疲れきっているなら、必ずしも戻ってこない。ただちに犬より先に獲物を食わせよ。(そうした鷹は、他所で)鳥をとらえて後に戻ってくるのみだ。鷹が或いは呼ぶを待たず、自ら犬に随って飛来するようなら、「此^ハ是^レ不^レ用^レ撩^ト者^ト」^{トコトヲ} 猟には使えない。年を経て調習した結果なのである。以上は放鷹に際して鷹と犬調習の連携を述べたものと理解できるけれども、続いて、次に掲出する②入田放鷹法

の後半部は、放鷹のクライマックスであり『新修鷹経』のなかでもとりわけ躍動感のある筆致である。

「如^⑦斯鷹者、察^ニ野田ノ形體^一、先放^ニ林木中^一、然後走^レ犬闕^レ鳥、凡獲^レ鳥哺^レ鷹者、先挾^ニ鞭於腰^一、爲^下鷹ノ觸^下也、鳥^下不^中見傷^上也取^レ鷹往就^テ清水^一、而先起^ニ左膝^一、伸^ニ左手^一加^ニ膝上^一、或說、安座^{シテ}側^{カタチ}鳥、加^ニ左膝^一令^レ啄厭^ニ裹鳥ノ頸於翼中^一、與^レ脚加^ヘ執^テ、而以^レ鳥側^ニ置^ク、令^ニ鷹集^レ上^一、^⑧以^ニ刀子^一擺^レ胸、肉^ニ灑^レ水令^レ啄、若可^ニ重^テ使^一、而猶有^レ肥者、割^ニ胸穴^一攫^ニ碎^レ令^レ食、不^ニ斯^之爲^一而經^レ曰、則令^ニ鷹不^レ調、其多少隨^ニ鷹ノ肥瘦^一、凡^⑨鈴者、朝^{ツケテ}傳^ニ夕^一解、不^レ則鷹嚙^レ鈴、ハメテ窄^レ啄倒^ニ懸^テ而死、凡^⑩鶴者左ノ方^ニ、鷹ハ右ノ方^ニ、犬^ニ令^メ嗅、隨^ニ鳥起^一即放、縦放、難^レ獲、横放、易^レ捉鶴追入^ニ草中^一、下^レ馬^{ヨリ}漸迫^レ、若不^レ得^レ鳥、上^レ鞞^レ馬、或不^ニ必^一駕^一也使^ニ犬嗅^一之、^⑪若鳥已^ニ疲^レテ、頓^ニ可^ニ爲^レ犬^ノ所^レ噬、即^{カシガヘテ}案^ニ使^ニ犬繫^一カ、候^ニ鳥蹋起^一使^レ捉^之、^⑫每^レ獲必與^レ腦、謂^ニ鶉及雜小鳥、或不^ニ必與^一、量^レ宜爲^之也凡得^レ鳥哺^レ鶴者、往^テ就^ニ清水^一而坐^メ、仍於^ニ鞞上^一灑^レ水令^レ啄、其多少者、亦隨^ニ肥瘦^一、哺法與^レ鷹同若放^ニ水鳥^一、謂^ニ等鶉鶴、驚等也則跼^レ躬鎮^レ鶴、漸^ニ迫^テ臨^レ發、^⑬忽然揚^レ鳥起^キ、即每^レ獲令^レ啄^ニ背穴^一、若可^レ哺者、折^{ヘキ}穴攫^ニ碎^テ與^ヨ、謂^ニ雉、啄^ニ田鳥^一亦同^之也凡^⑭放^レ鶴者、令^ニ諸牽^レ犬者、能^{ハカリ}式慎^一之、害^レ不^レ可^レ不^レ量、

この文章はねらいを定めた獲物に最も接近した場面である。以下、傍線部①～⑭につき略説する。

まず⑦について、拳に据えた鷹を野田の近くの本立の付近で放つ（鷹はいったん必ず最も高い梢に翔び上って睥睨し狙いを定める習性がある。）犬飼は犬をけしかけ鳥に迫る。つづいての記事は獲物の鳥を押さえこんだ鷹から鳥を取り上げる手順と技についてであり、①翼を広げて鳥を組伏せている鷹に、ほうびとして獲物の胸を②刀子で切開し心臓（または肝臓）をえぐり出して水をそそぎ啄つばませる場面である。もし、さらに重ねて狩させるつもりならば、胸肉をもつと食わせよ、という。

③尾鈴は狩の朝につけてやり、夕方には外すことだ。さもなければ、鷹は鈴を噛いちぎり啄を傷付け死に至る、と注意している。この尾鈴に関しては、⑧「著^レ鈴繫^ク法」において微細な注意点をあげている。

④本章第三節でも触れることだが、我国の古代放鷹には「鷹鷹飼・鶴鷹飼」という分担があった⑧。鷹飼を大鷹飼と称することも多い。身分上は鶴飼の方が上位であったようである（『嵯峨野物語』）。大鷹は森林の木の間を翼をすばめて飛びぬける能力をもつのに較べると、鶴は平地の叢中の獲物を攻撃する俊敏さをもっている。調養の仕方にも差があったろう。ここでは鷹と鶴を組み合わせてつかう場面を想定している。

⑤逐いつめられた鳥がもはや疲れきって狩犬にくわえられているならば、犬を繋げ、というのである。このように鷹飼と犬飼の連携は熟練されなければならなかった。⑥えものを獲るたびに、必ず、犬にはほうびとして鳥の脳を与えよ、という。

⑦鶴の仕い方について、水鳥を狙うには身をかがめながら接近し、にわかには鳥を（脅して）飛び揚がら

せ鷓に捉えさせよ。獲ることに獲物の背肉を啄つばませるといふ。鷓飼は犬飼と慎重に呼吸を合わせて、鷓を損なうことがあつてはならない、といふ。

調養において大きな問題は③「夏養鷹法」であつた。世界の鷹飼中、高温多湿な日本では最も難しかつたかと思われる。殊に、山城国の暑さは酷いものがあつて、鷹飼が心身をすり減らすわけである。鷹は(陰曆)夏四月下旬から五月上旬にかけて「初メ毛羽落時」を迎える。方丈ばかりの「小屋」を設けてその中に藁や蘭で編んだ一尺ばかりの円坐を架座として置く。小屋は高燥で陽当たりがよい場所につくる。板壁で囲い、東壁に餌台のための小穴を穿つ。その給餌に関する繊細な配慮を次のように記している。

「凡レ哺飼者、雜ノ穴ヲ與フルニ之、切テ濯ニ之於清水一、葛ニテツツメツカネテ約束與ヘ之、其ニハ鷓者用ニ燕雀一、脱レ毛約束與レ之、或生ナガラ與フ(之)日ニ哺スル或一度或二度、」

餌とする肉を葛葉でつつみ与える、といふ。鷓は燕雀の毛を抜いたものか、生きたままを餌とする。餌は日に一・二度与えたとある。鷹の夏飼は十分な栄養を保つ必要があり、そのため生餌の確保に苦心したのである(9)。

また、小屋内の清浄に気をつけねばならず、それといふのは、食いのこした肉に蠅・蟻がつき、鷹をも害するからである。第一羽が初めて落ちた夕暮時には浴船を置いて水浴させよ。つねに鷹の肥瘦を視て、餌の量を考え、手当てを要する時は小屋より出して架に繫ぐのである。第一羽が出そろつて一寸ば

かりの時、小屋から出し⁽¹⁰⁾、十日ばかり(鶴は五日)かけて鷹の肥瘦を整えることだが、これに失敗すれば、鷹は呼吸困難となり死ぬであろう。

以上のように鷹飼の神経を消耗させるのが鷹の夏養(飼)であったことが理解できる。それゆえであろう。『新修鷹経』は、「小屋」に入れるのに「選^ニ吉日良辰^一、祭^レ醇^{サケ}」^{出時亦同}として、成就祈願と感恩の祭儀を行っていた様子を伝えている。

なお、夏養^(飼)の「小屋」のほかに「鷹屋」という施設が設けられていたことは、すでに①において明らかであるが、さらに⑬「鷹屋禁」によっても察しられる⁽¹¹⁾。この鷹屋内に架を置き絆で鷹を繋ぎ、手入れを行うのである。⑬によれば、「馴擾之道、理令^ニ清静^{ナラ}、喧塵之事、尤是可^レ禁^一」と記し、鷹をならすには清浄に心がけ、喧燥・塵埃を最も戒しめよとある。掌飼(鷹飼)は鷹屋内において「療煙燠徹及戲諱」のことを慎しめともある。

ここまで、『新修鷹経』中巻―調養―①～⑳のうち、若干の解釈を試みてきたが、最後に④「養^ニ雛鷹^一」に注目しておきたい。それは巢鷹の調養法のことであって、本論が頻繁に触れることになるからに他ならない。いったい、巢鷹を遠隔地より都へ貢上、あるいは売鷹として運脚する事前において、現地で鷹仕いの技をもつ者(供給者)は、どのようにして需要者の期待に応じて雛鷹を養うべきなのか。需給双方の養鷹水準に、隔たりが生ずれば、その鷹の価値は無いに均しいであろう。このようなことを

考慮に入れつつ、④を読んでみたい。

雛鷹は方丈ばかりの小屋中に置く。木皮と「葎蘿」(むぐらつる草)で巢に似せた像をつくり、その中に棲ませよ。高い所に明かり採りの窓を作つて、外に出られないようにし、また人の姿が見えないようにせよ。人を見れば嬌鳴するからだ。餌を哺ませるには「生穴」を与えるのがよい。「死穴」を与えるのは好ましくない。生穴というのは、馬・豕・兎・鼠・雉を与えるところがあるが、「馬・豕」というのは以後、管見に触れず不審である。これは、中国の鷹経のままを写したと思われる。彼地の鵬養の餌には考えられるからである(我国でこれをあえて馬・豕・鼠と読み、肥つた猪・鼠と考えておく)。鵠には生の様々な小鳥を与える。「七月中旬夜半ニ捉り取レ、箴氣至テ鷲鳥繁ク」七月中旬の夜半に「脚絆」をつけて架につなげということか。(雛鷹は成長し)殺気だつて餌を激しく食おうとする頃である。ついで「立秋ノ後羽翅成テ、浪リニ飛テ止レ、生え変わった羽を頻りに羽撃かせて狩にめざめる。こうなれば、羽を傷め命を損じるゆえに小屋から出すべきだ。粗縄で闇屋の中につなぎ、拘束されることを知らしめよ。こうして三日間、撃えて、便がやわらかになつたら穴を与えて痩せさせないようにしなくてはならない。また一方法としては、籠の中に巢を作り、これに棲ませることがある。「作レ巢同上、」よく節食させるも飢えさせぬよう。「飢則身體難レ長、飽則膝垂レ、骸異ニ爲レ醜、害ニ具毛羽、」ことになる。

こうしてようやく籠を出し、絆を着け、体より逸飛せしむるようになるのだ。食を与えれば必ず呼び

戻るよう数日かけて、しかる後に格ほこに繋ぎまた手に上らす。巢鷹を確保した現地の鷹飼はこの七月中旬ぐらいまでに鷹を育てあげ、しかるのちに貢鷹・売鷹として都へ搬送するのである。

続いて、⑥「繋ツナ鷹トウ法」と⑦「僵フスル鷹トウ法」を取り上げておきたい。それらは鷹飼が日常的にくり返し実践したものであり、また細心の注意を要したことであろう。

⑥繋ツナ鷹トウ法。鷹を架ほこに繋ツナぐ方法のことである。左臂に鷹を撃すえている人が、右半身を架の側に近づける。右手で（鷹の足革につなぐ）長い絆（大緒）の両端を執り、左手は架から三尺ばかり離れる。（それから）鷹を放ち飛ばす。（左）拳こぶしを緩ゆるめて旋もとおし（鷹の脚に付ける紐の回転具で骨角製または金属製）を動かし易くする。鷹が架に移動すれば、左手で架を支え、右手で架に繋ぐ。

架ほこから鷹を下おろす時は、鷹を執ろうとする人は先ず、心身を静かにして体の右側からやや進み、つぎに左肩を格に近づけて長絆（大緒）を解き、右手中指で、長絆の一端を一からげする。次に左手で鷹の脚絆あしかわを執り、脚を左臂上にひき寄せる。そして、右手と共に高くひきあげ撃すえ、格から急いで去る。

⑦僵ふ鷹トウ法。鷹を押し伏せて動けぬようにする方法である。（これは、病傷の治療・鷹具の着脱等時に必須であつて、次のような手順で行う。）先ず鷹を鎮め臂の上に正居させる。一方、鷹を捉えようとする人は、両手を袖に隠して少し近づぐ。（鷹が人手の挙動を畏れてしまうからである。）左右の「無名指（薬指）と中指で、各々、鷹の両膝節以上を挟み捉らえ、母指で各左右羽を圧おさえ、「即拳著二胸上尾下一、首移二鷹右一、脚

加^二左右手^一、夾^レ之、仍以^二左手^一著^二鷹胸^一、しばらく鷹の息を静め、左手で鷹の右脚を「捉屈」し、「次以^二左手母指^一、撰^二右重錢羽^ト與^レ脚捉^一」又、右手で鷹の左脚を捉屈し、次いで、右手母指で重錢羽と脚とを捉る。そして安坐し鷹を高くささげ持つのである。もし、鷹を仰ぎみようとすれば、「著^レ胸之後、右手、捉^二両脚^一、左手、撰^二羽毛之内、首^ノ外^一、右^ニ廻^{ラシ}置^二両膝間^一、即以^二左右母指食指^一、各夾^一、捉^二両脚^一、」とある。

ところで、鷹飼・鷹匠・鷹仕を「掌飼」と書いて、「タカカイ」と称すことがあるが、右に見るように、鷹は鷹飼の掌の中におさえられており、鷹飼は左右の手、五本の指の微妙な動作によって鷹を自在に操っていることが理解できるであろう。

『新修鷹経』の⑥及び⑦の技法は、中世から近世に至るまでに、変更されるようなことはなかったと考えられる。

つぎに禁忌及び禁止事項が列挙されている。⑪「禁忌法」に次のように見えている。「右悲^ヲ爲^一一本、凶^一喪之家、哀^一痛斯^一盛、訪^二之^ヲ古今^一、不^レ宜^レ應^レ獵、凡^ニ厥^ニ掌飼^一、比^レ預^二此事^一、不^レ得^二執^レ擊^一之、」ここに凶喪の家とは掌飼が仕える「天皇・王臣・近衛官人など」の家であろう。穢れを受け、悲しみにくれる中で、放鷹をしてはならぬ、というのである。なお、服喪の証として、喪家の鷹を山野に放してしまうということがしばしば行われた。ほかに「掌飼^{タカカイ}」の禁止事項があるが、⑫「飲^レ酒禁」にとどめたい。

「右酒之爲_レ物、毒熱大尤盛、シカノミナラス如以酖_二醢_一之徒、トモガハ手足顛倒、令_二其_一擊_一、必傷害乎、セシ凡厥掌_二飼、オホマテ、そのたかがい属_二淵

醉_一時、不_レ得_レ擊_レ鷹、」

『新修鷹経』下巻は鷹の病の治療について述べている。すなわち、十二種の病症(①鼻塞 ②腎塞 ③脚腫 ④脚疣 ⑤嚙_二腹股毛_一 ⑥嚙_二拔羽_一 ⑦瘡 ⑧血痢 ⑨被_二犬噬_一鷹 ⑩肉癢 ⑪脚折傷 ⑫肉瘡)をあげて、治療法を示している。

ただし、これらの治療法については冒頭の「療治」の中で、次のように触れている。それは「生民」の大患・疾疹を治すことが難しいように、「鷹病」は未だ治療法がない。したがって、『鷹経』の編者「後周魏収」が既に述べたところを引き、また敷衍して記しておくのである、と。はたして魏収のそれが、どのような文体であったか窺い得ないけれども、『新修鷹経』では、前の上・中巻のように、親切丁寧な書き方になっている。特に鷹病の症状の説明は写実的であり、これは先述した通り、兵部省主鷹司三十人の「掌飼」タカガヒが議論を交えていたことを再び髣髴させる。

処方する薬を列挙してみると、「目病に黄連・塩・酢・龍膽・蠅の首、鼻塞に胡麻油・熊脂、腎塞に、胡麻油・塩・犀角丸、脚腫に塩と酢、脚疣に杏仁、嚙腹股毛に巴豆・胡麻油・水銀・葵茎・酢、嚙拔羽に熊膽苦茶、瘡には水銀膏・唾・酢・硫黄、犬噬には牛鳥脂(鷓には鶉脂)、肉瘡には灸を用いるが、ほ

かに芒硝・琥珀・牛黄・龍骨の四種・胡麻油、」などと見えている。

灸については、羽毛を除いた鷹の裸形図(腹・背両面)を載せ、背面に壺七か所、腹面に同じく七か所を明示している。

病の中で最も難しいのは「治^ニ肉癥一方」である、としているが、病因は「調養不^レ精之所^レ致也」と断じている。病状はといえば、「其初兆時數々振^レ身、或振^テ中^ゴ止、或雖^レ不^レ振、而慄^ニ亂毛^一歛^レ毛、如^レ此無^レ度、眸子寂寥、如^レ視^ニ遠物^一、哺食日^ニ減^ジ、轉^ジ以瘦瘠^フ、斷^レ食即死也、」とある。腫は腹下に著しいが、或いは五臓中に広がっていることもある。

肉癥は羅鷹に多くあらわれるが、巢鷹にはまれである。「古往今來未^レ知^ニ治方^一、」と言い、これを治す説は後世の賢哲に期待するしかない、と結んでいる。鷹の病いの治療については、以後も長く人々を懊悩させた。

最後に『新修鷹経』の奥書には次のような位階・官職にある人名が列挙されている。

弘仁九年五月廿二日
(八一八)

賜^ニ舉正從六位下兼行備前權椽勳六等巨勢朝臣馬重正七位上行令史兼美作大目上野公祖繼等^一

別 當 二 品 行 式 部 卿 親 王

中納言兼左近衛大將從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣

參議左衛門督從四位下兼守右大辨行近江守長峯朝臣安世

從四位下行越前守勳五等大野朝臣直雄

從四位下行美濃權守安倍朝臣易笠

右兵衛督從四位下安倍朝臣雄能磨

右近衛中將從四位下兼行左中辨越前權守白示久迷^(遠カ)

右によれば『新修鷹経』を下賜されたのは、兵部省主鷹司の主鷹正臣勢朝臣馬重と主鷹令史上野公祖の二名になっている。弘仁十年に巨勢馬重は從五位下に、上野公祖は弘仁十三年に同じく從五位に叙されている⁽¹²⁾。

なお、弘仁九年(八一八)当時の主鷹司鷹飼三十人は、同十一年にはそのうち十人が藏人所鷹飼に割かれている。右二名は連署者の一人・藤原冬嗣が同年、藏人頭に就いたことに伴って昇任したものである。二名のうち一名は藏人所鷹飼を監督したかと思われるが確証はない。

ところで、上掲に名を連ねている官人の官職名にみえる任国について、注目したいことがある。列举すると、備前・美作・〔陸奥・出羽〕・近江・越前・美濃となる。

〔陸奥・出羽〕が良鷹の産地であり、主要な貢鷹国であること言うまでもないが、他の諸国に何か共

通点はないだろうか。それを考える上で、元慶八年（八八四）と翌仁和元年（八八五）の二つの「勅」が存在する。（ただし、『新修鷹経』頒布の貞観九年（八一八）より七十年後であるが。）『三代実録』収載の次の史料である。

「〔元慶二年十二月二日〕勅遣_下左衛門佐従五位上藤原朝臣高経、六位六人、近衛一人、鶴七聯、犬九牙於_二播磨國_一、中務少輔従五位下在原朝臣弘景、六位四人、近衛一人、鷹五聯、犬六牙於_二美作國_一、並_中取野禽_上」〔仁和元年（七月）勅遣_下従四位下行佐馬頭藤原朝臣利基於近江國〕と見え、山陽道へは「従五位上守右近衛少将源朝臣湛於_二備後國_一」ともに「並臂_レ鷹擡_レ犬、行拂_中野禽_上」とし、よって「路次往還并經_レ彼之間、用_二正税_一供_レ食焉」という便宜を与えている。

この二例のほかには管見には触れていないけれども、これはいわゆる「狩の使」ということになる⁽¹³⁾。諸鳥を現地調達するのではなく、都から鷹・鶴を据え犬を牽いて行く一団の構成が分かる。

備前・美作・近江・越前地方は鷹の獲物「野禽」を確保しやすいのみならず、これを都まで運んでくるのに好都合な距離にあったのである。このような視点に立てば、右の叙任国は、当時の放鷹にとって必須の国々であったことが推察されよう。「陸奥出羽按察使」配下の鷹飼・鶴飼が、『新修鷹経』の写本を携えながら、奥羽の巢鷹を求めて行動したということも想像に難くない。

以上、本節を通じて、『新修鷹経』を具体的に取り上げ、特に中世鷹狩を展望しながら、かなり詳し

く論じたつもりである。結果として、鷹・鶴を養うことは『新修鷹経』を理解し実践できる者へののみ許される行為となつたのである。それは天皇・王臣を始め、藏人所・近衛府等の官人たちの放鷹に携わる鷹飼・鶴飼に課せられた重大な条件でもあつたといえるであろう。

注

(1) 二条良基の『嵯峨野物語』(至徳三年(一三八五)十一月序)では、「弘仁二年」としているが、『新修鷹経』奥書には弘仁九年とある。本論では後者を採る。

(2) 良鷹とは、どんな姿形をしているかを側面・対面・背面の三体の図によって表わし、また、「良鷹軒翥(のきほ)體」図を載せる。これは羽を広げて飛び上るさまを表わす。いっぽう「醜鷹體」を示すことによって良醜の見分け方に便利を図っている。「鳧居鷹體」の図は「股と胫と共に短く、肘の骨が曲がっている」(『放鷹(鷹)大語彙』特徴(良くない鷹)を表わしている。次に「隼鵠體」があるが、これは「良鷹傍」図が大鷹であるのに対して、隼の図である。

(3) 総字数約四〇〇〇字。そのうち②⑤に約二〇〇〇字を当てて調養の枢要を記している。

(4) たとえば先掲、注(1)今村与志雄氏「唐代の鷹狩について(上)」によれば、中国の鷹狩に最もよく使用された種類は、遼島半島で獲れる「皂鵬」(Golden Eagle)及び海東青などの鵠(隼)であつたという。鵬(鷲)の獲物は狐・兔などである。

(5) 中世の鷹書には鷹部屋の構造(見取図)が例示されるが、『新修鷹経』には無い。主鷹司の掌仕は自明のこと

として図は載せなかったと思われる。

- (6) 「四月八日湛_二冷水_一也」とあるのは、釈迦の誕生日を特殊とする考えがあったことを示している。なお、温湯で湯搔く方法が強調されているのは、脂肪分を取り除くためである。

- (7) 『放鷹』の「鷹犬飼語彙」に「日を限りて餌飼い分量をきめて鷹に與ふること」とあり、また「シシノ・ツメ・ヒラキ」ということを「肉の詰開。鷹に與へる餌によりて肥瘠させる仕方。詰とは量を減ぶること開とは量を増すこと。」とある。

- (8) 鷹・鶴・隼の体格を図表であらわしておきたい。いずれも雌の方が大きく、狩りも雄よりすぐれている。

		翼 (cm位)
オオタカ	雄	シヨウ兄 280-300
	雌	ダイ弟 302-339
ハイタカ	雄	ニコノリ 203-215
	雌	コノリ 240-257
オオハヤブサ	雄	332-344
	雌	361-378
チゴハヤブサ (サシバ)	雄	245-262
	雌	273-281

「日本の鷹類に関する科学的考察」(『放鷹』)
より作成

隼は海岸の松林や沿岸部の崖などに営巢する。海鳥(カゴメ・チドリ・アジサシ)をはじめ小型哺乳類や浅瀬の魚なども捕食する。

隼は「空高く飛行し目的物に向ひ急速に落下して脚を以て之れを蹴落して捕食す、その勇壮なること到底多種の及ばざる所なり、(『放鷹』)とあるような特性をもつ。また、白隼は「欧州にありて古来放鷹中の最上の種類」ともある。「チゴハヤブサ」(サシバ)は鶺鴒などの小禽を獲る時に愛用された。

なお、上揚の表以外には「コチヨウゲンボウ・チヨウゲンボウ・ノスリ・トビ・ハチクマ」なども鷹狩に使われたのである。

- (9) 鷹を飼う親王・王臣・官人らが鷹餌の確保のために「餌取」をかかえていたことを示す史料がある。「検非違使式云、請_二鷹官符_一家々行_二餌取_一者、三位以上各二人、四位以下各一人」(『政事要略』卷七十一 糺彈雜事)

- (10) 小屋(鳥屋)からいつ出すかについて『新修鷹経』は特定していないが、中世においては、それを「孟蘭盆」

のころとする鷹書が出てくる。小屋入を卯月八日の釈迦生誕日に考えて、これに対応させたのである。

(11) 「小屋」と「鷹屋」は別棟であったのではなく、より広い「鷹屋」の内部に小屋を設置したと考えておく。

それは④「養雛鷹法」に「小屋中^{置屋}方丈許」と見えていることによっても判断できる。

(12) 秋吉正博氏『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版平成十六年）。なお、秋吉氏は、巨勢朝臣馬重は馬乗が正しいとしている。

(13) 『伊勢物語』第六十九に「狩の使」がある。伊勢国に派遣された「狩の使」の男と齋宮の恋が語られている。

第三節 野行幸と大臣家大饗

次に、古代の天皇が実施した大々的な放鷹を野行幸と称しているが、この華麗な放鷹は後世に語り継がれ憧憬されたものと考えられる。南北朝期に二条良基が『嵯峨野物語』に於て、往事の天皇の野行幸を具さに懐旧したり、その後、豊臣秀吉が催した「大鷹野」が模範としたのも、この野行幸であったのではないだろうか。

中世鷹狩の研究を進める過程で、逢着する疑問が幾つかある中で、「鷹の受渡し、鷹の見せ様、鷹のつなぎ様」また「雉子請取渡し、鷹の鳥御目にかくること」とか「鷹・馬を引出物にする」などがある。

それらの、いわば鷹の儀礼は、前節で取上げた『新修鷹経』では触れられていなかった。つまり、同書成立以降から中世に到る時代に、この種儀礼が発達したのではないかと考えられる。

そこで、このことを考えるために、大臣家大饗における「鷹飼渡」を中心に検討してみたい。本節は以上の二点を明らかにするものである。

(一) 野ぎょう行こう幸

十世紀以降も天皇の放鷹が盛んであったことは広く知られているが、『放鷹』のほかにも幾つかの研究が報告されている。代表的なものに、弓野正武氏「平安時代の鷹狩について」⁽¹⁾があり、榎村寛之氏「野行幸の成立―古代の王権儀礼としての狩猟の変質―」⁽²⁾がある。また、秋吉正博氏は「日本古代の放鷹文化と統治思想―天皇狩猟から野行幸へ―」において、野行幸は光孝朝(在位 八八四―八八七)以降に整備されたと指摘している⁽³⁾。

天皇の放鷹はごく小規模な「遊獵Ⅱ野の遊び」程度のもものと、大がかりな「野行幸」の両方があるが、後者に関して弓野正武氏は光孝天皇の仁和二年(八八六)芹川野行幸⁽⁴⁾、醍醐天皇の延喜十八年(九一八)⁽⁵⁾と延長四年(九二六)の北野行幸⁽⁶⁾、さらに同六年(九二八)の大原野行幸⁽⁷⁾について『西宮記』・『新儀式』・『政事要略』・『醍醐天皇御記』・『三内口決』等を典拠として考察している。

野行幸はしだいに豪華になり、同行の人々の狩衣裳にも威儀が加えられていった。あたかも大極殿の全てが禁野に移動する観があったろう。

一方、榎村寛之氏は『新儀式』ならびに『西宮記』が伝える野行幸に関する記載を読み下し文で紹介して、さらにその特徴を記している(8)。

私は右三氏の論点とは別に、ここでも中世鷹狩への展望に立って、応和三年(九三六)以降の編纂に成る平安時代の儀式書『新儀式』第四が載せる「野行幸事」を全文掲出し、便宜上(A)～(D)に分けて考察を加えて置くことにしたい。

野行幸事

(A) ① 若有_二野行幸_一、冬節行之、預定_二其程_一、令_レ仰_下上卿可_レ有_二行幸_一之由上、即令_レ勘_コ申吉日、
 ② 又尋常鷓鴣飼鷹飼等之外、若有_下知_二獵道_一親王公卿并非參議四位五位上、令_レ仰_下可_レ供_コ奉鷓鴣飼鷹飼_一之由上、又奉_レ仰上卿參議率_二裝束使弁少將史等_一可_レ向_二幸野_一、
 ③ 點_下定御在所及可_レ立_二諸司幄_一所々上、前十日、仰_二左衛門府_一令_レ差_コ進_⑤獵長尉志各一人_一、
 ④ 長等掌_二各府_一列卒廿二人_一前七八日、令_レ進_二諸衛留守_一差文_一、又_⑥仰_二檢非違使_一聽_下親王公卿被_レ點_二鷓鴣飼鷹飼_一之輩行幸日着_中摺衣上、又_⑦親王鷹助若用_二内舍人衛府官人_一、隨_二其申請_一聽_二兵仗不具之責_一、前四日、召_下仰供奉諸司并諸衛可_レ有_二行幸_一之

由上如レ常、前一日、召_レ仰行幸時刻并出御門等_一、

(B)當日未明、天皇御_二南殿_一、左右大將并親王公卿列立如_レ常、但_①王卿着_二麴塵袍_一、帶劔者着_二後鞘_一、

又可_レ供_二奉鶴鷹_一王卿、着_二狩衣深履_一而把_レ笏也、_②鶴飼四人、_③用_二蘇芳綾大組_一、同色結立總、青鞞赤染餅囊、兜

袴、同色絹裏帽子、緋袖地墨繪龍魚并鱗形衣、紫色布袴、脛巾、_④犬飼先_レ是藏人仰_二内藏寮_一、令_レ進_二其料布_一、令_二縫殿

寮染調_一、前一日給之、令_レ牽_レ犬入_レ自_二月華門_一、鶴飼列_二立版位西北_一、當_二右大將南_一、_④鷹飼在

_二其後_一、_⑤東面、鶴在_レ北、鷹在_レ南、左右近衛陣列、_⑥中少將已下、府生已上、着_二狩衣、腹纏、行騰、四位五位位

御輿入_レ自_二日華門_一供之、_⑦中少將供奉如_レ常、承平七年例、駕輿丁着_二兩面帽子桃染衣_一、而延喜十七年、依_レ不_レ供

(C)乘輿出御、中務丞、内舍人、外衛馬寮官人裝束、皆准_二近衛府_一、扈從群官行列如_レ常、_①但鷹飼相

分在_二近衛陣前_一、鶴飼相分在_二御輿前_一、_②將前_{右大}犬飼各相從也、乘輿到_二京極大路_一、京職官人下_レ馬

而引留之、_③至_二野口_一、外衛隼人陣及侍從皆悉停留、左右近衛陣候之、親王公卿及殿上侍臣等在_二乘

輿後_一、又左右馬寮官人隨_二威儀御馬_一同候、_④爰近衛陣開帳、鷹飼等各馳立_二乘輿前_一、且行且獵、

此問鷹鶴飼、親王公卿着_二腹纏行騰_一、同列_二獵騎_一、左右衛門獵長尉志列卒行_二獵野中_一、_⑤先_レ是所

司擇_二便宜勝地_一儲_二御在所_一、_⑥延喜十八年、北野行幸、儲_二輕輦於御輿閣下東北_一也、其内立_二大床子_一掃部寮敷_二參議已上座席輕輦

東南邊_一、王卿依_レ召候之、近衛陣_二南邊_一、左右殿上侍臣御厨子所内藏寮等供奉者皆在_二西方_一、侍

從厨掃部寮王御陪從者在_二東方_一、同廿一年、同野御幸、儲_二御座近衛府馬場屋母屋中門_一、立_二大床子_一、御座東南軒敷_二親王公卿座_一、左右近衛陣馬場西屋南北、左兵衛陣左近陣南埵西右兵衛陣埵東、左右衛門右兵衛陣南、夾_レ埵相竝也、侍從座在_二馬留屋_一、立_二鶴架_一、基埵東饗屋前、延長四年、先御_二同埵_一、其儀大略同_二廿一年_一、次入_二御野中_一、儲_二輕幄於船岡下_一、其儀且同_二延喜十七八年_一、延長六年、幸_二大原野_一、先到_二葛野河渡瀬上_一、停_二乘輿_一、御_二輕幄_一、御幄在_二路北_一、公卿握大略南、頃之乘輿度_二浮橋_一、先_レ是國司所_二造候_一也。

御座定後、召_二親王公卿_一、^⑥此間鶴飼進出繫_二架上_一而退出、次鷹飼同繫_二架上_一、退着_二饗屋_一、^⑦犬

飼陪_二同屋東邊_一、^⑧親王公卿鶴鷹於_二屏幔下_一、召_二鷹助_一給之、鷹助進而繫之、御厨子所供_二朝膳_一、侍從厨給_二王卿膳_一、^⑨山城國并近邊所

司獻_レ物、或豫有_レ勅止之、

(D)御酒三獻之後、着_二御直御衣_一、更亦^①御輿入_二御野中_一覽_レ獵、此間獵徒有_二獻_一獲物_一者_上、又或^②

上_レ岡御_二覽四方_一、所司立_二御倚子於岡上_一、隨_レ便敷_二緣道_一屬_二輕幄_一、^③近衛次將執_二御劔璽_一仕候、

更還_二御輕幄_一御厨子所供_二御酒_一、^④召_二侍臣堪_レ事者_一、令_レ調_二所_一獻獲物雉等_一、供_二御膳_一、又給

_二王卿以下等_一、大炊寮調_二裹飯_一、大膳儲_二食物_一、補_二駕輿丁烈卒等疲_一、又山城國以_二酒肴_一給_二六

衛府_一、又^⑤或殊有_二優詔_一、令_二競觀之車_一聽_下入_二野中_一觀_中極遊獵_上、先_レ是檢非違使禁而不_レ入_二野中_一、^⑥或事之終頭、

令_レ奏_二絃歌_一、或召_二鶴鷹飼等於公卿座後_一、給_二坏酌_一、又^⑦縫殿寮持_レ祿給_二親王已下扈從大夫及鷹

鶴飼并山城國司_一、有_レ差、又或於_二右近馬場_一未_レ入_二御野中_一、坏酌之次以着_二御袍_一、赤白_一橡給_二右大

將_一、又別給_二次將祿_一、^⑧晚景乘輿還宮、依_レ例奏樂、

〔群書類從〕
公事部卷八十一

(A) ①野行幸は冬に行う大鷹狩をさしていることが分かる⁽⁹⁾。秋に行う鷹狩は小鷹狩というけれども、太陰暦の秋は七・八・九月であり、孟蘭盆・放生会・稲収穫前等、さまざまな意味で野行幸にはふさわしくない。

②蔵人所の「鶺鴒飼と鷹飼及び衛府の官人・舎人で、鶺鴒・鷹調養を兼ねる者たちであり、そのほか養鷹を許されて「獵道すなわち放鷹術」を知っている親王及び貴族のことである⁽¹⁰⁾。かれらも配下の鶺鴒・鷹飼を供奉することが許された。

③行幸する野(みゆきの)。いわゆる禁野で、宇陀野^(多)・交野・大原野などが著名である。天皇のほかに放鷹することは禁じられている。雉・鶺鴒・鴨などのいわば保護区である。百濟王氏の子孫と伝える下毛野氏と秦氏が禁野の管理に当たっていた。

④幸野のなかに天皇が滞在する地点や随行する貴族・官人たちの居場所としての幄舎が設置された。
⑤左衛門府において、④を行う役係が定められ、衛府の従卒各二十二人が十日以前から作業に当たったのである。

⑥親王公卿の鶺鴒飼・鷹飼にあてられた者の摺衣の着用については検非違使の指図に従うことになって
いた。

⑦親王が放鷹の補佐役としての「鷹助」に内舎人・衛府官人を宛てるときは、かれらのふだんの武装を解いてもよい、としている。

(B)に入る前に、『源氏物語』一行幸の一節を引用してみたい(『日本古典文学全集』小学館)。

その十二月しはすに、大原野の行幸おほはらのぎやうがうとて、世に残る人なく見騒ぐを、六条院よりも御方々かたがた引き出でつつ見たまふ、卯の刻うに出でたまうて、朱雀より五条の大路おほちを西さまに折れたまふ、桂川かつらがはのもとまで、物見車隙ものみぐるまひまなし、行幸といへど、必ずかうしもあらぬを、今日は親王たち上達部かむたちめも、みな心ことに、御馬鞍むまくらをととのへ、隨身馬副ずいじんむまひの容貌かたち丈たけだち、装束さうぞくを飾りたまうつつ、めづらかにをかし、左右大臣内大臣納言なふごんより下しも、はた、まして残らず仕うまつりたまへり、青色あをいろの袍衣うへのきぬ、葡萄染えびぞめの下襲したぎぬを、殿上人、五位六位まで着たり、雪たださいさかづつうち散りて、道の空さへ艶えんなり、親王たち上達部なども、鷹たかにかかづらひたまへるは、めづらしき狩かりの御装よそひどもを設けたまふ、近衛このゑの鷹飼たかがひどもは、まして世に目馴れぬ摺衣すりごえを乱れ着つつ、気色きしよことなり、

(B) ①野行幸に随従する親王公卿は麴塵袍(I)を着て、太刀の鞘を保護するための獣皮を付した鞘(後鞘)しりざんやを帯し威厳を示す。鶴鷹を居えて供奉する王卿は(禁野の放鷹に適するように)狩衣・深履を着用し、

右手に笏を把つて威儀を示している。

② 鶴飼の装束が子細に記されているが、どれも極めて上等なものばかりであり、色目も蘇芳・青・赤・紫苑褐・緋・紫など多彩である。また、熊皮・水豹皮(らっこ)など獣皮を加工したものがみえる。② 鶴飼または鶴の方が、④の鷹飼・鷹よりも上位に扱われている。

③ 犬飼着用の衣裳が緋に色どられているのは実によく目立ったであろう。革袴は、枯原を駆け廻るのに有効であった。なお、鶴飼四人について犬飼も四人であった。両者はつねに意気投合していなければならない。

⑤ 野行幸の行列の中でもひととき威厳を保持していたのは、騎乗する左右の近衛府官人たちであろう。かれらは甲冑・武具を帯していなかったにせよ、行幸の警衛としての役割を演じていたのである。中世武家の棟梁あるいは織豊政権・徳川將軍たちの鷹狩の威儀・行列に、野行幸の先例が投影されていたことは推測に難くない。

(C) ①いよいよ天皇乗輿は出御するが、群官行列の中で、最前方に行く近衛府陣の前には鷹飼が左右に分れて行き、(B) ②の鶴飼は乗輿の前衛・右大将の前左右に分れて進む(鶴飼の方が鷹飼より上位であると判断した根拠である)。犬飼もまた(神妙に)つき従うのである。

②禁野の入口のことだが、ここには記載がないけれども、行幸の列はここで「野口祭」のような祭儀を行なったであろう。

③「近衛陣」という言葉がくり返されているのをみると、天皇の乗輿の左右前後は近衛官人によって幕を繞らし固められていたようであり、それを開いて放鷹が始まるのである。

④鶴飼・鷹飼たちは、鶴・鷹を拳に据えて乗輿前で進むとあるが、これは鷹・鶴をまず叡覧に供える儀礼であり、そうして次に狩に移ったことを示している。

⑤便宜の勝地をえらんで行在所を設定しなければならぬ。(その先例として、次に示すような野行幸の場所を列挙している)

	年	代	西曆	天皇	行幸野
ア	延喜十八		九一八	醍醐	北野 ⁽¹²⁾
イ	同二十一		九二一	同	同
ウ	延長六		九二八	同	大原野 ⁽¹³⁾

『新儀式』における「野行幸事」は醍醐天皇時代の先例に準拠していることが推察される。特に㊦では行在所を北野の船岡山に置いたほか、鶴架二基を右近衛陣の南埜西に立て、また鷹架二基は同陣の埜

東饗屋前に立てている。中世における戦陣に架を立て鷹を繋ぐということや、神前に鷹を据える、という儀礼の先蹤となつていると見てよい。⑥はまさにこのことを明示しているのであつて、鶴・鷹の位置についても、鷹飼が繋いだあとすぐそばの饗屋に退いていることで明らかである。

⑨近辺所司には郡司も含まれるであろうか、天皇の放鷹に際して、国司・郡司等が物を進献する例はすでに桓武天皇の時にも行われていた。中世及び近世初期の「鷹野見舞」の先例と考えられよう。

(D)①天皇は乗輿を禁野の中に入れてさせて、遊獵を天覧するのだが、自ら鷹を放つということはしない。この間に、鷹飼たちは獲物を天皇に献上するのである。

②(北野の船岡山のような)岡上において、天皇は四方を周覧するならわしである。国見の儀礼と考えられている。③近衛次將が劔璽を捧持して近侍しているのは、国見を伴う野行幸が単なる天皇の遊興ではなかつたことの証しであろう。

④進献された獲物の雉等は包丁の技に長けた侍臣に捌かせて食膳に供させる。また、王卿をはじめ駕輿丁列卒等の疲れを補うべく、食物を供している。

⑤殊に天皇のゆるしがあれば、(先掲引用の『源氏物語』にいう「物見車」のような)見物の牛車が、禁野の中に入って遊獵見物することができた、という。

⑥野行幸は終幕にさしかかり、鶴飼・鷹飼等は公卿の座後に居り、(慰勞の)坏を授けられる。「絃歌」の中心をなすものは、ここでは「放鷹楽」かと推察できる。

「放鷹楽」について『古今著聞集』(二二三三)に、雅楽寮属・船木氏有のことが伝えられており、放鷹楽の時には鷹飼装束にて舞のあいまに心にまかせて鳥をとってみせたとある。また天福元年(一二三三)成立の我国最古の舞楽口伝書『教訓抄』四によれば、野行幸にもこの「放鷹楽」は奏されたという⁽¹⁴⁾。

なお、白田甚五郎氏は、『催馬楽』の「23、鷹の子、校注・訳」(『日本古典文学全集』小⁽¹⁵⁾ 学館 昭和五十一年三月)において、次のような脚注を記している。

すなわち、「鷹の子は 磨に賜ばらむ 手に据ゑて 粟津の原の 御栗栖のめぐりの 鶉狩らせむやさきむだちや」について、「『催馬楽略譜』の注に、春の公宴にも歌い、多くは秋に歌ったとあるように、主として秋の饗宴の歌であつたらう。そういう場では鷹狩で得た雉などを肴として珍重したから、鷹の子を詠みこんでいるこの曲を喜んだにちがいない。『催馬楽入文』は、もとは何事かの兆を歌った童謡だつたらうとしている。」と指摘している。

右の催馬楽に歌われている「鷹の子」は、おそらく鶉の子であつたらう。それは「鶉狩」を得意とするということから推定できる。

それはさておき、「放鷹楽」とは、管絃の拍子に乗せて、鷹狩の娛しみを皆々で朗唱したらしいこと

は明らかであろう。

⑦ 天皇は今回の行幸に随行した親王以下の人々および鷹飼・鶴飼と山城国司に祿を給与する。

⑧ 日暮れて乗輿は内裏へと還幸し、先例によって楽が奏され、一大行事は完了する。

以上、『新儀式』によって「野行幸事」を検討してみた。その結果、野行幸は光孝朝の仁和期（八八五―八八八）から醍醐朝の延喜期（九〇一―九二二）に盛んであったことが明らかとなった。しかしながら、その後、摂関政治のもとではしだいに衰えて行ったものと思われる。

やがて、白河天皇の承保三年（一〇七六）になって、突然のように野行幸が実施された。それを伝えるものに『嵯峨野物語』がある。同時代史料でないという欠点はあるが、南北朝期の太政大臣、二条良基（一三二〇―一八八）が著わした同書は『新儀式』の野行幸の内容をより写實的に伝えるものとして信憑性が高いであろう⁽¹⁵⁾。

二条良基は『鷹百韻連歌』を残したといわれるほど鷹術に詳しく、『嵯峨野物語』では仁徳天皇以来の朝廷放鷹史を的確にとらえ略述している。その中には次のようなことにも言及している。

たとえば、「鷹は毎年坂東以下諸国、御つぎ物にそなゆる也」とある。平安時代のことを指すのであろうが、毎年「数十連の鷹をまいらすれば、天皇清涼殿に出御ありて、御前にて藏人所に給」という。

藏人所から六人の「御鷹飼」に授与されたが、この鷹飼というのは宇陀(多かたの)交野を管領して「権門無双」といわれた。そこが野行幸の行われた地域(禁野)であったからである。鷹飼たちは六斎日を除いて毎月二十四日間、朝廷に鳥を献ったともある。交野は食糧の一大供給地であった。「もし鳥のなき時は、御鷹飼大鷹を居(すゑ)て、いづくの庄よりもほれ、行あひたるを据えて供する、さだまれる法也」とある。

また「すけ鷹飼(助)とて、禁野交野にその所をあづかりて、鷹をよくつかふものあり。鷹をこのむ人はこれをかたらひてつかひしなり」とあるが、これは「御鷹飼」の配下に「助鷹飼」の衆が居たことを示している。おそらく助鷹飼たちは数多く居て、禁野の監視に当たっていたであろう。朝廷の鷹場は「数十ヶ所」にのぼったとある。

それはともかくとして、承保三年(一〇七六)十月二十四日に行われた(『扶桑略記』)、「承保の野行幸」について『嵯峨野物語』は次のように記している。

中比におもしろかりしは、承保の野の行幸也、大井川のみぎはに頓宮をたてらる、御舟をあまたうかべらる、そのかざり金銀錦繡をもつてこれをよそふ、希代の事也、

かねて関白左大臣(京極大殿)、三公以下諸卿を同道して、大井川にむかひて習禮あり(16)、當日行幸の儀式はつねのごとし、主上あか色の御袍をめさる、鳳輦のまへの左のはしらをとらる、これ御鷹をすへら

れむが為也、此ころまでも鳳輦の左の柱はとりはなちなり、これ野の行幸のれう也⁽¹⁷⁾、関白左大臣、あか色の袍色々の染装束にて、鳳輦の前に騎馬にて供奉せらる、親王公卿、皆あを色の袍、騎馬にて供奉す、近衛司の鷹飼四人⁽¹⁸⁾、色々の狩襖、ぬひものしたるを着して、錦の袴を着、弓箭ををひて、鷹をすゆ、鷹のゑぶくる装束は、みな内裏よりこれを下さる、隨身錦のすみぼうし、色々のかりあをすへて、めをおどろかすばかり也、嗟哦のちかくなりては、鳳輦の前に供奉人なし、みな御後にとゞめらる、御こしのつなをもそばへはられて、まへへはらるゝことなし、大鷹生、小鷹生⁽¹⁹⁾、御こしの前にて思ひくゝにこれをつかふ、爰に隨身敦友くきやうの鷹飼⁽²⁰⁾なりしかば、鳳輦のまへにて、おんとりをたててこれをあはす、やがてとりて御こしの前におつ、叡感はなはだし、但延喜以来代々の例にまかせて、はじめてとりたる雉をすなはちはなたる、これ仁慈の儀なり、又下(毛)野敦久⁽²¹⁾といふものあり、おなじく雉をたててこれをあはす、きじは西の山へいれば、鷹は東の山へそれて入、諸人をとがいをときて笑こと、さきの藝能にけんかく也、そののち廣澤檀林寺の邊にて、小鷹大鷹おもひおもひに鳥をえたり、大井川のかりやにて御膳まいる、そののち舟樂あり⁽²²⁾、鷹をばほこをながくゆひて⁽²³⁾、みなこれをすへらる、又今日のえものたてまつる、膳部に給ふ、をのをの其藝能にしたがひて勅祿あり、舟(の)中にて、大臣公卿沈醉乱舞に及、そののち鶺鴒舟を御覧じて、夜に入て還幸あり、京中の見物類なし、幸路には紅葉をちらされ侍るとかや、舟の中にて出題ありて、和哥あり、

土御門右大臣師房、當座にて序を書く、おもしろかりしことどもなり、其時の和歌并に序、(以下漢文の序を略す。和歌を欠く)⁽²⁴⁾、

右最末尾に「土御門右大臣師房」とあるのは、源師房(寛弘五―承保四一〇〇八―七七)のことである。この「野行幸」は後述する天永四年(一一一三)の「大臣家大饗」より三十八年後ぐらい、同じ白河天皇時代の催しであった。二条良基は源師房の日記『土右記』や『扶桑略記』・『今鏡』のような記録に拠って、この『嵯峨野物語』を書いたと推測できよう。

ここまで、『新儀式』第四「野行幸事」について、具体的に検討してきたが、その結果、次のようなことが指摘できると思う。

その第一は、桓武・嵯峨両天皇以降、頻繁に行われた禁野放鷹のもつ遊戯性とは異質であり、強い政治的儀礼性を帯びていた、という点である。第二は、儀礼性をいかに効果的に表現するか、ということについて、行幸の服飾・隊列は元より、天皇の乗輦・劔璽を護衛する近衛の陣列に至るまで、最大限に権威を誇示するとともに、洛中洛外の人心を驚目させるに足る演出をめぐらしていたと考えざるをえない。そして、このような儀礼に陪従する鷹飼・鶴飼の者たちは、鷹の扱い・鷹の獲物のことの細部にわたって、丁寧極りなき所作の修練を必須として要求されたことであろう。

(二) 大臣家大饗

平安時代に宮中または大臣家で行なった盛大な饗宴を大饗というが、大饗には正月二日の二宮大饗と大臣叙任時または毎年正月に行う大臣家大饗がある。二宮大饗は親王公卿以下が中宮・東宮を拝賀し饗応にあずかるものであり、大臣家大饗は、大臣・納言などが正客(尊者)⁽²⁵⁾となり太政官の官人たち数十人が寢殿造の内外に列座して繰り広げる饗宴である⁽²⁶⁾。

正月の大臣家大饗に限っていえば、延喜二年(九〇二)正月四日の左大臣藤原時平に始まり、承安元年(一一七一)正月十九日の摂政藤原基房まで一二二回を数える。この正月大臣家大饗において、「御鷹飼渡」なる儀礼が付随していたことに注目したい⁽²⁷⁾。

「御鷹飼渡」についてはこれまで、『放鷹』の「野行幸」において、(年中行事絵巻物大饗の図)として、さし絵―鷹匠の図・犬飼の図―を示したほかには触れられていなかった。『國史大辭典』では「大饗に鷹飼が参入して、鳥柴(としば)を持ち南庭の砌を行くのは年中行事の見所となってもいる。」とあり、「鷹飼装束」の項に、「大臣家大饗の際の鷹飼渡の装束は、風流に伝統化して」とあって『江家次第』二の記事を紹介している⁽²⁸⁾。また、山中裕氏は『平安朝の年中行事』⁽²⁹⁾において、わずかに一行「鷹飼が犬飼とともに渡り、坐客を饗するための雉羹を提供する」と触れているのみである。

ところで、「鷹飼渡」についての研究は弓野正武氏によって深められている^{(30)(ア)}。すなわち、弓野氏は「平安中期以降、河内国交野や大和国宇陀野^(多)の禁野から、朝廷へ鳥類の献上を任務とした」「御鷹飼」のうち「鷹飼渡」の役を独占的に担ったのは「近衛府官人の下毛野氏一門の者」であった、と指摘している。弓野正武氏は⁽³⁰⁾—①において、「白河院政下の天永四年(一一三三)の大臣家大饗」について、『長秋記』⁽³¹⁾に基づき、かなり詳細な考証を展開している。なお、中澤克昭氏によれば、「最後の鷹飼渡は、嘉応三年(承安元・一一七二)正月に行なわれた藤原(松殿)基房の大臣大饗」であると指摘している⁽³²⁾。

一方、倉林正次氏は先掲の『饗宴の研究』(儀礼篇)の中で、やはり『長秋記』の記載をたどって平易に通釈を施している。天永四年正月の大臣家大饗は、太政大臣藤原忠実の東三条第における「母屋大饗」であったが、本論が問題としている「鷹飼渡」が、大饗全体の中のどのような場面に登場するのかわを示して置く必要があるだろう。そこで、倉林正次氏の研究に学びながら、その場面をとらえてみよう。大饗当日の行事は「拝礼・宴座^{えんのざ}・穩座^{おんのざ}」の三部構成になっており、あたかも神社祭礼における「神祭・直会・饗宴」のようだという。

「拝礼」は順を逐って示すと「蘇甘栗使→待膏^{まちあがら}→親王家への使者→掌客使→中門入り→拝礼」となる。次に「宴座」は「着座→羞饌→一献→二献→三献」そして「四献」へと進むところで「鷹飼が渡る」。饗宴まさに酣闌^{たけなわ}となり「五献→六献」へと進み、次に一同は南簀子敷の円坐へと移動し「穩座」となる。

盃事のあと「糸竹の興」つまり笛・笙・琵琶・箏・倭琴・篳篥・拍子・付歌が、双調・平調で奏楽される。そして管絃が進むうちに史生・官掌・召使・外記史たちに「賜録」が行われる。上級の貴族もそれぞれに禄が授けられる。次に「尊者・親王」の引出物として「馬一匹・鷹一聯・犬一牙」などが進献されて大臣家大饗の儀式は完了し退出となる。退出はまず「尊者」が、次に主人、次に大納言以下の順に退出する。

ところで、「糸竹の興」における「付歌」とは放鷹樂のことだと考えられる。先述の「野行幸」で触れたように、ここでも『催馬楽』の「40、鷹山」に注目したい。すなわち、「鷹山に 鷹を放ちあげ 招ぐをなみ あはれ 招ぐをなみ あはれ 招ぐをなみ 我がす 我がする時に 逢へる夫かもや 逢へる夫かもや 又説、「あへる白かも」という歌について、白田甚五郎氏は次のような注釈を加えている。

「繰り返される「鷹」の印象が強いから、又説のようにすれば、招き戻す呪術が効を奏して、かわいがっていた白鷹が帰ってきた喜びを唄っていることになる。(略)母屋大饗(筆者注大臣家大饗のこと)には、鷹飼が渡って、鷹を放って、正賓の尊者の食物たる雉をとるまねをする。(中略)王朝の饗宴の中に、「鷹山」や「鷹子」は不可欠の存在であったのである。」白田氏は頭注において、「招ぐをなみ」の「招ぐ」とは「神霊を空から招き寄せる意」であるとしている。「……を……み」は「招き戻せないで」ということだとする。

この問題は、魂覓ぎの鳥「鷹」という含意が理解されて初めて理解できることである。天空に放った鷹が再び舞い戻って来ないということは時としてあったのであり、これを「逸れ鷹」と称する。

同じ頭注において、「放逸した鷹を招き戻す呪術」とあるが、この呪術をくり返し行ったのが「我がす」という表現になった。白鷹が戻ってきた喜びを「逢へる夫かもや」と唄っているであろう。

このような『催馬楽』をくり返し唄いまた舞うことによつて、饗宴は祝意に満ち溢れたものとなったのである。そして、続いて、熟達の鷹飼によつて演じられる「鷹飼渡」は、決して、鷹を逸らすことなく、換言すれば神霊は逸れることも浮遊することもなく、安鎮する、ということが確認されなければならなかったのである。そのことが、「鷹飼渡」の意義であつたと評価できると思う。

さて、先述のように、大臣家大饗の「宴座」のところに「御鷹飼渡」が登場したことが分かったが、「御鷹飼渡」をどう訓むのであろうか。弓野正武氏は前記論文で、ルビ及び送り仮名を付していないので不明であるが、倉林正次氏はこれを「鷹飼渡る」と訓んでいるのは妥当であろう⁽³³⁾。私は「たかがいわたり」また「わたり」と訓むことにしたい。

同じ『長秋記』の「鷹飼渡の条」について、倉林正次氏は原文は省略しているが、儀礼面から通釈を加え、弓野正武氏は部分的に原文を上げ、「御鷹飼下毛野敦利」に力点を置いて考証をしている。そこで私は、両氏に学びながらも、「原文(史料)」を転載した上で「中世の鷹儀礼」を展望しながら、幾つ

かの問題点をとらえてみることにしたい。

ここでは便宜的に「同条」を(A)〜(C)の三段に分けて論じることとする。

(A)十六日^(天永四年正月) ① 太政大臣家 大饗、

太政大臣家大饗事

(中 略)

著^二史生幄^一、件幄在^二中嶋^一、一次居飯、次^②御鷹飼渡 左近府生 ^③下毛野敦利件敦利去比被^レ補^二御鷹飼^一、押^二取

人^二自北面小御門^一、角振^二東^一、門^一也、融車宿^レ幔、到^二中門北砌^一、^④飛仲源結流文狩衣、紫裏白兩袴、紅衣、同色單衣、

熊行騰、壺ハ、キ、淺沓、烏帽子、ウフヲカケリ、其上著^二錦帽子^一、又ウワヲカク結^レ緒、カタクカ、鳥

頸^{頸イ}劔件劔顯季劔也、而上皇賜^二装束^一、次偕召預給云々銀作鴛頸切螺鈿劔、無^三目貫^一、左手入^二車妻^一、付^二餌袋^一、件頸

⑥ 一筋鷹飼男居^レ鷹相從、卷染水干青草袴指貫、付^二餌袋^一、立烏帽子、入^二鞆居鷹^一、網大緒結^二緋大緒^一、多懸^レ頸、右手

持^レ雉、懸^レ肩^二欵冬衣^一、^⑨件鷹殿隨身下毛野敦信鷹也、而殿下召給也、^⑩式部大輔成輔令^二装束^一云々、

前々指^二緋大緒^一、到^レ此^上處欲^二居^レ鷹飼^レ之、指替懸^レ頸云々、而自^レ本指替參已違例也、彼曰^下以

二件旨^一 ^⑪示敦利上、答云、雖^レ存^二其旨^一、稠人間、處外^{荒敷}、荒事モ申候^{ニテ}於^二閑居^一所^二指替^一、^⑫諸家

隨身番長以上撤^レ弓取^レ之、不^レ解^二胡籛壺脛巾^一也、自余^⑬布衣各着^二過差装束^一、關白左右大將隨身

取反^二鼻立^一、^⑭犬飼一人、烏帽子上著^二帽子^一、尋常犬飼装束ハ、キ二貫如^レ例、付^二打飼袋^一、左手

引_二白犬_一、表染毛右手持_二狩杖_一、○上註又鈴付尾無、柳鷹本共作_二又鈴付尾角_一

⑮件御鷹飼帽子淡緋總、飼袋鞆鈴犬飼帽子等、累代奉_二下毛野久行家_一、而自前年大饗時召_二殿下_一被_レ納_丁之物等云々、

(B) ①敦利於_二中門砌_一、居_レ鷹繪大緒三纏_天、乘_二繪緒融_一を_一出_レ自_二指間_一、而下官制止、自_レ拳下令_レ

出之、自_二指間_一出、是犬飼説也、②次右手取_レ鳥、懸_レ肩来_二幔門下_一、他所出_二幔門下_一居_レ鷹、而此殿中門内、

自_二上達部座_一顯見_頭、③而下毛野公久空手入_二中門_一、人々稱似_二千秋萬歲_一之由云々、其後於_二中門北

居_レ之、左大臣殿所_レ被_レ仰也、到_二幔門際_一、小歩出見御所之方而引入而立、④令飛鷹、引居頻出、

件見御所方事、近來渡者敢不知、往古者如此云々、定尋舊跡尤有興事也、經樽木下、斜向辰巳方歩出、更折向_二丑寅方_一、到_二立候幄西南_一立爲_二實

者_一云、⑤自_レ東渡_レ西時直渡、自_レ西渡_レ東時如_レ此令_三御鷹向_二御所_一也、⑥犬飼引犬去八九尺許、相

從鷹飼立留時跪居、⑦下總權守影助出_二自立候所_一取_レ鳥、御鷹飼_二二三歩許進_一、乍_二懸_レ肩倚_レ肩天授之

影助、々々歸入、鷹飼_二三步許退出_一、前々歸_二南立_一云々、但以_レ退爲_レ上説歟、自立候所取_二胡床三脚_一、

立_二幄西間_一、去_レ幄一許丈_許立_二一脚_一、御鷹飼居、前々件床北向立、而鷹飼居時自引_二向戌亥方_一

而以居_レ爲_レ習、而先向_二戌亥方_一尤違失也、⑧其前居_二一脚_一居_二肴物_一、一脚西向立_天、献盃物取_レ盃

出居、瓶子取相從指_二鷹飼_一、々々受、如_二飲而下手後_一指遣_一、⑨犬飼夾杖於左腋而受_レ之、飲而自_二

右肩上一投棄、此間犬飼居雖^二自然^一、^⑩犬居事退時給^二腰指^一、有^レ興事也、鷹飼立左廻歸出、或右廻云々、雖^レ然依^二左府仰^一左廻、人々以^二左廻^一爲^レ吉歟、^⑪犬飼相從、四五歩許而令^レ飛^レ鷹、入^二東幔門^一、又令^レ飛^レ鷹、鷹飼渡間事、人々有^二感氣^一、件敦利、日來以下官、左大臣殿令^レ申事由、仍少々被^レ仰^二古實^一、此間又雪雰々、

(C) ^①後日件敦利來相談云、左大臣殿仰旨者、近來所^レ渡武忠々久等申旨相違、仍以^二此趣^一、^②令^レ申^二上皇^一處、仰云、左大臣殿付^二仰旨^一可^レ渡也者、仍尊^尋件旨^二罷渡^一也、後日物具等返上次、^③摂政殿下被^レ仰云、昨日罷渡躰誠神妙也、誰人訓哉、申云、左大臣殿仰旨所^二罷渡^一也者、仰云宜乎、

(A) ^①藤原忠実(永曆二丁一〇七八 応保二一 一六二)は白河院政のもと鳥羽天皇の摂政の時期、天永三年(一一二二)十二月十四日、太政大臣に任ぜられたが、翌年正月、東三条第において大饗を催したのである。日記『殿曆』を残している。

②「御・鷹飼渡」とあって、わざと「御・」の字を冠するのは、尋常の鷹飼ではないのであり、④に描写されるごとく、白河上皇から賜った驚目的な衣裳を著け、院の近臣・藤原顕季秘蔵の銀作鳥頸劔を手挟むことを許されているほどの身分を示している。「御鷹飼」は、上皇膝下の者であったとみてよい。白河上皇はこの日の大饗を祝賀して、格別なる「御鷹飼渡」を演出したのであろう。

③したがって下毛野敦利はこの日のために上皇が特に補任した「御鷹飼」であったと考える。右大将源雅実の隨身・下毛野行忠の出番は(上皇によって)「押取」られたというのである⁽³⁴⁾。敦利が居える鷹は、⑨太政大臣藤原忠実の御隨身下毛野敦信が調養した鷹であり、殿下(忠実)が召し上げて敦利に給与した。ゆえに「鷹殿」と尊称をつけている。その鷹を、この段階では下毛野敦信が拳に据えているのではなく、⑥「一筋鷹飼男」が居えて敦信に従っていたのである。この男は、御隨身敦信のもとで、鷹調養に精励してきた者にちがいない。⑦「鷹殿」の鈴付尾にこの大饗では鈴を付けていないということが特筆されているのはなぜなのであろうか。

次に⑥・⑧によると、下毛野敦利と「一筋鷹飼男」はそれぞれに鷹が捉えた雄雉一羽を柴の一枝に結わえたもの(鳥柴^{としば})を右肩に担いでいるのは、貴人に鳥柴を献上するからである。雌の雉でもよさそうだが、雄の姿の方が美しいわけである。

⑩式部大輔藤原成輔が装束のことを担当したという。成輔は式部省の礼式にしたがって鷹を繫ぐ緋の大緒を用ゆべしと唱えたようだが、⑪下毛野敦利は抗っている。⑫この大饗に随行する⑬隨身番長の者たちもまた先例を破るようにふるまい⑬「過差装束」を身につけたのであった。

⑭ここに登場する犬飼はおそらく⑥「一筋鷹飼男」と共に⑨下毛野敦信のもとで放鷹に従事していた者であろう。「尋常犬飼装束」を守っていたのである。「打飼袋」は犬の餌(飯に糠をまぜる)を入れる藁

製の袋のことである。(見映えのする)白犬を左手に引き、右手には狩杖(犬飼の乳通りに切った桜木など)を持つ。

⑮「御鷹飼」下毛野敦利が着用 of 帽子・(餌)袋・鞆・たかたぬき鈴、それから犬飼の帽子等は累代、下毛野久行の家に伝来したものであつて、今回の「御鷹飼渡」に備えるために、藤原忠実が保管していたと思われる。

(B)①御鷹飼下毛野敦利は中門砌みきり(軒下の敷石)(35)に位置して鷹を据えている。敦利は、鷹の足革につけた大緒を体に三回まきつけ、大緒の先端の飾り房を右手指間から出している(が、礼式に合わずと注意をされた)(36)。②の鳥というのは、⑧で見た雉のことであり、これを右手で取り、肩に掛けて幔門の下まで出る。(言うまでもないが)左手に鷹を据えている。(この位置というのは、母屋に列座している上達部から見透せるのである。)

③「下毛野公久」という者が(唐突に)手に何も持たず(鷹を据えず、雉も手に取らず)中門に現われるや、上達部の人々は(太政大臣家の)千秋萬歳(せんしゅうばんざい)を寿ぐに似て、めでたい景色だと感激した。この下毛野公久もまた、「御鷹飼」敦利の同族の者であり、鷹術に秀れた者であろう。公久は鷹飼装束を身につけていたのだらう(37)。

この時点で東三条第の広大な庭には三人の鷹飼が居たことになる。すなわち、㉗下毛野敦利―㉘一筋鷹飼男―㉙下毛野公久であり、ほかに犬飼が一人いる。「御鷹」は一居だが、この鷹の渡り[・]というのは、㉚の拳から飛び立った鷹は、㉛または㉜の拳を目がけて行く。この場合㉛・㉜は㉚に背中を向けて左臂を横に伸ばし鷹に合図を送って待つのである。したがって、㉝のように、東より西へ飛び渡り、それからまた西より東へ飛び渡るということになる。ここでは、㉞は補佐役とすれば㉚↓㉜↑㉙が「鷹飼渡」の実演者としておこう⁽³⁸⁾。㉚の超美麗な装束に対して、㉜は対象的に簡素な出立ちであるのは、むしろ、作意にみちて好感をもたれたにちがいない。

⑥犬飼は犬を引いて、鷹飼から八、九尺ばかり離れた位置にひざまずいて留まっている。それは、鷹のえもの(鷹の鳥という)である雉をうけ渡す儀礼に臨む犬飼の礼法なのである。

⑦雉は立作所において料理されなければならないので、その任に当たる「下総権守影助」が雉受け取りの位置に立つ。前出㉚「御鷹飼」は二三歩ばかり影助に近寄り、「鷹の鳥」を渡すのだが、その作法は、手から手へとはならず、㉚の肩から影助の肩へと、両者が肩を倚せて授受するのである。

⑧「御鷹飼渡」と「鷹の鳥の受渡」という、この日の重要な鷹の儀礼は終わろうとしている。

その結びとして、御鷹飼は酒肴を前にして献盃を行う。次に御鷹飼は瓶子をとって鷹飼の盃に酒を注ぐ。

⑨鷹飼は飲み干した盃を犬飼にやるのだが、犬飼は杖を左腋に夾んで盃を受けとる。飲みおわって、この盃を右肩上に投げ棄てる。そうして⑩御鷹飼は犬飼が退下する時、「腰指」の禄(絹一疋)を与える。

⑪鷹飼が犬飼を従えて退出する時、鷹を飛ばす。東の幔門に入る時、また飛ばす。眺めていた殿上人は感じ入ったことであった。

(C)下毛野敦利は日ごろ『長秋記』の筆者・源師時を介して、師時の父、左大臣源俊房に鷹飼渡の故実を尋ねていたようだが、①後日、師時の元を訪れ、話し合ったことには、近来の鷹飼渡に従事している下毛野武忠・忠久等の意見は相違していると。

②これを白河上皇に申上げたところ、上皇の仰せには、やはり左大臣の意見によって、鷹飼渡をつとめればよい、とのことであった。

③摂政・太政大臣藤原忠実の評価によれば、昨日の鷹飼渡の体は誠に神妙であった。誰の訓えによるのか、といえればそれは左大臣源俊房の指導があつてのことだ、と答えたところ、忠実は大いに満足したのであった。

以上、天永四年(一一一三)正月の「御鷹飼渡」の全容について『長秋記』の記載により検討してきた。

その結果次の問題点を指摘しておきたい。

第一として、下毛野敦利をめぐる問題である。そもそも下毛野氏は、近衛官人としてまた隨身として重用されてきた一族であって、宇陀野・交野等の禁野において鷹を仕い雉を獲り御厨子所などに進納することを主たる業としていたのである。良鷹を集積し調養の技を磨き、一族の中には貴族や豪族らの鷹飼に請われて出仕していた者もあつたろう。

下毛野氏一族は或いは藏人所に多用され、あるいは近衛府官人や摂関家また院近臣に近づくなど、時の権勢と結びついて、優位に立つべく、互いに競い合つたと考えられる。

このような動きを、先掲史料に読み取るのは難しくない。下毛野敦利が、白河上皇の庇護によって「御鷹飼」に抜擢されたが、それゆえに従来の鷹故実をふまえつつも、他の鷹飼になしえない独異性の發揮に作意を凝らしたようである。式正の故実をはずしてもよいとする自由性をこの上皇は許容していたのであろう。

第二に、中世における複雑多岐な鷹儀礼の淵源は野行幸における幾つかの鷹儀礼と同様、大臣家大饗「御鷹飼渡」に存在したと判断できるといふ点である。

ところで、禁野における放鷹こそ鷹調養の主眼であるから、緊迫した躍動感の方が優先して目の前に現われてくる。しかし、大臣家大饗の中で行われる鷹飼渡は放鷹本来の目的ではあるまい。それはむしろ

ろ、神祭における儀礼のように見えてくる。後世の「神前に鷹を据える礼」や「(上皇・天皇・殿上人・將軍・大名ら)貴人に鷹見する礼」のような作法が院政期に既に重んじられていたと考えられる。ここに登場する鷹飼は鷹野において狩りをする技能以外に、一々の所作をくり返し習礼し、微細な動作に熟練していかなければならなかった。すでにみた『新修鷹経』は礼式を中心とする鷹故実の書ではなく、あくまで実学的な要素に満ちていたのは、鷹調養と放鷹が目的であったからである。

しかし、摂関政治と院政期における儀式・先例重視の状況下にあつて、野行幸や大臣家大饗のような場の鷹の故実はいやが上にも洗練されなければならなかったろう。

第三として、鷹飼渡の中でも、鳥柴すなわち雉進献の場面に注目しておきたい⁽³⁹⁾。大饗の羞饌に際しては、先掲のように、鷹飼渡に続いて雅楽寮伶人による舞楽が奏せられる間に、立作所では雉を解く。雉を焼き、また雉の羹を調理するのである。肴物の献立は多彩であるが、とりわけ雉については、鳥柴・解雉・焼雉(雉の足を浜木綿で包む)・雉羹というぐあいに丁寧である。鷹飼渡が参入する大饗は正月の大臣家大饗のみであるのは、正月儀礼と雉に深い関わりがあるゆえであろう。その理由について倉林正次氏は「鷹狩・鳥飼の意義・靈魂の保管者としての鳥類など古代信仰に関係を有する」と指摘している⁽⁴⁰⁾。ところで、鳥柴の雉は雄一羽であつたが、大饗の酒宴に供するには雄よりも美味な雌雉を前日までに下毛野氏ら鷹飼によって捕獲されていたであろう。

それはさておき、中世における正月の鷹野始め・鷹の鳥(雉)、鷹の鶴、白鳥等の進献儀礼の源流も「鷹飼渡」にあったとみてよいのである。

結 び

以上、本節では、野行幸と大臣家大饗について考察した。この両者が盛行した時代にはずれがある。野行幸は、醍醐天皇の延喜年間(九〇一〜九二二)が中心であって、天皇主導による律令国家再建期に当たっていた。桓武・嵯峨両天皇に次いで鷹を好んだ醍醐天皇は、前代までの天皇遊猟(放鷹)の規模を遙かに凌駕する野行幸を断行することによって、天皇権威を強く打出すことに成功したと言えよう。

いっぽう、大臣家大饗は、藤原摂関家が宮廷の饗宴における鷹儀礼を創出し演出することによって、政治的権威を強く表現したものと評価できよう。

そして、白河天皇は摂関期に衰えていた野行幸を「承保の野行幸」として再興した。また、本節で扱った天永四年(一一一三)の大臣家大饗もまた、摂関家より権力を奪う動きの中で展開されている。

しかしながら、白河天皇が院政を開始するにいたって、上皇(法皇)として、王法と仏法界双方において、殺生禁断と放生の実現に力点を移さなければならなかったろう。いずれにせよ、二条良基が「嵯峨

野物語」で懐旧的に伝えた承保の野行幸に集約されている故事先例は、後世の足利將軍や織豊政権また徳川將軍に対して、放鷹のもつ政治的示威性を理解させるに十分であったと考えられる。

一方、大臣家大饗は、「鷹を貴人に見せる」鷹披露の儀礼にはかならない。しかも、動的であり一場の演劇(芸能)のようであるとともに、鳥柴のえもものが列座の衆に料理として振舞われるのである。こちらもまた、中世から近世に到る過程で、場と形を変えつつ、時の政治権力者によって継承されていったのである。

注

- (1) 『民衆史研究』—第十六号— 民衆史研究会 昭和五十三年五月
- (2) 『ヒストリア』141 大阪歴史学会 一九九三年
- (3) 根本誠二・秋吉正博・長谷部将司・黒須利夫各氏編『奈良平安時代の〈知〉の相関』(岩田書院 二〇一五年)所収
- (4) 『政事要略』六七。鷹所の鷹飼四人が摺衣を許されたこと、鶴所の鶴飼四人は摺衣と緋鞆を許されたこと。また、右近衛将曹坂上安生・左近衛日下部安人らは弓箭を帯せざることを許された、とある。
- (5) 『醍醐天皇御記』(『続々群書類従』記録部)、延長八年(九〇八)十月十九日条。

東西二手に分れた鷹飼によって展開される「競狩」の記録である。東方は鶴鷹飼七名。西方は鷹鷹飼四名に

王卿鷹飼も加わる。

(6) 『西宮記』卷十七によれば、醍醐天皇の命令を受けた藏人伊望朝臣によって、野行幸供奉の陣容が決定されている。鶴鷹飼として三名、鷹々飼に四名などの名が挙げられており、やはり摺衣の着用が許されている。

(7) 『大日本史料』延長六年(九二八)十二月五日条所載。『扶桑略記』二十四醍醐天皇、によると、この「御鷹飼逍遙」には、陽成上皇はじめ「親王公卿及殿上侍臣、六位已上」が加わっている。

(8) 榎村寛之氏『野行幸の成立』によれば「野行幸」は光孝、醍醐朝のいわゆる「延喜、天曆の治」時代に特徴的な儀礼であるとし、明らかに、天皇と野行幸に従う百官を「民衆に見せる」という意識が強調されていたとされている。

(9) 紅葉する木々と枯れ野を舞台として行われる野行幸の装束の美しさ。もののはれの漂う野。脂がのって旨くなる雉の味。酒。「みたまのふゆ」の実感。収穫の後の感興。ということが想像できよう。

(10) 秋吉正博氏『日本古代養鷹の研究』思文閣出版 二〇〇四年。

(11) 青色袍ともいわれる。禁色とされ、上皇・皇太子のほか、藏人が下賜されて着用が許されることもある。野行幸が殊に重視されていたことがわかる。

(12) 『西宮記』卷二十「北野行幸」には、「延喜御時」に「大鷹々飼と鶴々飼」の装束をはじめ、親王納言の鷹飼、四位以下の鷹飼の装束などが細かに規定されたことを記している。

(13) 『扶桑略記』二十四によれば、十二月五日のこととしている。また『大鏡』八にはこの日、醍醐天皇の名鷹「しらせう」の逸話を伝えている。

(14) 『教訓抄』四の「放鷹楽」の項には、次のように見えている(日本思想大系23『古代中世芸術論』所収)。
 楽談史云、弘仁三年八月一日、楽生奏^(八二二)之。即以^(八二二)猿鳴調、子^(八二二)振餌^(八二二)合テ此舞時、飛^(八二二)翔於舞人^(八二二)。以^(八二二)

曲節「為御狩之時、如雅楽寮、案為此歌舞」。此曲、野行幸奏之。舞姿、牟子シテ、左手ニ鷹ヲ居テ、右手ニ楚ヲ持タリ。鷹ナブリ、魅力。弘仁、天長、承和之野行幸奏之。

右によれば、①放鷹楽には音曲に合わせて、鷹飼が振餌を振って鷹を招ぶ姿態を演じ、鷹の飛翔をまねる舞人の役があったこと。②野行幸のさまを舞う者は、鷹飼の帽子を冠り、左手に鷹を据え、右手に楚で作った鷹ナブリ(翼尾を撫でる道具)を持っていたこと。などが分かる。

(15) 『新校群書類従』卷第三五六「鷹部」所載。「至徳三年(一三八六)十一月七日」という序がある。

(16) 『扶桑略記』に「十月十二日乙未、関白左大臣引率公卿、向大井河」とある。

(17) 鳳輦の四本の柱のうち、左の柱をとりはずしているのは、天皇の鷹を据えるためである。

(18) 近衛の鷹飼は特別の厚遇を受けたと考えられる。

(19) 『長秋記』にいう「鷹々飼・鶴々飼」のことであろう。

(20) (21) 下毛野敦友と敦久のこと。敦友は名声通り、天皇の前で、雄雉をみごとにとらえた。一方、敦久はといえば、雉が西へ飛んだのに、鷹は東の山へ逸れたという。なお、『梁塵秘抄』に「嵯峨野の興宴は、野口うち出でて岩崎に禁野の鷹飼敦友が、野鳥合はせしこそ見まほしき」とあり、平康頼の『宝物集』に「禁野の御鷹飼下野敦友、かの鳥合はせけるこそ面白く侍りけれ」とある。

(22) 「放鷹楽」のことである。(14)で言及した『教訓抄』には、「白河院御位時、野行幸ト云事セサセ給ヒテ、嵯峨野幸ヒキ、大井川ニ奏船楽。童頭ニ大神惟季、鶴首(二)放鷹楽」吹タル伶人也ケル間、井戸次官秋宗ト云管弦者ヲ召出テ、令着裏装束一、仰ラレタリケル。」とある。しかしながら、撰関期(十世紀〜十一世紀)に野行幸が中断していたゆえか、「明日野行幸ニ『放鷹楽』ヲ可奏之由、被仰下。而未伝此曲。」というありさまであったという。

- (23) 異例のことであるが、長い架をしつらえて、そこに今日つかった鷹鷲をみな据えたのである。
- (24) 二条良基はこの漢文の序の全文を再録しているが、末尾に「和歌闕」と記す。再録時に「和歌」は伝わらなかつたらしい。なお『扶桑略記』に「廿四日丁未、行^三幸大井河^一、御鷹道遙也、公卿侍臣等皆以供奉、右大臣源朝臣師房述^三和歌序^一出居^一とある。
- (25) 大饗を主催する主人によって招かれる主たる賓客のこと。
- (26) 『國史大解典』(倉林正次氏執筆)・太田静六氏「大饗と寝殿造」(『日本歴史』第二五三号 一九六九年六月号)に図解入りで詳述されている。
- (27) 倉林正次氏『饗宴の研究』(儀礼編)・昭和四十年八月 初版 昭和六十二年九月 再版 桜楓社)
 なお、中澤克昭氏の「王朝の狩獵文化―撰関・天皇・院の権力と野生―」によれば、正月大饗に際して鷹飼渡が確認できるのは、天慶八年(九四五)からであり、その後いったん白河院政期に復活したが、最後となつたのは嘉応三年(承安元・一一七二)正月の大饗であつたという(京都女子大学『研究紀要』第二十二号 平成二十一年)
- (28) 「錦帽子、紫纈狩衣、白布袴、壹脛巾、浅履、熊行騰、餌囊、紅褂、鳥頸太刀、左手居^レ鷹、右手執^レ雉枝^一」(鈴木敬三氏 執筆)
- (29) 昭和四十七年六月、搞選書75所収
- (30) ㊦「鷹飼渡」と下毛野氏―古代に於ける一行事と下毛野氏の系譜について―(『史観』第93冊 昭和五十一年三月)
- ①「御鷹飼」の系譜
- (31) 権大納言源師時(永暦元―保延二)^{一〇七七―一一三六}の日記。師時は左大臣源後房の次男、有職故実に詳しい。『(増補)史料集成』

一六・一七に収載。

- (32) 「〔宗教・文化研究所公開講座講演録〕王朝の狩猟文化―撰関・天皇・院の権力と野生―」京都女子大学 宗教・文化研究所『研究紀要』第22号 平成21年3月。
- (33) たとえば女性鷹匠として知られる大塚紀子氏も著書『鷹匠の技とこころ』（白水社 二〇一一年）でこのように訓んでいる。現代の諏訪流鷹術でも、鷹の訓練に「渡り」を行う。
- (34) 弓野正武氏「鷹飼渡」と下毛野氏（前掲（6））
- (35) 母屋の西側にある中門であり、この位置より、母屋庭前に出て、鷹の渡りが行われる。
- (36) 『放鷹』第四篇「鷹道具」によれば、大緒は「絹製、朱色、長さ十二尺、中央に柔皮を付し、鑲をつけ、柔皮の紐を取りつく。中央より折りて二本とし両端に朱房を附す。鷹の足革に之れを附し、架に繋ぐに用ふ、又据廻す時は必ず之れを附するなり。」とある。
- (37) 『統古事談』では次のように述べている。「下毛野公久トイフタカガヒ、西ノ中門ヨリタカモスヘデアユミ入タリケルヲ、上達部座ヨリアラハニミエケルニ、錦ノボウシキタルモノ、手ヲムナシクシテアユミケレバ、人々千秋万歳ノイルハ何事ゾトワラヒケリ。」
- (38) 史料では㊦を「御鷹飼」と記し、㊧を「鷹飼」と表現している。
- (39) 『大鏡』上にも、「良房のおとどの大饗にや、昔は親王たち、かならず大饗に盛るものにて侍るを、いかがしけむ、尊者の御前に据えるを、」などとある。（『日本古典文学全集』小学館）
- (40) 前掲書『饗宴の研究』（儀礼編）

なお、本稿第一章第三節「魂覚ぎの鳥」参照。

第三章 放生と贄鷹

はじめに

「放生」とは、仏教の殺生戒を犯した者が、罪を贖うために行う宗教的儀礼である。漁師の魚網を焼却し、鶉飼用の鶉を放したり、或いは鮒や鯉を買い取ってこれを河沼に放したりする。飼い馴らした鷹や鶴の足緒を切り山野に放つことも「放生」である。食用に供さんとして飼育する籠の鳥を放鳥することも行われる。このような儀礼によって仏の功德を授かると信ぜられた⁽¹⁾。

さらに、仏教上の禁忌によって、六斎日には漁獵を行わないという慣行も長く続いた⁽²⁾。

鷹に耽溺した嵯峨天皇の崩御に際しては数多の愛鷹が放たれた⁽³⁾。入道以前、野行幸に親しんだ白河天皇は、法皇となるや、やはり数多の鷹を山野に放ったという。

神仏習合がしだいに濃厚となる時代において、放生に対して神道はいかなる理解を示していたのだろうか。

鷹飼が行う「血の儀式」、つまり、獲物の心臓や肝臓を褒美として鷹に与える場面をはじめ、生肉だけを餌とする鷹に対して感ずる畏怖。鷹飼に随伴する犬飼もまた、穢れを帯びた者として、神道の立場からは忌み嫌われたのではないか⁽⁴⁾。そのような穢れを除穢するという儀礼は不可欠であったと思われる。神道と仏教はこのような事情から、「放生」を共に齋行したと考えられる。その典型例を石清水八幡宮の「放生会」に見ることができる⁽⁵⁾。

放生は、院政期以降、神仏習合と浄土教・末法思想などの坩堝の中で頻りに行われる。それは貴族・寺社等の権門勢家に限定される動きと考えられるけれども、しだいに、鷹に対する観念に大きな変化が現れたようである。それは、鷹は仏陀の生国よりこの国に渡来したものであつて、菩薩を顕現する鳥であるとする考えであつた。中世に次々と成立した鷹書には、明らかに鷹という鳥と諸菩薩が結びつけられている。鷹は聖なる世界からもたらされたという。鷹は富士山に営巣し、そこから分かれたなどともいう。殺生戒を犯し、後生は地獄に陥るしかないとする人々が救われるために、このような思想を渴望したのであるうか。

そうして、あたかも菩薩の化身とされる鳥であるゆえに、鷹は神前の架に繋がれて、神々に奉獻され

るべきとされたのであろう。穢れを去り、浄めに至るための儀礼として「神鷹と贄鷹」が行われたと考えられる。言い換えれば、鷹を神前に献ずる行為すなわち「神鷹」は「放生」と同等の効験にあずかるものだという信仰が成立したのではないだろうか。さらに、今や聖なる鷹がとらえた鳥を神前に供える贄鷹という行為もまた、神の加護にあずかるための大切な儀礼とされるにいたったと考えられる。

本章においては我国の鷹狩に特異な「放生と贄鷹」の問題を考察して行くことにしたい。

第一節では、罪業観に苛まれる鷹飼たちが仏教によって悟りをひらく姿をとりあげる。第二節では、鎌倉幕府が御家人に対して贄鷹のほかに鷹狩を行うことを禁じた事情について考える。第三節では、諏訪大明神の贄鷹をめぐる問題を取上げ、特に「諏訪の勘文」が、殺生戒を克服していく上での強力な免罪符となったであろうことを追究する。

第一節 鷹飼の罪業観と放生

白河く鳥羽上皇の院政期（一〇八六—一一五六）に成立した『今昔物語集』（『日本古典文学』全集『小学館』）には、鷹を飼う者の罪業観を伝える三篇の説話が載っている。

第一は、（A）巢鷹を取つて暮らす男が観音菩薩によつて助けられる話。次に（B）源満仲が出家して鷹を放擲する話。第三に、（C）禁野で雉を獲る鷹飼が夢に雉と化した己れの家族が鷹に殺され、夢から醒めてのち飼鷹を放生する話、である。

いずれも、我国における鷹狩の実態を具体的に描いているという点と、末法の世の到来期（十一世紀半）の鷹飼（殺生）の罪業意識の深さを抉り出している。

A、陸奥国鷹取男依観音助存命語第六

今昔、陸奥国ニ住ケル男、^①年来鷹ノ子ヲ下シテ、要ニスル人ニ与ヘテ、其ノ直ヲ得テ世ヲ渡リケリ、鷹ノ櫟ヲ食タル所ヲ見置テ、年来下ケルニ、^②母鷹此ノ事ヲ思ヒ侘ビケルニヤ有ケム、本ノ所ニ櫟ヲ不食ズシテ、人ノ可通ベキ様モ無キ所ヲ求メテ、櫟ヲ食ヒテ、卵ヲ生ミツ、巖ノ屏風ヲ立タル様ナル

崎ニ、下大海ノ底半モ不知又荒磯ニテ有り、其レニ遙ニ下テ生タル木ノ大海ニ差覆ヒタル末ニ生テケリ、実ニ二人可寄付キ様無所ナルベシ、

此ノ鷹取ノ男鷹ノ子可下キ時ニ成ニケレバ、例櫟食フ所ヲ行テ見ルニ、何シニカハ有ラムズル、今年ハ櫟食タル跡モ無シ、男此レヲ見テ、歎キ悲テ、外ヲ走り求ルニ、更ニ無ケレバ、「鷹ノ母ノ死ニケルニヤ、亦、外ニ櫟ヲ食タルニヤ」ト思テ、日来ヲ経テ、山々峰々ヲ求メ行クニ、遂ニ此櫟ノ所ヲ幽ニ見付テ、喜ビ乍ラ寄テ見ルニ、更ニ二人ノ可通キ所ニ非ズ、上ヨリ可下キニ、手ヲ立タル様ナル巖ノ喬也、下ヨリ可登キニ、底半モ不知又大海ノ荒磯也、^④鷹ノ櫟ヲ見付タリト云ヘドモ更ニ力不及ズシテ、家ニ返テ、世ヲ渡ラム事ノ絶ヌルヲ歎ク、

而ルニ、隣ニ有ル男ニ此ノ事ヲ語ル、「我レ、常ニ鷹ノ子ヲ取テ、国ノ人ニ与ヘテ、其ノ直ヲ得テ、年ノ内ノ貯ヘトシテ年来ヲ経ツルニ、今年既ニ、鷹ノ櫟ヲ然々ノ所ニ生タルニ依テ、鷹ノ子ヲ取ル術絶ヌ」ト歎クニ、隣ノ男ノ云ク、「人ノ構ヘバ、自然ラ取り得ル事モ有ナム」ト云テ、彼ノ櫟ノ所ニ二人相ヒ具シテ行キヌ、其ノ所ヲ見テ、教フル様、「巖ノ上ニ大ナル櫟ヲ打立テ、其ノ櫟ニ百余尋ノ繩ヲ結び付テ、其ノ繩ノ末ニ大ナル籠ヲ付テ、其ノ籠ニ乗テ櫟ノ所ニ下テ可取キ也」ト、鷹取ノ男此レヲ聞テ、喜テ家ニ返テ、籠、繩、櫟ヲ調ヘ儲テ、二人相ヒ具シテ、櫟ノ所ニ行ヌ、支度ノ如ク櫟ヲ打立テ、繩ヲ付テ籠ヲ結び付テ、鷹取其ノ籠ニ乗テ、隣ノ男繩ヲ取テ漸ク下ス、遙

二櫛ノ所ニ至ヌ、鷹取籠ヨリ下テ櫛ノ傍ニ居テ、先ヅ^⑤鷹ノ子ヲ取テ、翼ヲ結テ籠ニ入レテ、先ヅ上
 ゲツ、我ハ留テ、亦下ム度ビ昇ラムト為ル間、隣ノ男籠ヲ引上ゲテ、鷹ノ子ヲ取テ、亦、籠ヲ不下シ
 テ、鷹取ヲ棄テ、家ニ返ヌ、鷹取ガ家ニ行テ、妻子ニ語テ云ク、「汝ガ夫ハ、籠ニ乗セテ然々カ下
 シツル程ニ、繩切レテ海ノ中ニ落テ死ヌ」ト、妻子此レヲ聞テ、泣キ悲ム事無限シ、

鷹取ハ櫛ノ傍ニ居テ、籠ヲ待テ昇ラムトシテ、今ヤ下ス下スト待ニ、籠ヲ不下シテ日来ヲ経ヌ、狭
 シテ少シ窪メル巖ニ居テ、塵許モ身ヲ動サバ、遙ニ海ニ落入ナムトス、然レバ、兄死ナム事ヲ待テ有
 ルニ、年来此ク罪ヲ造ルト云ヘドモ、毎月十八日ニ、精進ニシテ、観音品ヲ読奉ケリ、爰ニ思ハク、

⑥「我レ年来飛ビ翔ケル鷹ノ子ヲ取テ、足ニ緒ヲ付テ繫テ居ヘテ不放ズシテ、鳥ヲ令捕ム、此ノ罪ニ
 依テ、現報ヲ得テ、忽ニ死ナムトス、^⑦願クハ大悲観音、年来持奉ルニ依テ、此ノ世ハ今ハ此クテ

止ミヌ、後生ニ三途ニ不墮ズシテ、必ズ浄土ニ迎ヘ給ヘ」ト念ズル程ニ、大ナル毒蛇、目ハ鏡ノ如
 クニシテ、下嘗ヲシテ、大海ヨリ出デ、巖ノ喬ヨリ昇リ来テ、鷹取ヲ呑ママトス、鷹取ノ思ハク、
 「我レ蛇ノ為ニ被呑レムヨリハ、海ニ落入テ死ナム」ト思テ、刀ヲ拔テ、蛇ノ我ニ懸ル頭ニ突キ立ツ、
 蛇驚テ昇ルニ、鷹取蛇ニ乗テ、自然ラ岸ノ上ニ昇ヌ、其ノ後、蛇搔キ消ツ様ニ失ヌ、(下略)

B、撰津守源満仲出家語第四

今昔、円融院ノ天皇ノ御代ニ、左ノ馬ノ頭源ノ満仲ト云フ人有ケリ、筑前守経基ト云ケル人ノ子也、世ニ並び無キ兵ニテ有ケレバ、公ケモ此レヲ止事無キ者ニナム思食ケル、亦大臣公卿ヨリ始テ、世ノ人皆此レヲ用キテゾ有ケル、階モ不賤ズ、水尾天皇ノ近キ御後ナレバ、年来公ケニ仕ケレバ、国々ノ司トシテ勢徳モ並び無キ者ニテゾ有ケル、終ニハ撰津守ニテナム有ケル、年漸ク老ニ臨デ、撰津ノ国ノ豊島ノ郡ニ多々ト云フ所ニ家ヲ造テ、籠居タリケリ、

数ノ子共有ケリ、皆兵ノ道達レリ、其ノ中ニ一人ノ僧有ケリ、名ヲ巴源賢ト云フ、比叡ノ山ノ僧トシテ、飯室ノ深禅僧正ノ弟子也、父ノ許ニ多々ニ行タリケルニ、父ノ殺生ノ罪ヲ見テ、歎キ悲デ、横川ニ返リ上テ、源信僧都ノ許ニ詣デ、語テ云ク、
 ①「己ガ父ノ有様ヲ見給フルニ、極テ悲キ也、

年ハ既ニ六十二余ヌ、残ノ命幾ニ非ズ、見レバ、鷹四五十ヲ繫テ夏飼セサスルニ、殺生量リ無シ、
 ②鷹ノ夏飼ト云フハ、生命ヲ断ツ第一ノ事也、亦河共ニ築ヲ令打テ、多ノ魚ヲ捕リ、亦多ノ鷺ヲ飼テ、生類ヲ令食メ、亦常ニ海ニ網ヲ令曳、
 ③数ノ郎等ヲ山ニ遣、鹿ヲ令狩ル事隙無シ、此レハ我が居所ニシテ為ル所ノ殺生也、其ノ外ニ、遠ク知ル所々ニ宛テ令殺ル所ノ物ノ具、計ヘ可尽キニ非ズ、亦我が心ニ違フ者有レバ、虫ナドヲ殺ス様ニ殺シツ、少シ宜シト思フ罪ニハ足手ヲ切ル、
 ④『此ル罪ヲ造リ積テハ、後ノ世ニ何許ナル苦ヲ受ズラム』ト思給フルニ、極テ悲ク思フ候フ、『此レ何デ、「法師ニ成

テム』ト思フ心付ケム』ト思給フレド、怖ロシク、申シ可出クモ無キニ、此レ構テ出家ノ心付サセ給
 ヒテムヤ、此ク鬼ノ様ナル心ニテハ候ヘドモ、止事無キ聖人ナドノ宣ハム事ヲバ可信キ様ニナム見エ
 候フ』ト、源信僧都答テ云ク、「実ニ極テ糸惜キ事ニコソ侍ナレ、然様ノ人ヲ勸メテ令出家シメタラ
 ムハ、出家ノ功德ノミニ非ズ、^⑤多ノ生類ヲ殺ス事ノ止タラムハ、無限キ功德ナルベシ、(中略)
 宗ト有ル郎等共ヲ召シテ、仰セテ云ク、「我レハ明日ニ出家シナムトス、我レ年来兵ノ方ニ付テ、
 聊ニ恙無カリツ、而ルニ、^⑥兵ノ道ヲ立ム事、只今夜許也、汝等其心ヲ得テ、今夜許我レヲ吉ク
 可護シ』ト、郎等共此レヲ聞テ、各涙ヲ流シテ立去ヌ、
 其ノ後、各調度ヲ負ヒ、甲冑ヲ着テ、四五百人許館ヲ三重四重ニ囲テ、終夜鉢火ヲ立テ、若干ノ
 眷属ヲ令廻テ、緩ミ無ク護ル、蠅ヲダニ不翔ズシテ、明ヌレバ、守夜ヲ睭ス程ヲダニ心モト無ク思テ、
 明日マ、ニ、湯浴テ疾ク可出家キ由ヲ云ヘバ、三人ノ聖人極テ貴ク云テ、勸テ令出家シメツ、^⑦
 其間、鷹屋ニ籠タル多クノ鷹共、皆足緒ヲ切り、放タル鳥ノ如クニ飛び行ク、所々ニ有ル籙二人遣リ
 破ツ、^⑧鷹屋ニ有ル鷹共皆放ツ、長明ニ有ル大網共皆取ニ遣テ、前ニシテ切ツ、倉ニ有甲冑、弓箭、
 兵杖皆取り出シテ、前ニ積焼ツ、年来仕ケル親キ郎等五十余人、同時ニ出家シツ、其妻子共ニ泣キ
 合ヘル事無限シ、出家ノ功德極テ貴キ事ト云ヒ乍、『此ノ出家ハ、仏殊ニ喜ビ給ラム』ト思ユ、(下略)

C、西京仕鷹者見夢出家語第八

今昔、^①西京ニ鷹ヲ仕ヲ以テ役トセル者有ケリ、名ヲバ□ノ□ト云ケリ、男子数有ケリ、其等ニ

モ此ノ鷹仕フ事ヲナム業ト伝ヘ教ヘケル、心ニ懸テ夜ル昼ル好ケル事ナレバ、^②寐テモ寤テモ此ノ鷹

ノ事ヨリ外ノ事ヲ不思ザリケリ、常ニ、^③夜ハ鷹ヲ手ニ居ヘテ居明シ、昼ハ野ニ出テ鳩ヲ狩テ日暮ラ

ス、家ニハ、鷹七八ヲ木居ヘ並タリ、狗二十ヲ繫テ飼ケリ、^④鷹ノ夏飼ノ程ハ多ノ生者ヲ殺ス事、

其ノ員ヲ不知ズ、冬ニ成ヌレバ、^⑤日ヲ経テ野ニ出テ鳩ヲ捕ル、春ハ鳴鳥ヲ合スト云テ、曉ニ野ニ

出テ、鳩ノ鳴ク音ヲ聞テ此レヲ捕ル、如此ク為ル間、此ノ人年漸ク老ニ臨ヌ、

而ル間、風發テ心地悪クテ、夜ル不被寢ザリケルニ、曉方ニ成ル程ニ寢入タリケル夢ニ、^⑥嵯峨野

ニ大ナル墓屋有リ、其ノ墓屋ニ我レ年来往テ、妻子共引烈テ有、ト思フニ、冬極テ寒クシテ過ル程ニ、

春ノ節ニ成テ、日ウラ、カニテ、「日ナタ誇モセム、若菜ニ摘ナム」ト思テ、夫妻共引烈テ、墓屋

ノ外ニ出ヌ、煖ニヨキマ、ニ、散々ニ、或ハ若菜ヲ摘ミ、或ハ遊ナムドシテ、各墓屋ノ辺ヲモ遠ク離レ

ヌ、子共モ妻モ此ク散々ニ遊ビ去ヌ、

而ル間、^⑦大秦ノ北ノ杜ノ程、多ノ人ノ音有リ、鈴ノ音大ナル小キ、数鳴リ合タリ、聞クニ、胸塞テ、

極テ恐シク思ユレバ、高キ所ニ登テ見バ、錦ノ帽子シタル者ノ、斑ナル狩衣ヲ着テ、熊ノ行騰ヲ着

テ、斑ナル猪ノ尻鞞シタル大刀ヲ帶テ、^⑧鬼ノ様ナル鷹ヲ手ニ居テ、高ク鳴ル鈴ヲ鷹ニ付タリ、鷹ノ

飛と立たッてヲひ手すニ引ひキ居すヘテ、早はや氣けナル馬むまニ乗のりテ、数す人にん嗟さ峨が野のニ打うち散ちりテ来きたル、其そノ前まへニハ、藺る笠が着きタル者もの、身みニハ紺こむぎノ狩かり衣ぎぬヲ着きタリ、肱かひなニハ赤あかキ革かはヲ袖そでニシタリ、袴はかまニモ皮かはヲ着つけタリ、膝ひざニモ物ものヲ卷まきタリ、貫つらぬきヲ履はきタリ、杖つゑヲ突つきテ、^⑧師し子しノ様やうナル狗いぬニ大おほナル鈴すずヲ付つけタリ、鳴なリ合あひタル事こと空そらヲ響ひびカス、疾とげ氣げナル事こと準よノ如ごとシ、此これヲ見みるニ、目めモ暗くらクレ心こころモ迷まよレバ、「然さハ、我わガ妻さい子し共どもヲ疾とク呼よビ取とりテ、隠かくレム」ト思おもヒ、見みレバ、所ところ々ところニ遊あそビ散ちりテ、可よ呼よ取とクモ無なシ、然しかレバ、西にし東ひむがしモ不おほ思ほヘズシテ、深ふかキ藪やぶノ有あルニ隠かくレ入いりテ見みレバ、我わガ極い極いジク悲かなシト思おもフ太た郎らう子こモ藪やぶニ隠かくレヌ、

而しかル間あひダ、^⑨狗いぬ飼かひ鷹たか飼かひ皆みな野のニ打うち散ちりテ、所ところ々ところニ有あリ、狗いぬ飼かひハ杖つゑヲ以もつテ藪やぶヲ打うチ、多おほク狗いぬ共どもヲ以もつテ聞かス、「穴あな極い極いジキ態わざヤ、此こハ何いかガ可すべキ」ト思おもヒ居ゐタル、此こノ太た郎らう子こノ隠かくタル藪やぶ様さまニ狗いぬ飼かひ一ひとり人より寄よリ、

^⑩狗いぬ飼かひ杖つゑヲ以もつテ藪やぶヲ打うツ、生おシ繁しげリタル薄すすき毛み皆みな杖つゑニ当あたリテ折をレ臥ふし又また、狗いぬハ鈴すずヲ鳴ならシテ、鼻はなヲ土つちニ付つけテ聞かきツ寄よル、「今いまハ限かぎり」ト見みル程ほどニ、太た郎らう子こ不たへ堪へズシテ空そらニ飛とビ上あタリ、^⑪其その時ときニ、狗いぬ飼かひ音ねヲ拳あしテ叫さけブ、

少すこ去しのテ立たテ立たテ鷹たか飼かひ、鷹たかヲ放はなチ打あ合あセバ、太た郎らう子こハ上かみザマニ高たかク飛とビテ行ゆク、鷹たかハ下したヨリ羽はねヲ□ノ責せメ許ばかりノ□、而しかる間あひだ、太た郎らう子こ飛とビ煩わづらヒ下くだル程ほどニ、鷹たか下たかヨリ飛とビ合あヒテ、腹はらト頭かしらト取とりテ、^⑫転まろビ落おちヌ、狗いぬ飼かひ走し

リ寄よリ、鷹たかヲバ引ひキ放はなチテ、太た郎らう子こ取とりテ、頸くび骨ほねヲ搔かキ□テ押おシ折をリ、其そノ間あひだ、太た郎らう子こ破わり無なキ音ねヲ出いスヲ聞きクニ、更さらニ生いきタルベクモ不おほ思ほフ、刀かたなヲ以もつテ肝きも心こころヲ割きクガ如ごとシ、

「二じ郎らう子こ何いかガ有あラム」ト思おもフニ、亦また二じ郎らう子こガ隠かくタル藪やぶ様さまヘ行ゆク狗いぬ飼かひ聞きテ寄よリ、「穴あな心こころ疎そう」ト見み居ゐタル程ほど

二、狗急ト寄テ、二郎子ヲ挾テ拳ツ、^⑬二郎子羽ヲ開テ迷フ事無限シ、狗飼亦走り寄テ、頸骨ヲ搔^⑭テ押シ折ツ、「三郎子亦何ナラム」ト見遣ルニ、三郎子ガ隠タル藪様ニ狗聞テ寄ヌ、三郎子不堪シテ立チ上レバ、狗飼杖ヲ以テ三郎子ノ頭ヲ打テ、打落シツ、「子共皆死ヌレバ妻ヲダニ残セカシ」ト悲シク見居タル程ニ、未ダ狗飼モ不來ヌ前ニ、^⑮妻疾ク飛び立テ、北ノ山様ニ逃グ、鷹飼此レヲ見テ、鷹ヲ放テ合セテ、馬ヲ令走テ行ク、妻ハ羽疾クシテ、離レタル松ノ木ノ本ナル藪ニ落入ヌ、狗次キテ寄テ妻ヲ挾ツ、

鷹ハ松ノ木ニ居タレバ、鷹飼置キ取テ、其ノ後、^⑯我ガ隠レタル藪ハ草モ高ク棘モ滋ケレバ、深ク隠レテ居タルニ、一二モ非ズ、五六ノ狗ノ鈴ヲ鳴シテ、我ガ居タル藪様ニ來ル、我レ不堪ズシテ、北ノ山様ニ飛テ逃ル時ニ、^⑰空ニハ數ノ鷹高ク飛び短ク飛ツ、追テ來ル、下ニハ多ノ狗鈴ヲ鳴シテ追フ、鷹飼ハ馬ヲ令走テ來ル、狗飼ハ杖ヲ以テ藪ヲ打ツ、^⑱ル、此ク飛テ逃ル間ニ、辛クシテ深キ藪ニ落入ヌ、^⑲鷹ハ高キ木ニ居テ、鈴ヲ鳴シテ我ガ有ル所ヲ狗ニ教フ、狗ハ鷹ノ教フルニ随テ、我ガ逃ゲ行所ヲ尋テ聞テ來ル、然バ更ニ可通方無、狗飼ノ疲レ遣ル音雷ノ鳴リ合タルガ如シ、^⑳悲ク、為ム方無ク思ユルマ、ニ、下ハ沢立タル藪ニ、頭許ヲ隠シテ尻ヲ逆ニシテ臥セリ、^㉑狗鈴ヲ鳴シテ寄り來ルニ、「今ハ限」ト思フ程ニ、夢覺ヌ、

汗水ニ成テ、「夢也ケリ」ト思フニ、「然ハ我ガ年来鷹ヲ仕ツル事ノ見ユル也ケリ、年来多ノ鳩共ヲ

殺ころしツルハ、我われ今夜思こひエツル様やうニコソ悲かなシク思おほエツラメ、^{②①}無限かぎりなキ罪つみニテ有ありケレ」ト忽たちまちニ其そノ心こころヲ知しりヌ、
 夜明よあクルヤ遅おそキト、^{②②}鷹屋たかやニ行ゆきテ、居すへ並なメタル鷹たか共どもヲ、有あル限かぎリ皆みな足あし緒をヲ切きりテ放はなツ、狗いぬヲバ頸くび蠅はヲ
 切きりテ皆みな追おヒツ、鷹たか狗いぬノ具ぐ共どもヲ皆みな取とリ集あつメテ前まへニシテ焼やきツ、其そノ後のち、妻さいし子むかひニ向むかヒテ、此こノ夢ゆめノ事ことヲ泣なク
 語かたりテ、我わレハ忽たちまちニ貴たふとキ山寺やまでらニ行ゆきテ、髻もとどりヲ切きリ法師ほふしト成なりヌ、
 其その後のち、偏しやうニ聖人じやうじんト成なりテ、日夜にちやニ弥陀みだノ念ねむぶつ仏ぶつヲ唱となヘテ、十じふ余ねん年ねんト云いフニナム終をリ貴たふとクシテ失うせニケル、
 実まことニ此こレ貴たふとキ事こと也、トナム語かたリ伝つたヘタルトヤ、

Aが伝える陸奥国の鷹取の男は、日頃から鷹飼いの罪を自覚して、「大慈大悲の観音」を念じて暮らしていたという。ところが同業の仲間に裏切られて九死に一生を得たのは、観音の功德によると悟って、ついに「髻ヲ切テ法師ト成」その後、いよいよ観音を信仰し勤行し、「永ク悪心ヲ断」って（鷹を取り鷹仕うことを止めて）しまったというのである。要約すればそれだけの話であるが、子細に見ると、巢鷹を取ることの困難さが伝承されており、幾つか傍線部について付言して置くことにする。

①国司が近衛府・藏人所に貢鷹として送る必要に応じることや鷹飼う王臣・公卿または地方豪族などの需要にこたえることがあったであろう。その際、対価を得ていたのである。中世には鷹買人の存在が知られる。

②奥深い山の高木や断崖中腹などに鷹は巢を懸けるが、毎年、鷹の子を盗まれてはかなわない。親(雌雄)は人に知られぬ所を選んで営巢することになる。

③「鷹の子を下ろすべき」時節というのは、寒暖に地域差があるから一定ではないが、柞葉ははそはが萌え揃い新緑に移る季節は、親鷹の餌になる野鳥・兎・蛇・鼠などが確保できるときである。鷹の幼鳥は、青葉の頃になれば「下ろす」好機である。

④ここでは「大海の荒磯」の上の巖に鷹の巢があつて、鷹飼の男は、せん術無く落胆したのである。

⑤鷹の子は飛び立って逃げるおそれがあるほどに成長していたのであろう。隣家の男は欺いて鷹の子を手に入れたわけだが、この男は曲りなりに養調法を知っていたか、あるいは売却のルートをつかんでいたはずである。

⑥鷹取の男は、鷹の子を鷹屋で養調し、一夏をすごし秋を迎え、狩りに出て訓練を重ねた上で、これを需要に応じて他者にやることで生計を立てていたことがよく分かる。

⑦これらの行為をこの男は罪業と観じてもいたのであって、それゆえに今、奸計にはまり死に直面している観念し、この上は浄土に往くことを祈るのであった。

Bは清和天皇の第六皇子貞純親王の子、源経基の子・左馬頭源満仲の例話である。

満仲は「世二並ビ無キ兵」であり、諸国の国司を経て老年は摂津国多田に住んでいたが、その子・源賢法師に奨められて浄土の教えに傾頭していった。源賢は恵心僧都源信の力を頼んで、満仲はついに出家したという。満仲が殺生戒を犯す姿は鷹飼に託され、また、出家の姿は、鷹を放つ放生の行為として語られている。

次にここでもいくつかがらがらを略説しながら、勢徳無双つわものの兵の鷹飼のありさまを見て置きたい。

①源満仲（延喜十三丁長徳三
九一三〜九九七）は摂津・多田荘において、鷹（鶴も合わせて）、四、五十居を調養していた。特に「夏飼」を指摘している訳は②に明らかである。すなわち②に鷹の夏飼が「生命ヲ断ツ第一ノ事也」というのは、次のような理由からである。鷹は夏季（旧曆四月〜六月）に換羽する。したがって狩りには使わず、鷹屋（鷹部屋）で調養するのだが、十分な食餌を与えないと秋からの狩は難しくなる。このため飼鳥（鶉・鳩など）・鼠・犬の生肉を餌にする。四、五十居の鷹に与えるから「殺生量リ無シ」となるのである（6）。

③源満仲のような武士が「数アマタノ郎党」に自領内の狩倉（アマタ）において、鹿・猪を狩猟させている。この問題についてはなお後に触れたい。

④⑤源満仲の殺生は殺人にも及び、その罪業によって、後生の苦を免れることはできない。ゆえに源信は満仲に無限の功德のために出家をすすめる。

⑥「兵ノ道」ということについて、ここでは出家を明日に控えた多田源氏の統領としての矜持と解するにとどめればよいのだが、しかし、「兵ノ道」の内部には鷹狩・鶉飼・鹿狩のような業が不可欠であろうことも含意されているとみておきたい。明日からはこれらを捨てねばならないのである。

⑦四、五十居の鷹を調養するための鷹屋は、二、三十室はあつたらう。鷹の脚首には茅皮でつくった脚革を付け、この脚革に絹製の脚緒を結び、脚緒の先端を架につなぐ。「足緒ヲ切」というのは、脚革と脚緒の結びめを切つて鷹を放したということである。『古事談』（第四〈勇士〉）によれば、「前撰津守満仲（中略）、忽ちに発心し、俄かに出家を遂ぐる所なり、と云々、夏飼の鷹三百放ち棄て、多くの網など焼き棄つ、云々」とある。

⑧鷺は愛玩用ではなく、狩猟用に調養されていたと思われる。兎・狐・狸などを獲るために鷹飼たちが仕込んだのであろう。

源信が源満仲主従を出家させる方法は手が込んでいた。阿弥陀如来の来迎に随伴する二十五菩薩に扮した聖人・弟子たちが、「池ノ西ニ有ル山ノ後ヨリ笛笙ナド吹テ、面白ク楽ヲ調ベテ」来たりしている。「極楽ノ迎へ……念仏唱へム」と誘っている。そうして、満仲は「音ヲ放テ泣テ、板敷ヨリ丸ビ墮テ礼ム」のであつたという。

このようにして出家した満仲は言う。「己ハ量モ無ク生類ヲ殺シタル人也。其ノ罪ヲ滅セムガ為ニ、

今ハ堂ヲ造リテ、自ノ罪ヲモ滅シ、彼等ヲモ救ヒ侍ラム」と。

以上の例話が内包する問題はきわめて重要であると考えられる。満仲主従の殺生の罪は自明のことであるけれども、源満仲に駆使された鷹はいったいどんな立場を保つのであろうか。

満仲は鷹に対しても罪を感じたから足緒を切つて放した。が、よく考えてみると、鷹こそ、人間による殺生の手先となつてしまつていたのであり、殺される生類からみれば極悪非道の存在なのである。しかし、鷹をそのような位置に陥めることは許されない。とすれば、鷹は神の使いであり、菩薩の化身である、とする観念が生じるのではないか。なお、このような推察は、後節などにおいて深化させる必要を感じるものである。

C、西京(右京)に住む鷹仕いの男は⁽⁷⁾、日頃、殺生の罪にさいなまれるうちに、雉となつた妻子が鷹に殺された⁽⁸⁾夢をみるに及んで、ついに出家した話である。

①西京は嵯峨野・大原野などの禁野に近い。禁野には朝廷御厨子所に「日次ノ贄」としての雉をとる鷹飼が多数いたのである⁽⁸⁾。「鷹ヲ仕ヲ以テ役トセル者」とあるように、公的な役に任じていたことが分かる。「□ノ□ト云ケリ」のように、わざと「姓名」を伏せているのは、たとえば、そういう役を担つていた、秦氏や下毛野氏を意識してのことであつたかと思われる。「男子数多」とか「鷹仕フ事ヲナ

ム業ト伝へ教へケル」とあるのは、下毛野氏の系譜を連想させる⁽⁹⁾。

②「鷹の夜据え」のことを指している。鷹を懐ける大切な方法であり、夜の闇の中で灯明を制禦しながら行う。「雉ヲ狩テ」は、先述したように、「日次の贄」進納のために必須の狩であったからである。雉のほかの鳥は不要だったのだ⁽¹⁰⁾。「木居^{きにす}へ並」るとは、架に据えていることだが、ほかに「男子数多」の飼う鷹も数多かったであろう。犬の数も多いわけであって、文中には見えないけれども、犬飼の人数も当然多かったであろう。

⑤夢の舞台も、ふだんの狩場の「嵯峨野」である。荒廃した古墳の石室も、見覚えある所であったろう。この男は妻子ともども嵯峨野の雉に姿を変じているのである。

⑥太秦は京都市右京区、秦氏の氏寺・広隆寺を中心とした地域である。秦酒君を祖とする秦氏が蟠踞した。秦酒君が放鷹術の伝来に深くかかわっていたことは第一章第一節で触れた。「多ノ人ノ音」以下は野行幸を彷彿させるであろう。

⑦大小の鈴の音は鷹の尾鈴と犬首の鈴の音のことである。騎乗する鷹飼・禁野に散って雉を追う鷹飼の服装が特異なものであったことが活写されている。

⑧犬飼が牽く犬の首にも鈴が付けられている。

⑨・⑩雉は萱原の根もとの地面を逃げ走るのであって、姿をくらましてひそみ、鷹に見つけられるか

ら空中へ翔び揚つたりしない。犬飼と犬が杖をもって藪を打ち移動するのは、雉を翔び立たせるためなのである。犬が首に鈴をつけるのは、雉の位置を犬飼・鷹飼に知らせる必要があるからである。

⑪たまらず翔び揚る雉。犬飼の合図。鷹飼の拳から放たれる鷹。(西京の鷹仕男の夢のなかのことなのだが、まことにリアルな描写である。また、男は夢で雉の親と化しているが、鷹に攻められているのは、嫡子―太郎子であつて、空中で鷹の爪に腹と頭をつかまれたまゝ落下する。)

⑫鷹飼の位置よりも犬飼の方が鷹と雉に近い。そうだから、いちはやく走り寄つた犬飼の手によって、鷹は引き離される(鷹飼もまた駆けつけているが)。雉の太郎子の頸骨が、(ここでは犬飼によって)捻り折られる。太郎子は命の際の悲鳴を出す。「刀ヲ以テ肝心ヲ割クガ如シ」とあるのは、西京のこの男が日常やっていることにほかならない。鷹へのほうびとして、雉の胸を切りさき肝や心臓を与える場面を投写しているのである。

⑬・⑭太郎子に続いて二郎子・三郎子も犬につかまえられ、頸骨をねじ折られてしまった。

⑮雌(妻)雉は太秦の北の山へと逃げたが、鷹飼に見つけられ、鷹を放ち合わされ、鷹飼は馬を走らせ追う。つづいて犬と犬飼が松の木下の藪に落ちた妻雉をとらえた。

⑯・⑰こうして雉の妻・子四羽は殺され、さいごに残るは夫(雄)雉となる。そして空に数多の鷹・地にも多くの犬によって追いつめられていく。

⑱雄雉は辛くも深い藪に潜入したが、その上方、高い梢から鷹は尾鈴を振わせて雄雉の位置を犬に教えるから、犬はやつてきて、嗅ぎつける。

⑲「疲レ遣ル音」は鷹詞である⁽¹¹⁾。犬も疲れ、犬飼もまた疲れているものの、大声でけしかけている。雉はこれまでかと追いつめられて首を隠し長い尾羽を逆さまにして臥せている。という場面である。

⑳犬鈴が近付いているわけであり、このまゝ、頸を折られてもはや最後か、という時に、夢からさめた。
㉑夢から醒めるやいなや、男は深い罪業を悟った。これまで、鷹を仕い雉を殺し続けてきたことを悔いた。

㉒鷹屋に据え並べた多くの鷹の足緒を切り離して鷹を山野に放つ。犬の頸繩を切つて放ちやる。鷹犬の道具を全て焼却している。「放生」の実践ということになる⁽¹²⁾。

殺生罪業観は古代から中世への歴史の転換期に、末法思想の浸透とともに拡大、深化していた。この動向は鎌倉時代を通じて深刻化したと考えられる。そしてさらに、南北朝時代を経て室町時代に入っても、謡曲の題材として殺生罪業のことが取上げられるようになった。それは謡曲『善知島』(謡曲集(日本古典文学全集)小学館)に次のように見えていて明らかである。

諸国巡歴の僧が「陸奥外の浜」(青森県陸奥湾や深浦・鯨ヶ沢)を訪ねる途次、立山(富山県)において、

ひとりの獵師の亡霊に遇う。この獵師は去年の秋、外の浜で妻子を置いて死去し、亡霊となって立山の險所で苦悶に苛まれていたが、懐かしい家郷に片身の旅衣を届けてほしいという。やがて旅の僧は、外の浜の獵師の宿にたどり着き、獵師の妻に対面する。

片身の品を手向けた僧は「南無幽靈出離生死頓証菩提」と誦し合唱するや、再び獵師の亡霊が顕われて、「一見卒都婆永離三惡道」と唱え、この文の如くならば、地獄・餓鬼・畜生の三惡道(苦)から遁れられるはずであると訴えるのである。だが、獵師の業苦は容易には消えない。「この身は重き罪科の、心はいつかやすかたの、鳥獸を殺しし」と獵師は後悔する。「やすかた」とは、心の安らぎとやすかたという鳥の名の掛詞である。外の浜では、獵師が獲物としていた、親子の鳥または夫婦の鳥を「うとう、やすかた」と呼び習わしていたようであって、獵法は勢子などが追い立てて捕る「追鳥狩」や繩に繻をつけて空中に高く張って捕獲する「高繩」などであった。「うとう、うとう」という声を発しながら、獲物を追いつめ、一方の勢子が「やすかた、やすかた」と応じつつ、迫っていたと思われる。

或いはまた、鳥の親子や雌雄が、身に迫る危険を知らせ合う啼き声をあらわしている、という解釈もできようか。「呼子鳥」や「鴛鴦」、「浜千鳥」なども地謡の中に登場して、獵師に殺される鳥の哀れをさそうのである。

獵師は述懐する。「往事渺茫おうじべうぼうとしてすべて夢に似たり、旧遊零落きういうれいらくして半ば泉なかにずみに帰す。」「士農工商の家にも生れず」ただ明けても暮れても殺生を営むわが身を嘆くのである。舞台はさらに、獵師の仕業をあらさまに示して、獵師が鳥を追うさまや、子鳥を木で打ちすえる有様を見せつける。子を捕らえられた親は空に逃がれて血の涙を降らせるのだ。

終局を迎えた舞台に突然あらわれるのは、「娑婆しゃばにては、うとうやすかたと見え」た鳥が「冥途めいどにしては化鳥けつうとなり」、罪人すなわち獵師に襲いかかる状況となる。謡曲『善知鳥』はここで初めて、この化鳥が鷹であることを明かす。「うとうはかへつて鷹となり」とある。そして、獵師は鷹に襲われる雉と変じて「遁れ交野のがの狩場の吹雪ふぶきに、空もおそろし地を走る、犬鷹に責められて」「安き隙なき身の苦しみも、助けて賜たべや御僧おんそう」と救いを求めながら、亡霊はかき消えるのである。

ここに紹介した謡曲『善知鳥』の筋書の末尾は、先掲『今昔物語集』の例話C. に相似ていることが分かる。つまり、古代末(院政期)から中世後期にかけて、殺生罪業意識は一層深刻化していったと考えられるのである。『善知鳥』のさいごに、雉と化した獵師の亡霊が「助けて賜たべや御僧」と懇願しつつ、姿は失せた、とあるけれども、それが「救われた」ことをただちに意味してはいないと思う。

ところで、朝廷は殺生の禁令を出し続けたが、殺生の罪を犯すのはどんな勢力であつたらうか。それは先掲(今昔物語)のA・Cのような鷹飼のみならず、Bにその典型を見るような莊園・公領の在地勢

力すなわち武士（御家人・非御家人）及び凡下・庶人という階層であった。かれらは野放図に在地の山野に狩する勢力であったといえるであろう。朝廷及び寺社勢力側としては殺生は罪業であり、これを犯す者は罪科に処すという方策をもって臨むしかなかった。そして、その検断力を守護などに期待したとみることができよう。

しかしながら、次に取上げるように、朝廷及び幕府の双方から、鷹狩および殺生の禁制がしばしば発せられたように、効果のほどは疑わしかったといわざるをえない。

A、建久二年（一一九二）三月廿八日付「後鳥羽天皇宣旨」

一、^①可_レ禁_二斷殺生并京中寺社近邊飼鷹鷄_一事

仰、^②漁獵鷹鷄之制者、先格後符所_レ禁也、而近年宣下、雖_レ及_二度々_一、遵行未_二全遍_一、愚拙之民、

空離禁_□、然間先_二身後之罪_一、因於_二眼前_一又感報、懺尙可_レ懺、禁又可_レ禁、^③就_レ中京洛之中、

寺社近邊、嚴加_二禁制_一止、莫_レ令_二違犯_一、^④但於_二本社供祭、有例之漁獵者不_レ在_二制限_一、凡厥

流_レ毒爲_レ漁、燒_レ野獵_レ鹿、非用殺生、永足_二禁斷_一、兼又自今已後、^⑤正五九月并八月放生會以

前及六齋日、宜_レ停_二市廛之賣買_一、全_二飛流之生命_一、早下_二知京畿諸國_一、宜_レ從_二禁遏_一、若尚

不_レ拘_二制法_一者、慥仰_二所部官司_一、任_二法科斷_一、

B、正元二(一二五九)年正月

○廿三日辛卯、可_レ禁_コ遏殺罪輩_一之由、有_二其沙汰_一、被_レ定_二事書_一云々、

一 ①六齋日并_二季彼岸殺生事_一

右魚鼈之類、禽獸之彙、重_レ命逾_二山岳_一、憂_レ身同_二人倫_一、^②因_レ茲罪業之甚無_レ過_二殺生_一、是

以佛教之禁戒惟重、^③聖代格式炳焉也、然則件日々、早禁_二漁網於江海_一、宜_レ停_二狩獵於山野_一

也、自今以後、固守_二此制_一、一切可_レ隨_二停止_一、若猶背_二禁遏_一、有_二違犯輩_一者至_二^④御家人_一者、

令_レ注_コ進交名_一、於_二凡下輩_一者、可_レ加_二罪科_一之由、可_レ被_レ仰_二諸國之守護并地頭等_一、^⑤但至

_二有限神社之祭_一、非_二制禁之限_一矣、

(『吾妻鏡』)

以上の二例はどちらも鎌倉時代のものであるが、Aは冒頭①において、京中の莊園領主たる寺社勢力の立場を慮りながら、寺社近辺で鷹鷓を飼うことを禁じると言っている。これは寺社境域の森や泉池が恰好の狩獵場となっており、そこに踏み込んで狩りをするのが目に余るからであろう。

②は殺生禁断と私養鷹鷓の禁令はすでに朝廷により何度も発令されていることを強調するが、一向に厳守されていないことも露呈している。手の施しようがない、と述べているに等しいのであるが、③のごとく、少くとも、穢を祓うべき京洛の寺社近辺ばかりは厳禁したいという。

Bの鎌倉幕府法は、Aのような朝廷の宣旨を受けて発令されていると言えるが、それは③の「聖代格式」という文言で十分、首肯できよう。ところが、AとBが同じように見えても、A⑤では正月五月九月の三か月と八月は十五日の放生会以前、それから六斎日における漁獵のえものの売買を禁ずるとあり、やはり京洛の中を対象にしているのであろう。他方Bでは①六斎日と春秋の彼岸における殺生を禁じているのは、A⑤よりも緩やかである。それはB④に見えるように、諸国の守護・地頭の監視が行届かないことを予想させる。

さて、殺生禁断としながら、A④及びB⑤において、ともに神社の祭に供えるための漁獵・鷹狩等は制限されていないことに注意したい。これは、どのような神社にも適用されているわけではなく、A④で「本社」とありB⑤で「有限神社」とあって明らかであろう。五畿内鎮座の大社あるいは諸国一の宮のような神社を指していると考えられる。この問題こそ、次に考察する「諏訪の贄鷹」にかかわってくるのである。

注

(1) 『統日本紀』天平宝字八年(七六四)十月乙丑条に「^一廢^二放鷹司^一置^二放生司^一」とあって、放鷹の対極に放生があることを如実に示している。

(2) 毎月、八・十四・十五・二十三・二十九・三十の六日。

『統日本紀』天平十三年(七四一)三月、国分寺・国分尼寺の詔に次いで「毎月六斎日、公私不^レ得^二漁獵殺生

^一国司等宜^三恒加^二檢校^一」とされた。

(3) 『統日本後紀』承和九年(八四二)七月十五日条に「是日、放^二弃主鷹司鷹犬及籠中小鳥^一、又准^二據遺詔^一」
とある。

(4) 中澤克昭氏はすでに「王朝の狩獵文化―撰闕・天皇・院の権力と野生―」において、次のように述べている。
「鷹飼がみられなくなるのは、この頃(承応三年・一一七一)、殺生を罪悪とする考え方、あるいは「穢」の
観念が一段と強まったことが大きな理由だと思えます。」(京都女子大・『研究紀要』22・平成21年3月)

(5) 『扶桑略記』延久二年(一〇七〇)八月十四日条に「有^レ勅、權大納言源隆国參議同経信 權左中弁藤原隆方
外記史以下、参^二石清水宮^一、行^二放生会^一、自今以後可^レ用^二此例^一者」と見える。「放生」は『類従国史』・
放生によれば、聖武天皇より代々行われてきたが、右にあげた石清水八幡宮「放生会」によって定式化した。

(6) 『今昔物語集』引用部分の頭注には「鷹の子を捕え、夏季に飼育訓練して鷹狩り用の鷹に仕立て上げること。
陰暦六月ごろが適期とされる。」とあるのは誤りである。「夏飼」は全ての鷹が該当するのであり、夏季に狩り
のための訓練は施さない。

なお、例話が源満仲六十歳頃のこと(九七三年頃)とすれば、すでに『新修鷹経』頒布後約百五十年を経ている

る。夏飼をはじめ養鷹術は普及していたとみてよい。

(7) 引用『今昔物語集』のこの例話節書きでは、「殺生に明け暮れた西京の鷹匠」としているが、同時代の言葉には「鷹匠」という用例は無い。鷹仕または鷹飼としておきたい。

(8) 二条良基の『嵯峨野物語』には次のような所伝がある。

一鷹は、毎年坂東以下諸国、御つぎ物にそなゆる也、数十連の鷹をまいらすれば、天皇清涼殿に出御ありて、御前にて藏人所に給ふ、藏人所より御鷹飼にわかち給ふ也、御鷹飼六人、宇多かた野を管領して、権門無双なり、毎月廿四日の鳥をたてまつる、六斎日をのぞきてまいらする也、もし鳥のなき時は、御鷹飼大鷹を居て、いづくの庄よりものぼれ、行あひたるを捉え供する、さだまれる法也、又すけ鷹飼とて、禁野交野にその所をあづかりて、鷹をよくつかふものあり、鷹をこのむ人は、これをかたらひてつかひしなり、

(9) 弓野正武氏「平安時代の鷹狩について」(『民衆史研究』16号〔昭和五十二年・五月〕および「鷹飼渡」と下毛野氏」(『史観』第九三冊〔一九七六年三月〕)参照。

(10) 『西宮記』延喜十一年十二月二十日官符に「六ヶ國日次御贄」のことが見える。

「鷹飼進雉・自ム月ム月、近江国御鷹始八月一日至五月五日毎日進一翼、他御鷹飼新嘗会并臨時進」之」とある。禁野の鷹飼は雉を睦月より睦月まで即ち一月より一年中進献するというのである。近江国の雉は、八月一日より翌年五月五日まで毎日一羽を御厨子所に進献するといひ、他の御鷹飼は、新嘗会と臨時の儀礼に雉を進献することになっていたことが分かる。

(11) 鷹詞で「ツカレ・ドリ」は鷹に追われて弱った鳥。「ツカレ・ヲ・ミスル」というのは、鷹に追われて草の中に落ちた鳥の居所を見覚えること。「ツカレ・バシリ」は犬が少し口をあけて走ること、などの意味である。
(以上『放鷹』所載。『鷹犬詞語彙』)

(12) 「放生」は形式化しているのではないか。放たれた鷹はあまり遠くへは行かず、嵯峨野に留まって雉を獲り

つつ生き永らえるであろう。犬もまた、この禁野を荒らしまわるであろう。「放生」は生類にとっては新たな苦患にさいなまれることにつながったはずである。

(13) 殺生罪業観をめぐる先行研究には、次のようなものがある。

① 網野善彦氏『蒙古襲来』小学館 二〇〇一年

② 中澤克昭氏「日本中世狩猟文化史論序説」(『狩猟と供儀の文化誌』二〇〇七年)

③ 苅米一志氏「山野河海における生類と信仰」(『動物と中世』獲る・使う・食らう)高志書院 二〇〇九年

第二節 鎌倉幕府の鷹狩停止令

『仮名本 曾我物語』(日本古典文学(大系・岩波書店))が伝える「富士野の狩場の事」(富士の巻狩)は、建久四年(一一九〇)五月のことである(『吾妻鏡』同月十五日条)。その時、「御陣の左右には、和田・畠山、何も鷹おぞすへさせける、馬うちしづかにして、又ならば人なくぞ見えし、」と見えている。和田義盛(久安三―建暦三)と畠山重忠(長寛二―元久二)はつねに当時の源頼朝軍における先陣に在ったが、両者ともに馬上、鷹を据えていたということになる。

『曾我物語』には仮名本系(一一巻)と真名本系(一〇巻)の二系統があつて、共に作者は不詳だが、南北朝から室町初期(一三三六―九二)にかけて成立したとされている。したがって、『仮名本 曾我物語』に拠つて、建久四年当時、源頼朝の先陣に鷹が据えられていたということ(裏付ける史料とは言えない。いっぽう、『真名本 曾我物語』(東洋文庫(平凡社))の方には、富士の巻狩の前段として(畠山重忠の鷹談議)が登場する。その説話は、源頼朝が侍所に居並ぶ「諸国の侍共」に向かつて問いかけたことを発端としている。その問いとは「狩庭の遊びせばや」と思ふけれども「^⑦狩庭廻りは罪業とは聞けども、男の一の栄花は狩庭には過ぎじと覺えたり、いかがあるべき、」というものであつた。

本章の「はじめに」において、私は「鷹飼の罪業観」について触れたが、^アのような言葉が源頼朝の時代に吐露されるのは、あり得ることであつたと考えられる。この問いに対して、先に応じたのは、梶原景時（？—¹¹⁰⁰正治二）であつた。

景時は「狩庭は罪業とは覚え候はず」と述べ、続けて、内外の例証を挙げたあと「されば天竺・震旦の金輪聖王より我朝の王臣武将に至りて、^イ皆狩庭は由緒の候ふものを。ただ御好みあるべく候。」と応えた。「狩庭」とは、主に鹿を逐う巻狩のことである。しかし景時は、「^ウ鷹狩こそ罪業とは承りて候」と断言したとある。

この「鷹談議」は鎌倉の侍所などに東国武士が居並んでいるなかで行われているように同書は伝えており、^イにいう鹿狩などは誰もが納得したのであろう。ところが、なぜか梶原景時は^ウ鷹狩こそ罪業と強調する。御家人の間に混乱が生じたと思われる。それは、次に見るように、鷹狩の由緒を際立たせるための、物語上の技巧であつたと考えられる。

それに対して、畠山重忠は「^{ウチ}打小咲ひて」梶原を論駁して言ったという。

「いかに、梶原殿、かやうの事をば申されけるぞ、^エ鷹も由緒の候ふものを、いかなれば罪業とはなり候ふべき、」

これは、梶原景時が「皆狩庭は由緒の候ふもの」として、天竺（インド）や震旦（中国）の諸王たちの鹿

狩から、我国孝昭天皇の卷狩・諏訪大明神が俗人であった時の卷狩などの由緒を挙げて狩猟の正当性を主張したことに對しての論駁である。畠山重忠は、罪業の否定の理由として、鷹狩の「由緒」正しさを強調しようとしている。すなわち、天竺における波羅奈国の勝良王の鷹好み・釈尊の鷹餌の話・蜉蝣を鷹の餌にしようとして世の無常を悟った文殊菩薩の話。その時の鷹こそ、今の弥勒菩薩であり、蜉蝣とというのは釈迦如来なのだ、などと話している。また、東天竺の広林国で尸毗大王が鳩を哀れんで鷹を論じたとか。この大王は鷹の餌として己の股の肉を切り取って与えたが、鷹はわれこそは帝釈天と名告つたとか。その時の鳩は今の普賢菩薩なのだと述べる。鷹の由緒語りはなお続き、^④八幡大菩薩・応神天皇（鷹神天王）は鷹を興じ、これを愛したことから、仁徳天皇さらに「源氏の御先祖、人王五十六代清和天皇」に及ぶ。また、天下の名鷹を列挙して次のようにいう。

「況んや、白簫・藤沢・一拍子・唐幕・屋真白・藤の花、^⑤これらは皆神に通じたりし鷹どもなり、大国（震旦）中国を尋ね、本朝を訪ひ、賢を求め、寵を開く、その例甚だ多し、しかれば、^⑥ただ鷹狩をも御好みあるべく候、」

④のような指摘に注目したい。鷹を諸仏・菩薩になぞらえるということは右の引用文中にも見られるのであるが、すでに⑤に指摘があることと共に、⑥の表現のように、鷹という鳥が神仏習合思想によって観念されているという点である。この点について畠山重忠の鷹談議は続けて次のように述べている。

「惟喬御子（文徳天皇第一皇子）の王侍従と云ひし鷹を仕ひ給ひし時は、神慮も影向を垂れ給ひき、加レ之、覚えの兵衛尉公隆の鷹と申しけるは、同じ鳥類とは申しながら常の翅に異なり、眼は明星を論じ青鸞は三日月の如し、頂は円く平らかにして鏡の面に似たり、胸は嶮岸として正しく持経を懸けたり、乱急糸を乱して儼急の門を尋ね、朝銓鈴を押して堅固の力を見、鳳笙の毛は鷹手拔を継ぎ、取手の合様は車を通す、これは、則ち広太の心品を躡すなり、或いはまた、四面には庇、銘には四海を覆ひ、背には貝を伏せ、甲には翡翠を流と云へり、」

これは秀鷹の描写であって、『新修鷹経』の「序・形相・相鷹大体ノ法・相別体一法」などに準拠しており、さらに、『真名本 曾我物語』が南北朝期の成立とすれば、同時代の二条良基の『白鷹記』にも共通するものがある。非の打ち所なき秀鷹を凝視し、また、その鷹を撫でたりするうちに、あたかも神仏に通じるような心境になるのであろうか。

はたして、「真名本」が載せる、畠山重忠の主張は事実であろうか。それとも、南北朝期に作られた説話なのであろうか。私は説話だと考える。なぜなら、鷹狩の罪業観は古代末期より、強く意識されてきたのであり、また、それを克服する理由が求められていたから、畠山重忠のような鷹狩正当論が待望されていたと考えるからである。

鷹狩罪業観を克服するためには、その第一として、鷹狩の由緒、中でも鎌倉御家人にとっては清和源

氏の祖以来の伝統につながるということであり、第二には、鷹は仏菩薩であり神であるということを確認しなければならなかったのである。

さて、畠山重忠が、先掲⑤のように「ただ鷹狩をも御好みあるべく」という結論に達した時、「鎌倉殿を始め奉りて諸国の侍共頭かうべを低れ、耳を傾けつつ万事を閑めて、あつと云ひつつ感じ入りてぞ見えける。」とある。そして、畠山重忠の「鷹の才覚に引出物に奉らむ」と、頼朝は「奥州に笈河あきと云ふ処の公田三千八百町〔1〕」を与えたという。しかし、叙上の説話も、この新恩給与のことも他の史料には見えない。〔2〕

畠山重忠の弁論を仮に史実とした場合、ではなぜ『吾妻鏡』などに記載されないのであろうか。その事情は、後述するように、鎌倉幕府が次々に鷹狩停止令を発したことに秘められてはいはしまいか。侍所に居並ぶ御家人たちは「耳を傾けつつ万事を閑めて、あつと云ひつつ感じ入りて」〔真名本 曾我物語〕聴いた鷹狩の由緒について、箝口令が敷かれたかも知れない。幕府は御家人の鷹狩を停止しなければならなかったのである。かつて桓武・嵯峨天皇時代に「私鷹禁止令」が発せられたように、鎌倉幕府は鷹狩を占有しようとしたのではなかったか。占有という面からみれば、「鷹狩罪業観」を否定してしまうことは二律背反にはかならない。したがって、鷹狩は罪業なり、いやさにあらず、とする葛藤がしばらく続くのである。それは甚だしい矛盾であるけれども、現実には合戦と狩獵を旨として生きる在地武士は、仏教戒の

いうそれらの殺生罪業観は、くぐり抜けざるを得なかった問題であつたらう。そういった意味で、畠山重忠の主張は、かれらの胸を打つたのであろう。そうしてさらに、かれらの罪業意識をぬぐい去るために、「諸社贄鷹」は大きな役割を果たしたと考えられる。

つまり、鎌倉殿と有力御家人たちは鷹狩を占有しつつ、鷹狩の「由緒」をふまえて、「武者の一の栄花」たる狩庭（鷹狩）を行う。一方、他の者の鷹狩は停止する。理由は罪業だからである。しかしながら、罪業に当たらない鷹狩が存在した。それが「諸社贄鷹」に供する鷹狩なのであるというわけである。「諸社贄鷹」のための鷹狩は神仏に供せられるゆえに許されるけれども、それ以外は、神仏の罰を受けるべき罪業であるばかりでなく、幕府法を破る行為であると断定をされたのである。

では、なぜ贄鷹は罪業には当たらないと考えられたのか。先に『今昔物語集』の例話によって考えたように、鷹狩を行う者は殺生罪業の罪を犯していると断定されたけれども、人間に操られて殺戮をくりかえす鷹そのものも罪業を背追わされていると考えられるのか。否、「鷹に罪は無く、鷹は魂の鳥であり、仏菩薩の化身なり」とする思想が古代末期に形成されたと、私は考える。鎌倉時代の鷹狩は、そのような範疇の中で考察すべきであろう。この問題を具体例を上げてさらに考えてみたい。次に、鎌倉幕府の「鷹狩停止令」を検討する。

『吾妻鏡』に見える「鷹狩停止令」

(注)〈〉は原文を要約して表記。

番号	年号	西暦	月・日	内 容(対象) ◆除外
①	建久六	一一九五	九・廿九	可停止鷹狩之旨(諸国御家人) ◆神社供税 贄鷹
②	建暦二	一一二二	八・十九	可禁断鷹狩由(守護地頭等) ◆信濃国諏方大明神御贄鷹
③	建保元	一一一三	十二・七	可停止鷹狩之旨(諸国守護人等) ◆所処神社貢税事
④	寛元三	一二四五	十一・十 十二・十六	被停止鷹狩 ◆有限神社供税事 鷹狩事永被停止 ◆神社供祭物
⑤	建長二	一二五〇	十一・廿九	〈鷹・鷗事〉(禁断)〈諸国守護人〉(大小鷹一向被「停止」之) ◆諸社贄鷹 ◆所々供祭
⑥	弘長元	一二六一	二・廿九	〈鷹狩可令停止事〉(関東祇候諸人) ◆神社供祭
⑦	文永三	一二六六	三・廿八	〈可被禁遏鷹狩之旨〉(諸国守護人) ◆供祭

右(一覽表)において注意すべきことが三点あるといえる。第一点は、⑤以外は「鷹狩」の停止を厳命

していることである。九世紀に見られたような私的な「鷹飼」の禁ではない。狩に力点が置かれているのは、鎌倉時代の守護・地頭が多く「狩倉」⁽³⁾を領有し、巻狩で鹿・猪などの狩猟を行うことによつて武技を錬磨し、獲物を一族郎党と共食して団結を強めることが日常であったからである。「狩倉」を認めながら、鷹狩を禁止する、ということは、そもそも不可能なのではないか、という疑問が残るのである。

第二点は「神社供税」あるいは「貢税」・「供祭」を目的とした鷹狩は認められている、という点であろう。これに関連して、④を裏づける具体的な施行例があるので掲出してみる。

鷹狩事、殊御禁制之処、近年甲乙人等、背^二代々御下知^一、云^二国々^一、云^二鎌倉中^一、多好^レ狩之由、有^二其聞^一、甚濫吹也、已招^二自科^一者歟、永可^レ令^二停止^一、自今以後、猶令^二違犯^一者、可^レ有^二後悔^一也、但於^二神社供祭鷹^一者、非^二制之限^一、以^二此旨^一普可^レ被^二相触^一之条、依^レ仰執達如^レ件、

寛元三年十二月十六日

武蔵守判

(名越時長)
備前守殿

〔鎌倉遺文〕〇六五九四 関東御教書 〇新編追加

ここに、「近年甲乙人等、背^二代々御下知^一、」とあるように、鷹狩は、非御家人や庶人にまで、さらに地方や鎌倉中にも流行しているという。そして、「永可^レ令^二停止^一」と命じながら、なおかつ「於^二神社供祭鷹^一、非^二制之限^一」と言及する。矛盾を含んだ禁令といえよう。

では、この「鷹狩停止令」に見えるのはどのような「神社」なのであろうか。具体的に分かるのは②にある「信濃国諏方大明神」であるが、②以外は④のような「有限神社」(賀茂神社・広田神社・吉備津神社・宇都宮神社など)のことであろう⁽⁴⁾。さらに、『御成敗式目』にあるごとく、「可^下修理^二神社^一専^中祭祀^上事」が守護・地頭の重要な任務とされたから、国々一ノ宮をはじめ有数の神社供祭のために「贄鷹」が行われたと見ることができよう。

第三点として、①「供税贄鷹」とあり⑤⑥⑦に「供祭」とあるのはどのようなことなのか。①「供税」は字義通り「神仏の祭礼に供える年ごとの礼物」であるとしてよからう。ところで、④⑤⑥「供祭物」が、①②⑤にいう「贄鷹」という鷹そのものを意味しているのか、それとも③「貢税」④「供税」にあてる雉のようなえももの鳥を指しているのであらうか。それは、①⑦はすべて鷹狩という行為について厳禁しているのであるから、一覧表中◆を付した一節はやはり、許容すべき鷹狩という行為を表わしていると判断してよいわけである。したがって、供税・貢税・供祭の贄をとるための鷹狩は認める、という結論になろう。

次の史料「A・B」は以上の経緯を明瞭に伝えるものであろう。

〔A〕

(寛元四(一二四六)年三月)

○卅日己未、評定、^⑦甲斐國一宮權祝守村申、依_レ被_レ停_コ止鷹狩_一、^①人々對_コ捍供税鳥_一之由事、被_レ經_二沙汰_一、^⑦供祭事者、被_二免許_一之旨被_二仰出_一

(『吾妻鏡』)

この史料の^⑦は甲斐國一宮^{あひま}浅間神社(山梨県笛吹市一宮町)。^①は鷹狩の停止を口実としてこの神社の「供税鳥^⑤」を怠っているというのである。^⑦供祭のための鷹狩は免許されているのにも拘わらず、と難じている。

ところで一方では次のような問題も存在した。次の史料「B」は先掲一覧表の^⑦に該当する。

〔B〕

(文永三(一二六六)年三月)(関東御教書)

「廿八日辛酉、^⑦仰^ニ放遊之士^一、可^レ被^レ禁^ニ遏鷹狩^一之旨、日來有^ニ其沙汰^一、^①所^レ被^レ施^ニ行于諸國守
護人^一也、其狀云

鷹狩事

供祭之外、禁制先畢、仍雖^レ備^ニ于供祭^一、非^ニ其社領^一、^⑦縱雖^レ爲^ニ其社領^一、非^ニ其社官^一者、一切不
可^レ仕^レ狩之由、可^レ令^レ相^ニ觸其國中^一、若有^ニ違犯之輩^一者、愆可^レ注^ニ申交名^一之狀、依^レ仰執達如^レ件、

文永三年三月廿八日

相^(北條時宗)模守判

左京權太夫 同

某殿 守護人云々

〔鎌倉遺文〕〇九五一六 関東御教書 〇新編追加

まず、右の⑦では、放縦な遊獵者に対してかなり強い表現を用いて鷹狩を禁止している。これを①諸
国の守護に命じて施行しようというのであるが、ここで重要なのは⑨なのであつて、供祭すべき神社の
社領において、その神社の「社官」にあらざる者の鷹狩を禁じている点である。

これはいわば「事を供祭に寄せ、或いは身分を偽つて、許容の領域を侵しても勝手に鷹狩を行う者」

が横行しつつある状態をもの語っている(6)。

以上のように、鎌倉幕府の鷹狩停止令について考察してきたが、右に見た史料に内包されていたいくつかの問題点を、集約的にあらわしている別な条文が存在する。すなわち、「新編追加」^{一八四}「式目追加」^{一〇六}に、

一 鷹狩事

度々嚴制之處、普違犯之由有^二其聞^一、令^二露顯^一之輩者、可^レ被^レ分^三召所領^一也、且不^レ謂^二敵對之有無^一、地頭御家人相互就^レ差^三司申之^一、可^レ有^二其沙汰^一、次供祭鷹事、雖^レ爲^三神領^一、社司之外、固可^レ停^三止之^一、但諏方社御射山五月會頭人事、異^二于他^一之間、於^二信濃國^一者非^二制之限^一、至^二他國^一者可^レ禁^三制之^一、次賣買在所事、同前、且嚴密可^レ相^三觸諸國守護人^一之旨、可^レ被^レ仰^三沙汰侍所^一、次鎌倉中繫^レ鷹事、可^二停止^一之由、同前、

とある(牧健^二氏監修 佐藤進^一氏・池内義資氏編『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法)。

この条文の制定年は不明だが、すでに、鈴木善幸氏は、「中世殺生観と諏訪信仰―殺生禁断社会における『諏訪上社物忌令』の意義―」で「鎌倉末頃のものであると考えられる」としている(7)。私も内容を分析すれば、一連の鷹狩停止令の最後(文永三年)よりも後に制定されたと、考える。その理由は、次の三点である。第一に、鷹狩停止令に違反の者は所領を没収するという厳しい処置に出ており、地頭・

御家人は相互に監視して違反者を告発させている点である。第二として、供祭鷹は当該神社の社司以外には鷹狩を厳禁している点である。第三には、在地における鷹の売買については、諸国の守護人が厳重に取締るよう断言している点である。これらを総合してみれば、守護・地頭は、自らは鷹狩をなし得ず、鷹狩を取締る立場になっていかざるをえないということになる。

しかしながら、この条文においても、諏訪社の鷹は特に許認可されており、その上、従前には見えなかった理由が付けられていることに注目したい。その理由とは何か。それは「供祭鷹」とか「贄鷹」とは表現せずに、「諏方社御射山五月會頭人事」としている点である。この二つの狩猟神事に際して、信濃国内の地頭御家人に公事・代銭等の負担をさせることができるのが頭人（または御頭）と呼ばれる御家人たちである。この頭人（御頭）にのみ鷹狩を許すとしているのである。頭人に付与された特殊な任務については、「諏方上社物忌令」に、「当社ノ御頭にアタラン人ハ、何ニモ御狩ヲ本トシテ、御贄鷹ヲモツカイ、御贄ヲカケラルヘシ」とあって明らかである。これは御頭役に当たる御家人たちに「御狩」すなわち、諏訪上社・下社の狩猟神事（流鏑馬・犬追物等の騎射を含む）及び鷹狩の術技に励むことによって、神前に「御贄」を懸けることが要求されていたことを示しているのである。

すなわち、信濃国内の郡郷の武士がそれぞれに一族を挙げてどのような遠征軍に加わるかによって、その戦いの帰趨は決せられたのである。諏訪社大祝一族は軍事的要衝の地を扼するのみならず、宗教的

権威を背景としながら、それら国内武士を集結し得る力を保持していたと考えられる。

一方において、古代以来、陸奥・出羽・甲斐・越後等の国々から、都へ貢納・献上される良鷹は毎年、諏訪の地を経由するようになっていたにちがいない。

以上、本節においては、鎌倉幕府が地頭・御家人の鷹狩停止を強化しながら、執権北条氏は鷹狩を占有する動きに終始していたことが明らかとなった。いっぽう、時代の思潮は殺生罪業観が横溢していたから、この罪業観の強調によって鷹狩停止の強力な理由になし得たけれども、北条氏得宗権力にとってそれは自家撞着にほかならなかった。この状況を突破していく論理こそ、諏訪の贄鷹であったと言える。鎌倉武士が日常的に行う流鏑馬・犬追物もまた、殺生罪業に直結したはずである。その武技は諏訪の狩猟神事になくはならぬものであったし、諏訪の贄鷹もまた、正当な存在理由が承認されなければならなかったのである。

要するに、先掲の「鷹狩事」という条文によって、鎌倉幕府は諸国守護とは全く異質の特殊な役割を信濃守護には認めていたことが分かるのである。それは、執権北条氏が当国守護職を世襲していたことと深く関わるものである。

たとえば「神氏系図」によれば、大祝敦光の嫡子、信濃権守敦忠は元久二年（一二〇五）八月、北条義時より「諏方郡小坂郷」が諏訪社に寄付されてより、代官としてこの地を預かって、子孫は「小坂」を

名字として名告ったという。また、御頭役に当てられた信濃国内の御家人二十一氏のうち、十二氏は北条氏一族が勤めていたという⁽⁸⁾。

さて、敦忠の嫡男大祝敦信は承久三年(一二二二)、承久の乱に際しては、北条義時による信濃国の軍勢糾合に応じた。その時、大祝自らが軍兵を率いた先例は無かったので、諏方大明神の神判を仰いだ結果、長男小太郎信濃権守重信に一族を率いさせ、比類なき戦功を立てたと「神氏系図」は記している。「感歎神驗」、其時神家一族数多西国北国令^二居住^一、後胤猶令^二相統^一之、是皆彼恩賞之地也」とも、同系図に見えている。

重信のあと、大祝信時―信濃権守盛信―大祝盛重―大祝頼重と続き、頼重のあと大祝時継(安芸権守、始め時終と称す)に到り、鎌倉幕府の滅亡に際会する⁽⁹⁾。

ところで、中世の鷹狩研究のうえで、諏訪という地はなぜ重要な意味をもつのかということについて、若干ではあるが考えをまとめてみたい。

最大の理由はこの地が鎌倉時代に、東山道・信濃国府の南、覚志と深沢の中間点に近く、また、甲斐国府へ通ずる道に所在したという点である。東山道は、善光寺の南、日理より海野・望月・桜井を経て上野国府へ、さらに下野国府から陸奥・出羽へと通じている。なお、東山道は途中、武蔵国府を経て鎌倉へとつながる。

諏訪湖を挟んで西北方に諏訪下社が在り、東南方に上社がある。この地は、坂上田村磨が征夷の時をはじめ、源義家の後三年合戦や源平合戦、さらに承久の乱に際しても、戦略上、重要な役割を演じている。奥羽の鷹をはじめ、越後・甲斐の鷹は、いったん諏訪の地に滞留し、それから美濃・近江を経て、京都へと運ばれていったと考えてよいであろう。

注

(1) 福島県郡山市安積町笹川の地に比定される。

(2) 二本松康宏氏は「真名本『曾我物語』における畠山重忠の「鷹語り」の風景」(『伝承文学研究』No.62(伝承文学研究会・平成25年8月))において、次のような結論を呈示している。

「畠山重忠が頼朝の御前において鷹の故実を語る。それは大臣家大饗における「鷹飼渡」と同じ意味を持つ。鷹を語ることで王朝の野行幸に準じ、天下を治める者としての資格が確認される。畠山の語る鷹の由緒は、ときに頼朝を王朝の創始者たる聖王たちの系譜に擬え、ときに源氏の氏神たる八幡大菩薩の垂迹を鷹にちなむ鷹神天王と解く。それは「鷹語り」による祝言にほかならない。」

(3) 狩倉は「田畠・在家・山野・梁」などと共に当時の「地頭職」を構成するものであった。

〔鎌倉遺文〕〇二四二二六延慶四年(三三〇)。
相良蓮道代置文 〇肥後相良家文書

狩倉は庄領・公領内に三方を低い山丘に囲まれた中にある林野・池沼を含んだ領域であって、鹿・猪や兎・雉などが棲息する獵野である。自領内に二十余か所の狩倉を有する安芸国三入荘地頭熊谷氏が居たことも知られている(『同上』〇二六八九嘉元元年(三三三))。

(4) たとえば広田神社(兵庫西宮市)に関して次のような史料がある。「廣田社鷹狩事、一切無_レ此儀_一、而以_二鳥類_一宗廟之由、令_レ申歟、但_二□□者、魚類許也、年中百余ヶ度之神事、雖_二一塵_一不_レ供_二鳥類_一之上者、正月

九日御狩神事者、鹿狩也、諏波大明神爲二客□一入御時爲レ彼御□□(供之)遂行二神事一也、又依二鷹狩一、日、致レ犬之間、連々令レ穢二社壇一、事如何、(鎌倉遺文)〇一五二三七 某申状〇兼中卿記(弘安七年)二八四七月 八月卷裏文書

なお、広田神社について、『諏方大明神画詞』によれば、本社には神功皇后を祭り、また八幡大菩薩・諏訪・住吉両神などを祭り、毎年正月九日には諏訪社の御狩と号して狩猟をする、と見えている。

上記『鎌倉遺文』に正月九日とあるのは、右の所伝に関わることであろう。また傍線部は鷹餌に犬を殺しているという意味である。

(5) 「豊受宮神嘗祭」の祝詞に「御贄、懸税カケタク 千税余五百税チサタク イホホタク」が見えている。「税鳥」は同様「チカラトリ」と訓むか、贄として供える鳥であろう。また、『延喜式』神祇によれば、「祝詞」の中に、神饌として、「山住物者、毛能和者、毛乃荒物」を供えるとしている、さらに、「青海原尔住物者、鰭廣物、鰭狭物」を供えたとある。

「毛の和者」とは鳥や鶏・卵のことであり「毛の荒物」は熊・猪・鹿などの皮を指している。「青海原」のものは、鰭・堅魚・腊・鳥賊が多い。出雲大社は特に、白鵠(白鳥)を献ずる。

なお、『諏方大明神画詞』嵯峨天皇の条に、「魚肉ヲ多クイカキ外ニカケタリ」とあって、贄(魚肉)を掛けるというのは、齋垣にかけて供すことを指していることがわかる。「懸税」に通ずるであろう。

(6) 『鎌倉遺文』〇五五三六に延応二年三月の関東評定事書〇式目追加があり、「一鷹狩事 社領内有例供祭之外、可二停止一之、寄二事於左右一、不レ可レ煩二他領一」と見えている。

(7) 大谷大学大学院『研究紀要』第二十一号 二〇〇四年

(8) 『長野県史』通史編 第二卷 中世一 第四章 幕府政治の発展と信濃 第二節 北条氏と信濃

(9) 鎌倉時代の諏訪氏の主流は諏訪社(上社)大祝家の神氏であったという説(伊藤富雄氏『諏訪史』)に対して、下社大祝家の金刺氏の方を主流とする見解がある。その代表例は以下の通りだが、本論文においては伊藤氏説を踏襲している。

(ア) 小林計一郎氏『信濃中世史考』(昭和五十七年 吉川弘文館)

(イ) 石井進氏『石井進著作集』第五卷(二〇〇五年 岩波書店)

第三節 諏訪大明神の贄鷹

鎌倉時代を通じて「諏訪の贄鷹」が特別視されていたことについて、次に考えてみたい。まず、『吾妻鏡』に、「(建暦二年八月)十九日壬辰、可_レ禁_二断鷹狩_一由、被_レ仰_二守護地頭等_一、但於_二信濃國諏方大明神御贄鷹_一者、被_レ免之由云々、」と見えていることについて検討する。

「諏方大明神」(以下、便宜上、諏訪社と記す)が特殊神事をもって聞こえていたことは『吾妻鏡』延応元年(一二三九)十一月一日条ならびに同九日条によって分かる。その要旨は、信濃国司の初任検注(国検)に際し、諏訪社の「五月會_并御射山」の神事に当る「頭人_{とうじん}」らは検注を免除されるといふ先例を主張したが、この先例につき「當社大祝_{諏方}信濃権守信重」に尋問した結果、「當社五月會・御射山以下頭役人」の国検は、その年に限らず、一任の間は免除されることとなった、というものであった。頭役人(頭人)は鎌倉幕府の御家人であり、その年の鎌倉番役と諸公事を免除されていた。信濃国内の頭人を統轄するのは諏訪社大祝たる諏訪氏であったが、この諏訪氏は代々、執権北条氏から重んじられ、一族及び頭人らは、得宗家の被官になる者が多かった。ここに、鎌倉幕府が諏訪社の先例を尊重する姿勢は明らかであらう。

源頼朝以来、信濃国は東国支配の要衝であり、執権北条氏の所領が多く、また、善光寺ならびに諏訪社は、北条氏一族の篤信する寺社でもあって、特別の地域であり続けたのである⁽¹⁾。

ところで、幕府は文治三年(一一八七)八月、鶴岡において初めて放生会を催すに際して、流鏑馬を行なったが、その時、「流鏑馬之芸」を窮むる者として知られた諏方大夫盛澄(諏訪下社の祝家金刺氏)をにわか引き出している。諏方(金刺)盛澄は、「依^①慣^②傳秀郷朝臣秘決^③」って源頼朝はその「流鏑馬一流」がしだいに衰えてしまうことを惜しんだという。諏方(金刺)盛澄は平家に属して多年在京し、「城南寺流鏑馬以下射芸」に交わっており、また木曾義仲に与^{くみ}したため、平家滅亡後は、鎌倉で囚人として扱われていたのである。

頼朝の面前において、「御厩第一悪馬」に騎るよう命じられた盛澄は、馬を乗りこなし、次々に的を射て行く。『吾妻鏡』はその場面を、「既雖^レ思^レ切生涯之運^③、心中奉^レ祈^④念諏方大明神^⑤、」したと記している。源頼朝は「御気色又快然、」となり、たちまち、諏方(金刺)盛澄の罪をゆるしたという。

『吾妻鏡』より引用の①②によって、藤原秀郷以来の流鏑馬の故実と射芸を鎌倉幕府において継承したいという欲求を知ると共に、ここでも③のごとく、「諏方大明神」の神威が強調されている。

「諏訪社」の御射山祭における神鷹・神馬また鷹狩・贄鷹については後述するけれども、鎌倉幕府は初期の頃、流鏑馬のほかに頻りに鷹の故実等に強い関心を寄せていたことは、以下の史料から読み取れ

よう。すなわち『吾妻鏡』元久三年（一二〇六）三月十二日条に、

「櫻井五郎^{信濃國住人}、殊鷹飼也、而今日、於^二將軍御前^一、飼^レ鷹口傳故實等申^レ之」とある。この鷹飼が

信濃の国の住人とあるだけでは「諏訪社」の鷹術にすぐさまつながるとは速断できないが、「齋頼専^二此術^一」という記事が存在することに注目すれば、「諏訪社」において発達したとされる鷹術・政頼流^{（齋）}との関連を推察できるのではないか^{（2）}。もとより、櫻井五郎を齋頼その人とみることはできない。「齋頼流の口伝故実」を熟知していた鷹飼であったと考えておきたい。

ところで、櫻井五郎は將軍実朝の面前において、鷹飼の口伝故実をすこぶる自讃しつつ、開陳したという。のみならず、自分は「鴟^{もす}をつかつて鷹のごとく鳥を取らせることができる」^{（3）}と言ったところ、実朝はその証左を見せよと求めたけれども、さすがに齋頼も、即座というわけには行かず、後日を約して引き退がった。翌日のこと、北条義時の計らいによってであろう、示し合わせたようにして櫻井五郎が將軍の前に「参入」したのである^{（4）}。「参入」という言葉は、既に見た大臣家大饗時における「鷹飼参入」を連想させるのだが、鷹飼の服装は「鷹飼渡」の例に相異して、武家の礼服たる直垂を着ていた。しかも、野行幸や大臣家大饗における鷹・鶴とはまるで違う「鴟^{もす}」を左手に据えていた。これは明らかに櫻井五郎の作意にほかなるまい。この鷹飼は、おそらく「諏訪社の贄鷹」の故実に係わる源齋頼の名をかたりつつ、「飼鷹口傳故実等」を滔々と弁じたらうが、すでに調教を了えていた鴟^{もす}を披露する自信

を得ていたはずである。

將軍実朝はじめ北条義時・大江広元・三善康信らが見守るうちに、参入した櫻井五郎は鴟を放つて庭の草中の（予め隠し置いたか）「黄雀」をとらえさせたという。

「櫻井候^二庭上^一、黄雀在^二草中^一、^④合^レ賜^三寄^一、取^二三翼^一、上下感嘆甚、」（『吾妻鏡』）

④はいわゆる「鷹詞」であつて、鴟を三度放ち黄雀を三羽とらえさせた、というわけである。そして、「櫻井申云、小鳥者尋常事也、雖^レ雉更不^レ可^二相異^一^{云々}」（『同上』）とある。

以上の逸話には「諏訪社の贄鷹」を直ちに指し示す事実は含まれていない。だが、幕府首脳部が「諏訪社の贄鷹」を強弁し、守護・地頭らは元より在地武士たちに鷹狩の禁止を言明し続けるためには、諏訪の贄鷹に最も深いつながりを有する鷹の口伝・故実を柱核とし、かつ「諏訪社」の神威を強調し続けなければならなかつたと考えられる。

右の挿話のさいごに「即被^レ召^二御前簀子^一、賜^二御劔^一、相州傳^レ之給^{云々}、」とあつて、將軍実朝が特別に劔を与えたことを伝えている。

それでは、次に「諏方大明神御贄鷹」をめぐるいくつかの問題について具体的に考察したい。但し引用史料が必ずしも同時代史料ではない、という弱点があるが、鎌倉時代の状況を投影していると察せられる。以下（一）～（四）の論点に分けて把握したい。

(一) 神鷹

いま問題としているのは贄鷹であるけれども、実は諏訪社においては「神鷹・神馬」を神前に進納する習わしがあったことにまず注目したい。次の図表は文安三年（一四四六）から長享三年（一四八九）までの例をまとめたものである。

「諏訪御符禮之古書」に見える神鷹・神馬〔神道大系神社編三十「諏訪」所載より作成〕

年号	神事祭祀	神納者	鷹・馬	代錢受取者
文安三年 (一四四六)	御射山	(高井郡)井上庄 (水内郡)赤沼	神鷹・神馬 神鷹・神馬	神長取候
文安四年 (一四四七)	御射山	(伊那郡)伊賀良	神鷹・神馬 馬一疋 (鷹)御符上・	(與)金居ヨリ 其時守護小笠 原光康六郎 殿)
文安五年 (一四四八)	御射山	(高井郡)高梨本郷	神鷹・神馬 神馬	神長取候
文安六年 (一四四九)	御射山	(佐久郡)伴野	神鷹・神馬	神長取候
宝徳二年 (一四五〇)	五月會	(高井郡)江部	神鷹・神馬	代ニテ勤
年号	神事祭祀	神納者	鷹・馬	代錢受取者
宝徳四年 (一四五二)	五月會	(筑摩郡)捧庄	神鷹・神馬 如(先例)	神長取候
享徳二年 (一四五三)	御射山	犬甘(飼)	(大飼) 神鷹・神馬	神長取候
享徳三年 (一四五四)	御射山	伊賀良代官 下條清甲	神鷹・神馬	代ニテ請取
享徳三年 (一四五四)	五月會	新保 高梨高秀	神鷹・神馬	代ニテ勤候
享徳三年 (一四五四)	御射山	塩田庄代官 福澤入道像阿	神鷹・神馬	
康正二年 (一四五六)	花會	井上、攻家	神鷹・神馬	
康正二年 (一四五六)	御射山	船山、代官 室賀貞信	神鷹・神馬	神長取候

寛正五年 (二四六四)		寛正四年 (二四六三)		寛正二年 (二四六一)			長祿三年 (二四五九)		長祿二年 (二四五八)		康正三年 (二四五七)		年号
御射山	花會	御射山	五月會	御射山	五月會	花會	御射山	御射山	花會	御射山	御射山	神事祭祀	
左頭、伊賀良 小笠原政貞	狩田 井上伊予守政家	左頭 高梨政高	左頭 須田滿為	上増、船山、 屋代源信仲	右頭、江部、 高梨治部少輔道朝	狩田、代官 飯田三郎左衛門尉 秀貞	賀頭、新保、 江部入道沙彌常安 左頭、塩田庄 福澤入道沙彌像阿	左頭、高梨教秀	窪寺貞光	左頭、狩田 飯田秀貞	神鷹・神馬	鷹・馬	
神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬 如「佳例」	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬		
			神長取候	何神長取候	神鷹之代五百 神馬之代一貫 文		神馬八代一貫 文	代二テ一貫文 馬八栗毛馬一 匹	神長取候	神長取候	代錢受取者		

応仁三年 (二四六九)		応仁二年 (二四六八)		文正二年 (二四六七)		寛正七年 (二四六六)			寛正六年 (二四六五)				年号	
御射山	花會	五月會	五月會	花會	御射山	御射山	御射山	御射山	五月會	花會	加頭、新野 高梨政高 加頭、中村 高梨将秀	神鷹・神馬	鷹・馬	
左頭、塩田庄 代官 福澤信胤	前宮、窪寺、 小田切高梨遠	加賀左頭、中村 高梨将秀	左頭、高梨 本郷、政高	御堂、江部、 高梨治部少輔入道 道朝	磯並、狩田	右頭、井上	左頭、岩村田	上増、平賀	加頭、 下増、□長沼 島津信忠	左頭 福澤像阿	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬
神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬
神馬代 一貫五百文	神長取候	神馬代 一貫五百文	鷹・馬代 三貫文	神鷹神馬之代 一貫五百文	(神長取候)				神長取候	神馬代二貫文				代錢受取者

第三節 諏訪大明神の贄鷹

年号	文明二年 (二四七〇)	文明四年 (二四七二)	文明五年 (二四七三)	文明六年 (二四七四)	文明七年 (二四七五)
神事祭礼	花會 五月會	御射山 明年御頭足	御射山 御頭足	御射山 御頭足	御射山 御頭足
神納者	磯並頭、新保、 高梨政高	左頭、船山、 屋代信仲	左頭、長沼、 島津兵庫助信忠	右頭、井上、 代官 唐澤國繼	右頭、伊賀 良庄、伊賀 小笠原左衛門尉
鷹・馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬
代錢受取者	神馬代 一貫五百文	神長取候	神馬代 一貫五百	神長取候	神馬代一貫 鷹鶴鷹
年号	文明八年 (二四七六)	文明九年 (二四七七)	文明十一年 (二四七九)	文明十二年 (二四八〇)	文明十三年 (二四八一)
神事祭礼	花會 御射山 御頭足	花會 明年御頭足	花會 明年御頭足	花會 明年御頭足	花會 明年御頭足
神納者	右頭、長沼、 島津信忠	加頭、中村、 加頭、江部	加頭、狩田郷、 高梨政盛	加頭、新保、 高梨政高	左頭、高梨庄、 高梨政盛
鷹・馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬
代錢受取者	五貫六百六十 六文	神馬代 一貫五百	神長取候	神鷹・神馬	神鷹・神馬
年号	文明十四年 (二四八二)	文明十五年 (二四八三)	文明十四年 (二四八二)	文明十四年 (二四八二)	文明十四年 (二四八二)
神事祭礼	御射山 御頭足	御射山 御頭足	御射山 御頭足	御射山 御頭足	御射山 御頭足
神納者	下増、長倉郷、 阿江木朝康	大熊、高梨日向守	加頭、江部郷、 高梨高満	加頭、新保、 高梨政高	加頭、新保、 高梨政高
鷹・馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬
代錢受取者	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬	神鷹・神馬

年号		神事祭祀		神納者		鷹・馬		代錢受取者	
文明十六年 (二四八四)		花會 明年御頭足		御堂、和田郷、 高梨殿代官 吉田秀義		神鷹・神馬		神長取候	
文明十七年 (二四八五)		花會 明年御頭足		加頭、新保、 高梨代官 江部高長		二貫進 ^レ 之候 神鷹・神馬		神長取候	
文明十八年 (二四八六)		花會 明年御頭足		加頭、花會、御堂 中村 高梨将秀		神鷹・神馬		神長請取候	
五月五日 (五月會)		御射山 明年御頭足		前宮、窪寺、 小田切清遠		神鷹・神馬		神長取候	
		左頭、高梨木郷		右頭、長倉		神鷹・神馬			
		御射山 明年御頭足		左頭、船山庄 屋代信仲		神鷹・神馬 神兄鷹 殿下宮彈正 殿進し候		神馬代一貫 神長取候	
		五月會		加頭、江部、 高梨高秀		神鷹・神馬		神長取候	

年号		神事祭祀		神納者		鷹・馬		代錢受取者	
文明十九年 (二四八七)		御射山 明年御頭足		左頭、伊賀良庄、 小笠原政貞		(神鷹・神馬)		神馬も神鷹も 神長取候	
長享二年 (二四八八)		花會 明年御頭足		前宮 加頭、新野、 代官 原高秀		神鷹・神馬		神長取候	
長享三年 (二四八九)		花會 明年御頭足		右頭、井上庄十六 郷、 代官 長澤満國		神鷹・神馬		神長取候	
		御射山		磯並、狩田 知行 御堂、和田、高梨		神鷹・神馬		神長何も取候	
		御射山		右頭、塩田庄		神鷹・神馬		神鷹神長取候	
		御射山		右頭、塩田庄		神鷹・神馬		何も神長取候	
		御射山		右頭、塩田庄		神鷹・神馬		候) (何も神長取	

諏訪社（現・諏訪大社）は上社と下社の一社二座を合せた総称である。延喜式にも「信濃国諏訪郡南方刀美神社二座^{名神大}」とある。右の図表に神鷹・神馬を「神長取」とあるが、これは社家・神氏のもとで祭祀に従う五官（大祝・神長官・祢宜大夫・権祝・擬祝・副祝）のうちの「神長官が受け取った」ことを意味している。

神氏は祭神建御名方神の後裔であると伝えられ、累代世襲した。大祝を現人神とする祭政一致が行われ、年中の神事・祭礼のうち、図表にある花会^{はなえ}・五月会^{ごがつえ}・御射山^{みさやま}などの大祭は神領内の地頭・御家人に「御頭役^{おんとうやく}」が割宛てられ郷村の農民には段銭等が賦課される慣例になっていた。右の図表は室町時代に關するものであるが、鎌倉時代にも同様のことが行われていたと思われる。

なお「花会・五月会・御射山」について、「諏方大明神画詞」によって、概略を述べてみたい。

花会^{はなえ}は、四月七日の「大宮花会」（右頭の役）、八日の「神宮寺花会」（左頭の役）を指す。釈尊降誕を記念する神事・法会であり、舞楽がある。大祝・神官・社僧らに厩大な引出物がある。八日は、頭人・衆徒・児童らが花筥を捧げもち、楽曲の中、行列する。ただし、この花会御頭は足利尊氏によって創設されたものである。

五月会^{ごがつえ}は、二日の「御狩押立神事」より、六日の「流鏑馬」にいたる。二日は大祝以下、五官の者から氏人、中間・雑色にいたるまで勢揃いして数十匹の馬をひき、長峯山に登り、「夏野ノ草ノ中」で三日

間、狩猟する。五日、本社にて祭礼。左頭の経営に成るが、厩大な引出物を伴う。六日は流鏑馬・相撲がくりひろげられる。

御射山みさやまは、七月二十六日より晦日にいたる、諏訪社最大の狩猟神事である(二十六日のことは次項で引用するので略す)。二十七日は神楽鉦鼓の音にぎやかに響き、狩りが続く。二十八・二十九日に到り、矢の神事また相撲が行われる。矢の神事とは、鹿の射手を召出して、尾花を取添えた尖矢を授ける儀礼である。ところで、神長官が取得したこの神鷹はその後どうなったのであろうか。神前の架に神祭の間繋がれていたままではなく、神長官に仕える鷹飼人によって調養され、鷹狩に駆使されたとみてよい。その主たる役割は、神祭に供される贄を確保することにあつたであらう。

(二) 贄鷹

諏訪社の贄は、鷹狩によってとらえるものだけではない。その主たるものは、鹿であつた。弓矢による狩猟のえものである。たとえば「年内神事次第舊記」によれば、「鹿なくてハ御神事ハすへからす候」とあり、鷹のえものとしては、「四立男鳥・三立・二立ハ女鳥」(いずれも雄雉・雌雉のこと)ともある。「おりほね(折骨)」を供えているのは、鹿の骨付きの脚肉のことである。先述した「御射山」の神事のうち、「諏方大明神画詞」によって、七月二十六日の状況を見ておきたい。

絵在^レ之七月廿六日御射山登

酒室^{サカムロ}ノ神事畢^テ、長峯へ打ノホリテ、行^ク山野^ヲヲ狩^ル、必神事ノ法則ニ非ト云ヘトモ、鷹ナトスヘテ使^フ物^者モアリ、禽獸^ヲ立^テ、射取^ル者モアリ、漸晚頭^ニ及テ物見^ケ岡^ニ至^ル、見物ノ緇素群集ス、サテ大鳥居ヲ過ル時ハ一騎充聲^ツヲアケテト^ル、前官男女ノ部類、乗與騎馬ノ類^ト、前後ニツ、キテ櫛^ノ羽^ノ如^シ、凡諸国参詣ノ輩、伎芸ノ族、七深山^{ナ、ミ}ヨリ群集シテ一山充滿ス、今夜参着ノ貴賤^ツ面々、信^ヲ起^シ掌^ヲ合^テ祈念ス、諸道ノ輩衆芸^ヲ施ス、又乞食・非人此処^ニ集^ル、参詣ノ施行更ニ隙ナシ、都鄙ノ高客所々^ニ市^ヲナス、盜賊對治^ノ為^ニ社家警固ヲ至ス、巡人ノ甲士晝夜ヲコタラス、

この史料後半部は、御射山祭に群集する民衆の実態を伝えているが、かれらの姿は、五月会にも活写されている。すなわち、「白拍子・御子・田楽・呪師・猿楽・乞食・非人・盲聾・病痾ノ類^ト、游手浮食ノ族」とある。かれらこそ、諏訪信仰を地方へ広める宣伝者であつたろう。『神道集』や『曾我物語』の唱導に耳を傾けた人々でもあつたと思われる。

さて、贄については嘉禎四年（一二三八）十二月に制定された「諏方上社物忌令」に注目すべきことがらが伝えられている。その前半部分に、次のように見えている。

一、^①當社御贄ニカ、ラヌ物共、熊・猿・(鹿)ニク・(岩)ユハナ・山鳥也、熊ハ權現垂跡ノ依^二使者ナル^一ニヤ、猿ハ羅漢果ヲ得佛躰ナル故也、山鳥ハ青黄赤白黒ノ色ヲ具足シ、山神ノ形ナル故也、ニクハヲオカミノ化現、山神護ヲウノ召物ニテ、高山ノハンシヤクニライテ飛行自在ノ通ヲ得ル故也、ユワナハ寸ニ及ヘハ龍ノ形ヲ得、龍門ノ瀧ヲコヘ、百丈ノ瀧ニライテモ自在ナル故也、^②此外ノテウロク・(水)スイキヨハ何モカ、ルヘシ、^③是則慈悲ノ御殺生、業盡有情故也、^④當社ノ御頭ニアタラン人ハ、何ニモ御狩ヲ本トシテ、御贄鷹ヲモツカイ、御贄ヲカケラルヘシ、御狩ト云ハ波提國鹿野苑ヨリ始レリ、鷹ト云ハ麻河陀國ヨリ始也、此旨ヲ背キテ御贄狩ヲモセサラン御頭人ハ、神慮ニ可レ背者也、

(『神道大系神社編三十諏訪』
所収 昭和五十七年三月)

先ず初めに^①で、諏訪社の御贄に掛けてはならぬ生き物を限定している。クマ・サル・カモシカ・(岩)ユハナ・山鳥だとしており、それぞれ權現垂迹の使者(熊)・羅漢仏体(猿)・山神護王の召物(カモシカ)・龍神の使い(岩魚)とみなすゆえだとするのである。そして山鳥はといえば、これは五色の羽をもち「山神の形」をした鳥であるから、贄にするわけにはゆかぬ、という⁽⁵⁾。

③でこのほかの鳥・鹿、水魚(主に鯉)は、贄に掛けてよいと定めている。その贄は、先述した花会・

五月会・御射山のような神事に御頭役に当る人々が④に明らかなおり、「御贄鷹」を使って鷹狩を行い、贄を掛けていたことが分かる。さらに強調されたのは、「御贄狩」を行わないということは、神慮に背くものなのだと断じているという点である。

諏訪の贄鷹は一般の鷹狩にあらず、まことに神仏に捧げる聖なる営みであることを明解に宣言したものと評価できよう。

(三) 四句の偈頌げじゆ(諏訪の勘文)

諏訪社を取巻く時代環境から推量すれば、右に見た御頭役の贄のための狩猟は、殺生禁断を犯した罪業にほかならない。太政官や鎌倉幕府が度々発した法令が根拠としたのも、この仏教的罪業観に依っていたと考えられるのである。

しかしながら、諏訪社はなぜその埒外にあり続けたのであろうか。狩猟行為を正当とする論理が必要となった筈である。それが「四句の偈頌」であったと思う。後にも触れるが、「業盡有情、雖放不生、故宿人中、同證仏果、」というものである。

ここで「偈頌」と表現したのは、文明六年(一四七四)ごろにつくられたとみられる「諏方大明神講式」に「見二記文陀羅尼一文、有三一箇一四句一偈頌」としていることに拠っている。これまで、この偈頌

は、「諏訪の勘文」とか「神文」あるいは「記文」と呼称されてきた⁽⁶⁾。次に先掲した、「諏方上社物忌令」の後半部分を取上げて考察したい。

如レ此^① 逆縁之慈悲ノ御贄ヲフクセム輩ハ、心中ニ^② カノコウシムウシヤウ、
(離放不生) スイハウフシヤウ、(故宿人中) コシユクニンヂウ、(同證佛果) トウセウフツクワトセウスレハ、^③ ウルトコロノ贄ハ忽ニ成
 佛得道ス、(信施) 我身ハシンセンノ罪即消滅ノ其トカラ得ス、(答) 此理ヲ不知シテアイヘツリクノ惡念ニヌカリ
 テ、鳥鹿・水魚ノ肉身ヲホシキマ、ニムサホリ、朝夕ニウセムノコキアチワイニホコリテ邪見ノ心ニ
 住ス、(罪) 其身ハシンセンノツミノ故ニセツシヤウカイニヲチ重罪ニシツミ、^④ スクウヘキ贄ヲハ世々生々
(苦海) クカイニヲトシ渡スルコトナキカ故ニ、(因) 我身ハインクワノコウヲ經テ鳥鹿・水魚ノ身ニ生返テ其クル
(所) シミヲウケ、無間ノ業ヲ招ク、然レハ此事ヲヒツソクシテ御誓願ニマカセテウクルトコロノ贄ヲハ、
^⑤ 四句ノ偈ヲ以テホウシ、(災) 萬民ニ慈悲ホトコシ、^⑥ 天地ヲ恐レ、神ヲ敬、儀ヲタ、シクシ、末世之凡
(養) 夫ノ身ヲカ、ミテ、(養) 正實ノ理ヲノヘテ、(祝) 其スイケンヲノソキ、(破) 魔シヤウヲヤフリ、(災) 天下ノサイケキヲ
 消除シ、御テキヲハライ、^⑦ 聖朝安穩・天下泰平・國土豊饒ト祈請スルヲ以テ、(祝) ホウリタチトハ申也、
^⑧ 五官ト云ハ昆本ノヘンヲツラ〜ヲモンミルニ、(主カ) 東西南北中央ノケウシヨ五帝龍王ヲ表スル也、故
^⑨ ニ御モンノ神ノ字ライイツカウニカフル也、(發) ホツシムシユキヤウホタイネハム大ネハンコレ也。

(「神道大系神社編三十諏訪」所収 昭和五十七年三月)

①逆縁とは仏法の戒に反して賛を行うことがかえって深く仏道に入る因縁となるという意味になる。②「心中ニカノ……」とあるのは、すでに陀羅尼經の中にあることだからである。このカタカナ書きの偈頌は、「諏方大明神講式」や「諏方大明神画詞」には漢字十六文字で表わされている。ここで、カタカナで記されているのによって、当時の訓み方が分かる。ただし、よく見ると、「講式」と「物忌令」が「業盡」としているのに対し「画詞」では「業深」としている。なお、「画詞」ではこれを「神勅」としている。

では、この四句の偈頌は大よそどんな意味をもっているのであろうか⁽⁷⁾。私は次のように解釈する。

「業盡^{キヌル} 有情^ハ」御賛にかけられる生き物たちは前世からの報いが尽きた生き物たちである。

「雖^モ放^{ツト} 不^レ生^キ」もはや山野に放たれても生きられぬものたちである。

「故^ニ宿^リ人中^ニ」ゆえに人に食べられることでその人に同化する。

「同^ク證^ス佛果^ヲ」食べた人が仏道修行の結果、仏になるのであれば、生き物もまた成仏することになる。

以上の趣旨ゆえに「ウルトコロノ賛ハ忽ニ成佛得道ス」と言うことができるとする。

次に続く論旨は御賛の狩にいそしむ人々、すなわち諏訪社「花会・五月会・御射山」の神事にあたる「御

頭役」の武士たちは、仏道を尊び、欲望のまゝに生きることを戒めているのである。③などは、殺生罪業の重罪に沈む者をあらわし、④では、成仏得道を自覚せずに狩猟するならば、やがて、殺された鳥鹿、水魚の苦しみはそのまゝ、己れにかえってくるのだと説く。したがって⑤において、「四句ノ偈」を念ずることは慈悲を万民にほどこすことにつながる、という。

⑥は鎌倉幕府の六波羅探題・北条重時（建久九―弘長元年）^{一九八―二六六}の「家訓」にもつながるような思想であって、中世武士の倫理観を知ることができる⁽⁸⁾。

⑦⑧⑨は、諏訪社「御頭役」に当たる地頭・御家人たちは、諏訪社大祝を頂点とした祭政一致的な五官衆のもとに編入されていたことを示している。狩猟神事に郷村を挙げて奉仕するという意味において、「御頭」たちも諏訪社の「祝」^{ほつり}であり、結合の象徴として「神氏の神紋(梶の葉紋)」をかかっていたのである。そして、「贅鷹ヲカケル」ための鷹狩は仏道に仕える行為でもあるとされていたのである。

このように、「諏訪上社物忌令」において強調された四句の偈頌は、当初は諏訪社及び信濃国内において受容されたが、室町時代には他の鷹匠や地方にも大いに流布するに至った。

(四) 諏訪円忠と鷹術

本章第二節で述べたように、承久の乱以降、諏訪氏一族は、鎌倉幕府の公事奉行人として、また執権

北条氏の御内人として、勢力を蓄えていった。その中に、大祝家の庶流に諏訪助忠―頼忠―盛忠―円忠の四代がある。諏訪円忠（永仁三年―^{二二九五}康安三年）は鎌倉幕府の滅亡時（元弘三年）には足利尊氏に従い、以後、室町幕府奉行人として、京都を中心に活躍する（9）。

諏訪円忠には、中先代の乱（建武二年）に際し、北条高行を擁して諏訪で挙兵し敗亡した大祝頼重・時継の後に迫った諏訪社の危機を挽回する使命があった。時継の嗣子頼嗣（当時七歳）を禍乱より救出して、大祝家の正嫡とした。足利尊氏より信濃守護に任じられた小笠原貞宗及び甲斐守護武田政義らがこれを擁護したのである。諏訪円忠は尊氏の信望厚く、また公卿洞院公賢や臨濟宗の高僧夢想疎石らと親交していた。円忠は天竜寺造宮奉行に任じられたり、諏訪上社の神宮寺執行職に補せられたりもした。

さて、諏訪円忠は、かつて諏訪社に伝えられていた「諏訪社祭絵」が失われていたことを惜しみ、これを再造しようと考え、十年の歳月をかけて、延文元年（二三五六）、ついに完成させた。全十二巻からなるこの「諏方大明神画詞」は、現在では絵画は失われ、詞書だけが伝存する。この詞書には、清書した能筆家と大和絵師の名が明記されている。また、諏訪社の縁起・祭礼については、神道の上では、神祇大副下部兼豊が、仏教の面では鎌倉鶴岡社の別当隆弁僧正が、多くの教示を与えていたと考えられている。また、全巻の外題は後光厳天皇が書き、各巻の奥書は、足利尊氏が「右依^二御敬神^一、被^レ下^二宸翰外題^一之間、為^二後証^一、謹加^二奥書^一而已延文五年^{丙申}十一月廿八日」と記している。

このようにして「諏方大明神画詞」再造の大業は完成したが、その過程で諏訪円忠は、大祝頼継を頂点とする五官衆及び信濃国内の頭人の再編強化を図ったものと考えられる。鎌倉時代に盛んであった五月会頭、御射山頭に加えて、花会頭を創始したが、これは足利尊氏の公認を受けてのことであった。

鎌倉幕府が信濃一国を支配する上で、諏訪社の御頭制をたくみに利用していたことと同様に、室町幕府においても、諏訪信仰を通して、この地方を掌握しようとしたであろう。諏訪円忠はこのような権力の転換期に臨んで、大きな役割を果たしたのであり、「諏方大明神画詞」の歴史的意義もまた再評価されるべきかと思われる。

また、そのような時代の転換期における鷹術をとらえたときに、諏訪円忠はどんな方策を意図したであろうか。鎌倉北条氏の滅亡によって、諏訪社贄鷹の制は崩壊してしまうのであろうか。贄鷹の制を支えていた信濃国内の武士は、再び諏訪社信仰を熱く維持できるのであろうか。

「諏方大明神画詞」の中に、右のような疑問を解く要素が含まれていることに気が付くのである。判別するのは難しいけれども、その要素のいくつかは、諏訪円忠が、意図的に画詞として表現したものはなかったらうか。

まず最初に注目しておきたいことがある。それは『蒙求臂鷹往来』が伝える次の三点である。(文末「」

内は同往来の該当条である。）

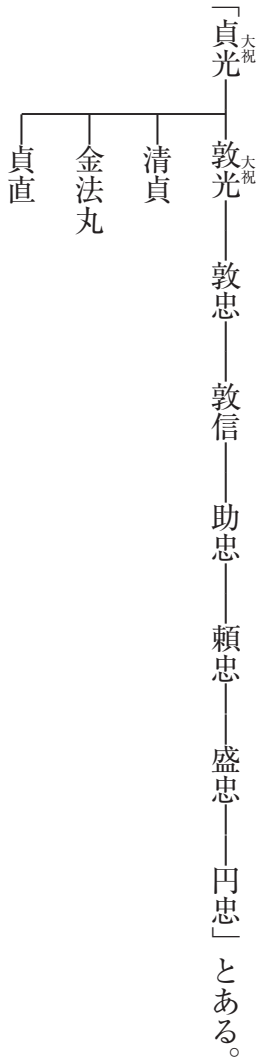
(一) 諏訪円忠は「新修鷹経」を詳しく研究していた。

「鷹経^ハ者、圓忠ノ自筆也。和漢ノ放鷹之至要^ハ、歸^ニスル此ノ経^ニ歟、和點甚^ダ為^ニル秘事^一之上、裏書極意也」
 「第一二条」

私は本研究において、「新修鷹経」の成り立ちや内容について、具体的に論じたが、諏訪円忠はおそらく何人かの諏訪の鷹匠と向き合いながら、鷹を眼前にして朝廷に伝来の鷹経を借覧・書写し読解に及んだであろう。西園寺家・持明院家などに伝わる公家放鷹の術を見聞するとともに、諏訪の贄鷹に伴いながら発達してきた神平流（祢津流・諏訪流）の鷹術を再検討するには円忠こそ最適の位置にいたといえよう。

(二) 諏訪円忠は、祢津神平貞直を父祖にもつことを誇りにしていた。「神氏系図」（尊敬閣文庫所蔵・宮地

直一氏『諏訪史』第二巻後編附録）によれば、



祢津神平

本姓者雖^レ為^二滋野^一自^二母胎^一有^二神告^一、約^二神氏^一大祝貞光為^二猶子^一号^二神平^一、為^二諏訪郡一庄領主^一、東国無双鷹匠、此道一流子孫相^二傳之^一、

貞直は本姓を滋野^{しげの}と称したとあるが、滋野は東信濃・千曲川に沿い、祢津氏の所領であった(9)。「東国無双の鷹匠」を見込まれて諏訪社大祝家の猶子とされたのであるが、以後ながく諏方郡に一庄を与えられたという。この地は円忠の本貫・大塩牧に接している。さらに同系図では、「円忠」の詞書に「祢津神平貞直鷹道一流文書」を相伝しているとしている。円忠はその鷹道の要点を取上げ、「諏方大明神画詞」に収めたのである。

(三) 諏訪円忠は京都諏訪社において御射山神事を興した。

京都諏訪社とは、延喜式収載の山城国愛宕郡二十一座中の「須波神社」(東洞院三条南)に此定されている。『蒙求臂鷹往来』に次のように見えている。

「次^ニ来^ル 廿七日、就^キ諏方ノ社神事^ニ、信濃ノ守贄狩興行之間、可^レ被^レ撃^ニ上^セ 奇鷹^一之旨、為^二御兼諾^一 一 哉、當日^ハ者毎年一擲之狩也、先^ツ 廿六日終日狩在^レ之、定^メテ 以^ニ獲鳥^一可^レ被^レ懸^ニ神前之贄^一 一 歟、
山鷄^ハ者於^{ケル} 當社^ニ 禁忌不^レ斜^ナラ、」〔第七条〕

これは、円忠よりかぞえて五代の子孫・信濃守貞通の頃の御射山神事を伝えていると思われる。右伝

来の同条にはまた、「於^テハ神平流^ニ者、在洛諏方的々相承^ケ勿論也」ともあって、京都においても諏訪の贄鷹が神平流（祢津流）によって行われていたことが分かる。「在洛諏方的々」は円忠の嫡流が代々という意味であろう。

この京都諏訪社の祭礼には、足利尊氏の時より、將軍家は神前で笠懸けや法楽会を行う習わしであった。また、貞通の父・光信について「神氏系図」は、次のように伝えている。

「慈照院殿御代於^ニ御前^一、被^三鷹仕下^ニ給御斂^一、鷹事雖^レ為^ニ天下御禁制^一、於^ニ當家^一者、如^ニ先々^一、贄鷹可^レ繫旨、蒙^ニ上令^一矣、」

以上を要するに、諏訪円忠は、京都における伝統的放鷹術を強く意識しつつ、信濃諏訪社の贄鷹神事の鷹術を公家・武家双方に鮮やかに打ち出すことに努めたと評することができよう。

ところで、(二)で言及した神平貞直について、「諏方大明神画詞」は、次のように伝えている。

① 禰津神平貞直、本姓ハ滋野^{シノノ}ナリシヲ、母胎ヨリ神ノ告アリテ、神氏^ニ約^テ大祝貞光^{サタミツ}カ猶子トシテ、字ヲ神平ト云ケル、諏方郡内一庄ノ領主トシテ、保元・平治ノ戦場ニモ向^ニケリ、武勇^{ユウ}ノ業ノミニアラス、

② 東國無雙^{シヤウ}ノ鷹匠ナリ、^③只今打ヲロシタル荒鷹・ハトヲモ多年使^{ツカヒ}入タルカ如クニソ用^ヒケル、サレハ此ノ道^{ミチ}ノ名譽^モ今^ニクチセストソ聞^エケル、或時^③内神事^ニ聊觸穢アリケル故ニヤ、多^クノ鷹^ノ中^ニ、祕藏シタル小鷹^ラソラシテ行方^ヲシラスナリ、^④兩三年ノ間、夫婦トモニ旅行ノ事アリテ、淺間高^{タケ}麓^ラ過^リ

ケルニ、高天ニ雲ヲシノク飛鳥アリ、髣髴^{ハウフツ}シテ何ニ鳥ノ姿トモ見ヘス、貞直能々見ルニ、鷹ナラント思フ程ニ、妻女乗輿ノ中ヨリノソミテ、是ハ一ト^蔵トセソレニシ小鷹トヲホユル也、ヲイテ見ヨトテ、^④ヌクメ飼^{カイ}用意シタリケル鳥ノ別足^ニ、鷹ノ装束一具副^{ソク}輿ヨリヲシ出シタリ、貞直此処取テ野原ヘ打出傳、^⑤喚カケツ、拳^{コブシ}上タリケレハ、鷹ハ肩^ラツクリテ落カ、リヌ、臆^{オソ}サシ留^{トメ}テ見レハ、疑ナキ其ノ鷹也、火中ノ蓮ヨリモ不思議ニ、華表ノ鶴ヨリモ珍^{シク}ク覺^テ、本トニモ越^テ祕藏シテケリ、此^⑥妻室ハ、婦人ノ身ナカラ、丈夫ノ藝ニモ達シタリケル、中ニ鷹^ニヲイテハ妙^ヲ得タリケルトカヤ、其後此鷹ヲハ雲井丸^ト喚ケル、或知音ワリ^{ナク}係念^{ケイネン}シケル間、力ナク遣^シテケリ、其時^⑦當社頭役人御贄ノ狩ノタメニ、度々所望シケレトモ、固辭シテ與ヘサリケルヲ、^⑧神慮ニヤトカメヲホシ召ケン、此鷹ノ主俄^{カニ}兩眼明ヲ失ケリ、驚^{キラン}懼^テ、件鷹^ニ神馬^ヲ相副^テ、神家ヘ奉ケリ、盲者^{マウ}ノ行末イフカシクソ覺侍ル、

(「神道体系神社編三十諏訪」
所収 昭和五十七年三月)

以上について、文脈をたどりながら次に説明してみたい。

① 祢津氏は東信濃の千曲川流域より出て滋野氏を姓としていたが、祢津小二郎道直の子貞直の時に、諏訪社の神氏から懇望を受けて、大祝家貞光の猶子として迎えられたのである。

その最大の理由は「東國無雙ノ鷹匠」にあった。神氏また大祝氏は諏訪の贄鷹の名譽のために貞直を必要としたのであろう。「母胎^{ヨリ}神ノ告アリテ」というのはこの鷹匠の權威を高める上で十分すぎるほ

どの理由であった(10)。

②ならば者なき鷹匠あるいは殊なる鷹飼などを強調する時の説明は、このようにふだんできそうな鷹術を例にすることが多い。③秘蔵の小鷹(鶺鴒)を逸らしてしまった理由は鷹術の失敗にあるのではなく、穢れに触れたための神罰としている。これもまた諏訪社の神威を高める役割を果たしている。

④寒夜に鷹の脚を保温するために鳩や小鳥を用意することがある。「温め鳥」のことだ。「別足」は「雉の足」のことをいうけれども「温め鳥」に雉をつかったのであろうか。とにかく、この「別足」の生肉を高く掲げて小鷹を招び寄せようとしている。「鷹ノ装束」とは鷹に尾鈴を付ける時の装飾である。これも高く掲げ鈴を振り鳴らしている。

⑤柵津神平貞直夫婦の熟練の技が存分に発揮される。夫婦の妙技によって、かんたんに逸れるわけはあるまいが、ここでは、鷹が逸れた原因がひとえに触穢にあったことが一層鮮明となるであろう。

⑥にいう鷹仕いに秀でた婦人のことといえば、鷹書にしばしば登場する「朱光」という女性が有名である。本書第一章第一節で触れた鷹飼いの渡来人と「こちく」から生まれた娘のこととされる。柵津流の鷹術が語りついで伝承であったから、⑥は明らかに、「朱光」を意識していたらうと察せられる。

⑦鶺鴒「雲井丸」はその後、柵津神平から別人の元で養われたが、諏訪社頭役人が御贄の狩に使いたいとしたのに、その者は貸してくれなかった。神罰がその者に下って、にわか失明してしまったという。

そこで神の崇りにおののいたこの者は、雲井丸に神馬を副えて社家へ奉獻したのだ、盲目となった鷹仕の者はその後どうなったか、と結んでいる。

なお、⑥に関連して付け加えれば、諏訪円忠は鷹術における伝説上の人物「米光」の絵を所持していたと『蒙求臂鷹往来』にある。

「次ニ米光ノ像一幅圓忠贄、令レ進レ之訖ヌ、此ノ圖ハ者非ニ世ノ流布物ニ歟、圓忠亦、可レ被ニ賞翫一哉」第五條
 ここにある「米光」と先述⑥の「朱光」とは何者か。

このことは、越前の守護大名朝倉氏の一族、教景の『養鷹記』に、「仁徳天皇四十六年、百済国発ニ使者一曰、献ニ鷹犬於吾國一、海舶到ニ越州敦賀津一、養レ鷹者曰ニ米光一、養レ犬者曰ニ袖光一」とあり、また、後段では米光を「朱光（米光）」と表わしている。円忠が米光像を絵に描かせたというのは、「諏方大明神画詞」の絵師に書かせたのであろうし、その一幅に添えた贄の文章はおそらく、『養鷹記』と同様のものであつたらう。

このように歴史的に実証困難な説話を伴いながら、諏訪の贄鷹を中心とした鷹術が、諏訪円忠の周辺には展開していたと考えられる。次に取り上げる祭礼についても「画詞」に伝えられている。

シンフクラヲ祭ル礼アリ、先神長立テ、陸奥国セン／＼ツカフシノヒトリヒメ姫御前腹ハラヲヤマモ給ニセイ

モン博士ニトワセ給へハ、東山信州諏方郡タケ井ノ御里^(武)ニイコモラセヲワシマス大明神ノ御室ノ中ニア
 ル、シンフクラト云鳥^ヲ御菓^ニツカワセ給ハ、御腹ナヲラセ給フヘシト申候間、御使^ニマイリテ候トイ
 フ、^①権祝出^テ合^テ、御文ハ候カ、御鷹ハ候^カ問^フ、^②共^ニアリト答フ、ツカワセ給へト云、時^ニ^③神長、
 福太郎トヨへハ、雅楽犬^ニナリテ鈴^スナラシテハシリ出ツ、^④此時^ニツカレ^ラヤレハ、犬カキマハリテ
 鳥^ヲミ付ル勢^{イキ}アリ、其後雅楽等外居^{ホカキ}ノ飯^イ取^テ、^⑤着座^ノ神人^ニ悉ク引^ク、^⑥是則安倍高丸追討^ノ時、尊
 神旅客^ノ質^{スカタ}ヲ現シテ、官軍^ノタメニ籌策^ヲ廻^メ給^シヨリテ彼後見^{カラ}娘^ヲメサレテ、其望^ヲカナハサセ
 給^シ^⑦昔ノ事ワサ、今モタエスト也、

(『神道体系神社編三十諏訪』
 所収 昭和五十七年三月)

①は諏訪社五官の内の権祝であるが、「シンフクラ」という鳥の菓を求めてきた使者に「誓文」の有
 無を確かめているわけである^(II)。これに対して使者はそのような「御鷹はござろうか」と訊いている。
 ②は両者の問答が同時に記されていると考えれば理解できよう。

その場には③神長官が居り、(定型化した演劇のごとく)「福太郎」という犬の名を呼ぶことになっている。
 諏訪社に属する伶人が犬の仕草を演じ首の鈴を鳴らして走り出てくる。

④ほかの伶人が鷹に追われて弱った雉の仕草を演じると、犬役—福太郎—は激しく嗅ぎまわり鳥をね
 らうのである。⑤着座の神人とあるから、ここでも着座してこの「劇」を多く見物していたのであろう。

⑥これらは、「諏方大明神講式」(『神道大系』諏訪)にある坂上田村麻呂の安倍高麿征討伝承をふまえたものが演じられていたことを述べている。⑦昔の故実(ことわざ)が今も絶えず、繰り返されているというのである。

実に不思議な祭礼である。諏訪円忠は京の絵師を連れて諏訪社に到り、祭りを描写させたにちがいないけれども画詞にこの祭の絵は伝存していない。それからまた、円忠の頃に行われていたと考えられる神事が『年内神事次第旧記』にある。それは、嘉暦年間(二三三―二九)〜文安五年(二四四八)における、年内七十五度の神事・祭礼を月日順に書いているが、十二月の末ごろの「廿番舞」のうち十九番に、次のように見えている。

十九番 鷹匠ツカウ ① (陸奥) ② (奥) むつのおく白尾鷹を引す(座)ゑて、今参候申、冬ハはきくみを下か、う副する時、(大) ③ 大
明神ニ御贄取て参せんと雖、(無哉) ④ 千歳丸ハなきか、萬歳丸ハなきか(問)ととう時、か、うこたう、(答)

(『神道体系神社編』三十「諏訪」所収 昭和五十七年三月)

諏訪社においては、①みちのくの奥地の「白尾鷹」は珍重されたことが分かる。諏訪流の鷹書『彌津松鷗軒記』(『群書類従』第一十五卷遊戯部)にも「しろの鷹見るやうの事」という一節があつて、その見当のつけ所が九か

所あるとしており、「四番に、尾筋しろかるべし」と言明している。みちのくの白鷹は古来、名鷹中の名鷹とされていたのである。

②は判然としないが、この白尾鷹が秋深いころ着いたとみて、冬の間、入念に育てるであろう。それも鷹匠と助鷹飼らが、餌取・犬飼らと共に③諏訪大明神の御贄を獲る鷹としてこの白尾鷹を調養する。

④千歳丸・萬歳丸は鷹匠の配下の者であろうか。狂言の舞台を想わせるような場面である。年ごとの暮れに演じられるこの舞によって、③は再確認されたにちがいない。

以上、諏訪円忠の「諏方大明神画詞」作成の事情を考察し、諏訪の贄鷹神事と鷹術が南北朝動乱期に京都において大いに喧伝された状況などについて述べた。円忠は北条氏滅亡とともに危機に及んだ諏訪社大祝家の権威回復を企図し成功させた。北条氏に代わって足利將軍家が鷹術の新たな庇護者となったのも、円忠の働きかけによるであろう。神家の鷹術(政頼流・諏訪流)がそれまでの公家放鷹術(持明院流・西園寺流など)に伍して、我国放鷹術に地歩を固める上でも諏訪円忠の果たした役割は大きかった。

(五) 小括 — 諏訪社狩獵神事の特殊性 —

諏訪社における鷹狩はなぜ特殊と言えるのであろうか。それは、同社の神事祭礼が狩獵神事の特徴としていたからであると考ええる。狩獵の獲物を贄として神前に供するゆえに、神仏習合の浸透によつ

て、触穢の罪業観が喚起されたこともまた、その特殊性を一層際立たせたといえよう。すでに本節(三)において述べたように、諏訪社では殊更に殺生と触穢の罪業観から解放されるとする「四句の偈頌」(諏訪の勘文)が重んじられた。この偈頌はやがて、狩猟漁撈を生業とする人々に歓迎されていくことになった。そして、来世や神の威力を信仰する中世社会であるゆえに、「業盡有情 雖放不生 故宿人中 同證佛果」は贄鷹狩をはじめ狩猟漁撈に携わる人々を律する役割を果たしていったのである。

さらに観点をかえて考えれば、鷹という鳥そのものが特異な霊力を有し、そのために鷹狩は罪業に当らぬということが強調されていたのではないだろうか。この問題をみごとに解き明かす鷹書が存在する。『啓蒙集』という。この『啓蒙集』は諏訪社の贄鷹に携わった祢津氏から分かれた、室町時代初期の大宮新藏人宗光の手に成るといわれる鷹書であり、類書・伝本が多いという⁽¹²⁾。それには次のように見えている。

・夫鷹仕ひ初ル事人間のわさにあらず、^①天下に諸鳥満々、衆生の耕作を食うしなひける人間のなやミ、これに過し、^②普賢・観音・不動・毘沙門この四佛あわれミ給ひ、普賢観音弟鷹とけんせらるゝ、不動毘沙門兄鷹とけんし、諸鳥おとりほろほし給ふにより、世間の耕作うせさるゆへに、人間いまに繁昌なり、

この四佛のはかり事ありしより、諸鳥ほろび、人間をたすけ衆生に在度し、^③山人のすかたとなり、草刈鎌を腰にさし、信濃の國にかへり、上の宮下の宮とあらわれ給ふ、諏訪上下とあらわれ給ふなり、

④上の宮ハ・普賢下の宮ハ・毘沙門にてまします、諏訪の上下これなり、

・諏訪の上の宮表ハ十一面観音、裏ハ普賢なり、

・諏訪の下の宮表ハ不動、裏ハ毘沙門なり、これにより四佛と申也、

・(五常の事) 第三鷹ハ四佛にてましますとなれば^⑤我がとる物のけかれそのほかふじやうおよけへきため也、

(『啓蒙集』二本松泰子氏「中世鷹書の文化伝承」
平成二十三年二月三、弥井書店所収)

①において、衆生の耕作を荒らす諸鳥を獲り滅ぼして人間を救うために鷹狩があるのだと主張する。衆生済度の四仏は、②普賢・観音が弟鷹^{だいてい}として現われ、不動・毘沙門が兄鷹^{しょうとう}となって現われるのだと主張する。③は草薙の鎌を振う祭神建御名方神の姿であろう。④は、諏訪社の神域が総体として四佛の垂迹によって鎮護されていることを強調している。いわゆる「御柱」もまた、普賢・文殊・観音・弥勒の現われであると、「諏訪上社物忌令」に見えている。⑤はまさに「四仏を具現する鷹」による狩では「穢・不浄」などは除祓されるのだというのである。

狩猟神事の特異性もさることながら、諏訪の鷹狩の存在は我国の放鷹の独特な個性ともなっていたのである。本章に登場した「真名本 曾我物語」・「神道集」⁽¹³⁾・「諏方大明神画詞」はほぼ同時代に成立したものであるが、この三者に語り伝えられる鷹狩の由緒・伝承などもまた、相互に絡み合いながら形づくられたものと考えられる。

注

- (1) 『長野県史 通史編 第二卷』(昭和六
中世一)(十一年) 第三章 鎌倉幕府の成立と信濃 第四章 幕府政治の発展と信濃
- (2) 「斎頼」は清和源氏、康平元年(一〇五八)、源頼義に従って奥州に下向。鷹飼に練達之士であった。のち、鷹術政頼流においても「斎頼」の名は語り伝えられた。数多くの「斎頼」の門弟の流れをくむ一人に桜井五郎がいた、と考えてみたい。
- なお、松平竹千代(徳川家康)は今川氏の人質時代に「もずを鷹のように飼いたい」と言ったという逸話がある(『東照宮御実紀付録』
所載「鳥居家譜」)。
- (3) モズは体長二〇センチ、頭部は大きくて尾は長め。地上に獲物を見つけると迅速に飛び降りて嘴で捕らえ、またもとの枝などに戻って食べる。捕らえた獲物を小枝やとげに刺す習性があり、これを「モズのはやにえ」という。(『フィールドガイド 日本の野鳥』
(財)日本野鳥の会 二〇〇八年)
- (4) 『吾妻鏡』は「櫻井五郎参入、着^二紺直垂^一、付^二餌袋於右腰^一、居^二一羽於左手^一」と伝えている。
- (5) ヤマドリはキジ科である。キジ(雄の体長80センチ、雌60センチ、わが国の国鳥とされる)は低地〜山地の草

原・農耕地・川原・林縁・疎林などに棲むのに対してヤマドリ(雄125センチ体長の長さは尾羽の長さによる。雌55センチ)は開けた場所には出ない。(『ワールドガイド』『日本の野鳥』(先掲))

(6) 伊藤喜良氏は、中世に成立した神社縁起に、動物を生贄にする説話が多く見られることを指摘し、下野の宇都宮明神と信濃の諏訪大明神における狩猟神事を特筆している。伊藤氏は、殺生罪業観は朝廷、大寺社及び西国において強調されたのに対し、東国では「殺生仏果」思想が浸透していったと論じている。「諏訪の神文」は、殺生を公認・勸奨しているゆえに諏訪信仰が全国に広まったと考えている。(『日本中世の王権と権威』『思文閣出版』一九九三年)

(7) 千葉徳爾氏は諏訪の勸文について、「野獣魚鳥の類は」人に食べられることによってその人に同化し、この人が成仏するに伴ってそれらの生物の生命も同じく成仏するのであるから、そうした方がよい。だから、この文は死をうらまず人の食物となれと鳥獣魚類の霊にさとす引導の句なのである。」としている(『狩猟伝承研究』第七章「狩猟信仰とし」)。また、「諏訪の神文」について、「神仏双方の立場から、殺生と肉食を認めるもので、狩猟という行為を生業とする人々の間で唱えられてきた。これは殺生を忌避しながらも、狩猟を社会的に必要としていた中世特有のものと考えられる。」と評価している。(『狩猟と供儀の文化誌』所収「殺生罪業観」の展開と狩猟・魚撈」森話社、二〇〇七年)

(8) 『中世政治社会思想上』(日本思想大系21岩波書店一九七二年)所収「北条重時家訓」に、例えば、「仏・神を朝夕あがめ申、心にかけたてまつるべし」とあり、「仏法をあがめ、心を正直にもつ人は、今生もすなをに、後生も極楽にまいり」などとある。

(9) 諏訪円忠が室町幕府奉行人として重用されていた一端を示すものが、「建武以来追加」にある。すなわち「一諸国守護人之事建武五後七奉行諏訪廿九御沙汰大進房円忠」とあり、動乱に乗じて横暴を振う守護を戒しめている。なお、本項(四)は、伊藤富雄氏の『諏訪神社の研究』(永井出版企画 昭和五十三年)を参考にしている。

(10) 福田晃氏「放鷹文化の精神風土―交野・為奈野をめぐる―」(『説話・伝承学』第20号・説話・伝承学会 平成二十四年)

- 同「放鷹文化の精神風土(承前)―信州・滋野をめぐって―」(『伝承文学研究』No.62(伝承)文学研究会 平成25年8月)
- (11) どんな漢字を当て、どのような祭礼であるのか不明。ただし文脈をたどるとシンフクラは鷹のこのようなものである。鷹詞では小鷹を「フクラ」ということが『放鷹』には見えている(「フクラシバ」の項)。『鷹経弁疑論』下によれば、鷹の「胴気」の病の処方薬のひとつに「鷹円焼」が見える。「セイモン博士」は、「誓文」博士のことか。起請文・誓約書など神かけて誓うことばに精通した者のことであろうか。
- (12) 宮内庁書陵部蔵。『啓蒙集』一卷奥書に「山本藤右衛門／承応三一六五四／甲正月日(花押)」とある、という。(二本松泰子氏『中世鷹書の文化伝承』巻末・資料紹介(三弥井書店 平成二十三年二月) 三二七〜三四〇頁)
- (13) 「神道集」(『神道大系』文学編二)は、天台宗竹林院の安居院あぐい(京都市)の唱導家澄憲・聖覚父子たちによって、文和・延文年間(一三五二―一三六〇)に成立したとされる。諸社縁起・祭り習俗等をあつめており、唱導僧によって広範囲に広められたという(『貴志正造氏訳『神道集』東洋文庫94・解説』)。その中に、「諏訪大明神の秋山祭の事・五月会の事・諏訪縁起の事」がある。「縁起の事」には、諏訪明神が狩庭を非常に重んずる一説があつて、嘉禎三年五月、長楽寺(京都市左京区、時宗)の寛提僧正の説話が伝えられている。諏訪社の狩獵神事が成立する理由を説き、「野辺ニスムケタモノハレニエンナクハウカリニヤミニナオラマヨハマシ」という和歌と「業盡有情、雖放不生、故宿人天、同證佛果」をとりあげて、「凡日本六十餘州ニ神祇神社多ト云ト云ハ、心深くして、神明ノ身ヲ受ケ、應跡示現ノ徳新ニ、衆生守護ノ方便キ忝事、諏訪ノ大明神ノ御方便ニ過タルハ無シト云々」と述べている。

第四章 鷹狩の流行と鷹術の需要

はじめに

中世前期は古代の朝廷放鷹を担ってきた勢力が鎌倉幕府によって後退を迫られ、その過程で大臣家大饗の鷹飼渡や野行幸をはじめ貴族の放鷹なども衰微したと考えられる。この傾向は前章で見たように、殺生罪業観の浸透とも深く関連するものであった。

はじめに
ただし、本章第一節において『嵯峨野物語』を引いて言及したように、禁野における日次の業として、秦氏・下毛野氏によって朝廷御厨子所に鷹の鳥を献じるための鷹狩は継続していたから、朝廷における放鷹術が全く廃れたわけではなかった。また、諏訪の贄鷹に代表されるような供祭のための鷹狩は鎌倉幕府の守護・地頭らによって維持されていたと考えられる。さらに、在地の新興武士層などに、幕府の

鷹狩禁止令を犯して鷹を飼う動きが拡大していたであろう。南北朝動乱はこのような動きを一層激しくして行ったと考えられる。

さらに、京都に幕府を開いた足利将軍家と守護大名層は、公家の伝統文化に接触する裡に、放鷹術の吸収に努めることとなった。鷹狩流行の機運が興り、そのため、伝統的な鷹術への憧れから、鷹飼衆を雇い入れ、鷹書を学ぶ者も多くなったと考えられる。

本章では、これらの動向を、著名な鷹書を分析することによって立証することにした。

将軍家や守護大名等の鷹狩について、史料から積み上げて、帰納的に立証すべきではあるが、鷹書の検討から、当代における鷹術の需要を演繹的に追求するという方法をとることにした。

第一節 『真名本 曾我物語』と『嵯峨野物語』

(一) 『真名本 曾我物語』と鷹の由緒

先に、第三章第二節において、『真名本 曾我物語』が載せる〈鷹談議〉を取上げたのであるが、本項では、別な角度から再検討を試みようと思う。それはなぜかといえ、いわゆる鷹術の書(鷹書)の構成

要件として、〈鷹談議〉に見られるような「鷹の由緒(口伝・故実)」が不可欠であった、と考えられるからである。

鷹書は、『新修鷹経』の内容すなわち《形相・養鷹法・鷹病傷の治療》を具備することこそ鷹術にとって本来、肝要なことなのであって、鷹飼養と鷹狩そのものにとって「鷹の由緒」はほとんど不要であると思われる。にもかかわらず、我国の鷹書においては(1)なぜ「鷹の由緒」を重視しているであろうか。そして(2)いったいいつごろ、それは出現したのであるうか。

その答えの糸口が、『真名本 曾我物語』にあると私は考えている。しかも、同書における「由緒」はその後の鷹書と比較すると最も長文である。近年、鷹書の研究はかなり進んでいるけれども、本論文のような視点から取組んだ論考は管見に触れない。

(1)に関しては、古代末期より盛んとなった殺生罪業観克服のために、「狩庭は由緒のあるものであって罪業とは考えられない」とする動きが現れたことに連動して「鷹の由緒」が強調されるに至ったからであろう。

(2)については『真名本 曾我物語』成立の時期、すなわち鎌倉末期から南北朝期にかけて出現したことだろうと考えられる。

それでは、鷹狩は罪業にあらざとする由緒は、いったいどのように書かれているのであろうか。『真

名本『曾我物語』によれば、次に見るように、(A)・(B)・(C)・(D)四つの内容から成立していることが分かる。

(A) 「いかに、梶原殿、かやうの事をば申されけるぞ、鷹も由緒の候ふものを、いかなれば罪業とはなり候ふべき、

その故は、天竺に十六の大国あり、その中に、^①波羅奈国の王をば勝渡良王と申しける、鷹を好み飼はせ給ひける程に、万の獸を以て鷹の食じきに当て給ふ、釈尊は、利益衆生のため娑婆へ往来し給ふ事八千度なり、その中に第七千六百度に当りける時、世間に無常を示さんがために蜉蝣かげろふと云ふ虫と成て鷹の食に定まり給ふ、王大きに喜びて、明日の食のため蓄たくはへ置かれたりける程に、未だ巳みの時を待たずしてこの虫どもは皆死をし畢はんぬ、王これを御讒らんじて世の無常なる事を悟り給ひ、俄に菩提心を発しつつ三菩提の位を得給へり、^②その時の王と申すは、今の大聖文殊これなり、その時の鷹と申すは、今の弥勒菩薩これなり、その時の蜉蝣と云ふ虫は、今の釈迦如来これなり、この虫を食とせし故に、鷹の経上へる間あひだをば虫食むしばみとは云ふなり、これは十六の大国の事なれば、さて置きぬ、

五百の中国の内に、斯婆国と申す国は、五天竺なかの中には東天竺の内なり、この国の王をば

③ 尸毗大王とぞ申しける、広林園と云ふ苑に出でて遊ばせ給ひける程に、はと 鴿が一つ鷹に追ひ立てられて尸毗大王の御座の上に参る、王は鴿を哀れませ給ひて、鷹に語りて仰せられけるは、『汝も鳥類なり、これもまた鳥類なり、畜生残害の悲しみはいかにせむ、我に許せ』とぞ仰せられける、昔は鳥もものを云ひける事なれば、鷹答へて申して云く、④ 『我は、これ鳥類一を一日の食となす、今日の食なくして、いかにして明日の命を継がむ、生類の重くする所、命に過ぎたる財はなし』、

大王理に折れて、股ももの肉を取りて鷹に与へつつ、『我、鴿に替りて身を損ふなり、我、この功德を以て菩提を取らむ時は、先づ必ず汝を導かむ』と、その時、鷹の云く、⑤ 『我はまことの鷹には非ず、天帝釈てんたいしゃくと云ふはすなはち我なり、王の菩提心の程を見むがために化して来れり、本の身になし奉らむ』とて、仍よつて王の疵きずに天の甘露を灌そそき給ひしかば、本の身になり給ひぬ、その時の天帝釈と申すは、法華化城喻品けじやうゆほんに説く所の尸棄大梵しきだいぼんと云ふはすなはちこれなり、その時の⑥ 鴿はとと申すは、すなはち今の普賢菩薩これなり、その時の⑦ 尸毗大王と申すは、今の釈迦如来これなり、されば、仏は物の喩たとには鷹・隼を以て所依となす、されば、浄土の三部経の内、観無量寿経には目連もくれんの神通を説き給ひつつ、鷹・隼の飛ぶが如しと云へり、

(東洋文庫468『真名本』
『曾我物語』による。)

①、③は天竺(インド)の諸王をさす。②は文殊、弥勒の両菩薩をあげ、鷹と同体であるとする。④は鷹が命をつなぐために鳥類を餌とする宿命を断言しており、当然なこととして軽視できない。それを罪業というのは生命の存続を全否定することと同じであろう。⑤では鷹を弥勒ではなく帝釈天であると主張する。⑥鷹が餌食としている鳩は普賢菩薩である、というのは、鷹は普賢菩薩の化身でもあることを意味する。⑦結局、釈迦如来は鷹狩ぜんたいを承認し包みこんでいる、ということになる。以上を要するに、本地垂迹説が横溢する当時において、鷹狩は由緒正しい行為であることを証明したことになるう。

(B) 震旦には、⑧周の文王の雲翔の鷹、夏の禹王の深井の小鷹、秦の始皇の真沢の小鷹、これは

皆異国・大国、天竺・震旦の事なれば、さて置きぬ、我朝にも鷹を興じ、これを愛し給ひし事は、⑨八幡大菩薩は我朝の帝にて御在せし古は鷹神天王と申す、その第四の王子をば、⑩仁徳

天王とぞ申しける、本朝に人王始まりて第十七代の帝なり、御宝算は百十七歳にして、天下を治め給ふ事八十七年なり、摂津の国難波の郡高津の宮に住ませ給ふ、その時の御名をば大鷦鷯帝とぞ申す、殊に賢王にて御在ける上に、人民を憐み、国土を育ませ給ふ御志深かりき、されば、その御時は国栄え世収て、暎かりし御代なり、武内の大臣が六代の帝を育み奉りしも、この帝の御時とこそ承り候へ、この武内の大臣と申すは、母の胎内に生まれて八十年に白髪生ひ

てぞ生れたる、年は二百八十歳、死する所をば人に知られず、忽然として失せられぬ、されば、今の世に八幡の御社壇の内に香良・武内と申しつつ社を並べて崇め奉るは、即ちこの人の夫婦の事ぞかし、されば、^①かの御代に及びて氷室と名づけつつ鷹を仕ひ給ひし事は、かの御時より始まり、

(A)では天竺の諸王、釈迦たちと鷹狩を説いたが、(B)では⑧周・夏・秦等の古代中国における王権と鷹を説き、伝説的な鷹の名を挙げる。つぎに一転して、我国への放鷹術の渡来について、⑨・⑩をあげるが、八幡神と鷹の由縁にも触れている。^⑪で仁徳天皇の愛鷹が「氷室」であったと説く。

(C) しかるに源氏の御先祖、人王五十六代清和天王の御時に至りて、帝王は三十九代、^⑫年序は五百余歳なり、その間にも御寵愛は常の事、捨てられける世は少かりき、天知天王の賢かりし古も、御鷹狩を以て叡慮を平めぬ、嵯峨野に狩せし少将の緑の鷹手拔、^⑬惟喬御子の王侍従と云ひし鷹を仕ひ給ひし時は、神慮も影向を垂れ給ひき、加^⑭之、^⑭覚えの兵衛尉公隆の鷹と申しけるは、同じ鳥類とは申しながら常の翅に異なり、眼は明星を論じ青鬣は三日月の如し、頂は円く平らかにして鏡の面に似たり、胸は嶮岸として正しく持経を懸けたり、乱急糸を乱して

僕急の門を尋ね、朝銓鈴てうせんを押しして堅固の力を見、鳳笙ほうしやうの毛は鷹手拔を継ぎ、取手の合様あひやうは車を通す、これは、則ち広大の心品を顕すなり、或いはまた、四面には庇ひさし、銘には四海を覆ひ、背には貝を伏せ、甲には翡翠ひすいを流せと云へり、^⑮鷹は翅つばさの王なれば、仏もこれを以て喩たとへとし給ふ、我朝の守屋の大臣は、鷲じゆと成て堂塔を破損せんと誓ひし時、淨宮太子じやうくわうは、『我は、さらば鷹と成てその難を払はむ』と誓ひ給へり、

(C)『真名本 曾我物語』のこの「鷹談議」は源頼朝の面前で展開されている、という設定であるゆえ、「源氏の御先祖」「清和天王(マ)」の名を掲げているのである。^⑫仁徳天皇より五百余年間、鷹狩を楽しまぬ天皇は少かったと述べ、天竺・震旦のように放鷹が帝王の、遊戯であるという正当性を強調する。^⑬文徳天皇の第一皇子「惟喬御子」の名鷹を「王侍従」と称した。^⑭『新修鷹経』が鷹の「良相」として示したことが、ここで列挙されており、この表現はほぼ定型化して後世に及ぶ。

このように、神仏がその姿を現じて鷹に宿るとするから、^⑮のように鷹は諸鳥の王なのだとは断定することになった。

(D) 況んや、^⑯白簫・藤沢・一拍子・唐幕・屋真白・藤の花、これらは皆神に通じたりし鷹どもなり、

大国を尋ね、本朝を訪ひ、賢を求め、寵を開く、その例甚だ多し、^⑰しかれば、ただ鷹狩をも御好みあるべく候」

と申されければ、^⑱鎌倉殿を始め奉りて諸国の侍共頭を低れ、耳を傾けつつ万事を閑めて、^㉑と云ひつつ感じ入りてぞ見えける、

①⑥「白簫」は醍醐天皇の愛鷹「白兄鷹」のことか。「藤沢」から「藤の花」までは小一條院の愛鷹であろう。『鷹経弁疑論』は「代々ノ奇鷹」について、次のように伝えている。「又云、韓卷ハ唐國ノ鷹也、小一條院ノ御鷹也、小一條院ト申ハ三條院ノ御子、諱敦明、即但シ給ハズ、寛弘八年十月五日親王トナリ三品ニ叙、寛仁元年八月九日號二小一條院一、鷹政ヲコト、シタマヘリ、藤沢、藤花、山娥ナドモ此御時ノ奇鷹也、」小一條院とは三条天皇の第一皇子敦明親王（一九九四）のことであるが、藤原道長らのために皇太子を退き、孤立した。院号をうけ、小一條院と号した。鷹に耽溺したという。

①⑦放鷹は中国と日本の王朝の歴史に照らしても、禁じらるべきものでは無いのであると確言している。あらためて論ずるまでもないが、①⑧のごとく、^㉒㉓の鷹の由緒語り人が人々を感服させた瞬間であるといえよう。

以上の『真名本 曾我物語』は、鷹書ではない。鷹書は特定の鷹飼集団を抱えて鷹狩を好むいわば支配階級を対象としているのに対し、この『曾我物語』は、さまざまな階層を受容者とするような説話文学に属する。それゆえにここに引用したような鷹の由緒語りの方が、普く広がる可能性をもっていたと評価できるのである。

(二) 『嵯峨野物語』の成立

第二章第三節で「承保の野行幸」を論じた際、『嵯峨野物語』の所伝を引用した。この書は二条良基(一三三〇―一八八)(諱は後普光園院)の作になる。良基は後醍醐天皇に仕えた後、北朝の五代の天皇(光明・崇光・後光厳・後円融・後小松)に仕えて太政大臣、また摂政・関白にも任じられた。和歌・連歌に秀で、万巻の書を披き和漢の学に長じた。放鷹に関する知見をあつめ至徳三年(一三八六)十一月この書を著述したが、ほかに『普光院殿鷹百韻連歌』(『統群書類従』第十九輯中)を残している⁽¹⁾。中澤克昭氏によれば、二条良基は「(足利)義満が公家社会の振る舞い方を身につけるにあたって大きな役割をはたした」とし、『嵯峨野物語』にまとめられたような王朝の鷹故実についても「武家へ伝授した、と指摘している」⁽²⁾。

さて、二条良基がその晩年に『嵯峨野物語』を書き置いた動機は何であつたらうか。動乱の時代はようやく終息を迎え、室町幕府は足利義満の代になっていた。

「爰に七十にをよぶねぎめの枕におもひ出ることはおほけれども、いにしへのことはみな夢の様にて」と述懐しつつ、「本朝の諸傳をうかゞへること、既に一万巻にあまれり」と記す博学であったが、武家に対する強い自負心が筆をとらせたと思われる。

それは、次のように現われている。

「抑^⑦馬鷹のことは、ひとへに武勇のもてあそびとのみ、人のこゝろえ侍にや、ことさら公家のしろしめすべきことなり、しかれども世をとろへ、人ものうくして、諸道をもてあそぶことなり、此ゆへにひとへに武略のたよりに成侍る計也、」^①

すでに第三章で言及したように、「諏方大明神画詞」を足利尊氏や諸公卿に披瀝した諏訪円忠のように、京洛の地に鷹を誇示する武士がめだっていたにちがいない。円忠は諏訪社の分霊を洛中に祭祀し、小規模ながら「御射山祭」^{みさやままつり}を行なつてもいたといふ⁽³⁾。守護大名や幕府奉公人らが鷹を拳に据えて歩く姿も目についたであろう。⑦・①はこれらの状況をふまえていると考えられるのである。

そして二条良基にとって、⑦・①は目に余るものであつて、「(鷹狩は本来は)公家のしろしめすべきこと」であるとして、この書を著わさずにはおれなかつたことが分かる。

二条良基自身に放鷹の経験があつたかといえば、「余此道の事はさらにわきまへしらず。たゞ舊記を披覧の次に、さることありしとおもふことばかりをしるし侍なり、」とあつて、心もとない。したがつ

て外の鷹書とは異質の書という印象は免れないが、史料的价值が薄いというわけではないと考える。

以下数項目を取上げるが、「承保の野行幸」については先掲しているので省きたい。

一、近代鷹をこのむ人、公家にはまれ也、西園寺相國公経(4)、常盤井太政大臣實氏(5)、又入道相國實兼、
けしからずこのみちの好士也、入道相國は、たかの雉ならでは不_レ食よし承及、希代の事歟、

西園寺公経・実氏父子は鎌倉前期の朝幕関係を握り、承久の乱に際しては、京都の情報を鎌倉にもたらした。鎌倉後期に西園寺氏は関東申次の職を世襲している。実氏の孫西園寺実兼(二三四九)も関東申次になった。両統迭立する朝政の中にあつて、大覚寺統を支持した。

実兼と鷹に関する逸話は『徒然草』にも取上げられている。その第一一八段に「鯉の羹」の上等ぶりが述べられ、つづいて「鳥には雉、さうなき物なり、雉・松茸などは御湯殿の上にかかりたるも苦しからず」とある。そして、「北山入道殿」すなわち太政大臣西園寺実兼が娘禧子(後醍醐天皇の中宮)の「御湯殿の上の黒御棚に雁の見えるを」みつけて、みつともないことだと語った、などという話である。
『嵯峨野物語』に伝えられた「たかの雉ならでは不_レ食」とあることと符合する話である⁽⁶⁾。

二条良基の視点は、天皇と公家の鷹に置かれていたから、この書の内容は、新修鷹経や大臣家大饗の

儀礼、さらに野行幸などに触れており、私がすでに第一章・二章で言及したことの範囲をこえてはいないので、あらためて取上げるとは略したい。

ただし、次の事項(A)・(B)は、古代から中世前期に属することでもあり、特に考えておくことにする。

(A) 一鷹は、毎年坂東以下諸國、御つぎ物にそなゆる也、數十連の鷹をまいらすれば、天王清涼殿に出御ありて、御前にて藏人所に給ふ、藏人所より御鷹飼にわかち給ふ也、^①御鷹飼六人、宇多かた野を管領して、權門無双なり、^②毎月廿四日の鳥をたてまつる、六齋日をのぞきてまいらする也、もし^③鳥のなき時は、御鷹飼大鷹を居て、いづくの庄よりものぼれ、行あひたるを捉て供する、さだまれる法也、又^④すけ鷹飼とて、禁野交野にその所をあづかりて、鷹をよくつかふものあり、^⑤鷹をこのむ人は、これをかたらひてつかひしなり、

(B) 一代々の御鷹場は、數十ヶ所なり、その所おほし、殊に宇多交野、御野と申すは、天皇の御鷹場のゆへなり、^⑥禁野と申は、人をかよはせて、^⑦鳥をおほくふせをきて、雑人を禁ぜられし程に、禁野と申也、野の行幸あるべき野べは、三年人を入られずなど傳承侍り、

これまでも古代の禁野として触れたことだが、①・⑥にある交野とは、京都盆地の南方（石清水八幡宮の南々西）、淀川の左岸域の広大な丘陵と低湿地である。古代、主として百済王家や百済人が集団的に渡来し土着した一帯である。この地において、飼馬・調鷹の技術を有した人々がその術をもって代々朝廷に仕えた⁽⁷⁾。

①は鷹・鶴を飼養し、朝廷御厨子所に日々の贄を献ずる任に従事した鷹飼の氏族に、渡来人の末裔といわれる秦氏・下毛野氏がいたことをものがたっている。かれらは「御鷹飼」という尊称をつけて呼称された⁽⁸⁾。朝廷では雉を焼いて食するのが慣例だった。

②殺生禁断の令によって六斎日（毎月八・十四・十五・二十二・二十九・三十の六日）は贄を行わなかった。

禁野での鷹狩は一切許されなかったから、足利將軍家などの鷹狩はこの地を避けざるをえず、東山辺における「山鷹狩」であったことが明らかになっている（後述）。

③の鳥とは、雉のことであるが、恒常的にこれを確保することは困難な時もあったろう。そのような場合、禁野外に住む鷹仕らが京市中の商いで雉を持ち込むことがあったが、それらは天皇の「御鷹」と一見してすぐ分かる装束をつけた「御鷹飼」によって、進献を強制されたというのである。

④「助鷹飼」とは「御鷹飼」秦氏や下毛野氏のもとで働く鷹飼たちであり、当然ながら犬飼たちも含まれる。⑤かれらが、富有の豪族また在地武士層で「鷹をこのむ人」などから選抜され雇われることが

あったというのである。このような動向は軽視できない。『新修鷹経』的な「御鷹飼」の伝統鷹術が、拡散して行く大きな理由と考えられるからである。

⑦ここにいう鳥もまた雉である。雉の産卵・育雛も他の野鳥同様旧暦五月中であるのは、餌が豊富な季節ゆえである。禁野はいわば鳥獣保護区でもあるが、監視の者をおくのも不可欠であった。

ところで『徒然草』（第六十六段）に、「御鷹飼、下毛野武勝」の名が見えている。これも御厨子所の鷹飼であることはすぐ分かるが、当時、「岡本関白殿」すなわち藤原家平（一三三四没、四十三歳）の指示に従って、「盛りなる紅梅の枝に、鳥一双をそへて」進上することになった。藤原家平は正和二年（一三二三）に関白に任じられているから、この逸話は、吉田兼好とほぼ同時代のことと分かる。下毛野武勝が、ただ単に鷹狩をして、雉をとらえればよいだけではなく、鷹の鳥進献の故実に通暁していなければならなかったことは、次のようにあつて知られる。

武勝が申し侍りしは、「柴の枝、梅の枝つぼみたると散りたるとに付く、五葉などにも付く、枝の長さ七尺、或は六尺、返し刀五分に切る、枝の半に鳥を付く、付くる枝、踏まする枝あり、しじら藤のわらぬにて、二ところ付くべし、藤のさきは、ひうち羽の長にくらべて切りて、牛の角のやうにたはむべし、初雪の朝、枝を肩にかけて、中門より振舞ひて参る、大砌の石を伝ひて、雪に跡をつけず、

あまおほひの毛を少しかなぐり散らして、二棟ふたむねの御所ごしょの高欄かうらんに寄せかく、禄ろくを出いださるれば、肩かたにかけて、拜はして退ひく、初雪はつせきといへども、沓くつのはなのかくれぬほどの雪には参らず、あまおほひの毛を散らすことは、鷹たかは、よわ腰こしをとる事なれば、御鷹おんたかの取りたるよしなるべし」と申しき、

(徒然草『日本古典文学全集』小学館)

実はこの話は、初め下毛野武勝は、「花もなき梅の枝に、一つを付けて参らせけり、」とあって、わざと無知を装っていたらしいのである。しかしながら、本当は熟知しているということは、右の引用部によつて明白であろう。しかも、この段末において吉田兼好は、

「花に鳥付けずとは、いかなるゆゑにかありけん、長月ながつきばかりに、梅の作り枝えだに、雉きじを付けて、「君がためにと折る花は時しも分わかぬ」と言へる事、伊勢物語に見えたり、造り花つくりばなは苦しからぬにや、」

と書いている。「鷹の鳥進献の礼」では、「花に鳥付けず」、または造花を付けることもあり、というのはあり得ることなのだが、それを下毛野武勝は心得ていたのである。二条良基の主張からみれば、『徒然草』のこの話なども、「当然公家のしろしめすべき」範疇に入るものであったのである。つまり、武

家は鷹狩を「武略のたよりに」おとしめているのであって、本来の放鷹のあるべき姿はどうかであるのか、ということをも、強い意識に裏付けられて書いたのが、『嵯峨野物語』であったと評価できるのである。

(1) 二条良基の連歌の弟子梵燈庵（『三四九』）には『梵燈庵鷹詞百韻連歌』がある（『続群書類従』第十九輯中）。梵燈庵は足利家の家臣朝山（のち勝部姓）小次郎師綱であり、將軍足利義満に和歌・連歌をもって仕えた。

(2) 中澤克昭氏「日本中世狩獵文化史論序説」（『狩獵と拱儀の文化誌』〔叢書・文化学の越境14〕森話社 二〇〇七年）

(3) 村石正行氏は「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」（『長野県立歴史館紀要』二〇〇五年三月）で、京都諏訪氏の系譜を紹介し、この一族が鷹の故実家として將軍家に仕えていたことを述べている。

また、石井裕一朗氏は「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰―諏訪大明神絵詞」の再検討」（『武蔵大学人文学会雑誌』二〇一〇年）において、京都諏訪社の御射山祭について言及している。

(4) 西園寺公経（『二七四』）。源頼朝の妹婿一条能保の女全子と結婚。源実朝なき後の將軍頼経は外孫。また、後深草天皇の外戚でもあった。

(5) 常盤井實氏。西園寺公経の子。實氏の別邸を常盤井殿とよぶ。女・姑子は後深草・龜山兩天皇を生む。幕府との関係も深く、関東申次をつとめた。

(6) 中澤克明氏は、「公家の「鷹の家」を探る―『基盛朝臣鷹狩記』は基盛の著作か」において、持明院基盛の同書「前三分の二は、西園寺実兼の著作」であったとしている。（『日本歴史』七七三号）

(7) 福田 晃氏「放鷹文化の精神風土―交野・為奈野をめぐる―」（『説話・伝承学』第20号 二〇二二年）

(8) 中原俊章氏は、かれら「御鷹飼」は、十世紀以降、摂関家や院政に仕える「隨身」であったとしており、中

世から近世に及ぶ下毛野・秦両氏の系譜を明らかにしている。また、藤原撰関家から分かれた九条家には秦氏が、近衛家には下毛野氏が仕え散所を支配していたことも指摘している。〔中世随身の存在形態―随身家下毛野氏を中心にして〕『ヒストリア』(通号67)一九七五年

(三) 『白鷹記』と足利将軍家

古来、我国では、白蛇・白鹿・白雉・白亀などが獲れると、これを奇瑞として慶祝する慣例があった。白鷹・白馬もまた神慮によるものとして祥瑞この上なしとして崇めたのである。

白鷹はよほど珍重され、遙か高句麗の方の産と目されていたが、稀に国内でとれることもあった。『白鷹記』は数多い鷹書の中でも、この珍しい白鷹一居を描写した一書であって、『群書類従』(鷹部上)卷三五六に収載されている。

次に、『白鷹記』を(A)(B)(C)の三段落に分けて検討してみよう。

(A) 凡鷹は瑤光の精氣をたくはへて、鐘岱の層巢にうまれたり、春鳩となるは仁也、秋戮を行ふは義なり、食するにさきをわすれざるは敬也、誅するに強をさらざるは勇也、遠をことごとく見るは智也、^①此五常を備て、彼衆暎を兼たり、

(B)

我朝^①仁徳天皇もず野の行幸有しより、代々の帝交野禁野の御狩、宇田芹河の逍遙絶ることなし、就中^②寛平宮瀧の御幸、勝負の御狩の儀式、北野天神これをしるし給ふ、^③末代放鷹の道の龜鏡たるをや、^④毎月左右の近衛廿四のみつぎの鳥を奉る、大内の鳥の曹司に、數聯の良鷹をつながれ、數牙の逸犬をかひをかる、^⑤母屋の大饗には、上客料理をたすけて前庭をわたされ、諸國の狩の使は、驛路の鈴をならして驕糧の設を催す、しかのみならず^⑥野守の鏡かけを尋、忍の奥こひの道にまよひても、^{イヒビタカ}とかへる山の秋の色をそへ、とやのの原の雪の跡をたづねても、田獵の遊興を催さずといふ事なし、抑^⑦上古の名鷹は、天智天皇の磐手野守、延喜聖主の白兄鷹、一條院の鳩屋赤目みさごはら、小一條院の藤花韓卷藤澤山娥等屋、^⑧近比世并せる奇鷹あり、

(C)

爰に^⑨信濃國禰津の神平奉る所の白鷹、^⑩その相鷹經にかなへるのみならず、その毛雪じろと云べし、まことに楚王の鵬をおとせる良鷹にことならず、首頸白綿をかぶれるがごとく、羽毛は斑綾をきせたるに似たり、首尾三尺にをよべり、遠く見ては羽毛おほく、近く見ては羽毛すくなし、前にむかへば腹のみ見えて翼みえず、それること軒のごとし、いたゞきひらにして中たかく、目光明星ににたり、眼うごかずして人に對せり、らんひ愁毛白糸のごとし、目の前

のみぞうねたかくのきひろし、鼻の穴ひろくおほきに、くちばしくろくうるほへり、項あつく
 抜出て鳥のかひのごとし、肩ひらくして身にそふたり、翡翠の毛ながく、くれはの毛綾をた
 ためり、重錢の毛うら羽おほし、鈴ひしがごとし、一の羽ぶしはたかく、二の羽ぶしはうす
 し、かくたい廣くして、車馬をとをすばかり也、ほうきやうの毛ながく、さ衣の毛白綿をはさ
 めり、羽翼直してはのごとし、し疾藜の骨おほきに、も、あつくなかく毛なし、はぎかくれて
 短し、尾はやかたふにきれてだんくしろし、尾魁たすけせまち尾ならし、羽石うちしはびき、
 只一枚にたゝみなせり、腰すこやかにして、足大にかれて、爪くろくうるほへり、かけ爪うち
 爪とつすへかへる、こ指ながく大きなり、惣じて一部の善相、編句の興、古今その類すくなし、
 又神術諸能のすぐれたる事、記するにいとまあらず、万人一覽を望み、縉素双眼を驚かさずと
 いふ事なし、誠にわが國の奇物、他州の異禽たるをや、よりて粗是を記するもの也、

(二三七)
 嘉曆二丁卯三月 前關白

(A)は鷹書を構成する第一の大切な要素であつて、先ず鷹という鳥の概念を規定する。次に傍線部①だが、我国に於いて鷹は神・仏でありかつ儒教の五常(信・義・礼・智・仁)を体現するというから、甚だ尊崇の度が濃い、ということになる。そして、(B)もまた、鷹書の第二の要素にほかならない。①放鷹伝

来の時点は揺るがない。②醍醐天皇をはじめ、野行幸の華麗さもまたくりかえし追想される。③そのような、鷹狩の由緒は原点として忘れるわけにはいかない。④（既に『嵯峨野物語』で確認した通り）毎月（六斎日をのぞく）二十四日間の贄のことや狩の使などを強調している⁽²⁾。（このあたりの書き方から、筆者が二条良基ではないかという推測も成り立つであろう。）

⑤「母屋の大饗」は大臣家大饗のことだが、その料理の中心は雉であった。「前庭をわたされ」とは「鷹飼渡」を意味している。

⑥古今、新古今の和歌集に鷹狩を詠んだものもある。『嵯峨野物語』の筆者二条良基は連歌集『後普光院殿鷹百韻連歌』に、次の句をのこしている。

「おりなれて まとはる鷹の 藤はかま 野守のかぐみ 五月の空」また、「陸奥の名にも忍ぶの忘れ草」。信夫の鷹は文知摺の忍草とともに恋心をかきたてるものであった。

⑦に例示された名鷹を知らぬ者はなかった。中世の鷹書は必ずこれらの鷹を列挙するのが慣例であった。⑧それらに比肩できる奇鷹、それが、この白鷹なのだ、というわけである。

(C)⑨「信濃國禰津の神平奉る」とある。この人物の名は『諏方大明神画詞』に登場している。それによれば、祢津神平はもと東信濃地方の千曲川流域で「新治牧・望月牧」などの官牧を経営する「滋野三

家(海野・祢津・望月)の一族祢津氏に出自した⁽²⁾。「東國無双ノ鷹匠」で祢津神平貞直という。貞直は父道直と共に源義朝の配下として保元・平治の乱に活躍したが、のちに諏訪社の神氏大祝貞光の猶子となって「神平」と名告ったという。以上については大略、先章において言及した。右の『白鷹記』の奥に「嘉曆二卯三月 前関白」とある。『群書解題』^(鷹部 第4卷)によれば、前関白を、九条房実(一二九〇)か九条道平(一二八七)または二条良基(一二八〇)か決めかねているのであるが、私は「禰津の神平奉る」に注目して、この白鷹の背景を探ってみた。

つまり、『諏方大明神画詞』の作者・諏訪円忠が、足利尊氏に従って活躍した人物であり、諏訪の贄鷹・御射山祭及び諏訪の神家の鷹術(祢津流・諏訪流)を積極的に喧伝した人物であったことを根拠とすれば、⑨のような白鷹は祢津神平が奉ったのだと喧伝するような人物は、諏訪円忠であったのではないだろうか。特に、円忠は『新修鷹経』の解説を行っており、神家の伝統と秀鷹の描写を力説するに最適であったと考える。そうだとすれば、『白鷹記』奥にある前関白は円忠と同時代の二条良基になるであろう。

ところで、『蒙求臂鷹往来』第一二条には、「二條殿下良基公白鷹ノ記一帖」という記載がある。また、『鷹経弁疑論・中』には、「又云、先雪白ト申ハ、^(二二七五七七九)永和ノ頃二條関白良基公ノ白鷹ノ記ニ委ク見タリ、其語云、爰ニ甲斐國武田伊豆守信春奉ル所ノ白鷹、」とあることから、二条良基作と比定する考えは成り立つのである⁽³⁾。

鷹術の世界では、白鷹は我国では獲れないものと思われていた。たとえば『小倉問答』〔定家問答〕ともい
う。統群書類從
第九に、

「一白の鷹は日本の巢にありや。」

答云。白はかうらいの國より渡るなり。

日域に巢鷹なし。白は佛神の尊體なり。」

と見えている。しかしながら、稀有な例ながら我国でも白鷹が獲れることがあった⁽⁴⁾。そのような時に白鷹を賞讃する文章は、(C)⑩のように表現されたのであって、その典型は既に『新修鷹経』に示されていた。

さて、室町幕府の初期における京都には、伝統的公家の鷹術持明院家・西園寺家及び
禁野鷹飼秦氏・下毛野氏のほかには、〔斎藤親
元日記〕のほかに諏訪の贄鷹によつて発達をみた神家流(祢津流・諏訪流)の鷹術が新たに登場していたことが分かる。

室町幕府が鷹の飼養を禁じた例は、文正二年(一四六七)閏二月に認められる〔斎藤親
元日記〕。また、足利義尚は文明十三年(一四八二)七月六日、将士の放鷹を禁じている(同上)。しかし、將軍自らは鷹狩を続けており、鷹の進上を管領細川政元に求めたりしている〔天乘院寺社雜事記〕文
明十四年十二月是月条。この頃、足利義尚は故実家・伊

勢貞孝を用いており、また伊勢貞助が『鷹葉事書』を書いたりしている。故実家・小笠原政清が『鷹書』を著わし、持明院基春が『鷹経弁疑論』を書いたのも、この頃である⁽⁵⁾。将軍家や細川氏・畠山氏・赤松氏らも盛んに鷹狩を実施しているが⁽⁶⁾、かれらの鷹場はむろん禁野ではなく、山科や東山の山野であった。

そして、「鷹の鳥」のほかに、初雁を朝廷に献上することが行われる⁽⁷⁾。また、『言継卿記』天文十四年（一五四五）十二月二十四日の条によれば、

「今日武家之大鷹被^レ懸^二御目^一候、鷹飼飯川彦九郎すへて参、御前久我大納言すへて被^レ参了、」

とあって、将軍義晴が後奈良天皇に大鷹披露の儀礼を行ったことが明らかであって、管見では初出の事項である。同年二月七日に将軍は、関白・近衛植家や管領細川晴元を伴って八瀬の鷹山に泊まりがけで放鷹しており^(上)、この当時、公家放鷹の儀礼を積極的に将軍家に摂取しようとしたのではないか。

この『言継卿記』にみえる飯川彦九郎は将軍家の鷹飼であると考えられる。飯川彦九郎は天文七年（一五三八）正月七日の幕府政所執事・伊勢貞孝の鷹山始にも祇候しており、故実家伊勢氏にも仕える鷹飼であったろうか^(『親後』)。

なお、伊勢貞孝は、陸奥・桑折西山城主伊達晴宗に使者を遣わし鷹進上を促しており、次のように見えている。

雖^二未^レ令^レ啓候^一、以^レ次^二御代々申通候^一如^レ此候、從^二京都^一上意爲^二御使^一、伊勢守承、富松與一可^二罷下^一候、殊貞孝、^⑦路次御鷹上候者、爲^レ餌^二飼^一此竹鼻彌次郎^一同前下^レ進^レ之候、御進上肝要候、隨而^④拙老も、一連之所望存候、自然者在國彦右衛門尉可^レ爲^レ存候、兩人者上洛之砌、^⑤鷹鷲^一逸申請度候、必々差^二下人^一、祝詞御禮可^二申入^一候、餘^二便宜難^レ過^レ之間、与^レ風申述候、猶與一彌次郎可^レ申候、事々得^二御意^一候、恐々謹言、

十一月三日

沙彌清辰(花押)

謹上 伊達次郎殿

(大日本古文書・
「伊達家文書之一」)

これも管見では、将軍が守護大名(ここでは奥州守護職伊達氏)に鷹進上を求めた初出例である。ほかでもない、古来「信夫の鷹」と讃えられる土地の鷹である。

⑦「餌飼」は餌飼のことであり、鷹を京まで運ぶために不可欠の役目を負う。同時に、「富松與一」

というのは鷹飼の名であった可能性がある。竹鼻彌次郎とともに、伊達氏の鷹部屋から良相の鷹を選ぶわけである。①「拙老も一連」とあるので、將軍の分と合わせると少なくとも二居の鷹を求めていることが分かる。

②に「鷹鶴一逸」とあるのはやや分かりにくい。これは「鷹鶴」の意味ではあるまいか。「鷹」は「鷹」の誤字かもしれない。わざわざ雁を奥州から進上させるとも思われないのであり「鷹がとらえた鶴」であり、しかもそれが一羽の逸物の鶴であるとするなら理解できよう。もし「鷹の鶴」であるとすれば、これも初出例であるだけでなく、古代以来の初見例でもある。のちのことだが、豊臣秀吉や徳川家康が、しきりに鷹の鶴進上を求めようになったことの出発点とも評価できるのである。

足利將軍家の放鷹は永祿年間以降も継続している、足利義輝・義昭、さらに関白近衛前久などは、朝廷に鷹の鳥を献上しつづけている⁽⁸⁾。

以上によって、足利將軍家の鷹狩は、天皇・公家の鷹故実に倣いながら展開したことは歴然としている。その過程で遠くに鷹飼・餌飼を派遣して良鷹を求めるところをはじめ、鷹の鶴進上要求や、朝廷に鷹の白鳥を献ずるなど、従来の公家には見られなかった動きが登場している。

そして、このような動きは、足利義昭や織田信長に及んで顕著化し、近衛前久に至って、特色ある動

きを見せる。近衛前久は、公家放鷹の故実を一括して戦国諸大名に伝え、また、豊臣秀吉や徳川家康に強い影響を及ぼす役を演じることになったと考えられる。

注

- (1) 「日次の御狩」ともいう。『後京極殿鷹三百首和歌』(群書類従 卷三五七)に「鳥屋出す夜にともすなるはし鷹の日次の御狩いつの御代より」とある。
- (2) 福田 晃氏「放鷹文化の精神風土―信州・滋野をめぐる―」(『伝承文学研究』六十二号) (平成二十五年八月)
- (3) 大坪 舞氏「伝二条良基作「鷹書」瞥見―付・岩国徴古館蔵『鷹百首和歌』翻刻―」(『平安文学研究』衣笠編 第四輯 二〇一三年)
- (4) 鎌倉幕府成立後ほどなく、葛西清重が頼朝に白大鷹を進上したことがあるが、頼朝はこれを受け取らなかった、という例がある(『吾妻鏡』建久五年十月二十二日条)。
- (5) 永正三年(一五〇六)の奥書をもつ『斎藤朝倉両家鷹書』、同八年七月鳥津忠治編の『識鷹秘訣集』(『前編薩藩旧記雑録』)なども知られる。
- (6) 『蔭涼軒日録』明応元年(一四九二)十二月二十二日条によれば赤松政則の鷹匠広戸因幡守は「年中鷹所_レ食之雀四万余云々、其外禽獸不_レ知其数_一用_レ之云々」とある。
- (7) 『言継卿記』天文四年正月四日条。『後奈良院宸記』・『御湯殿上日記』同年正月九日条。など
- (8) 『言継卿記』永祿三年二月十六日、同三月一日条、『御湯殿上日記』同八年三月二十七日条。なお、『同書』に足利義昭が永祿十一年十月二十五日、同十一月二十五日に相次いで、白鳥を朝廷に献じていることがみえる。

第二節 『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』

(一) 鷹経弁疑論の登場

『鷹経弁疑論』(『統群書類従』第十九輯中鷹部)は、嵯峨天皇の『新修鷹経』を基本として、或問を設定し、これに答えるという形式をとった鷹書である(以下「弁疑論」と記す)。上中下三巻より成るが、下巻の奥に「文亀三年(一五〇三)七月十日、諫議大夫藤基春と見えている。

諫議大夫とは参議の唐風呼称であり、藤は藤原氏であろう。「弁疑論」の作者は持明院基春(一四五三—一五三五)であるとする有力な見解がある。それは二本松泰子氏の『中世鷹書の文化伝承』(平成二十三年二月三弥井書店)において、言及されており、基春は『責鷹似鳩拙抄』を著わし、また、『持明院家鷹秘書』と名付けた全一〇巻の鷹書を集成した人物であるという。持明院家は鎌倉時代以来、西園寺家と並ぶ「鷹の家」として知られていた。

ところで、「弁疑論」は『新修鷹経』(以下「鷹経」と記す)の構成に準拠しているわけであるから、上巻は鷹を相する術、中巻には放鷹と調養の術、そして下巻では病鷹の治療について詳述している。「鷹経」が弘仁九年(八一九)に撰修されてからおおよそ七百年が経過しており、この過程で展開された朝廷の放鷹・

野行幸・大臣家大饗(鷹飼渡)をはじめ、中世前期の鷹狩に関する知見・口伝・故実・病鷹の治療等をふんだんに引用している。

『群書解題』

(第4卷合戦部、管弦部、蹴鞠部、鷹部、遊戯部)

によれば、「鷹経を本としている」とはいうものの、説くことはなほだ委

しく、細碎の末技に及び、万葉集・伊勢物語・源氏物語・堀河院後百首・新葉集等の歌書、李部王記・西宮記等の公事書を引用するところは如何にも官家の述作らしいが、漢籍では礼記・周礼・毛詩・白氏文集等を引き、やや術学的で、文章は和文ながらはなほ漢文調であるのは、中世の書としては余程めずらしい(岩橋小彌太氏執筆)とある。しかし、この解題からは、鷹術の書としての「弁疑論」の本質は把握できないかもしれない。というのは、必ずしも術学的ではないからである。この鷹書を必要とした鷹飼たちからみれば、「漢文調」に難渋したとは思われないのであり、全漢文によって書かれている「鷹経」に比較すれば、遙かに平易であつたらう。

次に、「鷹経」には取上げられていない内容に関して「弁疑論」の特徴について、上巻より要点を略説しておくことにしたい。

〔上巻〕

「夫鷹ハ瑤光ノ精氣ナリ、サレバ衆鳥ニ異ナリ五常ヲ備タリ、」と筆を起こすのは「鷹経」にならつ

たものである。が、「鷹ヲ放シハジメシ(ト)ハ、天然江南国ノ王雪山ノ麓ニテ」と述べて、中世前期を通じて流布しつつあった鷹の口伝・故実(コト)に即していることが表明される。

「王雪山ノ麓」において「十一月三日申ノ時(ト)」(傍点筆者)に飛翔した「白文ナル鷹」の相形は、これを読む鷹飼の心情をとらえたであろう。

「眼ハ明星ノ如ク、頭ハセイ(シ)トノ秋月ニ似タリ、背ハタン(シ)トシテ鷲ノ山ヲイタ(シ)イタルニ異ナラズ、肩ハハン(シ)トノ海中ニ二石サシ出タルガ如シ、足ハ側ヨリ見ルニ呉竹ノ節ヲ並タルガ如シ、背ハ難山ノ流タルニ似タリ、是鷹ノ王也、」

このような文章ならば、鷹飼たちは暗誦できたのではないだろうか。

次に、すでに『神道集』や『諏方大明神画詞』などで触れたような文言が出てくる。鷹狩が「摩訶陀国」より起るゆえに、「此道ヲ学バン人ハ、造次ニモ諸行ハ無常ナリ、是生滅法、煩惱菩提、生死即涅槃也」と諭すのである。

そして、諏訪の勘文(偈頌)を明記する。すなわち「又諏方大明神ハ業尽有情、雖放不生、故宿人中、同燈仏果(ト)ヲハリヲ以テ鷹ヲ翫玉フ」と。

持明院基春がこの偈頌を「弁疑論」に呈示したのは、十六世紀初頭に、この文言が鷹飼衆たちの間には概ね公認されていたことを示していると考えられる。同じ頃に成立したと思われる『養鷹記』

は、連歌師柴屋軒宗長（一四四八—一五三三）と越前国守朝倉氏の秀鷹をめぐって交流のあった人物によって書かれたとされる鷹書だが、その一節にも、「本朝鷹守護神、諏訪明神也、八幡御同意也、文曰、業盡有レ情、雖レ放ニ不生一、故宿ニ人中一、同證ニ佛果一、」とある。その上『養鷹記』はこれに続けて「此文毎日唱レバ鳥成佛、鷹師ハ、現世安穩、富貴自在ニ而來世弘誓ノ船ニ指レ竿、」としている。従って、この思想が諏訪社から地方に波及していたことは明らかである。持明院基春は、実際、諏訪社に到達した鷹術・祢津流（諏訪流）に学んでいる形跡が「弁疑論」には認められる。たとえば、「神家説」にはかくある、とか、「神平貞直秘シタリ」などという。神家説また神平流とは即ち祢津流（諏訪流）のことである。

鷹飼衆は鷹の目利きでなければならなかった。その鷹の甚だ良質なる理由を指摘する能力を常に研鑽する必要があったのである。

以上のような逸物の鷹の識別と神仏両道に連なる理解を踏まえることこそ、当代一流の鷹術者の条件であると考えたにちがいない。

ところで、「弁疑論」では、「鷹経」において良鷹としたものを、当代では高く評価しないということも指摘している。たとえば、「梟居（かもし）の鷹」（鴨の姿の特徴に似ている）について「古人是ヲ良トス、今ハ不可ナリ、但、其人ノ好ニヨルベシ、」などというのである。

つまり、「鷹経」が迷いなく断言したことについて、「弁疑論」はいったん疑問を持ち経験則を加えながら批評しているのである。鷹飼衆が慣習的に従ってきた「鷹経」の常識に対して独自の意見を述べたところに気付くのである。一例を示してみたい。

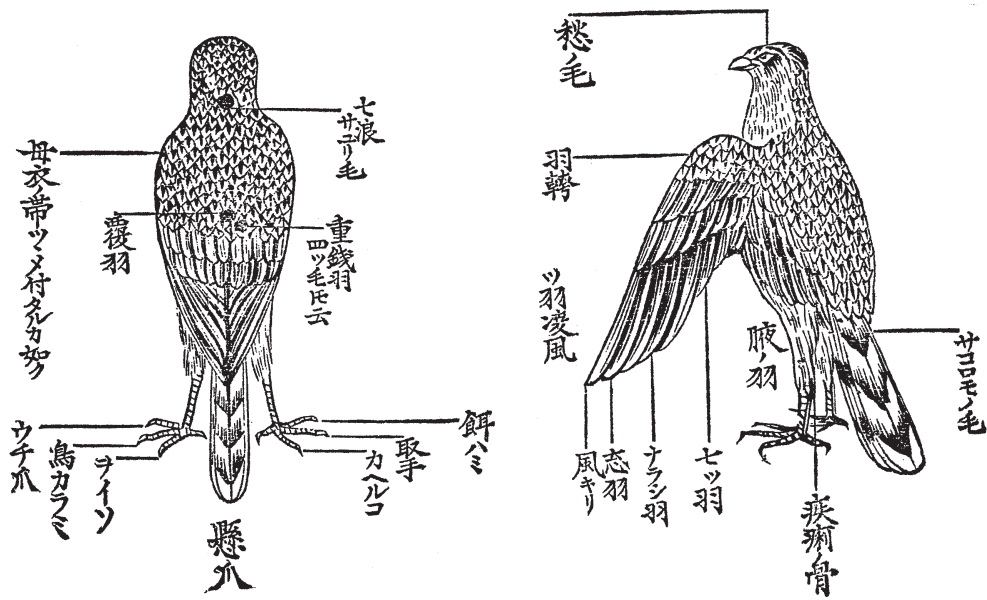
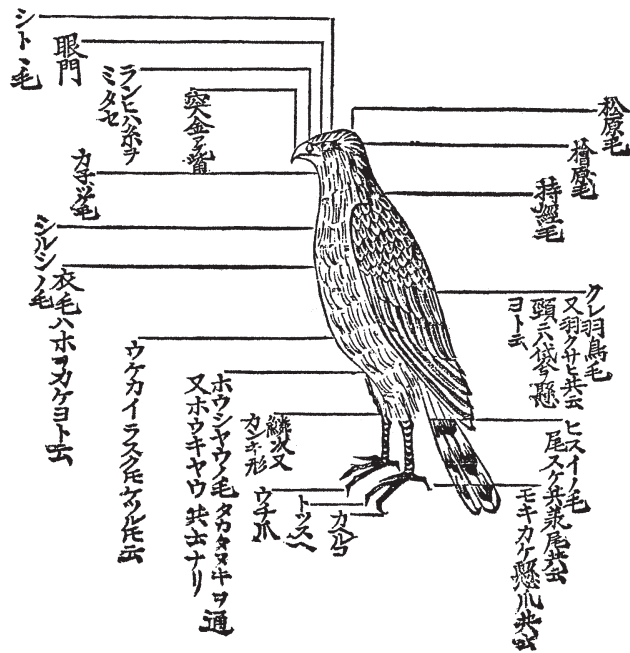
或問、巢鷹放ヨキヤ、(あかばたか)羅鷹放ヨキヤ、

答云、巢鷹ノ性不同也、天性羅鳥ナレドモ快モアリ、巢鷹ナレドモ悪モアリ、今按、掌飼ノ上手ナルニヨルベシ、羅鷹ハ病付クコトシゲシ、飛アガリ面白キ羽ハ羅鷹ナルベシ、

引用部分は「二つの或問と答え」から成ったうちの後半部分である。もともと、ここは「鷹経」では、「凡爪者」という書出しで始まっている箇所なのだが、「弁疑論」では爪の説明を省いており、この箇所は換骨奪胎している。前半部分の答えに、「経ニハマレナリトイヘドモ、今按ズレバ、羅鷹モ手馴、又ハ巢鷹ニ繫並タレバ、聞ナラヒテ鳴クコトアリ、又年ヲ経テモ毛羽ノ班文変ゼズ、少鷹(わかたか)ノ如シ、又眼色脚鱗次古クナラズ、」などとある。

傍線部は「鷹経には(あまり)触れられていないけれども」という意味であろう。「鷹経」は羅鷹を好んでいないような書きぶりなのである。

なお、『続群書類従』のこの項（一九四頁）には「原本此處二次ノ三挿図アリ」として、次のような鷹の図を載せている。



実は「鷹経」においても九種の鷹図を描いており、「弁疑論」はこれを三種にまとめたものと思われる。「鷹経」は良鷹・悪鷹の見分け方に力点を置き、鷹の身体・骨格上の特徴を部位ごとに漢文(十五〜三十字)であらわしているが、「弁疑論」はこれとは異なり、羽毛の特徴が一目で分かるように漢字仮名交じりの和文(三〜二十一字)で表示している。

だが、両者には、最も大きな差異があつて、「弁疑論」では、両足の爪の呼称を記した点である。

これは「弁疑論」の時代は鷹の良悪ノ分別は常識的となつて、良鷹だけが市場に普及していたから、次の価値基準は鷹の羽毛のできや、すぐれた狩りを保障する逞しい足と鋭利な爪に移されていたことを推察させる。そして「弁疑論」の図はくり返し書写されて地方に広がったことは容易に想像できよう。

また「鷹経」に記事なく、「弁疑論」には載せる、という事例も存在する。それはたとえば、「野行幸」の行列次第であつたり、供奉する「殿上人童部ノ装束」・「殿上人ハ巻纓ヲ巻テ、青キ狩衣ニ腰アテヲ帯ルナリ、石ノ野太刀ヲ帯シ豹ノ皮ノ尻鞆ヲ入、トラノ皮ヲモ用赤ヌリノ餌袋ヲ着、條ハスハウ綵、鞆ハ青色也、」と記したりしている(第二章第三節「野行幸と大臣家大餐」参照のこと)。

ところが持明院基春は、將軍足利義政・義尚らの鷹狩の見聞をふまえて、「武家ノ装束ハ如何ヤウナルゾヤ」という或問を設定して、次のような答を記す。

武家ニヲヒテモ將軍家ノ御事ハ殿上人ニ准ズベシ、但トキノ位ニヨルベシ、其外地下ノ武士ナドハ其例慥ナラズ、隨身ニ准ズベシ、官位ニモヨルベキ歟、又無官武士ハ狩衣以下其例ナケレバ記スルニアタハズ、又犬カヒノ形ハ中卷犬ノ部ニ出タリ、又神家ニ云、鷹カヒノ装束ハフシク、リノ水干ニ、大目結ノ赤根染ノ衣ニ、末濃ノハカマ帽子ヲ着ル、黒色腰蓑ヲアテ、毛沓ヲハク、餌袋ニハ雉ヲサシ、下毛ヲミセヨ、

ここに明らかたとおり、足利將軍家になつても武家の鷹狩装束は殿上人に準ずるべきだという。では、地下の武士はどうかといえればこれも公家の隨身にならえという。古代以来、鷹狩は天皇・親王及び公卿たちが占有的に行うものであつて、官職を有しない者には許されなかつたということがあらためて分かるのである。

なお、右傍線部は「神平家」すなわち諏訪流(祢津流)の事例であるが、これは公家放鷹とは異なる諏訪の贄鷹神事の装束と考えるべきであろう。

次に「鷹経」に無く「弁疑論」に見える故実に「鷹請取渡しの礼」がある。これはすでに大臣家大饗の鷹飼渡の儀礼において成立したであろうと述べたけれども、「弁疑論」では次のように詳記している。

或問。請取礼イカゞアルゾヤ。

答云、先（たかなぎ）鞆ヲフトコロニ入テ出テ、右ノヒザヲツキ、タカラ（たな）撃タル人ニ向テ、羽色息アイヲ暫ク見定メテ後、身ヲヒラキ袋鞆（ふくろ）ヲサス、（口傳）サテ開キ直テムカヘル人ノ右ノヒザノトマリニ我身ヲ寄、右ノヒザヲ地ニツキ餌袋ヲ請取、身ヲヒラキテ腰ニツケヨ、又下ニモ置、（口傳）次鞭ヲ請取テ腰ニサス、下ニモ置ク、次ニ右ノ手ニ條ノ末ノ人ノ手ヨリ餘リタルハシヲ取旋（かま）テ、左ノ手ニ條ヲ取テ足緒ノ際ヘセメヨセヨ、急ニ用足ヲフミコシテ吾拳ニヲクベシ、サテ本ノ如クヒラキテ條ヲカラミ訖テ、ムチヲ以テ掌前身寄ノ羽並ニ尾ヲナヲシテ禮ヲナシテ、（口傳）ヒダリヘ開テ立、（下略）

ここで特筆すべきは、「鷹請取渡し」が、単に甲者が乙者から鷹を受けとるような動作であるのではない、という点である。さらに、甲も乙も鷹飼人であるという点である。甲が天皇、將軍、大名、官人など上級者に仕える鷹飼であつて、乙は下級者に仕える鷹飼である場合、身分の上下関係が重んじられる。反対に下位者から上位者への場面もうまれる。その時に「鷹請取渡し」の儀礼が一層精緻なものになること¹いうまでもない。では、鷹を渡すときは、どのようであつたらうか。

或問、渡ス禮如何アルゾヤ、

答云、先右ノヒザヲツキ、餌袋ノ緒ヲトキ出ス、（口傳）次鞭ヲ以テ羽ヲ前の如ク直テ²、ムチヲト

リナヲシテ渡ス、貴賤ノ後ニ大緒ヲ解テ末ヲ指ニ纏、上下差別サテタカノ方ヲ出スベシ、右ノ手ハ予ガ右ノヒザノクチニヒカヘヨ、渡シ畢テハ則遠クシリゾケ、但座敷ニヨルベシ、

鷹・鶴などは、渡す者の左臂に据えられたまゝであつて、鷹飼人が体を回転してひらき、請け取る者の左臂になめらかにその鷹を移動させるのである。静寂な中で厳かに、人鷹が呼吸を合わせるように行う。

次いで、請け取られた鷹は、ゆつくりとそばに設置されている架に繋がれることになる。

「架ニツナグ」また「タカヲ格ヨリ下ス」という作法はすでに「鷹経」に定められていることであつて、「弁疑論」ではあらためることはないと述べている。

くりかえすようだが、持明院基春は実によく「鷹経」を熟読玩味しており、いたずらに批判したりはしない。随所に独自の見解を記すことがあるのは、「鷹経」以後の改善点や口伝、故実の影響を採用しているからであらう。

たとえば、次の例を挙げることができる。

(一)「タカヲ常ニ撃すえあひベキコト如何ヤウナルゾヤ、」古人云、」として概ね次のように説く。

明朝、鷹を仕おうとするならば、酒に酔うな、目ざめてまず手を洗え。暗い鷹部屋に入って架に身

を寄せ鷹を目ざめさせよ。もし鷹がまだ眠っているなら静かに起せ。すぐに明るい所に出すのではなく、屋内のうす暗い所に撃居あけまゑて、声を少しかけ、夜明けを待つて後に野に出よ。「暗夜ヨリ俄ニ明白ナル處ニイツレバ、鷹ノ勢ヲ失シテ魂ヲ亡スル也、魂ヲ亡スルニ依テ鳥ヲ取コト鈍キナリ、」などである。

その日、鷹狩に出て行く時の留意点はなおまだあるけれども、諄々と論じて無駄がない。

(二)鷹を馴致する最肝要な術は「置餌・甘餌③」などの餌の与え方にある、「古人云、手骨ヲ飼ト云リ、手ノ内ニ食物アリト知セテ、人ノ拳ヲ見テハ鷹ノ来ルヤウニセヨトナリ、」とある。「手骨」はてぼねとよむのであろうか。④

「又云、架拳ト云モ、動カサズノ架ノ如ニ臂ヲ可持ナリ、」又云「は「古人云」のことであろう。「架拳⑤」はほこぶしか。続けて「又朽木朽ヨリ枝ノサシ出タルヤウニ臂ヲ持ベキ也ト云リ、」とあるから、「手骨ヲ飼」というのは、離れた位置から「手ノ内」の餌をめざしてくる鷹を静止させる時の臂の状態を示しているのである。ここに「古人云」とあるように、「鷹経」以降の経験則が知られるのである。(三)ところで、鷹は常に臂にすえて撃⑥けるのを良しとするや、それとも架につないで良しとするや、という問いがある。

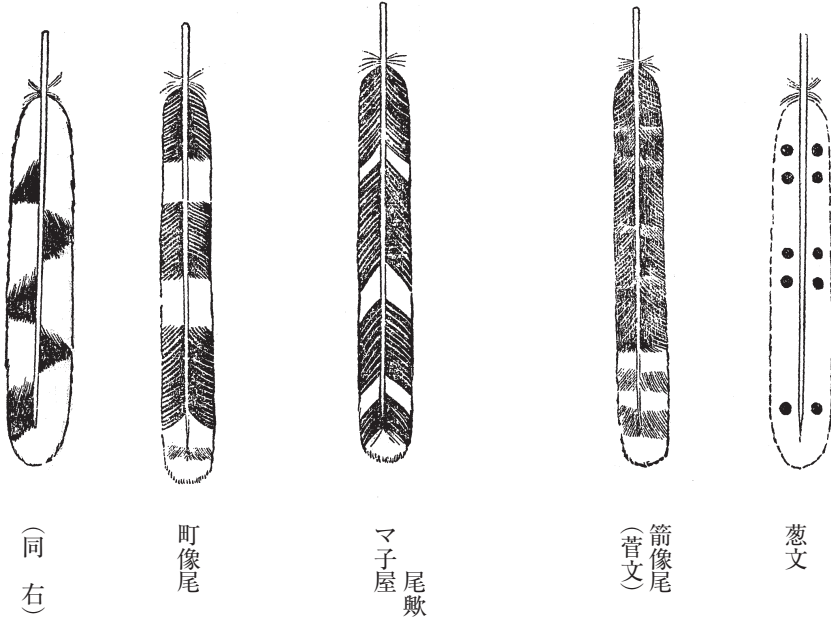
「答云、タカハ常ニ撃⑦コトヲ良トス、古人云、愛ノ其悪ヲシリ、悪⑧テ其善ヲ知ルト云リ、今按、タカ

ヲ撃ルヲ良ト云ヘドモ用捨アリ、心フカキタカハ常ニ撃ベキナリ、常ニ味ヨキ口餌ヲカフベシ、人吾ヲ愛シテアハレムトシラセヨ、」ここでも、「味ヨキ口餌」が重視されている。

そして、「掌飼^てモ朝夕撃テコソ鷹ノ性ヲバ善トモ悪トモ可知コトナレ、コトニ鶴已下ハ朝夕撃レバナツケ葉トナルコトナリ、」ともある。「鶴已下」とあるが、鶴・隼・ツミ、エッサイなどいわゆる小鷹をさしている。

(四)「鷹経」には見えず「弁疑論」に載せるものに、「鷹の尾の文^ぶ」のことがあって、しかも図を用いて示している。次にこれを写し取ってみたい。これを見ることによって持明院基春が、当代鷹飼及び矢作師や売鷹商人たちの要望に応えようとしていたことが窺い知られるであろう。

以上について私の評価は次の通りである。持明院基春は他の鷹飼達に対して諄々と説いて倦まない、筆致はリアルであり分かり易いという点である。そして、実は『蒙求臂鷹往来』(十二月条)に於いて著者松田宗岑は「弁疑論」に対して更に高い評価を与えていることを付言しておく。



(同右)

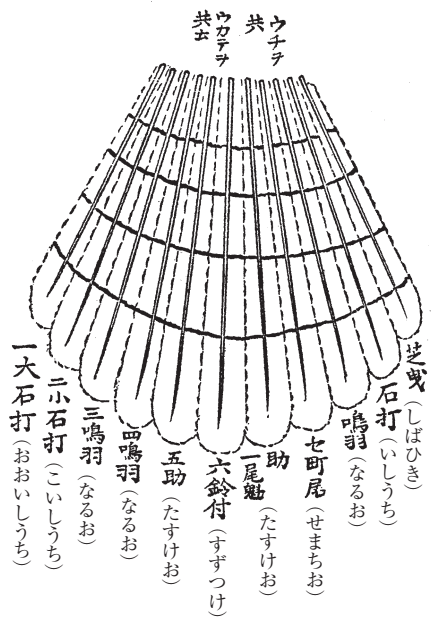
町像尾

マ子屋尾
尾敷

箭像尾
(菅文)

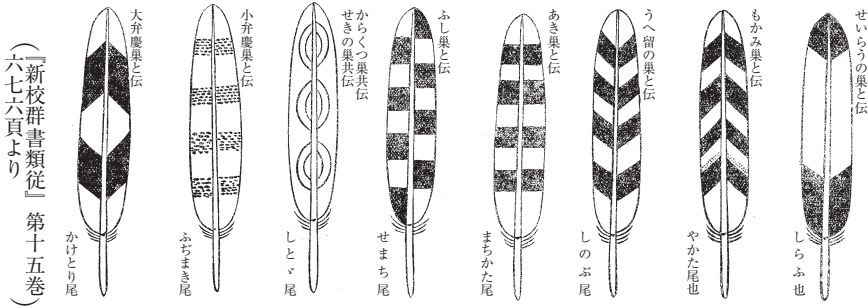
葱文

(注) 中央にある「鈴付」は一對を成す。鷹の尾羽はふつう十二尾であるが稀に十三尾もあって、これは逸物とされる。石打の羽は最も丈夫であるという。なお、() 内ルビは山名記す。



〔続群書類従〕十九輯中
二〇四—二〇五頁より

第二節 『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』



〔新校群書類従〕第十五卷
六七六頁より

なお、諏訪流の鷹書『禰津松鷗軒記』にも「ふ」の図が載っており、「弁疑論」図とは同じではない。参考までに次に転写する。

合戦相次いだ中世には、厩大な弓矢の製作が行われた。矢は用途によって種類が多様であり、また矢羽も合戦用の矢矢には「三立羽」(右回転には羽の表・左回転には裏羽)を三枚矧ぎにし、幅広の鏃を付けた平根^{ひらね}や狩俣^{かりまた}は旋回させないの
で「四立羽」とした。

矢羽は鷲・鷹・鶴の羽が最も貴重とされたが、尾羽だけでなく翼も用いられた。室町時代に発達をみた武家故実では、鷹の尾羽に対する関心が高まり、矢羽に設えるのみならず、逸物の鷹への憧れも相俟って、羽の文(ふ)に多様な名称が与えられた。

鷹の個体差は羽の文様・色調に表われるが、「箭像尾」・「町像尾」は一般的である。「せいらうの巢」・「からくつ巢」・「ふぢまき尾」などは名鷹として知られるが「もかみ巢」・「しのぶ巢」は産地名である。

〔参考〕國史大辞典・鈴木敏三氏執筆・二本謙一氏
〔中世武家の作法〕日本国史叢書 吉川弘文館

以上「上巻」の最後に持明院基春は「白タカニハ見所アルコトニヤ、」と問い、白鷹について答えているが、すでに第一節(三)において言及したので、ここではこれ以上触れない。

〔中巻〕

まず「鷹経」中の初めにある「調養・養鷹法」は省いて、「弁疑論」は入田放鷹法について説いている。その問いは「田ニ入テ鳥ヲ捉コト多少何ヲ好トスルヤ、」であるが、これは「鷹経」が明確な考えを示していなかったからであろう。

その答えとして次のように述べている。

「今按、古人云、一日ハ一ツ、二日ハ二ツ、三日ハ三ツ、四日ハ一ツ、五日ハ五ツ、六日ハ一ツ、七日ハ二ツ、八日ハ二ツ、九日ハ三ツ、十日ハ一ツ、又五ツヲ捉飼ト云ヘル、五月ヨリ多ハ嫌ヘルナリ、」ここに一定のルールが存在していたことを知るのであり、決して手当り次第ではなかったのである。なお「鶉一ツハ小鳥五ツニアタル」という習わしであったとも見えている。また、「兄鶉(このり)二百寄(ひやくよせ)」という言葉があつて、ねりひばりの季節には捉れるだけ捉るといふ勢いであつたようである。

「春ハエリヒバリ(撰雲雀)ト云ベシ、」とあり、巢立した雛の「羽弱ナルヲ」を睨つて鷹を放つとある。次に「脚絆(あしかわ)ヲ着ル法」については「鷹経」をふまえて述べているけれども、元もと、「定レル法ハナシ」

という。これは、鷹の大小によって、寸法を更えるからである。

「脚絆」は脚纏（脚首ぜんたいに巻きつける革）と、足緒（脚纏に結びつける革）から成る。足緒の革は「洗革、色革、若鷹ニ用之、藍革、若鷹鳥出用之、表ヲ裏ニナスコト也」とか「白鷹ノ脚絆ハミナ白革ナルベシ、赤革黒革ヲ用ベカラズ、」な

どとある。「其掌飼ノ流ニ」よっていささか異同あり、と言うように、「鷹経ノ説」、（持明院家）「家説」また、

「（神家）禰津神平貞直流」による差異に触れている。この「神平貞直流」では、「ツマリアシ鍛脚ト云テ、脚纏ヲ錦金爛綾ナド重テ縫物ニシテ、引緒ヲバ綵色ノ革ヲ以テ常ノ如クヨルナリ、」とあり、諏訪の神鷹がことさら美麗に仕立てられていることが想像できる。

「鈴著ルコト」に関しては、「鷹経」を忠実に守ろうとしているのだが、ここでも、一、二について新知見を加えている。先掲の尾羽図に「鈴付」が示されているが、鈴の付け様はなかなか手間どる。「鷹経」に無いけれども、「弁疑論」では、鈴板に鈴を付けるのに「（もも）大麴樹ノ葉ヲ煮テ陰乾ニシテ（接着剤として）鈴持ニ作ル、」とある。

このように鈴持をつかうやり方は、「（敦賀）越前ツルガノ津ニ着ケルニハ鷹兄鷹バカリナリ、」とあって、鷹の故実を紹介している。いずれにせよ、かなり「鈴付」に拘泥しているように見えるのは、「漢土」の方法に倣いつつも日本の美意識を感じさせていて面白い。鈴付の糸は九つ組の紅の巻上げを付けたたり、またこの巻上げの先端を総にして装束に見立てるなど、微細な趣向をこらしている。

鈴付の装束を「小鳥装束」という。「鷹経」には見えないから、十世紀以降に創出されたものであろう。

「小鳥装束ト云ハ、月卿雲客ノ小鷹ナドニ金ラン錦綾ナドヲ以テ小鳥ノ毛ヲカサネ鈴持ヲセラレシナリ、」とある。そして、野小鳥装束⁽⁸⁾・裮装束⁽⁹⁾・子飼装束⁽¹⁰⁾・連雀装束⁽¹¹⁾・櫛鳥装束⁽¹²⁾などを挙げている。

鷹の調教のためには「鞭^(かむち)」を使うのであるが、その寸法について「鷹経」には定めがなかった。「漢土ニハ甘艸^(草)ヲ以テ作テ用ユ」というのは「葉トナル」からだという。我国では、「黒皮ヲサラ」ぬ、木を使う、鷹には二尺八寸、二尺五寸五分、鶴は三尺にするのである。これについても「神平貞直秘シタリ」という。鞭は鷹の羽根を整えたり、馬上から鶉の頭を鞭先端に付けた輪で捻り上げたりする際にも使う。

鞭のことなど「條々漢土ヨリ渡タル法ニアラズ、吾朝ニテ作り出ス者也、」と明記している。

「鷹経」に定めは少ないけれども、「架」は日常、用いるものであり重視している。まず「家ノ人々代々用ヒタマヘルハ、」として持明院家の例を次のように記す。

居架^(すまは)ノ高サ四尺二寸、横木六尺二寸、柱外五寸也、櫛杉^(ふぎ)ヲ用ユ、架布ハ浅黄ニ犬ノ足跡ヲ⁽¹³⁾白ク付ベシ、タカニ用ユ、

とあり、これに対して「神家ノ説」(神平貞直流)の寸法は少しずつ異ると指摘している。

また「二ツ架」といって二居の鷹を繋ぐ架がある⁽¹⁴⁾。鶴は鷹より小型であるから。架の寸法も短くなる。たとえば「鶴ノ架高サ三尺五寸、横木五尺五寸、柱ノ外二寸五分、一方木口一寸三分、二方架布四尺二寸、横布ナルベシ、」とある。

高位の身分にある者に鷹を献上したり、その者の側近く鷹を繋ぐ場合には「式架」が必要であって、次のように説く。

式架ト云ハ、檜木ヲ圓ニ削テ、クロヌリニシテ錦ニテ包ベシ、又綿ニテモ包ナリ、架タレニハ豹ト虎ノ皮ニ枚合テ両面ニシテ、唐糸ニテ五處ツルベシ、錦ニテモ絹ニテモ皮ノ上ニカケテ、絹ノスソニ銀ノ岩ヲ網ノ岩ノ如ニシテ、一方二十二ツ、ウラ表廿四ツケヨ、糸ニテ五處ツルベシ、

重厚にして華麗な、威厳を示す架であって、ここに据える鷹は天下の名鷹に見えたであろう。

さて、「鷹経」の「入田放鷹法」には、犬の使い様が載っていたが、「弁疑論」はより平易にかつ具体的に説いている。

まず、放鷹術と共に犬飼が渡来したことに触れ「爰ニ犬ノ吾朝へ渡リシハ、神光ト云人黒駿ナル犬ヲ

牽テ敦賀ノ津ニツキタリ、名ハトマホコト云ナリ」と伝える。

犬飼ノ作法は、山口において草を叩いてやることから始まる。山に入れば一町に一度、草を「犬飼ノ杖」でたたいてやる。えものを嗅ぎ取つて犬が鼻を付ける時「掛聲ヲ揚ルナリ、エイホウ、タリト云、鳥ノタツトキ、鳥サケビ三聲イカニモ高カルベシ、雉鷹トサケブナリ、鳥タツト云心ナリ」とある。これは犬飼が鷹飼に知らせる合図である。鳥を嗅ぎまわり疲れてくる犬には休息させたり励ましたりするが、その時の声つかれこえ（勞声）は「エイエイ」というなど細やかである⁽¹⁵⁾。犬を牽く繩（縹）は長さ八尺の根藤を編んだものだ。

犬飼の装束は異風なものである。赤い帽子を冠り、「赤革ノ袖ニ、無文ノ身ニ薰革ノ袴⁽¹⁶⁾」とあるのは、鷹飼が視認し易く、叢中を踏み分けるのに丈夫な革袴という点で機能性を重んじたためである。鶴飼の犬飼は「青地ノ帽子ニ裏赤」いのを用いたとある。

ところで、「鷹経」には触れられていないが、「犬飼山神ヲマツルトキ」の儀礼があつたという。狩場の神祭りのことであつて、「先玉女ノ方ニ向テ笠ヲ着テ春ハ雌ヲ用、金ノ羽ト云也、秋冬ハ雄ヲ用、銀ノ羽ト云ナリ」、つまり、笠に雉の羽を捧げて祭るのである。「玉女ノ方」とは東方をさす。「弁疑論」は祈願の文を次のように掲げている。

再拜々々、此郷里爾祝給布有情無情乃御神達、吉日良辰乎以氏玉乃雄玉乃雌乎奉留者也、御鷹乃聽安久志氏羽

早久、御馬乃蹄平賀爾志氏、犬飼乃聽安久志氏、犬乃鼻明禰、鈴乃音乎誤良須、谷乎渡良須、峯乎越須、玉乃雄乎百千數取世
 給止申須、春ハ金雌、秋冬ハ銀雄、

異説、

再拜々々、今日玉姫社家乃御神達、黒妙乃雄、白妙乃雌、百羽千羽取良佐世給得、一息ニ云ベシ、

犬の善悪毛色の吉凶が獵果を左右すると考えていたようだが、概ね、白犬を善しとした。

先に大臣家大饗における「御鷹飼渡」に際して「鳥柴」のことに言及したが、「弁疑論」ではこのことについて「経ニハミヘズ、然ドモ上古ヨリ定メルヤウアリ、」として、図示しつつ、簡潔な説明を施している。この鳥柴に関して、堀内勝氏は「鷹匠と食文化」という論稿において、具体例を図解を加えて考察しており参考になる⁽¹⁷⁾。堀内氏によれば、「トシバとは、こうした「鷹の鳥」などの狩の獲物を他人に献上する時の進献法の一つであつて、木の枝に付けたものを言い、鷹狩りが盛んであつた平安時代から流派の発展に伴い、多岐に技芸化されて続いたものである。こうした鳥のつけ方には大別五種類あると言つて良い。①野掛け、②鳥掛け、③小鳥掛け、④兎掛け、⑤鳥苞⁽¹⁸⁾である。」とまとめている。さて、「弁疑論」の記載に立返つて論を進めたい。そもそも「鳥ヲ木枝ニ附ル」法度は上古より次のようであるという。

春ハ梅櫻柳、秋冬ハ鳥柴、冬至ヨリ後ハ梅ヲ用タリ、木ノ長サ五尺五寸ニ切テ枝ヲ三ツ殘シ、同葉ヲ

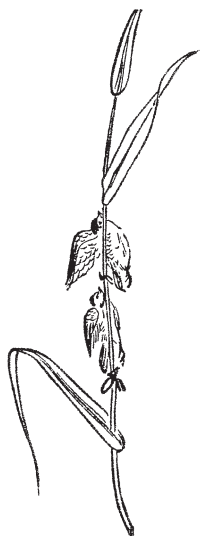
モ三ツ、ヲキテヨキヤウニスカシテ、本ヲ一刀ニソギテ少角ヲトルナリ、本ノ枝下五寸藤カヅラヲ以テ結付ルナリ、第一ノ枝ヲ踏ヤウニ眞木ニ着ベシ、鳥ノ兩方ノ火打羽ノ三ツメヲ殘シ、葛ヲ以テ頸ト共ニ掛テ、シルシ付ニ結付ルナリ、木ニ付ル所ハ二卷シテ片輪ヲ殘スベシ、輪ハ鳥ノ右ノ方左イニノコスベシ、(中略)柏木ヨリ葉セバクマロクシテ、ヲモテウラニ毛生タルヲ鳥付柴ト云ナリ、



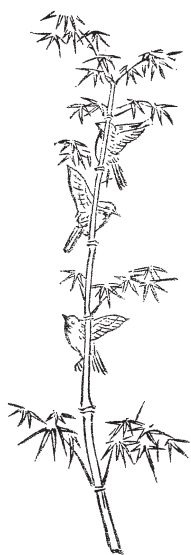
前ニ云ガ如ク春ハ梅櫻柳ヲ用ナリ、又鳥柴ハ四季ニ用ベシ、春ハ雌ヲ上ニ着ベキナリ、



次に兔を木に付けるきまりもあるが略す。また、「小鳥ヲ着ル事」とあつて、長さ五尺五寸余の荻の枝を割つて挟み結ぶとし、「葉ヲ本末二三残スベシ、鶉ノ頸下兩ノ羽ヲヒラニハサムベシ、藤葛ヲ以テニ纏シテ片ツワニ結ナリ、」とあり、次の図を示している。



「雀ヲ竹ニ付ルコト」もあつて、「トマリタル如クニ付ベシ、數ハイカホドモクルシカラズ」という。竹の節と節の間を割つて挟んでいる。



ではいったい「鳥ヲ木枝ニ附ル事」にはどのような意味があつたのであろうか。このような儀礼は外

国の鷹狩には付随していないと考えられるから、我国の平安王朝文化に特有の儀礼であって、その伝統美に憧憬する中世社会が大いに歓迎したものと見えよう。

特に、鷹のえものを「生けるがごとく」あしらって、葉や笹のついた草木竹に結わえる鳥柴の儀礼は、貴人に対する敬意の表現にはかならない。あるいは逆に、貴人が臣下の者に対する饗応として鳥柴を授けることもあった。鷹狩のみやげであったり、鷹野見舞いに対する賜禄としても、これが活用されたのである。

「弁疑論」には、鳥柴を「人ニミスルトキ」の礼法もある。また、皇子誕生に際しては殿上人は、鷹の鳥を松に着けて献上する、とも見えていることも傍証となろう。

再三にわたり紹介してきたように「鷹経」には見えないけれども「弁疑論」著述の時点で見過すことのできない事項について、持明院基春は拘っている。そのため、必ずしも「鷹経」の事項順をたどって書いていないのもやむをえない。

たとえば、「鷹経」では^レ調養^ノと^レ養^レ鷹法^ノは中巻の初めにあるのだが、「弁疑論」では終末のあたりに記載されている。

實際上、鷹術にとって最肝要と思われるのが、鷹の調養法^ノであることはいうまでもない。「弁疑論」はどのようなとらえているのであろうか。便宜的に三点に分けてみる。

(1) 羅鷹あがけだかの調養

まず、捕獲用の網について。「經ニハ不見」とあつて、「諸ノ獵師ノ用ルハ、國々ニカハリタルナリ、シカレドモヒロサ一丈一尺、高サ八尺六寸、下五尺五寸也、網串三本口傳アリ、」とする。この網の製法は漁撈用のものと同様であろう。但しできるだけ網目は目立たぬよう細いことが条件となる。各地で種類が多かったとある。

羅鷹の調養については無論「經ニミヘタリ、」である。本研究では既に先述しており、省略したい。但し、と「弁疑論」は記し、「但鷹ニ依テ五日六日すえあげ撃ベキモアリ、一日二日ニ心折ルモアリ、鷹ノ性マチ／＼ナリ、」とある。これは、実体験からうまれた所見であろう。無理強いして撃げると「野心ヲ失い「生鳥ヲミテモ」鳥を取ることを忘失してしまうものだという。「鳥忘」という、見込みのない鷹である。

「心深キ鷹」は、「野心失セズシテ」鳥を捉る。「ヤウ／＼馴ルニ隨テ、食ヲ以テ延呼餌ヲアタヘヨ、」そして数日後に雉をなげうち与えとらせよ。山回鷹やまがえり⁽¹⁹⁾は網で捉えたその日に「微温湯ヲ以テ鷹ヲ浴テ撃ヨ、」という。湯を浴せて羽濡れ、ば「闇處ニテ拳ニヨクスハルベシ、」とあり、夜は「轆轤架ろくろはこ⁽²⁰⁾」に繫で「暁ヨリ拳ニ撃ヲウゴカサズシテ鷹ヲ快ク眠セ、」というのである。

(以下は薬餌の調合法・投与量などについても述べているが省略する。)

(2) 巢鷹の調養

ここでは「經ノ如ク尤妙ナリ、」として「鷹經」の方法がよろしいと断定している。ただし「古人云、」として、「巢鷹ヲ調入コトハ、糊毛ノ時ハ藁ヲ以テフゴヲ作り、蓬ヲ多數テ巢ノヤウニシテナスベシ、新キ餌ヲ骨ヲ細ニシテタ、キテアタヘヨ、牙花毛マデハ餌ヲ洗ズシテ飽クマデカフ⁽²⁾、」糊毛とはのり⁽²⁾で巢鷹のまだ白い毛をいう(『放鷹』鷹犬詞語彙、なお、『牙花毛』は同書に見えない)。

巢鷹はこのように幼鳥より育てるのであって、「一ノ羽漸ク生定テ足緒ヲ着テ」^{すえあ}「^{すえあ}」^{すえあ}、それから足緒をつけたまゝ、外架に常々つないで日光浴をさせ、ついで尾羽が整ったなら、水浴びをさせよという。

そして、手を放さず^{すえあ}「^{すえあ}」^{すえあ}に「置繩ヲサシテ呼ベキナリ、」つまり、足革に付けた長さ三十〜四十尋ほどの細繩を巧みに餌を見せながら使い訓練する。

手放の日がくれば、「何ニテモ得ルニマカセテ捉カフベキナリ、」とあるが、「鷹經」には右のような親切な手ほどきはなかった。

(3) 鳥屋出の鷹の調養

まず「其説マチ／＼ナリトイヘドモ、掌飼ノ學得タルヤウニヨルベキカ、」とあるのは、「鷹経」の時代も同様の苦心をしており、鷹飼の最も乗り超えるべき課題であったのである。「弁疑論」ではおよそ十日間をかけて調養に専念していることがわかる。

その過程において、餌(鶏の赤身肉)・堅塩・粉薬・水・湯浴、夜据えなどを行うのである。

以上三点こそ鷹飼の三原則とでも評し得ることだが、「弁疑論」に見るごとく、中世後期・戦国時代に入る頃には、このように平易で懇切な鷹書が成立していたということを重視したい。当代、全国に割拠する戦国大名層が鷹術を必要としていたからであろう。

〔下巻〕

鷹飼の誰もが例外なく悩んだのは鷹の病いであった。「鷹経」下巻はそのため記述されたが、中世の鷹もまた同様であった。

「弁疑論」では既に中巻において、鷹の健康を診るためには「朝外架へ出スニモ、素手ニテ鷹ノネツ(熱気)キヲミルベシ」と注意している。なぜなら「何ニテモヤマイツクタカハ熱氣有ベシ、」だからという。

ふだんから、細末にした堅塩をはじめ数種類の薬餌を与えるべきことも強調している。その一、二例を示す。狩のため山に出る時の薬は、「カジカ東ヨリ流ル、川ニ有ヲ用、古酒ニヒタシテ焼、五八生等分ニ合テ雀ノ胸一

包ホド鷹二用、兄ニ⁽²²⁾半包アタヘヨ、とある。それから、日常の薬餌は次の七種を等分に合せて用いるという。すなわち「茯苓、^生天南星、^{毒生去}土豹、^{焼ウク}白朮、^{レカウベ}白馬ノ三日月骨、^{アシゲノ馬ノ下ア}鶏ノ爪、^焼鹿茸、^{フクロツ}」の七種をあげているが、これらはいわば滋養強壯の常備薬であろう。

「鷹経」には鷹の病は十三病あると伝えており、このことに関しては本書第二章第二節においてすでに触れた通りである。「弁疑論」では、まず十三病を一々取上げ、「鷹経」の処方方を平易に示している。そして「又云、」として、「経ノ説」には無い方法を次々に述べている。それは筆者、持明院基春の時代までに集積された処方歴に基づくものであった。治療に炙も施されるが、やはり数多くの薬種が紹介されている。

「又云、」で効果あるとして記されたものを羅列してみると以下のようである。その羅列にどんな意味があるか訝しいかもしれない。しかし、鷹の病に向き合う鷹飼の懸命の努力が髣髴するのみならず、当代の漢方(獣)医の水準を知る手がかりにもなるであろう。ただし煩瑣を避けたいのでここでは病の症状及び投薬・餌飼の処置については触れない(煎じる・焼く・粉にひくなど製薬法にも及ばない。ただ、原料としている物の名を列挙した)。鷹病のうち三例だけ挙げる。

①目病 丁香・生姜・枳・杏仁・龍腦・朱(水銀)・エン砂・野老・山葵・檳・黄檗・卯の木(白皮)・

サイカチ・ツツジ・^(ホオジロ)鷓ノ羽・鷓ノ羽・鷓ノ羽・貂ノ骨・唐墨・熊膽・麝香・ヒル・明礬

②鼻病 檳・苦(參)辛・百草・丁香・榎アセレン・木通・芹・紫大根・辛葦ニラ・川芹・甘草・干棗ナツメ・辛蒜ニンニク・梨・柑子・

葵・山桃・生姜・胡麻油・麝香・虻・蟬・能膽・銅錢・銀

③足ノ腫 ユリノ根・卯ノ木ノ白皮・黏・漆・サイカチノ実・犬蓼・雪ノ下草・早稻藁・檜脂・藤瘤・

沈香・松茸・ヌルデ・鹿茸・天南星・麻ノ根カラムシ・苧・車前草・蓬ノ葉・猫ノ骨・辛螺ノカラ・

南星蝮・栗ノ木ノ蟻・蝮・麝香・牛ノ皮・唐墨・伊予砥屑・銅錢・古酒・米酢・塩・膠・朱

鷹の病の中で「古往今來治スルニ方ナシ」と断言された病がある。「鷹経」では「肉癥」と称し、「弁疑論」では「胴茸（気）」と呼んでいる。羅鷹に多く発病し巢鷹には稀であるという。

病状としては、初めは頻繁に身振いし、しだいに毛を逆立て乱す。「眸子寂寥トシテ黒眼チイサク、白眼大ニシテ遠物ヲ見時ノ眼ノ如シ」という。日々、食が減り、害癥が腹下にできる。「千死ナル病」であり、灸治が最もよい、としながら、種々の薬方を講じてもいる。「萬病圓」と号する薬に注目したい。

或問、胴氣ト云病ハ源ハ何ヨリ起ゾヤ、

答云、物ニフレテ血滯テオコルナリ、候見ニハ脈アリ、脾胃サキト屎袋トノ間ニウゴキヲトルベシ、指ヲ按ヘテ試ベシ、

薬云、人參、甘艸、生地黄、茯苓、沈香、丁香、鷹、円焼薬師艸、右等分ニ合、麻ノ皮ヲ剝テ卷合テ、
黒焼ニシテ餌ニツ、ミテ哺ベシ、又鼻氣ニハ川芎ヲ粉ニシテ加入ヨ、萬病圓ト號スルナリ、

これは「気胴茸」の病いの処方十例のうちの一例であるが、特に「鷹、円焼」とある部分を問題視したい。というのは第三章・注(9)において触れたことだが、人間の難治の病いにも効果があると信じていたと考えられるからである。

鷹の病いに関する「神家」の説の引用例は「気胴茸」に一例あるのみである。その理由は諏訪の神鷹また贅鷹の鷹の多くが巢鷹から調養されたゆえ、病いに強かったか、あるいは秘事として他に語らなかつたからかもしれない。⁽²³⁾

なお「弁疑論」では「鷹経」の十三病のほかに、打撲・大風・欠羽・羽虫・物狂・泻気・虱などを追加して処方を記している。

以上が『鷹経弁疑論』の全体像であり、『新修鷹経』が我国古代を代表する鷹書であるのに対し、中世における鷹書の代表とみてよいであろう。^(近世を代表するものは『荒井流鷹書』²⁴である。)

ここまで私は、両者を比較しながら論じてきたけれども、「弁疑論」に固有の特徴が存在したことを指摘しておきたい。それは、鎌倉後期以降に詠まれた短歌・連歌の中から、鷹にまつわる歌を引用して、

いくつかの事柄を敷衍している、という点である。その例を示しておく(表記は「弁疑論」のまゝとする)。

○「西園寺相國⁽²⁵⁾ノ御哥ニ、餌袋ニカレカハキタル古置餌サシテ用ナキ身ヲゾ捨エヌ⁽²⁶⁾トアリ、」

○「又云、キノフマデ野心アリシツミ^{ハシイ}タカノイツシカケフハ軒羽ウツナリ⁽²⁷⁾、」

○「起鳥ヲ艸^草トルタカニクハセシテ翳^{ほし}スラセツ、又ゾ狩行⁽²⁸⁾」

○「又、云、結ブベキ谷水モナク凍井又雪^奥ヲクダキテタカヤカワマシ」

○「西園寺百首⁽²⁹⁾ニ云、寒キコト我ニヤ似タル嗅スサム犬サヘモ又身ブレイヲスル⁽³⁰⁾」

連歌についても、一句だけではあるが、引用例がある、

○「又二條撰政ノ連歌ニ云、ケシキハイカニ紅ノタカ⁽³¹⁾」

実は鷹狩を詠んだ歌や連歌の集には、次のようなものが知られている。

①後京極殿鷹三百首 (伝京極良経)

②鷹三百首和歌 (伝藤原定家)

③鷹百首一卷 (慈鎮和尚)

④鷹百首一卷 (西園寺公経)

⑤小鷹部一卷 (伝藤原定家)

⑥ 龍山公鷹百首

（以上『新校群書類従』
第十五卷 鷹部所収）

〔東求院殿龍山公鷹百首〕

⑦ 後普光院殿鷹百韻連歌 二條関白殿

（二條良基）

⑧ 梵燈庵鷹詞百韻連歌

（朝山師綱）

⑨ 箸鷹和歌文字抄

（浅利兵庫助政義）

（『統群書類従』第十
九輯中 鷹部所収）

といった、これらの歌・連歌はどんな目的でまたどのような場で作られたのであろうか。そして、その作者は確定できるのか。解答は難しいが、④⑥⑦⑧⑨については確言し得る。目的と場について述べれば、先の「弁疑論」の例が参考となろう。すなわち、鷹飼に伴うものであって、鷹詞を詠みこんで狩の情景や慣習（儀礼）の理解を助けるねらいがあったのである。したがって、単に歌の列挙だけでは、理解が進まないけれども、「弁疑論」のようであれば、印象が得やすいことになる。

それらの歌は、一人の作者が詠んだものではあるまい。鷹狩好きな公家・武家・鷹飼などが寄り集まって、催した歌会・連歌の座などで詠まれたものを撰録したと考えられる。

さらに、右のような歌集は、書写をくり返し流布するわけであって、鷹術に練達する者たちによってそらんじられるほどになって行ったとも思われる。

ところで、持明院基春はもう一つの鷹書『責鷹似鳩拙抄』（『続群書類従』巻第五四六）という一卷をのこしている。鷹

を責め馴らし、鳩のごとく従順につかう、という意味である。これは首題の注に（持明院十卷書之中）よ

り抄記したもの、と見えており、奥書に「右抄者爲^二旅宿^一隨身、諸抄取合注付之、秘説等之條可^レ禁^二

外見^一、於于外題新作、汗顔々々、永正三年春二月日 左金吾將軍藤（花押）」（一五〇六）とあって、筆者が請わ

れて京を離れ国々へ鷹術を伝える際に活用したことが分かる。したがって「鷹経弁疑論」のように詳細

ではないけれども、鷹術伝授の要点集として評価できよう。あるいはまた、守護大名・戦国大名や国人

領主層の鷹飼が、基本的にどんなことを学習したいとしていたかが推察できよう。そして、「弁疑論」

の作者らしく、説明は平易で簡潔である。漢字まじりの平仮名で書かれている。

すべて一六二の事項を列挙しているが、別段、体系的に配列している訳でもない。これを分類してみると次のようであって、地方の鷹飼がどんなことを知りたがっていたかが分かるのではないか。同時に持明院基春が何を必須のものと考えていたかも推察できる。

- ① 鷹の脚のつなぎ方・架の規格。
- ② 大緒の長さ・結び方。
- ③ 尾羽の文様。
- ④ 鷹のつめ。
- ⑤ 白の鷹。
- ⑥ 山緒（鳥・雉おんとり、めんとり）・兎。
- ⑦ 田緒（鶴・雁）。
- ⑧ 鷹の受渡し。
- ⑨ 鶉の竹・荻につけ方。
- ⑩ 鳥柴

の請取り渡し。⑪鷹の薬。⑫鷹の信仰。水筒。

以上のうち、⑤⑪⑫について、少し補足しておきたい。⑤は古来、雪白の鷹といわれ、名鷹とされるが、本書では「はくさい国(百濟)の鷹なり、かうらい鷹(高麗)であって、わが国の巢鷹には無い、としている。⑪は「弁疑論」でも詳述する薬のことだが、「責鷹似鳩拙抄」においては、四九種の病傷の処方について平易に示している。

⑫は(ア)「神社俸幣(奉)のために鷹を奉には、架を社の左の方に、かぶきの木を社の方になしてつなぐべし、つなぎやうは常のごとし、」とあり、神鷹のつなぎ方を教えている。「又鷹の祈禱のために参詣中つなぐ事有」とも述べている。(イ)「陣にての架、敵陣の方へ鷹の後を不成様に、陣所の左方に可結也、」とあって、中世を通じて重んじられていたにちがいない。(ウ)「一鷹野へ出る時祓をする様、南無山神、南無土神、南無水神、散供再拜と三べん唱て、たかを鞭にて打祓て出べし、但田物には水神を一番に唱べし、人の見ざるやうに勤べし、」ここでは山神・土神・水神はみな垂迹神として拝されている。田物とは雁・鴨・鶴など水辺の田に降り立つ鳥のことである。

(エ)「山申の事、此文を三反唱て、梅の直板(スライ)を一立て、草を刈立たて横に七重にしきて、白餅(コシシロ)七鱸一酒を備べし、残たるをば鷹匠犬飼迄食べし、女にいろはすべからず、鱸なくば鰯を用、是一年に一度始

而野に出る時おこなふべし、寅申の日をよしとするなり、」

以上⑫(ア)(イ)によって、中世の鷹に付与されていた靈性がうかがい知られるし、(ウ)(エ)によって、鷹野(山・田)の神慮に叶うべく、除祓、供献、祈念などを重んじていたことが分かる。

以上を要するに持明院元春の行為は諏訪流のように贄鷹を主流として展開する鷹術とは相異して、わが国の伝統的放鷹術に立脚したものとして、中央・地方に歓迎されて行ったと考えられるのである。しかも、平易にして的を射た用語を以って浸透し、中世以降の鷹書にも大きな影響を及ぼしたものとみることができるといえる。

私はかなりの紙数を費して、論じてきたつもりであるが、なお、他方においては、ほぼ同時代におけるもう一つの鷹書『蒙求臂鷹往来』を次に考察する必要があるのである。

注

- (1) 引用史料中の傍線―(分ち書き)部の「口伝」とは、貴賤の差に応じた作法を意味しているであろう。
- (2) 鞭むち(策)。「山藤の蔓、長さ約三尺、先端を叩き房の如くにし、元の方を尖らす。口中の汚れを洗ひ、羽翼を整頓するに使用す。」(『放鷹』第四篇 鷹道具)。鷹受取渡し時には必ず、鷹の翼毛を整える。
- (3) 架にある鷹に餌を見せてはいけない。生鳥を見せてもならない。つねに甘餌を少しずつ拳にてみせ。飼うよ

うにせよ。という。

- (4) (5) いずれも『放鷹』鷹詞語彙には見えないが、この鷹術は鷹との微妙なかけひきである。
- (6) 拳に据えるという表現もあるが、鷹の重さを支えるには臂にすえるのが合理的である。
- (7) 鷹飼のことを掌飼と呼ぶ例が多いのは、本項に見えるように、置餌・甘餌・手骨などの餌を掌によって与え、手懐けるからである。
- (8) 野の小鳥の頷おとがしの皮を剥いたものを鈴敷に用いたもの。
- (9) 鈴敷に綾織物(裏は柳色青地の錦)をつかう。
- (10) 「鈴着ノ緒ハクスベ革或洗革。鈴持ハ表錦革ウラハ五面革。ミナウラハ白革也。」とある。
- (11) 「鈴着ノ緒ハ赤革。鈴持ハ連雀ノ尾ノ前ノ赤キヲ蠟ヲ以テ」つけるという。
- (12) 「檜鳥ノヒラ千羽ヲ取テ重テ鈴持ニシテ。鈴着ハ色々ノ糸ヲ組テ用ユ。」とある。
- (13) 鷹狩にはよく訓練された犬が無くてはならない。架衣に犬の足型を染め付けることで、鷹の守護としたのであろう。
- (14) 「長サ一丈七尺。木に三寸。」(木の)本ニ鷹(たい)ヲツナギ。末ニ兄鷹ヲツナグ」という。二居は間隔を十分とっている。鷹と鶴をニツ架につなぐことはない。
- (15) 犬を操る声には区別があつて、疲れて集中していない時は「クエクエ」、鳥に出会ったときは「ホウホウ」などという。
- (16) 襦うちかけ襦(脇の広さ五寸五分、袖口五寸)は無文、袖が赤革。袴はくくり袴である。
- (17) 『vesta(季刊ヴェスタ)第32(一九九八秋)・第33(一九九九冬)・第36号(一九九九秋)』味の素食の文化センター。ここでは「弁疑論」のほかに、内閣文庫蔵「吉田流鷹書」・「徳丸志摩入道家養鷹之書」・「鷹絵図文書」・

「斎藤朝倉両家鷹書」・「小笠原(流)鷹書」などの図を紹介している。

- (18) 「トリツト」。鳥裏と書く。萩や萱を編んで作った円筒型の裏に季節の草花をあしらひ、そこに「鷹の鶉、雲雀」などを葛で結わえつけたもの。なお、(17)第36号参照のこと。

- (19) 年を越して山で毛を替えた鷹。「鵠」とも書く。(『放鷹』鷹犬詞語彙)

- (20) 製陶用の轆轤の形をしており、架木に止まるよりも、足指をひらいて平面に乗せたまゝであるから、鷹は安静にしていられる。

- (21) 飽きるまで、餌を与える、ということである。

- (22) ここにある「鷹・兄」の^(ヨカ)のごとく対句的に用いる場合は「鷹」は「弟鷹」^{ダイ}のことであつて、「大鷹」^{ダイ}と表記することもある。「大鷹」をオオタカと読まないように注意したい。

- (23) 諏訪流の鷹書『禰津松鷗軒記』(『群書類従』卷三五七)には、鷹の病いに関する記載は無い。ただし病難除けとして、次のような記事がみえる。

「一みす尾の事、新玉の年のはじめに、雉のあぶらお取て、かひごのわたにしめして、足緒の中にくけ入てつかふべし、是は諸病をのぞくまつり也、」

- (24) 禰津松鷗軒^(鷗)の門人荒井豊前寺の書になるものを徳川將軍家に仕えた一門の御鷹方たちが、寛文三年(一六六三)二月に書写した旨の奥付がある。(『統群書類従』第十九輯中卷第五四八所収)

- (25) 西園寺公経(一二七―一二四)鎌倉幕府と密接な関係を保つ。太政大臣。久仁親王(後深草天皇)の外戚。

- (26) 鷹の忌詞「置餌サ、ズ」になぞらえた歌。三条院の御鷹飼忠兼が一夜通いし妻の元に餌袋を忘れてしまったという故事がある。

- (27) 狩場から帰った鷹飼が家の軒端に入る時、拳に据えた鷹が、背を低めて軒を避けるほど馴れているさまをよ

んでいる。

(28) 鳥を獲えた鷹に、ほうびとしてその鳥の肉をどのように与えるか、という項目に引いた歌。ただし「鶴ヨリ已下ノ鷹ハ皆小鳥ノ脳ヲアタヘテ狩ニ行ベシ」とも。えものの丸(心臓)を与えることを「クハセスル」と云う。清水を注いで与える。背を草で拭うしぐさを詠んだのである。

(29) 西園寺公経『鷹百首』一卷。西園寺家は持明院家と並ぶ「鷹の家」として知られる。この歌は同書十首めに載せる。

(30) 「犬飼ノ作法」の項にある。身振いをする犬とは疲れはててやる気をなくした状態をいう。

(31) 「代々ノ奇鷹」の項に引用されている。「八幡ノ宝前ニ鳩トヒトシクコモ」っていた「鳩屋」という紅文(クレナイフ)の鷹のことである。兄鷹を殺された鷺に復讐を遂げたという。また、「平賀の鷹」が内裏において一夜のうちに紅になってしまったことともいう(「定家問答」)。

(31) 大坪 舞氏「持明院基春による鷹書編纂―『責鷹似鳩拙抄』と持明院家旧蔵書の比較を通して―」
(『立命館文学』第 六三〇号(二〇一三))によれば「左金吾將軍藤」は持明院基春のことであるとしている。また同氏は、持明院基春が「応仁の乱以後、主として美濃にて過ごしており」養鷹法を心得ていた土岐政房(長祿元年―永正十六年)と接触していたことを指摘している。

(二) 『蒙求臂鷹往来』の意義と影響

鎌倉時代の末期から室町・戦国時代にかけて、いわゆる「古往来」^{こおうらい}の編纂が相次いだ。「古往来」の先蹤は、平安後期の『明衡往来』^{(治暦二年(一〇六六)没の藤原明衡の作)}とされる。以後この書は鎌倉時代以降、江戸初期まで写し取られている。

「古往来」はその後、季綱往来・東山往来・西郊往来・釈氏往来・貴嶺問答・十二月往来・御慶往来・手習覚往来・異制庭訓往来・続庭訓往来・十二月消息・庭訓往来・富士野往来・消息往来などが次々に成立また書写されるに到った。そして極めて特異な蒙求臂鷹往来の成立をみる。⁽¹⁾それは、書名のように、鷹調養と鷹狩を中心とした「消息のやり取り」であるが、十二か月分の消息は問答形式によって書かれている。鷹調養と鷹狩を専門とするこの書は、やや先の時代(東山期ごろ)成立の喫茶往来という特定の芸道についての応答集に触発されているかと思われる。また、この書名の由縁は、唐の李翰が著わした『蒙求』にあると考えられる。すなわち「童蒙の求めに応じて古来の有名な興味深い故事説話」を集めたものに倣ったのであろう。宋の徐子光の『補註蒙求』はすでに鎌倉末〜南北朝期に我国に渡来しており、「蒙求」の用語はよく知られていたであろう。⁽²⁾それはともかく、蒙求臂鷹往来は、松田宗岑^{まつだ そうしん}(明応三年(一四九三)〜永祿二年(一五五九))が息女の問いに答えて書いたものとされている。松田宗岑というのは法名で、俗名を左馬助

元藤と称した。⁽³⁾

松田宗岑は朝廷御厨子所に仕える「御鷹飼」の家・下毛野氏の弟子であつて、それゆえ、古代く中世の伝統的な鷹狩に関しては専門的な見識を有していた。

ところで、蒙求臂鷹往来の本文中にはしばしば「経にはかくかくとある」という意味の表現が見える。

この「経」とは既に本書第二章第三節で述べた『新修鷹経』三巻のことであつて、鷹書の原典とみなされてきた。さらに、『新修鷹経』に準拠した鷹書に『鷹経辨疑論』(文亀三年)がある。⁽⁴⁾この鷹書は、持明

院基春の著になるものであり、鷹の相の良悪・巢鷹及び羅鷹、野行幸次第・鷹狩装束・鷹受渡・田獵・鷹具・鷹の病と療法などについて、問答形式でかつ平易な表現で、漢字・片仮名交じりで書いている。

また、鷹の図三体には、これも平易な絵解きを用い、羽根の文・尾羽根十二枚の名称・脚纏の図・鞭・

鳥柴などの図も示している。『新修鷹経』が全て漢文体で書かれているのに対して『鷹経辨疑論』は多

くの鷹匠たちに歓迎されたのではないだろうか。また、『鷹経辨疑論』成立後四十年ごろに書かれたは

ずの『蒙求臂鷹往来』には、両書を強く意識した記載がみえるとともに、独自性を表わす意図をもつて

いたことも察しられる。『鷹経辨疑論』のような形式を取らずに『新修鷹経』式の漢文体を用いながら、

当時流行の古往来の様式を用いた点と十二か月に分けた点に工夫がみられる⁽⁵⁾。

注

- (1) 石川謙氏「古往来の編纂年代及び普及の個別的考察」『日本教育史學會紀要』第二卷（昭和二十年）
 - (2) 柳町達世氏『蒙求』中国古典新書（昭和四十三年 明德出版社）
 - (3) 石川謙氏編『日本教科書大系往来物第二卷古往来（二）』（昭和四十二年 講談社）
 - (4) 中澤克昭氏「公家の『鷹の家を探る』——『基盛朝臣鷹狩記』は基盛の著作か——」（『日本歴史』第七七三号・平成二十四年十月号）によれば、『鷹経辨疑論』（文龜三年（一五〇三）成立）及び『青鷹似鳩拙抄』（永正三年（一五〇六）成立）の著者・持明院基春は、平安末期～南北朝期を通じて「鷹の家」として知られた西園寺家と密接な関係を有してきた家を自負するものであったという。
 - (5) 従来わが国の鷹狩通史や鷹書の研究において『蒙求臂鷹往来』を取上げたものは少なかった。わずかに、新村出氏は『南蛮更紗』（平凡社（東洋文庫596））において、かんたんに紹介している。戦後では、弓野正武氏に「平安時代の鷹狩について」（『民衆史研究』第6号）がある。また同氏は「古代養鷹史の側面」（『律令制と古代社会』竹内理三先生喜寿記念論文集上巻昭和五九年九月東京堂出版）において、『蒙求臂鷹往来』の内容を略説して次のように述べている。「この史料は京における養鷹の盛行の条件が、全国の鷹仕・鷹飼によつてもたらされることを如実に示している。このことは全国的に鷹の捕獲・調習・放鷹が行われていたことを示唆するものであり、鷹が京上される過程には商賈的性格を併せ持つ多数の鷹仕・鷹飼の存在が介在していたことを推定させるものである。」
- さらに、中澤克昭氏は「鷹の世界——鷹狩と諏訪信仰」（五味文彦編『雲龍』中世平成十二年）において『蒙求臂鷹往来』十二月条に見える鷹書を含めた「16世紀以前の主要な鷹書」55点を一覧表にして紹介している。さらに、二本松泰子氏に『中世鷹書の文化伝承』（三弥井書店平成二十三年）及び「諏訪貞通の鷹書——諏訪信仰の誕生をめぐる」（國學院雑誌平成二十五年）があって、同書七月条にみえる「諏訪社神事・御射山祭」に言及している。

「蒙求臂鷹往来」の主要内容

付記① 本欄中最上部に「第 条」及び「月」とした欄は、原文には無く、『日本教科書体系』本の「目次」に準拠したものである。

② 「地名」として示したことによって明らかのように、この往来の中心舞台は京都（とりわけ禁野周辺）及び近江・丹波・河内地方であり、鷹交易のルートとして美濃・信濃・陸奥方面であったことが分かる。

第条月	日付	差出	宛所	主 要 内 容 ・ 地 名
一（往）	正月五日	能登守某	信州大守	年始の田獵、狩装束、山神献奠、鷹術初心の春秋丸、百舌鳥の撃習、小鷹の習得、越前国 菓子下しの雀鷓、架に繋ぐ術、（春秋丸の臂鷹学習を許してほしい）
（復）	正月五日	信濃某	能州宰吏	年始の鷹猟、鷹政繁昌、田獵の吉日は来る九日、鳥立の勝地は西山辺、芹川は代々聖主御狩の舊跡、初鳥狩、山霊の祭の献酒と祭文、犬飼の心得、列卒爛酔の戒め、泊り鷹山飲酒の戒め、当道相伝、春秋丸教育の見込あり、

第二節 『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』

第条月	日付	差出	宛所	主 要 内 容 ・ 地 名		
(復)	二(往)	(復)	三(往)	(復)	二(往)	第条月
廼刻	孟夏初六	乃刻	沽洗初九	即時	夾鐘上七	日付
大膳大夫某	縫殿頭某	越前大椽某	山城権介某	主税頭某	主計頭某	差出
縫殿頭	光録卿	雍州別駕	越州司馬	慶支郎中	倉部郎中	宛所
放擲の鷹、諸鳥の雛多し、 <small>深草</small> 雀鷓・悦哉による狩、鷓・佐保姫鷹、夏飼の法、養雛鷹法、入屋の吉日、山神の祭、鷹部屋の構造、浴船、 <small>筒川庄</small> の隼巢子	雀鷓・悦哉による鷓雛狩、 <small>深草</small> 鷓狩、 <small>霞羅鷓</small> ・藤文の兄鷓、鷹入屋の心得、丹後 <small>筒川庄</small> 鷓川庄隼巢子、一天大乱、鷹学習の月	鳴鳥の狩興行、鈴目、手犬の鈴、 <small>北山</small> 賀茂大明神に人禽保運を祈る、 <small>交野</small> の狐獲は下上賀茂神の贄とす、差羽の注意点、木板、鷓、獲物を花朶に着ける、桜狩、夕鳥狩(天智天皇の夜月放鷹)	鳴鳥狩、 <small>賀茂山</small> <small>賀茂郷</small> 鈴目を差す、鳴の鳥柴(桜枝)、小鷹狩、賀茂大明神の贄鳥、鷓鷓・差羽、	狩子二行、犬飼六人、助鷹飼十人、馬上十騎(編笠・赤革袖・薰革袴)、山口祭(祭文・山神)、勝負の小鷹狩(鷓の数により勝敗)、信濃守	信州興行、 <small>交野</small> 、御野奉行秦延兼、卅六人の供御人、狩装束(水干・下濃袴・茜染衣・平行騰・腰裘)	主要内容・地名

第条月	日付	差出	宛所	主 要 内 容 ・ 地 名
五(往)	薙質上二 <small>(すいびん)</small>	某	左衛門大天殿 人々御中	〔諸寄庄〕の隼巢子、一巢 <small>大二羽</small> 、大は白鳥・菱食以下を獲る、小は雁・青鷺以下を獲る、雁獲りの心得、鳥筏・千石頼房、豊後守盛長、〔甲斐国〕山中の巢子鷹
(復)	仲夏初七	某	源左衛門尉	至極の逸隼、東国より已達の掌飼上洛、二鷹を用いて鴻鵠を獲る、信濃守貞通の遺跡、貞通の譜録、甲州山中の巢鷹、米光の像一幅 <small>圓忠、贊</small>
六(往)	六月十二日	某	陸奥大目	鷹 <small>(巻)</small> 巢子の調習法、隼の取飼は青鷺の雛、鷹・鶴・隼の脚絆・装束の法、小山回 <small>兄</small> 鶴の雲雀狩、〔大井川〕夏飼の鷹、出籠の時節
(復)	陸奥大目某	右馬権助	右馬権助	鷹学習の月、出屋 <small>(鷹)</small> の時節は立秋以前、精好の宍給餌、呼声、貞直正本・忠郷判形秘本、足革・足緒・脚纏・脚絆、口伝、故実、装束、野小鳥装束、十三尾装束、〔大井川〕、〔濃州〕、名誉の鷹飼、
七(往)	夷則上十	(欠)	左京大属	巢回 <small>すまわり</small> の鷹・羅鷹 <small>あがりたか</small> ・山回 <small>やまがわり</small> の鷹(鵠)、殺生禁断、諏方大明神の御記文、御射山祭、信濃守恒例の朝鳥狩、大調習法、
(復)	左京大属某	大府侍郎	大府侍郎	諏方大明神の御記文、交野の御調鳥、六斎日、諏方社神事、信濃守贄狩興行、御頭鷹、巢隼の雁狩、獵犬の調養、鰯巢 <small>みさこ</small> の鷹・瀬丸、〔神泉苑〕

第二節 『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』

第条月	日付	差出	宛所	主 要 内 容 ・ 地 名
八(往)	月夕后一	采女令史某	越州主簿	初雁狩、放鷹の道全盛、初鷹年貢、東西南北の狩者、鷹鶴数百羽、 <u>甲州</u> 武田所貢の白鷹、武田伊豆守信春、 <u>信濃</u> 鷹、 <u>越後</u> 鷹、 <u>伊予</u> 鷓・兄鷹、秋懸鷹の調習法
(復)	桂月中八	越中小目某	采女史	<u>海津浦</u> の鷹狩、羅鷹の調養法、鷹経の玄旨、調養名譽の掌飼、犬肉・血餌、粵俱智祖、鷹調養の秘伝、神平、奥蔵、疎学の掌飼、家々の故実、懷葉、形相・心術、
九(往)	重陽	某	工部侍郎	<u>濃州</u> ・ <u>信州</u> の狩者、三段鷹・蔓青鷹・鳧居鷹……、真白文・目赤・目黒……、箭像尾・町像尾……、勝負の小鷹狩、公家・武家・御両殿、 <u>嵯峨</u> 、狩装束、頃年作法勘略、
(復)	重九	某	(欠)	東国の狩者、法界白・鳥白・深山白、 <small>(西園寺)</small> 園家、勝負の小鷹狩、武家六人、檉鳥装束・野小鳥装束・柏装束、鳥柴、獵犬、寛平の <u>宮瀧</u> 行事、 <u>栗栖野</u> 、壳鷹、侍所・所司代・制札、
十(往)	陽月上	沙彌某	良醞令	<u>交野</u> 行幸御狩、堂上地下狩装束、 <u>甲斐国</u> 武田所献の白鷹、禁裏鳥曹司、放鷹楽、 <u>河州</u> 先祖貞頼、御狩拝覧、筑紫、坂東の大名、洛中洛外の酒屋・土倉、大寶寺上洛、 <u>蟹手</u> 巢鷹、(鷹)請取法、繫鷹法、難治の鷹
(復)		造酒正某	豊州高禪	奥州ノ鷹、骨力異、羅隼、上古ノ名鷹(磐手、野守・雲居丸)、野曝ノ鷹、鳩・兎、山緒、鳥柴、田緒、請取渡法、神家末流、耳難ノ鷹

第条月	日付	差出	宛所	主 要 内 容 ・ 地 名
(復)	臘月初三	修理権大夫某	備中前司	<p>白鷹最要之秘説、北山白兔狩、所持、鷹書(家説十二卷・貞通握翫、書三冊、辨疑三卷<small>類房</small>作<small>頼房</small>：神平貞直秘櫃、書二冊、良基公臂鷹訣二帖、鷹経一卷<small>圓忠</small>自筆、裏書加註)、一子伝授、在洛諏方、家流は鷹飼之所役人之子孫</p>
(往)	地正上	前備中守某	匠作伊	
(復)	十一月十三日	某	大膳大進	<p>禁野奉行秦某、交野<small>宇多野</small>奉行下毛野某、西園寺相国家白鷹架、高麗、赤鷹、恩借、鷹書、神平貞直流、鷹飼鷹を悲しみ、鷹鷹飼を疏じ、鷹飼鷹を憎み鷹鷹飼を悲む、</p> <p>穴癥、難治第一、餌、小鳥、穴、人參散(家説・神家説)、七種、染葉、政頼朝臣、三葉、神平貞直、三葉、灸穴、銅火針、鷹病十三病、</p>
(往)	十一月十三日	某	治部少録	
				<p>鶻・鶻の治療法、惣葉・瀉葉・内瘵葉、諸病要葉、灸治法、</p>

(三) 小括 — 蒙求臂鷹往来の位置付け —

従来、蒙求臂鷹往来については、我国の総合的鷹書ともいべき大著『放鷹』(宮内庁式部職編纂昭和六年発行 吉川弘文館・昭和五十八年再刊)では、「本邦放鷹史・第一篇十八、蒙求臂鷹往来所載の鷹書」として解説があり、また「本邦鷹書解題」に二行分載せている程度が知られているにすぎなかった。その後、『日本教科書体系往来物(第二卷)』では、頭書に、「各条」を付し、かつ「往復」状の「主題・主要内容」を通覧できるような「目次」を作成して紹介した。また、近年になって、鷹書研究の気運が高まっており、『蒙求臂鷹往来』については、部分的に取上げたものはあっても、鷹書として全体的に把握したものは現われていない。

その際、『続群書類従』(消息部七)に依らず、『日本教科書体系往来物(第二卷)』収載に準拠したのは、偏えに利便性を重視したからである。そして、解説作業を通じて明らかとなったのは次のようなことであつた。

(一) 九世紀初めの『新修鷹経』に準拠して十六世紀初頭に或問形式で書かれた『鷹経辨疑論』が最も親切かつ平明なものとして知られる。一方、松田宗岑(明応三年(一四九四)～永禄二年(一五五九))によって書かれたこの『蒙求臂鷹往来』は形式に新しい工夫が見られ、また内容的にも前の二書の学習に立脚しつつ

それらを超えようとするものである。

(二) 新古今和歌集以来、朝野における和歌詠みが流行する中で、中世には鷹術を巧みに詠みこんだ和歌、連歌が次々に成立したが、松田宗岑はそのような方法には泥まなかつた。鷹術は和歌では言い尽くせるものではないと考えたのであろうか。

(三) 当代、流行しつつあった往来、なかんずく十二か月往来の形式を用いることによって、鷹術を解説することを試みた松田宗岑は、その知識と経験を注入して、全く画期的な鷹書の著述に成功した。

(四) 他の芸道に比較して鷹術の道(鷹道)は、春夏秋冬十二か月の循環とともに動いて行くものであって、かつ、鷹という生き物の生命のリズムに順応しながら養うことを不可欠とする。それは鷹の数寄者の愉悦であったろう。さらには鷹に対する畏怖の念を抱きつつ書かれたものが、この臂鷹往来であるといえよう。

(五) 松田宗岑の鷹調養と鷹狩に対する思い入れのほどは、近衛龍山のそれと共通しているようである。両者とも朝廷・公家放鷹の正統を熟知する者であると自負していたようである。前者は戦国時代の前半に生き、後者はその後半を生き、鷹術は戦国大名層に吸収され、鷹術の流派も多様化をたどった。

(六) 戦国大名らがなぜ鷹を中央の権力者に進上し続けたのか、足利・織田・豊臣の各氏がなぜ華々しく放鷹を実施したのか、という問いに対する答えは、蒙求臂鷹往来の各条に内包されていると考える。それは、古代朝廷放鷹から流れる伝統性・鷹にまつわる神仏習合の信仰性・王権の象徴としての政治的権威性及び鷹術習得上の難解性などが、むしろ権力者の欲望をかき立てるものであったことを示唆している。

第三節 近衛龍山と鷹

はじめに

鷹飼養と鷹狩のためには、有能な鷹匠が不可欠である。鷹匠は複雑多岐にわたる鷹故実精通していなければならず、戦国大名の鷹狩もまた鷹故実の礼式に範らねば、所詮、田舎大名の笑止な遊びとして軽蔑されたであろう。戦国大名は、多くの武家故実や儀礼・文芸の師を囑望したと同様に、れっきとした鷹術の大家の指導を懇望したと考えられる。

ところで、近衛前久（関白・左大臣、天正十年織田信長横死以後、出家して龍山と号す）は有職故実をはじめ、馬術・書道・和歌・連歌などの達者であり、越後（長尾氏）・三河（徳川氏）・九州（大友・相良・島津の各氏）などを訪れて、それらの地に文芸ならびに故実を伝授したことで知られる。そして、近衛龍山が鷹故実についても当代一流の見識を有していたことは、『龍山公鷹百首』⁽¹⁾なる鷹書一巻を著わしたことで首肯できるであろう。本節においては、近衛龍山の鷹術が当代流行の鷹狩に占めた位置などについて考察することになる。ただし、近衛通隆氏はすでに「近衛前久の関東下向」において、「前久は非常に鷹を好

み、鷹狩をしばしば行ったことが、『言継卿記』『兼見卿記』などに見える。(略)異常ともいえるほどの執着ぶりなのである。ともかく、この事は彼の私生活において特筆すべき事柄である。」⁽²⁾と指摘している。本節ではこの指摘をさらに掘り下げを試みている。

なお、本書では一貫して龍山の号を用いることとする。その理由は、本節が主として、天正十年(一五八二)以降に言及することが多いという点と、『龍山公鷹百首』に力点を置いて考察しようとするからである。

(一) 鷹の故実家伊勢氏と近衛龍山

足利將軍義政・義尚・義晴・義輝・義昭も鷹狩を催し、守護大名の赤松・今川・朝倉・細川・大内などの各氏も盛んに鷹を飼うにいたった。⁽³⁾將軍家の鷹故実を担当したのは、おそらく室町幕府の政所執事・伊勢貞孝であつたらう。

伊勢貞孝に仕えた政所執事代の蜷川親俊の日記『親俊日記』によれば、天文十一年(一五四二)九月中条だけでも、貞孝は十回も鷹狩を行っていたことがわかる。⁽⁴⁾

伊勢貞孝は天文二十三年^(カ)(一五五四^カ)に鉗飼^(餌)竹鼻弥次郎を陸奥の伊達晴宗に遣わし鷹を所望している。また貞孝の配下には飯川彦九郎なる鷹匠がおり、將軍義晴の後奈良天皇御前における大鷹披露の儀

に勤仕している。⁽⁵⁾

二木謙一氏は、室町幕府儀礼の形成上、故実家伊勢氏が中心的役割を果たしていたことを論証されたが、⁽⁶⁾伊勢氏は鷹故実にも関与していたことが明らかである。

伊勢貞孝の祖・貞頼の著『双五大双紙』は鷹の故実についても解説している。將軍家の鷹狩には近衛植家や細川晴元なども随行しており、伊勢氏はこのような鷹狩を企画したにちがいない。⁽⁷⁾

足利義昭もまた盛んに鷹狩に出かけ、元亀元年（一五七〇）には、織田信長・三好義継・松永久秀らを誘っている。⁽⁸⁾しかし、その時の鷹の故実家は伊勢貞孝ではない。二木氏の前掲書によれば、伊勢氏はすでに永祿五年（一五六二）、三好・松永らによって討たれていた。足利義昭の鷹故実に関与していたのは、鷹匠諏方甚兵衛であった。すなわち、薩摩島津氏が將軍に進上した鷹のゆくえについて言及した、意温斎宛宗因書状に、⁽⁹⁾

土佐一條殿(兼定)に預置申候へハ、則三左京兆二被^(三好義継)レ仰^(長房)而、篠原殿以二馳走^(差下カ同ジ)一、正月五日二人を被^(差下カ同ジ)二下差^(兼定)一、三月十七日、京著申候、又其元一條殿より御鷹日向巢被^(兼定)二相副^(兼定)一進上候、則從^(兼定)二貴国^(兼定)一之御鷹ハ、信長拜領申度にて、諏方甚兵衛殿為^(兼定)二御使^(兼定)一、濃州二被^(兼定)二下差^(兼定)一候、

とある。この諏方甚兵衛は苗字から推量すれば、諏訪流の鷹術家であつたらう。⁽¹⁰⁾足利義昭は頻りに吉川・毛利・大友・島津等の大名に逸物の鷹進上を要求していた。特に日向巢の鷹は天下に名だたる名鷹であ

り、義昭の側近に侍す諏方甚兵衛などが、鷹詞をあやつって義昭を動かしていたものとも考えられる。

ところで、近衛龍山は身近に展開する鷹狩の動向の中で、自らも度々鷹狩を催し、鷹故実の研鑽にも励んでいた。かれの側近には故実家伊勢貞知が仕えていた。貞知は伊勢貞孝の庶流であり、天正初年以降、近衛家の家司となった。天正三年（一五七五）には龍山と共に薩摩に下向している。伊勢貞知が鷹術に詳しくかったことは、島津氏の家老上井覚兼の「伊勢守心得書」につぎのごとく記されていて明らかである。すなわち、

鷹之事ハ、諏方流とて當家無^二余儀^一事候条請取渡志^{〔シカ〕}・餌袋なとまで、伊因へ得^二御意^一、既^二當時も、
大鷹^{〔だい〕}・小鷹^{〔しょう〕}五連・六連繫置候上、餘々不知案内ニては無^レ之、

とある。伊因とは伊勢因幡守貞知のことである。この貞知は「鷹・蹴鞠之事ハ大隈之生にて候間、不^レ付^レ心候」という上井覚兼の不確かな鷹術上の問いに答えたものである。なお、上井氏は信濃諏訪社の大祝神氏を遠祖としているので、諏訪流鷹術についても少しは知見があったのである。それはともかく、島津氏への鷹故実の正式な伝授は、この時に求め得るのである。

龍山の九州下向は、織田信長の要請による。大友・相良・島津氏らの和儀調停の目的があった。その過程で龍山は有職故実・文芸・遊芸の数々を大いに伝授したのであり、さらに伊勢貞知とともに式正の鷹故実をも教授したのである。そして、龍山と貞知は、鷹を知る者誰しもの垂涎の的たる日向米良山の

逸物の鷹をも入手し得るにいたった。それはつぎに掲げる龍山書状に確かめることができる。

遙久不_レ能_二書信_一、遺恨候、仍日州之儀、義久如_二存分_一成行候之由、千萬珍重候、則可_レ差_二下使者_一候處、拙者事者、右府へ^(信長)一味申、別而入魂被_レ申_二付、敵地擇_二一圓_一、不_レ成_二合期_一候間、無_二其儀_一候、更非_二疎意_一候、自然可_レ然之様、取成可_レ為_二祝着_一候、施_二面目_一事候、於_二時宜_一者貞知可_二申越_一候、可_二心安_一候、次内々約束候大鷹、如何様_二も此節所望候、以_二馳走_一義虎迄於_レ被_レ越_レ之者、可_レ為_二喜悅_一候、偏才覚此時候、先年之鶴于_レ今令_二所持_一候、逸物無_二比類_一候、大鷹共ハ悉右府へ進_レ之、一居も無_レ之候、猶期_二後音_一候也、

(天正六年カ)
卯月七日
(宋書)
〔近衛前久〕
(花押)

北郷左衛門入道とのへ

〔北郷文書〕(〔日向古〕
文書集成)

これは日向国都城の領主北郷時久に宛てたものである。北郷氏は伊東氏の支配を離れて島津義久についた。この時期、近衛龍山は足利義昭を離れて織田信長に一味していた。信長の意を受けた龍山は伊勢貞知を介して、北郷時久に差函している。時久は日向巢の逸物の大鷹と鶴を龍山に進上したのであるが、

龍山はこの大鷹を悉く信長に遣わしたことがわかる。⁽¹¹⁾ 龍山は度々、信長に鷹を贈っていたようであるが、天正十年（一五八二）の本能寺の変によって、かれの生涯は失意に沈んだものとなった。蟄居して龍山と号したのもそのときである。本能寺の変の直後、龍山が島津義久に宛てた書状には「若鷹事、右之趣候間、御無用候」という一節が見えている。⁽¹¹⁾

注

- (1) 『統群書類従』第五四九『群書解題』第十五鷹部。
- (2) 『日本歴史』第三九一号 一九八〇年。
- (3) 赤松政則が多くの鷹を飼養していたことは『蔭涼軒目録』、明応元年十二月二十二日条に「年中鷹所食之雀四万余云々、其外禽獸不知其数用之云々」とあつて分かる。
- (4) 水藤真氏『落日の室町幕府』10～13ページ。
 なお、13ページ「図1鷹狩り」として、「上杉本『洛中洛外図屏風』左雙第2扇中、米沢市上杉博物館蔵」(部分)が載せて、その絵解きに「後統の傍は獲物の鳥を棹に串刺しにして肩に担いでいる」としているのは疑問がある。鷹の故実によれば、棹に挟む(雲雀など小型の野鳥)か結わえて(鶉・雉など)、となるう。
- (5) 『伊達家文書』之一、十一月三日付伊達次郎(晴宗)宛沙彌清辰^{是亦}書状。『親俊日記』天文七年正月六日条。『言繼卿記』天文十四年十二月廿四日条。
- (6) 二木謙一氏『中世武家儀礼の研究』第二章「伊勢流故実の形成と展開」。

- (7) 『言継卿記』天文十四年二月七日条。
- (8) 『同右』元龜元年三月五日条。
- (9) 「後編薩藩旧記雜録」(『天日本史料』第十編之六所載) 所収、元龜二年五月廿二日付。
- (10) 信濃諏訪社の神長・守矢氏のもとには贄鷹にえだかに従事する「鷹将衆」がおり、多くの鷹術書が伝えられていたことが知られる。諏訪郡の領主諏訪頼忠は、徳川家康との交渉裡に、この「鷹之書拔書共五卷」を駿府に取り寄せたりしている。諏方甚兵衛は頼忠の一族であったと思われる(『信濃史料叢書』所収、三月六日付神長宛頼忠書状)。あるいは室町幕府奉行人の在洛諏訪氏の一族とも推量できる。
- (11) 信長からも龍山に対して鷹を贈っていたこと、さらに龍山の鷹が嵯峨野の鷹狩で活躍してとらえた雉を信長に贈ったことなども知られる(奥野高廣氏『織田信長文書』の研究下巻『八二七ページ』)。
- (12) 『島津家文書』(天正十年)六月十七日付近衛前久書状。

(二) 病鷹の治療

近衛龍山帰洛の後、島津氏の鷹故実のことは、有川平右衛門なる鷹師が担当した。かれは『上井寛兼日記』に「伊集院衆鷹師有川方、當所へ領地^ニ越候とて礼^ニ被^レ来候、良久鷹之儀(島津義久)など物語也」(天正十二年十月十六日条)と見えている。有川平右衛門はまもなく伊勢貞知の養子となり、伊勢貞昌と名告る。元龜元年(一五七〇)に生れ、寛永十八年(一六四二)に歿している。薩摩藩創設期の家老となり活躍した。養父貞知や近衛龍山・

信尹父子の教えを受けて、故実・文芸に秀でたという。⁽¹⁾

龍山・貞知と島津氏との生涯にわたる交渉のなかに、逸材の青年貞昌が居たことは特筆されるべきであらう。貞昌の出自が鷹師であったことにも興味がそそられる。⁽²⁾

ところで、文禄・慶長期(一五九二―一六二四)における我が国の鷹の需要と鷹狩は歴史上最も高揚した時期と見ることができ。つまり、天正十九年(一五九二)十二月に催された豊臣秀吉の大鷹野を最大の契機として、諸大名をはじめ公家衆・庶民に至るまで、それが流行したのである。たとえば、秀吉が松前の鷹や日向巢鷹をいかに独占しようとしたかは第七章に明らかである。また当時会津蒲生氏は、領内及び伊達・田村・岩城・南部・松前地方に鷹師浅利金介を遣わして確保した鷹を都に進送させている。⁽³⁾さらに朝鮮渡海中の伊達政宗も自領の岩出山城に対して、帰洛後の需要に備えて鷹を進送するよう訓令している。⁽⁴⁾かかる時勢の中で、近衛龍山に鷹の相談をもちかけてくる大名も少なからずあり、島津氏などは、伊勢貞昌を介して龍山との交渉を続けたのであった。龍山はそのつど、具さに教授し、たとえば病鷹の治療について、つぎのような指導が行われている。⁽⁵⁾

猶々、御鷹ハ二三日も四五日も御延引可^(癒)然候、灸治其中ニ、猶々いへ可^(癒)申候間、日数参候程ニて候へく候、籠を被^(癒)出候て、やがてくうつらにとり被^(癒)飼、可^(癒)然候、いちもつにて候間、手問不^(書)可^(書)入候、此とりくち見物申度候、又一日注付候て進^(書)之候、餌飼ハ雀ニツとかき候ところを、

四ツ可^レ然候、それよりハ三ツ四ツとうちかへく被^レ飼候へく候、それもやせたる雀ハ、すくな
く候へく候、こへ申候雀可^レ然候、為^二御分別^一令^レ申、これハ籠いたし候事延引^二付、令^レ申候事
二候、以上、

鷹を飼養する人々にとって、鷹の病いは実に頭痛の種子であった。鷹狩の鷹は、幼鳥を巢から捕獲し
て育てられたり(巢鷹^{すだか})、成鳥を網で捉えて馴養されたり(網懸^{あがけ})するのであり、鷹の野生本能と人間の巧
智とのかけひきの中で飼育されるものである。それゆえさまざまな症候を来たし、鷹の数寄者を悩ませ
もした。そこで、古くから鷹術の書(鷹書)では、病鷹の治療について詳細に説明する必要があった。

さて、前掲の龍伯宛て書状によれば、この鷹はいわゆる胸氣^{どうけ}の病いにかかっていたようである。『新
修鷹経』をはじめ『鷹経辨疑論』・『養鷹秘抄』などの鷹書によれば、胸氣というのは重症である。『養
鷹秘抄』では、この薬として「人じん、金のせんくづ、すげのね霜、きつねのきも、あかいぬのきも、(中
略)かんざう、よきちんかう^(沈香)」などが有効だが何よりも「鷹をはたらかぬを第一のやうじやうとす」と
説く。だから龍山も「四五日も御延引可^レ然」と書いたわけである。休養させ灸治をするときのつばな
ども大切なことだが、やはり好い餌に心がけよとも言う。龍山は肥えた雀の肉を奨めている。島津の鷹
は逸物なのだから、しばらく籠に入れて休ませ、やがて鶉獲りなどから再起を図るべきだなどと書いて

やっているけれども、胴気ならばほとんど助からないのだが。

慶長八年（一六〇三）にも龍山は龍伯に宛てた書状に、鷹治療に関して詳述している。⁽⁶⁾

一 鷓羽虫之養生薬之事、先書にくハしく申候キ、不_二相届_一候哉、餘々くとき程ニ申候と存候、御
合点不_レ行歟、猶以只今も申候、

一 志々のあかりかね候ハ、病ニより申候、とうけにて志々ひけ、あかりかね候も候、

一 のすりと申候病にて、し、やせ、あかりかね申候も候、

一 うちもちあしく候てのも候、

一 かれきと申候病により候てのも候、非_二一様_一候、そのミ(見様)やうともに別紙ニ注進_レ之候、

拙者以外相煩、于_レ今無氣候間、人にうつさせ候て進_レ之候、

(中略)

一 鷹の養生、羽虫羽ミたれのやう共、くハかしく先書ニ申候へ共、猶々申候、

一 鷹の病多事候、下國申、さやうの治療得_二御意_一候て仕度候、返々くハしく申度候へ共、于_レ今散々

ニ相煩候て、此書状もわけみえ候ましく候、ふせりながら申候(下略)

これも鳥津義久が鷹の症状を知らせてきたことに対する指導である。羽虫とは、羽が抜け落ちてしまいう病いであり、『養鷹秘抄』によれば、鮠はえ（別称ハヤの）の腸の塩漬（ウルカ）を日干しにして黒焼きにしたものと庭桃のやいにと牛のひづめの黒焼きなどの混合薬を塗るべきだとある。「志々のあかりかね」とは、肉餌を食べなくなる症状であり、「のすり」とは痩せ細ること、「うちもちあしく」は、餌を嘔吐してしまうことである。

この時、近衛龍山の健康もすぐれず、寢床に臥していたことがわかる。龍山六十七歳。東山慈照寺（銀閣）に隠棲していた。ここを訪ねる大名の中には、福島正則・加藤清正・浅野長政・黒田孝高・伊達政宗らがあったことが右書状の追伸に見える。いずれも鷹を好んだ面々であった。鳥津家久の家老となった伊勢貞昌も時折、訪うこともあった筈だ。

龍山に鷹を進上する者もあって、銀閣の庭の外架とほこに据えた鷹を、ためつすがめつ賞でる日々もあったろう。龍山は右書状の追伸に、見事な鷹のことを次のように書いている。

一 扱々見事なる大鷹見申候、若鷹にてつのふすほり、をそろしきまなこのつきやう、こしまへのつよく見事なる事、かしらの見事なる事、鷹つねよりも大二候、くまたかのせう（兄）なと可レ申躰にて、これも尾の府かハリ、わしすりにて、尾よしもましり候、少あいきと申候病氣候をわれらを

たのむよし申候ほとに、灸治〔灸〕を仕、薬七日計飼申候へハ、ことくく直申候、主一段く人にか
くし候て、令所持候、乍去、拙者〔執〕決心ニ存候ハ、くれ候はん様ニ申候へ共、今程われら
相煩候故、いつれも自是可申候由申候き、扱々御めにかけて度候、御懇望候ハ、何やうにも
可令馳走〔二〕ものど心に存候事候、雁鶴の事ハ不及申候、白鳥も可取候鷹の大きさにて候、
乍去〔レ〕いまた、あらたか若鷹にて、とり飼不申候由候、其儀ハ猶以おもしろき事と存候、百
居二百居の内にハ玠敷候鷹にて候、大黒府にて候、尾すけまで府を切つめ申候、懸御目度候、
以外相煩候へ共、いにしへすきのくちとて、ふせりなからねむしろのうへより令申候、

実に逸物の鷹であった。あいき（喘息）に冒っていたので人から依頼されて治療してやったら、すつかりよくなった。持主に返すのが惜しい。ぞっこん惚れこんでしまったので譲ってくれるよう頼むつもりだ。まだ鷹狩の現場を経験していないところがなおおもしろい、などと述べている。また、龍山はこの書状の中で、島津家久が国元へ帰るついでに鷹を託してやったが気に入ってもらえたかどうかと訊いている。そして、「此比われらかたへも、大鷹従東国可上之由申来候」けれども、とても放鷹に出る元気がないと訴え、遙かなる薩摩に想いをつのらせ、龍伯に「扱々参あい候て、馬鷹の事御物語申度候」と結んでいる。

当時、徳川家康は、松前鷹・日向巢鷹・木曾巢鷹をはじめ厩大な鷹を独占し、かつ、朝鮮使節や国内諸大名からの鷹進上を受けて、頻繁に鷹狩を催していた。島津義弘の家臣鎌田政近は伊賀貞昌宛ての書状の中で、慶長六年七月上杉景勝が「鷹八拾もとすへ」て上洛し家康に臣従を誓ったことを報せている。⁽⁷⁾ 前関白龍山にしてみれば、かかる家康の噂を聞くだに懊悩を禁じえなかつたろう。島津氏にすれば、関ヶ原戦後の再起に苦慮する過程で、上杉氏の如き鷹数を揃え得るか否かは心元なかつたであろう。島津維新(義弘)に宛てた書状でも、近衛龍山は意のままにならぬ鷹のことをつぎのように記している。⁽⁸⁾

鷹去々年之夏之比まで、かたのことくなるか候つれとも、難^レ去人令^二懇望^一遣、只今ハ所^レ絶候、東国衆^(水谷勝後カ)二水のやと申候者、折々拙者へ鷹めつらしきをくれ候つれ共、去年四月之比令^二死去^一候て、はたと鷹にことをかき候、只今をかき鷹のなにとしてもいき物をとらぬ鷹、人あつけ申候、何様にもなふり候てくれ候へと申候、去年とやまつより越候、種々仕候て、今は五位からず、鴨などやうくとり申候、旧冬より山をも色々つかひ候てとらせ申候、いまた一つ、取飼申候躰にて候、其外鷄二三令^二所持^一候へととも、おもハしからず候、一かとうつら取申候を、これ又人所望候てより、もち不^レ申候、尋候へとも、逸物ハ無^レ之候、

慈照寺東求堂に、壮健なる鷹はすでに居ないのである。なんとしても生き物を獲らぬ鷹を預っており、これをなんとか調教している、という有様であった。

当代、鷹という鳥は高価に売買されていた。京都の鷹買人鷹屋清六(田中)のように、徳川家康の保護を受けて奥羽の鷹を商い、一代の財を積む者もいた。秋田藩の例によれば、大鷹一居が小判六両ほどだったという⁽⁹⁾。そのように高価な鷹の病いは鷹数寄の者にとって重大事である。病いには伝染性のものもあつたらしく、慶長十二年(一六〇七)に朝鮮使節が家康に献じた大鷹五十居のうち東海道中で二十八居が死んでいる。家康の鷹部屋の鷹が一年間に六七十居も死んだ例などもある(『当代記』)。

それはともかく、鷹を「いにしへすき」な龍山の想念の中で、島津氏一族の鷹と鷹狩の状景が明滅してやまなかつたのであろう。右の義弘宛て書状に龍山はまた言う。「貴老ハ鷹馬も無^二御所持^一やうに、御書中にハ候、事外之偽にて候、可^レ然馬・鷹数多御もち候て、朝暮野山へ御出之由、無^レ隠候、さてく御うら山しく候、」とある。龍山が伊勢貞知を伴って薩摩に下向した時から既に三十年が経っていた。動乱の時代に半生を流浪に費した前関白にとって、晴がましい追憶といえ、薩摩滞在の数カ月であつたかと考えられる。さらに続けて龍山は述べる。「一度下国申、馬・鷹の御伽を申度候。是非共くわかきもの、事にて候へハ、ゆくく御かけをたのミ入、御国のかたはしに居、心安住生を十万年之已後仕度候、」と。

さて、鷹狩には獵犬(鷹犬)が必要であった。島津義弘はかつて秘蔵の虎毛の犬を龍山に進じたことがあり、東求堂の庭に飼われていた。右書状ではこの犬についても書いている。すなわち、

「野山へ細々引申候、はなき、にて、よくかみ申候、としふるく候故候ん、子を生不_レ申候、たひく男犬とちぎりをこめたる躰にて候へ共、于_レ今誕生之躰候ハす候、いかにもよき犬候ハて、つかれの鳥細々失申候、よくつかれをかむ犬候ハ、達者なる犬一疋のほせ候て可_レ給候、五六年以前二、^(家久)陸奥守殿より給候くろき犬、如_レ形かミ申候つる此比煩候て死申候、」

とある。老雌犬は鷹に逐われて弱った鳥(つかれ)さえ捉えられない。もはや仔も産めぬ。達者な犬が欲しいという。

氣息奄々として島津氏の憐みを乞う龍山である。「われく事、犬のとしよりたる躰にて、病者に成候て居候、」ともある。

注

(1) 『鹿大史学』・五味克夫「伊勢貞昌と伊勢家文書」。

(2) 伊勢貞知が有川平右衛門(貞昌)を養子とした時期は、天正十五年頃ではなかったか。それは、九州平定後の豊臣秀吉が島津義弘に命じて「日州鷹巢奉行」を設置させたことに対応するためのことであったかとも考

える。

- (3) 「蒲生氏文祿四年秋分蔵入錢請取帳」(『会津若松市史8』所収「岩代国古文書」)
- (4) 文祿二年七月十四日付伊達政宗書状(『政宗君治家記録引證記』)。
- (5) 文祿三年十月四日付島津龍伯(義久)宛龍山書状『島津家文書』所収。
- (6) 同年卯月二十五日付『同上』所収。
- (7) 『後編薩藩日記雜録五十四雜抄』所収。
- (8) (慶長十二年カ)正月二十四日付『島津家文書』。
- (9) 『梅津政景日記』元和三年十二月二十九日条に「鷹共御売候を烏屋之大鷹七ツ、小判四十兩ニ御めし被_レ成」とある。

(三) 龍山公鷹百首

天正十七年（一五八九）四月、近衛龍山は我国の鷹書の中でも独特な「鷹術を和歌に詠みこみ、かつ一々について自ら注釈を加えたもの」⁽¹⁾を完成した。その執筆の動機が「太閤秀吉公并内大臣家康公依^二御懇望^一」⁽²⁾であったことは、完成の二か月後に書写した「田原近江入道紹忍」^(親賢)の奥書によって明らかである⁽³⁾。田原紹忍が写したものは、近衛龍山の下書きを拝領していた連歌師里村紹巴から借り出したものであったことも分かる。田原紹忍は豊後大友氏の家臣であり、当時たまたま在京中であつたのだが、「鷹道数年執心」なので懇請したものであろう。

同書が豊臣秀吉と徳川家康の二人の懇望を受けて作られた、ということは重要である。天正十七年四月という時点に注目すれば、第六章で推論をするように、秀吉が公武の放鷹の故実を撰取している時期であつて、徳川家康の鷹狩を強く意識し対抗していた時であつた。むしろ、徳川家康の方がより積極的に龍山に働きかけたとみることもできる。

それはさておき、近衛龍山は同書の奥書において、次のように述べている。

這一冊者、西園寺相国鷹百首、并中納言藤原定家卿鷹の歌よみ侍りける三百首を見て、わづかにお

もひわきまふる事を百首の歌にあらはし書付けり、詠歌大概にも詞以^レ旧可^レ用とありけれど、古人の歌によみならはしける詞、よみならひ侍らぬ詞をもえらび侍らず、初心の人のためばかりにと、かたはし覚えける鷹詞、いさゝかするし侍り、近代秀歌につゝかぬをつゝくとは、風ふり雪ふくうき風はつ雲などの様成事を見ぐるしとは申也と、定家卿の書おけるも、さながら此百首なるべし、殊更老耄管見のうへ、すべからく誤以下あるべし、博洽の人よく是をただすべきのみ、

〔統群書類従〕第五
（百四十九「鷹部九」）

ここに近衛龍山が参考文献として重視した二本について述べれば、先ず「西園寺相国鷹百首」とは、鎌倉幕府との特殊な関係をもつ太政大臣西園寺公経^{〔一七〕}（承安元—寛元二）をはじめ、その孫入道相国実兼^{〔一四〕}たちの作と伝える鷹書（西園寺家鷹百首註・西園寺相国御家秘伝書・西園寺相国御家鷹伝・西園寺鷹口伝など）を指している。それから鎌倉初期の歌人・藤原定家^{〔一六〕}（応保二—仁治二）の作と伝えられる鷹書（定家卿鷹三百首）のことである。なお、龍山は取り上げていないけれど、右の二本と同時期のものとして、後京極殿鷹三百首があるから、これをも参考にしていく可能性もある。

以上の三本などは、有名な公卿・歌人の作と伝えてはいるが、後世の人の仮託であったと見なされている。いずれも、鷹の体軀の構造をはじめ訓練方法から鷹の道具、さらに鷹狩における微細な注意点などを

あらわす鷹詞たかことばを詠みこんだものであって、和歌としてのできばえ、調べなどには疎いものばかりである。つまり、鷹術を熟知した者が頻繁に参照したり、見習う者に手ほどきしたりする際の、テキストとして使用するに便ならしめるものであったのである。

とはいえ、藤原定家の「鷹三百首和歌」などを見ると、鷹詞をこえた余情あるいは信仰のようなものも含まれており、一概に価値低いとばかりは言えない。数例を紹介すれば次のようである。

春部(三十九首)に

佐保姫のひすゐのけづる髪なれや柳のみずの春雨ぞふる

とあったり、夏部(二十首)に

とやにいる、八日薬師の日なればや鷹に羽むしの葉かふらむ

とあり、また秋部(四十二首)に

山たかみ雲の梯きりこめてみえずやわたる秋のはつ鷹

とある。そして冬部(百四十五首)に

狩人の駒ののり毛も埋れぬ雪のしら斑のたかゞひの山

などとある。恋部(十四首)には、

みかりのの草分衣しほくと袖より過ぐる秋のむら雨

そして、さいごに雑部(四十首)に、

天下る神の御狩のにへたかや空にも鳥の日数まつらむ

まがねふくきびつ御神の鷲鷹や諏訪の御代より久しかるらむ

ともある。

(『新校群書類従 第十五卷』鷹部)

引用歌の季題(○首)中に示した歌数を見ると分かるように秋部と冬部の和歌が全体の半数以上を占めているのは、鷹狩の好季節であるからにはかならない。

さて、近衛龍山にとっては、我が国で既に集積されている鷹術の書があれば十分であつたらう。鷹の飼養もでき、鷹狩にも行き、鷹犬まで飼育していたのである。今更、鷹書を著わす必要はなかつたからである。

しかしながら、先述したように、豊臣秀吉と徳川家康から懇望をされて、新たな鷹書を執筆しなければならなくなつたのである。それは独自性の高いものであるとともに、特に秀吉には分かり易いものである必要があつた。その上、近衛龍山の鷹術は公家放鷹の主流であつた西園寺家と持明院家の鷹術を踏んでいたと考えられる。したがつて龍山は当時流行の諏訪流・小笠原流・大宮流などは「田舎他流」として軽視していたと思われる。

近衛龍山が、先掲の奥書に「初心の人た^(の脱カ)めばかりにと」と記したのは、その頃にわか^(の脱カ)に鷹数寄になつた太閤秀吉を強く意識したからであらう。

「龍山公鷹百首」の独自性とは何か。それは、当代一流の和歌・連歌において、いささかの自負心を有する龍山が、鷹詞をおりこんだ歌百首を作ったということのみならず、一首ごとに鷹詞について、丁寧な、初心者に分かるように注釈している点である。

以下、百首を〈龍山公鷹百首要覧〉として整理し、鷹詞を書き出して、一々について〈摘要〉と〈補注1〜43〉を設け、やや詳しく説明してみることにしたい。なお、これらに関しては、『放鷹』所載の「鷹犬詞語彙」に学ぶことが多かった。

注

(1) 百首の各々に長短の差はあれ、注釈が付いている。それらを全て書出すべきところだが、私は以下の〈龍山公鷹百首要覧〉の摘要において、この注釈を要約して摘記するにとどめた。しかし、なお注釈の懇切・平易さは先掲の島津氏宛て龍山書状に通ずるものが多い。

(2) 豊臣秀吉が関白職を甥秀次に譲り自ら太閤を称したのは天正十九年(一五九二)十二月以降であり、徳川家康が内大臣になったのは慶長元年(一五九六)五月のことである。したがって、田原紹忍の筆写を天正十七年とすれば、太閤・内大臣は成り立たない。紹忍の書写本をさらに書写した者があって、伝えられたものと考えられよう。

(3) 田原紹忍が鷹の故実に関眼させられたのは、天正三年(一五七五)近衛龍山と伊勢貞知が九州を訪ねた時であったろう。薩摩の上井覚兼と同様である。その後紹忍は大友家の鷹のことに関与したにちがいない。里村紹巴とのつながりもその頃であったろう。

〈龍山公鷹百首要覽〉

5	4	3	2	1	歌番号
<p>はしりゆく と跡をとめて かむ犬の 鈴の目させる 春の鷹狩</p>	<p>雪かとも 霞のうちに 手放せる 継尾の鷹の ほの見ゆるなり</p>	<p>春寒み 袖にも雪の残るか 白尾の鷹ぞ 手かへりにける</p>	<p>名にめて、 梅の花毛や 匂ふらむ 鷹の羽風も 春寒き山</p>	<p>行幸せし 御かりの野べの 昔にも とかへる鷹ぞ 世々に絶せぬ</p>	歌
<p>鳥跡<small>とあと</small>・かむ犬 鈴の目さす</p>	<p>継尾</p>	<p>白尾 手帰る</p>	<p>梅の花毛</p>	<p>とかへる (鳥婦) (外鶉)</p>	鷹 詞
<p>草むらに逃げた鳥の臭いを追う犬。 犬の首につけた鈴がならぬように、 つつじの枝を鈴の目にさしこむこと。</p>	<p>春霞の中で目標になるように尾を 継いで白尾にすること。 春は巢山に逃げ失せる鷹もある。</p>	<p>白鳥の羽を用いて尾を継ぐこと。(2) 鳥を取はずして空よりすぐに手に 帰ること(なついている鷹)。</p>	<p>鷹の目のまえにある毛。</p>	<p>鷹の毛を替えて鳥屋<small>とや</small>から出ること。 山で毛を替えること。 古歌アリ。(1)</p>	摘 要

10	9	8	7	6	歌番号
<p>はし鷹の 尾上をこゆる 鈴の音に つかれの鳥や 草にふすらん</p>	<p>つかれつゝ、 はしりて草に ふうす鳥を⁽⁴⁾ 物もなしとは 見すへたるなり</p>	<p>鈴子さし わけのほりたる 山あひに 聞すへ鳥の いづちぬすたつ</p>	<p>おちばかり さはぎたてやる ふるつ かれ ち山はわかき 犬をかはまし</p>	<p>もろ口の とまれる犬は すゞばかり さはきなしにや つかふ鷹山</p>	<p>歌</p>
<p>つかれの鳥</p>	<p>物なし</p>	<p>鈴子 ぬすたつ (窃す立つ)</p>	<p>おちばかり (落斗) さはぎたてやるふるつかれ ち山 (地山)</p>	<p>もろ口とまり (諸口留り) さはき (捌索)</p>	<p>鷹 詞</p>
<p>鷹の鈴音に替えて草むらにかがみ こんだ鳥。</p>	<p>鳥に油断をさせることは。 「見つけてある」と言うとき、きまっ てとり失うので「あるをなし」と いう。</p>	<p>鷹の尾羽につける鈴。 鷹犬に逐われた鳥が草むらに隠れひそ んでいてすきを盗んで翔び立つこと。</p>	<p>狩り行く山の狩り先。 放してやる年の寄った犬。(3)</p>	<p>鷹とえもの双方に喰いかからぬ逸 物の犬。 犬につける縄、小鷹犬につけるの をやり縄という。</p>	<p>摘 要</p>

15	14	13	12	11	歌番号
<p>峯たかみ きゞすやたゝきこえぬらん ほこ羽をつきて あがるはし鷹</p>	<p>から衣 あまた雉子の 立山は とりまたけして 鷹や追らむ</p>	<p>うちいれて 草とる鷹に 雉子もや 足鳥になる 岡のべの春</p>	<p>立鳥の つかれのかずを かり衣 くみなどびにも なりておちけり</p>	<p>山ぎはに 鷹まちかけて あはすれば 野べの雉子ぞ とびつかれたる</p>	歌
<p>たゝきこゆ ほこ羽</p>	<p>鳥またけ (6)</p>	<p>打ち入 足鳥</p>	<p>水鷄<small>くいな</small>とび</p>	<p>待ちかけ (5)</p>	鷹詞
<p>山の尾根をいっきに飛びこすさま。 飛びこす雉子のあとを追って、一文 字にあげりとびこす逸物の鷹のこと。</p>	<p>立つ鳥に合わせるあとから、また 鳥がとび立つことがあり、すると 前の追鳥を捨てて後の鳥を逐って 行くこと。</p>	<p>鳥を草むらへ打ち入ること。 鷹の爪の下に雉子は押さえこまれ る、そのさまを足鳥という。</p>	<p>鷹に逐われる鳥がくたびれ果てて 水鷄のように首を長くして弱々と とび落ちる。</p>	<p>鳥の立ち行くべき山に鷹が待ち構 えている、雉子がくたびれて弱く なったところで鷹を合わせるの である。</p>	摘要

20	19	18	17	16	歌番号
<p>飛出る 羽風も袖に あら鷹の ましろの雪は 拂ともなし</p>	<p>大空に 立まふ鷹の とび尾をば <small>(もすお)</small> 賜尾になして みまくほしさよ</p>	<p>岡のべの 水にうつろふ 手放しの 鷹や野守の 鏡なるらむ</p>	<p>木居<small>(こゐ)</small>より出て つきまはす空 <small>(へ鳥頭)</small> とかしらを 見うしなひてや はし鷹の</p>	<p>しげる木の 山のあわひは とさげびを しるべばかりに 鷹やあはせん</p>	歌
<p>ましろ</p>	<p>とび尾 <small>(もすお)</small> 賜尾</p>	<p>水にうつろふ</p>	<p>木居 <small>(きい、又はこい)</small> つきまはす</p>	<p>と<small>(鳥)</small> さげび (7・8)</p>	鷹 詞
<p>眉白。常の鷹より眉ふとく白い。 荒い羽風もくつきりとして白い。</p>	<p>鳶の尾のように見苦しい尾。 もずの尾のようにすばらしい尾。</p>	<p>鷹のかげが野中の水にうつっている 有様のこと。昔、雄略天皇が鷹狩の 時、のがれた鷹をさがし出した野守 の故事をさしている。</p>	<p>木に居る鷹 木より上を高くとびまわること。</p>	<p>鳥の立つのを下狩の衆が高声で 「鳥よ鳥よ」と叫ぶこと。すぐれ た鷹はその声を心得て目標に向 かって飛び出すのである。</p>	摘 要

25	24	23	22	21	歌番号
<p>鷹にさし 犬にかけたる 鈴の音 ふりすてがたき 鳥の落草</p>	<p>一よりも 洩さぬ小鳥 けふごとに つみてふ鷹に おもほえぬ暮</p>	<p>鷹とばふ 羽風に野べの露ちりて 分る袂に たつ鶉かな</p>	<p>かり衣 すそこのさし羽 青差羽 みどりをそふる 野べの春草</p>	<p>かり衣 たてる鶉に 手放せる 跡をさし羽の 野辺の遠方</p>	歌
<p>鈴 (鳥を)捨てる (9)</p>	<p>一よりも洩さぬ小鳥 つみてふ鷹</p>	<p>鷹とばふ</p>	<p>すそこのさしば 青差羽</p>	手放	鷹 詞
<p>鷹には鈴をさすといひ、犬には鈴 をかけるという。 恐怖に身をすくめた鳥を草むらに 見捨てる。</p>	<p>少しもはずさず取る小鳥。 雀小鳥などを多くとらせて、罪を 感じているつみという小鷹に「罪」 を掛けている。</p>	<p>秋に行う小鷹狩で、小鷹(鷓・つ み、えつさい、長元坊、雀隼など) が翔び立つさま。</p>	<p>尾のすえが濃い色をしている。 青い符がある。 差羽は小隼とも書く。</p>	<p>鶉にサシバ(雀隼)を合わせるこ と。鶉を捉えるには雀隼が最も適 している。</p>	摘 要

30	29	28	27	26	歌番号
<p>見鳥する とを山鷹の手放につけなきをして 雉子<small>(きまぎす)</small>たつ也</p>	<p>おひはむる 小鷹の鳥のむばらくろ こもつちこえの 羽やつかふらむ</p>	<p>落草や とをみはづれの 鳥ならむ おぼえばかりの 野べの犬かひ</p>	<p>鳥おとす もりのめぐりに もら<small>(まら)</small>と 木居より出て からむはし鷹</p>	<p>さだまれる とつきの山に 待かけて 手放かへる たかの鈴聲</p>	歌
<p>見鳥 手放し つけなき</p>	<p>むばらくろ こもつちこえの羽 (11)</p>	<p>落草 とをみ(遠見)はづれ おぼえ</p>	<p>鳥おとす からむはし鷹 (10)</p>	<p>定まれる鳥付 待かけて</p>	鷹 詞
<p>人は見つけぬとも鷹が見つけるもの。 遠くを見てはやる鷹を放つてやる。 「ちけんちけん」という鳴声。</p>	<p>草むらを羽を休めず走りとび出る 鳥をとる逸物。</p>	<p>鳥が追われて二度落ちるところ。 鳥見の役がないところ。 遠くへは落ちていないと推量して 犬をやる。</p>	<p>鷹がしつかりと鳥を追い落とすさま。 高い梢から鳥の動きを観てとり、 何度も打まわりして追いつめる逸 物の鷹。</p>	<p>飛び立った鷹が必ず行く方向を定 めること。 功者はその山の模様を分別してそ の方に鷹を待つこと。</p>	摘 要

35	34	33	32	31	歌番号
<p>とりかはぬ 夕はいとど うれへの毛 たつる物から しためにぞなる</p>	<p>春の野に 巢臥て鳥の た、ぬ日は かざむけの毛を たつるはし鷹</p>	<p>餌袋に おき餌さゝでは いかならむ 昔も鷹に いむとこそきけ</p>	<p>追落す しげきの山の 鷹の鳥 むことりよめとり 立かはりけり</p>	<p>入あひて 草とる鷹の 小笠はら のちこをつける 鳥の衰さ</p>	歌
<p>取飼う 愁の毛 下目になる</p>	<p>巢臥 風向の毛</p>	<p>おき餌さす (12)</p>	<p>むことり よめとり</p>	<p>入あふ のちこつく</p>	鷹 詞
<p>鷹の気分が悪い時、立てる毛。 し、ひくる事(痩せるといふこと)。</p>	<p>雛子の左の片胸を沢山、鷹に食わせること。 鷹の後頭部の毛で腹を立てる時の毛。</p>	<p>人に鷹を遣わす時にも餌袋にいれる雛の肉。雛がなければ鷹・鳥・小鴨・鳩でもよい。それもないときは小鳥でもよい。</p>	<p>雄鳥を追落すとき、ほとほと疲れて立たないので別のめん鳥をえものとする。 めん鳥のこと。</p>	<p>「鷹ひつつきて 落草へ同じやうに、鳥とひとつに入あふ也」。 捕らえられて「じいじい」と鳴く声。</p>	摘 要

40	39	38	37	36	歌番号
<p>かけおつる 遠山鳥の 草がくれ むしりて鷹の ぬすみはみする</p>	<p>しとゞなき<small>(鳴)</small> 驚なき<small>(鳴)</small> 餌なき<small>(鳴)</small> ひしめかば 心をそへよ 手放の鷹</p>	<p>峯渡す ますかきの羽に かりのこす いなばに落ちる 鷹のおひ鳥</p>	<p>おほ空に より羽ちかづく 鷹のとり 沓を結びて ながるとぞみる</p>	<p>力餌<small>(ちからご)</small>や 心をそへて かひもせん 鷹の尾すけの かはる見ところ</p>	歌
<p>ぬすみ食み (15)</p>	<p>しとゞなき ひしめく (14)</p>	<p>ますかきの羽 (13)</p>	<p>より羽ちかづく 沓を結びて</p>	<p>力餌 尾すけ</p>	鷹 詞
<p>鷹匠が行き着かぬ先に、鷹が獲物に食いついている。</p>	<p>鷹が鴉のようにちりちりと声を立てて鳴く。 気の荒い時の声。</p>	<p>鳥を逐う鷹が、鳥のように谷へ入らず「一文字」にまっすぐ山に向かう強羽。逸物とされる。</p>	<p>大空にて鷹が雉をとらえて落ちるさま。 そのさまが沓を結んで投げるようにみえる。</p>	<p>終日つかっても好調なように鷹の餌に注意すること。 尾のうらに白い毛が多いほど良い鷹である。</p>	摘 要

45	44	43	42	41	歌番号
<p>隼に あておとされて 白鷺の 浅澤水に 羽ぶくあはれさ</p>	<p>おきかふに えならぬ物は 餌鳴して 雲井をかける 巢子の隼</p>	<p>む山ふみ 帰る麓の くる、日に 命のがれて なくきすかな</p>	<p>とや数を ふませてつかふ はし鷹の 耳かたきをば いかにしてまし</p>	<p>若鷹の 鳥屋出の胸の 遠山毛 はつとり狩に あはせてやらん <small>(初鳥)</small></p>	歌
<p>あておとす</p>	<p>置かう えならぬ物 (17)</p>	<p>む山ふむ 命のがれて</p>	<p>鳥屋数をふまする 耳かたき (16)</p>	<p>遠山毛 初鳥狩</p>	鷹詞
<p>隼が鷺にあたることをいう。 大鷹は「あたりおとす」という。</p>	<p>鷹を手から放ち、餌をみせておき たてる(招びよせる)こと。 手に渡ろうとする時、餌を隠すこと。</p>	<p>鷹狩の成果が無く一つも取らずに 虚しく帰ること。 命びろいして鳴く雉子。</p>	<p>古鳥屋ともいう。毎年、毛のかず をかさねた鷹。 鷹匠が招き呼んでもこちらへ来ない。</p>	<p>毛を替えた中に若鷹の毛が所々に 残っているのをいう。 鳥屋を出し、はじめて山へあげて 狩すること。</p>	摘要

50	49	48	47	46	歌番号
<p>春の日の ながし、になる 若鷹は かつほし、まで とりやかはまし</p>	<p>あれてゐる 田面のしろの 天津雁 あふことりする 鷹のかしこさ</p>	<p>あはせみん 冬田のかりに ふたつ鷹 ころとりをして あはぬ隼</p>	<p>さき鷹の あておとしたる 天津鷹 あひともしたる あとの隼</p>	<p>隼の こくびをつきて 肩をわり あをつ羽風に かりをこそとれ</p>	<p>歌</p>
<p>ながし、(長肉) かつほし、</p>	<p>むれてゐる しろ あふことり(合虎鳥)</p>	<p>ころ取</p>	<p>さき鷹</p>	<p>こくびをつく 肩をわる あをつ (18)</p>	<p>鷹 詞</p>
<p>できの悪い鷹。 鳥の胸のひつ垂れ肉で上等である。</p>	<p>雁が多く群れているありさま。 刈田の跡の鷹場。 大鷹が両足で雁二つを捉えること。</p>	<p>めいめいにひとつずつ雁を取ること。</p>	<p>先へ合わせてやった隼。 隼を二居合せてつかうことを二鷹<small>ふたつか</small>という。</p>	<p>うなづいて鳥をみること。 鳥をみて「ちくちく」と肩を広げる姿。 両羽を広げて「ひらひら」とあおること。</p>	<p>摘 要</p>

55	54	53	52	51	歌番号
<p>鳥たてば まづかりぐちを ふまへよ と 犬かひばかり おちに行也</p>	<p>鳥落る 尾上の鷹の 草とり すゞはしらせて 尋かねけり</p>	<p>したゝかに 人や見るらむ ひくとりを うけおふ鷹の 羽むけあやなし</p>	<p>鷹山を こえ行鳥に あひあはせ うちかさなりて 追ぞあやうき</p>	<p>さほ姫の ましろの鷹の かねつけ毛 ほのかに見えて 日も暮はとり</p>	歌
<p>狩口 犬飼</p>	<p>草とり 鈴はしらす</p>	<p>うけ追う 羽むけあやなし</p>	<p>あひあはせ</p>	<p>さほ姫かへり 眉白の鷹 かねつけ毛、くれはとり</p>	鷹詞
<p>下狩衆がそのまま狩口にふみとど まって待機すること。 犬飼衆ばかりが鳥が落ちたところ へ行く。</p>	<p>鷹が鳥をかけ落して草むらの中に その鳥をとらえること。 鈴を落ち失うこと。</p>	<p>やる気を入れずゆるゆると追うこと。 なまじいに鳥の跡について行くのも したたかな鷹なので詮ないことだ。</p>	<p>一羽の鳥に誤って大鷹を二もと合 わせることで、やっではならぬこ とである。獲り合いで爪を損ずる ことがある。</p>	<p>春の節分すぎでとらえ逃した荒鷹。 眉の白い鷹（20参照）。 鷹の毛の名称。</p>	摘要

60	59	58	57	56	歌番号
<p>箸鷹の とりしく鳥を ほときかね わけくひをする 犬やよくらむ</p>	<p>すゑなれぬ とや出の鷹の 足ぶみに あしかはひきの 羽風身にしむ</p>	<p>鷹あひは はるかなれども 野ぎはより 立のぼる鳥を ちかくとる山</p>	<p>狩入て 出山に鳥の 立ゆくを 又あらはむる 鷹のふるまい</p>	<p>ひだり山 真山にかりて 鷹人の あをりかけにも 草やうつらん</p>	歌
<p>ほときかね わけくひ (21)</p>	<p>足ぶみ 足革(足緒とも) (20)</p>	<p>鷹あひ 野ぎは (19)</p>	<p>出山 あらはむる</p>	<p>左山 あをりかけ</p>	鷹詞
<p>一度捕らえた鳥を放して鷹が木居 に上がること。その理由を知って いる犬は鳥に食いつかない。</p>	<p>鳥屋を出たばかりの、まだ据え慣 れていない鷹の状態。 鷹の足につけて、大緒・経緒・招 緒につなぐもの。</p>	<p>鳥との間合い。 麓のこと。</p>	<p>山の奥へ狩り入り出がけにまた狩 ること。 鳥をきつく強く追い立てる鷹の羽 ぶり。</p>	<p>山の左がわを狩ること、真山は麓 から順に狩ること。</p>	摘要

65	64	63	62	61	歌番号
<p>鷹もくさ 鳥もはしりて 犬はかむ みつ物たつと 是はいふ也</p>	<p>あら鷹も 手袋引て くつろけは よつ毛のまはり 見ゆるくゞい毛</p>	<p>鈴をさし 大緒をときつ、 はし鷹を 山にかさみて 鳥やかるらん</p>	<p>のりまはし 馬のうへより 手放せば 乱とりをする 鷹の鳥く</p>	<p>よびかけに 木居<small>(こゐ)</small>ふるまひを 巢鷹とや つかれの鳥の う<small>(う)</small>するともなし</p>	歌
<p>みつ物立つ (24)</p>	<p>手袋</p>	<p>鈴をさす 大緒 かさむ (23)</p>	<p>乱とり</p>	<p>よびかけ 木居ふるまひ (22)</p>	鷹 詞
<p>鷹・鳥・犬が一度に草に打ち入った状態のこと。</p>	<p>とつてを握って腹の毛の中へ差し入れること。四つ毛、うしろの毛、くぐい毛、しろき毛などが見える。</p>	<p>つつじなどの枝を鈴の目に差し音のならぬようにする。 鷹をつなぐ縄。 鷹が峯に上ること。</p>	<p>鳥に近寄り合わせる時は、鳥を回すようにして馬上に据えた鷹を手放せば、あれこれの鳥へかかり取ることができる。</p>	<p>狩人が雉の走りゆく方へ鷹を呼びかける。鷹は木居をとりかえとりかえ高い梢に上り木居下をさし守って鳥をねらう。</p>	摘 要

70	69	68	67	66	歌番号
<p>かり衣 日をかさねても かひぞなき まだあら鷹の のき羽うつみゆ</p>	<p>立て行 中に羽風や よはからし 女鳥すきする 鷹のならひは</p>	<p>ねりひばり とこはなれ行 中空に おひ羽のかろく あがるすごもり</p>	<p>立のぼる 深谷のきゞす あはすれば むかふかけして あまるはし鷹</p>	<p>暮ぬれば 鷹の追羽や よわからし たらずかけして 山にゐかゝる <small>(居懸)</small></p>	<p>歌</p>
<p>のき羽</p>	<p>女鳥 (めどり・めんどり) (26)</p>	<p>ねりひばり (25)</p>	<p>むかうかけ</p>	<p>暮ぬれば たらずかけ (不足懸)</p>	<p>鷹 詞</p>
<p>あら鷹が人をおそれてからだをの けぞるようにする。見知らぬ鷹匠 が据えると嫌って顔を避けるよう にする。</p>	<p>めすの雉はおすよりも羽が弱い ので、鷹もこれをよく知っており、 めん鳥をねらう。</p>	<p>六月土用より七月盆の前後に毛羽 を替える雲雀。 兄鶴 (このり) のえものになる。</p>	<p>谷間から飛び立った雉子に合わせ ようとして、早く鷹をとばすと見 当がはずれることがある。</p>	<p>歳暮れになると、鷹の筋肉も弱 くなり、鳥に逃げられる。山を越 す鳥に追いつけないのである。</p>	<p>摘 要</p>

第三節 近衛龍山と鷹

75	74	73	72	71	歌番号
<p>おぼえ行 犬のかしらに 木居つたひ つかれの鳥を おしむあか鷹</p>	<p>まへうしろ 赤符の中に あかきをば にこのりとたが いひはそめけん</p>	<p>はし鷹の さほ姫がへり 小山がへり 春は色々の 名にや立らむ</p>	<p>あつめたる あかけに野され 山がへり もろかたがへり 巢鷹巢まはり</p>	<p>空よりも あたりおとして はし鷹の 草とる鳥や のき羽うつらむ</p>	歌
<p>赤鷹</p>	<p>にこのり (29)</p>	<p>さほ姫がへり 小山がへり</p>	<p>あかけ(網懸) 山がへり(山帰) 巢鷹 (28)</p>	<p>あたりおとす のき羽 (27)</p>	鷹 詞
<p>符の赤い大鷹と 符の黒い(大黒符)鷹がある。</p>	<p>一かどすぐれてあかいこのり。 丹兒鶴のこと。</p>	<p>節分すぎて春とらえた鷹。 春の荒鷹のこと。</p>	<p>若鷹である、黄毛と書くこともある。 山において毛を替えた鷹。 子のうちから飼った鷹。</p>	<p>大鷹につかう詞。隼にはあておとす、あつるなどという。 鳥が鷹にとられて死ぬことをいう。</p>	摘 要

80	79	78	77	76	歌番号
<p>見鳥せば 先犬とりて あはせなん とつたて、ゆく 方をしらねば</p>	<p>はし鷹の 梢をたかみ くる、まで わたらざりせば ひき鳥やせん</p>	<p>鷹の符に 黒符黄黒符赤符 紫鷓 さてはうづら符 又は紅葉符</p>	<p>雪じろの しらふまじらふ つまじろ に あをじろほうじろ 舌も白鷹</p>	<p>鷹により せまち町かた やかた尾に しとゞをまじる 鷺毛くゞい毛</p>	<p>歌</p>
<p>とつたつる (31)</p>	<p>ひき鳥 (30)</p>	<p>紫鷓 黒符以下紅葉符まで</p>	<p>雪じろの (鷹)</p>	<p>せまち尾、まちかた尾、 しとゞ尾 鷺毛、くゞい毛</p>	<p>鷹 詞</p>
<p>鷹がねらった鳥の位置を見て翔び 行くとき、はずされてとび去った 雉の跡を追うこと。</p>	<p>高い木居にいて、暮れるまで降り てこない鷹には、繩にゆわえた鳥 を振っておびき寄せる。</p>	<p>すべて鷓にある符。 紫鷹とも、「しほ」とよむ。 「にこのり」のことである。</p>	<p>みな白の鷹の呼称。 舌の白い鷹もいる。</p>	<p>白い毛のこと。 尾の符の呼称。</p>	<p>摘 要</p>

85	84	83	82	81	歌番号
<p>行まはり 犬をやとらん つかれたる 鳥はしげみに つゞく藪原</p>	<p>朝ごとに 外架の鷹に 水ふけば 手ふるひをして 尾そゝりをする</p>	<p>あらはなる 枯野の中に 落はまる 目つきうづらや 鷹にあはせん</p>	<p>狩人の つゑうちぬれば しみ捨て 山おちしたる 犬はあやなし</p>	<p>たてば鷹 おつれば犬に たへかねて あがる木鳥ぞ あはれなりける</p>	歌
<p>犬をとる</p>	<p>水をふく 手ふるひ 尾そゝり</p>	<p>目つきうづら</p>	<p>しみ捨て つゑうつ 山おちする (33)</p>	<p>木鳥 (32)</p>	鷹詞
<p>藪しげみなどでは犬は放してやり、 また、鷹を働かせたり、犬でおさ えさせたりする。犬をさばくこと をいう。</p>	<p>鷹の目の薬。鷹は身震いをして尾 を横さまにゆるゆると振る事。</p>	<p>鶉が伏している床を見つけること。 鶉をとるのは、小鷹（鶉・つみ・えっ さい・長元坊など）である。</p>	<p>しみ止むこと。 犬飼が杖で制止することを杖を打 つという。 家の方へ鈴を鳴らしながらかけも どる。</p>	<p>木に雉が上がることをいう。鷹も 犬も逸物なので、鳥も心えて葉の 繁った木に上がり隠れる。</p>	摘要

90	89	88	87	86	歌番号
<p>水鳥を かけおとしたる みなと川 鴨居の鷹の つかふみさご羽</p>	<p>そことなく 木がくれふかき 鈴の音 しるべばかりの 鷹のおきこゑ</p>	<p>ひく鳥の 端山の木居を 取替て 梢を拂ふ 鷹のかしこさ</p>	<p>としぐくに とやまさりする はし鷹に たつ空もなき 鳥の哀さ</p>	<p>あらはなる 小田のすゝきの かたうづら とをばまりして 鷹にとらるゝ</p>	<p>歌</p>
<p>かもろの鷹 みさご羽</p> <p>(37)</p>	<p>おき声</p>	<p>木居取替う</p> <p>(36)</p>	<p>とやまさり</p> <p>(35)</p>	<p>遠ばまり</p> <p>(34)</p>	<p>鷹 詞</p>
<p>鴨の居ずまいのように「たちのび ず、横様に」見える鷹。 魚をとる鶺（みさご）の翼のよう な羽づかい。</p>	<p>鷹が鳥を見つけたことを知らせる 声。呼声のこと。</p>	<p>木が繁っている中に鳥が落ちたの をのがすまいとして、鷹はあたり の梢を取替えながら、鳥の疲れを 待つ。</p>	<p>何回か鳥屋を重ねることにいよいよ 勝れてゆく大鷹のまえには雉は のがれられない。</p>	<p>遠くへ追いはめること。 小鷹が合わせる小鳥・鶺は勿論、 大鷹が雉を遠くへ追いはめる時に もいう。</p>	<p>摘 要</p>

95	94	93	92	91	歌番号
<p>のり毛より おろす巢鷹の きはりなば 足緒をさして かはん丸ばし</p>	<p>うふたつる 巢子の中にも 巢がへり毛 巢おと、ひにし 鷹やまさらん</p>	<p>あら鷹を 末野の原に わけいれば こくびをつきて 鳥やみるらむ</p>	<p>たゞしくも 覚えて見ゆる 鳥跡かな さはきたてやる 犬のかみふり</p>	<p>かけはづし かけほぐらかし はし鷹の とりしく鳥や 丸をくま、し</p>	歌
<p>のり毛 きはり 丸はし</p> <p>(39)</p>	<p>うふたつる 巢婦り毛 巢おと、ひ</p>	<p>こくびをつく</p> <p>(38)</p>	<p>さはき(捌き) たてやる 犬のかみふり</p>	<p>かけはづし・かけほぐらかし とりしく 丸をくま、し</p>	鷹 詞
<p>白い綿毛のこと。 尾羽がかたまりそろうこと。 生鳥を鷹に取り習わせること。</p>	<p>成育すること。 若鷹の毛の中に白い符があるのは、 必ず逸物になるといふ。 一巢の中に生い立つ鷹の兄弟。</p>	<p>鳥を見つけて目を離さずうなづく ようにする。</p>	<p>犬につけた「捌き索」を放してやる。 犬の噛みぶりのこと。</p>	<p>鷹が鳥の下よりつけこんで捉えそ こねること。とり固めること。 小刀で鳥の左脇を刺し、肝をとり 出して、鷹に与えること。</p>	摘 要

100	99	98	97	96	歌番号
<p>朝鷹に 鳴鳥きゝて 夏くれば わすれかひして とやへいれけり</p>	<p>はし鷹の とれるうさぎの かひ所 べにつけそしと 丸にむちうち</p>	<p>とつ鷹の くもてわかれの あをとつて まびさしあれて かほはつみがほ</p>	<p>程ふれば もみいれしさへ たとふるに かたிரりなるは むべもなま鷹</p>	<p>物香して のべ行跡も けちがへぬ 庭だつ犬ぞ さかとりにかむ</p>	歌
<p>夏くれば 忘れ飼い</p> <p>(44)</p>	<p>うさぎのかひ所</p> <p>(43)</p>	<p>とつ鷹(取鷹) くもてわかれ あをとつて</p> <p>(42)</p>	<p>もみいるゝ鷹 たとふる かたிரり</p> <p>(41)</p>	<p>物香してのべ行 けちがへぬ</p> <p>(40)</p>	鷹詞
<p>夏四月のころより。 鳥屋に入れる前に、雉のめん鳥を とらせて食わせること。</p>	<p>兎を捕ったときに鷹に食わせる部 分。七か所あるという。</p>	<p>鳥をよくとる逸物の鷹。 指またの分かれ様のこと。 青い把手(足指)。</p>	<p>鷹をつかい入れること。 手の内を忘れて鳥を取らないこと。 ねらい通りにしっかりと取らぬ鷹。</p>	<p>逃げ走った鳥の跡を犬が嗅ぎつけ て後をつけること。 かみちがえないで。</p>	摘要

〈龍山公鷹百首要覽〉補注

- (1) 古歌 はし鷹の とかへる山の 椎柴の はかへ(羽替)はすとも 君は忘れじ
- (2) 「鷹漆」と称する漆を用いて尾を継ぐ。
- (3) 年寄り犬には、狙った鳥がくたびれて落ちたところをねらわせよ、というのである。こういう「古疲れの犬」は鷹場まで籠に入れて運ぶこともあった。
- (4) 鷹狩で「鳥」といえば、すべて「雉子」のことである。雉子は草むらを這うようにして走る。
- (5) 「待かけ」について、田舎では「まち鷹」と称す、と記したあとで、近衛龍山は他流の鷹術について批評を加えている。とくに「諏方流当流かわりめ有^レ之」として、多くの例をとりあげている。
- (6) おん鳥に合わせて追行くうちにめん鳥が立つと、めん鳥の方をめぐって行く鷹がいる。これを「めん鳥すき」をするという。
- (7) 猪や鹿を狩るときには「責子」というが、鷹狩では「下狩衆」というべきだと、龍山は言う。鹿猪を狩る山のことは「狩場」または「狩倉」というが、鷹狩では「鷹山」といい、中でも良い場所を「鷹場」という。
- (8) 式正の狩声は、まず鷹匠から始めて、次に鷹下の者へ、次第次第に言い伝えて行くことである。狩声は四季によって調子が変わるものである。ふつう「ほうゑい」と発する。
- (9) 落草の鳥を捨て置きがたいならば、犬をつかって鳥を逐い立てて、鷹にとらせるようにする。
- (10) 「鳥おつる」というならば、鷹からだいたい離れた所で鳥が落ちるような状態になる。近衛龍山は言葉のつかいかたに、かなり慎重である。
- (11) 菰を編むときの槌音のように互ちがいに羽をもじって山をとびこえる鷹。
- (12) 金葉集の本歌に「のき羽うつ眉白の鷹の餌袋におき餌もさ、でかへしつる哉」がある。この鷹はおき餌が無かったためにそこねた(死んだ)という故事が知られていたのである。

- (13) 鷹に逐われた鳥はいったん谷へ入るが、この鳥の跡を追うような鷹は「谷入する」といつてきらわれる。
- (14) 鷹の鳴き声をよく習い覚えておいて手を放せというのである。
- (15) 鷹はしだいに利口になって、鷹匠の目をくramsために、尾鈴が鳴らぬように鈴を木の根や岩根に敷き当て、盗み食みする。
- (16) 総じて鳥屋数を重ね古くなれば、悪知恵がついて言うことをきかぬようになる。このような鷹をつかうには、餌の与え方に注意すべきである。鷹の名人はこの餌飼を分別しており、殊に、政頼流(源齋頼)に「こちく」という女性のすぐれた餌飼術の巧者の故事は有名である。
- (17) おき餌をとつさに隠された隼はそのまま空へあがり翔けまわる。急にとび立つ鴨をとらせる(鴨鷹)訓練になる。
- (18) この詞は隼に限るものであって、大鷹にはつかわない。ただし、「鳥にとび出くするをばはやるといふ」。これは隼でもつかうことばである。
- (19) 鷹の前方に向かう鳥を鷹は欲しがってはやるけれども、十分に引き据えてま近く合わせれば取りはずすことはない。
- (20) 鳥屋の中では足革は使わないが、鳥屋を出す時に足革を結ぶので、いやがつてむずかる。バタバタするので羽風がたつのである。
- (21) 狩犬はともすると、鷹が捉えた鳥に食いつくことがあり、これを「かた口とまりたる犬」といい、鷹も鳥も食わない犬を「もろ口とまりたる犬」という。
- (22) このような鷹は「逸物比類なき」ふるまいをする。なお、巢鷹は「鳥屋日向鷹」がよろしい。「西国鷹奔走也」、「西国は大略巢鷹也」とある。網懸の鷹は稀だという。
- (23) 「箸鷹」というのは「鷹の惣名」であり「角鷹」とも書く。箸の名のいわれは次のようなものである。孟蘭盆の霊祭りにつかった「あさがらの箸」をとっておき、鷹を鳥屋から出す夜に「たいまつ」に燈すから「はし鷹」

という。なお、鷹を鳥屋に入れるのは四月八日(花祭り)にするならわしであるという。

(24) 「こつかれ」(鳥がくたびれて飛べなくなった状態。足鳥という)の時には「口のとまりたる犬」(鳥に噛みつかぬようよく訓練された犬)以外は放してはならない。

(25) ひばりは「しんとう雲雀」・「からひばり」・「からほじろ」・「あかしとど」などと季節によって呼びかたが異なる。

(26) 「鷹のとり」といえば雉のことであり、人に遣わす場合は「鷹の鳥いかにもうつくしく、尾羽をもぬけぬ様に、鳥きたなくなき様に」することが肝要である。

(27) 鷹詞では鷹にとられて鳥が死ぬことを「のく」という。死ぬということ禁忌するためであり、「なをる」ともいう人がある。「そこねたる」・「さかる」などともいう。

(28) 野されは「かたかへり」の鷹か、山帰りには「かた帰り、もろ帰り、もろかた帰り、もろく帰り」など鷹の年齢で区別した呼称がある。「巢廻り」は巢立ちしてすぐにとらえた鷹のことか。

(29) このりは、「兄鷓」、「兄鷓」などと書く。鷓の雌のことである(第二章第二節注(8)参照のこと)。

(30) 「79」歌に長文の記載がある。それは「据え上ぐ」・「さしとる」・「すゑとる」などの詞の定義についてのことであり、他につぎの説明がある。

○「さしおとす」とは、あら鷹を野山にて「鳥さし棹」を持ってさすこと。「さしとる」は誤りである。

○鷹を失ったときは「そらす」というのである。

○「さゝいべ」(雀部力)という「隼相傳の家」がある。

○「鷹ががしたる」または「にげたる」というのは、籠に入った鷹を籠から出すとき放れた場合につかう詞である。

(31) 「とつたつる」のはなかなか難しいのだから、そうならぬように先ず犬をつかって合わせよ、という意味になる。

- (32) 鷹詞では雉を「きじ」とは言わず、ただ「鳥」という。時に山においては「山鳥」と区別して、「きじ」を「真鳥」という。
- (33) 「犬に杖をさす」ということばがある。鳥が落ちた先を杖で指差すようにして教えこむと、逸物の犬は走り行き鳥を追い立てるものである。「おしへ杖（教）」というわけである。
- (34) 「かたうづら（片題）」秋の鶉。鶉は秋になると雌雄はなればなれにいる。
- (35) 気が利いて賢い逸物の鷹ということである。
- (36) 88番歌、注釈に「鷹のうけとり渡し・鷹（当）にあつるむち・足革（お）経緒」の故実のほか「服鷹」について述べている。これは「哀傷に鷹をはなつ事習ひ有となん。」として喪の家につなぐ鷹を「服鷹」と称し「服鷹の足皮大緒色白。但足革は其儘也。大緒は紙にてうつ也。」とある。服は喪にこもるという意である。
- (37) 鴨猟の時、鷹も鶉（みさこ）のするようになり、空中で「ため羽」をつかい直下して水面に打ちこみ、蹴り落した鴨が水から首を出すのを捉えるのである。
- (38) 鷹が鳥をほしがり翔び出ることを「鳥にはやる」といい、腹が減っていないので雉が立ち去って行くのを傍観することは「見おくる」という。田もの（雁・鴨・鶴・白鳥など）を遠くから見つけ欲しがりとび出はやるのを「とをはやり」という。
- (39) 丸はしを行う際に注意すべきことがある。巢鷹は幼鳥のうちにとらえて育てるので、生け鳥を捉えることを知らない。だから、生け鳥に使う鴉や鷲の鼻の穴にこよりを通し、口嘴が開かないように結わえるのである。そして、口嘴の先端を丸く切り取り、鷹に食いつかないように削るのである。鳥の爪も尖っているところは一文字に切り取って（丸嘴）、鷹を傷つけないようにする。このようにしておかないと、鷹が鳥を取り初めるときに食いつかれれば、以後、懲りて鳥をとらなくなるからである。
- (40) 庭だつ犬とは、久しく使わないうで置いた犬のこと。さかとりとは、逃げ走って行く鳥の後ろからではなく、

逆さまに前方から噛み行くということ。

(41) 「なま鷹」は、むざむざと餌を与える潮時を抜かし、「いたづら物」(どうしようもないむだな鷹)になり果てた状態をいう。鷹調養の失敗例なのだが、もつと悪い例は「とりしらみたる鷹」ということがある。これは「はたととらぬ」鷹というわけである。そのようなことになるのはなぜかという点、たとえば、青鷺を狙うためには、春夏に、「青鷺のくわせ」という餌の与え方をやるのだが、それを怠れば「青鷺にしらみたる」鷹になってしまう。同じように、雁・鶴にしらむ鷹は、狩りの現場で「打たれ踏まれ、目をつつかれ傷つけられ」ることになる。このようなことがあってはならず、これは「鷹の家の秘事」といえよう。鷹術の他流においては「とりしらむ事」を「きれ鷹」(鳥を取り損ずる鷹)とも言っている。

(42) 「まびさしあれて」は、鷹の目廂(目の上部にある骨様の高くなっているところ)が荒々しく、ということ。「つみがほ」は、雀鶴つみという小鷹の顔のように精悍な顔ということである。なお、近衛龍山はこの98番歌の注釈を「相形圖として政頼秘藏の書」を引用しながら、書いていることが分かる。諏訪流の始祖の源政頼のことである。

(43) 「べにつけ・そしと・丸・むちうち」は兎の体の部位の名であろうか。丸は肝臓である。鷹が取った兎は、木の杖などにかけて進上したりするのだが、その掛け方はいくつかあって、むずかしい。

(44) 鷹は鳥屋に入る直前にとらえて与えられた雌雉めんどりの肝の味が忘れられずにいて、鳥屋を出されて初めての狩りにも活躍するという。春夏の雌雉めんどりの味わいはよるしい。雌雉めんどりは苦みがあつていけない。なお、鳥屋入れの日も寅申の日とし、「諏訪明神へみきなどをそなへ」、千秋萬歳を祝い、「鷹の祈祷」を行う、と見えている。

(四) 鷹書としての『龍山公鷹百首』

『龍山公鷹百首』に自注を施すにあたって近衛龍山は①「諸木抄」・②「放鷹記」という鷹書を参照していたことが知られる。

①については、11番歌注に「高國朝臣、彼諸木抄廿卷の聞書に見へたり。「諸木抄」は犬追物。笠懸。弓馬。軍陣。かちだち。御前の時宜。禮節仕付方。鷹の道諸道をしるしおかる、聞書也。可_レ見_レ之。」とある。

ここに「高國朝臣」とあるのは、宇治大納言ともいわれた源隆国(一七〇四)のことであろう。『宇治大納言物語』の編者として著名である。この物語はインド・中国・日本三国の諸説話集であって、鎌倉時代成立の宇治拾遺物語・今昔物語集・古今著聞集・打聞集などに多くの説話が採用されている。「諸木抄」の名は、今のところ他にその存在を立証し得ないけれども、近衛龍山の蔵書にはあったらしい。龍山は「諸木抄」の中から、「禁野の雉八重羽にして足も三あり」、この雉は「合する鷹をとりころしける化鳥也」、「雉の足を別足といひならはす事。禁野の雉よりおこれり。」という一説を引いている(下)。

鷹の鳥といえは雉(とくに雌鳥)であり、その脚が珍重されるのだが、これを鷹詞として「別足」と称した。その由縁にこだわっているのである。「雉の足にかぎり今に別足と云也。同事ながら山鳥の足

をば別足と云べからずと也。」と龍山はくりかえす。

このように、11番歌注において「別足」について強調するのはどんな理由によるのであろうか。八咫鳥のように三本の足をもつなどという異鳥^(化)伝承が「別足」の話にも認められる。「諸木抄」には、「昔仁徳天皇御惱有時に相者云。彼雉のたゞりなりと。」という伝承があったという。そして、「保昌卿と云人渡唐して。鷹を習て日本へ歸り。此雉をあわするに。彼化鳥三足の別足にて鷹に向ふ」の^{みさじ}を鷹という鷹が「まちかけ」として放たれ「八重羽の雉を取かため」と伝えている。この鶚という鷹は「八ツ・ハシイ」と呼ばれたが、長くその名は秘されてきたのである、と龍山は述べている。(1)

さらに「鷹の根元は。天笠^(笠)摩伽陀國清來と云者唐へ來りて。泰山道の麓にて仕始也。日本にては仁徳天皇の御時に保昌卿仕はじめ。待かけをもたくみ出し。彼化鳥をとらせけるとなん。」とも言及している。ここに保昌卿とあるのは、今昔物語集にも登場する藤原保昌(九五八―一〇三六)のことであろう。仁徳天皇の時代にはまるで符合しないから、甚だ信憑性に欠けるが、そのような考証は余り意味をもたない。龍山は鷹術において、甚だ神秘的な「禁野の雉八重羽にして。足も三あり。」という由緒を滔々と弁じ立てるところにねらいがあったのである。これを聴かされるのは、豊臣秀吉と徳川家康に仕える鷹匠たちであつたと考えられる。

それゆえ、「待かけ」の鷹を巧みに使い、雉をとらえる術を鷹匠たちに要求していたのであつた。そ

れは、仁徳天皇時代このかたの鷹匠の必須条件とみなしていたからである。近衛龍山は、当代の鷹匠また鷹数寄な大名なら誰でもが周知の清來の名をしばしば持ち出している。

同じく11番歌注において、「清來も西來ともかけり、又は政頼とも後には書也、^⑦子細秘事也、日本へもわたれる事、^①鷹の家に秘しおく口傳共あると也、^{付、②}つき鷹といへる鷹有、政頼が智禰津神平が鷹と注之、^{付、③}放鷹記と云書に、鷹仕様被^レ注之、^④鷹の起鷹経に見へたり、同相形圖放鷹記に注之、^⑤とも述べている。

⑦・①のように、鷹術もまた秘事・口伝に属するものであったことは今更いうまでもあるまい。しかし、或る儀礼や由緒は公然と披露されなければ、そのものの価値は誰にも評価されないのであって、右に取上げた「別足」のように、ことさら宣伝される必要があった。「別足」を焼いて食するとき、味覚をいやがうえにくすぐるのは、鷹の鳥の由緒であったとも思われる。

②つき鷹は「^{次・兼}つき鷹」のことと考えられよう。先述した「まちかけ」の鷹のことである。③は当代流の弥津流・諏訪流・大宮流(同系統の流派)が最も誇りとする弥津神平貞直のことである。④は、『新修鷹経』こそ、我が国鷹術の原典であることを主張しているのである。近衛龍山は、その鷹経の写本を所蔵していたにちがいないのであり、それをことさら強調しているとみてよいであろう。

以上、「諸木抄」をめぐる問題について考えてみたのであるが、龍山はこのほかに、⑤にあるように

「放鷹記」という鷹書を参照していたことが分かる。中澤克明氏の研究によれば、「放鷹記」は文龜三年（一五〇三）に秋山近江守泰忠が著わしたものである⁽²⁾。「放鷹記」に関しては16番歌注においても触れている。そこでは、「狩聲も四季に調子かはる也。」とあったり、鷹をよびよせる声^(招)（をき聲）は「ほふ」というとある。「放鷹記」は「仁徳天皇御時鷹の作法を書たる書也」としている。それは鷹書の特性を如実に示したものと理解できる。つまり、鷹の由緒・故実、また新修鷹経の基本構造に依拠することによる正当性などの条件を充足しようとしているからである。

このような条件を意識しつつ、叙述されたのが「龍山公鷹百首」であったのであり、単に鷹詞を詠みこんだ歌集にとどまらず、各首の注釈において、鷹書の必須条件をそなえるという工夫をこらした鷹書であったと評価できるのである。

注

(1) 「禁野の雉」については、ほかの鷹書にも触れられている。たとえば、『定家問答』⁽¹⁾（統群書類従）であり、『放鷹記』⁽²⁾（文龜三年（一五〇三））であり、『調子家由緒書』⁽³⁾（長岡京市史 資料編2）（秋山近江守泰忠）などがある。

①には「有時、御門、御なふなりし時、さう人うらなひ奉れば、かた野に三足ありし雉子、御狩ありておほ鷹にて彼三足の雉子、とり給へば、すなはち御惱平給也。」とある。

②では、「文徳天皇の御宇」とし、帝の「悩み」を平癒するため、「御子の惟喬の親王」が「めいよの鷹かひ」在原業平を供にして、三足の雉をとらえた、とする。「それより此かた、今に至まで三足の雉を御調にそなへ奉る也。今は常の雉に別の鳥の足を一つつきてそなへまいらする也。」とある。

③は近衛府官人として、また撰閑家隨身として鷹飼をもってきこえた下毛野氏から出た調子家の所伝であるが、それによれば、「河内二片野禁野両郷之段別、是ハ調子預申、御鷹ニ而禁野之三足雉をとらせ、忽天子御脳平安故、御ほうびとして千貫文之段別被下、又改テ鷹飼之御倫旨頂載仕、于今其時之鷹装束道具以下御繪旨書物等御座候事、東照宮権現様ノ御代御上洛之刻、伏見之御城調子一門ヲ被「召寄」と見えている。

なお、本注記は二本松泰子氏『中世鷹書の文化伝承』(三弥井書店 平成二十三年二月)に多くを学んだものである。

(2) 中澤克明氏「鷹書の世界―鷹狩と諏訪信仰」五味文彦氏編『芸能の中世』(吉川弘文館 二〇〇〇年)

結 び

以上から、「龍山公鷹百首」を通じて、鷹を飼うことの難しさと楽しさ、鷹狩りの実況などが、手に取るように分かるであろう。

鷹の獲物は雉子がすこぶる喜ばれて、鷹の鳥といえは雉子に決まっていたほどであり、百首の中に頻出する。それは、当時流行の茶会の懷石料理に不可欠のものであったから、太閤秀吉などを大いに納得させたにちがいない。

鶉や雲雀をとるには、鶴や隼、長元坊などのいわゆる小鷹がつかわれたことも分かる。しかしながら、この百首には、鶴や白鳥を捉える歌は無かった。鶴・白鳥を取る鷹は特訓を受けた逸物であったであろう。鶴・白鳥取りの鷹のことは、奥州の伊達政宗や関東移封以後の徳川家康の場合に頻出するのだが、それは後章に於いて触れるところである。

次に、近衛龍山の場合、特に巢鷹をほめている。「逸物比類なきふるまひ」の鷹として、「巢鷹、鳥屋日向鷹なるべし、西国鷹奔走也、西国は大略巢鷹也。網懸稀也」と述べている。それは近衛龍山が、先述したように日向、大隅、薩摩などに下向して実見した鷹のことを意識していたからにほかならない。このくだりを聞いた太閤秀吉は、素直にそのように受け止めたろうが、徳川家康は、許容しつつ、内心

では東国なかんずく奥州の巢鷹に勝るものはないと思つたであろう。

それはさておくとして、近衛龍山という人物は、鷹狩大流行の当代において、鷹および鷹狩に対する強い自負心を持って、右に見た「鷹百首」をつくつたと断定できる。そして、織豊期における鷹術の正当な流儀について確言を下し、豊臣秀吉や徳川家康の鷹狩の筋道を誘導したにちがいない。

朝廷伝統の放鷹術は、持明院流・西園寺流などが主流であつて禁野の放鷹に伝えられていたが、慶長十七年（一六一二）に徳川家康が公家衆に対して放鷹を禁じたから、やがて衰えたと思われる。それは次の史料が示しているよう。

「今度為^二上意^一被^二仰出^一候家々之学問行儀之事、無^二由断^一相嗜可^レ申候。并鷹つかひ申間敷候旨、得^二其意^一存候。惣して拙子者鷹不^レ持候」
（中村孝也氏『徳川家康文書の研究』下巻之一所収、慶長十七年六月八日）
 （付、山科言緒より廣橋兼勝、勸修寺光豊に提出せる請書（言継卿記）所載）

つまり、公家は家々の「学問行儀」のことを油断なく嗜めばよいのであつて、「鷹つかひ」などは停止せよ、というものであつた。

近衛龍山が歿したのは、その慶長十七年五月八日のことであつたという。七十七歳であつた。

（初出『國學院雜誌』第八十九卷
 十一号 昭和六十三年十一月）

第五章 織田信長と鷹狩

はじめに

織田信長は、こよなく鷹を愛し、鷹狩に、ことのほか熱心であった。言わば、鷹の数寄者^レであった。豊臣秀吉も信長なき後には、鷹の数寄者に成り上がったし、徳川家康もまた、一段と鷹数寄な大名として知られていた。この三者が活躍した時代は、鷹を飼い、鷹を仕うことが著しく流行していたのであった。

はじめに

本章においては、織田信長の鷹狩が、他の諸大名に比して、どのような特性をもち、いかなる要因に促されて、その変質をとげて発展して行くかを考察しよう。そして、信長の鷹狩が、やがて、秀吉や家康に、どのような影響を及ぼしたかについても言及しよう。次いで、信長の天下一統の版図の拡大につ

れて、織田氏のもとに進上される、数多の鷹に秘められた戦国諸大名の意図を推察してみたい。戦国大名の外交裡に介在される鷹に、いったい、どんな秘密があったとみるべきなのであるか。もしも、この秘密が解明されるならば、近世武家社会において、鷹が重用される意味が把握できるにちがいない。

本章は、「織田信長と鷹狩」と題しつつ、特に、信長と鷹についても触れることによって、織田氏の天下統一への野望とその意義を、新たな角度から、とらえなおそうと試みたものである。

第一節 信長の鷹狩の独創性

青年の頃の信長は、弓・鉄砲・兵法の習練とならんで、度繁く、鷹を拳に据えては、鷹野に馬を走らせていたという（『信長公記』天沢長老物かたりの事）。そして、この鷹野に出る時は、信長の手廻衆として、弓衆三人、鎗衆三人を従え、その他に、鳥見衆二十人を同行したと『信長公記』（『六人の衆』といふ事）にある。同書によれば、信長の鷹狩の状況が、次のように具体的に知られるのである。

鷹野の時は、廿人鳥見の衆と申事被^二申付^一、二里三里御先へ罷参候て、あそこの村、爰の在所に、
（雁カ）
 鷹有鶴有と、一人鳥に付置一人は注進申事候、

鷹狩の獲物となる雁・鶴などの諸鳥を発見した鳥見衆の注進を受けると、信長は、愈々万全を期して、目標に接近して行くわけである。

馬乗一人、山口太郎兵衛と申者、わらをあぶ付に仕候て、鳥のまはりをそろりそろりと乗まはし、次第次第に近より、信長は御鷹居給ひ、鳥の見付候はぬ様に、馬の影にひつ付て、ちかより候し時はしり出、御鷹を被^レ出、

とある。一方、目標の鳥の近辺には、「向待」なる者を設定し、これに田を耕やす素振りをさせておくのである。すなわち、信長が放った鷹が、雁・鶴などを組伏せているとき、この「向待」が、ただちに鳥をおさえるという手筈なのであった。察するに、「向待」は鷹匠であろう。獲物の血のにおいを嗅いで、はやる鷹を巧妙になだめねばならぬからである。織田信長もまた、すぐれた鷹仕いの技を習得していたことは、「信長は達者候間、度々おさへられ候、」とあることよってわかる。

織田信長に限らず、戦国大名は、総じて、この鷹仕いに興味をもっていたようである。戦国時代の武将の書状や、記録、雑記類中に、その証左を数多く認めることができる。

また、三河の松平家忠(家康の属将)が記した、『家忠日記』にも、家忠自身の頻繁な鷹狩はもとより、「信康山鷹へ出られ候」(天正六年霜月六日の条)とか、「家康吉良へ為^二御鷹^一、被^レ越候」(天正七年正月廿日の条)などあって、三河時代の家康や、その家臣団の鷹狩がよくわかるのである。

さらに、薩摩島津氏の老臣上井覚兼の日記（「上井覚兼日記」）には、南国の鷹狩の有様が具さに示されている。

「貴殿様御鷹ねらひ物に御出候」（天正二年十一月十日の条）とか、「伊集院衆鷹師有川方、（日置郡）川平右衛門のち貞昌（伊勢貞知の養子、有義久）良久鷹之儀など物語也」

（天正十二年十一月十六日の条） などとある。（7）

以上の例証によっても、織田信長が、早くから、武将の嗜みとしての鷹狩に精を出していたことは推察できるのである。しかしながら、『信長公記』の記載には、他にはみられない特殊性が存在する。それは、信長の場合、単に「たかのへいて候」というが如き一般的表現に終わらずに、必ずと言ってよいほど、鷹狩の構成・方法等に触れていることである。信長は常に鷹狩に臨んで、手廻衆・小姓衆・馬廻衆・弓衆などの、直属・側近の武士を動員していたことが知られるのである。そして信長を中核とし、直属家臣の集団がこれを取り囲み、鳥見衆を先発させ、注進・伝令の役を確認し、責子衆（せこ）には目標の諸鳥を包囲させ、「向待」のごとき役目も設定する。

その様子は、まさに鷹狩を戦陣に擬しているという特性が察せられる。後年、徳川家康は、鷹匠・鳥見の衆をして、農民統制の一助とし（「校合」）、武家・大名の鷹狩は、変乱に備えての身体の練磨を目的として行なうのであり、「其上家中諸人ノ働ヲ見届ル、是モ亦大将ノ心掛嗜ノ一ツ也」と語ったという（「岩淵夜話別集」）。信長と家康に、共通しているところは、鷹狩を遊楽の場と同時に、戦陣に備えての演習に用

いている点であろう。天沢[、]なる使僧をして、甲斐の武田信玄に披露せしめた『信長公記』中の前述の信長の鷹狩は、若年期の信長の独異性を表現せんがための記載であったとも考えられるのである。「信長の武者をしられ候事道理にて候よ」という記載は、おそらく、当時の信長の鷹狩における特性を強調したいがためであったに相違ない。

信長の鷹狩にみられるこのような特性は、くり返し確かめられつつ発展して行ったと考えられる。たとえば、『信長公記』に、「信長ハ、日々、御弓衆・御責子にて、御鷹つかはされ候き」（天正八年閏三月十六日の条）とあり、さらに、

御鷹野へ御出、古池田・東之野にて御狂在^レ之、御馬廻・御小姓衆には、馬を乗させられ、御弓衆御そばにをかせられ、二手に分而、馬乗衆・御責子衆之中へ懸入候はんと、馬を懸られ、信長公、御せこ衆と御一所に御座候て被^二塞せ^一、御狩有て、御気を晴させられ、従^レ其直に御鷹野也、（天正七年四月八日の条）とあつたりする。

特に、後者の場合は、ちょうど摂津の荒木村重勢を攻囲している最中に行われており、直属家臣団の士気を鼓吹するねらいが察知できる。なお、同年三月に、織田信長は長男信忠・次男信雄とともに軍勢を率いて「^{（荒木村重）}摂州伊丹表」に進撃する際にも、「路次すから御鷹」を仕っている（同上 天正七年三月五日の条）。あるいはまた、尾張の清洲・三河の吉良にまで出向いて鷹狩を催したりしているのは、武田勝頼や上杉謙信に対

する牽制策であったともみられる。⁽⁸⁾

要するに織田信長の鷹狩には、たえず戦陣に備えての充分なる機動力を意識した性格が存在したと言えるようである。武田氏や北条氏、または上杉氏や毛利氏などの鷹狩について詳細な点を知り得る史料が乏しいから、一概に断定することは避けたいが、伊達氏や島津氏などにおける鷹狩と信長のそれとを対比したとき、やはり織田氏の鷹狩は、他の戦国大名よりも戦闘的な色彩を帯びた独創的な性格があったと言えそうである。

では、織田信長自身は、鷹狩についてどんな認識をもっていたのであろうか。このことを、信長が柴田勝家に対して与えた掟書の条中に考察してみたい。すなわち、『信長公記』⁽⁹⁾に

一、鷹をつかふべからず、但、足場とも可_レ見ためには、可_レ然候、さも候はずは、無用に候、子共之儀は、不_レ可_レ有_二子細_一候事、

とある。一読して解る通り、この条文は三つの要素から成り立っている。第一に、鷹仕いを禁じ、第二に、足場検分に限り鷹仕いを認めてもよいとし、第三に、子供の鷹狩はさしつかえがないとしている。以下、この三点を分析し、信長の鷹狩の認識を論じよう。

まず、何ゆえに信長が柴田勝家の支配する越前国内に鷹狩を禁じたのであろうか。その理由としては、鷹狩に耽溺するの余り身を滅ぼし、又は奉公の妨げとなることを憂慮してのことと思われる⁽¹⁰⁾。

⁽⁸⁾「信玄家法」「江濃」記「浅井三代記」。

土佐の『長宗我部元親式目』にも、「家老より外ハ鷹持候事、令禁制一事」とあって、これを裏書きしている。さらに戦国大名が領内に施行した鷹狩の禁止策や、鷹餌捕獲の制限・鷹調養の禁止・鷹尋求の制約等々分国法（「鷹芥集」「大内家壁書」朝倉敏景十七箇条など）に見える事項をあわせて考慮するならば、織田氏政権の集権化の一環が、鷹、仕、いの、禁にもあらわれていると見るべきである。

鷹狩は中世後期に守護大名や戦国大名とその家臣集団にも流行しつつあったのであり、それらを背景として、織田信長の右の条文を考えると一層の意味が浮き出てくる。

第二に、足場などを見るためなら、鷹をつかってもよい、としているのは何を意味しているのか。ここで足場とは、領内地理と解釈できる。即ち、領内地理検分の目的をもった鷹狩は認めるということである。越前国入封直後の柴田勝家にとって、領国支配上不可欠な地理・人心の掌握に際し、鷹狩を用いてもよいとしているわけである。そこには、既に言及した通り、織田信長の鷹狩が包含していた主たる要素——戦陣を想定し、家臣団との紐帯を強化し、陣立ての地形查察をも兼ねる、という——が如実に表出していると考えるのである。右条中に、「さも候はずは無用に候」と強調していることは、かかる目的にそわない鷹狩を禁じていることと共に、信長の鷹狩観の強い表現と解し得るわけである。信長が鷹狩を戦略上の一助とみなしていたことは、以上によって明白である。この点、後の豊臣秀吉が、養子羽柴秀次に対して与えた訓戒状の中、度を過ぎぬほどの鷹狩ならよいとして、鷹狩を遊楽の世界でとら

えていたことと顕著な相違性を示している。

さて、最後に信長が武士の子供の鷹狩は、一切、規制していないことに着目しよう。武士の子が鷹を飼い、狩に出ることは、戦国時代において一般化していた。たとえば、安芸の毛利元就が、その子隆元のの病弱さを案じて、「来年などよりハ、鷹など持候而山などへもあかり候て、分際分際にも足もほとけ候やうにたしなミ候ハてハにて候」と述べ、武将の子が体を鍛えねば、「弓矢かたならてハ」生きぬけない乱世に対処できまい、としている。⁽¹⁰⁾元就の言葉は、戦国大名層に共通する心情であったろう。また、今川氏のもとで不自由な質子生活を余儀なくされた徳川家康でさえ、その間に、小鷹仕いを覚えていたのである(三河物語)。鷹という鳥の獍猛さを手なづけ、山野に諸鳥を追う若き日に、乱世の武士の子ども達は、いつしか、勇猛果敢かつ沈着な性格を形成していったのではあるまいか。また、鷹狩によって取獲できる諸鳥(鷹の鳥と称す)は、人々の食欲を満たし、武将としてふさわしい強靱な体軀を形成するうえで、貴重な栄養源でもあっただろう。

織田信長は、少壮の頃の己が鷹狩の愉しさと効果とを想起し、越前国内の武士の子に、鷹仕うことを、むしろ奨励したかったにちがいない。

かくて、先掲の短い条文中には、当時の信長の鷹狩に関する認識が凝縮されていたのである。

注

- (1) 鷹野(鷹狩)には織田信長に限らず、一般的に、①鳥見衆による獲物の諸鳥の通報、②犬飼衆に牽かれる何匹かの犬、③鷹を臂に据えた鷹匠、④鷹野馬にまたがり、自らも拳に鷹を据えた主人および徒歩の従者などが出かける。ここに「甘人」とあるのは、かなり鷹場が広いことを示唆している。
- (2) 「鷹有鶴有」の鷹は雁でなければ文意は成り立たないので(雁カ)としておく。写本のときに誤ったものであろう。
- (3) これも織田信長の独自のものではない。「鷹野馬」という特に訓練された馬を使い、鷹野の鳥に気付かれぬよう接近する方法である。
- (4) 獲物を爪の下に押さえこんだ鷹の扱い方しだいで、その鷹の次回の働き振りが左右される。褒美に餌合えしあの中から鳩の肉などを与えるか、その時の獲物の心臓を素速く摘み出して与える、など技術を要する。
- (5) たとえば、天正二年(二五七四)の『伊達輝宗日記』に、詳細な記述があつて、伊達氏の鷹狩や、鷹調養の方策・領内家臣からの鷹進献・鷹を介した他国との交渉等々について分かる。天正十六年(二五八八)の『伊達天正日記』は、政宗の鷹と鷹狩に関する幾多の姿を伝えている。「御たか共あまためしいたされ候て御覽せられ候」(正月二日条)とか、「御たかやしおきおほせつけられ候」(八月廿七日条)などある。
- (6) 『家忠日記』第二には、天正十年(二五八二)八月下旬の余白には、さし絵が書かれていておもしろい。犬飼衆が狩犬を連れ、狩杖を持ち拳に鷹を据えた鷹匠の絵である。当時の鷹仕いの風俗を伝える数少ない史料といえよう。なお、当代の武家の鷹狩をあらわした絵画に、「鷹狩図」(重要文化財、静岡熱海美術館蔵、小学館版『原色日本の美術』13、一〇二ページ参照)が伝存する。織田信長の鷹狩なども、基本的には、これらと同じであつたらう。

- (7) 『上井覚兼日記』(「大日本古記録」所収)中の「伊勢守心得書」によれば、覚兼は、薩摩・日向地方の鷹術の識者としてすぐれ、島津家臣団の信望をあつめていたことがわかる。同書には、「鷹之事ハ、諏訪流とて当家無^二余儀^一」事候条、請取渡志、餌袋などまで、伊因へ得^二御意^一既に当時も、大鷹・小鷹五連・六連繋置候上者、余々不知案内にては無^レ之候」とある。ここに言う諏訪流とは、信濃国諏訪社の贄鷹の術から出た鷹術の一派である。
- (8) 『信長公記』天正四年十二月十日の条・同十三日の条・同廿二日の条・天正六年正月十三日の条・同十六日の条・同十八日の条。
- (9) 天正三年九月 日付掟書。全文九カ条からなり、本稿に引用したものは第七条目にある。越前北庄城に封じた柴田勝家に対して、領国支配の重点を告げている。
- (10) 『毛利家文書』所収、(年未詳)五月廿七日付毛利元就書状。

第二節 信長の鷹山獵と参内

織田信長の鷹狩における主たる要素として私は、身体練磨・領内地理の検分・陣立ての演習など三つをあげた。しかし、これら三つの要素のほかに、信長の鷹狩には政治的示威性という新しい要素が付加されてきたことが認められる。いわば、信長の鷹狩の変容であった。

では、この変容が、いかなる要因によって促進されたのか。そして、その変容は、いかなる結果をもたらしたのであろうか。以下、しばらく考察をめぐらせてみたい。

私は、信長の鷹狩における新たな変容が、彼の上洛達成によって、室町幕府（足利將軍家）との交渉の過程から現れたと考えている。その背景に、信長の「天下布武」の目標が存在したことは言うまでもない。そして既に公家放鷹の故実に影響されていた足利將軍家が鷹術の家であり幕府奉公衆であった諏訪氏や故実家伊勢氏などによって鷹狩を吸収していたことに信長は対抗しようとしていたとも考えられよう。右の考察を立証するものとして、第一に、元亀元年（一五七〇）三月における足利義昭主催の鷹狩から検討してみよう。即ち、『言継卿記』に、

五日、（足利將軍義昭）武家、御鷹山へ御成云々、（織田信長）彈正忠・三好左京大夫・松永右衛門佐等、各参云々、（久秀）

（癸酉）天晴今日、

（足利將軍義昭）

（1）武家、御鷹山へ御成云々、

（織田信長）

彈正忠・三好左京大夫・松永右衛門佐等、各参云々、

（久秀）

と見えている。元亀元年（一五七〇）といえば、織田信長が足利義昭に対して有名な五箇条の事書を発し、信長の圧倒的な優位性を示した年であり（奥野高廣氏『足利義昭』参照）、三月には、軍勢を擁した信長が、岐阜城から上洛を果していた直後にあたっている。『信長公記』（同年三月五日の条）によれば、徳川家康も上洛していたという。このような時点において、將軍義昭が在洛の信長をはじめ、三好義継・松永久秀ら有力者を招いて催した鷹狩には、將軍權威の失地を挽回せんとする意図が存在したことは察するに難くない。

ところで、足利將軍家において右のような鷹狩の先例をあげるとすれば、それは、天文十四年（一五四五）二月に催された、京都八瀬における「とまり山」（泊りがけの鷹山）が適当であろう。この鷹狩は、足利義晴が主催し、近衛種家や大覚寺義俊・細川晴元など、幕府内外の要人が参加した大規模なものであった（『言繼脚記』同年二月七日の条）。すでにその頃、將軍義晴のもとには、鷹術の故実にも通じた伊勢貞孝などが出仕し、貞孝配下の餌飼・竹鼻弥次郎を名鷹の産地伊達晴宗領に派遣して、逸物の鷹をあつめていたほどであった。⁽²⁾

室町幕府はいつ頃から、放鷹術を幕府儀礼の中に導入したのであろうか。その一つの契機は、諏訪円忠が「諏方大明神画詞」とともに、足利尊氏に対して働きかけた時点に求められるであろう。さらには、西園寺家や持明院家が「鷹の家」としての伝統に立って、公家放鷹を足利將軍に開示することが多かったことが推察される。第四章第一節で考察したように、応仁・文明期以降、鷹狩の流行は明かであった

のである⁽³⁾。

元来、鎌倉時代には、幕府による鷹狩停止令にも拘らず、在地武士層は盛んに鷹狩を実施していたと考えられる。朝廷公家に於ても、殺生禁止令にも拘わらず、禁野に於ける御厨子所の放鷹は不可欠なものとして継続し、中世後期に及んでいたのである。守護大名と戦国大名の鷹狩は以上のような経緯の上に成り立っていた。したがって、足利將軍家は、朝廷・公家衆社会と守護大名・戦国大名双方に対して、鷹狩を通して権勢を示威しようとしたのであろう。そしてそれは、將軍家の朝廷に対する鷹の鳥献上をはじめ、足利義昭が諸大名に対して、飽くことなく、逸物の鷹の進納を督促した事実にもあらわれていると考えられる。

したがって、先述したように元龜元年（一五七二）三月の義昭主催の「御鷹山」には、織田信長が未だ鷹故実に疎いとみた將軍の思惑がひそんでいたかとも思われるのである。

さて、このような意図をはらんだ右の鷹狩に参加した織田信長は、明らかに、鷹の故実と鷹狩に関する飛躍的な変容を迫られたに違いない。その変容は、元龜元年以後の信長の鷹の扱い様や鷹狩の規模のなかに認めることができるのである。以下、このことについて、具体的に検討してみよう。

その最初として、天正三年（一五七五）十月に越前一向宗門徒総攻撃終了直後に、岐阜城から上洛する織田信長が十四居もとの鷹と鶴はいたか三居を行軍に加えていた事実があげられる（『信長公記』同年十月十日の条）。この時、信長の

上洛を待ちうける「撰家・清花^(華)・隣国面々等」の「御迎衆」は「勢田・逢坂・山科・粟田口辺」に「みちみちて」いたという^(同上 同月 十二日の条)。既に室町幕府は滅亡し^(天正元年 年七月)、流落の將軍義昭は、京都奪回の苦策をめぐらしていた。朝廷は天正三年(一五七五)十一月に、織田信長を大納言兼右大将に叙す準備を進めていた。同年十月初めより、信長はこの右大将拝賀に備えて、禁中に陣座を設営させていたのである。信長の上洛の目的は、この儀式に臨むことにあり、それゆえ、多くの公・武「御迎衆」が、信長の行軍に「崇敬」の意を表したのであった。従って、今度の上洛に際し、信長が「鷹十四足、鶴三居」を居^すえていたのは、かかる儀式に臨む、ひとつの前提的修飾として理解し得るのである。そして、それは、織田信長が、いまや足利將軍家における鷹・鷹狩を遙かに凌駕し、「天下布武者」としての権勢を誇示せんとしたことを示している。

以上の推察をさらに裏づけるものがある。それは、天正五年(一五七七)十一月に行なわれた、「御鷹山獵御参内」の事である^(信長 公記)。しかもこの行事は、天文十四年(一五四五)十二月における足利義晴の大鷹披露を先例としてしているらしい。すなわち、『言継卿記』に「今日、武家之大鷹被^レ懸^二御目^一候。鷹飼、飯川彦九郎すへて参^二御前^一、久我大納言すへて被^レ参^了」^(天文十四年十二月二十四日の条)とあるからである。信長は右のごとき足利家の先例を継承・克服せんとしていたと考えられる。その序曲として天正三年十月の上洛に、十四足の鷹と鶴三居を伴ったのである。そして、再び、天正五年十一月の従二位右大臣・右近衛大

将拜賀の儀式を目前にひかえて、天皇への敬服をあらわす鷹披露の儀礼を企画するに至ったのである。足利將軍家が継承した公武の鷹故実をふまえ、さらに、己が軍事力の威勢を誇示せんとしたと考えられる。『信長公記』は、これらの状況を、次のように伝えているのである。

(天正五年)
霜月十八日、御鷹山獵として御参内、何れも思々御出立、有^レ興、頭巾催^二興^一、皆狩杖等迄、金銀^ニ濃^ミさせられ、御結構之次第、無^二申計^一、御先一段、御弓衆百計、各被^レ下候虎の皮之御^(駁)うつほ、一樣^ニ付られ、二段、御年寄衆、此中、御鷹十四足居^(ふんど)させられ候し御衆にて候也、信長公、是も御鷹居させられ、前後ハ御小姓衆・御馬廻、光耀有とあらゆる花車風流、我も我もと、一手宛、美々敷御出立、心ことば及かたく、

まさに、前年築造成った安土城の氣宇壮大と光耀の限りを背景とした行軍にふさわしい趣向であった。京洛の群集の耳目を驚かせながら、信長の行列は進み、「内裏日之御門より被^レ入、忝も、小御所御局之内迄、御馬廻計被^二召列^一」ただちに、正親町天皇に、これまた古代の大臣家大饗のように「御鷹御叡覽」を遂げ、その後鷹狩を催すために、東山へ向ったのであった。しかし、東山放鷹は、あいにくの大雪に見舞われたために、信長秘蔵の鷹が風雪にながされ行方知れずになるなど、首尾よくはゆかなかつた。⁽⁴⁾それはともかく、鷹故実をふまえ、狩装束を着けた年寄衆・弓衆・馬廻衆・小姓衆などの各々に、逸物の鷹を居^すえさせ、信長自身も秘蔵の鷹を居えて進み行く有様は、天皇の野行幸の故実に倣った

ものであって、京洛に居並ぶ公・武の面前にそれを見せつけたことは、覇者信長の権勢の表徴に他ならなかった。なお、織田信長によるこのような政治的示威性の強い鷹狩をのちに豊臣秀吉も実施している。

このように、信長が、足利將軍家の先例を継承・克服してゆく方向は、また、朝廷に対する「鷹の鳥」の贈遣にもあらわれている。『お湯殿上日記』によれば、信長による朝廷への鷹の鳥献上は、永禄十一年（二五六八）十月が初回であり、その後、連年行なわれている。それが永禄十一年に始まったことは、同年九月に、信長に擁されて入洛を遂げた足利義昭が、「は（初雁）つかん」を朝廷に献じたことに刺激されたものとみてさしつかえなからう。つぎに、信長による鷹の鳥献上の好例を、天正六年正月の場合に見ておきたいと考える。

すなわち、『信長公記』（同年正月十日の条）に、「御鷹の鶴、禁中へ被_レ備、叡覧之処に、則皇家に被_二懸置_一、叡感有而、御悦不_レ斜、（関白前久）近衛殿へも、御鷹鶴被_レ進、御使針阿弥」とある。それが、天正五年（一五七七）十一月の「御鷹山獵」・「御鷹 御叡覧」の二か月後に行われたことを考えれば、信長が、將軍家の先例を継承しながら、朝廷との接近策を講じていたことは明らかである。そのような儀礼について、鷹術に詳しい関白近衛前久が仲介していたことが想像できるが、このことは第四章に於いて論じた。やがて信長は、安土城下の町人らに「御鷹之雁鶴を余多」配つたりするのであるが（『信長公記』天正九年正月二日の条）、そこにはすでに、室町幕府においてなし得なかった独創性が認められるのである。織田信長は「鷹の鳥」の効果的

な使途を案出していたと言えよう。⁽⁵⁾「鷹の鳥」を、家臣の衆に振舞うことは、戦国大名層が一般的に行なったことであり、信長も、小姓衆・弓衆・馬廻衆などに「御鷹雁鶴」を振舞っている^(『信長公記』天正七年二月八日の条)。また「鷹の鳥」といえば雉をさすが、その他の諸鳥についても総称することが多い。鷹狩の獲物は当代流行の茶の湯の会席にも大いに用いられていた。『信長茶会記』や『津田宗及茶湯日記』^(『茶道全集』所収)によれば、京都妙覚寺における茶会の席に「たかのうづら、十斗一人まへ、数五十ほと」とか、「鶉ノ焼鳥、八寸二但御鷹ノ鳥也」^(同上、天正元年十一月廿三日の条)などあつてわかる。⁽⁶⁾

かくて、様々な要素を含んで、織田信長の鷹狩は頻繁化して行った。中でも、天下布武への自信を背景として、信長の鷹狩には、権勢示威的性格が明瞭化し、また多分に遊芸的な要素も濃厚化してくるようであった。しかしながら、その根底には、やはり、身体練磨・領内地理の検分、直属家臣衆との紐帯強化などが意識されていたであろう。以上の結論の一端を『信長公記』は、「毎日之御鷹野、信長公之御辛勞、無^二申^一、御機力強事、諸人感し申也」^(天正七年三月晦日の条)と伝えている。

注

(1) 鷹野は田獵とも称されるが、鷹山といえは山獵ということ、山または山麓へ鷹狩に行くことである。第四章第二節「鷹経弁疑論」と「蒙求臂鷹往来」を参照。

(2) 『伊達家文書』所収、(天文廿三年カ)十一月三日付、伊達晴宗宛沙弥清辰書状。

(3) 『親元日記』文明十三年七月六日の条によれば、足利義尚が将士の放鷹を禁じている記事がみえ、『大乘院寺社雑事記』文明十四年十二月の条に、義尚が、鷹を細川政元に求めたことがみえるので、この頃に、幕府内外に鷹狩流行の兆しがあったと断定できる。その際、幕府奉行人諏訪信濃守貞通によって柵津流鷹術が將軍家及び守護大名層に強い影響を及ぼしたと考えられる。その後、『鹿苑日録』永正元年三月六日の条によれば、足利義澄が鞍馬山で鷹狩を行なっており、義晴の時代に至るや、幕府放鷹が頻繁化している(「御湯殿上日記」天文四年九月一日の条「親後日記」天文七年十一月六日の条、天、文十一年八月六日の条など)。なお、『放鷹』(「宮内省式部職編纂、昭和七年、吉川弘文館発行」)所収「本邦放鷹史」第一篇二十二、「室町幕府の鷹術」に詳しい。

(4) 『信長公記』天正五年霜月十八日の条に、「東山御鷹つかはされ、折節俄に大雪降来て御鷹風におとされ、大和国内之郡迄飛行御秘藏之御鷹候間、万方被_レ成_二御尋_一候。次日大和国 越智玄蕃と云者、御鷹居上進上仕候。御機嫌不_レ斜」とある。

(5) 「鷹の鳥」といえば雉のことである。雉をとらえる目的の鷹狩を「鳥鷹」という。城下の町人に鷹狩の獲物を配るなどということは、これが初見であり、後世にも例を見ない。

(6) 鷹の鳥の例として次のような史料がある。

「鷹之鳥到来之候、境節殊以翫賞至候。兼又、先日之二羽、逸鷹之所_レ擊_ツ、感悅無類候「石山本願寺日記」・證如上人書。札案・天文九年十二月十四日付。伊達政宗は聚楽第の茶会のために、陸奥の居城・岩出山城に対して「聚楽にて茶の口きりあるへく候間、雁・鶴・白鳥、なまにてのほせ候へく候」(「文禄二年八月四日付政宗書」)、と伝えている。徳川家康の家臣・松平家忠は「夕めし、家中衆へ鷹の雁ふる舞候」(「天正十九年正月十八日」家忠日記)などと記している。

第三節 逸物の鷹を求めて

織田信長にとって、鷹狩が大きな比重を占めて行くにつれて、逸物の鷹を求める必要が生じてきたと考えられる。当時、名鷹の産地として普く知られていたのは、陸奥・出羽両国と日向国であった（「放鷹」所収）。「鷹出所名録」。

信長は初め、奥羽の地に、鷹尋求の使者を派遣していた。それは、次の史料が明確にも語っている。

仍、為鷹所望^一、鷹師兩人差下候、往還諸役所、路次番并餌之事、無異儀^一被^二仰付^一候者、可^レ為^二歎悦^一候。珍鷹、同易物出来候者、御馳走所^レ仰候上、御相応之儀承候者、珍重候、

〔秋田藩採集文書〕所収、（天正五年）二月廿日付秋田愛季宛織田信長書状）

さらに信長は、右の書状内容に一致するものを上杉輝虎（謙信）に対しても発しており、そこでも「陸奥へ鷹為^レ令^二尋求^一、鷹師兩人差下候」と言及している^{（1）}。また、徳川家康も、伊達輝宗に宛てて、同じ内容の鷹尋求の使者を遣わして^{（2）}、緊密な同盟関係を堅持する織田・徳川両氏における鷹尋求策は興味深い事実であろう。鷹の逸物を尋ね求める信長の使者（鷹師）は、秋田愛季領内のみならず、戦国奥羽の諸大名のもとに、おそらく信長と同様の書状を帯して踏み入っていたのではなかったろうか。やがて、その結果として、『信長公記』が、「奥州伊達御鷹のほせ進上」（天正五年七月三日の条）・「奥州津軽之 南部宮内少輔

御鷹五足進上（天正六年八月五日の条）・「出羽大宝寺より（中略）御鷹十一連此内しろの御鷹一足在レ之進上（天正七年八月の条）・秋田愛季からの「黄鷹五聯（天正九年七月廿一日の条）」などと伝えるような北国の鷹がもたらされたのだと思われる。

そして、「奥州取に被レ遣候御鷹五十足上候内、廿三足被二召上一其外ハ各被二召置一（天正三年十月三日の条）」とあることから、「鷹師兩人」らが選りすぐった奥羽の鷹が、あまた、信長の居城に運脚されたことがわかる。付言すれば、信長が天正三年（一五七五）十月十日に、「鷹十四足鶴三足」を据えて上洛したのは、この奥州から鷹師が運んだ五十足の鷹の到着を待っていたかのようなありさまが想像される。

一方、戦国奥羽の諸大名にとって、信長が所望する逸物の鷹を進上することによって中央の覇者信長と友好関係を樹立できることは、またとない好機でもあったわけである。北国への信長による鷹尋求は、往還路次の安全と鷹餌の確保さえ円滑にゆけば、ほぼ目的の達せられる背景があつたとみてよいのである。『秋田家文書』所収の織田信長書状（天正五年六月一日付秋田愛季宛）によれば、愛季が逸物の「弟鷹十連（だい）」を信長に進じたことがわかるし、次に掲げる史料などは、鷹の逸物を求める信長とその信長に友好の心情をあらわそうとする伊達輝宗との関係をよく示しているよう。すなわち、『伊達家文書』（天正元年十二月廿八日付伊達輝宗宛織田信長書状）に、

殊、庭籠之鵝鷹一連（かたがかり）、同巢主大小、被二相副一候。希有之至、歓悦不レ斜候。鷹之儀、累年隨身異二于他一之処、執レ之送給候、別而自愛此節候、則構二鳥屋一可二入置一候、秘蔵無レ他候、

とある。この史料については、第七章第二節（信長と伊達の鷹）において詳しく考察している。

ここには、鷹の数寄者信長の、逸物の鷹に対する偽らざる心境が吐露されているとみてよいであろう。ちなみに、庭籠の（かたがえり）鵞鷹とは、愛翫用として庭籠に飼い置く二歳の鷹のことであり、巢主大小とは、鷹狩用として鷹巢から捕え調教を施した大鷹（だい）（雌）と小鷹（しょう）（雄）のことである。次いで信長は、同じ書状の中で、足利義昭をして信長と矛盾せしめた「武田入道（晴信）」の病死と「義景（朝倉）刎首」たことを伝え、將軍義昭は「熊野辺流落之由」と報じている。「五畿内之儀不_レ覃_レ申、至_二中国_一任_二下知_一候」とも宣伝し、「来年甲州令_二発向_一、関東之儀可_二成敗_一候」と述べ、その際には、伊達輝宗と「深重可_二申談_一」と伝えている。この書状が、出羽米沢城の輝宗のもとに到着したのは、翌天正二年二月廿一日のことであったと考えられる（『伊達家文書』所収「伊達輝宗日記」同日条）。⁽³⁾ 近隣諸将との角逐に迫られていた伊達輝宗にとって、織田信長への逸物の鷹進上によって得た信長との友好関係の成立は、大きな意義をもっていたとすることができよう。伊達輝宗は同じようにして、上杉謙信や蘆名盛氏・北条氏政或いは、徳川家康などに逸物の鷹を贈って、彼らとの友好関係を維持していたのであった。⁽³⁾ 織田信長に対しては、その後も、鷹の進上が続けられ、天正三年（一五七五）には、「御鷹居 菅小太郎」と「御馬添 樋口」の両名をして、「鶴取之御鷹二足」と名馬二頭を届けている。⁽⁴⁾

かくて、「鷹之儀、累年隨身異_二于他_一」というほどの織田信長に、領内鷹師に念を入れさせて育てあ

げた逸物の鷹を進上することは、戦国奥羽諸大名の一大関心事となっていたと考えられるのである。たとえば、出羽国角館城主戸澤盛安も、そうした大名の一人であった。彼は、良鷹一居と駿馬二足を家臣の前田利宗を使者として、安土城へ派遣している。ところが、この使者は、自分を「羽州仙北領主」と言い、主人戸澤氏からの鷹を偽わって信長に進上してしまったのである（『秋田県資料篇』所収『戸沢家譜』）。その経緯を知らない太田牛一は『信長公記』に、「出羽の千福と申処の前田薩摩、是も御鷹居させ罷上」（天正七年七月廿五日の条）と伝えている。⁽⁵⁾

奥羽からの鷹に対して、南国日向産の鷹もまた、織田信長のもとにもたらされていた。しかし、この場合には、信長が直接的に、九州地方の諸大名に対して、鷹尋求の使者を遣わした結果であったかどうかは、確たる史料が管見には触れていないのでわからない。中国・九州諸国に対する主導権が全く掌握されていない信長にとって、奥羽への鷹師派遣と同等のことが可能であったと見るには疑問が残るのである。今ここで言い得るのは、前関白近衛前久を介してのみ、織田信長が日向巢の鷹を入手していたという事実である。すなわち、近衛前久が島津義弘に宛てた書状に、「日州手日向国ニ入上者、大鷹定而可レ在レ之候」（『島津家文書』所収、天正六年四月七日付）とあり、『北郷文書』⁽⁶⁾には、「次内々約束候大鷹、如何様ニも此節所望候、以ニ馳走島津「義虎迄於レ被レ越レ之者、可レ為ニ喜悅」候、偏才覚此時候、先年之鶴于レ今令ニ所持」候、逸物無ニ比類」候、大鷹共ハ悉右府へ進レ之、一居も無レ之候、」と見えている。さらに、織田信長が本能寺の変に斃

れた直後に、近衛前久が島津義久に宛てた書状には、「若鷹事、右之趣候間、御無用候」(島津家文書、〔本能寺の変〕、〔天正十年六月〕、〔日付〕)と述べていることなどから、日向巢の鷹を介した、近衛前久と織田信長の親交があったことを裏書きしているのである。しかし、日向の鷹が、中央の覇者によって確保されるのは、豊臣秀吉の九州平定後においてであった。このことについては次章において述べる。

さまざまな経路をたどりつつ、逸物の鷹は織田信長の城中に運びこまれてきたのであった。以上にみた奥羽や日向の鷹のみならず、信長直属の家臣からも、数多くの鷹が進上されていたのである。たとえば、尾張緒川〔おかわ〕(知多郡東浦町)の豪族水野藤九郎からは「網懸之鶺鴒〔あがけのはいたか〕」や「兄弟鶺鴒〔このりにこのり〕」が進上された。〔7〕丹羽長秀の寄騎(?)溝口金右衛門は、珍しくも「高麗鷹六連」(信長公記、〔天正六年〕、〔四月廿五日の条〕)を献じ、明智光秀は、丹波産の隼と巢子鷹を進じている〔同上〕、〔天正七年〕、〔四月廿三日の条〕。また、柴田勝家は「黄鷹六連」(同上、〔天正九年〕、〔七月十一日の条〕)を進上している。

このような戦国大名に対するその家臣衆の鷹進上は、伊達輝宗や政宗、徳川家康などの場合にも、多くの類例を見出すことができるのである。さらに、『信長公記』に、「六月廿日、伊丹表に在陣の衆、滝川・蜂屋・武藤・惟住〔丹羽〕・福富・此五人衆へ、鶴三連〔ハイクカミモト〕、小男鷹二〔コノリ〕、青山与三為二御使一、忝拝受被申候也」とあるごとく、大名が、その家臣に対して、鷹を下賜する類例も多かったのである。それらは、鷹を介して、戦国大名とその家臣衆が、紐帯を強めんとする意志が働いていたからであったと考えられるであろう。

織田信長の鷹狩に供すべき鷹は、信長配下の鷹師の努力と、織田氏内外の諸将の進献によって、毎年

にその数を増していったとみることができる。当時、安土城に集積される鷹の数は増えつつあり、餌の確保も並々ならなかったことは、『多聞院日記』の天正七年（一五七九）七月二十一日条に「安土ヨリ鷹ノ餌トテ犬取ニ来了」とあつて分かる。

しかし、戦国の鷹には、鷹狩の鷹とは別種の、もっと秘められた性格が理解されていたのではなかったろうか。鷹狩のためにはすでに十分な鷹数を飼養しているにも拘わらず、諸大名に鷹の進献を要求するのはなぜだったのであるか。この事について、以下、節を改めて考証することにしよう。

注

- (1) 『高橋文書』所収、(年未詳)正月廿三日付織田信長書状。
- (2) 『伊達家文書』所収、天正七年七月一日付伊達輝宗宛徳川家康書状
- (3) 『上杉家文書』(天正四年)七月廿八日付、上杉謙信宛伊達輝宗書状、『伊達輝宗日記』天正二年十月十八日・同十二月十五日の条、『伊達氏治家記録性山公四』所収、天正七年七月一日付、遠藤基信宛徳川家康書状。
- (4) 『信長公記』同年十月十九日の条、『伊達家文書』所収、天正三年十月廿五日付伊達輝宗宛松井友閑書状。
- (5) 前田の謀事は、当時、鷹商いのために、京と奥羽を往復していた京都の鷹買人、鷹屋清六(田中)によって露見された(戸沢)家譜」。
- (6) 『日向古文書集成』所載、(年未詳)卯月七日付北郷左衛門入道宛近衛前久書状。
- (7) 奥野高廣氏『織田信長文書の研究(上巻)』所載、尾張水野藤九郎宛書状写(永祿六年に比定)。「兄弟しやうだい」とは、

鷹のオスを兄しやうといい、メスを弟だいと称する。兄鷹きやう二字で「しやう」とし、弟鷹も二字で「だい」とよむならわしである。
(8) コノリはいたかとは鵺うづのオスのことである。メスの鵺はニコノリという。

第四節 盟約締結の儀礼と鷹

織田信長は、鷹を、越後の上杉輝虎に求めていた。すなわち、『上杉家文書』に、

今般以^二使者^一申候所、則有^二御入眼^一、種々御懇慮、本懐不^レ少候、随^而おほ鷹五連被^レ懸^二御意^一候、
前代未聞過当至極候、別而寵愛無^レ他候、右之趣御取成所^レ仰候、恐々謹言、

(永禄七年)
十一月七日 信長(花押)

直江大和守殿
(景綱)

とある。織田・上杉両氏が互いに使者を交換したのは、この永禄七年(一五六四)六月ごろからであった。その際、使者とともに鷹師が随行していたことが推測される。信長の鷹所望は輝虎によって受諾され、逸物の「おほ鷹五連」が信長のもとに到着したことを示している。この時、信長は子息を輝虎の養子に入れることを約束しているから、両氏の同盟が成立したとみてよい。その後も、輝虎に対する信長の鷹

所望は続けられた。「仍、就鷹之儀」、度々雖申入、珍敷鷹在之由、聞及候間、重而差遣候」など
 とある。そこで輝虎は、「生易之鵝鷹」を進じる用意があることを信長に伝えてきたから、信長はさつ
 そく「鷹師差下」し、これを受理した。その返礼の書状には、「誠希有之次第、驚目候、秘藏自愛、更
 不_レ知_二校量_一候」と見えている。⁽²⁾

ところで、信長の輝虎に対する鷹所望と同時期に、徳川家康もまた鷹師・中河市助^(忠保)を越後春日山城に
 派遣している。この時輝虎は、甲斐の武田信玄への牽制を期待して家康の要望を容れ「無_二可_二申合_一
 心中」の証しに、「雖_下無_二見立_一候上、兄鷹遣_レ之候、暫可_レ被_二繫置_一事、可_レ為_二喜悅_一候」と述べて、
 逸物の鷹を家康に進じている。⁽³⁾

上杉輝虎は、勢力ある大名が何ゆえに鷹を所望してくるかを知っていた筈である。なぜなら、彼は既
 に天文二十一年（一五五二）に越前朝倉教景（宗滴）と交渉を開いた際に「大鷹一連」を進じているからで
 ある。⁽⁴⁾さらに、輝虎は、父長尾為景の時代に、二居の鷹をめぐって生じた、越後の長尾氏・甲斐の武田^(信虎)
 氏・相模の北条氏^(氏綱)三者の外交上の問題を知っていたことであろう。すなわち『上杉家文書』に次のよう
 に見えている事件のことである。大永五年（一五二五）三月十日付で長尾為景に宛てた北条氏綱書状に、
 「追而令_レ申候、鷹所望申入候處、二被_レ懸_二御意_一候、畏入忝候、然間、於_二甲州_一被_二押留_一候を、色々
 申拔罷越候、雖_レ然、一ハ被_二相留_一候、至_二于此_一間被_レ返候、若方以_二所望之義_一候歟と存候、重而爲_レ

据候而遣候、如何候哉、」

右の史料が伝えているのは、北条氏が長尾氏に鷹を所望するために派遣した鷹師が、越後の鷹を受理して帰還する途中で、甲斐領内において武田氏によつてこの鷹を奪い取られてしまった事件のことである。二居のうち一居は、北条氏の手に戻ったのであるが、残りの鷹はついに武田氏に抑留されたままになつたという。

次に、「随^而甲州^ニ被^ニ相押^一鷹之事、如何^ニ候哉、以後爲^レ据被^レ越候、可^ニ御心易^一候、折節從^ニ京都^一有^ニ所望之方^一、人を下置候、直^ニ据候^而罷上候、無^ニ是非^一候、」(同年五月十八日付 為景宛氏綱書状)とあつて、北条氏は、再度、越後に鷹師を差遣し、新たに為景からの鷹を得たのであるが、氏綱は、せっかく手に入れた鷹を、当時小田原に来ていた京都からの鷹所望の人物にすぐさま進じてしまったということがわかる(「上杉家文書」同五年五月十八日付、長尾為景宛、北条氏綱書状)。

以上の事件を合わせ考えたとき、織田信長が、上杉輝虎に逸物の鷹を求め、輝虎がこれに同意したことは、両者の間に、盟約関係が成立したことを示しているとみてよいであろう。そして、先述のごとく、輝虎への鷹所望が、信長と家康の双方からほぼ同時期に行われているのは、甲斐の武田、越前の朝倉等に対して、織田・徳川同盟にとつて上杉氏は強力な牽制勢力となり得るのであり、盟約締結を画策したからに他なるまい。そこに、乱世の鷹が、単なる鷹狩のための鷹として重んじられたのとは異質の価値

が認められるであろう。「鷹陽軍鏡師」や「鷹犬巻」(「放鷹」所収)に、戦国時代における鷹は、敵味方談の成立に際して、その証明として鷹を互いに架はさに繋ぐものとし、あるいは、軍陣の庭前に鷹架たかほこを設ける時には、鷹を敵の陣営に向けてつなぎ、決して味方の陣地に向けてはならないとしているのは、鷹が一種の霊的な存在として理解されていたことを裏書きするものである。しかも、『朝倉敏景十七箇条』中に、鷹を他所から進じられた場合、三年を経過したならば、他家へ遣わしてしまうのがよい、長持ちすれば必ずや後悔することが生じるであろう、と述べているのも、乱世の鷹が担わされていた神秘的な性格を垣間見させるものがあるようである。戦国時代に、国境を越えてやりとりされる鷹に、私は大名間の盟約の象徴としての役割が含まれていたと見るのである。

かかる観点に立ったとき、織田信長が、足利義昭に対して発した詰問状十七カ条の中に、將軍の「馬、其之外御所望之体」は、甚だよろしくないという一節をあげることが注目される(『信長公記』角川文庫本一四二頁脚注参照)。

信長は故意に、鷹の一字をはずしたのではあるまいか。そこには、当時の足利義昭が、しきりに鷹を諸大名に所望していた事実が伏在しているのではないだろうか。

すなわち、足利義昭は、豊後の大友宗麟・安芸の吉川元春・小早川隆景、あるいは、石見の吉見正頼らの、主として西国大名に対して、使者柳沢元政と鷹匠を差遣し、鷹を求めていた。たとえば、『大友文書』に、「就^二大鷹若鷹所望^一、只今、差^二下鷹匠^一候、令^二馳走^一、鷹数到来者、別而可^二喜入^一候」⁽⁶⁾とあり、柳沢

元政に対しては、「毛利分國中儀者不_レ及_二是非_一」、尚若鷹所持申候者候ハ、相尋申付、差上候様、能々申問、精ニ入_レへく候。条々不_レ可_レ有_二油断_一候」と訓令しているのである。⁽⁷⁾

信長にとつて、右の如き、義昭の鷹所望は警戒を要することであった。鷹を介して、義昭が西国諸大名と結びつくことも予測し得ることであった。果たして、義昭は、元龜元年の暮に、島津義弘の進上せる「色々いき物共」を入手したことが、元龜二年（一五七二）の史料に見えている。しかし、この時島津氏の使者は、「御鷹ハ、東方弓矢悪様ニ申候間」という理由で、土佐の一条兼定のもとに、鷹だけは滞留させていた。やがてこの鷹は、義昭の命令によつて、三好義継と篠原長房らの手を経て、取戻すことができたという。これを知った信長は、件の鷹を所望してきたのであった。「即從_二貴国_一之御鷹ハ、信長拝領申度_ニて、諏方甚兵衛殿為_二御使_一、濃州_ニ被_二下差_一候」と見えている。⁽⁸⁾ 諏方甚兵衛とは、当代鷹術の中でも有名な信濃諏訪社より出た政頼流（諏訪流）に属する鷹師であり、織田信長に仕えていたと考えられる。信長は、かくて、鷹狩のみならず、大名からもたらされる鷹においても、足利義昭の権威を圧倒し去ろうとしていることがわかるのである。

さて、乱世の鷹に秘められた一種異質の性格を立証する史料は他にも認めることができる。それは、天正八年（一五八〇）に、織田信長と北条氏の同盟が成立した際に、北条氏が進じた十三足の鷹が示唆しているであろう。すなわち、『信長公記』に、

(天正八年)
三月九日、北条氏政より御鷹十三足被_レ上

一、鴻取 一、鶴取

一、真那鶴取 一、乱取と申して在_レ之

一、御馬五疋

以上

洛中本能寺にて進上、相模之御鷹居御架に維申_{ソナキ}されたり。(下略)

とある。鴻取は、鴻の鳥を撃墜するのにすぐれた鷹の意味であり、乱取とは、多種類の鳥を取獲できるように調教された鷹のことである。いずれ劣らぬ逸物の鷹であったことは明らかであろう。後に、徳川

家康と北条氏政との間に盟約が成立した際、やはり北条氏が十二居の大鷹を家康に進じたこと(「家忠日記」天正

十四年四月一日の条)を合考すれば、当代の鷹が大名間に授受される時、両者の盟約締結儀礼の場に不可欠の鳥

として理解されていた、と考えられる。従って、天正八年(一五八〇)に、土佐の長宗我部元親が、「御

鷹十六連」を信長に進上してきたのは、織田・長宗我部両氏の盟約関係の成立を表現していると言える

のである(「信長公記」同年六月廿六日の条)。また、これとは正反対に、天正十年、甲斐攻略を終えた信長が、北条氏政の

進じた「鶴取之御鷹」を、「何れも御気色に相不_レ申」という理由を付してつき返したことは、信長が

すでに、関東経略の野心を抱き、北条氏政に対して、訣別の意を通告したに等しい事実であったと解す

ることができるのである（『同』同年四月三日の条）。

信長の時代における鷹に、このような意味が存在したであろうことを、一層裏書きするのは、信長滅亡後の天正十一年（一五八三）に、羽柴秀吉が、徳川家康に対して「日向巢鷹弟鷹」を贈っている事実である。⁽⁹⁾そして、庇護者を失った前関白近衛龍山が、「一段鷹数寄」な徳川家康に、「一廉之若鷹」を進ぜんとしたのは、やはり、逸物の鷹を介して、徳川家康に近づこうとした証拠であると言えよう。⁽¹⁰⁾さらに、豊臣秀吉が、北条氏攻撃に際し、関東を脅かすに足る伊達政宗に対して、執拗なほど、政宗所持の逸物「目赤之鶴取」を所望したのも、鷹狩の鷹ならぬ、友好と盟約の象徴たる鷹を欲したからに他なるまい。

織田信長のもとに、管見に触れた範囲（永祿七年〔天正十年の十八年間〕における史料）でも、およそ一四〇連の鷹がもたらされていたが、その数多の鷹は、専ら信長の鷹狩に供されるためのものと、それから、信長と諸大名との盟約関係を象徴する意味を有する鷹との二種の性格の相違が存在したのであった。

信長が所持した鷹には、右に見たごとき、経緯が存在したのではあるが、やはり、信長の鷹数寄心は、終始変らぬものが認められる。だからこそ信長は、子息の織田信忠が、岐阜城内の庭籠で育てあげた「御鷹四足」を激賞し、「御鷹師山日・広葉兩人」に、その辛労を慰めるべく、「銀子五枚宛に御服相副」えて遣わしたりしているのである（『信長公記』天正六年七月廿三日の条）。さらに、安土城天守の一室に、「庭子の景気」を描かせ、「御鷹の間」と称したのも、信長の鷹数寄から出た発想であったと思われる（『信長公記』天正四年安土山御天主之次第）。

信長に仕えた画家、狩野永徳の作品に、鷹の絵の多いことも〔原色日本の美術〕十三（一）、信長の願望に応えたゆえにほかならない。

さて、信長には自慢の鷹の逸物が幾居かあった。先述の「岐阜にて御生立なされ候庭子之御鷹」〔信長公記〕天正六年十月十四日の条）や、「十三尾之御鷹」〔同〕天正七年三月晦日の条）、「秘蔵之鶴」〔同〕同年十一月廿七日の条）などがあるけれども、何と言っても、信長が最も好んだ鷹は、「しろの御鷹」であった。信長は、この鷹に、ほとんど心を奪われてしまっていたのである。「しろの御鷹」について、『信長公記』は次のように伝えている。

奥州の遠野孫次郎と申人、しろの御鷹進上、御鷹居、石田主計、北国辺舟路にて、はるばるの凌二風波一罷上、進献、誠雪しろ容儀、勝而見事成、御鷹見物の貴賤、驚二耳目一、御秘蔵不レ斜（天正七年七月廿五日の条）

その名のとおり、まこと、雪白の羽毛をした鷹であった。〔12〕かつて、万葉の歌人大伴家持が、「矢形尾の真白の鷹を屋戸に据ゑ、かき撫で見つつ飼はくし好しも」と詠んだがごとき鷹であった。信長も、家持同様に、この鷹を溺愛していたのである。

信長は、天正七年（二五七九）十一月に、安土を発って上洛する際、初めてこの「しろ」を、「御番衆御祇候之御衆へ」披露している〔同〕同月三日の条）。その後の信長の鷹狩は、己が愛鷹を見せびらかせようとしていたと察せられるほど、「しろの御鷹」を用いているのである。『信長公記』に、「十一月六日、しろの御鷹居すゑさせられ、北野うらの辺、御鷹つかはされ」とあり〔同年〕十一月八日、東山より一条寺迄しろの

御鷹つかはされ初て御取飼⁽¹³⁾ などとある。翌天正八年に入ってからも、洛中・洛外の鷹狩に、「しろ」を駆使している。さらに、同年三月の、五日間におよぶ、近江奥之島山の鷹狩では、「しろの御鷹、御自愛羽ふり事に勝れ、希有之由承及、方々より、御鷹野見物群集」するありさまであったという^(『同年三月十五日、同月十九日の条』)。この年の夏、羽毛の生え替わった「しろ」は、秋十月に、「初て鳥屋出^(とやだし)」をして、朝方の鷹狩に使っている^(『同年十月七日の条』)。かくて、織田信長にとって、「しろの御鷹」は執着的であったのである。紺碧の空に、銀の尾鈴の音を震わせながら飛翔する、雪しろの鷹に、織田信長は、若年の頃の尾張の鷹野で馳せた夢―天空への飛翔あるいは天下を睥睨するという野望を見出し得たであろう。美しく、かつまた勇猛果敢に弱鳥を撃墜する「しろの鷹」に、信長は、己が姿を仮託していたのかもしれない。

注

- (1) 『上杉家文書』所収、元龜二年三月廿日付、上杉輝虎宛織田信長書状。
- (2) 『上杉家文書』元龜二年九月廿五日付上杉輝虎宛織田信長書状。
- (3) 『上杉家文書』所収、(元龜元年)八月廿三日、酒井忠次宛上杉輝虎書状、ならびに十月十八日付、上杉輝虎宛徳川家康書状。
- (4) 『上杉家文書』所収、同年六月十四日付長尾景虎宛朝倉教景書状。
- (5) 『戦国遺文』武田氏編所収(大永四年)十一月廿三日付長尾為景宛北条氏綱書状。

- (6) 『大友文書』所収、元龜二年二月廿三日付、大友宗麟宛足利義昭書状。
- (7) 『柳沢文書』所収、元龜三年二月廿日付柳沢元政宛足利義昭書状。
- (8) 『大日本史料』所収「後編薩藩旧記雜録五」、元龜二年五月廿一日付意温齋宛宗因書状。
- (9) 『武徳編年集成二十六』所収、天正十四年十月十五日付、徳川家康宛羽柴秀吉書状。
- (10) 『大日本史料』所収「後編薩藩旧記雜録十四」、天正十一年十月五日付島津義久宛近衛龍山書状。
- (11) 鷹の絵を織田信長がどのように観ていたかを示す史料がある。山城本能寺宛信長書状に、「屏風一雙絵鷹、贈給候、御懇慮之至候、以_レ之旅宿令_二莊嚴_一候」とあり、鷹の絵は莊嚴さをもってよろこばれたことが分かる。
(永祿十二年三月五日付、奥野高廣
 氏『織田信長文書の研究(上巻)』)。
- (12) 「取飼」とは訓練した鷹が獲物をとらえることをいう。
- (13) 遠野孫次郎広郷は陸奥閉伊郡横田城主。信長は(天正七年)七月廿日付で広郷に書状を送り「抑白ノ鷹数多雖_二到来_一、雪白之鷹于_レ今不_レ及_レ見、自愛無_レ他候、希有之儀、相_二叶本懐_一候」と述べている。
(永祿十二年三月五日付、奥野高廣
 氏『織田信長文書の研究(上巻)』)。

結 び

かつて、折口信夫博士は、わが国の鷹狩及び鷹には、随分際限のない未見の部分を予想せしめるものがあると言及された。それは、鷹狩と鷹にまつわる信仰的要素について示唆された問題であったと思われる。定型化せる放鷹史の解釈や秘密の所作が多い鷹の故実には、新しい疑問を投げかけられたのであった。

そして、桑田忠親博士は、戦国時代史の講義の中で、本稿にも引用した、織田信長の書状——伊達輝宗が進上せる庭籠の鵠鷹と巢主大小に対する返札——を解説された折、戦国時代における鷹狩及び鷹に、未見の部分の多いことを指摘された。

折口・桑田両博士がそれぞれに予想された未見の部分が、本論において、果してどれほど解明できたかはわからない。

しかしながら、今や一つの結論として、次の諸点を断言することができる。

即ち、第一に、信長の鷹狩は、身体練磨・領内地理の検分・陣立の模擬訓練などの目的をもって営まれていたことである。

第二に、信長が上洛を達成してからは、足利將軍家の鷹狩・鷹・鷹の鳥などの扱い方に大きな啓発を受け、それを継承し、ついにこれを克服してゆく意識がありありとうかがえたことである。やがて信長の鷹狩に政治的示威性が濃厚になっていったのである。

第三に、「天下布武者」の鷹狩にふさわしい逸物の鷹を、鷹の産地奥羽に求めるべく、配下の鷹師を差遣していたことである。ただし、同時期の徳川家康もこれと全く同じ方法を用いており、両者のいずれが発想したものであったかは明確でない。強いて言えば、足利義晴の時代に、すでに奥羽の地へ鷹匠を派遣し、將軍義昭が西国諸大名に鷹師を遣わして鷹を求めていたことを知った信長が考えていたのかもしれない。

第四に、戦国時代の鷹は、古代以来、積み重ねられてきた我国の天空翔ける生き物がもたらす霊的な力に対する信仰心を内包しつつ、種々の価値観がぶつかり合いかつ鎬を削る乱世に於いて、戦国大名間の、友好と盟約成立・締結儀礼に不可欠の鳥として、理解されていたということである。

最後に、織田信長には、一貫して流れる、鷹数寄心があったことが認められる。鷹という鳥はことに乱世の武士の意気に寄り添うような鋭さと厳しさを宿している。織田信長が、その晩年に、「しろの御鷹」に執着したことは注目に値しよう。しろは、天下布武者の象徴たるにふさわしい逸物であったのである。

以下は、本研究の一つの結論を先取りして述べることになるけれども、右のごとき信長の鷹狩を見聞し、天下一統を達成した豊臣秀吉は、鷹狩を、天性の磊落な遊樂性と權威誇示の場としてとらえて行つた。やがて徳川家康は、鷹と鷹狩の世界においても、前二者をはるかに超克して行き、鷹を公家・社家・武家の家臣・庶人などの手から奪い、新興大名層の特権的所有に帰してしまった。鷹狩は、家康の時代に至って、完全に將軍と大名のステイタス・シンボルとなり得た。鷹はもはや友好と盟約の鳥としてではなく、諸大名が幕府に年々献納すべきものとして義務づけられて行つた。

要するに織田信長が鷹狩の世界においても天下一統への大きなエポックを画していた事実を認めることができるのである。

〔初出「國史學」第八十二号〕
〔同題〕昭和四十五年九月〕

第六章 太閤秀吉の鷹狩

はじめに

戦国時代の大名は鷹狩を好んだ。獲物を食膳に供することはいうまでもないが、鷹のするどい目の輝き、諸鳥を追う勢いが戦国大名の心と一致したのであろう。戦乱の合間をぬって鷹狩を行なった。

豊臣秀吉は織田信長の鷹狩を側近くで見聞してはいたが、自らが鷹狩を経験するようになったのは、天下統一策を継承する段階以降のことと考えられる。鷹狩の面では、徳川家康をはじめ北条氏政・伊達政宗など有力大名から遅れをとっていたことは否めない。そこで、秀吉は急速に鷹狩を覚え、また一挙に天下の覇者にふさわしい鷹狩を志向して行ったのではないだろうか。

第一節 鷹野便り

天正十六年（一五八八）、初冬の十月に、豊臣秀吉は摂津国へ出かけ、数日の間鷹狩をして愉しんだ。この摂津の鷹狩から、聚楽第に居る正室北政所の侍女い、わに宛てた秀吉自筆の消息が『鶉飼ちづ氏所蔵文書』に、次のように見えている。

かへすく、この間はまいにちたかのにて、めしをも一たん(段)とす、み申候、心やすく候へく候、なに事もたかのにてわすれ、又はよるはくたひれ候て、ねまいらせ候、た、し、らうそく(蠟燭)にてうほとわとほし、よはなしをしまいらせ候、

(下略)

わさと申まいらせ候、つ(津国カ)のくゑ、たかへこし候て、五三日と(逗留)うりういたし可(夜)申間、よぬ物(鉄漿附)かねつけとりそろへ、つかい物とも二三人、こ(孝藏主)うそ(使)うすか、ちやあ兩人、一人つけ候て、八日の五つ(炭木)のころいはらきへこし候よう申つけ候て、いそき可(手)給候、又このう(鶉)つら我等てにてとらせ候、五(竿)さを進(政所)レ之候、此うち一さを大まんと(備前)ころへ、一さをひんせん(御)の五かたへつかわせ、のこる二さを(賞翫)は、そもしせうくわん候へく候、かしく、

十月五日

いわ

てん

この書状には、五十二歳の秀吉の、鷹狩での愉しさが溢れている。秀吉は自らの手で鷹をつかい、野に伏す鶉をとらえた。その鶉を、笹のついた青竹に数羽ずつ結わえたものを五竿⁽¹⁾、老母や妻などに送ってやったのである。鷹野のめしはうまい。何もかも、鷹野に忘れることができる。肌寒い夜の御伽の衆達との夜咄は、一日の鷹の活躍ぶりでもあったろうか。秀吉は鷹野に、ひとつの遊芸の境地を見出していたのである。

では、豊臣秀吉が鷹狩に興味を覚え、それに熱中して行った背景や動機等について述べてみたい。

戦国時代における鷹狩の研究を進めて行くと、鷹を育て、鷹狩を営み、鷹の売買が行なわれ、鷹の贈遣が流行したことなどが認められる。特にこの時代の大名・武将にとって、鷹狩は身体錬磨の場であった。

また、鷹野の諸鳥をとらえることによって、これを食膳に供するの、たのしみの大きな要素であった。

鷹術には複雑多岐な故実が伝えられていたが、公家衆社会における遊戯化した放鷹とは違って、戦国大名の鷹狩は、より実質的なものであった。そして、武士達は、戦陣の機動力たる騎馬を囑望した如く、逸物の鷹をも、先を競って求めたのである。これらの鷹は、やがて生産手段的価値を超えて、大名間に贈答される時、引出物としての意味と共に、盟約締結の儀礼に登場する鳥として注目される。

戦国大名による領国支配が進行すると、彼らは領内の鷹確保の施策と鷹師(鷹仕・鷹居・鷹匠などともいう)の掌握を急いだのであった。城内に鷹飼育のための鷹部屋を構築し、鷹師による良鷹の調教に期待したのである。

このような時代に、鷹の飼育や鷹狩に熱心だった主な人物としては、足利義昭・織田信長・豊臣秀次・近衛前久・徳川家康・上井覚兼・松平家忠・浅野長政・宇喜多秀家・伊達輝宗・同政宗・佐竹義宣・石田三成などが挙げられる。なかでも、織田信長の鷹狩は、豊臣秀吉の鷹狩への関心に、多大の影響を及ぼしたと考えられる。

織田信長の鷹狩については、『信長公記』の中に数多くを見出すことができる。信長は逸物の鷹を求めするために、遙か陸奥の深山に鷹師を差遣したり、⁽³⁾上杉謙信から秀鷹を贈られたりしている。⁽⁴⁾信長の支配圏が拡大して行くにつれて、夥しい鷹が諸方からもたらされた。ちなみに永禄七年(一五六四)から天正十年(一五八二)までの披見史料における鷹数は一四〇連をかぞえる。それらの鷹の働きに一喜一憂する信長の姿を、秀吉は見ていたのであろう。或いはまた、信長が永禄十三年三月に、足利義昭・三好義継・松永久秀らとともに催した鷹狩とか、⁽⁵⁾天正五年に挙行了た東山放鷹などを見聞していた秀吉は、⁽⁶⁾すでに、覇者の鷹狩が有する政治的示威性を理解していたと考えられるのである。

織田氏との同盟者、そして信長なき後の秀吉との対抗者であった徳川家康の鷹狩も、秀吉には少から

ぬ刺激を与えたことであろう。家康は、信長と同じように少年時代から鷹狩を覚え、鷹の飼育も行なっていた〔三河物語〕。鷹師中河市助を出羽の伊達輝宗に派遣し、逸物の鷹を求めていた〔7〕。北条氏政との同盟成立に際しては、馬十疋と相模の大鷹十二居（鷹は、居・連・聯などと数える）を受理している〔8〕。天正十二年（一五八四）の小牧の戦い後、豊臣秀吉との冷戦状態にあった家康は、度繋く鷹狩に出していたし、家臣の者に鷹を差し遣したり、鷹の鳥をふるまっていた〔9〕。秀吉から上洛の勧告を受けた家康は、三河国吉良の鷹野で、「この鷹一居もて蹴ちらさんものを」と言って、この勧告を承諾しなかった〔東照宮御実紀附録〕。徳川家康の動静に絶えず危懼の念を抱いていた秀吉には、当然、家康の鷹と鷹狩のことさえ気になったであろう。

しかし、秀吉の生い立ちに武将の子信長や家康らにみられた鷹及び鷹狩の経験を見出すことは、困難である。鷹狩流行の時代の中で、織田信長の影響や徳川家康への対抗意識などが絡みあいながら、秀吉の鷹狩は漸次形を整えて行ったのである。秀吉は、おそらく、天下統一の事業を推進して行く過程で、鷹と鷹狩の面でも、天下人としての地位を獲得せんとしたのではなかったか。

豊臣秀吉は、天正十五年（一五八七）に、島津氏一族を服属させたが、この年の九月、さっそく島津義弘を日向国の鷹巢奉行に任じたのである。それは、「於二日州一鷹巢奉行事被二仰付一之条、慥（たしか）成者付置、可二相守一段肝要候」という朱印状によって明らかである〔10〕。鷹巢奉行とは、鷹の巢を管理保護する役職

とみてよい。鷹は深山の樹上や崖陰に巢を営み、子を育てる。鷹師は、この鷹の子を捕えて調養し、狩につかえるように仕立てあげるのである。従って、良鷹を確保するためには、鷹が巢をかける山域一帯を掌握して置く必要があった。たとえば、武田信玄は、駿州富士山の麓の鷹巢保護のために、樵夫の立入を厳禁していたし、⁽¹¹⁾ 浅野幸長は、鷹巢発見者への扶持加増策や、巢鷹売買の禁に反する者への厳刑策を講じたのである。⁽¹²⁾ 島津義弘はおそらく、武田氏や浅野氏と同様の方策で秀吉の命令遂行にあたったと考えられる。

ところで、秀吉が着目した日向産の鷹は、当代の鷹の数寄者が皆渴望していた逸物であった。かつて、足利義昭は頻りにこの「日向巢」^(ひゅうがす)の鷹をほしがっていたし、⁽¹³⁾ 関白近衛前久も、島津義弘に「日州手二入上者、大鷹定^而可^レ在^レ之候」⁽¹⁴⁾と述べ所望していた。しかし、日向巢の鷹は、簡単に入手できるものではなかった。織田信長でさえ、近衛前久の手を経て、若干の日向鷹を得ていたにすぎない。⁽¹⁵⁾ 当時の九州は足利義昭や織田信長の要求にたやすく応じるような情勢ではなかったからである。

しかしながら、いまや九州の平定は成って、秀吉の勢力は、日向の鷹巢山にも波及するに至ったのである。秀吉が島津義弘を鷹巢奉行に任じた天正十五年（一五八七）九月といえは、彼の権勢を示威する聚楽第が完成した月である。さらに翌十月には、あの北野大茶湯が催されるのである。そのような時期に、日向巢鷹の確保に着手したのは、秀吉が鷹と鷹狩についての第一人者に成りあがろうとする野心が湧い

てきたことを示している。

秀吉は鷹確保策を打出すとともに、鷹匠の人数をもそろえ始めたことが推測できる。たとえば、天正十六年の三月廿三日には、織田信長配下の鷹匠を差出すよう需めており〔七条文書〕、これから四年後の天正二十年（一五九二）には、秀吉の膝下に、二十二名の鷹匠が編成されている。二十二名の鷹匠とは、「平塚三郎兵衛 池田久左衛門 佐々孫介 堀田権右衛門 吉田主水 野尻彦二郎 蜂屋一左衛門 安井二右衛門 落合藤右衛門 真野新太郎 寺尾千三郎 吉田小五郎 野村助六 大桑加兵衛 吉岡与八郎 吉田藤介 南部弥五八 吉田平内 だい木市介 森本喜介 名古屋九藏 堀与七郎」〔16〕のことである。そして、『甫庵太閤記』所収の「朝鮮国御進発之人数帳」に、「八百五十人 鷹師衆」とある数は、右の二十二名とはあまりにもかけ離れているのであるが、これは、鷹飼育と鷹狩に必要な鷹師衆・餌差衆・犬飼衆・鳥見衆・責子衆等の人員を総計したものであろう。同じ頃、徳川家康は百五十人の鷹飼衆を支配していた。〔17〕

秀吉の鷹匠中、素性が知れるのは、今のところ、佐々孫介（行政）だけである。これは織田信長に出仕していた老練な鷹術家で、秀吉の鷹匠頭の地位についていたことがあり、のちに徳川家康につかえている〔戦国人名辞典〕。そのほか、吉田、の名字の鷹匠がいるが、この四人はおそらく、当代鷹術の名流小笠原流と並び称された吉田流の者であろう〔放鷹所載〕。秀吉が鷹匠の集団を質量ともに充実させようと

していたことが考えられる。

さて、鷹師の手によつて、ようやく鷹の調教が終ると、秀吉はいよいよ待望の鷹野へ出ることに⁽¹⁸⁾なつた。そして、天正十六年(一五八八)の三月廿九日には、徳川家康とともに、京都近郊に鷹狩を催したのであつた(『家忠日記』同日の条)。その頃の秀吉は、後陽成天皇の聚楽第行幸を近日にひかえており、なにかにつけ、関白としての身辺を修飾していたと思われる。徳川家康との鷹狩も、天下の諸大名を集め、天皇の前で秀吉に忠誠を誓わせる際の伏線として利用したのではあるまいか。家康との親交を深めておくことは有利であつた。が、しかし、若緑が萌える野の鷹狩そのものは、外面における政治的示威性とは別に、数寄者秀吉の心を強くひきつけずにはおかなかつた。なぜなら『家忠日記』の翌三十日の条に、「関白様、御鷹すきにならせられ候て、此方より御たか上申候」とあるからである。さらに、前田利家も、この天正十六年と推定される四月五日付で、伊達政宗へ宛てた書状に、「関白様御鷹被_レ為_二数寄_一候二付」(『伊達家文書』)とあつて、右の状況を裏書している。

秀吉は鷹がすきになつた。天下の名鷹日向鷹を真に必要とする時が来た。秀吉はさつそく、「然者先度、日向巢儀被_レ成_二朱印_一候、雖_レ為_二誰々知行_一、從_二其方_一巢鷹取可_レ被_レ上候」⁽¹⁹⁾と述べ、島津氏へ領内の諸方より日向巢をとり集めて進上する旨催促したのであつた。

関白秀吉の権威の誇示と遊樂の世界において行われる鷹狩には、それに相応しい逸物の鷹ばかりが必

要とされるようになった。秀吉が期待するのは、鷹数の多さよりも、えりすぐった逸物の鷹なのであった。それは、前田利家が、右の書状の中で、伊達政宗に対し、

可^レ然鷹御進上、尤存候。方々へ被^二御遣^一候間、鷹数多者不^二入申^一候。(わかだか(とや)黄鷹鳥屋にても能鷹、尾羽を不^レ打候て、鷹師^二被^レ入^二御念^一、御進上可^レ然候、

と述べていることから明白である。今年生まれればかりの黄鷹(わかだか)(若鷹ともいう)でも、鳥屋鷹(とやだか)(一夏を鷹部屋ですごした一歳鷹をいう)でも、立派な鷹を尾羽に手を加えたりしないで、鷹師に念を入れさせて進上するのがよい、というのである。

この後秀吉は、政宗が所持する隠れなき名鷹「目赤鶴取」(めあかのつるとり)(目赤の鶴とは佐渡の保護鳥トキカ)を執権に求め、ついにその逸物を獲得してしまったのである。(22)秀吉は「従^二方々^一、鶴取之御鷹も余多参候得共、貴殿ニ有^レ之御鷹、別而逸物之由」(23)と説き、さらには政宗への上洛勧告を抱き合せにして、伊達氏の服従の度合いを推し量りながら、鷹への執着心をも満足させようとしたのであった。方々の大名に対しても行なわれたであろう名鷹の催促にも、これと同様の意図がひそんでいたものと思われる。それは、足利義昭が、將軍家再興の命運をかけて、大友宗麟や島津義久・吉川元春・小早川隆景などのもとに鷹匠を派遣し、大鷹の若鷹などを頻りに所望し、兼ねて政治的助力を求めていたのと相似たことである。(24)

それから、秀吉はこの天正十六年に、朝廷に対して鷹狩のえもの鷹の鳥を献上している。このこ

とは、以前に足利義昭や織田信長も実行しており、後には、徳川家康・秀忠らも慣行するようになった。『御湯殿上日記』の天正十六年五月四日の条に「くわんはく殿より、たか野の御みやとて、きしのとり(雉子)まいる」とある。朝廷への鷹の鳥献上は、臣従の意を表現したものであろう。しかし、政治的しぐさの中に、「たか野の御みや(土産)」などと言うあたり、秀吉らしい遊興さが存在するのである。

かくて、はじめに示した鷹野使りをもう一度考え合わせれば、天正十六年こそ、豊臣秀吉が鷹狩への強い関心を現実のものとするに至った年とみてさしつかえあるまい。そして、その当初から、秀吉の鷹狩には、権勢を誇示せんとしながら、秀吉特有の遊樂的雰囲気が漂っていた。それは、同じ年の北野大茶湯や、後陽成天皇を聚楽第にむかえる儀式に流れているものと同じであった。

注

- (1) 鷹のとらえた鶉や雉・雲雀などは、故実に則った結び方をもって青竹や柴などにくくりつけられて贈遣されるのである。
- (2) 『栃木県史』中世史料編所収「秋田県 三五 佐藤家所蔵・石田三成書状写」によれば、豊臣秀吉の奥羽仕置が行われていた天正十八年(七月カ)八日付岩城氏家臣佐藤大隅守宛てで命じた中に岩城領境の陣宮の「入口番所ニ仕候いへニ、ほこ(架)を六つ七つ、たかつなき申候やうニ御いわせ候て可(鷹)給候、問く(仕切)ニしきり可(有)候」と述べている。

なお、同じ頃七月十八日付で、前田利家は下野国鹿沼に着陣していたが、やはり鷹の入手について浅野長政へ書状を認め、「然者其元鷹多御座候由承候、其内可_レ然弟鷹一ツ□申請度候」と依頼している(『栃木県史』(同)『浅野家文書』)。

(3) 『高橋文書』所収、(年未詳)正月廿三日付上杉謙信宛織田信長書状。

(4) 『上杉家文書』所収、元龜二年九月廿五日付上杉謙信宛織田信長書状。

(5) 『言継卿記』永祿十三年三月五日の条。

(6) 『信長公記』天正五年十月十八日の条。

(7) 『伊達家文書』所収、天正七年七月一日付、伊達輝宗宛徳川家康書状。

(8) 『家忠日記』天正十四年四月一日の条。

(9) 『家忠日記』天正十三年二月二日条・同八月十七日条・同九月廿二日条・同十月二十二日条等。

(10) 『島津家文書』所収、天正十五年九月二十五日付島津義弘宛豊臣秀吉朱印状。

(11) 『判物証文写』所収、元龜三年三月廿日付井出九郎左衛門宛武田氏朱印状。

なお、『戦国遺文』武田氏編に次の史料がある。

○一九〇二 武田信玄書状写

近日者尾・濃・三之体、如何聞届度候、仍富士巢之鶴一・兎鷹一遣之候、自愛尤候、委曲從_二山県三郎兵衛尉_一所可_レ申候、恐々謹言、

(元龜三年力)

五月廿五日 信玄 判

(定能)
奥平美作守殿

(12) 『浅野家文書』所収、文祿三年三月五日付浅野長継条目。

(13) 『柳沢文書』所収、元龜三年二月廿二日付柳沢元政宛足利義昭書状。

- (14) 『島津家文書』所収、天正六年四月七日付島津義弘宛近衛前久書状。
- (15) 『北郷文書』所収、天正六年四月七日付北郷左衛門入道宛近衛前久書状。
- (16) 『大かうさまくんきのうち』所収「唐人御進発みちゆき次第廿番御鷹」。
なお、『放鷹』所収「鷹書解題」によれば「鷹故実書」に豊臣秀吉の鷹師中恒二間兵衛の名がみえる。
- (17) 『家忠日記』天正十九年正月十二日の条。
- (18) 『親綱卿記』天正十六年三月三日の条。
- (19) 『島津家文書』所収、(天正十六年)四月二日付島津義弘宛豊臣秀吉書状。
- (20) これは各地へ鷹師を派遣して良鷹を尋ね求めさせていると述べたものである。
- (21) 第七章伊達政宗の鷹と鷹狩(第三節目赤鶴取の鷹)に詳述。
- (22) 『伊達家天正日記』天正十七年三月廿四日の条。
- (23) 『伊達家文書』所収、天正十六年十二月十二日伊達政宗宛富田一白書状。
- (24) 『大友文書』所収、元龜二年二月廿二日付大友義鎮宛足利義昭書状・『柳沢文書』所収、元龜三年二月廿三日付柳沢元政宛足利義昭書状。

第二節 大 鷹 野

天正十九年（一五九二）十一月のはじめ、豊臣秀吉は、美濃・尾張・三河地方へ鷹狩を催すために京を發つた。⁽¹⁾あまたの鷹と「御鷹匠衆百五十余人」（『大かうさまくんきのうち』）や臣下の者を従えて、一ヶ月余に及ぶ大鷹野に出たのであった。

この大鷹野を伝える記録を「豊臣太閤大鷹野和字記」（桑田忠親著『豊臣太閤伝記物語の研究』所収）という。以下、その全文を同著より掲出しておきたい。へへ内は山名による。

天正十九年すゑの冬中の六日に、鷹狩の興を催し給、主上よしをきこしめして、かへさのよそほひ、^(假)えいらんあらまほしくおほして、俄にかりのおましなとまうけて、かんだちめ、うへ人、あまたつとひまいる、院御所もおなじくかまへられて、みそなはず、その日にもなりぬれば、殿下きらしくもよほし給て、御棧敷のまへわたり、ことくしき、中々申はかりなし、一やうに、さうぞく^(螺鈿)したるゑさし、五色のこしみの、きん銀まきゑ、らてんのもちげをさげ、おなしかざりの棹もちてそあゆみ行、又、唐犬、半犬、田犬、ちんべかなんと、さまくののおきなは、くさりつけて先行す、さて、こがねのかさをきたるおのこあまたどよみきたる、しら鶴、まなづる、ひなづるなんと、さ^(笠)^(男)^(眞鶴)^(雛鶴)^(竿)

ほにつらねてもとをる、そのあとに、白雁、都雁、さま／＼のかり(雁)になひつれて過ぬ、そのつき
 は雉、山鳥數しらすいどみいさみて、はせゆきぬ、あとはしばしたゆみたるに、俄に雪ふる心ちし
 て、白妙のあせ(汗衫)とりきたる仕丁、しらすきあまた杖につけて、霜のしらすを、いとしづかにうち過
 侍ぬ、このもかのもの犬とも聲をと、のへ、おさなきめのわらはなんと、をぢいろめく、何やらん
 とおもほし給へは、うさき(兎)、たぬき(狸)、狐、しか、いのし、おほかめなど、千種百草かやつまぎに
 つけて、おまへちか、らぬ程あゆみ侍りぬ、や、あつて、しなくの装束かいつくろい、まづしま
 つ鳥をすへ、まへをよぎるともからをせい(制)して通ぬ、次に、わし(鶯)、くま鷹のあれぬるさま、誠に
(拳)こぶしたゆげに見ゆ、す、のねほの／＼きこゆれば、やがてむれきたる大鷹のさまはしねかうりや
 うをた、み、うしろに瀧をながしかく、たい車をとほし、白ふましらふきくろふやあがけ紅葉ふす
 たかはしたか山がへり、ほうし(鳳笙の毛)やうくらるの氣なみもきよらに、かもあさぎ(鳧居)ゐにすへつれて、とき
 〱 答をたづさへて、見よりた、さきつくろいぬ、はい鷹のかざりには、條さま／＼のしなこな
 り、くれなる、たくぼく、こきす、あをむらさき、萌木、こきあさぎ、はぢたん、卯花、ふたあへ
 や、兄鷹(しよう)、たかじよのあゆみやう、尋常よりもしづかなり、つみゑつさいはとはへつくゑこひする
 音もかまびすし、さてまくつきは長棹に金銀五色の(幣)してつけて、そのかけに、はやふさ(傘)のす、板ひ
 かりわたりぬ、しらはと、野鳩、山鳩に、百舌鳥もかずとて、すへ(据)にけり、見物の男女わらいの聲

きこゆれは、み、づく、梟、紅づきん、金の太緒さしとをるさま、かたはらいたくぞおもほしける、
 かき（柿色）のうはぎきたる下部、うつら（鶉）のさほ四五十もちて、ねりまはる、おほよそ鳥のかず三万七千あ
 まり也、けいごの武士とも東西にはせちかふ、まつ帯刀の隨兵數百騎、直垂烏帽子に小ぐそくを著
 し、衛府の太刀はいて、しづかにうつてそとをりける、前駟の雲客、地下の諸太夫、本府の隨身、
 小すいしん、家司、年預并別當、文殿、舍人、居飼等扈從の公卿にいたるまで、みな聲花に見えわ
 たる、殿下（太閤秀吉）は、なんばん（南蠻）の（輿）こしの鮮なるに、すだれたかく揚て乗給ひ、はい鷹（鶴）をすへられけり、皇
 居ほどちかしとて、わざとさきおはせ給す、めぐらし給、とぎの傳奏菊（亭）ていの右大しん晴（季）すへ公、
 くはんせう寺大（勸修）な（納言）こん晴（豊）とよの卿、なか山大（中）な（親）こんちか綱卿、仰をうけ給て、いで向ひ、御まいり
 あるべきよしを申入らるれば、狩のよそほひぶれいなりとて、かしこまりの勅答ばかり申給ひ、ゆ
 うよの御きそく也、しかあれば、やがて御さんじきのまへに御座を儲て、殿下著座し給、内より飛
 鳥井中將（雅）まさ枝（朝臣）あそん御盃（盃）のたいもていづる、御さかな（肴）は右衛門すけこれをやくす、御てうし冷泉（銚子）
 少將ため親まいらす、この外に、三間餘の嶋、ほうらい（蓬萊）の臺、金銀をちりはめ、四季の作花くれな
 るきんしの五葉にかゝるさま、白梅、紅梅、春のとりのしるしと雪の中にわらひをふくむよそほ
 ひ、千年のつるは松かけにはふき、万さい（歳）の龜は岩ねの水にたはむれ、あるはせいわうぼうが桃の
 てい、ゑんめい（淵明）が菊の園、大あんとうが雪の舟、竹のはやしのかしこきあとす、ひ四すいのありさ

ま、大和のふることにいたるまで、のこらずつくりいたされける、風流のおりども數百もちつ、けたり、二献すみて、一條二條の兩殿下、聖護院宮、勅使として左馬頭元なかに御さかな、くだものもたせられて、博陸（御酒）にみきす、め給、月卿雲客うちつれまうで、鷹狩のよろこびをのへ給ふ、又柳（原）はらの大納言（淳）あつ光卿、正親町中なこん季ひての卿、萬里小路左大弁宰相（光）みつ房卿、中やま左宰相中將よし親卿、平三位時よしの卿などは、供奉のやから饗應の役として、せんく（前驅）扈從のおのく（雁）に、御かはらけす、め給、けんはい終て、内への捧物つるふたはつけたる棹二ツ七ツかけたるかん（鶴二羽）五棹、そのほか鳥百まいらせらる、院御所へも十棹しんじ申させ給（2）、諸家のともがらへも、そのしなく（2）にたまはる、青侍數輩出てうけ取さま、いとおかし、日もやうく暮かくれば、殿下退出し給ふ、ちまたにむれゐる貴賤男女もおのがぢしかへるに、皆萬歳の聲をのこしける、

ところで、この大鷹野先から発した秀吉の書状がある。すなわち、同年十二月八日付で、安芸の毛利輝元へ宛てた書状であり、「為二鷹野見廻一、立付十具并道服二、入念、遠路到来、悦思食候。今度鷹鶴鳥、其外物數一万余取レ之、令二上洛一候（『毛利家文書』）とある。輝元が贈ってきた鷹野見舞の品に対する返礼が述べられており、さらにこれに次いで、「大明動座のため」、「路次通分国之泊々」の普請と「兵船用意」を怠りなきようにと言及している。

すでに、この年の九月、「大明動座」の決断は下っていた。諸大名は、間近に迫りつつある長征の用

意に忙殺されていた。そのような時期に、秀吉が何故、三河・尾張・美濃などという遠方へ、人馬を動かさねばならなかったのか。単なる遊娯のための鷹狩であるならば、河内や摂津近辺の鷹野でもよかつたはずである。秀吉はこの大鷹野のもつ政治的示威性を重くみていたのではあるまいか。

その一つとして、徳川家康に対する牽制が考えられる。家康は秀吉の朝鮮渡海についてきわめて批判的であつた。家康はこの年十月に京を発ち、江戸へ帰っている。秀吉には、家康をはじめ帰服後日の浅い東国諸大名への警戒心が大いに存在していたであろう。

戦国大名の大掛りな鷹狩は、遊芸以上に、軍事的又は政略的目的を帯びていたことは、充分にうかがえる。かつて織田信長は、天正五年（一五七七）十二月に、やはり三河の吉良に鷹狩を催したことがあるが（〔信長公五年十二月五日の条〕、この時は、徳川家康との紐帯を強め、武田・北条同盟を牽制しようとしていた意図がよみ

とれる。それから、秀吉も、天正十七年（一五八九）十一月に、ひそかに吉良へ下向して鷹をつかい、徳川家康をひきつけて、北条氏への宣戦を布告する決断をしているのである。⁽³⁾鷹狩を表面上の目的としながらも、一度事が起れば、鷹狩に供奉する武士は、そのまま有力な軍勢となり得るであろう。

このような事を考慮に入れれば、天正十九年の大鷹野が、秀吉の対徳川氏牽制策とみることは許されよう。さらに、秀吉の大鷹野には、もう一つの重要なねらいがあつた。

それは、先にあげた毛利輝元宛の書状に、こんど、雁・鶴など鷹狩のえもの一万余を獲つて、上洛す

るところだ、と言っていることから、秀吉が何か大きな企てをもって鷹野から帰京しようとしていることが推察される。

はたして秀吉は、この大鷹野の「帰さの装い」に、ありとある趣向をこらし、威風堂々と洛中に入っただのであった。『兼見卿記』の天正十九年十二月十六日条によれば、「殿下、自_二尾張_一御鷹野「御上洛、一、三日大津二御逗留」とあり、さらに「今日御上洛、御鷹野仕立、各被_レ成_二一曲_一」とある。『大かうさまくんきのうち』には、「思ひく、さまぐ、ひようげたる御いでたち、御鷹匠衆百五十余人いらかをならべ、四十八鷹の事、申すにおよばず、諸ちようを御すゑなされ、道は一すぢに候へども、中をあけて、左右に御とりかひの御ゑがら、一様に結構にいでたせ、もたせられ中すぢは御警固の御衆なり。」とあり、大津より京への道三里にわたって、行列は続いたともいう。その有様は「御伴衆衣服等錦綉光彩奪_レ目矣、(中略)如_レ斯奇観古今来未_レ聞也」というほどであった。⁽⁶⁾

その日、京大路には見物の男女が群れあふれていた。御所の築地上には、仮の御座所が設けられ、後陽成天皇と正親町上皇をはじめ、諸家撰家門跡その他の公家衆も悉く衣冠をただし、秀吉の大鷹野帰りの行列をむかえたのである（『兼見卿記』「天かう」）。

大掛りで華麗なこの催しを伝える史料は多い。『三藐院記』『言経卿記』『晴豊公記』『多聞院日記』などにも記載されている。『豊臣太閤大鷹野和字記』成立の事情について、詳細を知ることとはできないが、

同書の奥書によれば、延宝六年（一六七八）に勸修寺家の許可を得て披見書写した、とあるから、原本はおそらく、大鷹野帰りの行装を棧敷の上から、目のあたりに眺めていた勸修寺家の一員が筆記したと考えられる。他の史料以上に写実的であり、流麗な筆致は筆録者の教養の深さを示し、文中に頻出する鷹詞たかことばは、その人が鷹術に精通していることをも物語っている。

『豊臣太閤大鷹野和字記』の、行列の様子について、若干の私見を加えながら解説すれば、次のようになる。

秀吉は「きら／＼しくもよほし給て」、（南蛮）「なんばんのこしの鮮なるに、すだれたかく揚い乗給ひ、はい鷹をすへ」ていた。『鹿苑日録』や『大かうさまくんきのうち』も、これと同様のことを伝えているが、『三藐院記』によれば、秀吉の乗輿は朝鮮から伝来したものであり、秀吉は唐冠・唐服を着用していたとある。供奉の随兵は数百騎、直垂烏帽子に小具足をつけ、衛府の大刀をはいて、前後に従った。その他の従者は、まず「一やうにさうそくしたる（餌差）、五色のこしみの、（腰蓑）きん銀まき（蒔絵）・らてん（螺鈿）のもちげをさげ、おなしかざりの棹をもちてそあゆみ行」とあり、鷹餌（スズメ・ホオジロ・ツグミ・ハトなどの野鳥）を捕獲する餌差衆が、金銀蒔絵、螺鈿に彩られたトリモチ棹を携え、五色の腰蓑をつけて歩く。

犬飼衆のことは、「唐犬・半犬・田犬・ちんべかなんと、（置繩）さま／＼のおきな（鎖）は、くさりつけて先行す」とある。

「百五十余人の「御鷹匠衆」(「天かうさまく」)は、大鷹を中心に熊鷹・白斑の鷹・真白斑の鷹・黄黒斑の鷹・網懸・巢鷹・箸鷹・山回鷹・鶴・隼・雀鶴・悦哉など、大小の鷹という鷹をすべて据え、ふつう狩には使わない鷲までをも、「こぶしたゆげ」に据えていた。それから、白鳩・野鳩・山鳩・百舌鳥までが、ものの数とばかりに鷹匠の拳に据えられていた。

鷹の尾には銀の小鈴をつけ、それが「ほのほの」と鳴りわたり、鶴などの尾羽には紅や萌黄や卵花色の布を飾り、供奉の者は金銀五色の大幣を押し立てて行くのであった。鷹どもは、人垣の興奮のるつばに充ぶり荒れ、鷹匠はそのたびに笞を振って、気がそれる鷹の姿勢を正そうとしていた。空腹の鷹は、前後にかつがれてゆくえものの鳥の血を嗅いで、餌乞いの啼声を喧しくするのであった。「見物の男女、わらいの声きこゆれは」、みみずく・ふくろうに紅の頭巾をかぶせ、脚に金の太緒をゆわえて通るからであった。

諸鳥を携えて行く従者達は、黄金の笠をつけ、白鶴・真鶴・雛鶴・白雁・都雁・雉子・山鳥などを青竹に結わえ連ねた一団が足早に通りすぎて行った。つぎに、白妙の汗衫かぎみを着けた仕丁の一団が、白鷺を数多、枝に結んで、白砂の上をこれは静々と歩んで行った。柿色の上着をつけた一団は、鶉を結わえた青竹を四、五十持つて練り歩いた。鷹の鳥かと思えば、兎・狸・狐・鹿・猪・大亀など、実に雑多な生き物を棒に吊して神妙に歩いて行く一団もあった。「おほよそ鳥のかず三万七千あまり」であったとい

う。『三藐院記』を見ると、鷹の鳥は、諸国に命じて、十日前から或は三千、五千ほどずつ大津まで集めさせていた、とある。

その行列はわざとらしくゆっくりと進み、内裏の南より西へまわって聚楽第に向うのであった（『大か
のうち』）。そこで、時の伝奏菊亭晴季・勸修寺晴豊・中山親綱らが、御所の仰せをうけて、秀吉に仮の
御座所へ立寄るよう案内した。それから暫くの間、両御所の棧敷の前において、饗宴が催された。撰家
門跡などは、各々秀吉の前にまかり出た。秀吉の機嫌は一段とよかったという。⁽⁷⁾ 秀吉は両御所にそれぞ
れ、御鷹之鳥・雁三十・鶴^(つる)二・雉子百を献上した。殿上人らに進じた鷹の鳥には、鴟^(しぎ)の造りものが混じっ
ていたりして鴟の首をはずすと、中に酒肴がぎっしりと詰めこまれているのであった。⁽⁸⁾ 『豊鑑』^(上よかみ)巻四に
よれば、「次の日かけならべし鳥ども、宮々(公卿)殿上人京中町人までにくばり給ふ」(新校群書類從)と見えて
いる。「京中町人」に配ったというのは、織田信長が安土城下に鷹の鳥を配った先例にならったのであ
ろう。

「日もやうく暮かくれば、殿下退出し給ふ。ちまたにむれある貴賤男女も、おのがぢしかへるに、
皆万歳の声をのこしける」と、『豊臣太閤大鷹野和字記』は結んでいる。

秀吉が、かくも趣向をこらし、磊落な作意をめぐらして催した、大鷹野帰りの行進に、いったい、ど
のようなねらいがあったということができるであろうか。それはやはり、大明動座・朝鮮渡海の軍略が

練られつつある時点で催された事実をぬきにしては考えられない。すなわち、この催しは、入唐軍進発のことを意識しての、大示威的行進であったといえよう。唐冠・唐服を着し、南蛮の輿を用いたのも、やがての凱陣を夢みてのことであった。

ところで、右の大鷹野帰りの模様を眺めていた近衛信尹が、『三藐院記』の中で、「十余年已前二信長の此事張行申されし也」と述べていることに注目したい。秀吉の大鷹野帰りの大示威的行進の計画・構想が、信長の前例に拠っているらしいからである。その前例とは、織田信長が天正五年（一五七七）十一月十八日に行なった「御鷹山狩」及び天皇への御鷹披露のことである（〔信長公記〕）。この日信長は、自分も鷹を据え、前後には「御鷹十四足」（もと）を据えた年寄衆や小姓衆・馬廻衆の人々が、ありとあらゆる華奢風流を尽し、我も我もと一手ずつ美しい出で立ちで随行した。そして、御鷹を天皇に披露したあと、東山で鷹狩を催したのである。この時、秀吉は備前・播磨地方の毛利勢攻略のために京都には居なかつたけれども、後に伝え聞き、それを天正十九年暮の大鷹野に於て表現しようとしたにちがいない。なお、信長の「御鷹 御叡覧」に先行するものとしては、足利義晴の大鷹披露がある。〔10〕鷹術の故実には、貴人に鷹見する礼レというのがあって、鷹を披露することは敬意と忠誠の表現と解されていたのである（『今川大双紙』）。

さらに、秀吉の大鷹野帰りの行軍の規模は、織田信長が行なった京都御馬揃にならつたものであろう。

すなわち、信長は、天正九年（一五八一）二月二十八日に、天下の名馬を集め、騎馬武者に綺羅の限りを尽くさせ、禁中の築地に棧敷を構え、天皇・公卿らの見守る中を行進したのである（『信長公記』・『兼見卿記』同年同月同日条）。

だが、秀吉は播州に出陣していたからこの御馬揃にも参加できなかった。しかし馬揃の報に「驚_レ耳_レ」かし、「無念存計候」といつている。この言葉の中に、秀吉が京都御馬揃のねらいと効果を熟知していたと察することができる。⁽¹¹⁾

要するに、豊臣秀吉の大鷹野帰りの催しは、織田信長が挙行した御鷹御叡覧・東山放鷹_〃及び京都御馬揃_〃の二つから着想したと言える。しかも、この二例を同時に組合わせ、秀吉らしい趣向を加え、古代朝廷に盛行した野行幸さながらの催しとしたのである。⁽¹²⁾

そして、織田信長の御鷹御叡覧・東山放鷹_〃と秀吉の大鷹野_〃を比較すれば、前者には信長の^{はいたか}鶴を含めて十五足の鷹が据えられたのに対して、後者では少くとも百五十名の鷹匠の臂に様々な鷹が据えられていた。それは両者の鷹入手の版図の差異を示すものである。京都御馬揃_〃と大鷹野_〃については、双方とも金銀・綾羅の華奢を誇っているが、前者が織田氏の軍馬を一堂に集めての行事であったのは、その強大な武力の示威であり、後者が、馬ならぬ鷹をつらねて進み行く様は、信長の後を襲って天下統一を成就した秀吉の天下人としての誇りと余裕を示したことに他ならない。

これまでは、秀吉の遊興といえ、北野大茶湯（天正十五年十月）・瓜畑あそび（文禄二年六月）・醍醐の

花見(慶長三年三月)などが取りあげられてきた。しかしいまや、天正十九年の大鷹野をも、ここに加えるべきであろう。⁽¹³⁾ 秀吉による天下統一の記念と唐人軍進発を目前にした大示威行進的要素を有していたところに、他の遊興との相違点が認められるのである。

注

- (1) 『兼見卿記』・『多聞院日記』天正十九年十一月三日条。
- (2) 鶴二羽つけた棹二つ。雁七羽掛けた棹五棹。鳥(雉)百羽。これらは天皇の御座所に献上し、上皇の院御所へも棹を献上したのである。さらに、撰家・諸公家へもそれぞれに鷹の獲物を進上したことがわかる。この礼式もまた、野行幸の故実に則っており、足利将軍家ついで、織田・豊臣・徳川三氏も行なったものである。
- (3) 『高山公実録』所収、同年十一月十四日付藤堂高虎宛徳川家康書状。
- (4) 四十八鷹。しじゅうはつか鷹術の書では鷹には四十八の種類があると伝える。
- (5) 野行幸の故実に準拠した行列の構成である。
- (6) 『鹿苑日録』天正十九年十二月十六日の条。
- (7) 『兼見卿記』天正十六年十二月十六日の条。
- (8) (9) 『三貌院記』天正十九年十二月十六日の条。
- (10) 『言継卿記』天文十四年十一月廿四日条。
- (11) (天正九年)三月五日付長谷川秀一宛羽柴秀吉書状(『富田仙助所蔵文書』二、奥野高廣)『増訂織田信長文書の研究』下巻)所載)

(12) 野行幸に関しては、『蒙求臂鷹往来』の中で具体例となる往来文を載せており、戦国時代にあつては、この催しはかなりの程度知れわたっていたと思われる。

これらの「王朝の鷹野絵巻」とも称すべき野行幸は、足利将軍・織田信長・豊臣秀吉・徳川家康らの鷹野に常に理想化され、また超克欲をかき立てたものであったと考えられる。

(13) 桑田忠親氏の『豊臣秀吉研究』(昭和五十三年十一月 角川書店)「第五章遊芸」には、鷹狩・花見・舟遊びと川狩・瓜畑遊び

の五つが取上げられており、鷹狩については、天正十六年(一五八八)十月の摂津の鷹狩及び天正十九年の大鷹野の二項に言及している。そして、私の小論『太閤秀吉の鷹狩』(國學院雑誌 昭和四十四年十月号)を紹介している。

第三節 文禄期の鷹狩熱

大鷹野がすんでから程なく、秀吉は、養子の羽柴秀次に対して、有名な四カ条からなる訓戒状を与えた。⁽¹⁾

まず、武辺に心がけ、公平無私な治政をすすめ、朝廷への奉公などについて訓戒したあと、四条目に、「ちやのゆたかののたか、女くるひにすぎ候事、秀よしまねこわあるましき事」とある。それから、「又たかひとりたかうつらたか、あいくに志るへく候」と言い、「女くるひたかの、たかちやのゆにて、秀吉ごとくにいたらぬ物のかたへ、一切まかり出候儀むようたるへき事」と結んでいる。

茶湯と鷹狩と女狂いの三つを並べたてて、秀吉のまねをしてはならぬ、と言い、鷹狩は雉や鶉を目あてにしたものなら、ほどほどにやってもよい、としているのである。終ったばかりの大鷹野の余韻が感じられる。この頃の秀吉が、内にあつては茶湯・外にあつては鷹狩の二つに、強い数寄心を發揮していたことが読みとれよう。鷹と鷹狩についても天下一の数寄者に成ったと自任していたのである。

翌文禄元年（一五九二）に朝鮮国進発の大軍を率いて肥前名護屋へ下った時、御馬廻衆、合一万四千九百人のなかに、八百人の御伽衆とならんで、鷹師衆八百五十人が含まれたのも、当時の秀吉が、いかに鷹と鷹狩に深い関心を寄せていたかが解る。⁽²⁾ 数多くの鷹も鷹師衆の手によって、名護屋に移送された

考えられる。その地で鷹狩が実際に行なわれていたことも、名護屋から、側室加賀殿前田氏に宛てた秀吉の書状に、「このつる、たかのつるにて候まゝ、一ハ進^レ之候、せうくわん候へく候⁽³⁾」と見えていて明白である。また、『宗湛日記』の文禄元年十月晦日の条によれば、秀吉が博多で茶会を催したことを伝える中に、「さそろへば、よいより鷹一つ参り、茶屋の前の松の下枝に居そうて、上様御成の間は枝に居て、御還御の時にとび帰り候、妙なり」という記事がある。松に鷹[〃]というのはまことにめでたい構図なのであり、神谷宗湛が不思議がったこの鷹は、秀吉の作意によって、茶席の前の老松の枝に据えられていたものにちがいない。

豊臣秀吉のこのような鷹と鷹狩への傾倒は、名護屋に在る大名や朝鮮に奮戦している大名達を刺激したことであろう。文禄二年（一五九三）に、朝鮮渡海を免れた徳川家康が、その感想を、最上義光に「ふしきニ出羽も我等も、此度の命をミつけ候。やかてく、国へくたり、たかをつかい候ハん事、ゆめかうつ、かと、よろこひ候」と語ったという⁽⁴⁾。太閤秀吉の鷹と鷹師衆と鷹狩を朝鮮渡海策に極力批判的であった徳川家康は切齒扼腕しつつ眺めていたはずである。朝鮮渡海によって、日本の武将は、かの地の兵士から高麗鷹を獲得し（『放鷹』⁽⁵⁾所収（『朝鮮放鷹史』））、それを秀吉のもとへ送り、秀吉はそのような鷹を名護屋の鷹部屋に繋いでいた⁽⁶⁾。鷹は太閤秀吉の支配下にある諸大名にとって、実に便利な鳥として尊重された。

文禄二年に、朝鮮の陣から帰国し、京都伏見に在った伊達政宗は、かねてより陸奥岩出山城中に督促

していた鷹の未到着を焦慮して、再び書状を発し「鷹共備^(何カ)とておそくのほせ候哉。ゆたん^(油断)に候へく候。夜るひるのしさいなく相こすへく候事」と述べている。⁽⁷⁾さらに、「鷹共何とておそく候や。いそきく⁽⁷⁾のほせ候へく候、いかほと用立事二候。まつく⁽⁷⁾廿ほとこし候へく候」とある。⁽⁸⁾（『政宗君治家記録引証記』文禄二年。閏九月廿五日付伊達政宗書状）

この政宗の言葉は、当時の中央政界において、鷹がきわめて利用価値の高いものであったことを示している。

甲斐の浅野長継（幸長）が、文禄三年（一五九四）三月に、鷹巢の保護と巢鷹確保の施策を出したのも（『浅野家文書』同年三月五日付山岡与兵衛・伴武左衛門尉・下村市丞宛浅野長継条目⁽⁸⁾）、薩摩の島津龍伯（義久）が、同年、病鷹の治療法について、近衛龍山（前久）から詳細な教えをうけたのも、⁽⁹⁾そして、陸奥会津の蒲生氏郷・同秀行父子が、鷹師に命じて、近くは相馬・岩城へ、遠くは南部・松前地方にまで、巢鷹・若鷹などを調達に派遣し、養調した逸物の鷹を京・伏見へ輸送させていたことも、文禄年間の鷹の需要が高まっていたことを示すのである。次に具体例をあげてこの問題について紹介しておきたい。

この当時、鷹師に対する賃金の給与は「山祝い」と称されていたようである。たとえば、秀吉子飼の武将大谷吉継が色部長真に宛てた覚書には、秀吉への鷹進上を督促する一方、「山祝之儀者如⁽¹⁰⁾先年⁽¹¹⁾以⁽¹¹⁾御年貢之内⁽¹¹⁾、可⁽¹¹⁾被⁽¹¹⁾仰付⁽¹¹⁾候事」と述べている。⁽¹⁰⁾それから、「秋田兵右衛門諸役銭算用状」によれば、「五百五拾貫文 御鷹山祝⁽¹¹⁾渡申候」などとあつて、鷹山祝がかなりの高額であつたことが分かる。⁽¹¹⁾

ところで、会津の新領主蒲生氏配下の鷹師浅利金介に対する山祝に関する、次の記録は注目にあたいる。これは「蒲生氏文禄四年秋分蔵入銭請取帳」にみえている（『会津若松市史』⁸）。「岩代国古文書」。

卯月廿二日	四貫五百文	かたとやノ大鷹一居ノ代	浅利金介 ^ニ 渡
卯月廿三日	三百文	猪苗代須川野 ⁽¹³⁾ の 巢子上申候山祝	同
同日	壹貫貳百文	二平次村 ⁽¹⁴⁾ の 巢子上申 山祝	同
同廿五日	六百文	中津川村 ⁽¹²⁾ の 巢子上申 山祝	同
同廿七日	貳貫文	桧ノ原 ⁽¹³⁾ の 御鷹巢子 上申山祝	同
五月廿八日	八百文	南山内 ⁽¹⁴⁾ と りいし ⁽¹⁵⁾ の 御鷹ノ巢子 上申山祝	同
六月二日	壹貫文	中津川 ⁽¹²⁾ の 御鷹ノ巢子 上申山祝	同
同五日	壹貫文	いなはし ⁽¹³⁾ ろ 小比山 ⁽¹⁴⁾ 御鷹ノ巢子 上申山祝	同
六月十五日	貳百文	二平次 ⁽¹²⁾ の 巢子上申 山祝	同
同十九日	八百文	田村郡 ⁽¹³⁾ う つし ⁽¹⁴⁾ の 御鷹ノ巢子 上申山祝	同
同廿七日	三貫文	隼御用 ⁽¹⁵⁾ と して岩城 相馬へ 被 ^レ 遣	同

	八月廿四日	拾六貫弍百文松前へ御鷹調ニ被 _レ 遣代	同
	同廿五日	伊達郡光明寺 _ノ 若鷹 一居上申山祝	同
	同廿七日	弍貫文	同
	九月六日	拾五貫九百文 <small>浅利民部少輔殿へ金子壹枚 被_レ遣代当秋若鷹四ツ可_レ被_レ相渡也</small>	同
	同十一日	九月六日 南山 _ノ は鷹一居上申 山祝	同
	九月十五日	同十一日 田村郡ときわ _ノ は鷹 一居上申山祝	同
	同日	九月十五日 伊達郡玉井金内知行所 _ノ は鷹一居上申祝錢	浅利金介
	九月廿四日	同日 南山 _ノ は鷹一居上申 山祝	同
		九月廿四日 田村郡 _ノ 山かへり _ノ せう上申 山祝	同
		合五十貫八百文	

以上によれば、山祝を支給するのは二通りあって、一つは鷹の巢より、鷹の子をとらえて来たことに對する給与であり、あと一つは、在地の鷹飼によって半年または一年余の間鷹部屋で調教を了えた鷹を確保したことに對するものであったことが分かる。

浅利金介が鷹を求めに行った先は、蒲生領内の猪苗代・中津川・檜原・南山・伊達地方などであるが、ほかに領外の田村・岩城・相馬地方などであった。また、以下に明らかのように、遙か秋田や松前まで

も鷹を求めに出かけていたのである。

山祝以外に鷹師に給与された費用は、同じ史料に次のようにみえている。

- | | | | |
|-------|----------|------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 五月三日 | 壹貫文 | とりもちノ代 | 浅利金介 |
| 同日 | 貳百文 | あしかはノ代 | 同 |
| 同日 | 三貫八百卅四文 | 松前へすたか調ニ河井又三被 _レ 遣
当地今秋田迄駄賃錢 | 同 |
| 同日 | 貳貫文 | 同秋田松前迄ノ船賃 | 同 |
| 同日 | 三貫五百文 | 御道具揃ニ重而罷上かちの衆
七人御小人七人遣錢 | 麻生叶右衛門
村井平右衛門 |
| 同日 | 貳貫五百文 | おか引又六善七手間賃
(大鋸) | 御作事奉行三人 |
| 六月十五日 | 貳貫五百文 | 京へ御使被 _二 罷上 _一 路錢 | 三木喜介
小沢藤七郎
野口吉右衛門尉
奥山小太郎 |
| 同廿三日 | 貳貫文 | 京へ御番替ニ被 _レ 上路錢 | 御餌指藤兵衛 |
| 六月廿三日 | 五百文 | 同御用 | 羽柴肥前殿御使 _ニ
被 _レ 下 |
| 同廿四日 | 三貫三百文 | 菓はい、たか為ニ御所望 _一 被 _レ
下御使 | 上野藤三へ |
| 同廿八日 | 六貫七百七十八文 | 御道具揃ニ付銀のし付刀
脇指被 _二 仰付 _一 銀子ノ代 | 御作事奉行三人 |
| 同廿九日 | 三貫文 | おか引又六善七手間賃 | |

七月八日
三百九十文 足皮二枚ノ代

浅利金介

同日
貳貫貳百文 京へ御鷹匠二人御餌指一人
罷上路銭

浅利金介

同日
貳貫文 南部へ御鷹打_二被_レ遣御引かへ

入江二介

同十三日
八百廿五文 おか引又六善七手間賃

御作事奉行三人

同日
五百文 京へ御使罷上_二付路銭

木村新丞

同廿一日
貳貫文 京へ被_二罷上_一遣銭

今春宗玻

同廿九日
貳貫文 同

池内兵次

後七月廿九日
貳貫文 京へ罷上遣銭

村井平右衛門尉

八月七日
壹貫文 同御引かへ

同人

同日
貳貫文 同御引かへ

池内兵次

同廿八日
拾五貫九百文 御大工衆十人被_二召上_一時金子一兩
宛被_レ下台壹枚ノ代

竹本理右衛門尉

九月十一日
拾七貫五百文 御馬貳疋ノ代

小村弥五兵衛

同十二日
三百卅文 今度高野聖ころし_二付而
山伏いのり申布施

池内作左右衛門尉

九月十三日
壹貫文 御矢籠之代

池内作左右衛門尉

同十五日
 三貫五百文 京へ御鷹匠二人御餌指
一人罷上路銭
 九月廿四日
 五百文 白石へ白鳥取ニ被レ遣
鳥もちノ代
 同
 貳貫文 三世市左衛門大鷹ヲすへ
京へ罷上路銭
 慶長二年三月廿五日
 廿九貫六百六十四文 但金子志枚六兩一分三朱
朱中ニテ御引かへ
 同
 合百四十八貫七百五十九文
 金子買申分
 北川平左衛門

右の史料に登場する「浅利金介」について、若干、考えておきたい。

浅利金介は、天正年間（一五七三―一五九二）の初期には出羽比内の八木橋城に居城していたが、天正五年（一五七七）ごろ大館安東氏との戦いに敗れてのち、近江・蒲生氏郷に出仕することとなった。浅利金介は鷹術にすぐれたのみならず、牛蘭と号して鷹の絵をよく描いた。会津を領した蒲生氏郷に従っていたが、慶長七年（一六〇二）に佐竹義宣が秋田移封の時に家臣となった。浅利金介（牛蘭）の子息長兵衛は織田信長の七男信孝の鷹匠として仕えた（高）（長谷川成一著『近世国家と東北大名』吉川弘文館、平成十年）のち、若狭小浜に住んで鷹絵師・橋本長兵衛を名のつたと考えられる。なお、このことについては、第九章第四節（一）東照宮の鷹絵額に詳しく述べている。

そうして、茶器名物がつきつきと太閤秀吉の手に入ったように、諸大名が苦心して育てた逸物の鷹が、秀吉に集中して献じられたのである。披見史料に見えた鷹の数は五十二居になる。

さらに、豊臣秀吉は、以前の日向巢鷹よりも、もっと積極的に強力な鷹確保策を打出したのであった。

それは、文禄二年（一五九三）の正月五日に、肥前名護屋において発せられた施策である。蝦夷松前の蠣崎慶広及び、津軽為信が、毎年進上する巢鷹に対し、北国から日本海を通り京・大坂に至る間の宿駅・港を管轄する諸大名は、新鮮な鷹餌を供給する等の便宜を与えねばならぬ、という主旨のものであった（〔松前文書・青

森県叢書〕所収、「津軽」統志〕）。このように巢鷹進送策の確立によって、北国の名鷹をつねに入手できることとなった

のである。やがて、この施策は、江戸幕府も、慶長九年（一六〇四）に継承している。

豊臣秀吉の鷹に関する施策は、ついに、鷹狩のえものを、鷹場に誘う事にまで発展した。鷹狩の流行は、当然のことながら、そのえものとなる諸鳥の減少をまねいたにちがいない。秀吉によって案出された施策は次の如きものである。

於二九州分領中一、白鳥・雁・鴨・其外諸鳥、鉄炮を以討レ之又者諸獵師申付、鳥共可レ進二上一之一候、

五畿内并近国御鷹為レ可レ被レ遣候、遠方如レ右被二仰付一候者、御近所へ諸鳥可二集来一候間、無二由

断一可二申付一、尚山中山城守可レ申候也、

〔文禄三年〕
九月十一日（秀吉朱印）

嶋津修理大夫入道とのへ

〔嶋津家文書〕

これは、九州分領内において、鉄炮を使って鶴・白鳥などを撃たせ、その証拠として、獵師らに鳥々を進上させるよう、島津氏に訓令したものである。遠方で鉄炮を使えば、そこを逃れた諸鳥が、畿内近国の秀吉の鷹場へ集来するはずだと考えていたのである。⁽²¹⁾

また、出羽の秋田愛季および下野の佐野氏に対しても、「於^二出羽國中^一鶴白鳥□□」と書き出し、内容ほとんど同様の書状が出されている。⁽²²⁾

したがって秀吉は、日本の南と北から諸鳥を逐わせようと図ったことになる。秀吉らしい奇抜な着想ともいえよう。が、ここまできると、秀吉の鷹狩における病膏肓に入ると断ぜざるをえない。

かくて、天正十六年（一五八八）以来、本格化した秀吉の鷹狩は、その天下一統の完成とともに、一層充実して行った。「なに事もたかのにてわすれ」る遊樂の世界と、天下人としての權威誇示の世界との二つを兼備しながら、秀吉の鷹狩は、その規模・鷹の質量・鷹匠の数・鷹確保の策・鷹場への諸鳥誘引策等々において、他者を圧倒し切っていた。これは要するに、天下の権の掌握のみならず遊芸の世界においても天下人たらんことを表明した太閤秀吉の姿であったと思うのである。

注

- (1) 『本願寺文書』所収、天正十九年十二月廿日付羽柴秀次宛豊臣秀吉朱印状。
- (2) 『流布本天正記』『甫庵太閤記』『大かうさまくんきのうち』。
- (3) 『豊太閤真蹟集』所収、文禄元年十二月二十六日付。
- (4) 『伊達家文書』所収、文禄二年五月十八日付伊良子信濃宛最上義光書状。
- (5) 『吉川家文書』所収、文禄元年十月廿八日付吉川広家宛豊臣秀吉朱印状。
- (6) 『当代記四』慶長十二年卯月廿六日の条。
- (7) 『政宗君治家記録引証記』文禄二年閏九月廿四日黒木宗元ら宛伊達政宗書状。
- (8) 浅野幸長が発した定書の内容は、次の三点である。

- ① 在来の鷹巢より鷹の子を捕えて進上した者への扶持加増のこと。
 - ② 新巢の発見を届けた者へは、巢数に応じて扶持給与のこと。
 - ③ 巢鷹売買の厳禁。違背者とその一類は罪科に処すこと。
- なお、戦国大名の巢鷹確保策の例証を次に掲出しておこう。

ア

定

於_二巢山_一、二・三・四ヶ月禁_二獵師出入_一、為_レ相_二守鷹巢_一、御鷹可_レ有_二進納_一之由、被_二仰出_一者也、仍如_レ件、
 天正九年_{辛巳} 春日_(信達)彈正忠 奉_レ之

正月九日

入沢治部_(竜朱印)少輔殿

(『戦国遺文』
武田氏編所収)

① 北條氏照朱印狀 ○齋藤
文書
書出

右 三田時おろし付候、(武藏國多摩郡(巢))いつ原之内すはい鷹當年も申付おろさすへく候、定之一寸の事は、不_二申及_一候、當年之事ハ如何様_ニも新巢二寸も三寸も可_二見立_一候、若寸をかくすか、又無_二稼致_一之、不_二尋出_一付_{而者}、原嶋可_レ處_ニ越度_一申付候、百姓_をハ從類いつ原を_ハはら_レせらるへく候、必_以あやまち_セざる_マよ候、來朔日、二日之間_ニ可_二持參_一由、被_二仰出_一者也、仍如_レ件、

(永禄五年)
戌
卯月十日
(如意成就)朱印

(吉信)
横地
奉之

いつ原
原嶋右京亮殿

(『同上』北條氏編所収)

⑦は、指定の鷹巢山へは二月から三か月間に獵師の立入りを禁じ、鷹巢を守つて、武田勝頼に「御鷹」(巢鷹)を進納すべしと命じている。

⑧は巢鷹を確保するために従来の巢のほかになたな巢を見つけ上申せよ、隠匿すれば重科に処すといふのである。

(9) 『島津家文書』所収、文禄三年十月四日付島津竜伯宛近衛龍山書状。

(10) 『秋田藩家藏文書』天正十八年十月二十日。

(11) 『秋田家文書』慶長六年七月十日。

- (12) 〆かたかえりともいう。鶺鴒(かたかえり)とも書く。二歳の鷹のことである。片鳥屋に対して三歳の鷹は、〆もとや〆という。鷹匠によって十分に仕込まれた鷹であり、それだけ値が高かったと思われる。
- (13) 兄鶴(このり)と書く。鶴のオスのことで、鶺鴒をとるのに適している。この春うまれた鳥で、巣から捕獲したものである。
- (14) 巣子は、鷹や鶺鴒・隼などのひな鳥である。鷹などはふつう二羽か三羽のひなをかえすが、これを捕獲するときは繁殖対策から一羽だけにする。コノリ・ハイタカなどあるほかに「御鷹」「若鷹」などとみえるのはオオタカのことである。
- (15) 岩城・相馬の海岸地帯は古くから隼の産地として知られていた。磐城平領主内藤家・安藤家は、しばしば隼を將軍家に献じている。
- (16) 山帰やまがりのしょう兄鷹のことである。夏期、山で毛を替えたオオタカのオスのこと。
- (17) 常緑樹のモチの木を剥いで水に漬けんどもを木槌でたたきつぶしてつくる。粘着力が強いので、これを長い竿の先端に巻きつけ、野鳥などを捕獲して鷹の餌にするときの餌差衆の道具。会津地方では、とりもちの木が自生していないので、温暖な岩城地方などから入手したのであろう。そのために費用がかかっている。
- (18) 足革のことである。鷹を調教するときに、鷹匠は拳に据えた鷹の脚に鹿のなめし革でつくった絆をつかみ翔び放れないようにして手なづけるのである。
- (19) 前田利長。利家の長男。この当時は越中・富山城主。のち金沢城主。鷹数寄の大名の一人。前田利長の鷹匠が会津へ下向し、鶺鴒を所望したのである。
- (20) 蒲生氏郷の京屋敷も諸大名のように伏見城下に配置されていた。会津領の鷹を運脚するための使者がしきりに上京している。
- (21) 鉄炮を使用して諸鳥を逐わせ、鷹場に集来せしめる方策については、すでに織田信長が試みている。

(22)

(大正二年十二月九日付、高木貞久織田信長書状、奥野高廣『織田信長文書の研究(上)』所載)

『秋田家文書』所収、(年未詳)九月十六日付秋田愛季宛豊臣秀吉朱印状。

および『栃木県史・史料篇』所収、九月十八日付佐野修理大夫宛秀吉朱印状。ここでは「鶴・白鳥・雁・鴨、其外諸鳥之事」とある。

なお(21)・(22)に関連して、曾根勇二氏は「豊臣政権と御鷹場―御鷹場設定について―」(『白山史学』二十二・昭和六十一年)において、私の初出論文「太閤秀吉の鷹狩」を批判しながら、秀吉は各大名領内に「御鷹場」を設定したと述べている。しかし、右(本文及び注)に引用した史料からはそのような見方は導き出せないと思う。

結
び

豊臣秀吉は、その出自ゆえに、当代諸大名に較べると非常に遅れて鷹狩を経験せざるを得なかった。秀吉は権力構築上、公家放鷹の故実と足利將軍家の武家鷹狩の故実を急速に吸収し始めるが、それはおそらく、天正十三年（一五八五）十一月の従三位、権大納言叙任を契機としていると考えられる。小牧・長久手の戦の後、徳川家康と和睦を果たした直後であるが、家康は既に鷹狩の面では、秀吉を越えていたということも秀吉の鷹への関心をかき立てる要因になっていたであろう。その後、秀吉は正月参内を恒常化するが、その過程で、公家伝統の放鷹術を摂取しようとしたと考えられる。近衛前久（龍山）が秀吉の方針を強力に補佐していたであろう。

織田信長が着手し始めていた足利將軍家を凌駕する鷹狩とその儀礼（例、天皇への鷹披露・鷹の鳥進献等及び奥羽地方への鷹師派遣等）を秀吉は継承した。それらがきわめて急速かつ強引に行われたのである。

（初出『國學院雜誌』第七十卷第十号「同題」昭和四十四年十月）

第七章 伊達政宗の鷹と鷹狩

はじめに

陸奥・出羽両国は古くから鷹の産地として知られていた。なかんづく「伊達の鷹」は人気があった。本章では戦国時代、奥羽の地に強盛を誇った伊達氏の鷹狩について考察してみることにした。

伊達氏には有名な分国法『塵芥集』がある(天文五年(一五三六)伊達植宗制定)。その全一七〇条の中に、

「鷹みつけ候て、あひかへさす候は、ぬす人の罪科におこなふへき也、
という一条がある。

これは、鷹の巢を発見して、巢に居る幼鳥を捕獲し去った者は盗人として罰するといっているのである。

それから、「いぬうち候事、たかのゑに候ハ、をっと有へからさる也、」とある。これは、鷹の餌に

するために犬を打ち殺すのは、許すというのである。ふつう鷹の餌といえは、鼠・鶉・雑小鳥などの肉を使うけれども、常に確保できるとは限らない。そのような時に犬の肉を与えたのである。

伊達氏の領内にすぐれた鷹が多いことは、京都でも周知のことであった。室町幕府につかえる故実家・伊勢貞孝なども、天文二十三年（一五五四）に伊達晴宗に餌飼と鷹師を派遣し鷹を求めている⁽¹⁾。

また、晴宗は翌弘治元年（一五五五）九月、奥州探題職に補任された礼物として、黄金・鷹・馬を将軍家に進上している。鷹は当時、上位者への進物（引出物）として欠かすことができなかった。

なお、本章においては、伊達氏が戦国大名から近世大名へと変容を遂げて行く過程における「鷹と鷹狩」をめぐるいくつかの問題をも取上げてみることにしたい。

第一節 伊達輝宗と鷹

『伊達家文書之一』に、天正二年（一五七四）の「伊達輝宗日記」が収載されている。この日記には鷹と鷹狩のことが頻りに登場する。

たとえば次のようである。

十七日、天き上々、少かせ^(風)ふく(略)

小せきたかみる、^(関)大十三、せう六、^(弟鷹)杉妻より中野太郎右衛門御使参候^(兄鷹)^(晴宗)

四日、^(三月)天きよし、少くくもる、野へいて候、^(鷹野)ひしくい二合候、つるとりにて、^(菱喰)一つめぬけて、一

とやせうにて、^(鳥屋兄鷹)三郎左衛門かも一、⁽⁶⁾(下略)

五日、^(若兄鷹)天気上々、かも四四、とやにて三、わかせうにて一、又七郎一合候、⁽⁷⁾(下略)

十四日、^(鶴取)天き雨ふる、はやふさつるとりつかいにこし候、^(白隼)隼はふんこ、^(文五)つるとりは助五郎(下略)

以上は鷹狩の好シーズンの二月と三月のものが、伊達輝宗の鷹好きの一端が知られよう。

二月十七日の条には家臣の小関氏から進上された大鷹十三居と兄鷹六居を見て満足している。

三月四日の鷹野では、鶴取の鷹をつかって菱喰一羽をとり、鳥屋兄鷹で菱喰一羽と、鴨一羽をとっている。専ら鶴捕獲のために調養された鷹を「鶴取の鷹」というが、これは逸物中の最たるものである。

十四日には、白隼と鶴取鷹が文五と助五郎という鷹匠によつてもたらされたことがわかる。

鷹飼養のためには、鷹部屋(鷹屋とも)をこしらえなければならぬが、このことも『伊達輝宗日記』にみえている。

^(天正二年)六月十七日には鷹部屋建築に着工、同二十日には鷹屋の地割、二十一日に柱建て、二十九日に棟上げの祝い、七月二日に軒付け、十日に、鷹屋のぐしを葺いた。鷹部屋はかや屋根であつたらう。⁽⁸⁾

この日記によれば、天正二年（一五七四）中に輝宗は家臣をはじめ近隣の諸大名から、合計して鷹三十二居と鶴九居、隼一居を進呈されているから、合計四十二居の鷹を飼育する必要があったことになる。

鷹一居につき鷹部屋は一室（面積一坪程度）を必要とした。鷹部屋は城主の居館に近接して建てられているのが通例であった。鷹部屋と鳥屋を当時は区別していたかと考えるのであるが、鳥屋ということになれば、鷹書には図の⁽⁹⁾ようにみえている。このような鳥屋をいくつか備えた建造物を鷹部屋と呼んだのではないか。愛玩・観賞用に、庭に大きな鳥籠（庭籠）をしつらえることもあった。⁽¹⁰⁾

輝宗も政宗も、鷹部屋で重臣を集めて戦略の密議を交わし、また、鉄放の玉薬（火薬）を調合するなど、特殊な施設であったようである。

注

- (1) 『伊達家文書』天文二十三年（一五五四）十一月三日付沙彌清辰書状。
- (2) オオタカの雌は翼長三〇〜三四センチ、尾長二二〜二五センチぐらいであり、雄のそれらより長い（『放鷹』）。体型も大きいので、「大鷹」また「弟鷹」と称する。雄は体型がやや小さいので「しょう」と呼ぶが、文字は「兄」と記す。架に繋ぐときにも弟は七鎖、兄は五鎖などの飾り結びをして区別した。
- (3) 伊達晴宗はこの当時、正室久保姫とともに信夫郡杉妻城（福島市）に在城していた。
- (4) 菱喰いは白鳥ほどもある大きな鳥であり、「鶴取」用に仕込まれた鷹をつかって捉えたわけである。

(5) 獲物が強堅なときに、しばしば「爪抜」のような痛手を蒙ることがある。

(6) 前年来、米沢城の鷹部屋(鳥屋とや)で調養を受けた一歳の大鷹。

(7) 鷹を放ち、獲物の鳥をとらえることを「合わせる」という。

(8) (六月) 十七日、天きくもる、ふり又てる、たかやか(工事)うし候、

廿日、天気上々、たかやの地わり候、

廿一日(略)たかやたて候、

廿六日 天気上々、たかやのはり(梁)あけ候、

廿九日、天気上々、たかやむね(棟上祝)あけのいわひ、東風ふく、

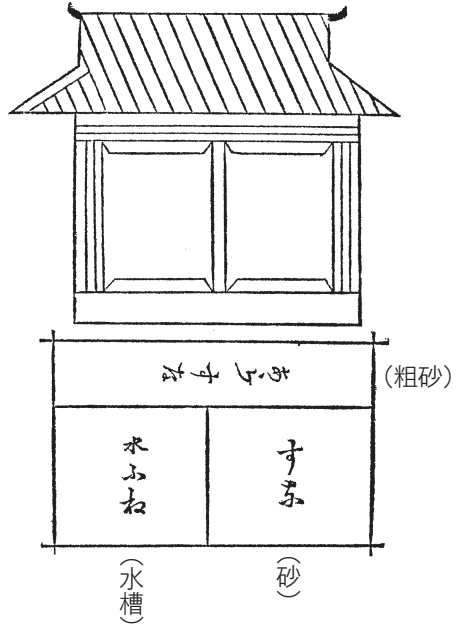
(七月) 二日、天気上々、たかやののきつけ候、

十日、天気上々(略)たかやくしふせ候、同いわひ、

輝宗はしばしばこの建物で側近を集め、連歌会や軍議をひらいた。なお、時代はややくだるが、鷹部屋建築のために要した賃金を知る史料がある。慶長六年、秋田藩の「御鷹部屋大工之事」によれば、大工数参百拾貳人半・葺士 四拾三人・大鋸引四拾人・鍛冶四拾貳人であった。工事費の合計は貳百廿九匁四分である(『秋田家』文書)。

(9) 鳥屋の図「養鷹秘抄」(續群書類従 卷五四五)。(次頁に掲出)

なお、織田信長は、越前敦賀郡の武藤舜秀に対して、「鷹鳥屋」の造作次第を聴取したことがある。ついでに「釘十箱」を進上してきたことに悦んでいる。敦賀は、古くから鷹飼いの盛んな土地であった。釘は「鷹鳥屋」造作に使うためであろうか。天正四年当時、安土城築城が成ろうとしていた(奥野高廣『織田信長文書の研究』下巻二三六ページ)。



(10) 徳川家康の家臣・松平家忠の日記には、鷹部屋造作の記事がみえる、「鷹へや作」(天正五年十一月二十三日)、
 「御たかへや貳十間に作候」(同十八年十一月十八日)、
 「御鷹へや五間にたて候」(同十九年十一月十五日)、
 などとある。鷹部屋が鶏小舎のように簡素なものではなく、かなりしつかりとした建物であったことが想像できよう。松平家忠は天正十九年(一五九二)に相次いで鷹部屋を増築したとみえる。十一月五日にも「御たかへや又十間の地形ひかせ候」と記し、同十一日には「御たかへや五間作候」とある。竣工は同十四日だった。松平家忠が鷹部屋を急造したのは、徳川家康のあまたの鷹を預かるためであったろう。

第二節 信長と伊達の鷹

伊達輝宗は天正元年（一五七三）十二月に、織田信長に鷹を贈った。そのことは、次の信長書状に明らかである。

去十月下旬之珍簡近日到來、令_二拜披_一候、誠遼遠示給候、本懷不_レ淺候、殊庭籠之鴉鷹一聯、同巢主大小被_二相副_一候、希有之至、歡悦不_レ斜候、鷹之儀累年隨身異_二于他_一之處、執_レ之送給候、別而自愛此節候、則構_二鳥屋_一可_二入置_一候、秘藏無_レ他候、仍天下之儀、如_二相聞候_一、公儀御入洛令_二供奉_一、城都被_レ遂_二御安座_一、數年靜謐之處、甲州武田、越前朝倉已下、諸侯之佞人一兩輩相語申、妨_二公儀_一、被_レ企_二御逆心_一候、無_二是非_一題目、無念不_レ少候、然間爲可_レ及_二其斷_一、上洛之處、若公被_レ渡_二置京都_一有_二御退城_一、紀州熊野邊流落之由候、然而武田入道令_二病死_一候、朝倉義景於_二江越境目_一、去八月遂_二一戰_一、即時得_二大利_一、首三千餘討捕、直越國へ切入、義景刎_レ首、一國平均_二申付候_一、其以來若狹能登加賀越中、皆以爲_二分國_一屬存_二分_一候、五畿内之儀不_レ覃_レ申、至_二中國_一任_二下知_一候次第、不_レ可_レ有_二其隱_一候、來年甲州令_二發向_一、關東之儀可_二成敗_一候、其砌深重可_二申談_一候、御入魂專要候、猶以_二芳問_一大慶候、必從_レ是可_二申展_一之條、抛_レ筆候、恐々謹言、

(天正元年)
十二月廿八日
信長 (朱印)

謹上 伊達殿

(『伊達家文書』之二)

このことについては、第五章第三節(逸物の鷹を求めて)において言及した通りであるけれども、輝宗のもとには領国内外の良鷹が、かなり集積されていたことを考え合わせると、一層興味をおぼえる。伊達輝宗は城内の鷹部屋から、選りすぐった逸物の鷹を信長に進上したのである。

庭に造作した籠の中で育てた鶺鴒かたがえり(鶺鴒)と、鷹巢から捕獲して訓養した大鷹だいと兄鷹しやうを添えて贈ったことがわかる。「庭籠之鶺鴒」とは、鶺鴒かたがえりのことである。「鶺鴒」とは『鷹経辨疑論』によれば「野山にて一鳥屋経た二歳の鷹」である(一鳥屋は一夏と同意である)。

鷹の調養は多くは鷹巢にうまれた幼鳥を旧暦の三月か四月頃捕獲して行う。これを菓子すのこまたは巢鷹という。「鶺鴒」は成鳥(二歳)を網でとらえて馴致したことをうかがわせる。これとは別に「巢主大小」を副えたとあるが、こちらは菓子鷹だいの雌(大鷹だいまたは弟鷹だい)と雄(兄鷹しやうまたは小鷹しやう)の意味である。鷹は雌の方が姿形が大きく、狩の技も雄よりすぐれているといわれる。

なお、『伊達治家記録一』の頭記のひとつは、「鶉鷹」を「わか鷹」としており(二二二頁)、さらに別の頭記では『大日本古文書 伊達家文書二九一号』を引き「鶉はボウと読み、鶉の一種」という注記を紹介している。そして、「うずらたか」の意はよくわからないが、小さな鷹、子鷹の意であろうかとしている(二二四頁)が、いずれも当たらない。

ところが桑田忠親氏の『信長の手紙』では、先掲の伊達輝宗宛て書状を紹介した中で「庭籠の鶉鷹」と訓んでいる。同様に上杉輝虎宛て書状においても「生易の鶉鷹」とし(元龜二年九月廿五日付)、小早川隆景宛てでも「鶉鷹すえ給はり」としている(同三年五月二日)。

前出の伊達家文書では「鶉鷹」としているのに対して、治家記録は「鶉鷹」の文字を用いて混同がみられる。私は先述したように、これを当代の鷹術の語彙(鷹詞)に倣って、「鶉鷹」と訓んで置く。その方が矛盾をきたさない。

伊達輝宗はその後も織田信長に鷹の進上を続けたことが『伊達家文書』に見えている。たとえば、天正二年には「鷹于今堅固候、自愛過推察一候」(九月二日付輝宗宛信長書状)とあり、天正三年には「逸物之鷹名馬御進上」(十月二十五日付輝宗宛松井友閑書状)などがある。

先に取上げた天正元年の信長朱印状に明らかのように、將軍義昭の流落をはじめ武田信玄の病死、浅井・朝倉の攻略等を述べ、「甲州発向、関東之儀可成敗一候」と告げている。そうして、その際伊達氏

が関東の背後を牽制するに足る存在であることを期待してのことであろう。この信長の期待に呼応して輝宗は逸物の鷹を贈ったということになる。ちょうど同じ頃、北条氏照は伊達氏の隣境・会津蘆名盛氏に使者を遣わし、その書状の追伸に次のように述べている。⁽²⁾

「追啓、去年被^レ懸^ニ御意^一候、鷹・鶴・雁・鴻、無^ニ比類^一致^ニ逸物^一候、然を、難^レ去自^レ方所望、無^ニ了簡^一遣候、其以來、鴻鳥・鷹持絶候、鴻、逸物之鷹所望存候、被^レ懸^ニ御意^一候者、可^レ爲^ニ大慶^一候、爲^レ其、抛^ニ思慮^一申候、此外不^レ申候、以上、」

北條氏が欲しがっていた鴻取の鷹（こづのとり）というのは、鴻を撃墜できる逸物であり、鶴取の鷹に匹敵する。

さらに、『信長公記』によれば、伊達輝宗は「御鷹居（おんたかじよ）」菅小太郎をして天正三年（一五七五）十月十九日に「鶴取之御鷹二居」を信長に進上したことがわかる。当時の伊達氏の鷹師として知られるのは、菅小太郎のほか川村与七郎・樋口美戸十・樋口助五郎・古山文三・祝弥三郎（重正）などであった。

なお、同じ頃、徳川家康が鷹師中河市助を輝宗のもとに派遣し鷹を確保させていたが、これも信長と同様の戦略をうかがわせる行為であった。

伊達輝宗の領国が名鷹の産地であることは古今東西に知れ渡っていた。今なお米沢市を訪れると、一刀彫の民芸品オタカポッポに魅せられる。天正二年の「伊達輝宗日記」は輝宗の鷹狩の模様をよく伝え

ているが、試みに、この一年に伊達家の鷹がとらえた生き物を集計してみると、雉子六十九羽・鴨六羽・雁六羽・鳧たかふ（千鳥の一種でけりともいう）四羽・真鴨三羽・菱喰三羽・鶉一羽・黒鴨一羽・烏からす一羽・鯉（3）一尾などであった。

これらは日記に記録された数であるが、他にももっと捕獲したことであろう。ふつう「鷹の鳥」といえば雉子を指すように、伊達輝宗の場合も雉子の数が圧倒的に多い。⁽⁴⁾

鷹狩の獲物の種類と数量は鷹場の条件や季節に決定づけられるものである。広範囲の湿地・沼などがある場所では、渡り鳥（鶴・白鳥・菱喰・鴨・雁など）が多くなる。自然界では、野性の鷺・鷹などが、これらの獲物を求めてやってくる。したがって、奥羽山脈を擁する出羽国一帯は鷹・鶴・隼などの鷹巢に恵まれており、伊達輝宗の鷹部屋は常に逸物の鷹を充足できたのであり、織田信長や豊臣秀吉、それから徳川家康の鷹師が垂涎の的にした地域であったのである。この状況は伊達政宗になっても変わらなかった。

注

(1) 甲斐の武田勝頼を打倒し、つづいて関東の北条氏政に対する攻撃の意図をあらわしたものである。

(2) (天正二年)八月十二日付、蘆名盛氏宛北条氏照書状〔戦国遺文〕所収。

(3) 鷹は水中を嫌わず鯉をとらえることもある。米沢地方では今も「鯉こく」は絶品としてよるこばれている。

(4) 雉子は飛翔力よりも草原に潜るようにして地面を走る力が強い。空中で撃墜するよりは鷹が捕捉しやすいのである。

第三節

目赤鶴取の鷹

伊達政宗もまた、豊臣・徳川両氏が派遣する鷹匠を迎えたり、自ら鷹匠たちをつかわしては、かれらに鷹の進上を行なった。

なかでも、秀吉は「目赤鶴取之鷹」を進上するよう催促し、政宗がついにこれに応じた一例は注目値する。このことに関しては、第六章第一節(鷹野便り)で考察したが、ここでは政宗の立場に即して再度、検討しておきたい。

豊臣秀吉による鷹進上の要求は、天正十六年(一五八八)から翌年にかけて行われた。それが秀吉による上洛勧告と抱き合わせでの要求であったところに注目しなければならない。

豊臣秀吉の側近のひとり富田一白(知信)の書状がある。

猶以爰元御用之儀、毛頭不_レ可_レ存_二等閑_一候、返々も鶴取御鷹、早々御進上候て可_レ然存候、以上、去九月廿日之御札、於_二京都_一拜見仕候、仍、殿下様へ弟鷹_二居_一御進上候、致_二披露_一候處、御祝着之旨、被_レ成_二御朱印_一候、猶以拙子相意得候て、禮可_二申入_一之由候、就_レ其鶴取之御鷹、御所持之由被_レ及_レ作_二聞召_一候間、於_二御進上_一者、彌可_レ爲_二御悦喜_一之由、御錠候、從_二方々_一鶴取之御鷹も、餘多參候得共、貴殿_二有_レ之御鷹、別而逸物之由候條、急与_二被_レ差上_一尤奉_レ存候、随而最上佐竹御間之儀、被_レ任_二御下知_一、御和談之由可_レ然存候、則御書中并宗洗齋被_二仰含_一候通、具達_二上聞_一候、義光とハ無_二御遁_一間之由候條、向後可_レ被_二仰通_一事肝要存候、何様明春者、早々御出京奉_レ待候、爰元相應之御用等、聊不_レ可_レ存_二等閑_一候、猶宗洗齋口上申含候、恐惶謹言、
(天正十六年)
 十二月十二日
(花押)

伊達左京大夫殿

御報

〔伊達家文書之一〕

まず右の書状では、伊達政宗が同年九月二十日に「弟鷹二居」(大鷹の雌二羽)を秀吉に進上したことが分かる。次に政宗所持の「鶴取之御鷹」が「別而逸物之由」であるので、進上を望むというのである。さいごに、伊達氏と出羽の最上・常陸の佐竹両氏らとの確執について和談するように勧奨し、来春には

早々に政宗が上京すべきことを促している。

この書状に明らかなことだが、(1)鷹進献によって交誼を通じ、(2)また鷹進上の督促によって、忠誠の度合を確認し、(3)当面する懸案(換言すれば鷹進上を求める側の戦略上の思惑)に関し、仲介斡旋の申出を行っているという三点である。このような図式は、すでに考察したように織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の外交裡に介在した鷹をめぐって共通していることであった。

さて、みぎの書状には注意すべき問題が存在している。それは「九月廿日」付の政宗書状と共に「殿下様へ弟鷹^{二居}御進上候」という事実についてである。

これは、すでに以前より伊達政宗に対して豊臣秀吉への鷹進上を促す使者が米沢城に到っていたことを推察させる。それは、(天正十六年)四月五日付で、前田利家が伊達政宗に宛てた書状によって分かる(『伊達家文書^之』^二所収)。この書状に関しては第六章第一節(鷹野便り)において論じたところではあるが、なお考察を深めてみたい。すなわち、

「関白様、御鷹被^レ成^二数寄^一候^二付而、被^レ成^二御書^一候條、可^レ然鷹御進上尤存候、方々^へ被^二仰遣^一候間、鷹数多者不^二入申^一候、黄鷹鳥屋にても、能鷹尾羽を不^レ打候て、鷹師^二被^レ入^二御念^一御進上可^レ然候」

という一件である。

前田利家の側近には豊臣秀吉に仕える鷹師が侍していたことが察しられる。それは第一に方々の諸大名に鷹進上を督促しているからであり、「方々へ」とは、闇雲やみくもにというわけではなく、逸物の良鷹の所在について熟知する者が居たからにちがいない。それは第四章で触れたように、一介の鷹匠というより、近衛龍山のような有力者であったことも考えられる。

「ことしの黄鷹(若鷹)でこの夏鳥屋に飼ったものでも、良鷹を尾羽を切りそろえたりせずに」と記しているあたり、鷹術に精通した者の表現であって、前田利家自身の言葉とは考えられないのである。

鷹は夏季(旧暦四月～七月)に入ると羽毛が抜け替る換羽期をむかえる。その期間は鳥屋とや(鷹部屋・鷹座・塒とや)に入れるのだが、鳥屋の設備もこの期間は特別に嵐窓・架木・餌棚・隅架・休み棚・水舟等をしつらえて、鷹を鳥屋内に放すのである。そして、羽の落ち具合と新羽の生え方を観察しながら、餌の与え方に伝統的な秘術を尽くし、尾羽が落ち終ってから四十五日ぐらい、そのあとさらに羽が落ち終ってから三十三日を要して、鳥屋飼いは完了する。したがって、鳥屋入から鳥屋出まではおよそ五か月を要するということ。つまり旧暦四月初めから九月初めぐらいまでを要するのであり、もちろんこの期間には鷹狩はできない。

したがって前田利家が、「卯月五日」付で書状を認めたのは、鷹調養の必須期間をわきまえていたからであろう。なお、前掲の書状に「從三方々一鷹取之御鷹も、餘多參候得共」とあるのは一種の虚勢であつ

て、天正十六年当時の豊臣秀吉のもとに、「鶴取の鷹」などという逸物が数多く集められていた事實は考えられない。⁽¹⁾

一方、伊達政宗としては、豊臣秀吉の眼に叶う鷹を準備するために、家臣や鷹師に命じて、この秋に「黄鷹」^{わかたか}を米沢城中に進上するよう催促したはずである。実際、天正十六年（一五八八）の八月末から十月末の二か月間に伊達政宗のもとに進上された鷹を概観してみると次のようになる。この中には、田村氏・最上氏など隣境の戦国大名からの鷹も含まれる。

〔月・日―鷹の種類―献上者の順に列挙した〕

八・二十九 鵠兄鷹 ^{かたがえりのしょう} 茂庭定直

九・五 鵠黄鷹 ^{かたがえりのわかたか} 秋保直盛

九・六 若黄鷹 ^{わかおうたか} 茂庭定直

九・十一 若兄鷹 ^{わかしょう} (不明) 白石より

九・十二 大兄鷹 ^{おおしょう} (不明)

九・十四 若黄鷹 ^{わかおうたか} 葛西晴信

同 黄鷹 ^{わかだか} (不明) 中目より

九・十五 若兄鷹 ^{わかしょう} 茂庭定直

九・十六	若弟鷹 <small>わかだい</small>	田村守顕
九・二十六	若兄鷹 <small>わかしょう</small>	(不明) 上長井庄より
九・二十七	若黄鷹 <small>わかおうたか</small>	高城宗綱
十・九	若兄鷹 <small>わかしょう</small>	中島宗求
同	同	長江晴清
十・十一	若兄鷹 <small>わかしょう</small>	中津川丹波
十・十五	若大鷹 <small>わかだい</small> ・鵠黄鷹 <small>かたがえり</small> ・若兄鷹 <small>わかしょう</small>	国分彦九郎
十・十六	鵠黄鷹 <small>かたがえり</small>	最上義光
十・二十二	若黄鷹 <small>わかおうたか</small>	泉田重光

(「伊達史料集(上)」伊達天正日記・「伊達治家記録」所収)

前田利家による黄鷹進上の勸奨は、伊達家の鷹制に対して、大きな変化をもたらした。それは、「伊達天正日記」の同年八月二十七日条によれば、「鷹屋居番おりばんの掟」が定められたことに表われている。

伊達政宗の鷹師・鷹匠については後述するが、続々と進上されてくる鷹の調養に従事する者たちを組

織的に管理する必要に迫られたのであろう。また右の一覧に茂庭定直の名が目立つけれども、この家臣が、鷹飼育に特命を受けていたことが推察できる。

ところで、伊達政宗は豊臣秀吉への黄鷹を選択するために「御鷹とも御鷹屋江めしよせられ、御らん覧し候」(『伊達天正日記』九月二十二日条)とあるとおり、鷹師衆に諮りながら品定めを行なっている。ただし、『伊達治家記録』には、九月二十日条に「弟鷹ヱ二雙 関白殿へ贈遣セラル」とあり、同書に二十二日条を欠いていて断定は難しいけれども、政宗の鷹一覽と関白への贈遣日時は九月二十日か二十二日であるとしておく。

なおこの「弟鷹二居」に対する返筆は同年十二月十二日付の伊達政宗宛富田一白書状である。すなわち「去九月廿日之御札、於三京都一拜見仕候、仍 殿下様へ弟鷹二居御進上候、致二被露一候處、御祝着之旨」とある。

ところが、この一白書状の中に再び秀吉による政宗所持の鷹を所望する一文が登場する。こんどは「鶴取之御鷹」をぜひ進上ねがいたいというのである。「貴殿二有之御鷹、別而逸物之由候條、急与被二差上一尤奉レ存候」ともある(『伊達家文書之一』)。そして今回も「最上佐竹御間之儀」について、秀吉の下知のままに和談すべしと伝えて、「早々御出京」を促している。

九月二十二日に伊達政宗が派遣した使者は片倉景綱と遠藤不入齋であり、ほかには鷹師・餌飼の者二、三人が随行したと考えられる。さらに豊臣秀吉の鷹師伴清三郎も往復していたとみてよい。

前述十二月十二日付の富田一白書状について翌天正十七年（一五八九）正月二十日付で政宗に宛てた一白の書状がある（『同上』）。そこには単に「鶴取之御鷹」とは記さずに「目赤之鶴取之鷹」と表わしている。万事、伴清三郎に言い含めているとも記している。

ではいったい「目赤之鶴取」とはどんな鷹であったのか。豊臣秀吉はこれを目の赤い鷹と思い込んでいたようだが、実は「目赤鶴」をとらえるのに優れた鷹のことであった。

それは、天正十六・十七年の『伊達天正日記』などに、「いき目赤つる」（十六年十月七日）・「目赤二」をとらえた（同十月十二日）・「目赤鶴」（同二十七日）・「御目赤とりをめあか鷹御まるはし被_レ成候」（同三月十二日）とあるからである。「まるはし」とは生鳥を鷹に捉り習わせることであり、この二十二日の表現こそ、「目赤之鶴取之鷹」が「目赤鳥（鶴）」の捕捉に秀でた鷹であることを証明している。つまり、「目赤鶴」と呼ばれる鶴がいたということである。目が赤い鶴というのではなく、目の周縁が赤い鶴という意味であって、その鳥は朱鷺（鶴）であるにちがいない（3）。

三月二十二日に「御目赤とりを、めあか鷹（に）」まるはしさせたというのは、三月二十四日に「天^{（よし）}氣能。関白殿よりの御使清三郎^{（伴）}へ御目赤取ノ御鷹被_二指越_一候。」（『伊達天正日記』）とあるから、豊臣秀吉に進上する「目赤取ノ鷹」の逸物ぶりを披露するためだったことが分かる。ただし、「めあか鷹」という表記があるのは、「目赤（とりの）鷹」を略したものであろう。

この目赤鶴取の鷹を受け取った秀吉は次のような返書を政宗に送っているが、同時に政宗が鷹のとらえた鶴（目赤鶴であろう）まで使者に運ばせたことも知られる。

目赤鶴取之儀、依^レ被^ニ聞召及^一、被^ニ仰出^一候處、則進上、悦思食候、誠^ニ御自愛此事候、遠路別而入^レ念、早速京着、殊彼鷹之鶴相副到来、御感不^レ斜候、随而太刀一腰^{鍾國行}被^レ遣^レ之候、猶富田左近將監可^レ申候也、

(知信)

(天正十七年カ)

六月九日 (花押)

伊達左京大夫とのへ

〔伊達家文書之一〕

先述したように、天正十六年から十七年（一五八九）にかけて、伊達政宗にとって鷹の質量は増えていた。例えば、天正十六年十二月一日の日記は、鷹のことばかりが次のように記されている。

天気雪ふり申候、朝^{葛西晴信}かさいよりの御使あかい備中、同心之衆大窪紀伊守・おとこさ^{男沢}ハ壱岐守・めしいたし^{召出}ニ大窪主計衆罷出候、あか備より上申され候物、しろせう^{白兒鷹}の御たか・御たち^{太刀}・御馬上被^赤申候、おとゆ^{男沢壱岐}御いたの物上被^{鵜大鷹}申候、其後かたかへり大たか中嶋右衛門殿より上申候、秋保より

わかせう上御申候、又中目より山かへり大たかまいり申候、晩かた御さうし様御越候、戸坂野安衛門尉・民部少輔にあつけさせられ候御せうにて、きし十六あわせ上被_レ申候、御さうし様へ中丹より上被_レ申候せう進し御申候、夜入大備・佐々川佐土守御めし被_レ下候、御相伴伯藏・伯州・則休斎・遠藤文七郎・富塚近江守・俄借斎申され候、大備_二山かへり大たか被_レ下候、笹生川佐土守_二御馬被_レ下候、俄借_二御板物被_レ下候、

〔『伊達史料集』所収、
「伊達家天正日記」〕

以上、計五居の鷹が五人の者より進上されたことが分かる。また、弟の伊達小次郎には中津川丹波献上の兄鷹を、大内備前守定綱には鵠大鷹を贈っている。このように戦国大名の元には一家・一門の者や重臣さらに近隣の国人領主級の者からの鷹進献が行われており、また大名からは、時宜に応じて、鷹をかれらに下賜していた構図が理解できよう。

ただし、戦国大名が恒常的に鷹を確保するための方策としては、このように進献を待つことよりもほかの方法を講じる必要があった。鷹巢山の指定・鷹部屋管理・鷹術にすぐれた鷹匠の配置等々が考えられる。伊達政宗はそれとともに、家臣の中に特に鷹飼養に熟達する者を抱えていたようである。

例えば、次のような政宗の朱印状がある。

下長井野庄中村之郷、前々守護不入、猶以向後鷹雜事^并餌取候之事、夫不^レ連候事令^二免許^一候、永代不^レ可有^二相違^一者也、仍如^レ件、

天正十六年戊子霜月十三日 政宗御朱印

布施備後守殿^(定時)

〔伊達治家記録〕一

これは出羽国下長井庄中村郷は地侍・布施定時が鷹雜事(鷹巢山の管理・巢鷹の養調・鷹術の訓練・鳥見等)と鷹餌の捕獲について伊達氏より独占的な権限を付与されていたことを示している。名取郡の茂庭氏や荘内の中津川氏なども同様に鷹雜事を免許されていたと思われる。

以上は、豊臣秀吉から逸物の鷹の進上を要求され、これに応じた時期における伊達政宗の鷹に関わる事柄を列挙したものである。

さらに一項をつけ加えたいことは、同時期に三河の徳川家康もまた、伊達政宗の元に鷹師を派遣していた事実である。すなわち「伊達家天正日記」の天正十六年(一五八八)十月二十七日条に、

「天気吉シ、三河への御鷹登候しを御覧し候、」

とある。その十日前、米沢城には豊臣秀吉の鷹師伴清三郎がやってきており、家康の鷹師中河市助を帯同していたことも考えられる。

家康が政宗の重臣片倉景綱に宛てた書状によれば、「其國へ毎年鷹所望使下候之條、往還指南可_レ爲_二悦喜_一候、上方用所等不_レ可_レ有_二疎意_一候也、」とあって、むしろ家康が秀吉と政宗の仲介をかって出た形跡が推察される。鷹と鷹狩に関しては、家康は秀吉を凌駕しており、政宗所持の「目赤鶴取」の鷹の一件などは、中河市助が仕組んだものであったかもしれない。

ところで、豊臣秀吉は頻りに伊達政宗の上洛を勧告していた。しかし、政宗は遷延してこれに従わなかった。しかも、政宗は常陸の佐竹義宣、出羽の最上義光らを牽制しながら、会津の蘆名義廣を討つた（天正十七年六月十一日）。秀吉はこれを「私ノ宿意」であると断じて激怒したのである。

「関白様鬱憤の事やまず」と前田利家が報じたのは同年七月二十一日のことであるが、翌日付の政宗宛て施薬院全宗の書状によれば「上意御機色不_レ可_レ然候」と記しつつ、「今度被_二差上_一候御鷹、一段御自愛」とも述べている（『伊達家文書之一』）。

ここに今度とあるが、天正十七年三月二十四日に「目赤鶴取ノ鷹」を進上してより七月二十一日までの期間に政宗が秀吉に鷹を進上した証拠は無い。したがって施薬院全宗の記す鷹というのは、「目赤鶴取ノ鷹」を指しているのであろう。施薬院全宗の書状では秀吉の心情がまるで背反しているかに表現し

ている。これを時系列にのせてみると明らかであるが、会津攻略以前に「目赤鶴取ノ鷹」は京着していたのであり、その時、秀吉がこれを大いに喜んだことは前述した。鷹進上の礼状は六月九日に認め^{した}られているが、その二日後には政宗は会津を攻略し、黒川城に入城していたのである。

伊達政宗の「私ノ宿意」に対する関白秀吉の激昂はしかながら、「目赤鶴取ノ鷹」進上の事実を思い返すことによって薄められたにちがいない。秀吉は側近にある施薬院全宗の書状を確認したであろうから、「目赤鶴取ノ鷹」に言及していることを諒としたに相違ない。

注

(1) 第四章(結び)で論じたように、当時の京都周辺では鷹狩で近衛龍山が鶴をとらえた形跡は無い。それだけに、伊達氏が所有しているという鶴取の鷹は是非にも獲得したかったのである。

(2) この場合の「まるはし」は、専ら目赤の鶴を捉えるように仕込むために不可欠であった。わなや網などをつかんでおいた目赤の鶴に傷つけられないよう、予め鶴の嘴を丸く削っておくので「まるはし」という。

(3) 豊臣秀吉は「目赤の鶴取の鷹」を文字通り、目の赤い鷹と思いついていたふしがある。それは、朱鷺については知見がなく、また鶴を取る鷹をさえ見たことがなかったであろうから、やむをえない。

第四節 鷹野初め

伊達輝宗も政宗も、毎年正月三日を、鷹野初めの日としていた。伊達家においても、年中の行事（神事・仏事・風俗・遊戯等）はしきたりどおり執行されていた。それらの行事のたびに、祖先の世を追悼しつつ家臣団の紐帯を確認する効果があったと思われる。

一例を上げれば、「伊達家天正日記 二」に次のように記されている。

「天正十六年」（一五八八）

（ついたちみずのととり）
朔日癸酉

御かいふきそめ、御てつほうはなしそめさせられ候、雪ふり申候、

御さうしさま両前御越候、御年始衆一座おのおのかきはのしゆめし出し也、

一、二日

雪一段ふり申候、御れい衆二座、小十郎御たか四居御めにかけれられ候、其内一もと上げ被レ申候、
左馬助殿から進し被レ申候、又夜入候て、白鳥御まるはし被レ成候、御たか共あまためしいたされ

候て御覽せられ候、御ひかしへ御越也、

一、三日

御たかのはしめ、ゆきふり申候、あへた、き御しゆあけ申され候、さ、のへつとう御しゆあけ申され候、御かへり(婦)ニからすまるはしなされ候、

(戦国史料叢書11『伊達史』
料集(下)人物往来社)

二日条に片倉景綱が鷹四居を伊達政宗に披露したとある。鷹の故実には「貴人に鷹見する礼」というのがあって、美しく手入れされた鷹が、恭しい所作をした鷹匠の拳に据えられて披露されるのである。⁽¹⁾。ここでは四居の鷹だから、鷹匠は鷹一居につき一人ずつ計四人であったとみてよい。

鷹披露の時には、その中から気に入った逸物を選び受取ることとまた鷹故実に則したことである。披露者の片倉景綱ではなく、原田宗時が、この逸物を献上しているのも、やはり故実に拠っているのである。⁽²⁾

「白鳥御まるはし被^レ成」は、生きた白鳥を鷹に捉らせる訓練をしたというわけである。「鷹共あまためしいたされ」とあるから、政宗は、本丸広書院などに、鷹部屋の鷹を勢揃いさせたと思われる。

三日の鷹野始は伊達家歴代の年頭の行事となつて行く。そのような時には獲物のことが記されるのだが、降雪のせいであろう、このときは記されていない。しかたなく生きたからすをとらえさせたという

のは、景氣の良い話ではない。

さて、天正十八年（一五九〇）正月三日の鷹野初めは會津黒川城の南方にある向羽黒城近辺で行われたが、「貞山公治家記録」によれば、

三日丙午、雪降、御佳例御野初メトシテ、向羽黒へ御出、原田左馬助宗時・富塚（宗綱）近江諱不・片倉小十郎景綱ヲ始メ御供ノ輩何レモ花麗かれいノ狩装束ナリ、雉子十餘獲玉フ、

（『伊達治家記録』）

とある。

注目すべきは「花麗ノ狩装束」のことである。当時は、第四章に見るように、鷹術の書が数多く流布していた。伊達家の元には、前々年以来、豊臣秀吉膝下の鷹師や徳川家康の鷹師が度々訪れていたから、かれらを通して狩装束の故実は学習されていたであろうし、雪景色の中で、狩装束は美しく映えたとちがいない。

雪の降る中で、雉子十余羽をとらえたというのは誇るべきである。雉子は「鷹の鳥」と称されるように、鷹狩の獲物としては絶品であった。三日の夜の宴は、雉子料理の美酒に酔ったであろう。

正月三日が伊達家の佳例の鷹野初めとなっていたことは、政宗が仙台藩主となっても変わらなかつ

た。それは例えば、慶長十九年（二六一四）正月三日には宮城郡国分莊鶴谷において「鷹野始」が催され、「雉三百九、梟^{けり}一、鴉^{からす}一、雅^{はまがらす}一、鰐^{うい}一、兎^{うさぎ}十八、狐^{きつね}五、都合三百三十七」を捕獲している。翌日は一家一族と相伴衆に「御鷹ノ雉」を下賜している。（「貞山公治」家記録）

注

(1) この日の儀礼が本丸広書院で実施されたとすれば、鷹部屋から鷹匠によってうやうやしくひき出された良鷹の尾鈴・大緒・架衣などは美麗に飾られていたことであろう。

(2) 鷹故実によれば「鷹受渡シノ法」があつて、渡す者と受取る者は、大名その人ではなく鷹匠を従えた家臣または鷹匠であつた。

第五節 伊達政宗の鷹と徳川家康

「目赤鶴取ノ鷹」をめぐる秀吉と政宗の一件があつた頃、徳川家康の鷹師中河市助が伊達領内に来ていたことは先に述べた。その背景には家康が秀吉から「奥州表惣無事」の申噺（不審）を言明せよと命じられていたことがある（『伊達家文書之二』天正十六年十月二十六日付政宗宛家康書状）。

それ以来、政宗と家康は終生を通じ親交し、鷹のやりとりが続けられた。

一例として、天正十八年（一五九〇）十一月十六日付で榊原康政に宛てた政宗の書状をあげることができよう。

此度、大納言殿へ及^二御音信^一候、其方^江兄鷹一ツ進^レ之候、可^レ然鳥屋^ニ而出候鷹^ニ候、別而可^レ有^二秘藏^一候、扱々去夏者於^二小田原表^一種々御馳走共毛頭無^二失念^一候、向後者猶任入迄^ニ候、殊以前ヨリ近國^ニ候得者、彌互^ニ可^二申通^一存分^迄候、連々其取合其方御前^ニ候、恐々謹言、

追啓、定而可^レ有^二其聞^一候哉、去月中旬於^二葛西大崎^一一揆悉令^二蜂起^一ニ付而、我等モ即刻及^二早打^一、當表^ニ令^二在馬^一候、珍義候者追々可^二申述^一候、以上、

霜月十六日

政宗 御書判

榊原式部少輔殿

〔貞山公治家記録〕

政宗は、この時、家臣小関大学を使者として、徳川家康に「若鷹三連」を進上し、家康側近の榊原康政にも「兄鷹一ツ」を進じている。

すでに同年六月十日の秀吉による奥羽仕置を画期として、天下の形勢は一変していた。徳川家康は関

東に移封され、政宗は黒川から米沢に居城を移した。みぎの書状には「以前ヨリ近國^ニ候得者、彌互^ニ可^ニ申通^レ存分迄^ニ候^レ」とあるのは、両者の距離が江戸・米沢間に短縮されたことを示している。

さらに、政宗はこのとき徳川家康に鷹を進上した。それは、「去月中旬於^{ニテ}葛西大崎^一一揆悉^ク令^{ムル}ニ蜂起^一付而^レ」という事件があり、秀吉は葛西大崎一揆の首謀者を政宗と断じ、一揆平定を会津城主蒲生氏郷に命じており、苦境に立った政宗は収拾策を家康に頼っていたからなのである。

このように困難の伴う外交裡に取交わされる引出物(贈答品)になぜ鷹がつかわれるのか。本書は既にこの疑問に答えているが、再確認の意味で述べておきたい。

葛西大崎一揆に際しては、伊達政宗は蒲生氏郷に対しても「鷹之鴨^三」と「登米鷹」を贈ったのである。⁽¹⁾さらに、五奉行の一人浅野長政は政宗の上洛を促し、葛西大崎一揆に関する弁明を直接聴取したい旨を伝え、つづいて鷹に関して、次のような要求をしている。

態令^ニ啓達^一候、我等も頓^レ而可^ニ罷上^一候間、其許仕置等堅被^ニ仰付^一、大森迄可^レ有^ニ御越^一候、御上洛之様子、并以^ニ來葛西大崎^一之様躰共、直談可^レ申候、次先度我等上江登せ候つる大鷹、貴所御進上之由申、上様へ上申由、左京大夫申越候、右之通^ニ候間、大鷹^ニ居程可^レ被^レ下候、我等居させ罷上度候、隨而先日給候御酒一段能御座候間、其類之御酒一樽、可^レ被^レ懸^ニ御意^一候、爰許^ニ御酒一切無^レ之候條、持せ候て、於^ニ路次^一給可^レ申候、恐惶謹言、

浅野弾正少弼

(天正十八年二五九〇)
十二月十七日

長吉(花押)

伊達左京大夫殿

人々御中

(『伊達家文書之二』)

これによって、伊達政宗が浅野長政に対して秀吉への斡旋を頼み、大鷹を長政に進上したことから、この鷹は在京の浅野幸長から「政宗より進上の鷹」と称して、秀吉に進上したということがわかる。そして、長政は新たに「大鷹二居程」を政宗に要求しており、この大鷹については、浅野長政が直接、秀吉の元へ取次ごうとしていたのである。

伊達政宗は豊臣秀吉に鷹を進上する一方では、徳川家康に対しても、みごとな鷹を贈り続けていた。それは、次の書状に明らかである。

關東在國付而、爲_二祝儀_一預_二使札_一、殊見事之若大鷹三居被_二差上_一給候、遠境之處、被_レ入_二御念_一候儀、彌自愛祝着之至候、當年其表方々へ、鷹相求_よ(に)人を下候へ共、一圓無_レ之罷歸候處、如_レ此儀本望候、將亦其表一揆蜂起之處、早速被_レ遂_二御出陣_一付而、彼等令_二敗北_一候、肝要候、寒天之刻御苦勞令_レ察候、尙小關大學助口上申含候、恐々謹言、

(天正十八年)
十二月廿四日

家康(花押)

伊達左京大夫殿

(同上)

ここでは、家康の方からも鷹を求めるために鷹師を派遣していたことがわかる。捜しまわったけれども良い鷹が居ないので虚しく帰ってきたなども記している。

なお、家康は単に鷹をさがし求めるだけではなく、豊臣政権の奥羽仕置直後の現地の実況というものを、具さに探索させるといふ目的を抱いていたことは推測に難くない。

葛西大崎一揆は結局、天正十九年(一五九二)七月に至り、伊達政宗の奮戦・攻城によって三千余人の一揆勢を討滅して終わった。豊臣秀吉は同年八月九日に朱印状を与えて、政宗が奥州表の仕置を油断なくつとめるよう命じた(「伊達家文」書之二)。

葛西大崎一揆の末期には豊臣秀次・石田三成・大谷義継・徳川家康などの軍勢が奥州に派遣され各地で威力をあらわした。

伊達政宗の居城は米沢城から玉造郡岩手山城に移された。岩手山城の普請を検分したのは徳川家康であったが、この時にも政宗と家康の間には鷹のことが、次のように話題になっていた。すなわち、同年

十月二十六日付大崎少将(政宗)宛家康書状に

此中者久不_二申承_一候處、御捻祝着之至候、仍遠島鷹之儀、此方へ者未何共不_二申來_一候、其方へ者鷹罷上候哉、見申度候、何様以_レ面可_レ申條、不_レ能_レ具候、恐々謹言、

十月廿六日

家康(花押)

(同上)

これは、良鷹の産地として有名な松島湾遠島巢の鷹を、徳川家康が欲しがっていたことを示している。伊達政宗はすでに所持しているであろうから、見てみたいものだとも述べている。なお、遠島はのちに仙台藩の鷹場の一つとなった。

以上を要するに、小田原参陣直前の「目赤鶴取鷹」と同じように、葛西大崎一揆の嫌疑払拭のために、伊達政宗は巧みに鷹の進上を展開していたと考えられる。そして、この時も徳川家康が密接に媒介の役をつとめていたといえよう。

文禄元年(一五九二)一月、伊達政宗に朝鮮出兵の命令がくだった。政宗は三月、千五百人の軍勢を率いて、徳川家康と共に肥前名護屋に出陣、翌二年八月、朝鮮から岩出山城に書状を遣わしたが、その中に次のような一節がある。

一、馬鷹之事早々待入候、たかはすこしはのこし候て、逸物ニとりたて来春中爲レ登可レ申候、三ツ二ツを年中のほせ候へく候事、

一、去年二ツ三ツのこし候鷹共之内ニ、逸物之鷹候ハ、大小無レ嫌別而いそきこし候へく候事、

〔伊達政宗卿傳記史料所収
政宗君治家記録引證記〕

これは、近々朝鮮撤兵の情報が伝わっており、京都伏見に帰還したときに備えて、逸物の鷹を用意せよと述べたものである。

なお、この「引證記」は宛所を欠いているが、同日付のものが、『仙台市史 伊達政宗文書2』に収載されている。宛所は屋代景頼となっていて、「引證記」には漏れた次の一節がある。

一、帰朝候者、聚楽にて、茶の口（切）きりあるへく候間、鷹（雁）・鶴・白鳥（生）なまにて、のほせ候へく候、いかやうニも念を入候へく候事、

帰国すれば聚楽第において、口切の茶会が催されるから、雁・鶴・白鳥を生きたまま、京へ送進するようにとある。これらの鳥は鷹の獲物であり、珍重された。肉は塩漬けにするか干物にして保存した。「なまにて」とあるけれども、生肉とするには無理がある。宮城岩出山から伏見までは二十日以上を要

するから、生肉では不可能であり、生きたまま搬送すると考えられる。鷹の獲物は生け捕りにできるのである。それを籠に入れて担送するというわけだ。鷹の鳥の料理については、後述したい。

伊達政宗は文禄二年（一五九三）閏九月中旬、京都に帰還したが、先に命じておいた鷹と鷹の鳥などはまだ到着していなかった。

閏九月二十三日には伏見城において秀吉から茶の饗応があり、二十五日には秀吉に謁見している。この時、政宗はおそらく、秀吉に逸物の鷹を進上したかったにちがいない。

それは、次に記す屋代景頼宛ての政宗書状にうかがうことができよう。

一鷹共何とておそく（遅）のほせ候哉、ゆたんに候へく候、夜るひる（昼）のきらいなく相こすへく候事、（下略）

（後九月廿四日付『仙台市史伊達政宗文書2』）

「鷹共何とておそく候や、いそきいそき（登）のほせ候へく候、いかほと用立事二候、まつまつ廿ほと（越）こし候へく候」

（閏九月廿五日付 同上）

「いかほと用立事に候」というのは、鷹狩に使うためにとという意味よりも、進上の鷹として役立つと

いう意味の方が強いであろう。

鷹の運送上に支障が生じているのではないかと政宗は訝っていたようである。だから、「後九月廿四日」付には「一、浅野正殿(浅野長政)、甲斐国被^レ下、奥州之路次番^ニ候間、宇津宮・那須之事も、佐竹手前御引放、浅野弾指南^ニ成候事」と伝えたのである。

鷹の運送(運脚)の労苦は並大抵でなかった。路次中において、新鮮な餌を与えたり訓練を施したりしながら、籠や箱に収容してかついで行くのである。鷹の数だけ鷹匠と餌差が必要であった。⁽²⁾奥州の道中路次番は政宗と親交のある浅野長政であるから、支障はないはずだと伝えているのである。

しかしながら、岩出山からの鷹は十一月になっても京に着いていなかったとみえて、政宗はまた屋代景頼に宛てて書状を発している。

若大鷹七ツ、山かへり大鷹三ツ、江戸^ニ有^レ之候へく候、若兄鷹可^レ然ヲ五ツ、合十五居、江戸^ニ無^レ之候ハ、国本より兄鷹共十五分、^(カ)⁽³⁾早々可^ニ相登^一也、

以上

文禄二年

十一月十九日(下略)

(【同上】)

閏九月二十五日の書状では「まつまつ廿ほとこし候へ」と記しているが、ここでは「合十五居」と記している。早々に京まで届けよというのだが、江戸で十五居を調達できないか努力してみよという。日数を短縮するためであろう。江戸は鷹数寄の徳川家康の新城下であり、鷹も集積していたからである。それでも揃えられないのなら国元から兄鷹でもしかたがないから十五居を揃えて京に登せという。

果たして、政宗が待望していた鷹は京都に着いたのか確証はない。いずれにせよ、十五居もの鷹を運ぶことは簡単ではなかったのである。⁽⁴⁾

注

- (1) 『伊達家文書之二』天正十八年十一月十九日付伊達政宗宛蒲生氏郷書状。
- (2) この史料が文禄元年閏九月二十日付になっているところから考えれば、鷹狩にとって絶好の季節に入っており、奥州からの路次を急ぐ鷹は、到着後すぐにでも狩に使えるよう、念入りに調教されていたものとみることができる。
- (3) 出典の『仙台市史伊達政宗文書2』には「兄鷹共十五分^(カ)」とあるが、文意からして「分」は「居」という文字であったろう。なお、政宗の希望は若弟鷹と若兄鷹・山帰鷹あわせて十五居であり、良鷹をそろえよ、としているのだが、やむをえないときは国元の兄鷹でもよいと述べているのである。
- (4) 「鷹の目利き」のためには、「鷹図」が不可欠であったと考えられる。たとえば蟻坂花子氏『河北の臣―蟻坂

文書とその背景―』(昭和五十四年)(萬葉堂出版)には、「天正十年(一五八二)の鷹の絵図」が紹介されている。奥州伊達郡中津川に居た蟻坂氏は米沢在城頃の伊達政宗にしばしば秀鷹を献上した家臣であった。

第六節 仙台藩主伊達政宗の鷹狩

徳川家康が無類の鷹数寄であったから、將軍秀忠・家光もまた、大いに鷹を好み鷹狩をたのしんだ。それゆえ、幕閣の面々をはじめ諸大名もこれにならない、江戸初期は空前の鷹狩流行を見たのである。

とりわけて伊達政宗は早くから家康と親交し、名鷹の産地を背景にしていたから、鷹と鷹狩の面で將軍家から一段の信望を得ていたようである。

これらの実態は『伊達家文書之一、二』を始め、『伊達治家記録』・『仙台市史 資料篇 伊達政宗文書』・『伊達政宗卿伝記史料』等に伝えられている。本節では、それらの史料を通して、伊達政宗の鷹場・鷹狩・鷹の贈遣・鷹の鳥料理・鷹確保策・鷹匠などについて考察しておきたい。

(一) 鷹 場

徳川家康は政宗に武蔵国埼玉郡久喜(埼玉県)に百余か村にわたる広大な鷹場を与えた。慶長七年(一六

〇二)のことである。伊達政宗は茂庭綱元に宛てた消息の中で、「大な(納言・秀忠)こんさまへも御ゆるしなく候御

ひさ(秘蔵)うの鷹は、御ゆるし候て、二三日中よりハつかハせ候ハんとの事にて候、一段御懇に候」と述べて

いる(『伊達政宗文書』
2 年月日を欠く)。

久喜の鷹場は家康が足繁く出向いたところであるが、その一面を政宗に与えたのである。久喜は江戸・仙台間の路次中に在って、参勤交代の度に政宗はここで鷹狩を行っている。

しかしながら、右の消息で政宗は、久喜の鷹場について、決して糠喜びはしていない。それは同年十

月二十六日付で同じ茂庭綱元に宛てた消息で、佐竹・岩城・相馬三家の国替に関して知らせ、相馬義胤

への待遇に不審を吐露している。相馬義胤は「さい(才覚)かくも何もなく、た、す(末)への御つもり計にて候よし

各申ならハし候」とある。そして、あるいは同日に認められたと推定される右の消息で政宗は、相馬の

本領安堵に不満を洩らし、その代償として鷹場を与えられるという気遣いならば、今、下賜されなくて

もよいなどと述べてもいる。家康が伊達への備えとして永年に及んで伊達と戦ってきた相馬を処遇した

ことは明らかである。それはともかく、久喜の鷹場を与えられたことは特別の待遇であったこと言うま

でもない。

では、国元における鷹場についてはどうであったろうか。それは、大崎と「白石(ヨリ)の仙台への道通」が知られる。このことについて寛永二年（一六二五）五月吉日付で嗣子忠宗に宛てた覚書の中で次のように触れている。

一 今度下向之上鷹場鉄放場、若機遣も可_レ有_レ之歟、白鳥者鉄放にて打候事白石計者無用_二候、鷹にてハ合候へく候、其外何方にても不_レ苦候事、

一 白石(ヨリ)の仙台へ之道之西者、鉄放不_レ苦候、其外者鷹之為にて候間、遠慮可_レ然候事、
付白鳥者何方にても不_レ苦候、

一 鷹場之義、鶴、白鳥、うつら、ひはり何にても少も無_二機遣_一、何方をも身之遣候ことくに不_レ苦候事、

（中略）

一 鷹野川獵之時、百姓以下若_シ随意之義候共、少者見除候而可_レ然候哉、年月加_二憐愍_一置候故、定而不届義可_レ有_レ之事、
口上。

（『伊達家文書之二十二』（寛永二年）五月吉日付伊達政宗覚書）

ここに注意すべきは、鷹場にならんで鉄放場(マ)が指定されているということである。この時期になると、諸大名は千挺・二千挺という鉄砲を揃え、玉薬の製造にも力を入れているが、鉄砲を使って鹿猟や鶴・白鳥猟なども実施するようになった。しかし、鷹狩による獲物の諸鳥は血塗られもせず美しい姿を一層美麗に整えられて進遣されるため、鉄砲の鳥よりも珍重されていたのである。右の書状でも、白鳥は白石では鉄砲で打たず鷹で合わせよと述べている。

次に、白石く仙台間の往還沿いに鷹場として指定したのは、道の西側は鉄砲を使ってもよいが、そのほか(東側)は専ら鷹場としていたことが分かる。実は西側で鉄放を使えば諸鳥は東側へと逃げるわけであり、当然ながら、東側は鷹場として良好になるのである。

指定の鷹場の中では、鶴つる・白鳥・鶉・雲雀何でも自由にとらえてよいとしている。

つぎに、鷹野(鷹場)は言うまでもなく村落の中にあり、農民の水田耕作にとつて、支障となることが多々あった。領主は農民の意をある程度は許容しているが、さりとて、憐愍に甘えた農民が不届きの挙に出ては見過すわけにも行かないとしていたことが分かる。

なお、白鳥について興味ある史料がある。それは(慶長十三年)十月十三日付で茂庭綱元に宛てた政宗の書状に、

一鶴白鳥念ヲ入候テトラセ候ヘク候、乍レ去苜田之白鳥ハチトイニシヘホトナク候共、ハツトテ、片(1)

イ付候ヤウニ可ニ申付一候、

(『伊達治家記録三』
「貞山公附録之三」)

これは念入りに、鶴白鳥を捉らえよと促しているのだが、刈田・柴田両郡の白鳥は以前より少くなつたので「法度」を出して策を講じるようにと述べたものである。刈田郡には白鳥神社(祭神は日本武尊)があるほどで、古来白鳥の飛来地であつたろう。

「鳥の法度」というのは何か。それは茂庭綱元に宛てた書状に次のようにみえている。

一、當春之鷹野ハヤ念ヲ切候、乍レ去鳥之法度返々能可ニ申付一候、春不法度ニ候へハ、秋之鳥モ必々アラク成事ニ而候間、其心得尤候、然者攝津守事ニ日程鉄砲ユルシ候ヘク候間、利府之アタリニテウタセ候ヘク候、マキレ者之タメ候間、其所之肝入百性ニ切手可ニ渡置一候、撰津守事ニ候共、必左様ニ可レ然候、吉事期ニ後音一候、懇々謹言、

(元和二年)
三月五日

政宗 御判

(綱元)
茂庭石見守殿

(『仙台市史 伊達政宗文書3』)

「鳥の法度」とは、鷹場に諸鳥を誘うための施策であることが明らかである。春のうちから方策を講じておかなければ、秋に飛来する鳥が少くなるのである。政宗の五男宗綱は茂庭綱元に傳育されて成人したが、この宗綱に鉄砲を許している。利府近辺で鉄砲を使ってもよいが、このことは肝入百姓に切手（手形、鑑札）を交付してよく分らせておくようにせよ、と命じている。

(二) 鷹狩

伊達政宗の鷹野初めは仙台城主となっても正月三日に定まっていた。しかし、参勤交替が始まってからは、江戸在府の時の鷹野初めは仙台在城の家臣に命じて実施させていたようである。

したがって、国元での鷹狩は、政宗の意のままに行われたが、在府の間は將軍の許可を受けなければならなかった。

例えば慶長十九年（一五九二）正月三日は国元のこととして、

一朝五ツ時、御雉子野へ御出被_レ成、御弁當鶴ヶ谷_ニ而被_ニ召上_一、夜八ツ時御帰城也、但物数雉子三百九ツ、鴨一ツ、ふくろう一ツ、てん一口、鶉一ツ、からす一ツ、うさき十八、猿五つ也、

とある。さらに同七日には恒例の「七種之御連歌」のあと鷹狩に出ている。

一朝五ツ時御雉子野_ニ御出被_レ成、八幡宮上之石堀場にて御弁當被_ニ召上_一、夜之五半時御帰城也、但物

数雁二ツ、雉子三百弍十五、鳴一ツ、鶉一ツ、つくみ二ツ、雲雀十、兎一ツ、狐一疋、右合御物数三百四十二也、
とある。

〔政宗君治家記録引證記〕

国元における鷹狩の獲物の多さには圧倒される。慶長十八年十月二十四日から十一月六日までの間、大崎の鷹野で獲った数は、八百五十九とある。内訳は鴻一、菱喰五十二、雁三百十八、^(けり)梟二百三十三、小梟十六、雉子百二、白雁三、青鷺一、鷺三十五、^(とき)鴝四、ヒナタ二、鳩八、鴉四、小鳥六十五、尾長鳥九、狐四、であった。

〔同上〕

在府時の久喜鷹野について逸話が残されている。慶長十六年（一六一一）十一月のことだが、その七日から十一日まで、政宗は久喜へ鷹狩に出かけていた。その頃ちやうど大御所徳川家康は忍^{おし}の鷹野に滞在しており、政宗を招いた。九日、政宗は忍^{おし}へ行き夜になって家康に謁見し「御鷹五進上」したという。茂庭綱元が国元の長命林から鳥屋出ししたその鷹を見て、家康は大いに気に入り「か様之鷹近年無^二御

覽一由仰、又を(翁倉)きなく(より)らふ出候鷹、是も一段か(2)もい候とて御意入、御機嫌能ク、残三つ之御鷹も、何も能ク候へ共、二之鷹合候へハかけもなきなど、御(戯)ざれ事候て、五なからのこらす」受納してくれた。まことに満足至極であったという。鷹の数寄者、徳川家康を大満足させるほどの逸物の鷹を五居も揃えたところに、伊達政宗の誇らしさを見ることができよう。

さらに、將軍徳川秀忠は(こうのす)鴻巢の鷹場におり、政宗は忍から夜をかけて鴻巢へ行き、朝早々と將軍にお目見えし、「御鷹一居進上申候処、是又一段御機嫌能く、ただちに將軍の朝食に相伴することができたと、茂庭綱元への書状にみえている(「伊達政宗文書2」)。

久喜鷹場における鷹狩は、江戸より仙台へ帰城の途次や参府の途中で行なっている。たとえば寛永三年(一六二六)十一月十日に江戸を発つて同月二十日に仙台に着いたが、十一、十二の両日は、久喜で鷹狩をたのしんでる。

伊達政宗の鷹狩について述べようとすれば多くの例証を挙げ得るけれども、次の「茂庭石見守綱元宛消息」は味わいがあるろう。

(袖追書)

廿日にハ、早々(より)必々待入へく候由、可(行問書)レク申ス候、かしく

今日者雨にあい候へ共、鶉(多)おほく候て、うつら・きし(雉子)・嶋、其外物(数)かす五十余候、然者、明日兼(猪苗代)如に、

彼物語のき、のこりノとをり、早々々と申候へ共、散々雨に濡れ、しほたれ候、今夜者行水なども、
(聞)
(難)
 しかしか成かたく候間、明後日廿日にハ、必々御出候やうに、其身ハ唯今可ニ申出一候、かしく、

〔結封ウソ書〕

十八日

〔茂庭綱元〕
 茂石 政宗

〔伊達政宗〕
 〔文書2〕

年欠だが猪苗代兼如が慶長十四年(一六〇九)九月二十日に没しているので、それ以前の慶長十年代のもの、と右同書の解説にある。

(三) 鷹の贈答

戦国時代から江戸時代初期にかけて、おびただしい数の鷹・鶴・隼などが、贈答に用いられた。伊達政宗の場合、書状・日記・伝記の類が多く他の大名と比較することは公平ではないが、史料に登場しただけでも、次のように算出することができる。

〈天正年間〉(一五七三—一五九二)

近隣大名の最上義光と大宝寺義興より大鷹二居、国分政重・秋保直盛・茂庭定直など四十一名の家臣

により若黄鷹・若兄鷹・鶴・隼など四十九居が政宗に贈られている。一方、豊臣秀吉・徳川家康・北条氏政・岩城常隆など二十一名に対して二十九居の鷹が進遣されている。

〈慶長年間〉（一五九六—一六一四）

徳川家康・南部利直など十二名より二十居の鷹を贈られているが、中でも慶長十七年十二月には、家康から「雁取の大鷹三、逸物の鷹二」がある。また、徳川家康・伊達忠宗など十一名に対して、三十一居の鷹を進遣している。このうち、家康へは鷹十九居・隼五居を数える。

〈元和年間〉（一六一五—一三）

徳川秀忠から「とやの御手鷹」⁽³⁾と伊達秀宗から鶴二居を贈られたにすぎないが、政宗からは秀忠へ若大鷹八居と巢鷹三居・兄鶴^{このり}五居を進上し、ほかに伊達忠宗や伊達宗泰ほか七名に十五居を進遣している。

〈寛永年間〉（一六二四—二）

徳川秀忠より若大鷹二居・「鳥屋の御手鷹」三居・「見事之御鷹」三居・鶴二居・巢鷹二居が贈られ、ほかに、徳川家光・伊達秀宗などから大鷹三、巢鷹一、鶴二居を贈られている。一方、政宗から徳川秀忠へ若大鷹など二十四居と白隼十一居、家光へは隼大小五居、ほかに伊達忠宗・伊達宗実など三名に大鷹三、鶴一、隼三居を進遣している。

以上を総計すると政宗に鷹を贈った者は六十名、鷹・鶴・隼などの数は八十八居であり、政宗からは、

三十一名に対して、百三十居を進遣したことになる。

ひと口に鷹の進遣と言っても、現代の贈答のように簡素にして粗野なものではなく、鷹の渡し様、見せ様、受取り様など細密な儀礼が行われていた。また鷹の贈答はその距離の遠近に拘らず、鷹匠による厳密な鷹術によって運脚されねばならなかった。そのようにして贈答される鷹には他の贈答品とは異質の一種の神秘性が付与されたものと考えられる。

(四) 鷹の鳥料理

鷹が贈答の儀礼に珍重がられたことと共に、鷹の鳥・鷹の鶴・白鳥・菱喰・鴨・鶉・雲雀などもまた頻繁に贈答されていたことに注目したい。

鷹の鳥といえば雉子をさすほどであり、雉子が鷹狩の獲物として遙かに群を抜いている。これらの鷹の獲物の進遣もまた神々に献上する御饌・贄にえのように丁重に扱われ、鳥によりまた季節によって美しく木々の枝に、結わえられたのである。

贈答された鷹の鳥は、食膳に供されたから、当代における料理の書はどれも、鷹の鳥の料理について述べているのである。

鷹の鳥の贈答の形は三つほどある。一つは神前の贄鳥(にえとり)として奉献するのと、次は鷹の贈答に際してそ

の鷹がとらえた証拠のようにして合わせて行うのと、三つめは鷹の鳥だけを贈答する場合とである。

鷹の鳥贈答は鷹野において狩の直後に鷹匠たちが故実^{こじつ}に則り丁重に鳥の姿を整えてから行われる。鷹狩は秋冬から春は花の頃までに実施され、夏季は鷹が羽毛を替えるために鳥屋に入れるので行われな^い。つまり、鷹の鳥を贈答する際、肉の腐敗が危ぶまれるけれども、夏季は除外されるので、その心配は減少する。近距離ならば、鷹の鳥をそのままに贈答できるが、遠路となれば臓物を抜き取り、塩を詰めたりして行うのである。伊達政宗が江戸にいるときなどは仙台から鷹の鳥を送らせることもあったが、その際はこの方法が用いられた。

鷹の鳥贈答のかたちは先に三つほどあると述べたが、そもそも鷹狩の最大の目的はその獲物を賞味するところにあつたことは言うまでもあるまい。

さて、鷹の鳥の料理について特に鶴の料理を取上げてみよう。

「鶴取の鷹」といえば最高の逸物とされるが、鶴の料理もまた絶品であつた。室町時代以降、「三鳥五魚」と称する料理の故実作法があるが、三鳥とは鶴・雉子・雁のことであり、五魚は鯛、鯉、鱸(すずき)、鮑(あわび)、王餘魚(しらうお)のことである(包丁聞書『群書類従 第十五巻・飲食部』所収)。

最高のもてなしには鷹の鶴が必須であつたから、「將軍御成」^(徳川秀忠)などには鶴を用意しなければならなかつたことを、次の書状は伝えている。

「御成付而、鶴之事申遣候処、三迄為^レ取為^レ上候、今日十四日戌刻此方へ上着候、明後十六日御成相定候処、一段の仕合にて候、此外はや鶴為^レ取候事、名取中・國分中無用にて候、宮城あたりの鷹場悪所にてハ、今少も為^レ取候て不^レ然候、大崎・葛西中にてハ何ほとも為^レ取候て尤^ニ候、但大崎中鷹場能所者無用にて候、鶴満足^ニ付^而、自筆遣候、謹言^一」

〔仙台市史・資料篇Ⅱ「伊達政宗文書2」所収、(慶長十五年)十月十四日付奥山出羽守兼清宛政宗書状〕

これは、將軍御成に備えて国元から鶴三羽が到着したことに安堵の念を伝えたものである。後半では、鶴の確保策として、名取・國分の鷹場では鶴を獲らずにおけと述べている。宮城あたりの鷹場では状態の悪い所では(無理をして)鶴を獲らずにおき、大崎の鷹場では(気遣い無用で)獲つてよい、としている。乱獲を戒しめ、毎年鶴を得ようと配慮していることが分かる。

鶴も白鳥も渡り鳥であるから、これを確実に獲るためには、飛来地の保全をはじめ、鶴取のために鷹を特別に訓練するなど神経を使わねばならなかった。

鶴は名物茶器にも似て、客人を大いに感嘆させるものであった。伊達政宗の書状に次のように見えている。

(袖追書)

今時分ハ其口ニ鶴なき時にて候へ共、先申^(越)こし候、長井すぢなどにうり物にも候ハ、^(売)かハせ、こ

し候へく候、先度見事なるのほせ候ハ、はや日夜のきやく(客)にミなくつかひつくし候、正月中ニハ
大御所様(徳川家康)も必々ならせられへき由、ちきにも御意にて候、一段仕合よく候、扱々たか其後不ニ出候一哉、
わかさハいまた不ニ帰候一哉、此方あハせ物多候事無ニ是非一候へハ、たかなく候てせうし(笑止)にて候、め
てたく、以上、

早飛脚つかハし申候、来月十日前に將軍様(徳川秀忠)へ御茶上申候、鶴無レ之候て、何共ならず候、何鶴にて
も、あたら敷を一ツも二ツもこし候へく候、これハかりハ、なとり(名取)・こくふん(国分)・ミヤき(宮城)あたりにて、
とらせ候へく候、奉行・よこめ(横目)をわなさしニつけ、とらせ候へく候、其外たかなと(鷹)こし候へく候、壺
ツ二ツとらせ候て、なとり・こくふん・ミヤきなどハ、かたくわなもちとめ候へく候、謹言

たつのこく

霜月十八日 政宗
(慶長十二年カ)

茂石
(茂庭綱元)

(同上)

この年、伊達政宗は江戸に在り、十月十八日には徳川家康の茶会上杉景勝と共に招かれている。お

そらく茶会の懐石に家康は鷹の鶴(4)を振舞ったのであろう。政宗が伊達邸への將軍御成や明年早々の大御所御成に備えて、鶴をどうしても必要とした気持ちを読み取られる。

度々登場する茂庭綱元は、天正十三年（一五八五）十一月十七日の人取橋合戦で戦死した鬼庭左月良直（七十歳）の子であり、伊達政宗の股肱の臣としてよく仕えた。寛永十七年（一六四〇）夏に九十二歳で没している。人取橋合戦は政宗十九歳のときの激戦であった。それはともかく、政宗が国元の鶴を渴望しているありさまについて、次にやや詳しく立ち入って説いてみたい。

江戸屋敷には鶴が無かったから、鉄砲の鶴なり、鳥毘とりわなでも鳥臈とりもちを使ってでも構わないので新しい鶴を一羽・二羽なりとも、送ってほしいという。監督の奉行と横目（鳥見衆）を「毘(差カ)さし」の者につけて鶴を獲らせよと述べている。

名取・国分・宮城の鷹場では保護のため規制しているが、今回は獲らせてよいし、そのほか鷹をつかって一、二羽とらせてよい、というのである。

なお追伸では、仙台に鶴が無い時だから、長井の辺りで売物になっている鶴があれば買わせて江戸へ送れと述べている。先に届いたみことな鶴はみな使い尽くしてしまったからだという。

鷹の鳥料理は、その中心は焼物にするのだが、手羽も鳥足ものこらず用いられた（「群書類従十五」所収「四條流包丁書」）。ほかにほねぬき・つけひたし・ももけ、なども食膳に供されたことが伊達政宗の書状に「鶴のほねぬき

「二進候」とか「真鶴(漬)一つけひたし申遣候」などが見えている。

ももけというのは雉子・雁・鴨などでも同様で、鳥もつのことである。また「白鳥之あふら壺」という記載もあるから、脂肪を保存して用いたことが分かる。魚でも鳥でも「脂がのっている」というのは美味だが、政宗もそれは承知していて、二月十八日付の伊達忠宗に宛てた書状に「雁(脂)いまたあぶらもか、り候はぬ間、鷹野者末(程)ほと能候ハんと存候」と述べている。それで、翌年の十一月四日付の内藤忠重宛て書状になると、仙台から届いた雉子が「別而風味能御座候」などと言い、脂ののり具合が良好なことを伝えている(何れも伊達政宗文書3)。

鷹の鳥が饗応最高の料理であったことはよく知られているが、客が急に訪問してくる時などは大いにあわてたらしい。たとえば、次のような政宗の書状案がある。

一書申入候、十六日・十八日両日間、珍客御座候間、鷹之(けり)梟か鶉申請度候、御隙之時分、御立出所

希候、恐惶謹言、

(寛永二年・一六二五)
十月十三日

小栗長右衛門様(政次)

人々御中

これとほぼ同文のものが、同じ日付で太田平三郎にも出された⁽⁵⁾。小栗政次と太田平三郎は將軍家の鷹匠であり政宗と別懇の關係にあつた。なお、当時の將軍家鷹匠には加藤則勝も居り、前記兩名よりも格上であつた。

政宗は同十四日付で再び小栗政次に「卷物二ひさや・ひぢりめん」^(緋紗綾)を添えて書状を贈り、自分の鶴を遣わして「梟取か鷺取」に仕うように勧めている。その際、將軍家鷹匠の戸田久助に対しても同様の織物三卷を進じ「鷹の物語」がしたいなどと伝えている。その結果、太田平三郎から梟^{けり}が届けられたことが次のように見えている。

「梟^(梟)之義申候処、沢山^二頂、千万忝候、此一種にて、明朝之數寄相濟申事候」と見えている^(同上)〔寛永二年〕十月十五日付太田平三郎宛書状案。

右に述べたように、この時の「珍客」とは、どのような人物であつたらうか。それはおそらく、大御所徳川秀忠の「御成」を意味していると考えてよい。次に揚げた史料は、この「御成」に対する奉謝の意をこめた鷹進上をものがたっている。

(5) 同上・資料篇12(伊達政宗文書3)所収

今朝も書状を以申候キ、仍唯今在所^レ、白之兄鷹罷上候、明日大御所様へ進上可^レ申候、大炊殿御相(徳川秀忠)談候而、御披露頼入候、当年者、於^二路次中^一も無^二何事^一、御鷹共参着仕、満足可^レ有^二御推量^一候、祝儀^与存候而、任^二折節^一小袖三ツ、為^二馬代^一銀子十枚進候、尚面上^三可^レ申候、恐惶謹言、

(寛永二年・二六二五)
十月二十五日

加藤伊折様(則勝)(織)

人々御中

(同上)

右の伊達政宗書状によれば、仙台領の鷹が毎年、江戸の伊達邸に進達されていたことが分かるとともに、そのことを將軍家鷹匠・加藤則勝に具さに報告しているのは、注目すべきことである。同十七日付の小栗政次宛書状案にも、「今時者、世上鶉無^レ之時分、沢山^三頂、忝候、明朝之數寄^二用立可^レ申^与令^二満足^一候」と述べている。

(同上)

ところで、將軍家鷹匠に懇願していた鷹の鳥などは、伊達邸に届けられたことは、次によってわかる。

返々忝候、尚以重御礼可^(面)申候

今時者、世上鶉無^レ之時分、沢山^ニ預、忝候、明朝之數寄^ニ用立可^レ申^与、令^ニ満足^一候、恐惶謹言、

(寛永二年)
十月十七日

小栗長右様
(政次)

人々御中

(同上)

ここに十月十八日の「數寄」とあるが、当時、伊達政宗の茶会に招かれていたのは、酒井忠世・酒井忠勝・酒井忠行・永井尚政・伊丹康勝・阿部正次・内藤忠重・稲葉正勝・鳥居忠政・細川全隆・牧野忠成など主だった幕閣・大名たちであった。茶会の懷石に「鷹の鳥」などの振舞いがあったのである。

さて鷹の鶴は徳川秀忠からも下賜された。

「大御所様、初之御鷹野^ニ被^レ為^レ取候真鶴、拝領仕候」とある(寛永二年十月二十四日 付竹田定宣宛政宗書状)。

ここに見えるように、大御所秀忠の鷹野は同年初めてのものであった。このことを政宗はより詳しく仙台に在城の伊達忠宗に宛てて、

「今月〇始廿一日六郷へ大御所様御鷹野へ被^レ成出^一候、真鶴^一・黒鶴^一・白鶴^一為^二御取^一被^レ成候キ、黒鶴者禁裏へ被^レ成^二御上^一、白鶴ハ松平筑前守殿へ被^レ下、真鶴之一段大^二候を、我等^二被^レ下候、初之御鷹与云、如^レ此之仕合有間敷事与、諸人唱^二候

という書状を遣わしている（『同上』伊達政宗文書3）。

ここに明らかなように、大御所秀忠の初鷹野における獲物はみごとな鶴三羽であったが、このうち後水尾天皇へは黒鶴を献上、前田利常へは白鶴を、そして伊達政宗へは一段大きな真鶴を下賜したのであった。

最後に、一般の家臣たちは鷹の鳥の賞味に預かったのであろうか。そのことを確かめておきたい。なぜなら、徳川家康によって、鷹狩は朝廷・公家衆には禁制が出されており、さらに、大名家の家臣に対しても、規制が加えられていたから、鷹の鳥の賞味は難しかったものと考えられるからである。徳川家康によってこの禁制が出されたことについて伊達政宗は、

一内府様御法度にて、下々鷹使候事、被^二相留^一候条、鷹野へ出候義、必々無用^二候、若小鷹などハ、

しのひに一より二よりのやうに、まれにつかひ可^レ申候、」（『仙台市史資料篇11』所収「伊達政宗文書2」）
（慶長七年九月二十六日大和田筑後守忠清宛提書）

と述べている。ただし、小鷹（鶴・隼・長元坊など）を目立たぬように稀につかうようにせよ、としている。たまには小鷹を仕うにしても、農民の「作毛などに、努々ゆめくさハリ候事、堅有間敷事」ともつけ加えている。大和田忠清などは嗣子伊達秀宗の側近に仕える家臣であるので、少々の許しがあったようだが、一

般の家臣の鷹狩は禁じられて行ったのである。

そのようにして一家・一族の者たちにとっては「御鷹ノ鳥」を振舞われたり、下賜されたりすることが一層重要になったと考えられる。

(五) 鷹の確保策

奥羽の地が古来、名鷹の産地として知られていたことはこれまでも触れた。江戸時代中期以降に各藩の鷹巢山を記した「鷹出所名録」(『放鷹』所収)によれば、次のように見えている。

松前	七十六か所	南部	八十二か所
佐竹	八十三か所	陸奥	百三十か所
上杉	七か所	津軽	四十四か所
戸澤	十八か所	日光	三十七か所
鹿島	十七か所	常陸	四か所
武州	十三か所	下野	八か所
上州	十一か所	信州	六十四か所

飛駄	十か所	岩城	八か所
下総	一か所	甲州	十八か所
長門	三か所	伊豫	二十か所
遠州	一か所	薩摩	二か所
駿州	四か所		

(合計六百六十一か所)

伊達政宗の領内(陸奥)の鷹巢山は全体のおよそ二割を占めていたことになる。

政宗に限ったことではないが、当時の大名にとって、鷹確保の目的は三つあった。まず、自らの鷹狩に駆使するためであり、次に將軍家への献上及び幕閣・諸大名への進物に用いるためである。それから、自家々中の家臣への贈遣に用いるためであった。このような目的を達成するために、鷹を毎年、恒常的に揃えて置くべきではあったが、必ずしもそういうわけには行かなかつた。

たとえば、諸大名がいかに鷹巢山を多く所有していたにせよ、鷹の巢から幼鳥を盗まれる鷹にしてみれば、警戒心のあまり、おのずと奥山に巢を懸けるようになるから、毎年のように巢おろしの鷹の子を育てるのも難しいのである。

このことを如実に物語る伊達政宗の書状がある。

以上、

今度、(徳川秀忠)大御所様へ若大鷹二居致二進上^一候、当年御鷹数出来不^レ申候而、致二迷惑^一候、乍^レ去出来次第^二追々進上可^レ申候、当夏御巢鷹も無^二御座^一候而、于^レ今迷惑仕候、猶内藤外記方^(正重)へ申入候、様子可^レ有^二御尋^一候、恐惶謹言、

(寛永元年)

十月五日

土井大炊頭様(利勝)

人々御中

〔同上〕伊達政宗文書3)

これは、伊達政宗が大御所徳川秀忠に若大鷹二居を献上したが、今年は「御鷹数出来不^レ申候而、致二迷惑^一」したという。そうではあるけれども、出来次第、追々進上するつもりであると述べている。そうして、「当夏御巢鷹も無^二御座^一候而」、今なお迷惑しているのである、と述べているのである(8)。さらに、同日付の太田平三郎宛の政宗書状には、政宗が將軍徳川家光へも「若大鷹二居」を進上していることがみえている。

(「伊達政宗文書3」同年十月五日付土井利勝宛伊達政宗書状案)

さらに、同日付の太田平三郎宛の政宗書状には、政宗が將軍徳川家光へも「若

伊達政宗は、幕府鷹匠の加藤伊織と太田平三郎に対しては、一層詳しい情報を伝えている。鷹数不足の原因は、年々、鷹巢を守る者の怠慢にあると断じて、政宗はその一人を「はたもの(機物)ニ(上)あけ申候」として処刑したことを伝えている(同上 同日付内 藤正重宛書状案)。

なお、伊達政宗は、鷹数の不足をよほど気に懸けていたらしく、大御所徳川秀忠へは「白之隼一居」を追加して進上している。その際、「夏中御巢鷹」は「唯二巢御座候」しまつなので、「巢守之者」を「はたものに」申し付けたと、ここでも断っている(同上 十月九日付 内藤正重宛書状案)。

この時期、江戸在府中の政宗が国元からの鷹の到着に気をもんでいたのはなぜなのか。それはどうも、徳川秀忠の久喜への初鷹野が間近に迫っていたせいであると考えられる。国元の伊達忠宗からは「隼大小五ツ」がもたらされた。その内、大隼は雁取にすぐれた逸物のようだと喜んでいる(同上 同日付 松平忠宗宛書状案)。

伊達の鷹は人気の的であつたらしく、大御所の鷹野に随伴するような幕閣・大名たちが欲しがっていた。次の政宗書状案はそれをよく伝えている。

鷹御所望ニ付而、居手御越候、鳥屋兄鷹一逸物御座候、鳥屋之内ニ而、爪一本抜候而、疵鷹ニ成申候間、進不レ申候、此若鷹兄鷹雉子ニツ三ツ合申候、一段逸物左右ニ御座候間、則進候、当年者一切鷹数無レ之候得共、無ニ是非一進候、御自愛可レ為ニ本望一候、内々御約速之(束)大心之巢鷹、来夏必可レ預候、頼入存候、恐惶謹言、

(寛永元年)

十月十六日

(金森重頼)

金雲州様

御報

(同上)

これは、金森重頼が居手(鷹匠)を政宗の元に遣わして鷹を所望してきたのに対して、「若鷹(わだかしのしょう)兄鷹」を進じようと記している。この兄鷹(しょう)はすでに雉子を二つ三つ合わせた「一段の逸物(いちもつ)」だと強調している。だが、金森重頼の鷹匠は当初、「鳥屋(とや)兄鷹」を逸物として欲しがったようであるが、この鷹は残念なことに「鳥屋之内(とやのうちに)而、爪一本拔候」て疵鷹(とぎ)になってしまったというわけで、あきらめたのである。

鷹は伝染病のために多数死ぬこともあった。たとえば元和六年(一六二〇)には「当年之巢鷹無(この年のすだまの鷹は)残(残り)煩(わづら)レ落候而、雲雀鷹遣不(うづらぎの鷹は)申、無念存候」というほどであった(「同上」七月十六日付(内藤正重宛政宗書状案))。雲雀をとることさえ出来ない、という。

したがって、同年秋には、「当秋之鷹ハ、于(この)今一切不(この)出候」というありさまであった(「同上」九月廿日付(平忠宗宛政宗書状案))。領内の鷹だけでは覚束ないゆえに、鷹の確保のためには、伊達家の場合も、佐竹・南部両家同様、松前鷹に頼らなければならなかった。伊達政宗は仙台から松前までの鷹を求めるのに必要な賃金を定めて

いる。すなわち『伊達家文書之二』に、寛永八年（一六三二）六月廿六日付「伊達政宗路錢及駄賃條目」という旅費規定がある。

一御国本より松前へ、御鷹御用付而被_レ遣候道積上下、金ヶ崎より十三日、此駄賃代、大荷壹駄_ニ貳貫四百三拾壹文、乗懸壹駄_ニ貳貫百三十貳文、路錢者其身壹留_ニ三拾文遣_レ之事、并津輕之内のへちより、松前まで上下船賃之分_ニ、壹分判四切宛可_レ被_ニ相渡_ニ事

これほどの時間と経費を投入してもなお、松前鷹を確保しようとしていたのであった。

(六) 鷹 匠

伊達政宗は自ら鷹を臂にして鷹野に出ていたことはすでに明らかであり、徳川家康もまた同様であったから、両者はしばしば鷹咄^{たかばなし}（鷹の物語）に興じていたようである。

政宗は鷹術の機微についても精通していたと思われる。たとえば次の史料がそれをよく伝えている。

御案文留

尚々、此方何此御越候哉、待兼申候、以上、

(わざと) 態為^二飛脚^一申候、今度武州府中へ鷹野^ニて参、彼隼之振舞見申候、扱々一段逸物に而大慶^ニ候、内々御物語申候、白も、大鷹合^ニ三ツ四取申候、稽古仕候^与満足此事^ニ候、然者隼共鳥屋之飼様、何と仕候か能候哉、とてもく御報^ニ懇^ニ承度候、年月是^ニ而飼申候ハ、大鷹^ハおそく毛羽仕候間、秋之鳥屋出遅候而、用に立かね申候、相伝申度候、恐惶謹言、

(慶長十八年)
三月十四日

中川将監様
(重信)

人々御中

(『仙台市史 伊達政宗文書』)

中川将監(重清)は本多正信の長男、本多正純のことであり、徳川家康に近侍し、また秀忠に仕えているが、政宗の文面から判断すればきわめて鷹に精通していることがわかる。

「今度武州府中へ鷹野」というのは、三月八日であったことが、同日付で柳生宗矩に「鷹之雁」と共に宛てた政宗の書状に明らかである。

また、酒井家次に宛てても、同月十日付で、「将又拙者事得^ニ御意^一武州府中へ参、鷹野仕、一両日已前罷帰候、懸^ニ御目^一、鷹野之御物語申度候」と述べている。なお、この鷹狩は三月十三日に行われる

自邸での「御振舞乱舞」興行に備えたものであったと思われる(「同上」)。

さて、中川将監宛ての書状案に立戻ってみることにしたい。隼の逸物ぶりをよろこび、白隼と大鷹と共に活躍したのは稽古の効果だと満足している。この隼は中川重清から贈られたものであって、「隼共鳥屋之飼様」をどのようにすれば、このようにすばらしく仕上るのかと訊ねている。

政宗のやり方では隼の仕立てが大鷹より遅くなり、毛羽もそろわないので秋の鳥屋出しが遅れて、鷹狩の用に立たないと歎いている。中川重清から、直々に相伝してもらいたいと述べている。

これら鷹、隼に関する話題は、政宗独断のものではなくて、おそらく側近に仕える鷹匠たちとの間で取り交わされていたことであつたらう。

ここで伊達政宗の鷹匠について概観しておくことにする。最もまとまった形で知られるのは、文禄元年(一五九二)正月の「朝鮮御出陣供ノ記」である。この時、豊臣秀吉は政宗に対し、人数千五百を率いるよう命じたが、実際は「馬上三十騎・鉄砲百挺・弓五十張・鎧百本・昇^{のほり}三十本・雑兵共^二都合三千」になったという。そして、軍列の中に鷹匠が次のように加えられていたのである。

御鷹師衆

荒井雅楽助

佐藤文助

荒井外記

御手明衆

高橋次助

佐々熊助

落合百助

松岡清右衛門

原一本次右衛門
次左衛門

下 十右衛門

長尾源太郎

堀江十内

支倉六右衛門

網代喜兵衛一本吉兵衛

深島二右衛門

佐々木五右衛門

太齋無助

同 只助

細谷甚兵衛

眞柳十助

永沼佐太郎一本佐太吉

この鷹匠たち二十人は、重臣(三十人)・小姓組(三十一人)・右筆衆(五人)・相伴衆(一人)・同朋衆(二人)・物置奉行衆(一人)・大所衆(五人)の次に列挙されており、鷹匠のあとには「所不断衆」(二十七人)・馬薬飼(二人)・口取(八人)・御小人、桐之助組、十郎左衛門(人数は記入無し)」。と続いている。鷹匠が伊達家中で重用されていたことは言うまでもない。

ここに見える「御鷹師衆」のほかに、元和元年（一六一五）の大坂夏の陣に際しては、「御鷹師組」として、次の名を挙げている。

「飛口源藏・佐藤平右衛門・安達利兵衛・紺野惣七・佐藤十三郎・高橋仲助・高屋源助・荒井助九郎・大内又藏」とある。その後、「大坂備ノ図」によれば「御鷹師衆、松本若狭・高野源兵衛」の名を記している（以上「伊達治家」記録卷之二十四）。

ところで、「手明衆」とは、鷹匠の補佐をつとめる修業中の者であり、経験を積めば鷹匠に昇進が許される者たちのことである。

なお、寛永十一年（一六三四）六月伊達政宗は、將軍上洛の先駆として入洛したが、その盛大な行列の中にも「御鷹五居御餌犬引御鷹師衆数不」が加わっていた（貞山公治家記録）。

先述したように、当時は「鷹匠―鷹師―手明」という組織ができており、このほか鷹餌を担う餌刺（差）と犬引（飼）たちも従属していたのである。

元和九年（一六二三）の頃、伊達政宗は嗣子忠宗の鷹匠頭に佐藤家信(9)を任じていたが、伊達家鷹匠の法度を公布して数多くの鷹匠の統制を図っていたようであり、次の「鷹匠方法度書」が伝わっている。

一 御法度書写

御法度之覚

一朝暮御鷹すへつなき(摺)、油断仕間敷事、

一面々預之御鷹共、煩候か、たとひ(仮令)けか仕候共、則長(佐藤家信)佐衛門に可申聞一事

一なに事によらず、長佐衛門下知相背間敷候、

もし非分の義申候者、誰を以成共可申上一候、不申上一候て、下知相背候者、曲事可被仰付一候事、

右条々不可有二相違一者也、仍如レ件、

元和九年(二六三三)

十月廿二日

〔伊達政宗文書3〕

鷹を飼育するには羽根の生え替る夏季を除いて、毎朝毎晩、拳に据えて屋外を歩き回り訓練しなければならぬ。これを怠れば鷹は使いものにならないのである。

次に伊達家のあまたの鷹は多くの鷹匠に預けて面々に調養させていたことがわかる。鷹の病気・怪我が生じた場合はすぐさま鷹匠頭佐藤家信に報告しなければならなかった。

これと同様の指示は元和二年(二六一六)、茂庭綱元に対しても出されており、

一鷹共、一日も早々鳥屋へ入可^レ然候、下々へ預置候鷹共、手前に而鳥屋飼度^(と)申者候者、其分^二可^レ仕候、餌を^(餌刺)ハ^(より)多^レさし衆^レ為^レ届可^レ申候、下々^ニ預^ケ置候鷹、たか^(鷹匠)じやう衆 (後欠)

(「伊達政宗文書3」)

この書状(断簡)の冒頭には「大御所様種々御養成被^レ成候へ共、無^二御本復^一候而、大形今明日中御果可^レ被^レ成躰候」と述べているから、徳川家康死去の元和二年四月十七日直前に書かれたことが推測できる。それはともかく、四月十日すぎともなれば、鷹は鳥屋へ入れて調養させる時機であることを、政宗は気が急くままに述べているわけである。

下々の鷹師・手明の衆に預けて置いた鷹は望みがあればそのまま鳥屋飼に入ってもよいとした。鳥屋期間中の餌は餌差衆より届けさせるようにとも述べている。この期間の給餌はきわめて大切であったからである。右の法度書の末尾(後欠)の部分を想像すれば、前出(元和九年法度の覚)につながってゆくような内容をもっていたのであろう。

また伊達政宗は元和三年十一月四日付で「鳥^(とりの)之法度」という命令を茂庭綱元に発し、鷹匠たちを茂庭綱元の屋敷に召集した上でこれをきつく申し付けよと伝えている(「伊達政宗文書3」)。

この法度の内容は二点あり、一つは免許のない時と場所で鉄砲を打つことを取締れと言ひ、他の一つは「ゆるしなく大鷹・兄鷹者不^レ及^レ申、鷹場^ニ而小鷹^ニ而も遣候ハ、可^レ為^ニ越度^一候」というものである。鉄砲云々とは、「四月晦日^(より)今七月晦日迄⁽¹⁰⁾」、稽古のために屋敷内で鉄砲を打つてもよいが、鷹場では(他の期間同様)打つてはならないと厳命しているのである。ここに四月晦日より七月晦日までと指定したのは、現代にも通ずる禁猟期間に同じである。何より鷹場の諸鳥を繁殖させるうえで重要な策であつたろう。利府近辺の鷹場の見張りをさせている「百姓^ニにあい^(似合)く^ニほうびをとらせ^一て鉄砲を監視させるよう、鷹匠頭荒井外記に伝えよともある。

以上、幕藩体制の成立期には、鷹場制度ができ、また大名層以下の鷹狩は厳しい制約下に置かれていたことが確認できた。この過程で、大名の家臣の鷹狩は制約されたのであり、大名の鷹調養は鷹匠によって専門的に行われるようになった。大名はその城下町に「鷹匠町」をつくつて、鷹匠を完全に掌握するようになったのである。

鷹匠の生活に対してまで厳しい管理が行われたであろうことは、鷹野に出たときの次の掟によく表れている。

(伊達政宗)
陸奥守鷹野之掟

一 供之者以下、所々百姓以下にたいし、慮外有へからず

一朝食之上、酒こさ(小盃)かつきにて三盃、但、時に(より)五も、

一晚ニ者心次第、但、大酒停止々々

一今度雪風におとなげなく、あとに残る中の科代之事(11)

元(一六二六)和二年極月三日 政宗(花押)

(「伊達政宗
文書3」)

第四章などでも触れたことだが、さまざまな鷹書によれば鷹調養は人並はずれた忍耐を伴うものであることが分かる。鷹匠も鷹も神経を搾り減らしている。ここに掲げた「鷹野之掟」は、鷹匠・鳥見・犬飼衆たちの行動や酒乱を警戒したものにほかならない。

徳川家康や伊達政宗などは自ら鷹について練り上げた技量を持っていたようであり、それだけに鷹匠たちは緊張を強いられていたはずである。大酒を呑みたくもなろう。

伊達政宗の鷹匠は江戸と仙台の間を度繁く往来したのであるが、その実態は次によって分かる。

一江戸ハ御鷹ス多ル罷上候衆、のほりニハ拾壱留分、下ニ者七留宛之路銭、可レ被ニ相渡「事

一御鷹之犬はミの事、壱疋付而壱留ニ六文宛之事、

江戸へ上るときは十一泊を要した鷹匠は江戸屋敷に鷹・隼を届け終れば、帰国は空荷であるから七泊分の旅賃が支給されていた。その路銭については明かではない。犬飼衆の餌代は一匹一泊分として六文だったことが分かる。

伊達政宗は参勤の道中でも鷹を仕っていたが、寛永十三年（一六三六）四月二十三日には岩瀬郡の矢吹原で鶉を狩ろうとして馬上から鷹を合わせたという。ところが、一羽の鶉に抵抗されて、鷹は黒雲の彼方に飛び去ってしまった。雷鳴と聚雨の中を「縁ナキ鷹」とあきらめて白川宿に向かったという。

その後、この年は徳川家康の二十一回忌にあたり、日光東照宮では、大造替・正遷宮の大祭典が挙行された。第九章第四節（東照宮の鷹絵額）で言及する十二枚の鷹絵額が奉納された直後に、政宗は日光に参詣した。けれども、体調の不良は著しく、家康廟への石段の前で倒れたともいう。翌々日、四月二十七日には、久喜の鷹場に一泊し翌日江戸屋敷に到着。病状は進行しており五月二十四日、七十年の生涯を閉じた。

そして、寛永十三年（一六三六）六月二十三日、政宗の葬儀が行われたが、もちろんのこと、その葬送の列に鷹匠の一団が加わっていた。

〔一〕伊達家文書之二一寛永八年六月廿六日付伊達政宗路銭及駄賃條目

かみそり不^二申候^一衆
御鷹師衆五十人瀬成田市之允

荒井外記

佐藤正衛門

今村傳衛門

和田久兵へ手前

御鷹匠衆十五人佐藤彌吉手前

(「伊達家文書之三」同年六月
廿一日付伊達政宗葬礼次第書)

伊達政宗の鷹も鷹匠もそっくりそのまま、伊達忠宗に引き継がれたことは言うまでもない。

ところで近年、仙台市博物館が所蔵することになった史料に、伊達忠宗が「御鷹師衆五十人」のうち
の一人、今村傳衛門に宛てた次のような黒印状が含まれている。

○鷹師衆心得可申法度之事

一、きりかひ(切飼)候鷹、日ニ二度も三度もすへ可^レ申、切かひそろうとてゑをかひ候まゝに、つ

なき置候へハ、にハかにつめ(詰)かけ候時、鷹てあらくあらたかのこづくに成候て、つかひ候ニあしく候、又し、をも少くつかけ、又ハかひあけ可_レ申事

一、あらきたかすへいた(出)し候時、れうしニとやの戸あけましく候、とやのうち見定、戸をあけ可_レ申、もし足緒をかり切候事有もの候間、其心得可_レ仕事

一、よるのすへつなきあかしにて可_レ仕事

一、よるのとほこ(外架)鷹師衆、付居候_而用心可_レ仕事

一、路地にてにつけ(荷付)馬又は物を不_レ存候百姓以下、鷹ニはしりか、り申事候ハ、こなたよりよ_可申事

一、不断鷹のゑ(餌)よくよくあらためあひ可_レ申事

一、つかひ候はぬ時常ニ朝すへ夕すゑ可_レ仕事

一、留置候お鷹場てつはうわなからめ み(カ)其外小鷹成共つかひ申者候ハ、たとへ親類衆又は鷹

師ニ候共 無_二指図_一つかひ候ハ、無_二遠慮_一可_レ致_二披露_一事

一、鷹師共頭の下知ニしたかひ不_レ申もの候ハ、可_レ致_二言上_一候、但しなにより頭之者相談を以、追拂可_レ申、若頭之者非文之儀も候ハ、可_レ為_二曲事_一もの也

寛永拾三年

霜月十六日 (忠宗黒印)

今村傳衛門

(目黒卓英氏寄贈
仙台市博物館所蔵)

ここに「寛永十三年(一六三六)霜月十六日」とあるが、それは伊達政宗の葬儀のあと四ヶ月のことである。政宗の鷹はひと夏を越えて、鷹部屋から紅葉濃い仙台城の一郭にひき出されようとしていたのである。

伊達忠宗は「御鷹匠・佐藤彌吉」の進言を聴取した上で、前掲の法度を鷹師衆に与えたのであろう。次にこの法度に述べてあることを少しばかり説明しておく。

一、「きりかひ」(切飼)とは、鳥屋とやから出した鷹、つまり夏の間には羽毛のはえかわった鷹であり、その秋はじめて狩りにつかわれる鷹のことである。「つめかけ」というのは、鷹の爪の損傷のことである。架ほこに繋がれているうちに爪が架木にひっかかったか、足緒にもつれたかして爪の一部が欠けてしまうことがあった。したがって、鷹の気は乱れてしまつて「荒鷹(如く)のことく」なつてしまうのである。療治のためには、鷹の「し、」(肉)を減量させて飼養せよ。

一、(そのように)気が荒すさんでいる鷹を鳥屋から出す場合は「れうし」(聊爾すなわちうかつ)に戸を開けて

はならぬ。飛び出してしまうからである。屋内をよく見定めて戸を開けるべきで、もしや足緒を切りちぎっているかもしれない、よくよく心得よ。

一、(いよいよ狩りにつかうためには、その直前に)夜据えといつて、鷹を拳こぶしに据えて一夜を明かすようにせよ。

一、夜の野外における架には、鷹師衆を鷹のそばにつけて用心ぶかく監視させよ。

一、(夜据えの時)路地で荷付け馬または状況を知らぬ百姓などが鷹に(ぼったり)遭遇をしたときは、鷹匠の方から避よけるべきである。

一、ふだんから鷹の餌はよくよく点検をして養わなければならない。

一、鷹狩りに出ないような時は、常に(訓練のため)、朝夕に拳に据えるべきである。

一、立入り禁止の伊達領内の御鷹場における鉄炮や毘獵、そのほか(鶉や雲雀などを捉える)小鷹(はいたか)などをつかう者があつたら、たとい(鷹匠の)親類または鷹師(衆)であつても、(伊達領主の)指し図によらずに鷹を仕う者があれば、申し出るべきである。

一、鷹師どもで(鷹匠)頭の命令に従わない者があれば、言上せよ。但し、何より(鷹匠)頭の者(たち)が相談を致し、(そのような者を)追放せよ。もしも頭の者に非分くせじのこともあれば曲事くせじである。

注

- (1) ハットテは法度(に)てのことか。法度を定めて、白鳥が居付くようにせよ。と命じているのであろう。
- (2) かもいの鷹。尾をそらして体を丸くしている形が鴨によく似ているのでこの名がある。
- (3) 徳川秀忠がよく狩りにつかって愛玩していた鷹のことである。
- (4) 鷹の鶴の料理については、その一例として寛永七年四月六日に徳川秀忠・家光による伊達家御成に際しての「御成諸覚書」をあげる。家光饗応の献立の中に、「御汁 鶴たいけのこ」「御汁 白鳥うど」「けり やき鳥」などあって、鶴と白鳥は汁椀につかわれたことが分かる。(『伊達家文書之二』)
- (5) 太田平三郎宛てには、「十六日・十八日・廿二日、此三日何も朝客御座候」とあって、この時の客の訪問が三日間に及ぶことが示されている。
- (6) 「一より」とは「寄り数よかず」また「合せ数」のことで、鷹を鳥に合わせた度数のことである。
- (7) 鷹数たかかずが出来ない、というのは、四月から七月の鷹鳥屋の期間に調教がうまく行かなかったという理由と、巢鷹たかがとも不足しているのです、という、両方の意味がある。
- (8) 当夏の巢鷹たかというのは、今春うまれた鷹の子を四、五月ごろ巢から捕獲したものという意味である。
- (9) 佐藤家信の子孫は代々、伊達家に仕え、数多くの「鷹匠佐藤家文書」を伝えている。この文書は平成二十二年に仙台市博物館に寄託された。
- (10) この期間中、鷹は鳥屋に飼われていて鷹狩は休止している。諸鳥の繁殖期間でもある。
- (11) この時、伊達政宗は久喜において鷹狩を行なった。元和二年十二月一日から十四日までだが、一日は大雪に見舞われており、おじけづいて江戸に残る者がいたらしい。これを処罰すると言うのである。

結
び

中世における鷹狩の実相は、地方の戦国大名の中に具体的に検証することができる。本章では古代以来、名鷹の産地として知られた奥羽両国に支配権を拡大した伊達氏の鷹狩の種々相を取上げた。

伊達輝宗・政宗の鷹狩は、すぐれた鷹と渡り鳥などの獲物に恵まれて活発であった。織田信長・豊臣秀吉・徳川家康らの統一権力者との間には、鷹贈答の儀礼をもって頻繁な交渉を展開したことも特筆に価する。

また、織田・豊臣・徳川三氏の配下にある鷹匠・鷹買商人らとの交渉裡に伊達氏はすぐれた養鷹術を吸収したであろう。それらの外発的要因だけでなく、伊達氏は近世初頭において、領内鷹場の経営をはじめ、家臣団内部の鷹贈答の儀礼化及び鷹匠の統制等、内発的要因によって近世大名としての鷹政策をつくりあげて行ったと考えられる。

第八章 徳川家康と鷹狩

はじめに

徳川家康が無類の鷹数寄であったことは、先学の既に指摘するところである。⁽¹⁾特に、加藤秀幸氏は鷹術に詳しく、家康の鷹狩について、卓見を開陳している。⁽²⁾しかしながら、家康と鷹狩をめぐる問題を、戦国時代から江戸時代初期に及ぶ歴史の中で、その役割について論評したものは少ない。徳川家康は青年期より鷹と鷹狩に対して強い関心をもちながら、乱世を生き抜き、当代流行の鷹狩に深く関与し、やがて江戸幕府の支配構造の中に、鷹の儀礼や鷹の確保策、および、鷹場制度などを位置づけて行ったと考えられる。本章では徳川家康の鷹と鷹狩のいくつかの問題を取上げ考察を加えることにする。

注

(1) 桑田忠親氏 『家康の手紙』(文芸春秋社 昭和三十六年)

北島正元氏 『徳川家康』(中央公論社中公新書17 昭和三十八年)

高柳光寿氏 『家康と鷹』(『戦国史談』人物往来社 昭和四十一年)

(2) 加藤秀幸氏 『家康公の鷹狩』(『大日光』日光東照宮 昭和四十七年)

同 『鷹狩り文化史』(『太陽・季刊アニメ驚と鷹』平凡社 昭和五十年)

岡崎寛徳氏 『鷹と將軍』(講談社選書メチエ 平成二十一年)

根崎光男氏 『鷹狩り』(『徳川家康事典』新人物往来社 平成二年)

第一節 浅井了意の鷹狩批判

仮名草子のなかでも著名な『浮世物語』巻第三に、「鷹の爪を引闕たる事」^(ひきかき)があり、そこには注目すべき次の一節が伝えられている。⁽¹⁾以下の(よみがな)は筆者による。

又古太閤秀吉公鷹野に出給ひ、御秘蔵の建巢丸^(たけすまる)とかや言ふ、秀吉公自ら御手に据へられ、鶴に合せられたり。助鷹⁽²⁾を放ちて、人々飛行跡を追て行く。やうく引下して力草を取り、鶴を引伏せたる所

へ、お歩(かち)の侍一人走り寄りて、御鷹を据へ直して秀吉公へ渡し奉る、秀吉公御手に据へられ、搔き撫で、御覧じければ、趾爪(けづめ)を引闕きたり、秀吉公大に怒り給ひ、「これはいか成者の引分けて、趾爪を闕きけるぞ」とて、御鷹師を御前に召され、「己(おのれ)知るべし、誰が所為(しわざ)ぞ、名を言へ」とて、御腰の物に手を掛け給ふ時、御鷹師既に赤面し、頭を地に付け、その人の名を申さんとしける色を秀吉公御覧じて、小声になりて、「名を言ふなく」と仰られし、誠に有難き御心ざしなり、御秘蔵なればとて、鷹一居に侍一人を代へられん事、偏にこれあるまじき事を思し召さる、忝(かたじけな)言ふはかりなし、されば良将の士を重んずる所かくの如し、

『浮世物語』の作者浅井了意(慶長末年(一六一〇代)―元禄四年(一六九二))が最も強調している点は、「鷹一居に侍一人を代へられん事、偏にこれあるまじき」という一節にあると言えよう。秀吉の寛容さを引合いに出して、作者はといったい、誰のことを念頭に置いて、このような批判を企てたのか。

浅井了意の胸中には、徳川家康の仕業に関する伝聞がわだかまっていたのではあるまいか。なぜなら、家康は慶長二十年(一六一五)に、「御小人頭稲垣権右衛門」を「御鷹ニ行当り御鷹損スルニよつて」誅戮(3)していたからである。家康は鷹執心のあまり、ついに侍一人の命を奪うまでに昂じてしまったのであった。了意が生まれた頃の出来事であったにせよ、家康のこの仕業は巷間に囁かれ続けていたろう。しか

も了意は、將軍家や諸大名の鷹狩盛行の時代に生きていた。

『浮世物語』にはまた「雁鴨（がんかも）の稲を喰ふ難儀の事」の一節があつて、武家の鷹狩に対して批判を加えている。代官や鳥見は、田畠を踏み荒して鷹を仕い、鷹場に群れる雁鴨に稻穂を食い潰させようとも「只慰みの為、遊びの為」に百姓の迷惑を顧みないという。

これに類することとして『駿府記』に、「府中近辺御鷹野、田面水を湛うる故、御気色あり。彦坂（光正）九兵衛、畔柳寿学、松下浄慶に仰せて、彼の田の名主十余人これを禁獄せらる。これ毎年荊田以後、田上の水、引去すべきの旨、相触れしめ給ふのところ、御意に背くにより此の儀に及ぶと云々」とある。（4）

さらに『校合雜記』には、家康が配下の鷹匠・鳥見衆に対して「随分威を張がよし。かれ等さへか、れば其上つかたの官長は猶さらの事おぢ恐れて異心を抱く者なし。百姓の気まゝなるは一揆をおこす基なり」と言つたと伝えている。

浅井了意はなおも語る。「国主の好み給ふ物ありとも、国家の為に（つみえ）費ならず、百姓の痛み愁へにならざるをこそ、仁政とも言ふべきを、我が面白さ遊びの為、人を痛むる政は良き事にあらず」と。家康・秀忠・家光らが鷹狩に愉楽を見つけていた背後に「この鷹を代官の如く恐しがりて、田の畔に佇み、血の涙と共に」嘆く領民があるのだと慷慨しているのである。これはまさに江戸前期における鷹狩批判にほかならない。（5）そして、この批判の対象者こそが徳川家康であつたとみてよいのである。

注

- (1) 『仮名草子集』(『日本古典文学大系90』岩波書店)
- (2) 鶴取の鷹でも仕損じることがあり、そのようなとき鷹匠は支援のため別の鷹を放つ。これを助鷹という。
- (3) 『駿府記』慶長二十年極月九日の条、なお鷹場の多くは水田地帯であるが、刈田のあとに群れ来る雁・鴨などがえものとなる。その時、田水は排水されていなければならないのである。
- (4) 同 慶長十六年十二月朔日の条(『家康史料集』人物往来社)
- (5) 谷協理史氏「浮世物語の論理と構成」(『跡見学園女子大学紀要』昭和四十五年) 265号 伊東多三郎氏「江戸時代の学者の生態と学者批判論」(『日本歴史』昭和四十五年)

第二節 乱世の鷹と徳川家康

戦国大名間に授受される鷹は、友好と同盟関係成立時の儀礼として登場する。このことについて、徳川家康の場合はどうであったか、具体的に考察しておきたい。

まず、越後の上杉輝虎と徳川家康との交渉裡に介在した鷹について触れよう。『田島正十郎氏所蔵文書』⁽¹⁾に次の書状が見える。

雖_下未_二申遣_一候_上、一筆啓候。仍自_二家康_一態使僧誠大慶不_レ過_レ之候。向後之儀者、無_二可_二申合_一心中_二候。畢竟者取成憑入候。然者雖_下無_二見立_一候_上、兄鷹遣_レ之候。暫可_レ被_二繫置_一事、可_レ為_二喜悅_一候。恐々謹言。

(元龜元年)

八月廿二日

酒井左衛門尉殿
(忠次)

(上杉)
輝虎(花押)

これは、前年(元禄十二・一五六九)来、頻りに駿河・伊豆を侵攻中の武田信玄を牽制するため、家康が輝虎に使僧叶坊光播を遣わして誼みを通じたことに対する返答である。宛名の酒井忠次は家康の直臣である。輝虎は「無_二可_二申合_一心中」の証しとして兄鷹_{しやう}を贈ったと考えられる。当時この鷹を暫く繋ぎ置く事は、盟約の成立を意味していた。越後春日山城において、鷹請け渡し_レの故実に則り、逸物の「御鷹共御馳走₍₂₎」に関与したのは、上杉・徳川両家の鷹匠でなければならぬ。徳川家の鷹匠が中河市助_(忠保)であったことは、『寛政重修諸家譜_{卷第二}』に、「東照宮につかへたてまつり、後上杉謙信によしみを通じたまふのとき、御使をうけたまはりて、越後国におもむく」とあって明らかである。

ところで、家康が輝虎に宛てた起請文₍₃₎によれば、「信玄_(武田)え手切」を約し、さらに「信長・輝虎御入魂候様_二、涯分可_レ令_二意見_一候」とあって、織田・上杉同盟の仲介の労を買って出ているのである。そして、

おそらくは中河市助を信長のもとに遣わし、越後の鷹の情報を伝えさせたと考えられる。その結果信長は、輝虎に対して「就鷹之儀度々」尋ね、「珍敷鷹在之由」を聞いて鷹師を派遣し、輝虎から「生易之鵯鷹」を得たのである⁽⁴⁾。

つぎに、徳川・伊達両氏の交渉過程に介在した鷹について考察しておきたい。ここでも先述の中河市助が登場する。すなわち、『性山公治家記録^{卷之三}』の天正五年（一五七七）の項によれば、「此年、東照大神君ノ御鷹師中川市助^{ママ}、御鷹御用トシテ下向ス。遠藤山城基信対談シ、諸事懇ニ馳走ス。当家領内、最上所々書状ヲ副テ路次無レ滞往還セシム」とある。家康が鷹師を通じて非公式な接触をもち始めていたことになる。しかし、伊達・最上領内への鷹師派遣は家康の独創によるものではない。すでに織田信長は元亀二年（一五七二）以来、奥羽の地深く鷹師を差遣しており、家康はこれに対応したものと考えられる⁽⁵⁾。

それはともかく、徳川・伊達両家の正式国交は、天正七年（一五七九）に樹立した。『伊達家文書之一』に左記の書状がある。

雖下未^二申通^一候上、以^二一簡^一令^二啓達^一候。仍鷹為^二所持^一鷹師差下候。路次往還無^二異儀^一候様、被^二仰付^一給候者、可^レ為^二喜悅^一候。兼又向後之儀、別而可^二申談^一所存候。於^二御同意^一者、可^レ為^二本望^一

一候。次上方御用之儀、可^レ蒙^レ仰候。委細尚彼口上申含候。恐々謹言。

(天正七年)
七月一日

家康(花押)

(輝宗)
伊達殿

この時の鷹師も中河市助であったことは、同日付遠藤基信宛家康書状の明記するところである。⁽⁶⁾しかし、輝宗がこの使者に対して鷹を進じた形跡はない。同年十二月廿八日付輝宗宛書状に、家康は「去此中河市助差下候、帰路之時分無^二御存知^一故」と記さざるをえなかった(『伊達家文書之二』)。この段階では、伊達家の思惑は信長に対して、より傾斜していたと判断できる。信長への積極的な鷹進上がそれを裏付けるのである。右引用の史料中、「上方御用之儀」とあるのは、輝宗と信長との間に割込まんとする家康の真意を暗示したものと受けとられる。安土城にもたらされる奥羽の鷹は、家康にとって垂涎の的であった。徳川家康と北条氏政の同盟に際しても鷹は欠かすことのできない鳥であった。すなわち、次のように見えている。⁽⁷⁾

(天正十四年(一五八六))
三月八日

(北条氏政)
自^二御隠居様^一家康音信之物、

一、御樽十 鯛式台

白鳥五ツ

菱喰十

一、御太刀折紙

一、大鷹十帖

一、御腰物式ツ、是物御酒半ニ並らん取之大鷹、さまくの御くのたて被レ遣レ之候

以上

一、酒井左衛門尉(忠次)へ御音信之物、

一、御鷹式居

一、御馬式疋

以上

一、榊原小平(康政)太所へ御音信、

一、御鷹三居

一、御馬二疋

以上

一、家康双衆ノ衆^へ御鷹・御腰物・御馬、其外何^も不残無際限被下之候、

以上

御当方御持参之御鷹五十居、御馬六十疋不^レ残被^レ遣^レ之候、余事者不^レ及^レ申候、

以上

右の史料に「大鷹十帖」とあるのは「大高檀紙」のことであろう。徳川家康の腹臣・酒井忠次へは「御鷹二居」、榊原康政へは「御鷹三居」が北条氏政から遣わされている。また、末尾に見えたとおり、家康から北条氏政に対しては、五十居^(もと)の鷹と六十疋の馬を進遣していることがわかる。

ここにある「御鷹五十居」という数の多さは驚目に価するが、のちに慶長六年(一六〇二)、上杉景勝が臣従の証として徳川家康に献上した八十居の鷹を想起させるけれども、ここでは徳川氏の方が北条氏に対して、軍事的脅威を感じての交渉だったのではあるまいか。

秀吉と家康の間にも、奥羽の鷹をめぐる問題が存在した。すなわち、天正十六年(一五八八)、家康は伊達政宗に使者を送り、政宗から返礼として鷹を得た。それは、『伊達天正日記』に「従^二家康^一為^二音信^一、^(綿羅)ら三十端被^二差越^一候」(九月十三日^(日の条))とあり、さらに、「三河への御鷹登候しを御覧し候」(十月廿七日^(日の条))とある。また同年、伊達家の老臣片倉景綱に宛てた家康書状には、「将又其国へ毎年鷹所望使下候条、

往還指図可^レ為^二喜悦^一候。上方所用等不^レ可^レ有^二疎意^一候成⁽⁸⁾とある。

この書状と相前後して、秀吉からも政宗所持の逸物の鶴取鷹進上の催促が届いている。⁽⁹⁾当時、伊達政宗は、頻りに近隣諸領に侵攻しており、秀吉の譴責を受けていた。秀吉は家康に命じて、奥州表惣無事^{〴〵}の調停をとらせていたのである。この過程で、家康は伊達の鷹を得、秀吉もまた、逸物の目赤鶴取鷹^{〴〵}を獲得したのであった。これを立ち入って詮索すれば、「毎年鷹所望使」を差遣していた家康が、秀吉よりは鷹の目利きであるとの自負を抱いて、政宗所持の鷹を〴〵目赤鶴取^{〴〵}と喧伝したものと推測される。秀吉自身、どれが逸物の鷹かを判別する器量はなかったであろう。家康は、おそらくこの時も、鷹師中河市助をして、政宗に、秀吉への鷹進上の効用を力説せしめたに相違ないのである。

一方、最上義光と家康との間にも、鷹をめぐる二・三の問題が存在した。山形城の義光の妹は米沢城の伊達政宗の母であり、両者は、家康の表現を借りれば、「骨肉之御間⁽¹¹⁾」であった。しかしながら、両家はしばしば拮抗していた。しかも義光は天正十六年には、庄内の大宝寺氏の内紛に際して上杉景勝と戦い敗北していた。この苦境を打開すべく、義光は家康に支援を求めたのである。すなわち、義光は家臣寒河江外記と鷹匠とを家康の元に派遣し、「若大鷹」を進上して上洛の意を伝えたのであった。⁽¹²⁾翌年も義光は家康に鷹を進じ秀吉への斡旋を頼んでいる。『書上古文書』七（『徳川家康文書の研究』上巻所収）に、次の史料がある。

旧冬兩度鷹上給候、喜悅此事候、仍其方上洛、(秀吉)殿下へ申上候処、先以御無用之由御意二候、去年御意之御鷹三連、則備^二上覽^一候、一段御自愛御機嫌不^レ斜候、於^二家康^一大慶不^レ過^レ之、(候脱)将又関白殿相州御動座三月上旬必定二候、落去不^レ可^レ有^レ程候、其刻早々御越可^レ被^二仰上^一儀專一候、猶重而可^二申入^一候、恐々謹言、

(天正十八年)
二月四日

家康御判

(最上義光)
山形出羽守殿

これは、伊達政宗の強盛と、上杉景勝の庄内侵攻の衝撃を受けた最上義光が、出羽一国の領有権の保証を憑んで、秀吉と家康に鷹を進上したことを示している。天正十七年(一五八九)、政宗は会津の芦名義広を討って奥羽三十余郡を掌中にしており、景勝は庄内の大宝寺(武藤)義勝を自ら上洛せしめていたのである。

秀吉による小田原攻撃直前の奥羽諸家の闘争は、家康の鷹匠衆によつて具さに探索されていたと考えられる。それは、『別集奥羽文書纂所収文書』⁽¹³⁾に、葛西晴信宛て最上義光書状があつて、その一節に、

「仍三河家康御鷹匠毎年被_二罷下_一候。殊去年中者、其元彼鷹師衆_江御懇切有_レ之、鷹被_レ求候様憑入之段、我々申越候処_二、一段被_レ入_レ精候つる由、於_二此元_一も彼旁被_レ申候。其旨家康へ自_レ是も申述候故、今度者別而其元へ御理共有_レ之由、彼中河市助被_レ申候。雖_下無_二申述_一迄候上、弥御懇在_レ之而、鷹被_二相求_一候様_二、其洞中引廻候儀專_一候。委儀者市助方可_レ被_二申達_一候歟」とみえている。さらに義光は「大崎_{義隆}葛西我等之事者、隣郡懇切之事_二候_一」ので、上洛を遂げ「三人同心ニ白砂迄も可_レ致_二祇候_一之由」を中河市助に伝えた_{と述べている}。

かくて、天正七年（一五七九）以来、奥羽に派遣されていた家康の鷹師中河忠保_{市助}は、この地の諸大名の戦略を把握し、豊臣秀吉没後の家康による上杉景勝討伐戦に、重要な役割を担ったといふべきである。すなわち、家康は慶長五年（一六〇〇）、この中河市助を派遣して、南部・秋田・小野寺・戸沢・最上氏等に、上杉攻略の作戦を伝えさせている₁₄。同年九月、最上義光は出羽・長谷堂城合戦において、直江兼統と激闘の末、勝利を収め、庄内を奪った。義光は、その喜びと関ヶ原勝軍の祝意とを家康に伝え、鷹を進じたのである。それは、慶長六年正月十七日付の義光宛家康書状に、

「旧冬者大鷹_二居上給候。殊鳥屋之鷹取逸物_二候之間、自愛不_レ斜候。仍彼鷹匠共奥州_江差下候。往還無_二異儀_一御馳走可_レ為_二喜悅_一候」

とあつて明らかである₁₅。

家康の鷹匠共が求め続けてきたのは、まさに、友好と盟約の表徴としての奥羽の鷹であったと考えられる。そして、慶長六年八月八日、「鷹八十もと」を据えて上洛した上杉景勝が、家康に献じた「拾式もと」の鷹は、服従の象徴として理解できる。この段階をもつて、家康の「鷹所望使」の派遣は終わっている。

注

- (1) 中村孝也氏『徳川家康文書の研究』上巻所収
- (2) 『同右』所収、元亀元年十月八日付直江景綱宛叶坊光播書状
- (3) 『同右』所収、元亀元年十月八日付上杉輝虎宛徳川家康書状
- (4) 『上杉家文書』所収、元亀二年三月廿日付ならびに同年九月二十五日付上杉輝虎宛織田信長書状
- (5) (元亀二年)正月廿三日付上杉謙信宛織田信長書状に、「仍陸奥へ鷹為_レ可_二尋求_一、鷹師兩人差下候、過書、同路次番等之哀、被_レ加_二芳言_一者、本望候」とある(奥野高廣『織田信長文書の研究 上巻』)。
- (6) 「性山公治家記録」卷之四所収(仙台藩史料大成『伊達治家記録』)
- (7) 「北条氏政・徳川家康会面覚書」(『戦国遺文』所収、「西山本願寺文書」)
- (8) 「片倉家譜」所収、天正十六年十月二十六日付片倉景綱宛徳川家康書状(『徳川家康文書の研究』上巻)
- (9) 『伊達家文書』所収、(天正十六年)十月五日付伊達政宗宛富田一白書状
- (10) 第六章「太閤秀吉の鷹狩」において、私は、政宗が所持する隠れなき名鷹「目赤鶴取」(佐渡の保護鳥トキ)を

かと記したが、これについて補足しておきたい。すなわち、秀吉は、これを目の赤い鷹と思ひこんでいたらしいが、実は「目あかつる」を捉えるに熟達した鷹のことであったことは明らかである。

『伊達天正日記』天正十六年九月四日と十月七日の条に確認できる。従って、一般の「鶴取之鷹」と大差はない。「目あかつる」とは、顔面、朱毛に染まるトキを指すものと考ええる。

(11) (天正十六年)三月九日付最上義光宛家康書状(『徳川家康文書の研究』)

(12) 「書上古文書」所収、(天正十六年)五月三日付最上義光宛家康書状(『同右』)

(13) 『山形県史』古代中世史料Ⅰ所収、年末詳(九月九日付)であるが、文意から、天正十七年と推定する。

(14) 『寛政重修諸家譜』巻第二六二、および、『徳川家康文書の研究』中巻504～506ページ解説。

(15) 「書上古文書」七所収(『徳川家康文書の研究』中巻)

(16) 「後編薩藩旧記雑録五十四」所収、慶長六年八月二日付伊勢貞昌等宛鎌田政近書状(『徳川家康文書の研究』下巻之二)

第三節 徳川家康の鷹確保策

諸大名が進遣する鷹とは別に、配下の鷹匠が馴養し鷹狩に駆使するための鷹を、徳川家康も揃えねばならなかった。鷹の確保策は豊臣秀吉のもとで確立しており、徳川家康はこれを継承したのである。ここでは、「日向巢ひゅうがすの鷹」と「松前鷹」について考察しておく。

日向国児湯・肥後国球磨・豊後国臼杵の三国郡にまたがる米良山めらやまは、「日向巢の鷹」の産地として知られていた。すでに、足利義昭や織田信長も、この鷹に瞩目していた。秀吉も、この鷹を入手し、家康に贈ったことがある。それは、第四章第三節(近衛龍山と鷹)において言及したように、鷹数寄の人々の垂涎の的であったからである。『武徳編年集成』^{二十}に、^(一五八三)天正十一年十月十五日付の徳川家康宛豊臣秀吉書状があつて、「日向巢弟鷹だい爰こゝ元こゝ者珍敷候間、進上候。従二九州一近日鷹上候由候間、重而可レ進レ之候」と見えている。その後豊臣秀吉は^(一五八七)天正十五年に「日州鷹巢奉行」を設置した。^(一)

徳川家康は、この施策を受け継いで、次の如き内書を発している。^(二)

米良山之儀 如二前々一、鷹巢山被二仰付一候、然者、彼巢山へ弓鉄炮一切不レ可レ入候、^并於二巢山之
中一、山畑焼候事、是又可二停止一候、以二右之旨一米良小右門尉可レ被二申付一候也、
慶長六年^(一六〇二)

九月廿九日

相良左兵衛尉殿^(頼房)

御黒印^(家康)

豊臣秀吉の場合、「日州鷹巢奉行」は島津義広に委ねていたが、徳川家康はこれを肥後人吉城主の

相良氏に命じたのである。関ヶ原戦に際して大垣城の開城に功のあった相良氏を、西軍に加担した島津氏よりも重んじたゆえと考えられる。右の史料によつて、鷹巢山における狩猟・焼畑の厳禁が徹底されたことがわかる。米良山は宮崎県の最西部、九州山脈の中に位置する西米良村に在る。椎葉神楽が伝わっている。急峻な米良三山に囲まれた一帯であり、巢鷹山というのは「一、木浦之内、大河内山赤松ヶ尾一、勘女木之内、槻木谷 一、中俣之内水之本」の三か所であつて、江戸時代を通じて巢鷹を幕府に献納した〔西米良村史
昭和四十八年〕。米良山の巢鷹こそ、「日向巢の鷹」である。なお、現在でもこの地方には篠竹でこしらえる「タカウソ」という笛があるが、これは山中で声を出すと鷹が逃げるので、この笛で合図をするという。

さらに、米良小右衛門などの代官が現地でとつた具体策を知る手がかりとして、慶長十六年（一六一二）に、木曾代官山村長安が信濃国筑摩郡内に発した定書をあげておく。⁽³⁾

- 一、御巢鷹、此以前より別而入^レ精候やう被^二仰付^一候間、少も油断仕ましく候事、
- 一、御巢鷹、新巢を見出候ハ、ほうひ可^レ致候間、成程見出し可^レ申候、但、毎年おろし付候山より外之はなれて山^ニての儀^ニ候事、
- 一、御巢鷹売候を、後々聞出し候共、一類共可^レ令^二成敗^一候、うれ候を聞出し申上候ハほうひ可^レ

出候事、

鷹は急崖の窪みや大木の樹枝上に巢を懸ける。新巢を発見し、巢子鷹すのこだかを捕獲（巢おろし）するのは、なかなか至難の業である。鷹巢山近辺の在地の鷹飼人でなくてはできない。そこで巢鷹の確保と売買の禁止を厳命したわけである。ちなみに、当時の木曾地方では、鷹巢一つの発見に対して、米一石五斗を褒美としたとい(4)う。

次に、徳川家康は松前鷹の確保のために、いかなる方策をとったか。それは、慶長九年（一六〇四）八月十六日付で、津軽・秋田・由利・庄内・越後・越中・加賀・越前・近江諸領内およびその他の「泊々宿中」に対して発した次のような朱印状に見えている。

從_二松前_一鷹可_二指上_一候之間、於_二其泊々_一、宿并餌、可_レ令_二馳走_一候、若此旨相背輩於_レ在_レ之者、可_レ爲_二曲事_一者也、

(家康)
御朱印

(慶長九年)
八月十六日

津軽領内

秋田領内

由利領内

庄内領内

越後分領

越中分領

加賀領内

越前領内

近江之内

其外

泊々宿中

(「松前文書」「徳川家康文書の研究」下卷之一所収)

これは、松前慶広進上の鷹を運脚する鷹匠・餌差等に「夫・伝馬・御鷹之餌」の便宜を図るべき旨を命じたものである。⁽⁵⁾ 松前には七十七カ所の鷹出所地があつて、名鷹の産地として知られていた。⁽⁶⁾ 蒲生氏郷・伊達政宗・上杉景勝・佐竹義宣等も頻りに鷹匠を派遣し、この地の鷹を買い求めていた。⁽⁷⁾

松前鷹は海路通送されたことがわかるが、その船は、主として京都の鷹屋清六(田中)の差配によったものと考えられる。鷹屋清六は、織豊期より、鷹売買の業を営み、その利をもって海運を行なっており、慶長四年には家康から「北国中於津湊泊」船舶諸役免許を与えられるにいたった。⁽⁸⁾

一方、海路を使わずに陸路を通る場合もあったと考えられる。同じ慶長九年(一六〇四)の次の連署状によつて知られよう。

猶以、無^二相違^一可^レ被^二仰付^一候、已上、

急度申入候、仍從^二松前^一上り申候御鷹共、御領分罷通候刻、不^レ寄^二何時^一、夫・傳馬・御鷹之餌已下、
從^二松前伊豆守殿^一、理達被^レ申候者、可^レ有^二馳走^一旨上意候、恐々謹言、

四月十日
(慶長九年)

青山圖書助

成重 判

安藤對馬守

重信 判

土井大炊助

利勝 判

第三節 徳川家康の鷹確保策

津軽越(信枚)中守殿
南部信濃(利直)守殿
秋田侍從(義宣)殿
最上出羽(家親)守殿
松平陸奥(伊達政宗)守殿
米澤中納言(上杉景勝)殿
松平飛驒(蒲生忠郷)守殿
蘆野彌左衛門(政泰)殿
太田原備前(晴清)守殿
福原雅樂(資保)守殿
狐川御宿(喜連川)老中

酒井雅樂頭

忠世判

本多佐渡守

正信判

奥平大膳大夫殿^(家昌)

〔松前文書〕『同上』

以上、二つの史料について若干の解釈を加えておくことにする。まず、前者では、松前・津軽から越前・近江まで海路を順次に鷹が送られている。越前の敦賀港に上陸して、近江に入ってから琵琶湖の舟運を使い、大津より京都に達するルートである。

後者では、伊達氏、上杉氏、蒲生氏などの大名領を通過して奥州道中を経て江戸へ達したのである。

この鷹通送策は以後、江戸時代を通じて実施されたものであるが、とり分け重要なことは、路次中における鷹餌の供給であった。なお、松前鷹ならびに鷹餌の確保策等については第九章(江戸初期大名の鷹と鷹狩)第二節(松前の鷹)に於いて触れる。

江戸初期、鷹一居はおよそ二十両という高価なものであった。⁽⁹⁾ 家康は、天下の逸物日向巢鷹と松前鷹とを、居ながらにして、その鷹部屋に集め得たのである。⁽¹⁰⁾ 国産の鷹のみならず、慶長十二年(一六〇七)には、朝鮮使節が「大鷹五十本」^(もと)を据えて家康に進じたこともあった。『当代記』によれば、この鷹輸送のために、路次の諸藩から鷹師が動員され、特に「近江美濃衆之鷹師」が専従したという。

注

(1) 芥川龍男氏「戦国武将と鷹―太閤秀吉の日向鷹巢奉行設置をめぐる―」(『日本中世の政治と文化』吉川弘文館 昭55)

(2) 「相良家文書」二所収(『徳川家康文書の研究』下巻の二)

なお、巢鷹の確保策について、武田信玄が発した次のような禁制が存在する。

定

駿^(州)刃富士山之麓、西者天神嶽、東者湯澤如^レ此之間、不^レ入^二樵夫^一、御鷹之巢相改可^二獻納^一、

自今已後之儀者、重而可^レ被^レ加^二御知^一者也、

仍如^レ件

元龜三年^(一五七二)壬申 山懸三郎^(昌懸)衛尉^(兵腕) 奉^レ之

三月廿日 朱印^(武田氏丸龍)

井出九郎左衛門尉

(「判物證文写」)

これは、武田信玄が富士山の山麓の森林一帯を鷹の巢山として指定し、鷹巢山の区域に樵夫(杣人・木こり)の立入りを禁じたものである。一時的なことではなく、以後も重ねて継続的に制度化しようとしたことが分かる。先に、米良山の例でも触れたが、鷹の巢山に指定されると、樵夫のほかに、弓矢・鉄砲を用いる獵師や焼畑をする農民の立入りも禁じられた。みぎの武田信玄朱印状の宛て名にある井出九郎左衛門尉というの

は、富士山東麓の土豪であったかと思われる。武田信玄はすでに「鶴之巢警固之奉公相勤候之間、家壹間、棟別役御免」という朱印状を「網野志摩守・同新右衛門」兩名の者に発給している（永禄十一年五月十日付（同上））。

(3) 慶長十六年四月二日付「福島村置目証書」（『信濃史料』）

(4) 慶長九年・十年「木曾御勘定并方々ヨリ請取渡帳」（『同右』）

(5) すでに織田信長は、秋田愛季（出羽・下国^{しものくに}安東氏）に対して（天正三年）二月廿日付書状において、「仍為^二鷹所望^一、鷹師兩人差下候、往還諸役所、路次番并餌之事、無^二異儀^一被^二仰付^一候者、可^レ為^二悦喜^一候」と述べている。徳川家康は信長の施策を継承していると考えられよう。（奥野高廣『織田信長文書の研究下巻』）

(6) 「鷹出所名録」（『放鷹』宮内省式部職編 昭7）

(7) 「岩代国古文書」所収「蒲生氏文禄四年秋分蔵入錢請取帳」（『会津若松市史』8史料編1）

(8) 慶長四年十二月二十六日付船舶諸役免許状

なお、田中清六は、慶長五年、家康の会津討伐作戦を携えて出羽諸将を訪れており、中河市助とも親交があったと考えられる。

(9) 『梅津政景日記』元和三年極月廿九日の条に、「鷹共御売候を、鳥屋之大鷹七ツ、小判百四十両」とある。

(10) 『当代記』慶長九年の条に、「十一月十二日之此、將軍大鷹多落つる。大方、六七十居もをつるか」とある。

これは、鷹の病として『蒙求臂鷹往来』の伝える「於^二諸病中^一、血痢病者甚篤疾也」とある^レ血痢病^レのため

に多くの鷹が死んだものであろう。と同時に、家康が集積していた鷹数の多さも推測させる。

第四節 鷹の数寄者、家康

家康の鷹数寄は、自他ともに認めるものであった。『細川家記』十忠 興四に、家康の言として、「我生得、鷹と銃砲とを好む」とある。また、近衛前久も、家康は「二段鷹数寄」であると伝えている。(1)さらに、所謂文祿の役に際して家康が最上義光に語ったこととして、「ふしきに出羽も我等も此度の命をみつけ候、やかてく国へくたり、たかをつかい候はん事ゆめかうつつかと、よろこひ候」とある。(2)或いは、次の話も、家康の鷹数寄をよく伝えるものであろう。

すなわち、慶長九年八月二十三日に家康に謁見した出羽久保田城主・佐竹義宣は、家康から「若大鷹」(わかだい)進上の督促を受けた。家康は既に陸奥盛岡城主・南部利直を通じて、佐竹領の「仙北大もりにて若鷹出申」たゆえ、進上ある筈と聞いていたのである。義宣としては根拠のない話であり、全く「一代之迷惑」であったけれども、その儘ひき退る訳にもゆかず、江戸まで「(据)すゑ候巢鷹のこりなく」進上することにした。しかし家康は「巢鷹ハつねにハ不^レ被^二差置^一候へ共、鷹よく候」と言つて、架(は)に繋いでくれたので、「せめて満足」した。家康は「よの事よりハ鷹之儀ハ御数寄之事^二候間、御穿鑿^{せんさく}一入ふかく御座候」ので、「(出羽・山本郡)六郷にて出候鷹ハ若大鷹計御のほせ候やうに可^レ申候」と、国元に訓令している。若大鷹といえ

ば逸物であるが、この調養に不安を抱いた佐竹義宣は、続けて、「其手前知行所にて出候鷹ハせうにても、^(兄弟)山帰^(もまがえり)にてもこのりなく」江戸まで進送するよう催促したのであった。⁽³⁾

ところで、家康の鷹数寄は、いつの頃から始まったのであろうか。『三河物語』によれば、「竹千代様駿河之国江^江御下被^レ成(中略)アタリニテ、塙^{コツカ}ヲツカハセラレ」とあって、今川氏の人質時代に、鶴^{はいたか}(あるいは隼^{もず})をつかっていたことがわかる。また当時、鳥居元忠に百舌鳥^(もず)を鷹のように飼い馴らしてくれとせがんだという。⁽⁴⁾ 右の所伝を事実とすれば、人質としての苦渋の生活にあつて、己が意の儘になる塙に、鬱積の掃け口を求めていたと推量される。鶴の爪下にあえぐ鶉や鳩を絞め殺しては、快感に浸っていたとも言えようか。かかる少年時の体験が晩年に至るまで残り続け、家康を異様な程の鷹数寄に駆り立てて行ったと考えるのである。

徳川家康は「鷹咄」が得意であった。慶長五年(一六〇〇)八月、加賀・越前両国内の西軍属將の諸城を攻略中の前田利長は、家臣「野村五郎兵衛重猶⁽⁵⁾」を遣わして、家康に戦況を報告させた。この使者に家康が語ったことが『桑華字苑』(『加賀藩史』^(料)所収)に見えている。すなわち、「今夜は夜ともに語んと被^レ仰、五郎兵衛を御次の間に御ねさせなされ、其方は鷹ずきと内々聞及たり、鷹咄せんとて、いろく御咄被^レ遊。鷹は羽先の長くとがりたるがはやき物なり、其方は何とおもうぞ」、などとある。前田利長は前年、家康に叛いたとの風説によって、窮地に立たされたあげく、母芳春院を人質として江戸に送ってより、

北陸道の東軍の雄将として戮力していたのであった。わざわざ「鷹ずき」の使者を派遣したあたりに、前田利長の熟慮をみる思いがする。

さらに、『駿府記』には、「御鷹之雑談」の記事があり、また、武州・忍の鷹場を訪ねた伊達政宗進上の五居の鷹を見た家康は、「箇様之鷹、近年無^二御覧^一由被^レ仰、又、ヲキナクラヨリ出候鷹、是モ一段カモイニ候トテ、御意ニ入、御機嫌能、残三ツ之御鷹モ、何モ能候へ共、二之鷹ニ合候へバ、カゲモナキ」と語ったともいう。⁽⁸⁾

徳川家康の鷹咄は熱気を帯びていた。政治・外交上の話の際にも屢々、鷹のことが飛び出していたようである。たとえば、小牧の戦い後、秀吉から上洛勧告を受けた時の忿満を、「この鷹一居もて蹴ちらさんものを」と表現している。⁽⁹⁾ また、英人ウィリアム・アダムスに対して、唐船と日本船との戦いを想定した家康は、これを「鷹に鶴とらする心」と同様であるとして、次の如く語ったという。⁽¹⁰⁾

まづ千町程の田に鶴が多くむれ居るを、逸物の鷹千据放つとも、つかふ者拙くては捉事ならず、巧者の鷹匠ならば、あらかじめ寄^{よせ}を作り、肉^{シ、}あてして、⁽¹¹⁾ 天氣の陰晴と風の向背とを見定めし上、一据にても鶴を捉う事うたがひなし。何ばかり俊鷹なりとも、己が力のみにては、鶴のごとき大鳥をとる事は叶はず。(中略)日本の人、何ほど剛なりとも、計策なくては制する事を得んや。

鷹狩は、家康にとって最大の遊樂であった。「たゞ鷹つかふことばかりは御天性すかせられ、御若年より御年よらせらるゝまで、いさゝかもいとまある折は、かならず出立せ給ふことなり」と伝えられ、時として、「たゞ鷹のことばかりに御心とめられしさま」であったという。時として、鷹狩の効用を「筋骨労働し手足を軽捷ならしめ、風寒炎暑をいとはず奔走するにより、をのづから病など起ることもなし」としている。その他に、民情視察や軍法訓練にも役立つとは言っているが、何よりも「撰生」にすぐれて効果があると認められていたのである。⁽¹²⁾

さて、徳川家康には数多くの鷹匠が属していた。『家忠日記』の天正十九年（一五九一）正月十二日の条によれば、「江戸御鷹飼衆百五十計にて被^レ越候、小栗忠藏・安藤彦四郎大将にて候」と見えている。この鷹飼衆とは、鷹師・鳥見・餌差・犬飼など、鷹狩に従事する専門集団の中でも、特に鷹匠・鷹師たちを呼称したものと考えられる。小栗忠藏は終生、家康の鷹匠として仕え、その子長右衛門政次も、将軍家光の鷹師頭になっている。⁽¹³⁾ 安藤彦四郎（帯刀直次）は、長久手の戦で池田勝入や森長可らを討ち取った勇将でもあり、家康の側近として重用された。特に諸大名の鷹進献時には、本多正純と共に、家康への鷹披露役を務めたのである。⁽¹⁴⁾ なお、正純の父本多佐渡守正信は「はやぶさ鷹師」^(三河物語)から身を立てたことを想起すれば、正純が鷹故実に通じていたのも首肯できる。

放鷹の故実について言及すると、信濃・諏訪社の大祝で武田氏滅亡後の天正十年（一五八二）に家康に属した諏訪頼忠が多く鷹書を家康に提供したこと⁽¹⁵⁾、祢津流の祢津松鷗軒信直も同じ頃家康から所領を宛行われたこと⁽¹⁶⁾、吉田流の吉田家政、さらに公家放鷹の故実に通曉していた近衛前久（龍山）が天正十年以来、家康に寄寓したこと⁽¹⁷⁾、等を挙げ得る。家康が当代一流の鷹術家を重用したことがわかる。そして、ついには、公家衆の「鷹つかひ」を禁じたことなどは、かれの鷹術独占の意図を示すものとみてよい⁽¹⁸⁾。

先述以外に名の知れる鷹師としては、佐々行政⁽¹⁹⁾、吉田正直、戸田吉久⁽²⁰⁾、阿部宗重・三橋盛次・間宮信繁⁽²¹⁾・蜂屋勝五郎・堀田一継・松平正次・大屋小平次⁽²²⁾などがいる。このうち、佐々・吉田・蜂屋・堀田の四名は、かつて豊臣秀吉に仕えた鷹匠であった。

豊臣秀吉が織田信長の鷹匠を吸収したごとく、徳川家康も同様のことを行なっている。すなわち、『落穂集』によれば、家康は慶長四年（一五九九）に摂津茨木において、大規模な鷹狩を催したという。同年九月、大坂城西丸に移った家康は、増田長盛・佐々行政らに命じて、「鷹師どもよび集め、よろづむかしの如く用意」させ、故太閤近侍の茶人・御咄衆（御伽衆）らを伴って、鷹野に出たのであった。ここに「むかしの如く」とあるのは、信長の東山放鷹や秀吉の大鷹野が具備した意図と規模という意味を含んでいると考えられる。その詳細については不明であるが、秀吉恩顧の鷹師（鷹匠頭・堀田一継）・犬飼・餌差衆らに、甚大な絹布や金銀を与えたこと、そして、大坂城内の主導権を握った直後であることなどを考え

合せれば茨木放鷹こそ、鷹狩における天下制覇の野望の実現を示したものとみることができ。なお『落穂集』では、右の鷹狩を十一月の頃とし、「明る六日に還御」としているが、『御湯殿上日記』の同年十二月八日の条に、家康から鷹の鶴が献上されたとあるので、十二月五日実施と判断しておきたい。

注

- (1) 「後編薩藩旧記雑録^{十四}」所収、天正十一年十月五日付島津義久宛近衛前久書状(『大日本史料』第十一編之五)
- (2) 文禄二年五月十八日付伊良子信濃宛最上義光書状(『伊達家文書之二』)
- (3) 「洪江文書」所収、慶長九年九月二十六日付、洪江内膳宛佐竹義宣書状(『大日本史料』第十二編之二)
なお、このことは第九章第一節に詳述している。
- (4) 「鳥居家譜」(『徳川実紀』第一編所収「東照宮御実紀附録」卷二)
- (5) 『徳川家康文書の研究』中巻580・617ページ
- (6) 慶長十六年十一月十六日の条
- (7) カモイとは「鳧居の鷹」のことで、股と胫ともに短く、肘の骨が曲がっている形の鷹である。尾をそらして体をまるくして美事な鷹である。(『放鷹』所収、「鷹犬詞語彙」)
- (8) 『伊達貞山公治家記録』附録三、慶長十六年霜月十一日の条
- (9) ・(12) 「中泉古老伝」(『東照宮御実紀附録』)
- (10) 「君臣言行録」(『同右』)

- (11) 「寄よを作り」とは、えものに接近するための仕掛けをすること。「肉しあて」は鷹餌の量を調整しておくことである。(7)に同じ)
- (13) 『駿府記』慶長十九年十二月二十四日の条ならびに『大猷院殿御実紀』寛永十七年十二月二日の条
- (14) 『駿府記』慶長十九年九月十日の条
- (15) 『信濃史料叢書二』所収、三月六日付神長守矢宛諏訪頼忠書状に、「鷹之書拔書共五卷参著申候、畏入候(中略)御鷹将致^二内談^一」一巻度^レ写候而可^レ致^二進上^一候、其上之儀ハ悉返進可^レ申候」とある。
- この「御鷹将衆」とは、家康配下の鷹匠を指す。
- (16) 「譜牒余録後編」所収、天正十一年九月廿八日付禰津松鷗軒所領宛行状(『徳川家康文書の研究』上巻)なお、『禰津松鷗軒記』は鷹書として有名である。
- (17) 『島津家文書』所収、慶長八年卯月二十五日付島津義久宛近衛龍山書状、第三章において考察したように、龍山は自ら鷹を飼養しており、上杉謙信、織田信長、島津義弘などにも寄寓して、鷹の故実を伝えた。
- (18) 慶長十七年六月八日付山科言緒より広橋兼勝・勧修寺光豊に提出せる請書(『徳川家康文書の研究』下巻之一・『言継卿記』)。なお、石清水八幡宮に対しても、神領内において鷹仕う者を厳罰に処している。(『菊大路文書』慶長十五年九月二十五日付)。
- (19) 『当代記』慶長十八年十月の条に、「佐々淡路守兄弟、近年在^二駿府^一けるか、兩人なから此度改易也。是は信長・秀吉二代の鷹の上手也、依^レ之大御所も信長の時より被^レ加^二墾志^一し者也」とある。
- (20) 『当代記』慶長十四年十月三日の条に、「去年中に百三十五鶴を取けるか、百十計は此(季)ふにて取ける」とあって、戸田吉久が鶴取の名人であったことがわかる。
- (21) 間宮左衛門尉信繫(初名は信盛)。もと北条氏の家臣であったが主家滅亡後家康に出仕した。

『家忠日記』天正十四年四月一日の条に、北条氏が「大鷹十二」居を家康に贈ったことがみえており、このときの使者が鷹師間宮氏であったと推量される。

(22) 『伊達家文書之二』(六九七号)(慶長五年)八月七日付伊達政宗宛徳川家康書状

第五節 大御所時代の鷹狩

逸物の鷹・有能な鷹師などを確保し得た徳川家康の鷹狩は、生涯千回以上に及ぶと言われる。特に慶長十年、將軍職を徳川秀忠に譲ってからの大御所家康の鷹狩は、『当代記』や『駿府記』の記載分だけでも、驚くほど多い。鷹の鶴をかぞえると、五百十五羽にもほる。

大御所時代の十年間、家康の鷹野行が頻繁であった理由は何か。それは史料の豊富さにもよるであろうが、幕府権力の強化が、大御所を思いの儘に鷹野に出向かせる第一の要因であったこと疑いない。

第二に、大坂の淀殿と豊臣秀頼に対する牽制策である。すなわち、遠江・三河への鷹狩に家康の戦略を見る。たとえば慶長十七年(一六一二)には、鷹野のためと称して正月七日に駿府を発ち、田中・中泉・吉良から名古屋に到り、二月十一日に帰城している。供奉者数千人。この間に捕獲した鶴七十六羽。しかも、この鷹狩を誇示する如く、後陽成院と秀頼に鷹の鶴を進上したのである。また、慶長十九年の冬

の陣に際しては、道中たびたび鷹を仕い、その帰途においても、名古屋・岡崎・吉良・浜松などで、盛んに鷹狩を催し、この時も窮地に追いこんだ大坂城に鷹の鶴を届けている。

第三の理由は、外様大名への威圧策であり、かつ江戸城に対する監督を兼ねてのものであった。たとえば、慶長十七年十月、関東の鷹師が「当年雁、鴨、諸鳥甚だ多き由」を報じてくるや、徳川家康は早速、駿府を発し、路次中鷹を仕いながら江戸へ向った。この時、家康の「鷹野陣羽織」は、田中勝介が献上したノビスパンの紫羅紗で仕立てられていた。江戸入城に際しては在府の諸大名が悉く出迎えている。秀忠に対しては、その次子（忠長）国松への偏愛を諫め、長子竹千代を重んずべきを論したりしている。後に家光が祖父に似て、大の鷹数寄となったのは、このあたりに起因しているに相違ない。家康は一ヶ月余の間、関東の鷹場にすこし、秀忠をも誘い出して「駿府以来之御鷹之鳥、日々有二御料理一」而賜二近侍一たという。⁽¹⁾伊達政宗などは、鷹場を訪ねて將軍と大御所に鷹を進上している。なお、家康はこれらの鷹狩の予定覚書を『道中宿付』として作成していた。⁽²⁾また、この年の川越放鷹の模様を、絵師住吉具慶に描写させたという。⁽³⁾

家康はこのような鷹狩を毎冬実施したのであった。そして、本多正純・安藤直次・成瀬正成・後藤庄三郎ら駿府城の側近者をひきつれて鷹狩のために関東へ赴いてくる徳川家康に対して、秀忠とその幕閣・諸大名たちは、鷹に睨みすえられたような畏怖を感じたにちがいない。「幕府御後見」の本多正信

が鷹野に参向し、家康と「江戸御雑談」をしていたというのは、右の状況を推察させる。さらに、家康が佐竹・伊達・上杉などの鷹数寄な外様大名に、関東の鷹場を許可したのは、鷹と鷹狩を通してかれらを懐柔するためであった。

大御所の鷹狩の頻繁さは異常というほかはない。愛鷹の働きぶりに一喜一憂する家康であった。『駿府記』には、「白御鷹始撃⁽⁴⁾真名鶴⁽⁴⁾、御気色快然」とあり、『当代記』には、「大御所関東方々鷹野し給、鶴鷹取事無⁽⁵⁾際限⁽⁵⁾、中にも於⁽⁵⁾忍白鳥を鷹取之間、快気し給」などである。

ところが、『当代記』によれば、「大御所鷹野え出給う処、秘蔵の大鷹被⁽⁶⁾見失⁽⁶⁾、松前より大鷹十六居上る。此内十三落て、た、三つ残、武州忍又遠州中泉鳥屋え被⁽⁶⁾入大鷹共多損して、鷹師共蒙⁽⁶⁾勘当⁽⁶⁾」とある。⁽⁶⁾家康の激怒のほどが知られる。

徳川家康は鷹に耽溺していた。慶長十二年（一六〇七）の駿府火事の時に、小姓の高木助九郎が鷹を救出したと知った家康は、即座に貞宗の名刀を与えたという⁽⁷⁾。儉約家とされる家康にして、鷹の夜据えには高価な蠟燭を使ったと伝えられる⁽⁸⁾。鷹医師の名人浅井兵庫に、秘蔵の鷹の治療を頼み、まんまと一杯食わされて、「あまり御鷹にすかせらる、故に初て人に御だまされ」たという話などもある⁽⁹⁾。

る（『紀伊国物語』下）。

注

- (1) 『駿府記』慶長十七年十一月八日の条
- (2) 『徳川家康文書の研究』下巻之一、681ページ、徳川記念財団蔵 徳川家康筆「御鷹野道中宿付」(慶長十四年・十五年)。
- (3) 加藤秀幸氏「家康公の鷹狩」〔『大日光』日光東照宮 昭和四十七年〕
- (4) 慶長十六年十月十五日の条
- (5) 慶長十七年閏十月廿日の条
- (6) 慶長十五年十二月十三日の条

結 び

徳川家康の霊柩が久能山から日光に移葬された時、鷹の造物十二居と鷹師が参列した。寛永十三年(一六三六)四月の日光山祭礼には鷹師十人が臨んでおり、この時、酒井忠勝は十二枚の鷹絵額を東照宮に奉献している。慶安元年(一六四九)の祭には、徳川家光の逸物の鷹二居が奉献されている。芝増上寺安国殿には、あらゆる障壁・門柱に鷹の絵と金具を附したというし、川越千波東照宮には立派な鷹の絵の十二枚の懸額がある(第九章第四節鷹絵額と酒井忠勝に詳述)。

徳川家光の時代に、鷹場の管理や巢鷹の独占策等、鷹に関する幕府の諸施策は完備した。これらは、戦国家法（大内家壁書・塵芥集・信玄法度・長宗我部元親百箇条など）に見られる、大名と家臣団の鷹占有の動向の帰結と云うべきである。

しかしながら、織田信長・豊臣秀吉らの鷹数寄を目の当たりにしてきた徳川家康の、前二者を遙かに超えた鷹執心こそ、幕藩体制下の鷹飼と鷹狩の在り様に、決定的な作用を及ぼしたと断言できる。

公家をはじめ諸大名の家臣、また庶人から鷹狩の方途を奪い、あまつさえ、鷹場に群れる諸鳥の保護のため、田畠を占有したのであった。

かかる武家の鷹狩に対する冒頭に揚げた『浮世物語』の浅井了意による批判は、徳川家康が甘受しなければならなかったのである。

（初出『國學院雜誌』第八十二卷
四号「同題」昭和五十六年四月）

第九章 江戸初期大名の鷹と鷹狩

はじめに

既に、第七章伊達政宗の鷹と鷹狩および第八章徳川家康と鷹狩において、本章が取扱おうとしている時代の大名と鷹狩の実況は論及し尽くした観が無いわけではない。しかしながら、さらに一章を割いて考察する意図は何か、という点について触れておくことにする。

それは、将軍家康・秀忠・家光の三代を江戸初期と規定した上で、この半世紀における諸大名の鷹と鷹狩が、将軍家によってどのように制御されていたのか、さらに、諸大名がどんな施策を講じながら、将軍家に鷹を献上し続けていたのか、という点を明らかにする必要を感じるからである。そして、この二点とは別に、いったい大名の鷹と鷹狩が自領内においては、具体的にどのように展開されていたのかについてもとらえてみたいと考えたからである。

そこで、上記二点については、佐竹義宣の場合と、松前の蠣崎義弘の例を取り上げて、あとの一点に
関しては、筑前・肥後の細川忠興の例を考察の対象にしてみたい。

第一節 佐竹義宣と鷹

北関東から南奥羽にかけて勢力を振るった佐竹氏は、天正十八年（一五九〇）に豊臣秀吉から五十四万
五千石を安堵されたが、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦に西軍に従ったゆえに、秋田二十万五千石に
移封された。江戸初期大名の中でも佐竹義宣は、伊達政宗と並ぶ鷹数寄な大名として知られる。両者は
古来名鷹の産地を領国とし、また、極東シベリア地方から渡ってくる諸鳥の飛来地を広く擁していた。
かつて、足利將軍家や織田信長、そして豊臣秀吉たちが渴望して止まなかった出羽（佐竹氏・陸奥（伊達氏）
の良鷹は、江戸幕府による巧妙な大名配置の結果として、徳川家康の元に進遣されることとなったので
ある。

すでに第八章において、徳川家康と佐竹義宣の鷹をめぐる事例を見たのであるが、ここではより詳し
く取り上げてみたい。

次に掲げる史料は、江戸在府中の佐竹義宣が秋田城の渋江内膳政光に宛てた書状である。

尚以先日(敦賀)つるかへこし申ものに、失念候て不二相尋一候、舟にてさしこしまつほか、舟はそん(破損)のとき紛失候や、又きやうとへ相着候や、よくたつね候て、重而のたよりに、失念なく可二申越一候、以上、

去(八月)廿二日に江戸参着候、翌日右大将様へ御目見得仕候處に、仕合無レ残所候、同日の晩に、又御振舞にて罷出候、越中(より)所二取候馬、於二爰元一相聞得候由候間、差上候へハ、御意に不レ入由候、内膳所江之月毛馬ハ御意に入候、

一 今度南部殿、我等(より)先二此方へ御着にて、將軍様へ如下被二申上一候上、仙北大(大森)もりにて、若大鷹出申候間、我等二参由被二仰上一候、依レ之、罷着候(節九)即將軍様江急度差上可レ申由被二仰付一候、もと(より)とれさる事に候間、其成申候へハ、御不審之由御意二候間、迷惑候て誓詞をいたし、島田清左衛門尉を相頼、佐州へ懸二御目一候へハ、御聞分らるゝ之由候間満足候、一代之迷惑可二有推量一候、爰元へ二参由候巢鷹のこりなく上候へハ、巢鷹ハつねにハ不レ被二差置一候へ共、鷹よく候とて、御架に被二差置一候間、是にてせめて満足候、此上之儀者、手前知行にて取候ハ勿論之儀、六郷御知行にて取候鷹など、壹ツも御隠被レ成候てハ、もつての外なる事に候間、殘なく被二差上一候やうに可レ申候、此度之儀ハ偽事に候間、誓詞にて申□候、少之儀も其□之儀不二

相隠^一候間、由斷仕間敷候、又六郷へも其成可^レ申候、隣國之衆、なき事をさへ被^二申上^一候間、ある事はすこしも隠有ましく候、よの事^(より)ハ鷹之儀ハ御數寄之事に候間、御穿鑿一入ふかく御座候、六郷にて出候鷹ハ、若大鷹計御のほせ候やうに可^レ申候、山歸又せう^(やまがえり)なとハ御架にも不^レ被^二差置^一候間、不^レ入事候、將軍様、大將様へ懸^二御目^一候て、御意に不^レ入候て、御返被^レ成候をは、又六郷へ上可^レ申候間、其成可^レ申候、手前知行所にて出候鷹ハ、せうにても山歸にてもものこりなく可^二差上^一候、將軍様も去廿一日御渡野に御出被^レ成候、三十日程も有^二御座^一へきにて候間、于^レ今御目見得不^レ申候、御歸まで江戸に居可^レ申由、佐州御内儀候間、まち申候、當年ほと雁鶴おほく候事ハ、十年にも廿年にも無^レ之由候條、將軍様御年を江戸にて可^レ被^レ成由をも風聞候、爰元鳥しやうはいに御法度にて無^レ之候間、白鳥とれ次第に、急度さしのほせへく候、

(慶長九年)
九月廿六日

義宣(花押)

澁江内膳 殿

(「澁江文書」(大日本史料十二ノ二)所収)

かなり長文のこの書状を通釈すれば次のようになる。

(一) 慶長九年(二六〇四)九月は、前年二月徳川家康が伏見城において征夷大將軍に任ぜられてから一年半後にあたり、閏八月に江戸城に在った時期にあたる。江戸幕府草創期における將軍および諸大名の昂揚の気がみなぎっていたであろう。そのような時期に南部利直が隣境に所在する出羽仙北郡大森(佐竹領)からとれた若大鷹を佐竹義宣から進上あるであろうと偽って將軍に伝えたという事件が発覚した。

(二) 佐竹義宣は大森の若大鷹はもとより入手していない。慮外の迷惑に思い、本多佐渡守正信に事情を説明した。本多正信は徳川家康の鷹匠から身を立てた人物であるから、理解が早かったのであって、佐竹義宣はその際、国元から江戸に運脚されていた巢鷹を残らず家康に進上した。

(三) 家康は、ふだんは巢鷹は置いておかないが、佐竹義宣の鷹は宜しいというわけで鷹架につないだので、義宣は満足した。今後は、秋田領内でとれる鷹は隠しおいたりせず残らず家康に進上することにするとさえ約束した。

(四) 隣国の南部氏の家臣などがありもしない話を持ち出すわけだから、大森に限らず六郷(出羽山本郡)の方の鷹師たちに申し付けて、少しも隠さないで鷹を進上するようにせよ。

(五) 將軍は余の事よりは鷹のことは「御数寄」のことであるから、細かい点まで根掘り葉掘り訊ね

られるのである。六郷（横手から六郷辺りは佐竹氏の鷹場であった）からとれる鷹は若大鷹だいていばかりを江戸へ届けるようにせよ。山帰りの鷹しょうまた兄鷹しょうなどは、家康は架にも繋がないから不要であるのだ。

(六) 徳川家康と秀忠に披露した鷹が気に入られなかった時は、また、六郷へ戻すことにする。六郷の鷹しょう（若大鷹）のほかには領内で鳥屋出しした鷹は兄鷹しょうでも山帰り鷹でも残りなく江戸へ運脚すること。

(七) 將軍家康は九月二十一日から三十日間ほど鷹野に出ているので、いまだに御目見得の機会がないが、帰城まで江戸に居るようという本多正信からの申付けであるので待っているところである。（この年九月は小の月こづきであるので「三十日まで」とは解さず、三十日間とみた）

(八) 当年ほど、雁や鶴が多く飛来しているのは十年、二十年このかた無かったという。（それで鷹狩の好機だから）將軍は江戸で越年するだろうという風聞である。

(九) （現在のところ）江戸では、鳥商売の法度は出ていないので、（秋田において）白鳥が捕れ次第、きつと江戸へ進上すること。

(十) （尚書きの部分に見える敦賀とんが云々については、第二節において後述する。）

ここには佐竹義宣が伊達政宗と同じように鷹を介して徳川家康に接近して行ったことが明示されている。さらに佐竹義宣は二代將軍秀忠に対しても秋田の秀鷹を進上し続けることになった。

たとえば、佐竹義宣は秋田から運脚された白大鷹を将軍家へ献上したところ、将軍秀忠は大いに機嫌よく、「鶴取の鳥屋の大鷹二つ、若鷹一つ」を下賜し、そのうえ、義宣の鷹場として、「栗橋、古河^{こが}、八木橋、山川、結城、下妻、下館あたりまで」を与えたという（『梅津政景日記』元和二年十月二十六日条）。

あるいはまた、翌元和三年（一六一七）冬には将軍家より鷹狩の暇を賜わり、「鳥屋の大鷹鷹取」を二居下賜された。そのうち一居は高麗鷹だったという（『同上』二月三日条）。

ここで注目する必要があるのは、将軍家は諸大名から鷹進上を受けるとともに、諸大名に対して鷹を下賜していたという点である。近世封建制度に見られる新たな「御恩と奉公」の関係の表徴というべきであろう。これを近世国家の「権威と儀礼」の一例として規定することに異論はないけれども、鷹は本研究でしばしば言及したように太刀・馬、その他の品々とは異種な性格を具有したものとみるべきであろう。

ところで、佐竹義宣の重臣に梅津政景が居り、『梅津政景日記』をのこしている。梅津政景は佐竹義宣の頻繁な鷹狩に随伴していた。義宣は政景に対して、鷹を下賜したり、獲物の白鳥や鶉を度々給与したりした。大名と家臣の間における鷹および鷹の鳥の進上と下賜もまた、新しい時代の御恩と奉公の形を表徴している。

佐竹家では正月四日を初鷹野の日と定めていた。また、久保田から能代・男鹿の鷹場まで、しばしば泊りがけの鷹狩に出た。寛永六年（一六二九）などは正月四日の鷹狩初から十七日まで蛇川の鷹狩。二十

日、二十三日、二十九日から翌月二十九日まで一か月間、鷹狩に出ている。同年八月九月十月のほとんど三か月を狩暮らしたほどである。大がかりな鷹野の獲物の数は多かった。寛永元年（一六二四）七月には、六日から十二日までで合計三千九百九十四羽の諸鳥を捉えている。このうち義宣は鷹の鳥三百二十羽、政景は三百十四羽を獲った。

佐竹義宣は鷹に耽溺し、獲物となる諸鳥を囲いこむようになる。そのため、領内に「諸鳥法度」を發令し、領主以外に鳥をとることが禁じられた。元和二年（一六一六）の『梅津政景日記五』（五月廿一日条）にこのことがみえている。

一、諸鳥御法度ノ新御札、右近殿名付ニて、御安紙以^{〔案〕}二六枚^一、鹿子畑正介為^二書申^一候、四枚ハ

荊羽野・神宮寺・大まかり・六郷ノ分、築民部^{〔宗勝〕}ニ渡申候、壹枚ハよこ手、須濃州へ差越申候、一

枚ハ湯澤、左門殿へさし越申候、於^二以来^一ハ、うつら・ひばりハ不^レ及^レ申、す、めの子成共取

候ハ、可^レ為^二曲事^一由、御意之段、状^二書申候^一、

一、箭安^{〔箭田野義正〕}・伊外記^{〔真崎季富〕}・眞長右衛門所へ書中越申候、

仙北ノ内より何成共鳥持参候者細、からめ差上候へ、ほう美被^レ下へき由、御意之段申越候、又

仙北中へハ、於^二向後^一、くほ田御餌さし成共参、鳥取候ハ、からめ差上へきよし、御意被^レ成、

侍ニ候共おさへ置、住進可^{〔注〕}仕由、被^二仰出^一候、其御札ノ写、右近殿へ持参、御城ニてわたし申候、

これは、領内、仙北郡の諸所に「諸鳥法度の新制札」を掲げて「鶉・雲雀・雀の子」のようなちいさな鳥にいたるまで捕獲してはならぬとしたものである。

そのきっかけというのは、同日条によれば、佐竹義宣は横手より六郷（出羽・山本郡）まで鷹狩に出かけたのであるが、鶉がまったくいなかったので、「和菟野まで、俄二御返被_レ成候」とあることによつて明らかである。

そこで「仙北ノ鶉一切無_二御座_一付、新御札可_レ被_二立置_一」ということになったという。

制札を立てた諸所には「くほた御餌さし」（秋田久保田城配下の餌差衆）などを派遣して、違反者を逮捕させるとまで言及しているのである。仙北郡における鶉の激減は、鷹狩による乱獲が原因であつたらうが、それを庶民のせいにしてしまふのであつた。

このような鳥の掟や鷹場の掟は、当時、徳川家康や伊達政宗、それから、酒井忠勝なども実施していた。なお、右の制札に餌差衆とあるのは、鷹飼養のために餌とする鳩・鶉・雀などをとりもち竿やもち縄で捕獲する人々をいう。獵犬をあやつる犬飼衆・諸鳥のたまり場を見定める鳥見衆などともに鷹匠の指揮下に属していたのである。

佐竹家の鷹匠として知られるのは、次の人々である。

八嶋弥介 川口彦右衛門 下田基吉

伊藤勘左衛門 浅利長介 浅利右市

深堀伊兵衛 高屋五左衛門 下田伝右衛門

浅堀二介 浅利勘兵衛 林次郎兵衛 木工兵衛

村井兵吉 平野主税 石垣七左衛門

平野兵左衛門 平野茂左衛門 平野清八 菅又総兵衛

高屋五左衛門 江戸与五衛門 江戸勘四郎

以上のうち、寛永十年（一六三三）三月二十九日、佐竹義宣の葬儀の行列に参加した鷹匠の中で、江戸勘四郎は撚子一本を携え、山田彦右衛門は餌袋を持ち、平野清八は策鞞を手にして従った。さらに、平野兵衛門は兄鷹一居を捉え、平野茂左衛門と高屋五左衛門とで弟鷹二居、菅又総兵衛は隼一居を据えていたという。梅津政景は同月十日殉死している。

鷹匠は久保田城に居る者と、江戸藩邸に勤める者と二手に分かれていたようである。なお、上記鷹匠に浅利名字の者がいるが、かれらは、会津蒲生氏に仕えた浅利金介と同族であろう。一族には『浅利兵庫助鷹書』一巻をのこした者もいた（『放鷹』所載「鷹書解題」）。

また、平野名字が見えるが、かれらは下野宇都宮氏に仕えて宇都宮神社の贄鷹に携わる宇都宮流の鷹匠であろう。主家が豊臣秀吉により改易されて以降は常陸佐竹氏に仕えた。文禄四年の奥書をもつ『宇

都宮社頭納鷹文拔書秘伝』はこの一族の著述という(二本松泰子『中世鷹書』の文化伝承 二〇三頁)。

『梅津政景日記』に「御鷹師衆、江戸へ五人罷上候間、半右衛門大鷹ものほせ申候」とある(元和二年九月六日条)。

さらに十月一日にも「御鷹師衆江戸へ罷上候、白ノ太鷹〔天〕参候」とあって、この鷹は十月二十日ごろに江戸に到着し、すぐさま、徳川秀忠に献上されたことが、十月二十六日久保田着の飛脚便で知ったという。

佐竹義宣は参府の折も、久保田帰国の途次にも鷹狩をたのしんでいた。

たとえば、元和三年(一六一七)正月帰国のときは、「小鹿・栗橋(古河・下総猿島郡)・同葛飾郡)・五六日も御鷹を御遣被_レ成来月

五日・六日」に久保田に入る予定だと記されている。雪国のことだから、新庄まで出迎えのために徒歩百人に櫓をひかせて行くともある(同年正月十九日条)。

ところで、当時は將軍や諸大名による鷹の需要が増す一方であったから、良鷹の産地として知られた松前・津軽・南部地方には大名配下の鷹匠が頻繁に出向いていた。

また、將軍家の鷹匠(山田彦左衛門・山本久作・大塚茂左衛門・山田六郎右衛門・伊藤善左衛門など)は毎年のように松前・津軽へ行き、その途中、久保田城に立寄っている(『佐竹家譜』)。

上杉景勝の鷹匠五人が元和四年九月に久保田へ下向して鷹購求を頼んだときには、梅津政景は「爰元ニハ賣鷹一切無_レ之候」と答えている。そして、この地方で取れた鷹は、將軍家へ進献するので、佐竹義宣の鷹狩につかう鷹は「松前より毎年所望」しているものと述べ、上杉景勝の鷹匠も「松前へ被_レ

参候（而）「可レ然」と申し渡している（『梅津政景日記』（元和四年九月十一日条））。

上杉家の鷹匠が松前まで行くのは、このときが最初であったようで、甚だ困惑したあげく、小判百両を佐竹家より借入れて松前へ行ったともある。きわめて高額な金額といえよう。

佐竹家の鷹匠が松前へ行くときには、小判四十両を要したようである（『同上』（元和三年八月晦日条））。同年十二月十九日になって、松前から大鷹（大）十居と兄鷹（小）一居が久保田城に届いた。

隣国の津軽家からはよく歳暮、年賀として鷹がもたらされた。元和四年（一六一八）十二月には「若大鷹壹つ・山歸（大）太鷹壹つ、若兄鷹壹つ」の進遣があった（『同上』（極月廿七日条））。元和九年にも「若黄鷹一居、山歸

大鷹一居、若兄鷹一居づゝ、」がもたらされた（『佐竹家譜』（十一月二十九日条））。

鷹狩の中でも隼を駆使する方がおもしろい場合がある。隼は「上空から人間より遥かに遠くの獲物まで見わけ、しかも地上から鷹匠が半径一里くらいの距離まで操ることができ」という（『天皇の鷹匠』（諏訪流第十六代鷹師花見

薫二〇〇二）。
年草思社）。

隼は雲雀や雉・鶉を獲るときに重宝がられた。隼の確保もまた不可欠であり、佐竹義宣は常陸・下総から山城国へまで鷹匠を派遣していた。

「二十五日隼所望の為に徒歩三人（高橋内蔵允、岩村瀬兵衛等三人）鷹匠一人鹿島（常州）・海上（総州）に遣す。且、検所望の為に鷹匠一人宇治（山州）に遣はす。」とある（『佐竹家譜』（寛永七年八月二十五日条））。

江戸城下は空前の鷹売買に沸きかえっていたと言ってもよいであろう。大御所・将軍をはじめ旗本御家人、さらに老本身の外様大名や譜代大名にいたるまで、鷹・鶴・隼に熱を上げていたのである。

元和三年の暮れには、大鷹一居が小判で二十両という高値であったことが知られる。それは、「鷹共御賣候を、鳥屋之大鷹七ツ、小判百四十両ニ御めし被_レ成、御氣嫌之由、」とあつて分かる（『梅津政景日記』元和三年十二月二十九日条）。

第二節 松 前 の 鷹

先に第六章第三節（文禄の鷹狩熱）で豊臣秀吉が、蝦夷松前の蠣崎慶廣から巢鷹献上のために講じた方策が成立していたことを述べた。

それは、「明国征討朝鮮渡海」（文禄の役）の本営・肥前名護屋において発せられたものである。蠣崎氏は最も遼遠の地より馳参していたのである。そして、蝦夷地の安堵権を与えられ（文禄二年正月五日付秀吉朱印状）、ついで翌日付で、次の「黄鷹献上に伴う伝馬朱印状」を付与されたのであった（『松前町史通説編』第一卷上、所収「福山秘府」卷之八）。

巢鷹従_二松前_一毎年蠣崎志摩守可_二居上_一候間、於_二泊々同宿已下_一不_レ可_レ有_二異儀_一候、並飼之事、其所ヨリ入_レ念可_二申付_一候也、

(一五九三)
文禄二正月六日 朱印

秋田安藤太郎領内

津軽右京亮領内

越後宰相中将領内

加賀宰相領内

北庄侍従分領

大谷刑部少輔分領

西近江中

其外泊々在々

これは蝦夷地松前の巢鷹を、海路、京・大坂の秀吉のもとまで輸送するうえで、油断なきように命じたものである。日本海側の港々の宿舎と「飼之事」すなわち鷹の餌の供給のことも念を入れるべきことを命じている。

以上の政策は徳川家康も慶長九年（一六〇四）に継承している。すなわち、同年八月十六日付朱印状に、次のように見える。

從^二松前^一鷹可^二指上^一候之間、於^二其泊々^一、宿并餌、可^レ令^二馳走^一候、若此旨相背輩於^レ在^レ之者、可^レ為^二曲事^一也、

御朱印
(家康)

(以下略す。第八章第三節に前出)

(中村孝也著『徳川家康文書の研
究』下卷之一所収「松前文書」)

松前鷹の最終揚陸地点は、右の豊臣秀吉朱印状では「西近江中」となっており、徳川家康朱印状では「近江之内」となっている。このことについて^二、三言及すれば、まず「西近江中」とあるのは、琵琶湖西岸の「今津」を指しているであろう。これは若狭小浜湊に入船し、次に若狭街道から今津に至るルートである。また「近江之内」とはおそらく湖北岸の「塩津」であって、これは越前敦賀湊に上陸して七里半越を経てくるルートである。いずれにしても今津または塩津からは湖上舟運をつかって坂本に到達するのである。豊臣秀吉の時には、鷹匠たちは、その港から琵琶湖を渡り、京・大坂へと行き、徳川家康の時には、湖南から中山道に出て江戸へ、東海道から駿府へという路次をたどったと考えられる。なお、本章第一節「(慶長九年)九月廿六日付、澁江内膳宛て佐竹義宣書状」通釈(十)についてこの際付言

すれば、秋田からの鷹がやはり舟路をつかって敦賀へ運ばれていたことが明らかである。ここでは、「舟は(破損)そのとき」その鷹が紛失したのか、それとも京都へ向かってしまったのか、と心配している。

一方、津軽海峡を渡った後、陸路奥州道中を使って、江戸まで通送するルートが、同年四月に確立していた。『同書』〔松前文書〕につきのようにある。

猶以、無^二相違^一可^レ被^二仰付^一候、已上、

急度申入候、仍従^二松前^一上り申候御鷹共、御領分罷通候刻、不^レ寄^二何時^一、夫・傳馬・御鷹之餌已下、

従^二松前伊豆守殿^一、理達被^レ申候者、可^レ有^二馳走^一旨上意候、恐々謹言、

四月十日 (慶長九年) (下略、第八章第三節に前出。)

なお、慶長八年(二六〇三)の冬、蝦夷松前城主、松前志摩守慶廣は、江戸に参府し、九年正月には徳川家康から蝦夷統治についての三カ条の定書を与えられていた。それは次のようなものである。

定

一自^二諸國^一松前へ出入之者共、志摩守不^二相斷^一而、夷仁商買仕候儀、可^レ爲^二曲事^一事

一志摩守不^レ斷而、令^二渡海^一、賣買仕候者、急度可^レ致^二言上^一事

附、夷之儀者、何方へ往行候共、可_レ爲_二夷次第_一事

一對_二夷仁_一非分申懸者、堅停止事

右條々若於_二違背之輩_一者、可_レ處_二嚴科_一者也、仍如_レ件、

(一六〇四)
慶長九年正月廿七日

(家康)
黒印

(慶廣)
松前志摩守とのへ

〔徳川家康文書之研究_{下卷}之_一〕所収

〔松前家文書〕○東〔慶長令條〕松前御條目

第一条の、蝦夷へ出入りの者の中には、鷹を求めてやってくる諸国の鷹匠も含まれていたことである。たとえば十四年後のことであるが、元和四年（一六一八）に、佐竹義宣は自分が仕うための鷹を松前から入手している（『梅津政景日記』同年九月十一日条）。

また、蝦夷に対する商行為を禁じている。しかし、諸国の鷹匠が鷹を入手するためには、売鷹をあてにしなければならなかったと考えられる。それらの商売に対する特許権を松前慶廣は与えられたのである。

このような制約を設けることによって、徳川將軍家は、松前の鷹を集約的に確保できるのである。

次に、前掲慶長九年四月十日付の史料（第八章第三節）に登場する本多正信ら幕閣と諸大名の氏名は、第七章「伊達政宗の鷹と鷹狩」にも頻出する。かれらは皆、当時の鷹が具有する価値について共通の認

識を持っていた大名ばかりである。

なお、奥州道中・東海道などに一里塚が築造されたのも同じ慶長九年（一六〇四）であった。したがって、街道の整備とともに、松前鷹の通送策が確立したということになる。このようにして松前の鷹は大御所や將軍のもとに進上されることになるが、たとえば次の史料は、遠路をたどってきた鷹の死を伝えている。

「〔慶長十五年〕十二月十三日、大御所鷹野え出給處、秘藏の大鷹被_二見失_一、松前より大鷹十六居上る、此内十三落て、た、三つ残、武州忍又遠州中泉鳥屋え被_レ居_{（すえ）}し大鷹共、多損して、鷹師共蒙_二勘當_一、」

（『當代記』巻五）

ところで、先にも触れたが、日本列島に棲息する鷹は、遙かシベリアのアムール川河口の森林地帯を故郷とする。その河口を飛びたち、蝦夷地（北海道）に渡る。それが鶴・白鳥・雁などの渡りのルートに重なるのは、鷹が獲物を追ってやってくるからにはかならない。さらに列島を南下する鷹もあるが、諸鳥の集結地としての松前地方は鷹の数も多く、かつ良鷹を獲得できたのである。

松前地方における鷹捕獲に関する史料が残されている。「松前蝦夷記」（「松前蝦夷地覚」_{（書）}ともいう）であるが、これは享保二年（一七一七）に幕府巡見使が編纂したものである。

本論文が対象とする時代を一世紀も超えてはいるけれども、鷹の習性又鷹捕獲の手段などは余り変化していないと考えられるので、ここに右の同書から抄出する〔松前町史〕史料編第一巻）。

一、御鷹之儀御代々毎年献上仕候、御内書等頂戴所持仕候、貞享四年御鷹御用無^レ之内者献上延引可^レ仕^旨被^二仰付^一、久々相止罷在候、享保元丙申秋去申ノ年御鷹献上可^レ仕^被二仰出^一、冬中若鷹八連^当享保三ノ西春黄鷹一居献上仕候よし、

これは、貞享四年（二六八七）一月、將軍綱吉によって発せられた生類憐み令によって鷹狩が禁止されたので、（松前からの）鷹献上は中断されていたが、享保期に至り、將軍吉宗は鷹狩を再興したので、九居の鷹を献上させようとしたということである。また、松前藩内の鷹打場（鷹巢山）は次のように記されている。

一、松前東西在郷ニ而鷹打申場所

東在郷

しらかみ崎

吉岡峠

れいひけ山

今久保野	泊り山	江差かやおとし	木曾山	のしの下山	亀田一本柏木立	有川沢	屋け内	おひら山	泉沢	喜古内山	萩さり	しらふ山	吉岡沢山
あつさふ沢	お屋ま	とよへ内沢	上ノ国沢山	きよへ山	かち屋村	くんね別	一本木沢山	三ツ石山	かまや山	かうれい山 <small>(嶺カ)</small> 浜	知り内沢山	福嶋山	宮ノ哥山
しとの山	田沢	おこなひ山	と、川沢	おもち沢	湯ノ川沢	七重柏木立	戸切地沢	当別山	ひこま山	しやつかり山	脇本	湯本山崎	万内山

西在郷

乙部湯本 ころん沢 おとへ沢

右之外矢こし 大野 汐とまり もない けんいち えとも杯と申所ニ而数ヶ有^レ之以上三百九十ヶ所
 余有^レ之よし、其内家中江渡し置申候所も有^レ之候よし

松前藩では江戸初期から、鷹捕獲地(鷹打場)を家臣(四五名)の知行地としてあてがっていた。家臣たちは現場で鷹を調養する鷹部屋を設けており鳥屋場数は藩主一族が最も多く、計二一ヶ所中一四二ヶ所(六七%)を占めていた。家臣たちは配下の鷹師衆や鳥見衆を鳥打場に派遣して、鷹を捕獲させたのである(『松前町史』通説編第一卷上)。鷹打場の数は、右に見たように江戸初期は二一ヶ所と知られるが、中期には三九〇ヶ所となり、後期には七六ヶ所と減少している(『放鷹』所収)。

松前藩の鷹匠・鳥見のもとには在々において「鷹打稼」に従う者が居た。鷹打稼たちは、その手柄に応じて、「初若黄鷹打申候者」金五兩位取せ申よし、黄鷹の位により二兩或三兩位褒美として」もらっていたという。鷹を打てなかった者は金子は与えられず、扶持米だけが給付された。

家臣の鷹打場で捕獲された鷹のうち、「よろしきハ吟味いたし」たうえで藩主が取上げ、「鷹之位」より拾兩二十兩或三十兩も買取り申候」ほどであった。これは松前氏が將軍家に献上したり、他藩の大名に売却したりする鷹である。なお、家臣たちは、「自分々にも賣申候」というから、松前に鷹買いに

訪れる他藩の使者などに売却していたことが分かる。

松前藩でとれる鷹は「黄鷹 兄鷹 山鵝 隼 鵠 雀隼」であり、このほかに稀に小鷹がとれることもあった。享保元年（一七二六）には「黄鷹八十居^{（掘）}」を捕獲したという。驚くべき数である。

松前藩における鷹捕獲には二つの方法があった。一つは、八月頃から十二月正月にかけて、餌鳥（おとり）として鶴を繋ぎ置き、鷹がこれをねらって鶴と組合っている時、伏せ網をしかけて捕えるという方法があった。もう一つの方法は、「夷仁」（アイヌ）に鷹巢のありかをよく見置かせ、巢子の成長ぐあいの好機をつかみ、月夜に忍び寄ってつかまえるという方法である。

「夷仁」が松前まで巢子捕獲の報せを届けると、鷹匠が差遣され、巢子を引取るわけである。大概十中二、三居がよろしき鷹もあれば、ぜんぶ良い鷹もあり、まるで用に立たぬものもある。その判断は鷹匠の目利の秘術に依るといふ。

「夷仁」は鷹匠が到着するまでは鷹の餌として川魚を与えているが、鷹匠が受取ると、餌は鳥に切替えるという。これはアイヌにわざとそう指示していたことであろう。鷹の子を鷹匠が訓養しやすくするためである。

「段々仕入等殊之外六借物のよし」とか「目利ニ秘事有之」、あるいは「藝道目利秘事いたし申ゆへしれかたき」などとあって、「松前蝦夷記」の筆者が並々ならぬ関心を示している。

つぎに抄記する一節などは、幕府巡見使が膝を乗り出して、松前藩の鷹匠の話に聴き入っている姿を彷彿させよう。

兄鷹(しやう)も黄鷹(きただか・弟鷹の若鷹)も一巢二候へ共少々違イ有レ之由、尤藝も次のよし、

兄弟之兄鷹二候得共結局兄鷹ハ藝うすく弟鷹ハ弟二候得共藝能ゆへ調法にいたすのよし、見分け次第有レ之よし、山鶉(やまがえり)をハ鷹ニも有レ之黄鷹之山鶉を取申由、是ハ一(鳥)と屋いたし申候ハはらかたふ黒ク成、夫をかたかへりと云、二年目ニと屋いたし候へ者両はら共くろくなるゆへに諸かへりと云由、藝もよきよし、先ハ若キを用イ申ゆへに若黄鷹と申を調法にいたし申候、尤藝道目利秘事いたし申ゆへしれかたきよし、

ここでは、一つの鷹巢にはふつう雌雄の巣子鷹が養われていて、雌を弟鷹(だいてい)(黄鷹(きただか))と称し、雄を兄鷹(しやう)と呼んでいることを記している。鷹狩には弟鷹(雌)の方が「芸が能い」のも常識である。

山鶉(やまがえり)の鷹というのは、山回とも書き、年を越えて山にいて毛を替えた鷹のことである。山鶉の鷹を捕獲し鷹部屋(とや)(鳥屋)の中で一夏を飼育したものは腹部の毛色が片斑となる。これを「鶉鷹(かたかえり)」という。二歳の鷹である。二年間鳥屋飼をした鷹は「諸かへり」と言う。腹部の両方が黒い斑となる。三歳の鷹のことである。芸もよいわけだ。とにかく、先ずは若い雌の鷹(若黄鷹)を用いて調教するのだが、いずれにせよ、鷹の「調法」は、鷹匠の「藝道目利秘事」なのである、と力説している。

以上、「松前蝦夷記」から、鷹に関する記述に関して、若干の解説を試みた。ついでながら「同書」は松前藩の物産について、かなり詳細な記述を残している。それは松前藩が他の諸藩とは全く異質な土地柄であり、米穀が収穫できなかったからである。鷹以外の物産として、砂金・材木(松)・鮠(鮠)・昆布・干鮭・干鱈・串鮑・串海鼠(らっこ)・臘肭臍(おつとせい)・魚油・干鮫・塩引鮭・熊皮・熊胆(らっこ)・獵虎皮(らっこ)・あさらし皮・鷲尾・鹿皮・塩蕨・数子・椎茸・干鱈・煎海鼠(いりなまこ)・からふと織物・唐木綿・糸ふりこ(眼病治癒薬)・石焼鯨・鱒・とど、のほか、鶴・白鳥・雁・鴨など諸鳥をあげている。

これら物産のうち、松前藩は十五種の「年中献上物之品」が定められており、江戸参府に際しては特に「鷹尾三十尻・獵虎皮三枚・昆布五箱」を献上していた。鷹献上のことは言うまでもあるまい。

諸物産のうち、「同書」が特筆しているのは、鷹と熊についてであった。

なお、右に見える「鷹尾三十尻」とは何か。これは、矢羽に用いるための鷹の尾羽根のことであり、一尻は十二枚の尾羽根である。つまり、合計三六〇枚ということになる。すでに、第六章で取上げた史

料(「蒲生氏文禄四年秋分蔵入錢請取帳」)の中に、「壹貫文 御矢籠之代 池内作左右衛門尉」とあったように、矢作衆のため(柄)に矢籠(矢柄・矢竹)と矢羽根は不可欠なものである。弓馬の故実書には「とがり矢、かぶら矢、かりまたから

などには、鷹の羽付る事本儀なり。其ほかは略儀なり」と見えている(寛正五年(一四六四)十一月、多賀高忠「就三弓馬之儀」大概聞書「新校群書類従第十八卷」所収)。

鷹狩の役には立たなくなった「古鳥屋」あるいは負傷した鷹の尾羽などが売却されたものと考えられる。

第三節 細川忠興と鷹

室町幕府の權威が急速に衰えてゆく時代、足利十三代將軍義輝の御供衆、長岡藤孝(のち細川幽斎、天文三年(一五三四)―慶長十五年(一六〇〇))

はやがて、足利義昭を擁して入京する織田信長に結びつきながら頭角をあらわして行った。その実子・

細川忠興(のち三斎・法名宗立、永祿六(二五六三)―正保二(一六四五))は父と共に足利義昭・明智光秀とも交渉をもったが、織田信長に重んじ

られ、本能寺の変の後は豊臣秀吉に従属した。妻・細川ガラシアは明智光秀の娘・たまであつたが、こ

の夫妻は光秀には従わず、秀吉の後には徳川家康に従つた。細川幽斎・三斎父子は、足利義昭・織田信

長・近衛龍山・豊臣秀吉・徳川家康などが関わつた「鷹と鷹狩」についても、多くの知見を得ていたこ

とは十分に想像できよう。本研究を総括する意味で細川忠興と鷹の問題を述べることにした。

以下、

(一) 御鷹の下賜と鷹の鶴 (二) 鷹の貸借と高麗鷹の入手 (三) 鷹匠と鷹の調教

(四) 鷹の鳥の料理 (五) 鷹野のこと

という小項目を立てて展開してみよう。なお、本節は『大日本近世史料 細川家史料』(東京大學史料(東京大學史料) 編纂所編纂)所収

の史料に拠つて構成している。そのほとんどは細川忠興から、嗣子忠利に宛てた書状である。

(一) 御鷹の下賜と鷹の鶴

諸大名にとって将軍家より鷹および鷹狩のえものを下賜されることは極めて光栄、一家の誉れであった。

まず、徳川家康からは「大御所様(より)御鷹二ツ、御鷹之鶴一ツ 拝領仕候、其外様々御懇之御錠共二候、公方様ヨリも土井大炊殿を以、御念入(た)たる御内意共二候、可二心安一候事」(慶長十九年正月廿二日付)とある。

江戸時代初期、鷹一居の値段はおよそ二十両(約六百万円)であったようだから、高級自動車一台ぐらいである。それよりも、ほかならぬ大御所よりの逸物の鷹が下賜されるということの重味はかけがえもないこととされたと思われる。このような場合、大御所家康の鷹匠がうやうやしい儀礼の所作をもって受け渡しをおこなうのである。「懇ろなる御錠」「御念入たる御内意」の内容は、一層重々しい意味を付与されるであろう。

なお、拝領の鶴のことが見えているが、これは、家康が直々に鷹狩でとらえた鶴であって、どこからか調達したのではない。その鶴取りの実況について、使者としてやってきた家康の鷹匠が神妙にももの語っていることは想像できる。あるいは書状に「御鷹二ツ」と認めているけれども、それは鶴取りに長けた鷹であったことも想像してよい。

次に、徳川秀忠からも鷹を拝領することもあって、「去年之春拝領之若鷹二鶴をとらせ申候間、公方様へ上ケ申度候て、鶴持せ進上申候間、大炊殿へ相談候て上ケ可_レ被_レ申候」(元和四年二月十九日付)と見えている。

これは、將軍秀忠から拝領の若鷹が一年後にはりっぱに仕上がって、鶴取の鷹にまで成ったことを誇らしげに述べたものである。その鷹の鶴を土井利勝に相談の上、將軍に進献するようにしていることが分かる。鷹進上の儀礼が重んじられなければならなかったからである。

將軍秀忠からの鷹拝領は四回、鶴の拝領は九回をかぞえる(ただし、元和三年～元和九年)。

(二) 鷹の貸借と高麗鷹の入手

細川忠興は慶長五年(一六〇〇)、関ヶ原合戦のあと十一月に、丹後二十三万石から豊前小倉三十六万九千石に転封された。奥羽の大名(佐竹・上杉・伊達氏など)のように鷹を数多く所有するという条件には恵まれていない。九州といえば日向米良山の巢鷹は著名であったが、「鷹出所名録」においても、長門に三か所、伊予に二〇か所、薩摩で二か所というから全国六五五カ所中四パーセントにすぎない。それに対して、松前は二六パーセント、奥羽は五四パーセントである。その他はすでに豊臣秀吉および徳川家康・秀忠によって、鷹巢山として囲い込まれていたから、西南地方の江戸初期大名の鷹確保は、むずかしかつたとみてよい。

さて、細川忠興が阿波徳島城主の蜂須賀至鎮から鶴の進遣を受けた珍しい例がある。

尚々赤苻一・き黒苻二よて候、以上

阿州(蜂須賀至鎮)より使給、鶴三連給候、返事ハ則使へ渡申候、船中(に)よて餌難レ調候條、其地(中津)まで事傳申、我々下國まで其方ニを(か)あ(れ)せ、すゑなつけさせ候て可レ給候、又阿州へ能々禮被レ申候て可レ給候、

恐々謹言、

越

忠(花押)

九月廿日(慶長十六年)

内記殿(細川忠利)

進レ之候

鶴(はいたか)は大鷹(蒼鷹)のように鶴・白鳥をねらったりするには適していないけれども、鴨・鶉などをねらうにはすぐれている。阿波産の鶴が三連も手に入ったことに喜びをおさえきれない。鶴の輸送には海路を利用せざるをえず、そのため、船中で餌を調達するのがむずかしいともある。据え懐けのことに注意を払うようにとも述べている。

この鶴のことを指しているのであろうが、三年後の慶長十九年八月十八日付の忠興書状に、

「其方(は)まい鷹、能うつらを取(が)不(が)在(が)之由、物語二候つる、其鷹之儀を尋候へ(ば)、此比とや(より)出可(り)申之由申候間、我々取候てつ(か)あひ可(り)申候、大鷹を一ツ其方へ可(り)遣候、可(り)被(り)得(り)其意一候、」とある。

蜂須賀至鎮よりの鶴は、小倉在城の細川忠利のもとへ届けられていたが、そのうち、よく鶉を取る鶴がいることを聞き及んだというのである。また、この頃、鳥屋から出したということなので、我々としても、つかつてみたいものだ、とも述べ、さらに忠興所持の大鷹を一居、忠利へつかわそうとしている。阿波の鶴三連のうち二連については、次のような史料によって、「尾そり」と「日本」という名を付けられていたことが分かる。

「尾そりの事承候、今日までにハ鴨八十一とらせ申候、も(は)まや此暮までハ鴨とらせ申ましきと申事候、けりをも五十あまりとらせ申(か)あ(か)と覺申候、うつらなどハ、日本よりもまし二とり申候、羽(て)ふり頓(て)而(て)ミセ可(り)申候、」(元和元年三月八日付)

尾がぴんと反りあがって精悍な姿をした鶴―尾そり―の大活躍ぶりが伝わってくる。鴨を八十一羽もとってしまった。これ以上、鴨をとらせないで、鳧(けり)(ちどり科で足が長い)を五十羽あまりとらせるように、と言っている。鶉取りにもすぐれており、「日本」よりもすぐれている、その羽振りをやがて見せてやろう、というのである。細川忠利からも、よく調教された鷹が届けられており、忠興は「一段雲雀・鶉

逸物^(に)よて候、頓^(て)而大物ニうつし候て見可^レ申と存候事^(元和二年八月十日付)とある。

ところで、先述した「尾そり」のことであるが、或る時、足を傷めたようであり、「尾そり、足のこ
うに膏藥、上二ちりく^(す)つり被^レ付候由尤候^(年未詳三月廿一日付)とあり、またその三日後には「尾そり見申候、足
の^(は)ま^(れ)むきひき申候、まんそく申候^(年未詳三月廿四日)とある。

細川忠興愛玩の鷹はあまり多くない。それだけに手元にある鷹に対しては細かな配慮をしている。た
とえば、次にとりあげる隼は、細川忠利から借りていたものである。「隼永々留置候、来廿二日時分返
可^レ申候、爰元々白鷺多候て上隼成かね申候、若平羽仕候鷺取之隼候^(は)も、年内かり申度候、^(元和九年十二月十三日付)。
借用中の隼は白鷺取りに仕立てようとしたのだが、たまたま白鷺が数多く群来していて、上隼(空中へ
翔び立たせて鷺を撃墜することか)ができかねる。それでもし、忠利の元に平羽(平場のことか、鷺が地面に降
り立っているところ)において使える隼があるならば、年内に借りたい、と述べている。

細川忠興は鷹・鶴・隼などの確保に苦心していたようであるが、そのことは、朝鮮産の売り鷹を買っ
た次の史料にみえている。

「次ニ、高麗之賣鷹^(長門豊浦郡)下關へ十六連參候由候、其内兄鷹御入候^(は)も取申度候、此方^(より)目利之者不^レ及^レ遣、
御取候而可^レ給候、弟鷹^(は)も入不^レ申候、^(寛永五年二月二日)」

そもそも、朝鮮十四代宣祖の二十三年(天正十八年一五九〇)、豊臣秀吉の天下統一慶賀のために「朝

鮮国通信正使黄允告(吉力)、副使金誠一(吉力)は対馬の宗義智を同伴して聚楽第に至り、その際「大鷹子十五連」を進物としている(善隣国宝後記統群書類 従巻八八〇史籍集覽二二)。その後、文祿慶長の役によって断絶した国交は、慶長十二年（一六〇七）になって回復し、「朝鮮正使呂祐吉・副使慶暹」一行は四月京都に着き、すぐに江戸に向かった(善隣国宝後記)。この使節一行（二百七十人）のことについて、『當代記』巻四は、次のように伝えている。

「大鷹五十本居下、是も城々より鷹師出す。但近江美濃衆之鷹師江戸迄相下、鷹は何も尾羽を切。舟にて渡故歟(か)」さらに、つづいて、「高麗人間、卯月廿六日江戸に着。此度、高麗人進上大鷹、京都を四十八出けれ共、於二路次(落)過半をちて、二十二羽江戸(江)參着、此内も煩鷹多し。後に聞は、八羽をちずして有けると云々。先年、太閤秀吉(江)、高麗より如レ之進上の大鷹有、九州にて何も鳥屋へ入来、秋の末に鳥屋を被レ出し間、此度は長路を下故歟、右之通損たり。」

右の記事について若干、考察を加えてみよう。

まず、「大鷹五十本(もと)」というのは驚目に価するが、これは、元和三年（一六一七）の朝鮮正使の例でも同様であった。「鷹五拾連 虎皮參拾張 豹皮參拾張 人參貳百斤」などとみえている(善隣国宝後記)。朝鮮の物産の珍貴さもさることながら、鷹五十連(ふた)というのは、徳川家康・秀忠らの鷹数寄心に応える意図を讀み取ることができよう。

次に、高麗鷹の輸送について言及すれば、釜山浦から対馬を経て、博多へ渡海し、さらに瀬戸内海を

通って堺に至る舟路をたどる。そのために損傷する尾羽を前もって、切りつめておいたのだろうと『當代記』は記している。

つぎに淀川から上陸して東海道人入り、駿府・箱根・江戸へと運ばれるわけだが、道中の諸城下からは鷹師が出て、餌を与えている。さらに、近江・美濃衆の鷹師が江戸まで随伴していたことも分かる。

ところが、京都出発時には四十八居であったけれども、道中二十六居が次々と死んでしまったという。江戸到着の二十二居も病鷹が多かったというのである。

このような結果にくらべれば、(一五九〇)天正十八年時の高麗鷹十五連の扱い方は良かったのに、と残念がっていたりする。つまり豊臣秀吉の時には、いったん九州(博多)で鳥屋に入れて十分養生させて夏を越し、秋の末になってから鳥屋を出してのち京都まで運ばせたのであったという。本書で度々触れたように、鷹は夏四月八日(旧暦)の頃に、羽替り期に入るために、鳥屋に入れ、秋七月十三日(旧暦)頃に鳥屋から出すのが、鷹養調の鉄則である。

(一六〇七)慶長十二年四月初めに京都に着いた鷹は、無謀にも十数日間、東海道を揺られつづけたのであった。

それとはもかく、細川忠興が下関まで鷹匠を遣わし買い入れさせた高麗鷹は、江戸初期の日朝交渉史上の興味ある存在であろう。朝鮮通信使の来朝の周辺には、高麗鷹の商人がいたのである。

(三) 鷹匠と鷹の調教

細川家の鷹匠として知られるのは、「七左衛門・勘左衛門・五左衛門・中井源太夫」の四名である。(ただし、慶長八年四月―寛永十八年二月)。たとえば(二六二三)元和九年八月二十八日付の細川忠利宛細川忠興書状に次のように見えてい
る。

一、戸田左門殿(氏鍊)鷹之事承候、安儀候、乍去、鶴取ニツ之内、七左衛門鷹を但馬殿(浅野長晟)へ昨日進レ之候、勘左衛門鷹を羽をけかせ申候、されとも近き鴨などハ取申候、其後雁ニも鶴ニも合不レ申候、事之外之羽くせニて候間、鶴ニ追付候事成間敷と存候、され共鳥屋出次第其方まで可レ進候間、羽之様躰みられ候て、左門殿へ被レ上候か、又やくニ立間敷候(は)も、其方ニて(は)なされ候へく候、我等(は)大鷹つかい候事不レ成候間、以来も大鷹持申間敷候、是にておしみ申(マ、)さる段しれ申候事、

ここに、「七左衛門鷹」と「勘左衛門鷹」と見えており、この二名が鷹匠であったことはまちがいない。しかも細川忠興自身、鷹術に関する知識をかなりもっており、鷹狩も実践していたことは確かである。右の書面においても、勘左衛門鷹の羽の怪我と羽の様子などについて、素人ばなれした書きようで

ある。また、末尾の部分においては、忠興は大鷹の扱いには少々自信が無いことを吐露している。

中井源太夫という鷹匠に関しては、次のような(一六三二)（寛永十二年）正月六日付の書状があつて分かる。

一、赤見(肥後益城郡)へ（肥後益城郡）鷹取九月二可レ被レ遣由、今朝も申候ことく、我等鷹師中井源太夫と申者八日二赤見へ著候

様二可レ遣候、此者と其方鷹師いか様ニも申合候へと可レ被レ申付一候、しろ數赤見ニ無レ之候ハ、
熊本廻りへ遣候へと可レ申付一由、得レ其意一申候、とかく鷹を其まゝいなせ候事、をしきと申事迄
(に)よて候事、

一、鷹取之逸物之鷹共之内一連可レ給由、一段満足申候、されとも、も(は)えや此暮之儀二候、我々事二
候へ(は)、難レ期二來冬二と候條、一ツ給候へと存候ハ、其時之事ニ可レ仕事、

一、權丞高麗鷹候ハ、鷹を可レ取鷹二連所望之由、先日申付候つる、鷹請取二遣者來十日ニ其地へ
(丞、以下同じ)
可レ進問、權丞ニ、可レ然鷹をゑり候て二連我々者ニ渡シ候へと、御申付候て可レ給候、恐々謹言、

これは、細川忠興の鷹師中井源太夫と忠利の鷹師（河井権之丞であろう）とがよく打合せて、鷹野へ行くべきことを伝えたものである。もしも肥後益城郡内の赤見という鷹場に、鶴が集結している場所（しろ）が無い場合は、熊本城周辺の鷹場で鶴をねらえという。せっかくの好機に鶴を放置するのは、口惜しい

ことだと述べている。忠興は大鷹はもはや使えないと言いながら、やはり「鶴取之逸物之鷹」に未練が残っているのである。

ところで、河井権之丞というのは、細川忠利の鷹師であったようであり、鶴取の高麗鷹を二連選んで忠興方へ遣わしてくるようにと述べている。

大名の鷹数寄が高ずると、配下の鷹匠の鷹術にあれこれと注文を付けたくなるのは理解できるが、細川忠興の場合も同様であった。たとえば、忠興は、鶴取の鷹を欲しがっていたが、なかなか思い通りに行かず、考えたことは、「鷹雁を取、それ今青鷺を手きハよく取申候間、鶴へうつし候て見可^レ申」という方法であった(寛永十一年十二月廿三日付細川忠興書状)。細川忠興は千利休七哲の一人とも言われるが、鷹飼においても、自ら実践・考究してやまない数寄者であったろう。鷹にはじめのうちは雁を取らせ、それから、次に青鷺を手際よく取らせたなら、いよいよ鶴取を仕込むようにする鷹術に精通したのであった。

(四) 鷹の鳥の料理

江戸時代初期の将軍家をはじめ、伊達政宗・佐竹義宣・酒井忠勝や細川忠興に関する史料を調べてみると、かれらのもとに諸大名や家臣からの季節ごとの食べ物が頻繁に進遣されていたことに驚かされる。儀礼行為などといえはそれまでだが、実際的には、それらの進遣物は旬の食べ物であって、お抱え

の料理人によって食膳に供されていたことに目を向けなければならない。

試みに、細川忠興の場合をまとめてみると次のようになる。

○一月 一 鮭のひらき、玉名蠣(二桶)、阿波の鰹(一箱)、菊池のり。 御鷹の鶴、鷹の小鴨(二桶)、

鷹の雁、隼の雁、黒鶴、鷹の真名鶴

○二月 一 越後の塩鮭(五尺)、昆布(二十把)、鯛(二十)、諸白樽(三つ)、南蛮海月(曲物一つ)、海茸の鮓、

猪の足(五つ)、生鮓、かいさざい(貝栄螺)(一籠)、あけ貝(姥貝)(二桶)、子籠の鮭(五尺)、

土筆(二籠)、猪の脚、鷹の鴨(五つ)、雁(一壺二十)、鴨(一壺三十五)

○四月 一 蜜柑(三〇〇入一籠)、善徳寺酢徳利(一)、苺

○五月 一 蒸鰹、梅漬(一壺)。 雲雀のたたき(一壺)

○六月 一 御鷹の鶴

○七月 一 疋田酢(二桶)、鎌倉鰻、のろのり(一箱)、昆布(二十把)、干鯛(二十)、鯛(二十連)鯖(二指)、

鮎(二籠)、高麗胡桃(二折)、鷹の雲雀(十五)

○八月 一 貝蛸(二〇〇)、鷹の雲雀(千)、御鷹の鶴

○九月 一 塩鮭(二尺)、小岱の松茸(四十五本)、生海鼠、鷹の鴨(三)

○十月 一 天干(十九)、柿、松露、松茸(三十)、しめち(三十九本)、しいたけ(百本)、御所柿(二桶)、鮭(一

尺、鷹の鶴、鷹の雁、御鷹の鶴、鷹の雁鳴（二算十五ツ）

○十一月―三角の海鼠壺（このわた）（二）、鮒（七枚）、丹後鮒（一ツ）、霽酒（みぞれ）（二桶）、つくねいも（一籠）、海鼠腸（一桶）、

諸白大樽（五）、八代檳柑五百入（二籠）、ふりこ（一桶）、はせの粉、平鯪の皮（三十）、

鮭ひらき（十）、へなたり（三十）、蛇（五十）、たいらき（三十）、生鶴（ももけ）の盹、御鷹の鶴、

生鶴ももけ、鴨のももけ（二曲物）、鴨のももけ（味噌漬・塩漬・二百六十五）、

鶴のけり・小鴨（四）、隼の鴨、鷹の鶴、鷹の鴨（三十）

○十二月―肥後酒（二）、うる山町鶴屋（きくや）、甘塩の海鼠壺（二）、糟漬の鯛一桶（百三十）、善徳寺酢（二色）、鮎（一

重）、塩煮の貝、玉名蠣（二桶）、生鮑（二籠）、生鯛（二籠）、たいらき（二籠）、瓜の香物（二壺）、鯛（五

つ）、あかう（五つ）、鷹の鴨（二十）、御鷹の鶴、白鳥、真鴨、小鴨、鷹の黒鶴

（ただし細川家史料慶長八年寛永十八年）

〔 〕は鷹のえもの、□内は將軍家から下賜されたものを表わす

さて、右にまとめた食べ物のうち、山野河海の産物は漁師・獵人・百姓たちが伝統的技法を駆使しながら獲得するのに対して、諸鳥は獵銃が発達していない段階にあつては、捕獲は難しい。弓矢や落とし穴は鹿・猪専用のもので考えてよい。諸鳥に対しては罟網を用いることもあつたが、捕獲数に限界がある。鳥類を食べ物とするには、地鶏の飼育が最も安易であろうが、餌のまかないは大変なものである。したがって、鷹狩りは天空の恵みを獲得する上で、最も効率のよい手段であつたのである。

鷹狩を遊戯と儀礼の面にのみ限定すると、生命維持の本源としての―食糧獲得という意味を見失うおそれがあると考ええる。このような観点から、次に、細川忠興における鷹の鳥の料理をとらえておきたい。

まず、細川忠興と忠利は徳川家康と秀忠から時折、「御鷹の鶴」を拝領していた。大御所や將軍からの鷹の鶴拝領は、鷹拝領とならぶ、名誉あることであつたのは言うまでもない。それは、先述のように、天空の靈力の下賜を実感せしむる儀礼であつたからである。この時期、大御所の大権現としての神格化が意図的に行われており、寛永十三、四年頃には、日光東照宮は「日本の神」と讃えられて行くのみならず、逸物の鷹そのものが「日本の神」を表徴しているという思想が表出し始めていたと思われる。徳川將軍家からの鷹及び鷹の鳥の下賜は、一種の宗教的儀礼にほかならなかつたとも考えられよう。とはいえ、その鶴は究極には食膳に供されるのであるから、味わい深いものであるべきであり、細川忠興はこのことを次のようによく伝えている。

たとえば、徳川秀忠下賜の「御鷹之鶴」について、「鹽能候而、鶴そこね不_レ申候、羽も損不_レ申候事」
(元和三年十二月十九日付細川忠興書状)とみえている。

鷹の鶴の評価は、塩もよく羽も損せずということが不可欠の要因であることが分かる。生肉を保存するために塩を用いるのであり、また、進献には鶴の姿を美しく整える必要があつたのである。

単に塩味にするよりも酒粕と塩を使うのも美味であったようで、徳川秀忠より内藤正重が使者となつて下賜された「御鷹之鶴」について、細川忠興は「糟鹽させ申度候」と書いている(寛永八年十二月廿七日付)。

鷹狩は食糧獲得の手段でもあったと先述したが、たとえば、次の史料に明確である。「真鴨二ツ、小かも一ツ給候、新候間、則今夕之料理ニ申付候事」(同、十二月二十九日付)とあり、また、細川忠利が江戸より小倉へ下向する途次に鷹を放つて獲つたえものにつき、忠興は「御代官衆・御鷹師衆案内者(に)よて、今日とらせられ候鴨三ツ給候、満足則只今料理申付事」(寛永九年十月十九日付)と伝えている。

忠利はこのように鷹のえものをしばしば進上しており、京都に滞在中の忠興がよろこんで、「鴨之も、け二曲物・味噌漬・鹽漬二百六十五、鷹二とらせられ新鹽被ニ申付一給候、満足申候事」(寛永十三年十一月晦日)と書いている。

細川家にも料理の達者がおり、名前の知れる者に猪尾七郎兵衛がいる。猪尾七郎兵衛は「鶴之料理仕者」であり「一段上手」であるという(寛永十年正月十九日条)。鶴の料理といつても、「鶴之汁之料理」が上手なのだという(同年正月廿三日)。細川忠興の妹・加賀の夫に豊後日出藩の木下延俊がいる。忠興とともに鷹野に出たり、小倉城主の細川忠利から、鷹の諸鳥を贈られたりしていたが、慶長十八年十一月には「従二小倉一御鷹のとりこいさき(五位鷹)三つ、かも五つ、うつら六十六」(鶉)などを受けとり、「鷹鴨御料理」を催したこともある

(翻刻「木下延俊慶長十八年日次記」二木謙一・
莊美知子 栃木史学 第三号 平成元年三月)。

(五) 鷹野のこと

鷹狩に出ることを江戸時代初期には一般に「鷹野」と称していた。放鷹あるいは鷹狩と表現した例は少ない。将軍が鷹野に出ると、諸大名は、「鷹野の見舞」と称して、さまざまな物を献上した。鷹野用に調教された馬や犬も用いられたし、道服などは多用された。鷹の鶴の下賜は、この見舞に対する答礼としても行われたのである。

大名の鷹野に際しては、嫡子や家臣たちが見舞いを行なっている。鷹の諸鳥はその返礼としても下賜されたのは、将軍の例に同じである。

たとえば、次のように見えている。

「鷹野為^二見舞^一、袖なしの志^(下着)ぬぎ・三河この^(わ)と^(た)到來祝著^二候^一」(年未詳^二)「鷹野為^二見舞^一被^レ差^二越^一

使者^一、蜜柑^二籠^一、善徳寺徳利^一ツ給、令^二満足候^一、隼も早々被^レ越、祝著申候、」(寛永三年^(四月十六日付))など

とある。「三河このわた」とは三河木綿のことである。

さて、将軍家は細川家に対して、江戸近郊の鷹場としては、小金と深屋を与えている。

まず徳川秀忠は細川忠興に対して、

「内藤外記殿を以、逸物之御す^(巢鶴)まい鷹^(正重)二連、鷹取之大鷹一連被^レ爲^二拝領^一、殊^(下総東葛飾郡)こがねと申所、

(深屋、下総東葛飾郡)
ふかやと申所、鷹場ニ被_レ下候、仕合無_二殘所_一候、可_レ有_二満足_一候、一三日中ニ彼地へ可_レ参と、大慶
此事ニ候_(寛永七年二月十八日付)と見えており、秀忠が、逸物の巢鶴ニ連と雁取の大鷹一連まで添えて、鷹場を下
賜したことが分かる。

なお、大名の参勤交替に際して、その道中において鷹を仕うことも、將軍家の許しを得てのことであつた。それは、江戸、国元双方の屋敷で鷹を飼っており、参勤時に鷹を伴っていることが多かったから、訓練と餌の確保の面でも必要であつたのである。

細川家の国元における鷹場は豊前築城郡内に置かれていた。それは次の史料によって明らかである。

(上略)

- 一、御鷹場之儀、築城郡之内、海限_(は)を八田村、山限_(は)を赤幡をかぎり、東八宇佐之内高森之川切まで、御鷹場ニ被_レ成度之由、奉_レ得_二其意_一候事、
- 一、京都郡、中津郡之内ハ、餘之鳥ハ無_二御構_一、鶴・鷹まで、拙者鷹_(に)もわなにても取せ不_レ申候而、御つかひ被_レ成度之由、奉_レ得_二其意_一候事、
- 一、小倉廻鐵炮打せ申候事、此中いまた鴨無_二御座_一候ニ付、上方客ニ振舞申度候而、拙者も又ハ下々_(に)よも時々うたせ申候、ゆるし候て鐵炮打せ申_(に)よてハ無_二御座_一候事、

一、山々雉(鳩)とハ、前々(より)御とらせ被_レ成候様ニ承候間、左様ニ申候キ、御法度之鳥之様子被_レ成_二御好_一、郡奉行ニ被_二仰付_一候而被_レ下候様ニ、可_レ被_二申上_一候事、

一、餌指之場之事、築城・上毛・下毛・宇佐四郡へ御餌指可_レ被_レ遣由、其外へ(は)被_レ遣間敷候段、奉_レ得_二其意_一候、右之四郡へハ此方の餌指も不_レ參様ニ、可_二申付_一候事、(元和七年九月二十七日付)

まず、築城郡のこの鷹場が、海に沿い、川の下流域の低地に所在し、渡り鳥の飛来地であることが分かる。

ただし、京都・中津両郡内においては、鶴・雁その他の諸鳥について、細川忠興は鷹狩も罾網も行おうとは考えていないので、忠利たちが鷹を仕うことはさしつかえない、と述べている。

次に、小倉城周辺における鉄炮の使用について、これは、上方からの客人振舞いに必要な鴨を鷹場に逐わせるためである。ふだんに鉄炮を認めているわけではない、と述べている。猟銃を使用すれば、諸鳥は飛来して来なくなるのは歴然としており、(鉄炮禁止の)禁猟区だからこそ、渡り鳥の飛来地が成立する、という事情は現代でも同じことである。

なお、鷹場に諸鳥を逐わせる手段として鉄炮を使用させるといふ方法は、豊臣秀吉や伊達政宗の場合にも述べた。さらに、鷹の飼育に不可欠な餌の確保について、「餌指之場」を特定していることに注目

したい。これは本研究を通じて唯一の例である。

細川忠興は、寛永九年（一六三二）十月、加藤清正の三男・忠広の改易後に肥後熊本城に移封された。新領地では、従来、鶴を鉄炮で狩猟していたために、鶴が寄りつかなくなってしまうていた。それは、加藤清正文子の暴政のなせる結果であったろうと、忠興は直感していたと思われる。すなわち、寛永九年十二月、肥後領へ入った細川忠興は、

一、不_レ入儀二候へ共、餘ふしきニ申候、（豊後大分郡）鶴崎之茶屋へ著候而から今日迄、雀を（は）すしめ、何（に）よても、小鳥一ツも見不_レ申候、ふしき成儀候事、

一、下々のさ（作法）ほう、頓（は）而なをり可_レ申躰二見申候、親肥後程、上下之法度のなき仁（は）も、稀成事二候つる、如_レ此二候故、高麗のかた（に）よても、見苦事共見申候事（同年十二月十七日付）

と指摘していたのである。末尾「高麗の」云々は、元禄慶長の役のことを指す。

そこで細川忠興は、新領地において、鷹場を設定することになったが、肥後・益城郡の内にこれを指定したのである。すなわち「鷹場能由申候處、其段（は）繪圖（に）よて能見え申候、鶴・雁來候時分ハ我々可_レ参候間、領分能々見わけ鷹遣可_レ申事（寛永十年五月二十六日付）」と見えている。

この鷹場に鶴が飛来するようになるであろうか。寛永十年（一六三三）十月の時点ではまだ鶴はやって

きていない。それは「(小笠原忠貞より)右近殿(に)の参候鶴取之鷹、此方へ居させ可レ給由、然(は)も、去年給候鷹を、其方へ返し候へと被二申越一事(に)よて候哉、此所不レ承分候、惣別爰元二鶴まれ一候間、鶴取ハ不二入申一候、何も其方次第返し可レ申間、重而可レ承事、」(十月二十日付)とあつて分かる。

ところが翌十一年秋になると、状況は好転したとみえて、「益城之我々知行之内二、鶴之場も在レ之一」(寛永十一年十月十四日付)となる。そうして、大御所秀忠から拝領の雁取の鷹にもこの鷹場で鶴を取らせて見たい、などと記している。ようやく方々の鷹野をさがして歩かなくとも「一ヶ所二て済可レ申と存候一」と安堵している。年を越えて翌年正月には、益城郡赤見の鷹場には鶴が群来しており、忠興自身は能楽の催しのために出かけられないけれども、鷹匠を派遣している。「鶴を其まゝいなせ候事」は心残りだとも述べている(正月五日付)。

以上、細川忠興が忠利へ宛てた書状の数はおびただしく、記載内容も微細にわたるが、鷹と鷹狩に關しても、一四〇通以上にのぼる。鷹の活動の情景なども、リアルであり、忠興の観察眼の良さが分かる。それは、次に掲げた二通などが代表的であろう。

「當年一番鷹(より)二、其方(に)給候まい鷹、此中鴨數(は)少しひろ迄廿五六とり申候、昨日、初而此眞鴨とり申候、大空(に)よてかけ、地きわへつよく落候故、とり(は)をなし、又立相、二番め(は)二かため申候、餘(手際)てきハ二候間、鳥を見せ申候、前から當国之鷹ハ大もの仕候、きとく成事二候、」(寛永十七年十一月二十六日付)

これは細川忠利より贈られた鶴が、鴨取りにすぐれていることを活写したものである。あまりに手際
 のよい鶴なので、その鴨をつかわしている。この時はなまの鳥を送ったのであろうが、同年九月の書状
 では、みごとな鳥、珍しい鳥をとった時などには、「みを悉そき、内へよもぎをこみ」して、徳川秀忠
 に献上したことがあった(寛永十七年九月十一日付)と書いており、同様の方法をとった可能性もある。よそに披露し
 て自慢する時など、このようにして剥製をつくったのであろう。

次に、忠利が取った鷹の鶴についての感想を述べた書状がある。

「其方こふしよ(に)て被^二取せ^一候鶴一ツ給候、一段令^二満足^一候、され共鷹しかれ候而こしおれ、鷹も鶴
 も死申候由、苦々敷儀候、又一ツの鷹も、手さきの羽からみ二寸餘りふみさかれ候由、是ハ頓(て)而なを
 り可^レ申候、我等鶴取もとく(より)合遣候へ共、一度も合不^レ申候、(寛永十五年十一月八日付)」。

忠利が自らの拳に据えた鷹を放つて鶴を取ったということに満足しているのである。忠興は一度もう
 まく行ったことがないのという。ところが、空中格闘のあげく、からみ合つて墜ちた鶴に踏み敷かれ
 た鷹は死に、鶴も死んだ。鶴取の場合、助鷹といって、あと一羽を放つのだが、これも翼が搦み二寸余
 り踏み裂かれてしまった。これはやがて治るだろう、などと記している。

もちろんのことだが、このように鷹のえものを進遣する際には、鷹匠が使者に随行しており、鷹野に
 おける実況は具さに報告されていたのである。

それはともかく、以上、長々と細川忠興と鷹に関する考察を進めたが、さいごに、つぎの点を指摘して終わりたい。それは鷹野の効用ということである。

細川忠興は身体の養生について、忠利に注意を与えている。それは、「其方も在府中(は)、兵法(に)よても如何様何事(は)二而も、身をつかえれ可(は)然候」と述べ、自分は「當年(は)をいつもより猶以鷹野仕候、此故二息災成かと存候條」というのである(寛永六年七月三日付)。

さらには「鷹野鹿狩二而身をつかハれ候(は)、彌可(は)為二息災一候、」と言い、「何(に)よても一色をたくさん(得にて)二くはれ候由」として、食事は偏りのないようにせよ、「それハつもり候てとく二而可(は)在(は)之候」、煩(は)つてからではまにあわないのだからと注意している(寛永七年正月二十七日付)。

かつて、豊臣秀吉が何事も鷹野にて忘れ、飯も一段とすすむ、と話していたことを想起させる。

結 び

以上、初期徳川将軍は三代そろって、次々と鷹の数寄者として知られるが、その質量を十分に充足させるだけの鷹確保の手段は、蝦夷松前から九州（豊後・肥後・日向）地方にいたるまでの諸領に封ぜられた諸大名によって支えられていたことが明らかになった。

そして、將軍家に到来する逸物の鷹・鶴は巧妙に差配されて、諸大名に下賜されては、將軍家と諸大名の封建関係をより強化して行く効果をもたらしたのである。

これまで見てきたように、鷹・鶴の贈答および鷹の鶴などの贈答という行為は、幕藩体制構築期に於いて特別に注目すべきことがらであったといえよう。とはいえ、江戸初期における鷹と鷹狩を、このような政治性をもって断じるのみならず、やはり、「鷹数寄」の本領を遺憾なく發揮する將軍と大名の趣向が伴わなかったならば、鷹と鷹の鶴の贈答は、空虚な儀礼にしかかなりえなかつたはずである。

第四節 鷹絵額と酒井忠勝

はじめに

幕藩体制成立期の十七世紀前半、我国の鷹狩は空前の活況を呈した。徳川家康・秀忠・家光の將軍三代と諸大名の鷹狩の中で、注目すべき事象がある。それは、神前に鷹の絵額を奉懸したことである。特に、日光東照宮及び川越の千波東照宮などに奉懸された鷹の絵額については、先行研究例は無い。

では、神前に鷹の絵額を奉懸するのは、どのような理由によるのか、さらに、鷹の絵額奉懸に積極的に関わった酒井忠勝はどんな考慮をめぐらしていたかなどについて考えてみたい。

(一) 神前に鷹を供える儀礼

古くから賀茂神社・吉備津神社・広田神社・八幡神社・諏訪神社・宇都宮神社などの神前に鷹の獲物を進献する儀礼があつて、これらを「贄鷹」と称した。神前に馬や鷹を繫いで祈願成就を冀こいねがうことは「神鷹・神馬」と称された⁽¹⁾。

鎌倉時代には「諸社贄鷹ノ外禁断」(『吾妻鏡』)とされたように、贄鷹のための鷹狩は行われていたし、

戦国時代には、越後の長尾孝景が諏訪上社に「兄鷹青鷹」を献じたり（天文十八年（一五四九））、甲斐の武田晴信は贄鷹についての掟を制定したりしていた（天文二十四年（一五五五））。これは、信濃国内十二郡で「角鷹くまたかの兄鷹しやう並準はやぶさ」を神納するときは諏訪社の大祝おほはふりに預けること、鶴はいたかと他国からの贄鷹は諏訪社五官衆に管理させること、などを定めたものである。

このように狩猟の守護神である諏訪社には、神前に鷹を献納する者が多かった。そして、それらの鷹を飼養し、また鷹術を鍛錬しながら、当代鷹術の一流派ねづりゆうの柵津流ねづりゆう（諏訪流ともいわれる）が発達したのである。

柵津松鷗軒常安は諱は信直、美濃守。諏訪上社大祝の諏訪頼重や領主諏訪頼忠に仕えた鷹匠である。門人に、屋代越中前守秀政や吉田多右衛門家元らがあり、屋代秀政は徳川家康に仕えた。

柵津常安は鷹の故実書である『柵津松鷗軒記』を残しているが、次のような例がみえている。

「一神前にほこをゆふ事、さか木をたて、一方にくぬぎ（榎）ひの木を、鷹の手さきにたてる、ほこには、春は梅、夏は柳、秋は楓、冬は松、つなぎやう、むすびやうさける也、ゆめゆめわきへおさめぬ也、心得べし、」

（『新校群書類従』
卷第三五七）

これは、神前の架について心がけるべきことを述べ、四季によるちがいがあったことを示している。⁽²⁾
それからまた、「鷹を神前につなぐ儀礼」のうえで心がけることがあった。

「一佛詣社参の時たかをつなぐやう、つなぎめをわにぐちに心得て、大緒をかねの緒と心得て、わきへおさむべからず、一すぢわにして、ひきそろへてさげべし、ゆかけをふちにおさめて、鷹のたなさきのかたの、ほこのさきにたてべし、是は御へいの心也、是を七難そくめつ七福即生といふなり、」⁽³⁾
とある。

鷹を架に繋ぐときに使う大緒とは大鷹の緒を指し、小緒といえは鶴の緒である。足革も大緒も贈答品として珍重がられていた。足革には鹿の染め革をつかうが大緒は染め絹の組紐である。「鷹ノ大緒十筋」とか「鷹ノ大緒五筋」などという例がある^(伊達家治家記録)。鷹の故実によれば、鷹を神前、書院、さらに、屋外の架に繋ぐ時などそれぞれに大緒の繋ぎ方が異なっていた。結びめの数も異なり組糸の染色にもちがいがあった。大鷹の大緒は六尺六寸六分、兄鷹は五尺五寸五分、鶴は四尺八寸(いずれも二重にした長さ)とされた。

〔責鷹似鳩拙抄〕続
群書類従巻五四六

このような大緒の結び方や色形に関する微細なしきたりは我国に固有のものであって、鷹術伝来の五

世紀ごろ以降に、我国の神道・仏教・修験道などが混然融合する過程で生み出されたものであったと考えられる。このように鷹を神仏の前に繋ぐことあるいは鷹の贄を供献するなどということは、折口信夫博士のいう「魂たま覓まぎの鳥・鷹」という古代以来の信仰形態に他ならないであろう。

神前に鷹を据える神鷹はよく知られているけれども、諏訪神社においては、「諏訪の贄懸にえかけ」という祭りが実施されていたことが知られる。それは、「斎藤朝倉両家鷹書」によれば、「鷹を遣ふ人は諏訪のにえかけをつねにかけてまいらせられずば、鷹遣冥加あるまじき也。七月廿六日七日にはとりわきて如此に取りかけて諏訪すわをまつりをすべき事かんやう也。能々すわ大明神をしんかう申べきなり。」とある（『續群書類従』（巻第五四六）。「七月廿六日七日」とは御射山祭みさやまの日のことである。

そして、このまつりの献饌の図をあげ、さらに「諏訪のにえかけ」の図も示している。⁽⁴⁾

贄鷹と神鷹の信仰儀礼はやがて、鷹の絵を神前に奉懸するという儀礼に発展したのではないかと私は考えるものである。すなわち、本来的には逸物の鷹を架につなぎ奉納していたものを、絵に書き取って装飾し永遠の忠誠を表わし、また、その神の永劫を讃えるということを達成したのであろう。

注

(1) 王宏剛(上海社会科学院教授)・梁春慧(同助手)両氏の「中国东北地区通古斯民族の鷹狩り及び鷹崇拜」(千葉大学ユーラシア言語文化論集)

二〇〇三年⁶（東日本国際大学 許桂芹氏訳）によれば、女真族や契丹族・満族等は中国諸王朝よりも早く鷹狩を行っていたが、「鷹神」を信仰して祭りを行っていたと報告している。我国への鷹狩伝来時代に、そのような民族の鷹信仰も渡来していたかもしれない。湖北の鷹飼人は夜間、北斗星をたよりに移動したという。調鷹相馬の坂上田村麻呂伝承と諏訪信仰の背景につながる可能性があるのではないか。

(2) 架（鷹の止まり木）には屋外で使う外架（高さ三尺五寸又は四尺一寸、長さ六尺二寸。柱と柱の間は五尺、架の太さは切り目で一寸二分、柱の太さは一寸二分よりやや太い。）と座敷内で使う架とがある。座敷の架は高さ四尺一寸、長さは五尺につくる。

「四節の架」といって「春は桜、夏は柳、秋は楓、冬は松」を柱に結わえる。柱には榊と樅（又は桧）を使い、横木には「にわとこ・ぬるで」をつかうものとした。ニワトコの木は現在でも、小鳥かごなどの止まり木に使うが、鳥にとって薬効成分があるからである。

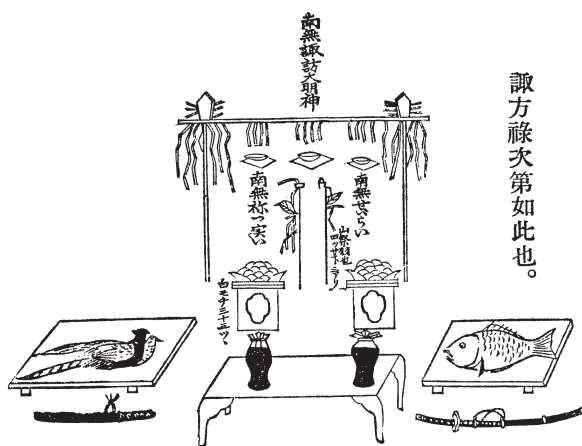
なお、架には「ほこぎぬ」を付けるので几帳に似た形状になる。「ほこぎぬ」の高さは架に同じくし、幅は二尺五寸（柱間の半分）、色は浅黄で肩に柏葉の絵をあしらう。「ほこぎぬ」が不可欠なのは鷹が架に止まって暴れるような時、上下に回転して、自縄自縛することを防ぐためである。

(3) 寺社参詣に際しては、大鷹のつなぎ様は七鎖りにして七曜を表わし、小鷹をつなぐときは五鎖りにして五常を表わすとされていた。小鷹（鶴）は三鎖りにつないで過去・現在・未来の三世を表わすとされた。

(4) 「齋藤朝倉両家鷹書」は永正三年（一五〇六）に天羽吉盛が出羽国の住人齋藤助右衛門、朝倉太郎左衛門両家秘伝の鷹書を写した一巻であり、犬飼・餌・鳥屋・獲物のかけ様などを説く。多くの図解を収めている。その一つに、「諏方贅懸」の図（次掲）がある。

「けずりかけ」（御神幣）のもとに「南無せいらい（政頼）」と「南無祢つ（禰津）」両氏の名がみえる。政頼とは源

諏方祿次第如此也。



(二) 東照宮の鷹絵額

まず、日光東照宮に奉懸されている鷹の絵額十二面(架鷹図奉納額)^①についてであるが、この件に関して『小浜市史 藩政史料編一』に次のような「酒井忠勝書下」(寛永十二年正月十三日付)の一節があつて注目される。

一敦賀ニて書せ候鷹之繪、日光ニ納置候間、成程念を入結構ニ可レ仕候、黒ふち之かな物ハ此方ニて

頼義に随つた「出羽守源斎頼」であるとして、鷹術・政頼流の始祖とされた人物である。

いっぽう「祢津」は鷹術家・祢津神平を始祖とする祢津流のことである。この両流を合わせて諏訪流と称した(参考 二本松泰子氏『中世鷹書の文化伝承』)。なお、上の図に「山祭羽」とあるのは、鷹狩の最初のえものの羽のことであり、三方に盛られた「白餅三十三(個)づつ」のほかに、雉(雌雄)と鯉が供献されている。

鯉は諏訪湖の特産であり、「諏訪大明神画詞」(祭第四)には「當郡ノ湖上ニ、炎暑ノ比、風シツカナル日、鯉馳ト云漁舟アリ。里魚コイハセライトル事也、他國ニハタクヒマレナルヤヤ、」などがある。

可^二申付^一候間、黒ふち之本一枚分早、可^レ越候、鷹之繪ハいつ時分出来可^レ申候哉、委承届可^二申越^一候、繪出来候者箱をさ、セ繪すれ候ハぬ様^二成程念を入、人足^二持せ可^レ下候、馬などに付候者損可^レ申候事、

これは、この年すなわち寛永十二年（一六三五）正月に、東照宮大造替のための「ちようなたて釘立」（起工式）が举行されており、その竣工に合わせて、若狭・小浜城主の酒井忠勝が「鷹之繪」の額をつくらせていたことを示している。

鷹の絵は十二枚になるが、これは敦賀の絵師に画かせていることが分かる。絵師は二代橋本長兵衛とされているが、その初代長兵衛という人物は蒲生氏郷に仕えた鷹匠浅利金介（金助）と同一人物である。

『古画備考—中巻』によれば、「浅利政吉 字金助、事^二蒲生家^一常好^二図画^一、忘^二寢食^一、工^レ画^レ鷹、有^二土岐風格^一、岩樹亦有^レ趣」とある。浅利金助（介）は、もと会津若松城の北方五里余に位置する耶麻郡上田村^{（うわたむら）}に居住していたが、蒲生氏ののちは敦賀に住んで鷹の商いに従事する傍ら、鷹の絵を描いていたものと考えられる^{（3）}。

鷹絵に嵌める額の縁^{（かまち）}には六カ所（頂上部・左右上下の隅部・底辺中央部）に彫金々具が打ちつけられるが、この金具は江戸でこしらえさせるので、見本を送達するようにと命じている。また、絵ができあがった

ならば、絵を損傷しないように箱に入れ、人足に運ばせるようにとも念を押している。

この鷹絵額のほかに、酒井忠勝は鷹の絵の屏風を画かせるよう、小浜城へ書状を遣わした。すなわち、同じ寛永十二年（二六三五）五月十六日付で、次のように見えている。

一、鷹之繪屏風式双分成程念を入書セ可^レ申候、日光へ上ケ申候間、末代之事二候間、其段繪書二能申付書セ可^レ申候事、

この「架鷹凶屏風」は、二種類伝存する。一つは後述するように日光東照宮の所蔵であり、もう一つは徳川記念財団が所蔵しており、徳川家光筆と伝える。左右隻六扇ずつ計十二扇で、一扇ごとに、沢庵宗彭の賛がある。⁽⁴⁾ 右にあげた酒井忠勝書状にみえる「鷹之繪屏風式双」にほかならない。それは、敦賀の「繪書」すなわち二代橋本長兵衛に画かせたものであって、一々に賛を書いた沢庵和尚⁽⁵⁾もまた、酒井忠勝ときわめて深い交誼をもっていた。

ところで、鷹絵の額に関して、酒井忠勝は再び国元へ六月二十三日付で問い合わせの書状を認めている。

一 日光へ来年上ヶ申候鷹之繪之下地越申候、此ぬり候上^ニか、れ可申候哉、左様^ニ候ハ、此方^ニ在^レ之残り十枚之下地指越可^レ申候間、早々可^ニ申越^一候、若^{（漆）}うるしの上^ニか、れ不^レ申候ハ、いかやう^ニ下地をいたさせ可^レ申候哉、繪畫^ニこのませ可^ニ申越^一候事、

これは、来年、日光東照宮に奉納する鷹の絵の下地について、絵書きが板に漆を塗った上に描くのかどうかを確かめてみよ、と言っているのである。ちなみに、現存の絵の下地は漆に金粉を練り合わせてできている。

ついで、九月十日付ではさらに細かな指示を出している。

一 鷹之繪之事、先日之本のことくつなき鷹^{（繫）}ニか、せ可^レ申候、板之儀、繪書と致^ニ談合^一、末代迄之儀^ニ候間、そり不^ニ申候^一様^ニはしは^{（端食）}ミを入、木なども念を入能木^ニ而大工も上手^ニ申付、繪書^ニこのませ可^レ仕候、繪かき申候事うるしの上^ニか、れ不^レ申候者、繪書このミ次第^ニわきをハ金^ニ可^レ仕候、但^{（箔）}うらハ布をきせ、ぬらせ可^レ申候、面^ニ而も金を置候、下^ニ三返もぬり候ては^{（箔）}置候者つよく候ハんと存候^{（併）}京都^ニ而も其元^ニ而も、左様之物たんれん仕候もの可^レ在^レ之候間、能々聞合可^ニ申付^一候、まはりのへり、繪の具^{（綴子）}てとんす紋を仕、成程結構^ニ可^ニ申付^一候、来年三月中^ニ出来、

四月十日時分爰元へ参候様^ニ成程いそかせ可^レ申候、四月十七日夕前^ニ日光へ上ケ可^レ申候事、

鷹の絵は架に据え繫いだ「つなぎ鷹」にして描かせるように。使用する板材については、絵画きと談合して、末代まで板が反り返ったりしないように工夫すること。材には念を入れて性能の良い木を大工に申し付けること。絵画きが言うには、漆を塗った上に描かないとのことだから、板に描いたのちに、鷹と架などの絵の背景は下地を二、三返漆塗りした上に金箔を押すのが良いと思う。(板が反らないよう、空気にさらさないためには)板の裏面にも布を貼り、(一面に)漆を塗らせるように。(塗師については)熟練工を京都にても小浜城下にてもさがして申付けよ。絵額の縁は絵の具で鍛子紋を書くこと。作品は来年(寛永十三年)三月中に仕上げて、四月十日までには江戸屋敷へ届けること。四月十七日以前に日光東照宮へ献上するようにしたい。

その当時は、小浜城では天守の造営工事が進捗中であった。酒井忠勝はこの工事に対して、種々、細かな指示を下していたが、「鷹之繪」については、極めて神経を使っており、九月十二日付の書状でも、先掲(九月十日付)と同様の文面をくりかえしている。

そして、寛永十三年(一六三六)を迎えると、「鷹之繪」に対する酒井忠勝の催促は一層強くなったよ

うである。すなわち、次のような指示を下している。

一 敦賀^ニて書申候鷹之繪四月十日前^ニ此元へ参着候様^ニ可^ニ申付^一候、まはりのふち之儀も其元^ニて念を入可^ニ申付^一候、二郎左衛門^ニも如^ニ申越候^一、かな物之儀ハふちのほんを仕京都にて上手之^(飾)かさりや^ニ誂可^レ申候、下地^{な、こ}^(魚子)仕、から草^(唐)などをほり、あほひ^(葵)の御紋之置候様^ニ細工成もの能致^ニ相談^一、末代之儀^ニ候間、成程念を入結構可^レ仕候、鷹之繪をも成程念を入、常、書候よりも結構をつくし可^レ仕由可^ニ申付^一候事、

ここでは、額の縁金物の図案について、細かく述べている。見本の縁を京都の「上手の飾り屋」に送り届けて、下地の図柄は魚子^{な、こ}にし、また唐草紋を施し、葵紋も置くようにするのである。鷹の絵は十分に念を入れ、常々描いているよりも「結構をつくし」て仕上げるよう申し付けよ、ともある。

右の金物については、二月二十四日付けで、

一 鷹之繪のかな物之儀、事之外たかき事^ニ而候、併日光へ上ケ申候間可^レ然様^ニ可^レ仕候、先日甲良

豊後日光より昏に本を書付候て越候間、則指上せ候、相届候ハ、豊後本のこづくにしてハ、直段も少やすく可_レ在_レ之と存候、併此方へ申越候ことづくに出来候ハ、それを可用可_二申候_一事、

京都の飾屋の見積り額は意外に高かったようである。しかしながら、日光へ奉献するのだから止むを得まいとも考えている。ただし、日光にいる甲良豊後なる人物が上申してきた図案を使えば、京都の飾り屋の値段も少し安くなるかと思う(ので交渉してみよ)、という。(その結果)その飾屋の原案を値下げしてもよいというならば、それでよい、というのである。

鷹の絵はようやく完成に近付いていた。酒井忠勝はまた三月十三日付で指示を発している。

一 鷹之繪之箱此方_二而申付候間、其元々は最前如_二申越候_一、雨_二而ぬれ路次_二而損不_二申候_一様_二念を入くたし可_レ申候事、

鷹の絵額を損傷させぬよう、運搬のために箱を作らせたことが分かる。小浜の方では、路次中に雨で濡れたりせぬよう入念に準備するようにと述べている。

こうして、鷹の絵は予定の日限より二、三日早く江戸に到着した。その模様は寛永十三年四月八日付

の書状によって明らかである。

一 鷹之繪板十二枚無事^ニ相届候、絵も一段能書申候、板之拵金物以下能候事、

一 繪書筆功^ニ銀子貳拾枚か拾枚とらせ可^レ申候間、手間之入用之儀敦賀奉行之もの^ニ能相尋、何程くれ候て可^レ然候はんや早、可^ニ申越^一候事、

「鷹之繪板十二枚」が無事、江戸に着いた。見事な絵である。板・金物のこしらえ等、細工のでき具合にも満足している。酒井忠勝は、この絵画きの手柄として銀子二十枚か十枚を与える心算であったようだが、これについては、「敦賀鷹之繪之家」を監督している「敦賀奉行之もの」によく尋ねて決定するように命じたことが分かる。その後、五月二日付書状によれば、「敦賀鷹繪書申候者^ニ今後（徳川家康）権現様へ上ケ申候鷹之繪を書候間、銀子拾枚くれ申候間、敦賀へ申遣し銀子拾枚出し可^レ申候事」と見えていて、結局のところ、銀子十枚であった。

以上のような過程をたどりながら、「架鷹図奉納額」は新造営成った東照宮の神前に恭々しく奉懸されたのである。

ここに注目すべきことがある。その第一は、「鷹之繪板十二枚」のほかに様式（特に繋ぎ架の裝飾お

よび架衣の意匠)の異なる二枚の鷹の絵を酒井忠勝が奉納しているということである。

絵書きは同じ二代橋本長兵衛であり、上方に「奉掛日光山 東照大権現 御寶前 寛永十三年孟夏十七日」とあり、下方に、「従四位下若狭侍従源忠勝」とある。さらにこの二枚の鷹の姿態と架衣ほしぎぬの紋様は、「鷹之繪板十二枚」とは異なっている。これは、先掲史料に登場していたように、鷹の絵の見本としてあらかじめ敦賀から江戸へ送られてきたものではなかったろうか。

第二に注目すべきは、同じ頃、酒井忠勝は同じ鷹絵師に「架鷹凶屏風」を描かせている点である。左隻に六居の鷹、右隻にも六居を配して鷹を描いている。架鷹凶額の方は画面構成上の制約があつてか、架の構造と鷹を繋ぐ大緒の全体像は判らない。屏風の方はその点、微細についてよく分かる。

なお、特筆すべきことは、寛永十四年(一六三七)九月十七日に、岩槻城主阿部対馬守重次が、江戸城二の丸の東照宮創建日を記念した鷹絵額が存在することである⁽⁶⁾。後年、この額は將軍家の鷹場が所在した川越の仙波東照宮に移された。この凶案も上記の屏風および日光東照宮の絵額に酷似しているが、橋本長兵衛(朱文または白文)方印は無い。ただし、日光のものより約一年半後に奉納されており、仙波東照宮のものも敦賀の鷹絵師によって製作されたと判断できるであろう。

ところで、右に論じた日光・仙波両東照宮の鷹絵額の例のように、なぜ十二居の鷹を絵に描いたのであろうか。「十二」という数は、十二支あるいは十二神将などよりは、本地垂迹説にいう「十二尊」に

結びつく考え方に基づくと考えられる。すなわち、「大日如来・阿弥陀如来のほか、釈迦・薬師・文殊・普賢・地藏・弥勒・観音・勢至・虚空蔵・不動明王の十二尊」⁽⁷⁾のことである。鎌倉末期に全国的に流布した本地仏信仰は諏訪流を中心とした鷹術にも影響を及ぼし、東照大権現の権威を高める意図から、十二鷹の絵額を奉懸したと思われる

注

- (1) 「徳川将軍家と鷹狩り」展・図録解説(平成十七年一月) (財)徳川記念財団)によれば、この絵は二代橋本長兵衛筆とある。
- (2) 土岐の風格とは、戦国時代の美濃国の守護土岐頼芸すなわち土岐富景の画風をさす。土岐氏は鷹の絵ひとすじに画いたという。
- (3) 敦賀の港は、中世日本海流通上の要衝であり、松前鷹など北国の鷹が船を使って京・大坂方面に運送されるときの陸揚げに使われた。浅利金介の活躍するにふさわしい場所である。
- (4) 各扇の下方(左隅または右隅)に「橋本」という白文方印が捺されている。小浜の絵師・橋本長兵衛のことである。徳川家光は或る一扇の鷹に眼を入れることによって、自筆と称したものであろう。
- (5) 『沢庵和尚全集』第一巻「明暗雙雙集」および第二巻「萬松語録」には鷹をよんだ漢詩十一篇二十七首が収載されている。しかし、これらの詩篇は、「鷹之繪屏風式双」(架鷹図屏風)の賛十二篇と全く同じものは一首のみである。両作と対比すれば、沢庵は幾度も鷹を詩うことに没頭して、次々と詩篇を書いており、それを見

込んだ酒井忠勝が、この屏風の完成をまって賛を書かせたものであったと考えられる。いずれにせよ、漢詩二十七首および賛十二篇は、「新修鷹経」以来八百年に及ぶ日本人の鷹という生き物の観方の頂点を成すものと評価できる。

江戸時代初期に確立した神仏融合の極致たる権現信仰・東照大権現を崇める思想を象徴するものが鷹であったろう。さらに沢庵は、臨済禅の機微をも投影しているのである。全詩・賛を紹介する余裕はないので、中でも長文の「左隻四扇」の賛で「萬松語録」と同一の一篇をとりあげておく。

鷹

火徳之炎氣、瑤光之英精、形如_二植木_一、脚等_二枯荊_一、身重若_レ金、自可_二忘却_一雲霄之志、爪剛如_レ鐵、直堪_レ捉_二破崖石之勅_一、毛翻兼_二雪白_一、瞳晴與_レ珠明、髀寬内緩、頭圓頂平、不_レ類_二鶉鷓首_一、矧又猴立鴛頸、衆相相共具、品類所_二驚看_一、這快鷹百擲無_二遺_一、他飛禽十死無_二一生_一、

(屏風の賛には、次に、「澤菴援_レ觚」とある。)

- (6) 埼玉県指定文化財・川越市・仙波東照宮所有。阿部重次は徳川秀忠および家光に仕え、慶安四年(一六五二)四月二十日、家光の死に殉じた。

- (7) 『神道集』東洋文庫(二九〇頁)、解説「中世の神」、貴志正造氏執筆。なお、鷹の尾羽は十二枚あり、「十二尾」と称されるが、稀に「十三尾」の逸物の鷹がある。この場合、十二尊に「阿闍_{あしく}如来」を加えれば完結された十三尊となるわけで特に珍重されたであろう。

(三) 酒井忠勝の鷹

若狭小浜と越前敦賀を領した酒井忠勝は、徳川家康・秀忠・家光らの鷹や鷹狩に深く関与していた。それは本論ですでに取り上げた伊達政宗と双壁をなすとみることもできるが、酒井忠勝の場合は、前節で述べたように、史上空前とも称すべき架鷹図（鷹の絵）額および架鷹図屏風の製作・奉納に貢献したという点で、他の大名を圧倒している。

領内・敦賀の鷹絵師が描いた十二鷹は、鷹の最も美しい姿態を写しとっているのみならず、故実にとつた鷹の繋ぎ様を正確に表現している点でも優れている。

当代以前、鷹の図を描いた画家には、曾我直庵・同二直庵、狩野永徳・同山楽⁽¹⁾らがいるけれども、先述した架鷹図は、絵師の面前にさまざまな鷹が架に据えられていたことを彷彿させるほど写実性に優れている。それは、鷹絵師かれ自身が、ふだん鷹を扱い慣れていたことを推察させる。敦賀の鷹絵師橋本長兵衛の出自の秘密が合点されるゆえ⁽²⁾である。

そして、小浜や敦賀において、酒井忠勝配下の鷹匠が鷹絵師たちとも親交を重ねており、画題にすべき良鷹の調養に精出していたとしても何ら不思議なことではない。

それでは、寛永十三年（一六三六）前後の酒井忠勝の鷹についてどのようなことが知り得るであろうか。

次に述べることにしたい。

まず、次の史料を手がかりとしよう。

- 一① はやふさ(隼)之弟鷹(たじ)、敦賀之鷹打留候ニ付而、鷹匠共ニ相渡候由、鷹多候間、餌有レ之間敷候間、越前宰相殿へ可レ進候、此方之鷹匠越候者、御馳走可レ有レ之候間、酒井外記殿迄便宜ニ状を遣し、自然御用ニ候ハ、かろき鷹匠壱人御越可レ有レ之由申遣し、若州ニ而成共、敦賀ニ而成共、相渡し遣可レ申候事、
- 一② 宰相殿御用ニ無レ之候ハ、松平周防殿へ可レ進候間、周防殿内衆迄、状を遣し、鷹匠壱人呼候て相渡可レ申候事、
- 一③ 敦賀之鷹打、鵠留候とも、今程者鷹多候間、鷹打ニとらせ可レ申候、併替り物之能鵠など留り候ハ、五左衛門(山中)ニ見せ、此方へ請取置可レ申候、上様へ上ケ可レ申候事、
- 一④ 大鷹(たじ)并(しやう)兄鷹(しやう)など留り候ハ、何時も、上様へ上り申候間、請取候而此方へ可ニ申越一候、隼之儀者、當年者最早入申間敷候間、弟鷹(たじ)而も兄鷹(しやう)にても鷹打ニとらせ可レ申候事、
- 一⑤ 従ニ出雲一^ニ来候大鷹鵠請取置候由尤候、五左衛門ニ申付、念を入つかはせ可レ申候事、
- 一⑥ 鷹多ク候間、鷹匠有レ之間敷候間、五左衛門ニ申付、かろきすへ鷹匠式人程抱置可レ申候事、

一⑦ 出雲夕居来候鷹匠ニ、壱人ニ銀子壱枚つゝ遣し可レ申候、其元ニて勝田十太夫ニ相渡候者、相届可レ申候間、其分ニ可レ仕候、併餌指なども可レ参候間、押込銀子五枚成共、其許ニ而能程ニ相談仕、遣し可レ申候、

〔『小浜市史 藩政史料編二』所収、(寛永十四年)十月九日付、酒井忠勝書下〕

この書下状の前段には酒井忠勝が徳川家光に毎年進上している若狭の「御所柿」五百個を念入りに柿の葉に包んで江戸へ伝達せよ、ついでに大きくてなりのいい鱈と鰯も十一月末日までに送り届けよと命じている。そして、後段①～⑦にわたって、鷹のことについて子細に指示を与えたものである。

①は、敦賀の鷹打(鷹巢から鷹を捕らえたり、あるいはわな網を使って鷹を捕獲する者)が、隼だいていの弟鷹を打ち留めて、小浜の鷹匠に手渡したということを知った酒井忠勝が、鷹の多さに対して餌の心配を伝えたものである。鷹匠の増員のことまで心配している。

鷹餌に関しては、同じ十月十七日の書下状においても、「鷹十五之内四居へり十壱居ニ成候者、五人之餌指ニても餌捕可レ申候哉」と述べており、鷹二居につき餌指は一人を必要としていたことを示している、なお、続けて「それにても是非不ニ罷成」候時者、壱月ニ壱ツ程も犬をうたせ可レ申候事」と述べており、鷹餌の不足を補うために犬を殺してもよいとしている。

なお、(寛永十三年)四月八日付の書下状には、小浜に「ゑさしの内藤七と申若きもの鳥取候事一段上手」の由を聞いて、感心したりしている。鳥打ちにすぐれた餌指しが重宝がられていたのである。

②小浜城の鷹部屋には鷹が数多くなっていたようであり、このうちから松平忠昌や松平家重、永井尚政などの大名に鷹を贈ってやろうとしている。松平家重の鷹匠を呼び寄せて鷹を遣わそうというのである。同年十月十七日付書下には、蜂須賀忠英から「伊豫鶺鴒三居」が進ぜられ、その中に近年珍しい「あかふ(赤斑)」の鶺鴒があつたと記されている。この「あかふ」はとどめおき、「悪鷹」一居は人に遣わし、のこり一居は鷹匠にくれて売却させたとも述べている。

なお、寛永十六年(二六三九)十月二十七日付書下によれば、伊予国へ下向する松平定頼の鷹師が小浜に立寄るので、二、三日分の餌を付けて大鷹を進じてやるようにとある。大名間の鷹の贈遣はかなり頻繁だった。

③したがって、鷹数は十分なので、敦賀の鷹打ちの鶺鴒はこれ以上要らぬから、鷹打ちに与えてよいというのである。しかしながら、「替り物の能鶺鴒(よきはいたか)」などは、「山中五左衛門」に見せて、こちら(江戸にいる酒井忠勝)で受け取っておき、將軍家光へ献上しよう、という。この山中五左衛門は小浜城において鷹匠頭をつとめていた者と考えられる。

④大鷹(だい)と兄鷹(しやう)などが小浜城鷹部屋に集まっているならば、いつでも、將軍に献上するので、江戸へ送

進せよ。隼については今年はもはや不要だから、弟鷹だいでも兄鷹しやうでも鷹打にとらせるようにせよ、という。この場合、鷹打は、網を仕掛けて鷹を捕獲するのである。巢鷹の季節はとうに過ぎていたからである。

なお、隼については、別に次のような「酒井忠勝書状」がある。(寛永十七年カ)三月十六日付で小浜城の「都筑外記・武久庄兵・芝二郎左衛門」らに宛てたものである。

「常神村之沖御神嶋ニ隼巢をかけ申之由、此跡若狭守殿時分ニ能存候者ニ巢子を能比ニおろさせ、如ニ先年一指下可レ申候、併兄鷹隼者上り不レ申候間、弟鷹斗おろし兄鷹其俣巢ニ指置可申候、不レ及レ申候へとも道中餌其元ニて相調もたせ鷹匠指添指下し可レ申候、謹言、」

これは、若狭湾の御神島に隼が巢を懸けている由なので、前領主・京極忠高時代に巢おろしに関与していた者に指示をして、好機に巢子をおろすように、と述べたものである。しかし「兄鷹隼」(雄の隼)は巢に残して弟鷹だい(雌の隼)ばかり巢おろしせよ、とも言及している。

⑤⑥⑦出雲からの鷹匠が、大鷹と鶴を据えてやってきた由であるが、小浜城の鷹数が多くなるから、鷹匠の人数も不足しよう。鷹匠五左衛門に指示をして、新米者の鷹匠二人ほどを召し抱えればよい。出雲から鷹を据えてきた鷹匠には一人につき銀子一枚ずつを遣わしてやること。しかしながら、餌指の者も随って来たろうから、合わせて銀子五枚もつかわすようにと指図している。

酒井忠勝は天正十五年(一五八七)六月、三河国の酒井忠利の長子として生まれ、慶長十四年従五位下

讃岐守、寛永元年には老中となり川越十万石の領主、寛永十一年（一六三四）閏七月若狭一国の領主かつ越前敦賀郡など合わせて十一万石余で転封。将軍家光に重用されて同十五年十一月には大老となつていゝる。老中から大老への昇進に日光東照宮造営時の架鷹図額奉納が大きな効果をもつたことは想像できる。さらに、一方では小浜城天守の新造営をはじめ、新領主として細部に亘る施策を敢行し、その一環として、鷹・隼の確保をはじめ鷹匠・餌指衆の整備等にも精を出していたのである。先述した日光東照宮への鷹絵額奉納に際しては、板材・額縁金具・漆などの調達と細工についても、天守の工事に当たる大工等職人の手を動員できたであろう。

さらに、小浜領内において、酒井忠勝は、「鳥の法度」の整備に余念がなかつたことが分かる。次の史料によって、考察を加えたい。

- 一^① 鷹之鳥切、指越候、鳥もあらく候由申越候間、せはき場^ニて鷹数^ニて毎日遣候ハ、猶以鳥もすくなくあらく可^二罷成^一候間、鷹共見合しゆん^{（順々）}にやすめ候て遣可^レ申候事、
- 一^② 鳴もより数をあハせ候ハ、次第^ニ鳥すくなくあるへく候間、見合候て一ツとりかい^ニも可^レ仕候事、
- 一^③ 鷹之鳥あまり切、ニて候間、三日遣候て一度あるひハ四日遣候て一度斗つ、こし可^レ申候事、

④ 只今すきを出し料理^ニ入候間、けり小鴨とらせ候て指越可^レ申候事、

⑤ 此中者ひえ候間、鴨とも江へ入候哉、様子くハしく可^ニ申越^一候、鷹へやいそき候てこほり不^レ

申候内^ニかへをぬらす可^レ申事、以上、

霜月廿一日 た、勝

山中五左衛門へ

これは年未詳だが、寛永十四年（一六三七）かと考えられる、酒井忠勝書状である（『小浜市史 藩政史料編一』）。「鳥之法度」というのは、鷹場における、雉子・鶉・鴨などの諸鳥を管理するために制定されたものである。たとえば、寛永十二年八月二十日付で「一鳥之法度、若州敦賀迄も此以前のことくかたく相觸可^レ申候。鳥見をも折、廻し可^レ申候。我等其元へ越候ハぬ以前^ニ者、鳥飼も無用^ニて候事」とある。前領主の時のように若狭・敦賀領内に於て、堅く守らせよ。鳥見衆の者を折々に巡視させよ。我々（酒井忠勝）が、国元へ行く以前に鳥を獲ってはならぬ、と述べている。

つまり、「鳥之法度」というのは、「御鷹場鳥之法度」のことである（寛永十年七月十九日付（酒井忠勝定書））。そこで、前掲史料の各条を順次、検討してみよう。

①（国元から）鷹の鳥をせつせと（江戸へ）送ってくれるが、鷹場の鳥も減ってきているとの由。狭い場

所で度繁く鷹を仕えれば一層少なくなってしまう。鷹を順々に休めたりして、鷹狩をすべきだ。

②鴨も度々鷹にとらせたりすると、鳥が少なくなるわけだから、見合わせるよう。一羽ほどは鷹の訓練につかえばよい。

③鷹の鳥(雉子)をあまり頻繁にとっているようなので、三日に一度あるいは四日に一度ばかりずつにした方がよい。

④今時分の数寄の座の料理に出すので、鴈けりと小鴨を捕らせて(江戸へ)送るように。

⑤だいぶ寒さが厳しくなっているので、鴨どもは静かな入江に集まっているだろうか。その様子を詳しく報告せよ。鷹部屋の造作を急げ。凍てつくようになる前に壁塗りさせるようにせよ。

これらのことを、小浜城にいる鷹匠山中五左衛門(3)に訓令しているのである。すでに明らかかなように、「鳥の法度」は鷹場における諸鳥の棲息数に対する制御にほかならなかった。これについては、さらに次の史料が証明している。

一 去六日之状参着令二披見一候、鷹場鳥之法度之儀、先年(京極忠高)若狭殿如二法度一、鷹場之分可二申付一候、山方之坂鳥其外鷹場二構候一ハて、先年より取来候所二而とらせ可レ申候、敦賀之儀も鳥見を付置、輪之内之鷹場法度可二申付一候事、

(寛永十三年)八月十四日付
酒井忠勝書下(同上)

小浜の前領主京極忠高も「鷹場鳥之法度」を定めていたことが分かる。ただ、ここに記す「坂鳥」とは何か。ほかの「酒井忠勝書下」には

一 さか鳥之事、十月初よりうたせ可_レ申候。鷹場之鳥之かまい_ニ成候ハぬ様_ニ成程堅法度申付、よ
る斗其場所_ニ而うち、少も平地_ニ而打不_レ申候様_ニ可_ニ申付_一候事。

(年月日不詳)覚書(4)
〔同上〕

ふつう「鷹の鳥」と言えば、「真鳥^{まとり}」すなわち雉のことであるが、「さか鳥」とはおそらく、「山鳥」のことを指していると思われる。「鷹場の鳥」と同じような山野に棲息しており、猟期もほぼ同じころのようである。この「さか鳥^(坂)」を鷹に捉えさせる場合は、雉の居る平地ではなく、山ぎわに入っていくようにと注意している。

ところで、諸大名の鷹狩が、たんなる遊芸を目的として実施していたとは考えられないのである。それは、ここに取り上げた「鳥之法度」によって推考できるのであって、結局のところ鷹の獲物にする

諸鳥は食膳に供されるものであった。すなわち、雉・山鳥・鶉・雁・鴨・雲雀などは安定的に供給されなければならなかったのである。このことを裏付ける史料が存在する。

一① はい鷹小鴨^ニつかハセ可^レ申候、鶉^ニハおりくつかい我等来年遣し可^レ申候間、法度賢可^ニ申付^一候事、

一② 鷹之雁鴨時、念を入塩^ニ申付、春中爰元へ相届可^レ申候、此跡のことく役鳥をも今程今極月まで之内、新ヲ請取、念を入塩に可^ニ申付^一候、何も料理^ニ仕候間、^(毛)けを取候ても又^(毛)ハけ塩にも二色にさせ置可^レ申候事、

一③ 山の鳥あみ^ニて取候ハ、百も百五拾も、け塩^ニ可^レ仕候、又^(毛)けをとり候ても付置可^レ申候事、

(寛永十二年)霜月五日
(酒井忠勝書下)同上

一④ 當年之塩鳥役鳥鷹之鳥共^ニ式百程つけさせ可^レ申候、但寒之内之者、別^ニ仕置可^レ申候事、

(同右)十一月十八日
(付同)同上

①では、小鴨や鶉をとるためには鶉が使われていたことを示しており、それも「鳥の法度」を堅固に守って行うべきことを伝えている。

②では、鷹狩でとらえた雁・鴨はその時々に入念に塩漬けにして来春中に江戸へ届けよというのである。年ごとに定めている鳥については十二月までに新しいものを受け取って、入念に塩漬けにせよ。いずれの方も料理に使うのだから、毛を抜いたもの、毛が付いたままのもの二種類とも塩に漬け置くこと。

③山鳥（さか鳥）を網で取ったものを百羽か百五十羽を毛を付けたまま塩漬けにせよ。または毛を抜いたものでも漬け置くようにせよ。

④今年の小鴨・鶉・山鳥・雉を合わせて二百羽を塩漬けにしておくこと。ただし、寒の内にとつたものは（脂がのっていて特別なので）別にして漬けておくように。

ここで子細に鷹の獲物の保存法について述べているのは、諸鳥はすべて国元より江戸屋敷へ搬送させて、「料理」に供するためだったのである。

『四條流庖丁書』や『庖丁聞書』・『武家調味故実』などの伝えるところによれば、⁽⁵⁾海・河・山の美味なる物のうち、「鷹ノ取タル鳥ヲバ、賞翫勝タルベシ」とされていた。「雉ノ鳥ヲ人ニ参ラスル時ニハ、焼物ヨリ外ニスベカラズ」ともあって、雉は専ら焼いて味わうものとしている。そして、「鳥ヲ美味ニシテ参スル事。雉子山鳥ニテモ、荒卷テ置タルヲ夏取出シテ湯ヲカヘラカシテ、^(かのとり)彼鳥ヲ入テ、湯ヒキテ取上サマシテ薄ク引テ、フクサ盛ニシテ、」蔘酢をつけて食べるのがよい、などとある。

先に見た小浜領の諸鳥の塩漬けが、どのように調理されたかがわかる。

鶉や雁・雲雀などもまた、串焼などにして食されていたようである。串焼は、焼くほどにしたたる脂汁を器に注ぎ、そこに「クルミヲネバくトスリ付テ、カハクホドニ又アブリテ」食べるのが旨いという。白鳥・雁・菱喰・鶴などの調理法についても詳しい。雉ひつたれやきの引垂焼。胸肉のことを引垂れ(6)というが、これは身の中に赤身が少しずつあるほどに焼いて食すとある。焼鳥は酒をかけ塩を振って味わうのがすぐれている、ともある。骨をたたいてつく、ねねにすることや、雁・鶉・菱喰の皮煎りには必ず、茸(シメジ)を入れて作ることも行われていた。

鳥の料理が焼鳥のみであったわけではなく、汁ものでも味わった。たとえば、室町時代の『大草家料理書』には、「生鶴料理」のことが載っている。酒塩をかけるとか、古味噌の汁にするとか、季節により、うどや柚子を入れるなどもある。また、塩漬けの鳥は古酒で洗い上げて、よく塩出しをして、湯がき、酒をかけ、胡椒を入れて汁に作るという。

「塩鳥肴・塩鳥汁」の料理のほかに、「生青鷲料理」とか、雉鍋ひつたれやきとも言うべき料理、少しあぶった切身でつくる「鶉汁」なども伝えられている。

ただしこれらの鳥の料理は、いざ配膳をし、食するに際しては、意味深長な故実にのっとることが尊重されていたのである。現代流に言うならば、故実とは、研ぎ澄まされた精神を注ぎつつ、ものごとが

縁起良く運んでゆくことを祈るゆえに守るべきことであつたのである。極度な緊張と折目正しい所作を伴いながら、いわば禅的な宇宙観が一座の者に共有されていたに違いない。

たとえば、出陣なり長途の旅立ちにあつては「出門に用いる魚、鳥、鯛、鯉、鮒、鮑、かつほ、数の子、雉子、鶴、雁の類を第一とす。海老・蟹・鯛・鴛・茸の類、不_レ宜（「包丁」聞書）」とあつて、このようなしきたりをこそ遵守しなければならなかつた。そして、「鳥ハ御鷹飼」を用いるべきとされ、塩漬けの鳥以外には、鷹がとらえた諸鳥は木々の枝に結わえて贈るのが故実とされたのである。それを鳥柴としばと称した。春は梅の枝に、ほかの季節にはくぬぎの枝に、鶉や雲雀は萩になどというきまりがあつた。鳥の料理を盛付けるにしても、その改敷かいしきは、「雁水草・鶴芦葉・鴨芦・鴨をもたか・鶉振笹・雲雀地草又」を用いよとされていたのである。

料理は鳥のほかいろいろとあるわけだが、鯉・鯛・鮭・鱒・鱸・蛸・鮑などがよく用いられていたから、酒井忠勝もまた、小浜や敦賀の海のもの度を繁く、江戸へ送らせてもいたのである。

ただ、釣・網によって海のものをつるのにくらべ、山野の鳥の捕獲は難しいわけであり、それゆえ、鷹狩による方法は有難いことであつたから、「鳥之法度」はいかにも不可欠の制度であつたといえよう。

酒井忠勝は「鳥之法度」を守らせるとともに、鷹匠達に対して、鷹野の記録を報告させていたようである。それは、

一 其許鷹之儀一圓不^二申越^一候、鷹匠共^二申付鷹野へ罷出候日帳を壱人^一申つけさせ、便宜之時分者毎度可^二申越^一候事、

(寛永十二年二月十八日
付酒井忠勝書下)

とあつて分かる。「日帳」の内容は何か。それは「いつれの鷹何程取候^共、其日^一の書付をも鷹匠^共申付取候^而」とあつて、鷹の獲物数であつたことが明らかである(寛永十三年三月七日付(同上))。

注

- (1) 曾我直庵(生没年不詳)は越前・朝倉氏に仕えた絵師、天正元年(一五七三)主家滅亡後、泉州堺に移る。その子二直庵も架鷹図の秀作を残す。狩野永徳に「洛外名所遊楽図屏風」(四曲一双)があつて、右隻に鷹狩り帰りの図がある。狩野山楽には大覚寺正殿鷹の間に十二鷹の襖絵がある。
- (2) 秋田県大館市在住の浅利政敏氏の教示によれば、同氏の先祖は会津蒲生氏に仕えた鷹匠浅利金介であるといふ。浅利金介が鷹絵師・初代橋本長兵衛を名のつたというのである。同氏は敦賀市において、多くの鷹の絵を實見し、かつその中に、同氏所蔵のものに近似した絵を確認したといふ。
- (3) 酒井忠勝の鷹匠には山中五左衛門のほかに、青山小右衛門、浅野与左衛門の名が知られる。
- (4) 天守造営中の職人への賃金等の条項があるので寛永十二年九月頃であろう。

(5) 『四條流庖丁書』は室町初期、『庖丁聞書』は室町末期の成立とされる。『武家調味故実』は近世初頭には知られていた野菜・魚・鳥等の調理書であり、作法の故実も伝える。調理の名目と調理の方法及び料理の故実を伝える〔新校群書類従第
十五卷〕飲食部所収。

(6) 足のことを「別足」とよび、少し肉がついている骨を「身」という。別足は焼いて食すが、右掌に箸を挟んだまゝ、親指・人指指でつまんで食べる習わしであった。

結 び

以上、日光東照宮に奉納した鷹の絵のモデルは酒井忠勝が小浜や敦賀において調養していた鷹であったのではないかと推定してきた。そのような鷹の飼育について、極めて細かな心配を国元に伝えていたことがわかるのである。とりわけ、大鷹のことに關しては気がかりであつたらしい。たとえば、

一 大鷹(だい)とや究候者、九月末よりとや出しつ(繫)なきす(据)へなつけ可(鳥飼)レ申候、とりかいニも罷出候事者、此方より左右なき以前者、罷出間敷候事、

(寛永十二年カ年
月日欠く「同上」)

夏を越して鳥屋から出す大鷹の訓練を具さに指図しており、江戸より指示なき時は、よけいなことをするなどなのである。隼や鶴などの調養もさることながら、酒井忠勝はやはり、大鷹のできぐあいを案じていた。

「頓^{（やがて）}而^{（たゞ）}大鷹^{（たい）}二居すへさせ」て江戸へやって来させよと伝えている（寛永十三年正月五日付）^{（寛永十三年正月五日付）}。この大鷹^{（たい）}が、先述の日光東照宮の鷹の絵のうちのどれかに描かれたことは想像してよい。酒井忠勝は、架鷹図とともに將軍の前にその大鷹を据えて伺候したのであろう。

そうして、鷹の絵額を竣工成った日光東照宮に奉納して十三年ののち、モデルになった鷹たちは、それなりに老いて、一斉に放たれたようである。それは、次の史料によって推察できる。

一 殿様従日光被^二仰下^一候ハ、爰^二元御庭籠之鳥共をも放、鎌倉若州^二御座候御鷹共、黄鷹隼鶴之内^二而、御用^二立可^レ申能鷹斗残置、御用^二立不^レ申候御鷹をハ、山中五左衛門・青山少右衛門相談仕、不^レ入御鷹をは放し可^レ申旨、被^二仰下^一候^二付而、則鎌倉へ申遣候処^三、鎌倉^二而御用^二立不^二申候^一御鷹三居放し可^レ申由、申来候。其^二元^二御座候御鷹之内^二而ハ、伊予網懸^{（あがけ）}之鶴^二居ならてハ放し可^レ申御鷹ハ無^二御座^一由、五左衛門・小右衛門被^レ申候。委細ハ兩人今高田清兵衛^二可^二申進^一候間、其心得可^レ被^レ成候、

この時、酒井忠勝は日光東照宮に在ったが、同年四月二十日死去した將軍家光の喪に服そうとして、放生の意味で鷹を放ったと思われる。そうして、かつて奉納の鷹絵額を仰ぎ感慨にふけたであろう。かの鷹どもを野に放つべきことを思ったのである。

鷹匠の山中五左衛門と青山小右衛門を随行させており、放つべき鷹と、まだ役に立つ鷹を選ばせてもいた。そのことは同じ史料に、次のようにある。「當年者方、今參候御巢鷹共何も御返シ被_レ成候付、高田清兵衛此方_ニ御用も無_ニ御座_一候間、為_レ上申候、(下略)」

かくて、酒井忠勝によつて絵額に描きとどめられた十二居の鷹は、永遠の鳥となつて日光東照宮に奉懸されている。

(慶安四年)五月八日付
江戸年寄連署状「同上」

結 論

昭和六年刊行の『放鷹』及びその後における先行研究には一つの問題点があった。それは古代の放鷹史について論じる時、中世への繋りが指摘されなかつたり、また中世を論じる際に、古代からの脈絡が欠けているという点である。

たとえば、中世後期から近世初期にかけて、頻繁に行われた鷹進遣・鷹披露などの儀礼が、古代の大臣大饗の「御鷹飼渡」という儀礼に結びつくことが明らかでなかつた。

本研究においては、さらに、中世後期に成立・伝書された多くの鷹書の存在、及び織田・豊臣・徳川三政権における大々的な鷹狩などの源流が、古代にあったという結論を得たのである。

次に問題となるのは古代から中世へ移行する時期における神仏習合・本地垂迹思想と鷹狩の関係性についてである。中世前期を通じて殺生罪業意識が強まり、朝廷及び鎌倉幕府は殺生禁断（鷹狩停止）を厳命したが、それにも拘らず、鷹狩は限定的であるにせよ許容されていたのは何故なのか、という問題が存在した。この問題は信州・諏訪社の「神鷹・贄鷹」の神事を通して解明することができた。

また、本研究では、五点の鷹書―新修鷹経・嵯峨野物語・鷹経弁疑論・蒙求臂鷹往来・龍山公鷹百

首―を重視し、従来の放鷹史よりも踏み込んだ考察を加えた。その過程で、中世の鷹書に不可欠の要素として、「鷹の口伝・故実」を語るべきことが付加されることを発見した。

先に触れたように、中・近世移行期における大々的な鷹狩のモデルは醍醐天皇や白河天皇の野行幸にあったことを指摘した。

以上のような諸点を包含しつつ、本論文は以下の各章において、いくつかの重要な結論に達したのである。

第一章 放鷹術の渡来と受容

第一節 放鷹術の渡来伝承 我国文化の成り立ちを考える上で、放鷹術の渡来は、一つの特徴を現しているであろう。遙か草原アジアから中国を経て、朝鮮半島に伝わり、そこから、日本へやってきた文物・思想は多様である。鷹術の原像を把握し、それが、古代・中世へとどのように変容して行くのか、ということを予察してみた。

第二節 鷹を「腕に居える」人物像埴輪 考古学上の問題であるが、これを本研究として見すぎさないで置きたい。まず、放鷹術が早くから、地方（ここでは関東）へ伝わっていたこと及び埴輪に表現された鷹狩のための服飾の原型を知ることができた。

第三節 魂覓ぎの鳥 中世、鷹を仏神の化身ととらえる思想があったが、その淵源は放鷹術の渡来前後の古代信仰に存在していたと考えられる。遊離する死者の靈魂を追い求めてくる鳥であり、靈魂そのものを宿す鳥であるという思想である。これは中世の説話や鷹の儀礼の世界にも及び、また、徳川家康の鷹絵額にまで伏流していると考えたのである。

第二章 天皇の放鷹

第一節 桓武天皇と王臣の養鷹 桓武天皇の放鷹を考察する上で、重要な人物に坂上田村麻呂が居る。「調鷹相馬」の家であるという。桓武天皇は私養鷹を禁止しつつ、一方では親王・王臣に調鷹を特に許している。放鷹はこの時代に、天皇・親王・王臣の専有に帰すことになった。時の政治権力者が鷹を独占するという原型はこの時代に確立したのである。

第二節 嵯峨天皇と『新修鷹経』 中国には『鷹経』なる鷹術の書が古くからあったが、その経卷は我にも伝来していた。実際に鷹の飼養と放鷹が盛んになるうちに、鷹術にも錯誤や混乱が生じていたらしい。標準となる鷹書が求められていたのである。

嵯峨天皇は『鷹経』の見解の上に、実際に蔵人所や近衛府などで鷹術にあたる鷹飼人たちの体験なども集約しながらこの書をつくったと考える。内容はかなり微細に及ぶけれども、本研究上、不可欠の知

識となるので、煩をいとわず、検討してみた。

第三節 野行幸と大臣家大饗 古代天皇の放鷹は、単なる遊獵（野の遊び）と、大々的に実施される野行幸とは区別されるべきであろう。野行幸は醍醐天皇や白河天皇の例に見るように、天皇の権威・権力を誇大に示威するねらいをもって構成されたと考えられよう。そして、野行幸という、天皇放鷹の華麗な構成と鷹野の儀礼は公家放鷹の典型的儀礼として後世に語り継がれたのである。

摂関家などが大臣に任ぜられた翌年の正月に催された大饗に際して、寢殿母屋の軒下また庭前において展開された「鷹飼渡」たかがいわたるの儀礼もまた、足利将軍家をはじめ織田・豊臣・徳川三氏らの鷹狩儀礼の模範として位置付けられていくことになった。

第三章 放生と贄鷹

第一節 鷹飼の罪業観と放生 末法思想の流行を背景として、殺生（鷹狩）は地獄の苦しみから逃れることのできない罪業となっていた。どのような苦悶が待ち受けているかを説く例話が世を覆っていたようである。

代表的な説話を紹介して、この問題を具体的にとらえてみた。この罪業を消滅する一つの手段は、放生という儀礼であった。我国は本地垂迹の觀念の中にあつて、本地の仏罰を和らげるには垂迹神にすがら、

あるいはその神前に贅をかけるという特色を有していた。鷹狩は罪業であるけれども、贅鷹は罪業消滅につながると思なされていた。十分な問題解決とはいえないが、それらの二、三について考えてみたのである。

第二節 鎌倉幕府の鷹狩停止令 鎌倉幕府は当時の朝廷の私養鷹禁止令と殺生禁断策を忠実に反映して、御家人層の狩猟を禁じていた。しかし、朝廷においてもそうであったように、この禁止令に例外を認めてもいた。諸社供祭のため、あるいは諏訪社の贅鷹のためであるなら、鷹狩を認めるというものであった。

第三節 諏訪大明神の贅鷹 狩猟神事を特質とする信濃国諏訪社の贅鷹の実態をとらえ、この地を中心として特別な鷹術が発達することをみた。鷹狩罪業観からの解放にとつて、諏訪の神文（四句の偈頌）はどのような意味をもつかについて論じ、そのことが、中世後期に拡大して行ったことも考察した。特に「諏訪円忠と鷹術」の項を設け、「諏訪大明神画詞」の中で、鷹狩がどのように扱われていたかを考察した。その結果、諏訪円忠が室町幕府の鷹狩に及ぼした影響力が明らかとなった。

第四章 鷹狩の流行と鷹術の需要

第一節 『真名本 曾我物語』と『嵯峨野物語』 『真名本 曾我物語』の最終段に登場する畠山重忠の鷹談議は、中世の鷹書が具備すべき要点が周到に語られている。ほぼ同時代に成立した『嵯峨野物語』は、

放鷹の由緒と共に華やかな承保の野行幸を語っている。南北朝時代を画期として、我国の放鷹は大きな転換を遂げて行くことを追求した。

第二節 『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』 持明院元春の『鷹経弁疑論』は嵯峨天皇勅撰の『新修鷹経』を平易に解説するだけでなく独自の見解を述べ、また当時流行の諏訪流の説を紹介した鷹書の圧巻である。これを読みとることによって、中世鷹狩の実像が理解できる。また、ほぼ同時代に成立した松田宗岑の『蒙求臂鷹往来』は十二か月の鷹調養の問題点を細部にわたって論じた往来物である。「弁疑論」に較べれば全漢文で書かれており、よほど難解なものである。

第三節 近衛龍山と鷹

(一) 鷹の故実家伊勢氏と近衛龍山 近衛前久(関白・左大臣、天正十年以降、龍山と号す)が有識故実の道に秀れ、馬術書・和歌・連歌などの達者として、諸大名に歓迎されたことは知られているが、鷹故実についても当代一目を置かれていた。近衛龍山は、鷹術を公家の手から武家の手へと橋渡す役割を負ったと見る。

(二) 病鷹の治療 近衛龍山は特に薩摩島津氏に鷹術を伝え、病鷹の治療や鷹犬について指導をしている。当時の鷹書を見ると、鷹道の難解な術語が使われているのだが、近衛龍山は分かり易い表現をつかっている。

(三) 龍山公鷹百首 近衛龍山は、豊臣秀吉と徳川家康の二人に対して鷹道に関して強い影響を与えた。

そして、この二人の要請を受けて「龍山公鷹百首」を著わした。本節では、〈龍山公鷹百首要覽〉を掲げて、歌百首のそれぞれについて「鷹詞」たかことばを取上げ「摘要・補注」欄を設けて、簡潔な説明を加えた。鷹詞を和歌・連歌に詠みこんだものは多いが、このような鷹の歌をくり返し口ずさみつつ、鷹匠たちは一生を鷹とともに生きたのであろう。〈龍山公鷹百首要覽〉は前例のない試みである。

第五章 織田信長と鷹狩

第一節 信長の鷹狩の独創性 織田信長の鷹狩の主たる目的は、①身体練磨、②領内地理の検分、③陣立ての演習にあったが、特に③は『信長公記』が特筆しているものである。

第二節 信長の鷹山猟と参内 室町幕府は足利義尚・義政の頃から武家儀礼の中に鷹狩を撰取し始めており義晴・義昭もまた諸方に鷹を求めていたが織田信長はこれを凌駕して行く。天正五年（一五七七）の「御鷹山猟・御鷹披露・御鷹の鶴叡覧」などの鷹儀礼は画期的なものであった。愛鷹「しろ」に耽溺していた織田信長の姿もかいま見える。

第三節 逸物の鷹を求めて 奥羽二国は古来、名鷹の産地として知られており、織田信長は鷹師を派遣して逸物の鷹を求めていた。前節の鷹山猟に使った鷹も奥羽から手に入れたのである。

第四節 盟約の儀礼と鷹 織田信長が、上杉輝虎・北条氏政・徳川家康などと盟約を締結した儀礼の場

に逸物の鷹が取り交わされた。それはどのような意味をもつのかについて考えてみた。その結果、鷹の具有する神秘性が浮かび上がってきた。

第六章 太閤秀吉の鷹狩

第一節 鷹野使り 織田信長の鷹匠の多くは豊臣秀吉によって引き継がれた。秀吉が本格的に鷹狩を実施し「鷹の数寄者」を自認したのは天正十五年（一五八七）前後であった。天下の名鷹・日向巢鷹の確保策を打ち出し、また伊達政宗に「目赤鶴取」の鷹を求めたのも同じ頃である。

第二節 大鷹野 天正十九年（一五九二）十一月に展開された一ヶ月余に及ぶ大鷹野の壮大華麗さと歴史的意義について考察した。のちの考察に便利なように「豊臣太閤大鷹野和字記」の全文を収載しておいた。朝鮮渡海軍進発の直前に行われた大規模な鷹野帰りの行列は刮目に価する。朝廷の野行幸の先例を遥かに超えるものと評価できる。

第三節 文禄期の鷹狩熱 豊臣秀吉の時代は鷹飼育と鷹狩が空前の活況を呈した。諸大名は鷹の逸物を求めてやつきになっていた。秀吉は日向国・米良山の巢鷹（日向巢）の確保策を講じ、また松前鷹を居ながらにして確保するために鷹の通送策を確立した。

第七章 伊達政宗の鷹と鷹狩

第一節 伊達輝宗と鷹 そもそも本研究の発端となったのは、織田信長の伊達輝宗宛て書状（〔天正元年〕十二月廿八日付「伊達家文書」之一）に見える鷹のことであった。伊達輝宗は米澤城内に鷹部屋を構え、また、しばしば鷹狩をたのしんでいた。

第二節 信長と伊達の鷹 鷹数寄の人々の垂涎してやまぬ鷹が伊達領には多かった。織田信長・徳川家康は鷹匠を派遣してこれを求めた。米澤城のある出羽国は、古来、鷹の羽根を貢納する地方であったが、輝宗は、そのような地の利を巧みに活かして鷹を調教して進遣していたのである。あたかも名物茶器をめぐる政略に似て、鷹がやりとりされた。

第三節 目赤鶴取の鷹 めあかつるとり 豊臣秀吉の奥羽仕置と伊達政宗の間に逸物の鷹をめぐる思惑が行き交ったことがある。目赤鶴とは何か。それは「鴝」とぎであることをつきとめたのである。

第四節 戦国大名の年中行事の一つに鷹野初めが登場する。伊達家にその一例をさぐってみた。

第五節 伊達政宗の鷹と徳川家康 家康の統一戦略の中で伊達政宗との間に介在した鷹の問題は興味深い。家康の鷹匠・中河市助らと鷹買人・田中清六などは伊達領内に深く食い入り、鷹を求めることを主たる目的としつつ、背後では、戦国奥羽の諸将の情報をあつめていたのである。

第六節 仙台藩主伊達政宗の鷹狩 政宗の鷹場・鷹狩・鷹の贈答・鷹の鳥料理・鷹確保策・鷹匠法度・鳥の法度など戦国期から近世初頭の鷹と鷹狩を集約的に考察するには、伊達家の場合、史料が豊富であるので最適である。

第八章 徳川家康と鷹狩

第一節 浅井了意の鷹狩批判 仮名草子「浮世物語」の筆者浅井了意は豊臣秀吉と鷹の逸話を取り上げることによって、徳川將軍家の鷹狩を直截に批判した。江戸初期、將軍および大名の鷹狩が、庶民にとって甚だ迷惑なものであったことが分かる。

第二節 乱世の鷹と徳川家康 第五章第四節をふまえて、上杉・徳川同盟、伊達・徳川同盟、北条・徳川同盟などに介在した鷹について論及した。家康の鷹師・中河市助の奥羽における動向も見た。これは、前章第五節にかかわるものである。

第三節 徳川家康の鷹確保策 日向米良山の鷹巢奉行の設置、木曾鷹巢山の制度、松前鷹の海路を使った輸送および陸路運送の政策について具体例を挙げて論証した。

第四節 鷹の数寄者家康 徳川家康は自他ともに認める「鷹数寄」として知られるが、これを史実に基づき論証し、併せて側近に仕えた鷹匠を取り上げた。

第五節 大御所時代の鷹狩 家康の大御所時代十年間の頻繁な鷹野の理由を考察し、鷹に耽溺の余り陥った激情にも触れた。徳川家康は、天皇・公家・大名とその家臣および庶民の手から鷹と鷹狩を完全に奪い取った。千年にわたって蓄積された鷹術（鷹飼い・鷹故実・鷹儀礼・鷹匠等）を独占することに成功したといえる。将軍家は広大な鷹場を江戸周辺に占有し、逸物の鷹を集中的に入手したのである。

このようにして独占した鷹と鷹の獲物及び鷹場を徳川家の老臣と諸大名に下賜するのであるが、その際、伝統的な鷹の故実の儀礼を用いることを忘れなかったのである。

第九章 江戸初期大名の鷹と鷹狩

第一節 佐竹義宣と鷹 出羽秋田領に転封された佐竹義宣は松前・津軽の良鷹を入手し易く、かつ良好な鷹場を有することになった。佐竹義宣は、徳川家康・秀忠に頻りに逸物の鷹を進上し、また将軍家から鷹と鷹の鳥の下賜を受けていた。領内に「諸鳥法度」の制度を施行し、江戸と国元に多くの鷹匠を抱えていた。

第二節 松前の鷹 奥羽や松前の鷹は他の地方の鷹よりも一回り大きく強靱である。蝦夷松前地方の「鷹打場」と鷹捕獲の実態について考察した。また「鷹尾三十尻」という史料から矢作衆について触れた。

第三節 細川忠興と鷹 西南地方の大名の事例として肥前小倉（のち肥後熊本）城主、細川氏を取上げ、

「御鷹の下賜と鷹の鶴・高麗鷹・鷹匠と鷹の調教・鷹の鳥料理・鷹野」などについて考察した。

以上、一・二・三節を通じて、本章では江戸初期大名が、徳川將軍家を頂点とする鷹道にどのような制御されて行ったのかを実証したのである。すでに伊達政宗・酒井忠勝の例にも考察した問題と重なり合うけれども、その態様はそれぞれに特徴を有していたことが分かったのである。

第四節 鷹絵額と酒井忠勝

(一) 神前に鷹を供える儀礼 古来、賀茂・八幡・諏訪神社などの神前に鷹の獲物を進献したり(贄鷹)、鷹そのものを繫ぐ儀礼(神鷹)があつたが、江戸初期に至り「架ほこに据えた鷹の姿の絵」を額装して奉納することが始まつた。

(二) 東照宮の鷹絵額 屏風絵の「架鷹かようず図」あるいは「鷹絵額」などを専門に描く鷹絵師が存在したことが分かつた。日光東照宮の鷹絵額は若狭小浜城主・酒井忠勝が鷹絵師橋本長兵衛に描かせて、寛永十三年(一六三六)四月に東照宮に奉納したものである。

(三) 酒井忠勝の鷹 酒井忠勝は若狭小浜と越前敦賀を領したが、その地は松前鷹や津軽・出羽の鷹を海路運送して陸揚げする港でもあつた。逸物の鷹が集積し易い所であり、かつ、秀鷹をモデルとして描く鷹絵師などが生業を立て得る場所でもあつた。

酒井忠勝は武蔵・川越城主より転封され、その地に入るとすぐに逸物の鷹をそろえ始めたと考えられ

る。「架鷹図」屏風と「鷹絵額」のモデルにふさわしい鷹をそろえたと考えられる。

忠勝自身、小浜城下において、「鷹場鳥之法度」を制定し、鷹野のえものを江戸に送進させて料理に供している。当時の鳥料理の故実についても考察した。

なお、慶安四年（一六五二）五月のことだが、酒井忠勝は、手元に置いた鷹・鶴・雉などを、一斉に山野に放っている。それは、前月に没した將軍家光を悼む放生の儀礼であつたらう。

以上の研究を総合して述べれば、次のようなことが確言できるであろう。

①自然界に棲息する兎・鼠・鶴・白鳥・雉・鶉・雲雀等を餌とする鷲・鷹・鶴・雉などを捕獲して狩に駆使用する鷹飼を権力内部に独占的に抱え込んで放鷹（鷹狩）を行ったのは、古代においては天皇・親王及び貴族たちであつた。

②しかし、鷹の産地は地方にあつたから、郡司・百姓層からやがて在地豪族・武士にも鷹狩に耽溺する者たちが現われるにいたつたのであり、私養鷹の禁止や鷹狩停止令は有効に機能しなかつた。

③中世を通じて武士は公家放鷹の故実を摂取し、絶えず鷹書の知見に学ぶ鷹飼・犬飼の衆を召し抱えて鷹狩を行うようになっていった。

足利將軍家・守護大名・戦国大名もまた放鷹の故実・儀礼を吸収して行くが、織豊期に至り、我國の

鷹狩は大きく飛躍する。

④ 我国放鷹史上、中・近世移行期こそ、鷹狩が最高に流行した時代であると共に、この時期の鷹狩の種々相の中に、放鷹の長い伝統が拡散・弛緩しつつあったものを捲き直して新たな生命力を付与していったことが見出せるのである。

⑤ 徳川家康の無類の鷹数寄振りは、鷹狩を將軍家の独占物として凝り固めることに直結し、天皇及び公家、武士・庶民の元から鷹を取り上げることに成功した。

本研究は、國學院大學博士課程後期において、千々和教授のもとで取組んだものである。

なお、本論文をまとめるにあたっては、八幡印刷株式会社（福島県いわき市平字田町）の八幡美智子会長、八幡恭朗社長と業務部・林智昭部長に並々ならない支援をいただいたことに心より感謝したい。

平成二十六年九月二十三日

〔参考文献〕

立論上、引用した史料（出典）及び参考文献等は本文または章末後注に明示したので、ここではそれ以外の参考文献を掲出しておくものである。

- ① 遠藤公男氏 『盛岡藩御狩日記―江戸時代の野生動物誌』 講談社（平成六年）
- ② 佐藤憲一氏 『伊達政宗の手紙』 新潮選書（平成七年）
- ③ 波多野鷹氏 『鷹狩りへの招待』 筑摩書房（平成九年）
- ④ 盛本昌宏氏 『日本中世の贈与と負担』 校倉書房（平成九年）
- ⑤ 長谷川成一氏 『近世国家と東北大名』 吉川弘文館（平成十年）
- ⑥ 根崎光男氏 『將軍の鷹狩り』 同成社（平成十一年）
- ⑦ 大友一雄氏 『日本近世国家の権威と儀礼』 吉川弘文館（平成十一年）
- ⑧ 盛本昌広氏 『松平家忠日記』 角川選書（平成十一年）
- ⑨ 花見 薫氏 『天皇の鷹匠』 草思社（平成十四年）
- ⑩ 函 録氏 『徳川將軍家と鷹狩り』（平成十七年一月、財団法人徳川記念財団編集・発行）
- ⑪ 二本松泰子氏 『中世鷹書の文化伝承』 三弥井書店（平成二十三年）
- ⑫ 大塚紀子氏 『鷹匠の技とところ』 白水社（平成二十三年）
- ⑬ 大槻 太氏 『オオタカ10年間の観察記録』（平成二十三年）
- ⑭ 佐藤憲一氏 『素顔の伊達政宗』 洋泉社（平成二十四年）

